

日本・中国・韓国現代社会の基層構造に 関する実証的比較研究

(研究課題番号09044040)

平成9-11年度科学研究費補助金
(基盤研究(A)(2))

研究成果報告書

2000年4月

研究代表者 矢野 敬生

(早稲田大学人間科学部教授)

日本・中国・韓国現代社会の基層構造に 関する実証的比較研究

目 次

序 論

- 第1章 民族社会比較研究の意義と方法……………柿崎 京一…… 1
第2章 村落調査の手法と経緯……………矢野 敬生…… 9
—韓国忠清南道の両班村桃李里の事例から—
第3章 調査地の概況……………矢野 晋吾・矢野 敬生・吉沢 四郎…… 21

テーマⅠ：家・家族、同族・親族

- 第4章 家と同族の構造と変化……………柿崎 京一…… 53
第5章 家口と家族およびチプの営み……………林 在 圭…… 75

テーマⅡ：土地・労働・水利

- 第6章 水利秩序にみる村の「領域」総括……………大澤幸一郎・矢野 敬生…… 97
—八ヶ岳南麓村の事例—
第7章 村落における労働力の社会的性格……………矢野 晋吾…… 115
第8章 中国における土地問題……………堀口 健治…… 143
第9章 宗族マウルにおける水利慣行……………林 在 圭・矢野 敬生…… 151
—韓国忠清南道唐津郡宗族マウルの事例—

テーマⅢ：信仰・地域統合

- 第10章 祭祀組織とその象徴的構造……………矢野 敬生・林 在 圭…… 175
—長野県八ヶ岳南麓村の事例—
第11章 門中の構造と先祖祭祀……………林 在 圭…… 199
—忠南桃李里の忠壮公派門中を中心に—

総 括

- 第12章 移動と定住社会の構造……………柿崎 京一…… 223
—日・中・韓国の比較研究—
第13章 自然神・社縁・自然村……………柿崎 京一…… 237

- 付録 世帯調査票

序 論

第1章 民族社会比較研究の意義と方法

第2章 村落調査の手法と経緯
—韓国忠清南道の両班村桃李里の事例から—

第3章 調査地の概況

第1章 民族社会比較研究の意義と方法

柿崎京一

1 はじめに

最近の経済変動は、一国の経済現象が一国内に完結せず、他国間に連動しており、経済構造の地球規模化していることが改めて思い知らされる。また、高度に発達した交通・通信技術は、リアルタイムに世界の人びとの間に多様な情報の交換を可能にしている。こうした国際化の進展は、国家や民族の境界を希薄にし、人びとの社会圏を世界規模のものに拡大し、世界条件の均一化を促している。人類の「地球人」化と聞いても違和感を抱かせない現代である。

他方、20世紀を通じて、それぞれの民族には個性的な文化があり、その価値には絶対的な基準がないという、文化相対主義の考え方が自覚され、定着しつつあった。つまり、近代科学とキリスト教倫理を基礎とする西欧文化・文明の相対化である。しかし、最近の核実験を契機として健在したアメリカを含む西欧の発言にみるように、西欧文化・文明に対する自尊心が根強く、しばしば文化相対主義に挑戦する反相対主義の態度を印象づけるような言説も目立っている。

現代の「国際化」といわれる状況の背後には、こうした反相対主義、いわば西欧文化・文明の優位性を前提とした構造の介在していること、むしろ西欧文化・文明の国際化の再来と言っても言い過ぎでないかも知れない。人権や個人の尊重という普遍的価値も、西欧の口吻から発するとき、その純度について検証する必要がある。その豊かさを供与したことは、改めて言うまでもない。しかし、同時に近代科学のもたらしつつある負の効果が、人類の生存を脅かしつつあることも多言を要さない現実である。

こうした現代的趨勢に対して、大なり小なり疑問を抱き、警戒心を強めている識者も少なくない。また、国際的にこうした動きに物理的に抵抗しよ

うという危険な動きも台頭している。しかし、少し冷静にみると、残念ながら西欧文化・文明に代替し得るものがいまだ生成されていない、という現実がある。疑問を抱きながらも追従せざるを得ないという無力感、ニヒリズムの増幅しつつあることも事実である。懐疑することは重要であるが、そこからニヒリズムに陥ることも、いわんや物理的抵抗に駆り立てることは事態の解決をいよいよ混迷させ、不幸に追い込むだけであるだろう。

しかし、少し長期的な視野に立ってみると、近代科学に基礎を持つ現代工業文明は、せいぜい200年の歴史に過ぎず、しかも資源収奪型の一過性産業（pass away industry）である。いずれその命運の尽きることの予見可能な工業文明である。さらに、西欧文化・文明が過去に強権的に世界を席卷し、多くの異民族を振じ伏せ、馴致させたかのようにみえたが、第二次世界大戦後に各地に噴出している民族問題をみると、民族の存立を根底から消し去ることのできなかつたことが思い知らされる。

かつて日本も西欧に対抗するという口実のもとに、その内実は西欧の論理の延長上において無思慮な愚考を重ね、アジアの民族、とりわけ朝鮮や中国に耐え難い屈辱と苦痛を与えたことは記憶に新しい。

人類が長い間に払ってきた犠牲の代償として得たものは、西欧文化以外にも、それぞれの民族には独自の価値をもつ文化があるという認識の共有である。同時に民族文化を公平にみる態度の共有である。そこから正真の民族文化の比較が可能となり、民族文化の相互理解への可能性が切り開かれることになった。

有賀喜左衛門が「諸民族の文化はすべて価値ある特色を持っていることを正しく評価」し、「各民族の個性的な文化伝統を相互に尊重し合って、より大きな連帯関係を自覚的に結ぶこと」（『文

明・文化・文学』1980)の重要さを力説されていたことが想起される。いま改めてこの発言の大切さを認識し、その一步前進を期したい。

この共同研究を企画した者の一人として、その趣旨の一端について述べ、つぎに本論に移ることにしたい。

2 中・韓・日文化比較の意義

近年考古学をはじめ諸科学の発達によって、人類の交流の歴史が想像以上に古く、かつ広範にわたっていたことが明らかになりつつある。そうした成果を通して、それぞれの民族の個性的な文化というもの、実は他民族との交流を通して刺激され、自覚的により豊かな文化の創造へと発展したものであることを再認識させられる。そのことは民族固有の文化と言っても、決して純粋な、絶対的な文化の存在を意味するものでなく、いわんや文化の価値に絶対的な基準のないこと、つまり諸民族の文化の相対性を明確に示している。

そのような人類の交流史において日本の場合についてみると、その歴史の長さ、交流の密度において中国・韓国とは特別の関係にあったことは周知のとおりである。コミュニケーション手段として漢字は、文字通り中国文化の所産に淵源している。日本人の道德規範に強い影響を与えた儒教もまた同様である。さらに信仰世界に及ぼした中国仏教しかりである。この点は韓国もまたほぼ同様であった。その結果、一見すると、中国文化が日本や韓国に伝播し、三国間に共通の文化が展開したかのようである。事実、そうした認識、煎じつめて言えば文化の普遍化を主張する論者も少なくない。

しかし、少し注意してみると、こうした見方は修正を要することに気づかされる。その一つは、例えば信仰や宗教の領域をとってみると、儒教や中国仏教の伝播する以前に土着の信仰があった。それは韓国においても同様であったと思われる。つまり、それぞれの民族には素朴な信仰世界が既に創出されており、そうした信仰世界を基盤として儒教や中国仏教を受容していたという事実であ

る。見方を変えると、そうした信仰基盤によって受容を可能にしたということである。その結果、儒教や仏教の教義という客観的な原典は共通していても、それを日本人が解釈し、選択的に需要していく過程では、自ずから偏差の生ずることはむしろ当然である。その結果、仏教においては中国仏教がそうであったように、日本においては日本仏教という独自の仏教を発展させることになった。その点では韓国においても同様であった。

さらにもう一点だけあげると、文字の伝播が好例である。現在までの考古学の知見では、中国から文字の伝播する以前に日本に文字に相当する記号の存在していたという確認はないようである。それはともかくとして、中国文字、すなわち漢字の日本文化に及ぼした影響はきわめて大きかった。ところが周知のようにこの漢字の伝播以降に、この漢字を基に仮名^{かな}という音節文字を創出し、日本語の表記、生活、ことに女性をはじめとする日常生活に大きな便利をもたらした。この仮名は、ハングルのような音素を表す字母文字と異なり音節文字であるところに特徴がある。それはもともと日本語の音節構造が単純であり、また数も少ないところから、簡便な音節単位の文字が工夫されたものだろうと言われている。さらに、この漢字に関して言えば、同じ漢字であっても、その意味する内容が必ずしも同義でないところに、もう一つ重要な点があるし、この点は後に述べる各セッションで明らかとなるだろう。

この研究プロジェクトのねらいは、長くかつ緊密な交流を通して培われてきた三国の文化的近隣性に、それぞれの民族の創造した個性的な文化、つまり文化の異相について相互に確認し、正当な理解への道筋をつけることである。と同時に、そうした異文化への接近は、実は自己のよって立つ文化に対する自覚なり理解に通じるということでもある。異文化は「人間のための鏡」(C.Kluckhohn)と言われるように、日常的には無自覚であり、殆ど意識されることのない自己の担っている文化について、自問し、改めて理解する契機となることも重要である。

こうした知的営みは、自民族の文化中心主義を排除し、それぞれの民族の個性的な文化を正しく

評価し、尊重しあうことに通じる。国際交流を通じて、相互に自民族の文化をより豊かにし、より高次の交流へと発展することが期待されるし、三国の文化比較研究の意義でもある。

3 文化と民族・国家

今回の文部省科学研究費による本プロジェクトの課題は、中・韓・日本三国の民族社会の基礎構造の比較ということである。課題というよりは、むしろめざすというほうが適切である。というのは、現段階の研究水準において三国の基礎構造を明らかにし、その比較を行うことは困難である。そのためには、まず、三国のそれぞれの基礎構造に関する特定事象の事実について知ること、さらにそれらの事象を解釈し、記述する際概念について相互に理解することが大切と思う。そうした作業を通じて、三国のそれぞれの事象の実態についての理解を深め、概念の差異を確認することから出発して、やがて比較可能な概念に練り上げて行くことが必要であるだろう。それはたいへん忍耐の要する仕事であるが、それぞれの民族のもつ个性的かつ多様性を前提として研究を進めて行くうえでさけることができない。

以上のような前提に立って、今回の研究を実りのあるものにするためには、設定した課題に関係するいくつかの用語について最小限度触れておく必要があるだろう。というのは、特定事象に関する個別的事例を通して相互に理解を進めることが、このプロジェクトにおける第一義的な目的であるとしても、そこから議論を発展させるためには、この研究のテーマに関わる、文化、民族、または民族国家について、企画者の一人として、最小限度にその意図について触れておく必要があるように思う。といっても、この点は共同研究者間の討論をえて合意したものではなく、全くの私見である。また、これらの概念それ自体も今後の共同討論を通して次第に明確になる性質のものであることを前提にして、いわばその叩き台というほどの意味でしかないことをあらかじめ断っておきたい。

文化の定義は、人類学者の数ほどある、と言われるように、研究者によって多様であることは周知のとおりである。勿論、研究者は、それぞれの対象とした特定事象の説明概念として創出したものであるから、それなりに意味のあるものである。したがって事象から切り離して言葉だけの比較はもちろんのこと、いわんやそこから平均的、最大公約数的に文化の概念を抽出することはナンセンスである。

長年にわたり日本農村の実証研究に従事してきた者の一人として大きな反省の一つは、客観的という方法論への疑問である。この方法による陥りがちな欠陥は、データを蒐集し、研究者が予め用意した概念やモデル、それも多くは欧米の知的所産に負う分析科学的方法によって裁断し、普遍化して事足りりとする態度である。その結果、しばしば対象とした農民の生活をスポイルするという結果、深い傷を負わせることになる。「われわれは研究者のモルモットではない」という農民の反駁の高ずることにもなる。そうした状況の中からは、双方の信頼関係の成立する余地は生じない。勿論、研究の過程においてはそうした作業も必要であるとしても、農民や農民らによって形成されている村落社会の理解にとって重要なことは、彼らの生活は彼らの生活意識や価値観によって統合され、存在しているという事実を前提とすることである。その場合の、生活の統合を媒介するものが文化であると考えたい。

従来の文化研究では、文化を構成する諸要素を項目別に分類し、文化を定義するという方法が多くみられた。それに対して、文化を生活の統合概念として捉え、その統合性の内に特定文化の特徴なり性質を見出すことができるという見解を、Tylor, E.B. (1871、部分邦訳『原始文化』1962)らが比較的早くに主張していた。その後、この文化の統合的理解は、20世紀に入って機能主義的研究と共に多様な展開をもたらすことになった。

一方、日本において、生活の統合概念としての生活意識に注目した有賀喜左衛門によると、生活意識は「新しい生活条件を一定の基準に合わせて整理して考え」ていく際の「この基準として機能する」ものであったこの生活意識は、特定の個人

レベルの意識ではなく複数の人びとの、歴史的・社会的条件に規定された特定の社会に共有する意識である。それは、特定社会の文化、伝統であり、民族レベルでいえば民族的特質としての民族文化と呼ぶべきものであった。すなわち文化とは「特定の民族が持つ個性的な生活の全体を意味」し、「特定の民族の生活を総合的に把握する概念」というとき、有賀の文化概念は明白である。

こうした考え方が有賀の文化の考え方の基本である。そこでの鍵概念は生活意識であるが、この生活意識は有賀によれば「生活に存する心持ちとか考え方」であり、「生活全体を表象するもの」であった。それは、一定の意味をもった行動の規則性なり生活規範において、また個性的な生活様式や生活組織の全体的連関において、より具体的に捉えることが可能となるのであろう。

ここでは、以上の有賀の文化概念を手がかりとして、今後の研究を通して、より有効かつ精緻なものに練り上げていくことが期待される。

つぎに、民族の概念について若干触れてみたい。この民族の定義もまた多岐にわたっており、厳密に定義することが困難である。民族の成立要件としてしばしば出自の共通性、居住地の同一性がとりあげられることもみられる。しかしこれらの要件は、事実というよりは観念ないし identity の共有として位置づけられるものであるだろう。民族は、さきの有賀の所説に示されているように、すぐれて文化的・社会的な存在である。この文化的・社会的な存在として民族を内から規定する条件として出自・地域の観念なり identity が位置づけられる。

民族についてはこの程度にとどめ、もう一つの大きな課題である国際比較の方法について考えてみたい。

4 比較研究の方法

ここでは大別して二つの問題を取りあげてみたい。その一つは、比較研究の方法についての基本的な考え方である。第二は、その基本的考え方にもとづいて、より実践的な方法、すなわち、この

研究プロジェクトを構想するに当たって設定したいいくつかの課題についての解説である。

まず、第一の比較研究の基本的な考え方については、川田順造が分析概念の個別性と普遍性との関係について述べている中で、つぎの指摘が示唆的である。すなわち、異文化の比較研究をすすめていく場合には、できるだけ異文化の内側に入る努力によって、研究者の既存の概念と対象社会の成員がもつ概念とのへだたりを知り、そのへだたりを比較可能な形に高める努力が重要である。そこからより普遍的なものを模索する道がひらけるのであり、「求められる普遍性は、あくまで多様性から出発して求められるべきであって、たとえば近代西洋の知的環境で作りあげられた概念やモデルを異文化の対象の得に押し広げ、『普遍化』して事足りりとするのであってはならない」（『無文字社会の歴史』1990）という警告に、十分耳を傾ける必要がある。

さて、さきの文化の概念について、有賀の見解を中心にみてきたのであるが、有賀の文化の鍵概念は生活意識であった。この生活意識は「生活に存する心持ちとか考え方」と言われるものであった。これを文化人類学の知見に照応して見ると、特定社会の人びとの持つ生活体験に根ざして形成された、自然、自己、社会という世界をみる固有の見方（世界観）であり、また、その社会において望ましきものについての概念（Ethos）に近い。こうした世界観や Ethos を人びとの意味ある行動、とくにその行動の規則性から読み取ることによって理解することが可能である、というように言い換えることもできよう。

さらに生活意識はすなわち「生活全体を表象するもの」についても、特定の社会では、人びとはある共通の世界観に無意識的に依存し、またある価値観または Ethos を共有し、そこから生活様式やムードを形成することになるという指摘と、部分的に通じる。

文化のそうした無意識的、集合的な部分は、川田によれば「それを直接生きている人びとにとっては、意識化してとらえられないことが多い」。その結果「研究者が属している文化とは異なる文化の研究が大切な意味をもつ理由もそこにある」

ということになる。

このようにみえてくると、日常生活における文化を、人びとの生活や行動の中から、とくに「見えない部分」にも注意を払って、その伝達する意味の構造を解釈することが求められることになる。

森岡清美は、有賀の先駆的な試みの検証を通じて国際比較の方法に二種のあることを指摘している。その一つは「民族文化圏を超えて、より普遍的一般的な知見を達成するための国際比較」である。第二は「民族文化圏の間の比較によって特定文化圏内の特定事象に新たな光を投げ、かくてその事象のより深い理解に到達しようとするもの」である。後者は特定民族文化圏の個別的な理解を目的とするものである。われわれもまた森岡の指示方向に従って、後者の必ずしも単一とは限らない個別的な理解を目的とする道をとることになる。

この個別的な理解を目的とする方法は、これまで述べてきた文化の理解にとっても適合するものであることは繰り返すまでもなく、自明のことである。

以上の異文化、さらにその比較に関する考え方を前提にして、この日中韓の国際比較プロジェクトの構想に当って、以下のような課題を設定した。

その第1は、対象を村落に限定したことである。それには、三国の共同研究者が村落を研究対象としているという共通の点も無視できないが、それ以上に対象となる人びとの生活に密着し、詳しく観察・調査が相対的に他の地域よりも容易であること。さらに、それぞれの民族社会の固有の文化を相対的に濃密かつ顕在的に表出しているという利点などが挙げられる。

第2は、特定事象の事例研究であること。その場合、特定事象の設定にあたっては、農村の人びとの生活にとって基本的要件をなしており、かつ三国に共通している事象であること、それと同時に三国の共同研究者は、社会学・人類学・農業経済学の三つの領域から構成している点も考慮に入れて、(1) 家族・家庭・家・同族・宗族という、主として社会学の領域に入るもの、(2) 土地・労働という農業経済学を中心とする領域、さらに(3) として信仰・祭祀および地域統合という主として人類学のカバーしている領域である。もっ

とも、諸事象と学問分野は、あくまで暫定的なものであり、相互に交錯することは当然予想されることである。

また、事例研究であることを重視し、それぞれの事象について三国の事実について具体的な知識を得ることを第一義とする。したがって本研究の共通テーマに、三国を挙げているが、いずれの報告も、国全体を総括したり、代表するものでないことを予め断っておきたい。

第3は、事例研究の焦点は、現代の村落生活の理解に重点をおくことである。勿論、特定の対象によっては過去の歴史的事実に遡及し、その特質を明らかにすることが必要であるとしても、それが何らの形で現代の村落生活に意味をもっているものであることを前提としている。

第4は、特殊な意味内容を一般的に理解し、比較可能な共通の設問項目に整序することをめざすということである。繰り返すまでもなく、この研究では、事例を超えて比較したり、平均化して一般化することでも、いわんや普遍的な法則性を定立することでもない。それぞれの特定事象の事例の中で、その意味内容を一般的に理解できることをめざす。この点は特に共同討論に期待されることになる。同時にやや欲張った希望をあげると、比較可能な共通の設問項目に整序し、今後の共同研究の促進に役立つことを期待したい。もっとも、今回の事例報告はそうした作業への手がかかりをえることになるわけであるから、今回の科学費研究完了後も継続することになる。

5 三国農村調査から得た若干の知見

中国・韓国の諸先生方のご協力によって、筆者（柿崎）は中国（1991年以降）と韓国（1993年以降）農村研究を継続している。ようやく研究が軌道にのり始めたばかりである。調査の手始めとして世帯調査票を作成し、全世帯を対象として悉皆調査を実施した（次章参照）。その際に、表1にみるような調査項目を入れ、農民の生活規範意識の調査を試みた。勿論、政治体制や社会構造の異質な社会を対象として共通の項目を設定するこ

と、それ自体無理のあることを承知の上の試みである。

表1 生活規範意識調査の選択肢

	日 本	韓 国	中 国
1	田畑山林を手放さないこと	同じ	分配された耕地は自分で長く生産を続けること
2	収入を多くし経済的に安定すること	同じ	同じ
3	跡継ぎを確保すること	男の子供を産み一人前に育てること	子供を育てて老後に備えること
4	先祖供養を絶やさないこと	同じ	同じ
5	本分家や親類付き合いを大切にすること	門中や親戚づきあいを大切にすること	一族や親戚づきあいを大切にすること
6	近所づきあいを大切にすること	同じ	同じ
7	共同作業に積極的に参加すること	村の共同集会や活動に参加すること	村の共同作業や学習に進んで参加すること
8	人に迷惑をかけないようにすること	同じ	同じ

表2 生活規範意識

	日 本		韓 国	中 国	
	A	B		A	B
1	4.7	13.4	14.6	3.1	30.2
2	8.6	8.3	10.8	36.3	19.2
3	10.0	14.5	17.5	3.8	8.4
4	15.9	19.6	10.5	2.3	1.6
5	8.1	9.2	13.7	9.6	8.8
6	30.1	20.1	17.8	18.4	8.0
7	4.2	3.0	5.0	17.7	21.0
8	18.4	13.4	9.9	9.2	2.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注)日本 A 都市近郊兼業村 (茨城県・牛久市桂地区) 1995.6 調査
 B 過疎・高齢化山村 (山梨県芦川村上芦川地区) 1994.6 調査
 韓国 山間農業村 (忠清南道唐津郡桃李里地区) 1996.7 調査
 中国 A 都市近郊工業化村 (山東省萊蕪市孟花園村) 1992.8-9 調査
 B 山村村営企業化村 (山東省萊蕪市房干村) 1991.8 調査
 各選択肢の得点算出法: 1位3点・2位2点・3位1点を加え集計した。

日本の農山漁村調査については 1988 年以降毎年早稲田大学人間科学部基礎科学科の村落社会学調査実習を継続してきたが、その際に表1にみられる調査項目について面接聴取を実施してきた。その結果、日本の村では山村、漁村、純農村、都

市近郊農村を問わず、ある共通の傾向がみられた (表2参照)。

それは、いずれのむらでも (6)「近所づきあいを大切にすること」が最高得点を得ていることである。これについて高いのは (4)「先祖供養を絶やさないこと」と、(8)「人に迷惑をかけないようにすること」がほぼ拮抗していた。これらのデータの厳密な解釈においては、それらの各選択肢に関連する他の諸条件との関係を考慮に入れる必要がある。しかし、さまざまな村落生活形態を貫通してこうも共通しているところを見ると、何か日本の村落一般の特徴として捉えられるように思われる。つまり、村落内に超代的に連続して長く住み続けている場合、或いは将来そうした連続を志向している場合には、(6)が重視され、(8)も一般公衆道徳と言うよりは(6)に準じた生活規範意識を表出しているものと解される。

また、(4)「先祖供養を絶やさないこと」は、一見すると仏教信仰の篤いことのようにみえるが、それよりは家の先祖を祀ることによって自分との系譜上の一体感の発想、つまり家の意識の発現として注目される。

韓国の場合は (7)「村の共同集会や活動に参加すること」が低率である以外は、他の項目に大きな有意差はない。その中で (6)、(3)「男の子どもを産み一人前に育てること」と共に、韓国の伝統的親族構造である男子血統の連続と強固な門中のネットワークの実態を表出しているとみることができよう。

中国では政治・社会体制が上記の二国と基本的に異なるため、いよいよ共通の項目による調査が困難である。この点を承知のうえで、敢えて得点率をみると、(1)、(2)の経済および(7)の集団活動が高率である。そうした状況の中で、都市近郊のAの場合に(6)の高率が目立つ。その理由はよく分からないが、現在の村内の近隣組はかつての保用制を継承しており、この村の開発の古いこと、さらに工業や都市の公共諸機関の移転などによって都市化・工業化が急速に進んでいる現在と何らかの相関があるのかも知れない。

以上が、村落における農民の生活規範意識に関

する三国の調査結果の概要の一端である。

さらに、日本の同族と、中・韓の宗族の構造の対比において顕著な違いは、日本の同族の場合、聚落的家連合と呼ばれるように、日常生活上の共同集団である。そのため、この同族の存続要件は、居住地の近接を条件としている。したがって、たとえ家の本家分家という系譜関係が確認されていても、離村して日常的接触が不可能になると、同族の成員から除外されることになった。

この点、中国や韓国、とくに韓国の宗族の場合には何処に移動しても、宗族の成員としての地位は原則として不変である。つまり宗族の関係は、象徴としての本貫はあっても現実には地域に拘束されることはなく広がりをもっている。

すなわち、日本では地域に凝集する集団性に特徴があるのに対して韓国や中国では地域的制約を離れた関係ネットワーク形態という対照的性格をもつ。

こうした性格の違いは、宗族（信仰）にみる組織と個人の場合にも同様である。村落調査に入った当初は、こうした違いに戸惑ったこともしばしばであり、世帯単位の村外移動をはじめ、

中国では特に個人の移動の頻度が高い。こうした現象も、当初はいささか奇異に感じたものである。

こうした個別の事象をごく普通のこととして、一貫して理解する、解釈上の媒介概念として、「定住文化型」と「移動文化型」の二形態を設定し、これを基準にして読みとくことがひとつの有効な指針となるように思われる。この両概念の本格的な検討は今後に残された課題である。

参考・引用文献

柿崎京一・黒崎八洲次良・間宏編 1988

『有賀喜左衛門研究』御茶の水書房
有賀喜左衛門著、中野卓編 1980

『文明・文化・文字』御茶の水書房
山口修・斎藤和恵編 1995『比較文化論』
世界思想社

川田順造 1990『無文字社会の歴史』岩波書店

C. ギャーツ、吉田禎吾・柳川啓一・中牧弘允・
板橋作美訳 1987『文化の解釈学』全二巻、
岩波書店

第2章 村落調査の手法と経緯

—韓国忠清南道の兩班村桃李里の事例から—

矢野敬生

はじめに

本章では我々の用いた村落調査の手法と調査の経緯について述べるが、ここでは1996年夏期に実施した韓国忠清南道の兩班村落・桃李里における悉皆調査に焦点を当て、(1)本調査に至るまでの経緯と(2)調査方法についてのみ記述することにしたい。①村落悉皆調査の手法については、韓国調査を事例として取り上げる。②ただし前述したように同様の手法は、日本の瀬沢新田区、中国の房幹村においても行われている。これらについては以下の刊行物を参照されたい。1)瀬沢新田の事例については早稲田大学人間科学部村落社会学実習報告書『八ヶ岳山麓村の農耕と生活慣行—長野県富士見町瀬沢新田区の事例』(1994年)、2)房幹村の事例については、我々の研究メンバーである柿崎、吉沢の両教授が参加した、科学研究費、研究プロジェクト、平成3～5年度科学研究費補助金(国際学術研究)『中国都市農村の社会変動に関する実証的研究』(研究代表者:青井和夫、研究課題番号03041070)に負っている。詳細については、青井和夫編『中国の産業化と地域生活』(東京大学出版会、1996)を参照願いたい。

ところで近年、韓国や中国に関する関心、特に経済発展に伴う社会変動は多くの研究者が注目するところとなり、その成果も多く公刊されている。しかし、研究の蓄積が増えているにも関わらず、①その多くは中国ないし韓国のいずれか1国を対象としており、②特定の研究領域に限られ、③既存文献・資料に基づく啓蒙的、概況的内容のものが目立つ。特に、④現代社会の実証的方法にもとづく社会学分野の研究は極めて乏しい。

特に、日本の研究者による戦後の中国・韓国村落を対象とした実証研究は、民俗学・文化人類学の分野において先行しており、社会学分野の本格

的な研究の歴史は浅いのが現状である。

異民族社会の理解にとってとりわけ重要なことは、社会現象の表層の考察にとどまらず、その基層をなす社会・文化的構造、特に「民族の心」ともいべき生活意識・エートスの解明である。こうした基層の理解を通して、日本・韓国・中国における現代の社会変動の個性的・創造的な特質を明らかにすることが肝要であると思われる。加えて、日本・韓国・中国相互の関係の歴史は長く、かつ密接であった。そうした歴史の過程を通じて形成された民俗社会の有り様も無視することは出来ない。

そこで我々は、①長期に渡って日本の村落社会の実証的研究を進めており、同時に②中国・韓国との比較研究に関心を持ち、既に両国の実証研究を同時並行的に進展させつつある研究者を動員し、③実証的研究に基づく三国の民俗社会の比較を通してその異同を明らかにし、それぞれの民俗文化の特質を究明しようとするを目的として、日本・韓国・中国の3国の民俗社会の基礎構造を比較研究するプロジェクトを開始した。

このプロジェクトでは、社会変動の渦中にある日本・韓国・中国の現代社会の特質、とりわけ変動過程の異同を理解するための前提として、①それぞれの民俗社会を構成する核となる基層文化の検証にあたって、②そうした文化的環境を比較的濃密に表出していると思われる村落社会を対象とし、③これまで本研究の共同研究者らによって進められてきた研究成果に基づき、分析視点のキーワードを設定し、④村落社会の実証研究を通してその異同を明らかにすることを目的としている。さらに、⑤この研究を通して、共通の漢字表記の基本的な用語について、その異同を明らかにすることも自覚的に行うことを目標として設定した。

ところで我々の調査手法について詳述する理由は、1980年代以来、民族誌学においては「いか

に記述するか」が主たる関心事となってきた背景がある。しかし、「書く」ことの前段階として、いかなる方法によって「歩く・見る・聞く」というフィールドワークがなされてきたのか、言い換えれば「調査者が現地の人とどのような形で関わり、またどのような手続きを経て資料やデータを収集したのか」という点については、これまで多くが秘匿されてきた。

そこで本論文ではこうした状況にかんがみ、私たちがここ 10 年にわたり日本での村落調査で練り上げてきた手法に基づいて、韓国両班村村落へアプローチした手法を明示し、こうした我々の手法の利点と難点を洗い出すことをひとつの目的としている。このことは、定性的なフィールドワーク研究における信頼性の問題とも深く関わるものであると考えるからである。

そこで主に我々の用いた調査手法についてと、そうした調査手法を実施して明白になった事実とをあわせて考察するものとする。

1 村落調査の手法

(1) 調査のねらい

既述のように、本プロジェクトは日本・韓国・中国の3国の民俗社会の基礎構造を比較研究することを目的に科研費申請に先立って開始された。これまで柿崎を中心に、社会学者としては異例の長期継続調査を実施してきている。

例えば中国では山東省萊蕪市鹿野郷房幹村、及び同市萊城区孟花園村において 1991 年より調査を開始し、以後毎年、継続的に調査を行ってきた。

こうした中国における調査研究と並行して、韓国においても、1992 年以来、研究を進めるべく事前の交渉を行ってきた。

本プロジェクトにおける韓国村落の研究にあたっては、社会学を中心に民俗学・文化人類学との共同により、特定の村落を対象とした総合的、インテンシヴな事例研究を行うことを目指してきた。そこで、韓国の研究者と我々日本側のメンバーとの間で、研究方針について幾度も議論を重ね

た結果、本研究では近年急速に変動しつつある韓国の農村・漁村を対象として①変化以前の村落構造の特質を解明することで、韓国の村落、ひいては韓国の民族的特質について明らかにすること、②新興工業国の一翼を担う韓国における村落社会の変化のプロセスの継時的把握とその変動要因の考察を行い、変動の実態を明らかにすること、③社会変動に伴い派生する問題を析出し、日本の村落の現状との対比において、その問題の解決の方途について比較検討すること、④本研究を通じて日韓村落社会の比較研究の発展のため、基本的学術用語の異同について実証的データに基づいて明らかにすること、以上の4点を主な目的として設定した。

そして具体的には、韓国研究者の研究分担の協力を得て、韓国の村落の社会構造と変動についての総合的モノグラフ研究を行うことを構想し、

①調査対象村落については、ソウル特別市を含む京畿道に接する忠清南道唐津郡の農村・漁村を選定した。それはこの地域が、最近になって都市化・産業化の急激に進行している地域であるが、古くは中国・山東省との経済・文化交流の歴史があり、近年両国の国交回復により再び交流の一拠点としての兆候が現出しつつあることが選択のひとつの背景となっている。

②調査方法は、世帯調査票による村落の悉皆調査を中核に、各メンバーの分担課題に即した事例聴取調査および、郡・面・里の行政機関や各種団体の調査をあわせて行う。

③各年度ごとの調査結果について、中間検討報告会を行う。

④最終的な研究報告書を刊行する。

という手順ですすめることに日韓両国の研究者間で合意をみた。

こうした方針の中で特に以下の点を調査地選定の際の要件とした。すなわち①本研究では現地調査による実証研究を重視すること。特に民族の生活意識、エートスまで分け入るためには、人々の日常生活に接触・参与することが不可欠である。そのために参与調査に協力していただける村落を選定する。②研究対象を、特に韓国の伝統的社会・文化の比較的顕在的と思われる同族村を選

定すること。③過去の歴史に可及的に遡及できる手がかりとなる資料の比較的多く保存されている村落、特に日韓関係の歴史を具体的に示す事実の存在している村落を対象とする。以上のような要件をみだす調査対象地の選定のプロセスについては次節で述べることにする。

次に、我々が用いた具体的な方法について述べておきたい。我々のとった手法は、社会学がしばしば採用する「世帯調査票を中心とする面接聴取によるデータの収集法」と、文化人類学が通例用いる「単独でかつ長期間にわたる参与観察法」、あるいは民俗学の「聴き書調査」といった、関連する諸分野の方法のもつ利点を生かすことを考えた。とはいえ、現地調査に対する時間的・経済的制約もあり、①対象村落における短期集中的な、全戸悉皆調査を行う。その際、②共同研究者は集落内に住み込むことによって可能な限り参与調査を行う。その後においては、③各研究分担課題に即して、比較的短期間の面接聴取、集中参与調査及び行政資料や文献の収集作業を繰り返す。さらに、④韓国の共同研究者との間で、実態の分析・解釈をめぐって討議を重ね、同一地域でともに調査を行う、という調査方法を生み出した。これはちょうど、柿崎が参加した日本の社会学研究者による中国村落の研究（文部省科研費課題番号03041070、代表：青井和夫流通経済大教授、「中国都市・農村の社会変動に関する実証的研究」）と、矢野が参加した、日本・フィリピンの文化人類学者らの共同学術研究グループで実施したフィリピン・ピサヤ地方の調査（科研費課題番号0304015、代表：牛島巖筑波大教授、「フィリピン中央・西ピサヤ諸島における漁家漁業と地域市場に関する文化人類学的研究」）をプロトタイプとする、その折衷策として位置づけられる。

（2）調査の経緯

つぎに、本プロジェクトの経緯、特に韓国村落に本調査に入るまでの事前の研究と先方とのやりとりの経緯について、述べることにしたい。

中国研究については、日本の村落社会を対象として数十年にわたる調査経験を有する柿崎が、

1979年に訪中して以来、日中社会学者の交流に参加し、以後中国社会科学院・北京大学の社会学者との交流を進めてきた。殊に、1991年より文部省科学研究費の交付をうけて、本格的な国際学術研究に参加し、中国農村社会の輪郭の把握と、問題の所在を明確にすることに専念してきた。

長年の夢であった韓国調査は、1991年にソウル大学の社会学研究者との交流のため柿崎が訪韓した際、李萬甲ソウル大学名誉教授・金一鐵（ソウル大学）教授ら農村社会学者との意見交換、京畿道の農村見学、主としてセマウル運動について聴取を行うことを皮切りに具体化した（予備調査1）。翌1992年には柿崎・矢野が済州島の漁村を一巡した後、全南大学校の農村社会学者・崔在律（全南大学）教授の案内で全羅南道・和順郡下の両班同族村を見学。ソウルでは李萬甲名誉教授、金一鐵教授らと研究交流を行った（予備調査2）。

そして1993年は、これまでの訪韓と研究交流、及び既存の研究資料に基づいて、柿崎、矢野及び黄元淳が忠清南道の瑞山郡・泰安郡の農・漁村の予備調査のため訪韓。金一鐵教授の紹介により李權洙教授（梨花女子大名誉教授・現韓瑞大学校）と面識を得、先生の案内により郡役所・面役所にて聴取・資料収集、さらに里長の案内により調査候補村落に入り、概況調査を行い、調査研究確定の際の協力について快諾を得た（予備調査3）。この間、韓国精神文化研究院の文玉杓教授、忠南大学社会科学部の金弼東教授らとの面識も得て、かねて研究交流を続けてきた教授らとともに、韓国内での調査活動に協力してもらうことで合意に達した。

続く1994年には、5月4日～9日の日程で柿崎、林在圭が金一鐵教授と同行の上、李權洙教授と忠壯公派宗会の主席副会長・南基重氏の案内で忠清南道唐津郡桃李里を訪問。両班同族村の概況と門中組織について教示を受けるとともに、門中の成員でもある里長や宗家に今後の調査日程などについて再度依頼する。また、面事務所関連資料を入手し、郡の広報室の案内で漁村の調査候補地を見学した。

1995年9月10～16日、柿崎、吉沢、松田、小玉教授が唐津郡を訪問（予備調査5）。郡庁、

面事務所等を訪問し、桃李里調査研究についての了解を得、郡長の接待を受けた。さらに、桃李里を訪れ、里長及び南氏宗族の役員らと懇談し、調査研究の依頼を兼ねて予備調査を行った。桃李里を選定した理由は、①比較的伝統的社会的構造を維持している両班村であり、日本の同族村などとの比較が可能なこと、②村落規模が研究者の人数に対比して適正であること、③両班宗家の当主の曾祖母が李權洙教授の家から婚入しているといった縁故事情、④門中の成立・村の開発過程において日本との深いつながりがあること、などが挙げられる。

この年、日本・韓国・中国の研究者による「早稲田大学特定課題研究（国際共同研究）」（No.95 C、代表：柿崎京一、「日・中・韓国の民族社会の基礎構造に関する比較研究」）の研究費の交付を受け、国際共同研究集団を組織する。メンバーは以下の通りである（略歴は1995年当時）。

日本：柿崎京一（早稲田大学教授）、間宏（早稲田大学教授）、堀口健治（早稲田大学教授）、吉沢四郎（中央大学教授）、松田苑子（淑徳大学教授）、児玉敏彦（千葉商科大学教授）、矢野敬生（早稲田大学教授）、松川昭子（早稲田大学助手）、林在圭（早稲田大学大学院後期博士課程＝韓国留学生）、矢野晋吾（早稲田大学大学院後期博士課程）、黄元淳（早稲田大学大学院後期博士課程＝韓国留学生）。

韓国：金一鐵（ソウル大学社会科学部教授）、韓相福（ソウル大学社会科学部教授）、文玉杓（韓国精神文化研究院教授）、金弼東（忠南大学社会科学部教授）、宗正基（全北大学社会科学部講師）。
中国：陸学芸（中国社会科学院教授）、張厚義（中国社会科学院教授）、王韻（中国社会科学院助教授）、羅紅光（中国社会科学院講師）、王思斌（北京大学社会学部教授）。

日本側研究者の間では、これを機に毎月、月例研究会を開催することになった。

1996年3月には本格的な調査に向け、後述するように、キーワードの選定を行った。その後、各研究者はそれぞれの研究関心に基づくキーワードを手がかりに悉皆調査票の作成と、聴き書調査に向けた事前の研究を進めることになる。

同年5月20～23日には柿崎・矢野・林が訪韓し、金一鐵教授に同行していただき、郡役所、警察・軍関係機関、農協公社等に桃李里における調査の説明と協力を依頼した。また現地では、世帯調査票の調査項目設定に関する基礎調査を実施した。そして、本調査の日程を7月9～23日と決定し、郡庁・面事務所、里長、宗家への挨拶を行った。その際、韓国側スタッフ（金一鐵教授、金弼東教授、宗正基講師）に世帯別悉皆調査票の詳細なチェックをしてもらう。

他方、韓国の研究者も度々訪日され、日本側スタッフと意見交換や、日本の村落調査研究を行ってきた。具体的には、李萬甲教授の訪日を皮切りに、金一鐵教授が飛騨白川郷及び静岡県豊岡村の視察に訪れたほか、崔在律教授が訪問研究員として3ヵ月間にわたって早稲田大学に滞在された。1995年12月3～10日には、金一鐵教授、韓相福教授、文玉杓教授、金弼東教授が来日し、秋田県平鹿町の同族村と、栃木県塩原町の山村と酪農地帯などを調査・視察し、同時に日本側研究メンバーとの打ち合わせを行い、さらに1996年8月には金弼東教授以下、忠南大学のメンバー3人が長野県下の2つの農協調査に来日した。このように日韓両国の研究者の間で相互的な学術交流を行ってきた。交流がスムーズに進行した背景には、韓国の先生方が日本語に堪能であり、日本村落の調査経験を有していること（文玉杓教授は群馬県片品村でのフィールドワークをまとめた論文によりオックスフォード大学から学位を取得、宗正基教授は対馬漁村の調査研究の成果により仏教大学から博士号を取得されている）を見逃すわけにはいかない。

文部省・科研費の交付をうけていた1997年度以降の韓国における主な調査日程は以下のとおりである。

1997年9月1日～9月20日：

柿崎京一・小玉敏彦・吉沢四郎・林在圭・黄元淳→周辺地域のサーベイと韓国側研究者との研究打ち合わせ

1998年3月22日～3月31日：

柿崎京一・林在圭→ライフヒストリーを中心とした戦前期の家経営と古老からの聞き

書き
 1998年12月3日～12月8日：
 林在圭→門中組織の調査
 1998年9月17日～12月8日：
 柿崎・林在圭・矢野晋吾→干潟地帯の調査、日韓関係（三・一運動史）の聞き書き
 1999年1月24日～1月31日：
 矢野敬生・柿崎京一・林在圭・矢野晋吾→祭祀（忌祭）の参与観察
 1999年3月2日～3月8日：
 柿崎京一・林在圭・矢野晋吾→家経営と家

族・チップに関する聞き書き調査
 1999年11月24日～11月30日：
 矢野敬生・林在圭→水利慣行調査
 2000年1月27日～2月8日：
 矢野敬生・林在圭→土地開発と生業の展開に関する調査を年中行事と参与観察
 なお、日中韓三国の調査の中間総括として、1998年7月19日～21日に日中韓国際シンポジウムを開催した。スケジュールおよび発表内容は以下のとおりである。

「民族社会の基礎構造—日本・中国・韓国の比較研究—」
 早稲田大学国際会議場

<p>第1日 1998年 7月19日（日曜） 開会式（挨拶 早大人間総合研究センター所長 嵯峨座晴夫） 基調報告 報告：柿崎京一（早稲田大学） 「民族社会比較研究の意義と方法」 テーマセッションⅠ（前半 司会：松田苑子・韓相福・李小慧） 報告：金弼東（忠南大学校） 「韓国宗教集団の構造と変化—忠清南道唐津郡の—宗教マウルの事例—」 テーマセッションⅠ（後半 司会：松田苑子・韓相福・李小慧） 報告：文玉杓（韓国精神文化研究院） 「韓国農村の家族生活と儀礼—忠清南道唐津郡桃李里の事例—」 報告：王思斌・李小慧（北京大学） 「血縁と利益によって形成される東村の家族」 報告：楊善華（北京大学） 「個人請負企業の展開と家族関係の再編成」 報告：柿崎京一 「家と同族の構造と変化」 レセプション（於：大隈会館）</p>
<p>第2日 1998年 7月20日（月曜） テーマセッションⅡ（前半 司会：吉沢四郎・金一鐵・張厚義） 報告：矢野晋吾（早稲田大学） 「村落における労働力の社会的性格—八ヶ岳南麓村の事例—」 報告：大澤幸一郎（早稲田大学） 「水利秩序にみる村の『領域』統括—八ヶ岳南麓瀬沢新田村の事例—」 テーマセッションⅡ（後半 司会：吉沢四郎・金一鐵・張厚義） 報告：韓道鉉（韓国精神文化研究院） 「土地・親族・経済活動—忠清南道唐津郡桃李里の事例—」 報告：張厚義・王頡（中国社会科学院） 「中国農村構造の分化と再組織」 テーマセッションⅢ（前半 司会：小玉敏彦・文玉杓・陸学芸） 報告：矢野敬生・林在圭（早稲田大学） 「瀬沢新田における祭祀組織とその構造」</p>
<p>第3日 1998年 7月21日（火曜） テーマセッションⅢ（後半 司会：小玉敏彦・文玉杓・陸学芸） 報告：宋正基（全北大学校） 「韓国宗教マウルの祖先祭祀と社会統合について」 報告：羅紅光（中国社会科学院） 「国家公有制の中の民間公有化形態—黒龍潭の人々の儀礼的活動から見た民間公有化型式—」 総合討論（司会：矢野敬生） 論点提示：堀口健治・吉沢四郎・松田苑子・金一鐵・陸学芸（林在圭・李小慧）</p>

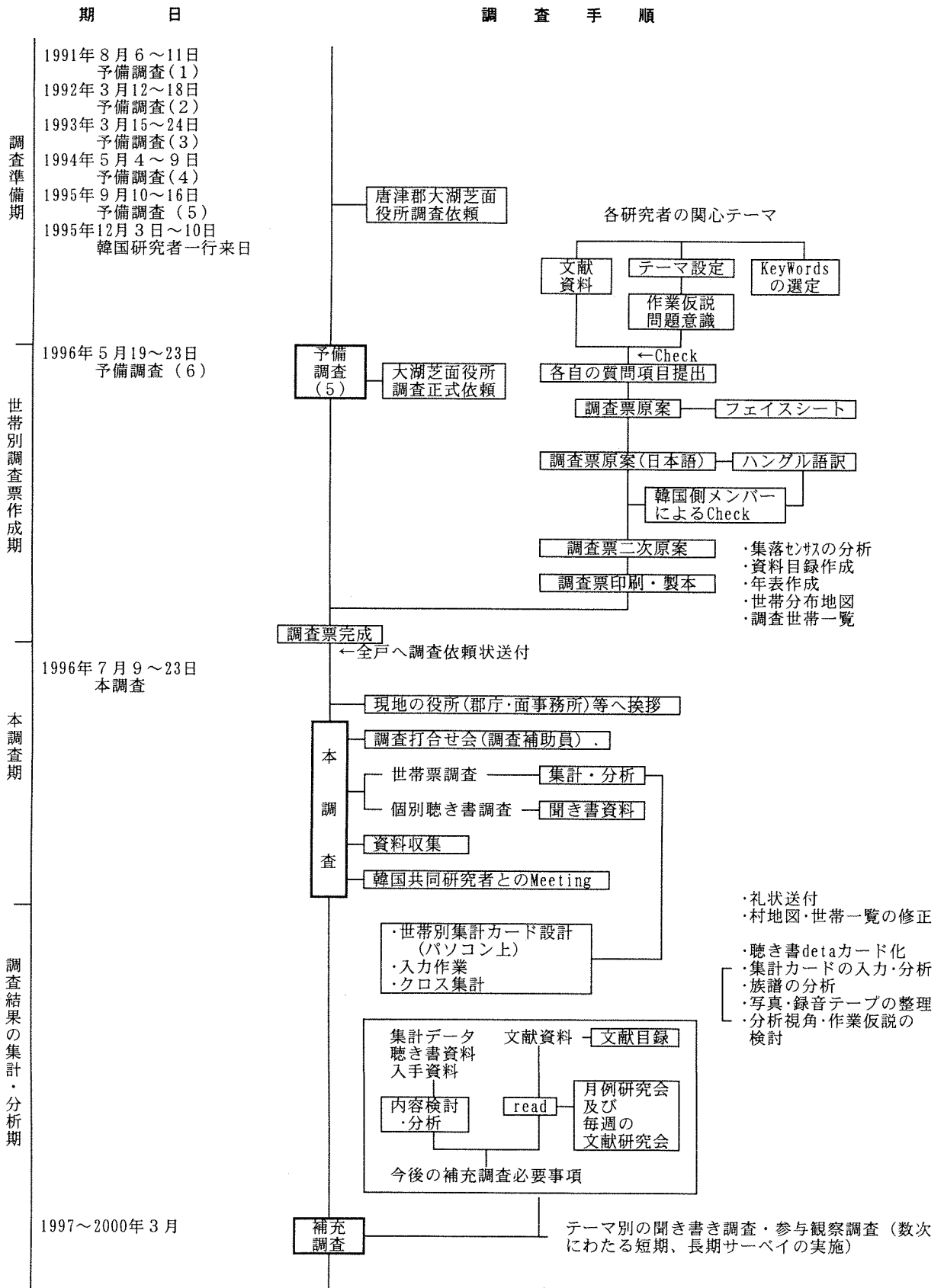


図1 調査実施経過のフローチャート

(3) 一村落を対象とした全世界帯悉皆調査の手法

本プロジェクトの対象となる日本、韓国、中国の3国は、歴史的には漢字表記の言語文化圏をなしている。しかし、例えば「家」という語が3国において存在するにも関わらず、その意味する内容はそれぞれの国により異なっている。このように、基本的な用語の異同を明らかにすることは共同研究上、不可欠であり、本プロジェクトの目的のひとつともなっている。我々は、各国の研究者が共同で調査を行うにあたっては、こうした基本的な用語に焦点を絞って研究を進めることによって、基層文化の異同をより明示的に出来ると考え、研究にあたってのキーワードを選定することにした。こうした視点は韓国における集落の全世界帯を対象とした悉皆調査においても、同様の考慮を払い調査票の作成を行うことにした。

その際のキーワードには、①三国のそれぞれの現代社会を理解するうえで基本的に重要と思われる概念（キーワード）を抽出する、②抽出したキーワードを中心テーマとする実証的事例研究（モノグラフ）を、それぞれの国について報告する。かつキーワードの異同を通して文化・社会の差異を明らかにする。こうした点を念頭に置いて、各研究者がキーワードの選定・提出を96年2月末までお願いした。提案されたキーワード案は、柿崎・矢野ら日本側の研究者が集約し、再び各国の研究者にフィードバックする形で、選定を行なった。そうしたプロセスを経て、選定したキーワードは以下の3つのグループに大別される。

第1群の「家族・同族」に関するカテゴリーとしては、家族（家庭）の構成と動態、相続、親族組織（一家子・門中・宗族）、親族組織、先祖祭祀と先祖観など、第2群は「土地・労働」に関するもので、ここには土地（水を含む）の占有・所有・管理と利用組織、就業構造と労働移動、労働組織（特に共同労働）、労働観、余暇観なども含まれる。第3群の「規範・信仰」については、近隣、自治・行政（支配）、生活規範（意識）、信仰（祭祀）、禁忌、生活共同組織、自然神をはじめとする多様な信仰（意識）である。

研究にあたっては、各研究者が自分に関心のあ

る群をとりあげ、分担しながら調査研究を進めることとした。その際、各群の中からどのキーワードを重点的にとりあげるかは、各研究者の判断に任せ、上記キーワード以外に重要と思われるものがあれば、それをとりあげることも可能とし、他の群のキーワードに関連してもよいが、基本的に分担の群を軸に研究を行うことなどを話し合った。これらのキーワードを基に、各研究者の分担課題に即した調査項目を記載した世帯調査票を作成するとともに、共同研究者らによって面接聴取調査や、収集した資料の集計分析を行うこととした。

96年夏に予定された韓国の村落の世帯調査に向けて、日本側ではキーワードを基に各研究者が調査票に盛り込む質問項目の作成を開始した。作成した調査票の原票は、予備調査の際に韓国の共同研究者側に提示し、用語や言い回しなどの細部にわたって韓国側研究者にチェックしてもらい、加筆・修正を行なった。調査地である桃李里では、世帯調査票の調査項目設定に関する基礎調査を実施し、調査票の最終案作成に備えた。予備調査は、同年5月20～23日の日程で、5月20日にソウル金浦国際空港に到着した際は、我々の研究室の卒業生である朴燿煥君が妻子ともども出迎えてくれ、ソウル大学の宿舎まで車で送ってくれた。その後、唐津へ向い、桃李里における調査の正式な依頼を郡役所、面事務所、里長、宗家、農協、宜寧南氏忠壯公派のソウルにおける組織である桃南会の副会長らの関係者をお願いするとともに、地元警察の了解も取り付けた。また、本調査時に世帯調査票調査に協力してもらうための学生アルバイトの選定を、李權洙教授をお願いした。そして、本調査の日程を最終的に7月9～23日と決定した。

予備調査から帰国後、日本側の研究者間で調査票の最終案（日本語版・ハングル版）を作成し、印刷、製本を行なった（Appendix 参照）。日本側の訪韓メンバーは、柿崎、矢野、林、矢野（晋）、黄の5人で構成することとした。その後、韓国側と電話による事前の打ち合わせを頻繁に行い本調査に備えた。

本調査を迎え、7月9日に成田を発ちソウル金

浦国際空港へ降り立った我々は、その日のうちにバスで唐津邑に到着した。翌日、生活必需品を購入し、桃李里へ向い、里長、宗家への挨拶を行う。11日には李權洙教授、金一鐵教授、金弼東教授、桃南会の南基承氏、李權洙教授の紹介により調査票調査へ協力してもらった韓瑞大学の学部学生とともに桃李里へ入る。学生は、崔道漢、朴商鎬、梁勝華（以上4年生）、李秀珍、金泰喆（以上3年生）、李景鏞（2年生）の6名であった。彼らは本調査に先立って、事前に李教授から調査の趣旨・方法をはじめ個々の質問項目についての詳細な講義を受けていた。

世帯別調査票を用いた悉皆調査は翌12日より16日までの間行われた。調査時は葉タバコの収穫期に当たっており多忙を極めている家も多かったが、関係者の助力もあって、村人は非常に協力的に調査に応じてくれた。この間、日本側メンバーは全員、宗家の建物に投宿し、韓国の学生たちと共同自炊生活を行うことになる。

悉皆調査と並行して、柿崎は黄の通訳により村の老婦人から主としてライフヒストリーの聴き書を行い、矢野は林の通訳により古老から葬送儀礼を中心に調査を行った。一方、黄、矢野（晋）は、脚力を活かして村内を歩き回り、時には農作業を手伝ったり、ご馳走にあずかるなどしながら聴き書きを行った。また、林と矢野は、南基承氏から「族譜」の解説と解説法の指導を受けることもできた。村滞在中には幸運にも宗孫の曾々祖父と曾祖母の祭祀（忌祭）が併せて挙行され、我々一同は先祖祭祀の一端をつぶさに参与観察することもできた。本来なら、この祭祀は真夜中に行われるものであるが、我々のためにわざわざ夕方に時間を変更して執り行って下さったのである。

滞在中、我々と韓瑞大学生は、宗家から韓国の盛夏の伝統食である参鶏湯（サムゲタン）の接待を受けたり、忌祭終了後の直会に参加し会食にあずかるなどの気遣いをいただいた（写真1）。また、村人と農協からは野菜や飲み物の差し入れもいただいた。

韓瑞大学生の諸君は、初めての面接調査に加えて、炎天下に歩き回りながら詳細な記録をとることに相当な苦痛も感じていたようであった。しか



写真1 忌祭後の直会

し、村人と交流を深める中、次第に自国の伝統文化の深さに触れ、やがて労苦を惜しまず積極的に調査活動に取り組んでくれるようになった。毎夜、調査終了後、1日の聴取調査結果に関するミーティングを行ったが、熱心な発言が相次ぎ、深夜に及ぶことも度々だった。

学生諸君のそうした熱意と村の方々の懇篤な協力により、面接調査は2、3名の病氣入院中の方とか、高齢者の独居世帯など、当初から調査対象として外した場合を例外として、全戸で実施することが出来た。日本の村落調査では考えられない成果であった。20日には、村で用意して下さったマイクロバスで、宗家・里長や村の方々、さらに一度帰宅したのち昨夜再度我々に対して慰問に訪れた学生諸君と再会を約束して桃李里を出発、ソウルにて韓国側研究者と今後の打ち合わせを行った後、23日に帰国した。

帰国後は、調査票の集計・分析作業を開始した。回答は、基本的にカード形式のパソコンソフトで管理することにし、フォームを作成し入力を行っ

た。このデータと聴き書により得られた資料、現地で入手した印刷資料などを検討することと並行して、調査参加メンバーを中心に、これまで収集してきた先行研究の文献・論文等をテキストにした研究会を組織し研究を進めることにした。また、その成果をもとに、日本・韓国・中国研究の月例研究会において討論を行なった。たとえばその成果は、1996年10月25日の「第44回日本村落研究学会」において、林在圭が「『宜寧南氏忠壯公派』宗族の構造と機能」と題して研究報告を行った。また韓国側調査者による桃李里報告書（『宗族マウルの伝統と変化』）は1998年に刊行された。

なお、世帯調査票はコピー一式を韓国側（ソウル大学校社会科学大学）にも送付し、両国の研究メンバーが基礎資料を共有し、自由にデータを利用して研究を行えるように便宜をはかった。

（4）その後の聞き書きを中心とする調査手法

「歩く・見る・聴く」というフィールドワークを踏まえて、各研究者がそれぞれのテーマに関する短期調査と研究協力者である若い大学院生による長期間にわたる参与観察・聞き取り調査とを実施した（その内容については（2）参照）。そして収集した資料や先行研究の検討や月例研究会等の場を通じて、韓国両班村落研究の問題点と課題を一層明確化をはかった。この報告書に掲載されている諸論考は、そうした成果の一部である（なお時間的な制約から、ここに掲載できなかった論考は後日なんらかの形で発表する所存である）。加えて、幾度となく韓国側研究者との合同ミーティングの機会をもち、さらには金弼東教授が1997年8月～1998年7月まで早稲田大学の訪問教授として、日本に滞在されるほど相互の学術交流が親密になされた。

2 悉皆調査および聞き書き調査を通して学んだこと

（1）明確になったことがら

まず、今回の調査を通して明確になった諸点を、キーワードのカテゴリーに沿いながら列挙しておきたい。

第1群

- ①家族（世帯）構成の形態、年齢構成
- ②門中活動
 - 宗家を中心とする祭祀機能と宗会を中心とする社会的機能の二重構造
 - 忠壯公派では近年どみに活発化＝日本と対照的
 - ex. 族譜の編纂、弓道場・展示館の新築、道路の舗装
- ③村外に拡大する門中のネットワーク
 - 日本に比べ希薄な定住意識（柿崎、1997を参照）と村外ネットワークのシステム
- ④通婚における両班間ネットワーク
 - 同姓不婚の原則、婚班の形成、姻戚を通じて拡大
- ⑤班常関係
- ⑥女性／食・住との関連
- ⑦家屋構造

第2群

- ①農地（堰田）開発
- ②土地制度、貸借関係、農地改革、土地改良
- ③水利組織、用排水路、地下用水、溜め池
- ④移住（離村）・労働力移動
 - 就職・進学により転出、過疎化、農業労働人口の減少
 - 挙家離村
- ⑤契
 - 新作物の導入や水利における契

第3群

- ①村落の構造、運営組織、村落の機能、近隣関係、隣接村落との関係
- ②信仰
 - 時祭
 - キリスト教の教化
 - 民間信仰
- ③社会的ネットワーク
 - 門中（血縁）、地縁・学縁など

④日本との関連

壬申倭乱、干拓事業、三・一独立運動など

2) 調査方法上の成果と課題

つぎに、我々が日本の村落研究を通じて培ってきた調査手法を、韓国で応用するにあたって明らかになった利点と問題点について考えてみたい。

まず問題となったのは、日本の地域社会調査において半ば自明とされてきた「村」という単位を韓国においても対象として設定したことの賛否である。柿崎、矢野は、早稲田大学人間科学部の学部生の実習授業（「村落社会学および実習」）として、1988年から13年にわたって日本における村落（「村」）を対象として世帯調査票を用いた悉皆調査を行ってきた。今回は、調査方法を模索する過程で、「日本のように近隣関係が相対的に強固な地域ならば、村落という単位が有効だろうが、血縁に基づいたネットワークが軸となっている韓国社会で、地域的な単位を調査対象として選定することの有効性について」議論が交わされた。結果として桃李1里という村落を単位とした理由の一つは、当地が両班村として展開してきた背景をもち、南氏一族が現在も村落の過半の家を占めているからであった。つまり、日本の村落社会学でいうところの「同族村」的な色彩が強く、韓国にあっても相対的に村落という範囲内のネットワークが強いことが想定されたのである。しかし、実際に悉皆調査を終えてみると、血縁に基づいたネットワークは予想以上に広い範囲に及んでいることが明らかになった。それは、例えば婚姻の際には社会的に同じレベルにある他地域の両班の家に相手を求めるため、通婚圏が村の範疇を大きく越えていく、といったことなどが随所に見られた。つまり、韓国村落を研究するうえでは、「地域」といった切り口以外の視点が、日本の村落研究を行う際以上に重要性を帯びることが明らかになった。

さらに、血縁ネットワークの強さ以外の側面でも、「比較的最近になって分村した桃李2里を調査の範囲としなければ、桃李1里の性格を明らかにしにくいのではないか」、あるいは「近隣の他村落との交流にも目を向ける必要があるのでは

はないか」という疑問が、研究の過程で指摘された。

つぎに、言語の問題を取り上げたい。本調査に入る前は、長期にわたって柿崎らが事前の準備を行ってきたことは既に述べた。しかし、そこで忘れてはならないことは、我々日本側の研究者が韓国語を殆ど修得しないままに現地入りしたにも関わらず、韓国側、特に年輩の研究者が日本語に堪能であったことに加え、留学生が通訳を行ったことで、意志疎通がスムーズに出来たという点は予想外の成果であった。とはいえ、我々が現地の言葉に通じなかったことにより、被調査者である桃李里の方々が我々日本側の研究者が一部を除いて直接話しかけることが出来ず、会話を交わすことが十分に出来なかったため、結果的にみて人々の心情を深く汲み取ることが出来なかったという反省が残る。日本の村落調査では、調査票に記入されない事柄を毎晩のミーティングの際などに報告し（後にカード化し）、調査スタッフ全員で共有するというシステムをとってきた。今回も、学生スタッフが日本側の韓国人留学生スタッフに報告するというやり方をとったものの、日本人スタッフも含めた全員の間で情報を共有することはかなり難しかった。また、調査を進めるにつれて、現地の人の中には我々の調査あるいは来訪に関心を持つ人が多く、直接話をしたい人もいるらしいことが、学生の報告などから分かってきた。我々もそうした方々との対話を望んでいたため、数人に関しては実際に対話する機会を得られたが、通訳などの制約があり、全員と逐一交流することは難しかった。

全戸調査に関連する問題点は以上であるが、次に我々の調査過程で気付いた点を挙げておきたい。

まず、調査スタッフに関連した反省点を見ておきたい。ひとつは、女性スタッフの欠如である。調査票作成の時点までは女性研究者も担当していたが、本調査の研究スタッフとしては参加できなかった。調査票調査を行う上で出てきたひとつの反省点が、「韓国では公式的な場で男性が前面に出るので、家のことを聴く世帯別調査票調査では女性の姿が見えてこない」という点であった。つ

まり、聴き書調査の段階で、女性の視点を加味してはじめて女性像が浮き彫りになるという弱点があったわけである。

つぎに、現地に住み込んでの調査を実施することに対する問題点を考えておきたい。

我々は、日本において村落調査を行う際に、宿舎を可能な限り村の中に設定することを続けてきた。村から離れたホテルや旅館に宿泊したのでは、村の人との挨拶にはじまり、何気ない会話を交わす機会も少なくなってしまう、村の人も親近感を持ちにくいという欠点が生じるためである。これまでは公民館、空き家などを拝借して、村人と同じ生活感覚を持つことに心がけてきた。また、教員と学生が寝食をともにすることによって、両者の親近感と共通理解が深まることも、大きな理由のひとつであった。こうした考えから、今回の韓国調査に於いても、現地の方々にご無理をお願いして宗家の一隅を拝借して合宿することにした。これによって、里長や村人との連絡が容易になっただけでなく、村人が訪ねて来るなど交流が深まり、学生とも夜遅くまで情報交換や対話ができるなど、計り知れないメリットを得ることが出来た。半面、全員合宿したことは、宗家に対して大変苦勞をかける結果になったことを後で知った。合宿期間中に、宗家の門中の方々から、「この家は、どんな苦しい時代でも、また相手が誰でも、お客様を厚くもてなしてきた。しかし、今回は何のもてなしもできなかつた。この家の歴史の中で、こんなことは初めてだ」と漏らしておられた。両班の誇りとしては「奉祭祀・接賓客」ということなのであろう。我々としては、宗家が酪農を営んでいるため、早い日には午前2時頃に起きて作業を始め、時として夜中の12時をまわってもまだ作業をし、その合間を縫って祭祀の準備に追われているのを目の当たりにしていた。そこで、「ただ泊めてもらうだけで十分です」と言うことで宿泊をお願いしたのだが、客へのもてなしを重視する

韓国の方にとっては気がかりだったのは間違いあるまい。

次の問題点は、悉皆時期の選定である。今回の本調査は約2週間にわたったため、時期選定にあたっては、日本側スタッフの大学のスケジュール調整がまず行われた。加えて、韓国での学生アルバイトの確保、現地で宿泊・自炊するための生活環境などを勘案すると、夏期休暇期間中が適切であろうという結論に至り、調査時期を設定した。ところが、いざ現地に入ってみると、当地では葉タバコ収穫の真っ盛りであった。この作業は夏の間の短期間に行われ、天候によっては作業が特定の日に集中することも多い。そのため、「もっと暇な時期に来てくれたらゆっくり話せるのに」という声が村人から聴かれた。そのため、その後の聞き書きおよび参与調査は主として冬季の農閑期を中心に短期サーベ이를繰り返すこととなった。また1999年2月には桃李里の中核メンバーである里長、宗孫、水利契長の三名を日本にお招きして、日本の農村の見学と農家や我々研究者との意見交換の機会をもった。こうした相互交流がお互いの理解を深めることにもなり、その後の深い調査を可能にしたといえるだろう。

以上を要約して、日本研究者の韓国村落調査実施上の留意点を列挙すると以下の通りである。①行政機関（郡庁、面事務所、警察署など）及び里長に調査の趣旨を念入りに伝えて了解をとり、協力体制をとってもらふこと。②調査に直接関係する方々、特に現地の方々との信頼関係を確立すること。そのためには、様々な交流の機会（飲食を共にするなど）を創出することが大切である。③さらに、上記②の信頼関係をスムーズに進展させるためには、現地の方々にとって直接信頼できる知人・友人を介して接触することも留意しておく必要がある。④過去の歴史的認識を正しく持ち、謙虚な態度で接することが肝要であらう。

第3章 調査地の概況

矢野 晋吾・矢野 敬生・吉沢 四郎

1 日本における調査対象村落 —長野県諏訪郡富士見町瀬沢新田区—

(1) 地理・交通の概況

1) 地理・気象の概況

今回の調査地、瀬沢新田区^{註1}がある長野県諏訪郡富士見町は、長野県の南東部、八ヶ岳の南麓に位置する(図1)。位置は東経138度14分39秒、北緯35度54分40秒。大きさは、東西に14.7km、南北に25kmで、面積は144.66km²、地図でみると蝶が羽を広げたような形をしている。町の人口は1997年10月1日現在、世帯数4990、人口1万5458人で、近年も増加傾向にある。

近隣の市町村をみると、町北東部にそびえる八ヶ岳の赤岳山頂付近で南佐久郡南牧村と向い合い、北は八ヶ岳南西麓尾根に広がる諏訪郡原村、以下、左回りに茅野市、上伊那郡

高遠町、南西は同郡長谷村と続き、南は山梨県北巨摩郡白州町、北上して小淵沢町を経て、長坂町とわずかに接し、八ヶ岳の権現岳と赤岳を結ぶ尾根筋で大泉村に至る。

地勢は、全般に山と谷で起伏が激しい。北東に赤岳、権現岳、編笠山、西岳などの頂をもつ八ヶ岳が位置し、南西には入笠山から釜無山、さらには南アルプスへと続く。それらのちょうど中間に北西から南東にのびる谷筋があり、集落もここを中心にして発達した。谷は町の中央部を分水嶺に、2方向へ延びる。ひとつは北西方向に伸びる水系で、宮川を経て諏訪湖に注ぎ、最終的には天竜川から太平洋に至る。もう一つは南東方向への流れで、八ヶ岳山頂付近の立場川や南アルプスからの水を集めて、釜無川として山梨県を通り、富士川を経て太平洋に下っていく。

こうした地形から、町内の標高差は実に約2199mに達する。最高点は八ヶ岳の主峰赤岳で標高2899.2m、最も低い場所は、釜無川が山梨県に注ぎ込む下蔦木区で標高700m。集落で言えば、その下蔦木区が700m余りで最も低く、一番高いところは八ヶ岳の立場岳に源を発する立場川の北西の尾根筋に開けた、立沢羽場地区で、標高は1150mを超えている。

調査地の瀬沢新田区は、富士見町のちょうど中央付近に位置する。八ヶ岳の立場岳から、釜無川に流れる立場川は、標高1200mを少し下った付近で、その河岸段丘に立沢区という集落を形成し、さらに下って1050mを切る辺りから950m位の岸辺に瀬沢新田区を擁する。同区はもともと、八ヶ岳から尾根筋を吹き降りる強風を避けるように谷筋に造られた集落だが、明治時代以降、沢の西側に広が

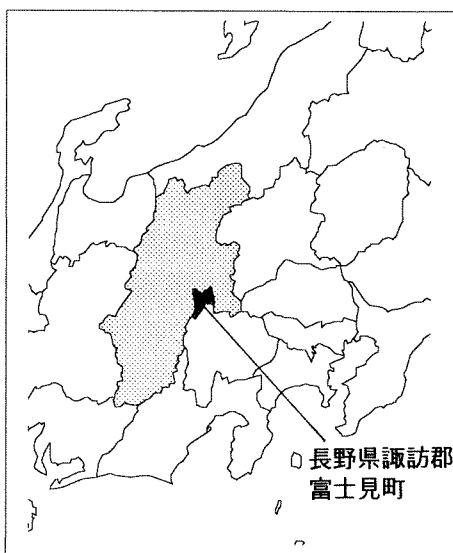


図1：長野県諏訪郡富士見町の位置

る尾根にも家が展開していった。立場川は、瀬沢新田区を抜けると、瀬沢区で釜無川と合流し、甲州へと流れていく。

町の気候は、標高が高いため冷涼である。瀬沢新田区から尾根筋に下がって隣接した富里区（標高 940 m）で見ると（1986 年観測。『富士見町史 上巻』より）、2 月の平均気温はマイナス 7.2 °C（同年の軽井沢がマイナス 5.8 °C）で、最低気温の平均はマイナス 12.3 °C、最高気温の平均はマイナス 2.1 °Cとなっている。1 日の最低気温が 0 °C 以下にとどまる「真冬日」は年間 49 日あった。耕地は、最近でも地下 15 cm 位まで凍るといふ。

反対に、夏の 8 月を見ると、平均気温が 22.9 °C（同年の軽井沢は 19.9 °C）、最低気温平均が 18.2 °C、最高気温平均は 27.6 °C。最高気温が 30 °C 以上になる「真夏日」は、12 日あったが、町内に冷房のある建物はほとんどなく、扇風機も使わない家が多い。

年間降水量の平均値は、富里区で年間 1383.6 mm。全国平均は 1750 mm なので、比較的、少雨だと言える。月別にみると、降水日数が月 14.4 日と一番多い 7 月で 203.4 mm。反対に冬は少なく、12 月で 4 日、44.0 mm である。冬に晴れ間が多く比較的、関東地方に近い天候の状態である。降雪日数で見ても、年間 11.7 日に過ぎず、冷え込みは厳しいが、雪が少ない気候であることが分かる。

2) 交通の状況

富士見町は、北東に八ヶ岳、南西に入笠山、釜無山、南アルプスに連なる山地が控えているため、交通網は茅野市と接する北西方向から町の中央部を通り、南東の小淵沢方面に抜ける帯状の沢筋を中心に展開している。

古くは、鎌倉街道が 2 本に分かれたルートで通じていた。1 本は甲府からこの沢筋を抜け、もう 1 本は小淵沢経由で八ヶ岳山麓を等高線伝いに延びる道であった。時代が下ると、武田信玄が軍事目的で作ったと言われる「棒道」が使われた。八ヶ岳山麓をほぼまっすぐな道が、諏訪方面に 3 本延びていたという。

近世に入ってから、甲州街道が開通。江戸から甲州を経て信州を結ぶ幹線道路の役割を果たし、現在に至っている。

その後、1981（昭和 56）年には中央自動車道西宮線が開通。町内には諏訪南インターチェンジがあり、東京インターチェンジ（杉並区）から約 160 km である。現在、他地域との往来は、甲州街道よりこちらが大動脈として利用されている。この中央自動車道は、瀬沢新田区の中央部を横断する形になっている。沢沿いの集落の真ん中辺りにある区役場の隣地に橋脚がそびえ、工事の際には数軒の家が移転している。また、尾根筋では、耕地が用地として接収された。集落の西端には中央自動車道の高速バスの停留所、「富士見バスストップ」があり、東京方面へはバスの足も利用できる。自動車利用ならば、瀬沢新田から諏訪南インターチェンジまで車で約 10 分、ひとつ東京よりの山梨県小淵沢インターチェンジまでは 20 分くらいである。

鉄道では 1904（明治 37）年に開通した JR 中央東線が町の動脈となっている。駅は、東京方面から来て小淵沢の次の駅に当たる「信濃境」駅、特急停車駅である「富士見」駅、セイコーエプソンが作った「すずらの里」駅の 3 つがある。富士見駅から新宿へは、特急により約 2 時間、松本へは 40 分程度、名古屋へは途中乗り継ぎがあるが 2 時間 30 分程度である。瀬沢新田区の地籍は、この富士見駅のすぐ脇まで広がっているが、谷筋にある集落の中心部までは、駅から徒歩で 20 分位かかる。

鉄道、バスのいずれを利用しても、東京、名古屋が日帰り圏であり、農産物の市場としても、両地を選ぶことができる強みがある。

(2) 略史と概況

1) 町内周辺地区と瀬沢新田区の歴史と現況

a) 新田村の成立と入会慣行

富士見町内には、井戸尻遺跡を初めとして、

表1：1600年前後の村と石高
(単位=石)

「諏訪郡御検地御高帳」 1590(天正18)年		「信州諏訪郡高辻」 1613(慶長18)年	
御射山神戸	114	神戸村	114.
木之間郷	750.2	木之間村	150.4
瀬沢郷	109.2	瀬沢村	105.2
机村郷	73.	机村	73.1
平岡郷	26.89	平岡村	27.36
神代郷	15	神代村	15
上蔦木郷	180.	上蔦木村	180.6
下蔦木郷	179.37	下蔦木村	179.374
稗之底郷	36.3	稗底村	36.3
乙事郷	113.6	乙事村	60.5
高森郷	84.7	高森村	84.7
池之袋郷	190.5	池之袋村	190.5
田端郷	64.58	田端村	64.584
先達郷	53.7	先達村	53.7
小東郷	29.47	小東村	29.47
葛久保郷	69.89	葛窪村	64.894
円見山郷	89	円見山村	89

長野県諏訪郡富士見町, 1991, p.672 をもとに作成

表2：現富士見町域の新田開発
(1600~1655年)

開発年	地区	石数
1609(慶長14)	立沢	551.621
1620(元和6)	芋ノ木	18.315
1615(元和1)	花場	9.797
1623(元和9)	瀬沢新田	250.620
1639(寛永16)	小六	79.483
1646(正保3)	横吹	16.142
1646(正保3)	若宮	87.582
1649(慶安2)	栗生	57.843
1649(慶安2)	大平	33.698
1650(慶安3)	飯山	39.442
1655(明暦1)	烏帽子	25.064
合計		1169.607

東京大学文学部農村史料調査会,
1952, p.14 より抜粋。飯山は後に廃村。

旧石器時代以来の遺跡が多く発掘されている。その後、中世に至るまで、遺跡でのみ、当時の姿を見ることができている。

瀬沢新田区内では、立場川右岸の河岸段丘で古墳時代の住居跡、「砂原遺跡」が見つかっている。この遺跡は、古墳時代と中世の遺跡であるが、出土品からみて、1550年頃には人が住まなくなっていたと思われる²⁾。この砂原遺跡と現在の瀬沢新田区の関連は明らかではない。

中世に下ると、町内の村の様子が文書で記されるようになる。例えば、1590(天正18)年の「諏訪郡御検地御高帳」、1613(慶長18)年の「信州諏訪郡高辻」等がそれである(表1)。これによると、17村が存在していたことが分かる。当時の支配者だが、在地領主がいなかった可能性が高い。

この一帯は、まず諏訪氏が掌握していたが、一度武田氏の手に移り、武田氏の滅亡後に再び諏訪氏の領になり、在地地主を通さずに直接支配していたと考えられる³⁾。

時代が近世に下ると、諏訪氏の配下、高島

藩となった。1600年代の前半から中葉にかけては、新田開発が盛んに行われてきた。とりわけ1600年代は多くの新田が開かれた。1609~1655年の間、現富士見町域内だけでも、瀬沢新田を含めた11地区、約1170石の新田が開発されている(表2)。諏訪地方では、慶長(1596~1614)年間以前に成立していた村を「古村」、それ以降に成立した村を「新田」と呼んでいる。

古村は、古くは中世から林野への入会慣行によって強くつながっていた。そこに新田村が加わり、争いなどを繰り返しながら一定の秩序を形成していった。

現富士見町内の村は、「惣名原山六十カ村入会」、「南原山入会」、「八ヶ岳入会」、「釜無山入会」の4つの入会に関係していた。1つの村が1つの入会だけに参加するのではなく、複数に関わるケースが多かった(図2)。瀬沢新田は、「惣名原山六十カ村入会」、「南原山入会」、「八ヶ岳入会」に属していた。そして、沢沿いに開けていた瀬沢新田は、入会地である隣接した尾根筋へ、じわじわと耕地を拡大しながら展開していくことになる。

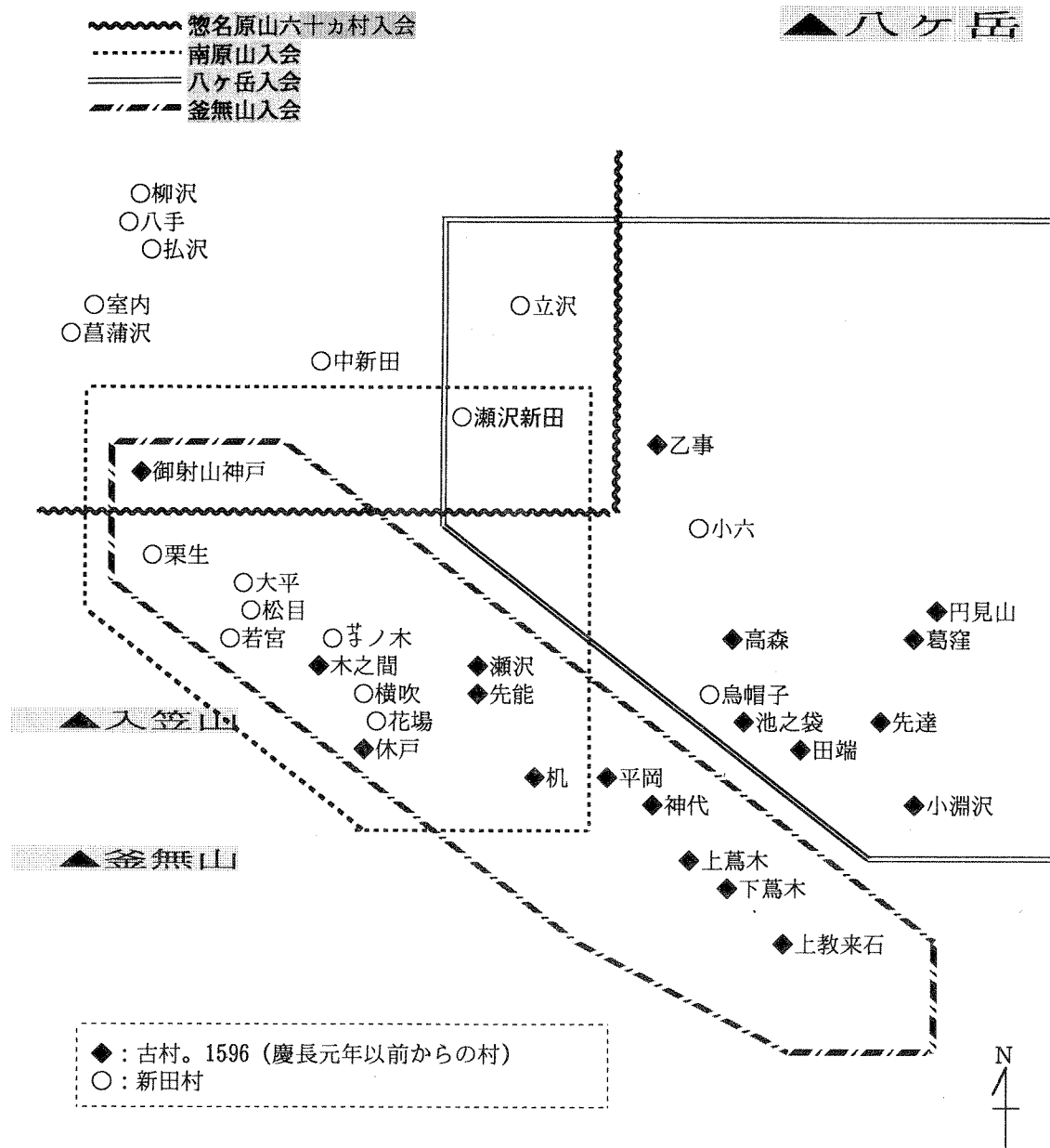


図2：富士見町付近の入会

b) 瀬沢新田区の成立

では、ここで瀬沢新田開発当初の様態を探ってみよう。この時期の記録としては、「諏訪郡諸村並旧蹟年代記」に、以下のような記述がある。

「元和七八共年瀬沢新田四郎左エ門（塩沢山又金沢八ヶ嶽共云長泉寺如法院末也）立沢新田奥に立場山より流れ出る川を立場川と云、

瀬沢村にて釜無川と出逢う也、塩水新田又堺川新田界にても無之云、瀬沢の入なればとて瀬沢新田と被仰付候。寛永十八年瀬沢新田小沢主膳様御見立と云」。

これらの史料から、瀬沢新田の開発は概ね元和年間と見られる。また、新田開発の当時は、「塩水新田」あるいは「堺川新田」と呼ばれていたことも分かる。「堺川」とは、天

文年間（1540 頃）までは立場川が甲州との境界であったことから命名されたと思われる。しかし、なぜ小沢主膳がこれらの名前を「無之云」として、名前を変えさせたのかは、不明である。

では、瀬沢新田の草分けの人々は、どこから移住してきたのだろうか。まず考えられるのは、立場川に沿って下流に隣接する古村、「瀬沢村」からの移住である。東京大学文学部国史学研究室が 1952 年に発行した『近世農村の構造』や、『富士見町史 上巻』^{註 4} などでは、この説をとっている。だが、史料が残っていないため、はっきりしたことは分からない。ただ、瀬沢新田の各家に伝わっている伝承によると、多くが廃村になった古村、「稗の底」からの移住を示唆している。

「稗の底」は、瀬沢新田の北東、標高約 1200 m 位のところにあった集落で、1763（宝暦 13）年には廃村になっている。理由は、気候が冷涼で、作物の出来が悪かった上に、周囲の野山を伐り尽くしてしまったため、生活が出来なくなったからであった。例えば、以下の文書から当時の状況をうかがうことができる。

差上げ申す一札の事

一、高三拾六石三斗

諏訪因幡守領分

信州諏訪郡

稗之底村

此反別五町五反三畝貳拾三步 石盛下山六斗

右稗之底村の儀、八ヶ岳下にて地所至って寒く、作毛生い立ちかね、その上野山伐り尽くし渡世難儀つかまつり、正保年中立沢新田村へ引越し、其後明暦年中、以前の村方へまかり帰り、家作つかまつり候えども、前書通り渡世つかまつりがたく候につき、乙事村へ引越し住居つかまつり、中馬稼ぎ等つかまつり候、これによって、家数・人別の義は乙事へ籠め相したため差上げ申す所、少しも相違御座無く候、以上

宝暦十三癸未年四月十三日

名主 庄左衛門

組頭 甚兵衛

百姓代 兵左衛門

米倉幸内様

高橋八十八様

こうして、稗の底村の人々は立沢をはじめとして他の集落へと移住していった。瀬沢新田の植松姓の家では、稗の底から移住したという伝承が伝わり、同様の伝承が近隣の立沢区の植松家、乙事区の北原家にも残っている。また、久保田家は、窪田姓の多い葛木から来たとの伝承があり、総本家の古文書にも「窪田」の記述があるという。雨宮姓の家は、武田氏に用いていた先祖が、武田氏の滅亡の後、住みついたとの伝承がある。

他方、古村の瀬沢村で聞いた話によると、瀬沢新田は瀬沢地籍であったという文書は残っているが、瀬沢村から瀬沢新田へ移住あるいは分家をしたり、本末関係のある家が存在した等の伝承は残っていないとのことであった。

これらや、先述の名前の由来等を見る限りでは、瀬沢新田が瀬沢村の枝村とする論拠は薄いと言えるだろう。

c) 藩制村から大字へ

近世、諏訪に城を持つ諏訪氏の高島藩の支配下にあった現富士見町は、1871（明治 4）年 8 月 29 日、廃藩置県で高島県になった。同年 11 月には筑摩県となり、諏訪氏は東京に移住させられ、鹿児島藩士族出身の永山盛輝が大参事に就任。諏訪氏支配の時代は終わりを迎えた。

1873（明治 6）年には大小区制となり、現富士見町の地域内にあった藩政時代の村は 4 つの区に分けられた。その後、1874（明治 7）年には立場川、釜無川沿いの 11 カ村合併による明治行政村、落合村が誕生し、藩制村瀬沢新田村は、この明治行政村の一部落に組み

表3：瀬沢新田区の戸数・人口動態

年代	戸数	人口
1665(寛文5)	20	102
1703(元禄15)	26	394
1767(明和4)	83	505
1785(天明5)	83	438
1850(嘉永3)	99	437
1871(明治4)	107	499
1940(昭和15)	150	—
1960(昭和35)	176	887
1980(昭和55)	157	—
1999(平成11)	177	—

(～1871は『瀬沢新田村史』、
1940年は『満州開拓誌』、
1960～1980は農業センサス、
1999年は区役場調べ)

入れられる。また、同年に富士見村、翌75年には本郷村と境村が生まれた。この4村体制は、1876年に長野県に組み入れられ、戦後に至るまで続くことになった。

1953(昭和28)年に町村合併法が制定されて、それを受けて4カ村でも合併の準備をすすめて、1955(昭和30)年に町制を施行、富士見町が誕生した。

現在、富士見町は37の区(大字部落)に分かれている。このうち、瀬沢新田の他、神戸、富士見、乙事、立沢、富里、上蔦木では、区長などの区の職員が事務所に常駐して、区の仕事をしている。

d) 瀬沢新田区の戸数・人口動態

1994年5月現在、瀬沢新田区の戸数は192世帯、人口835人。表3に、寛文年間からの戸数の動きをまとめた。これをみると、1665年に20戸だった戸数が、100年余り後には83戸、人口も約5倍の505人に達している。その後、天明の大飢饉等で人口が減少、人口・戸数ともほぼ同じに留まった。しかし18世紀後半には再び上昇、1871(明治4)年から

表4：瀬沢新田内の組別戸数

組	1969年	1992年
東	28	21
上	18	12
中	27	11
下 (うち下原)	61 (26)	57 (35)
原	36	64

(単位=戸。1969年は農林省
中央研修施設編(1970)を
参考にした)

1940(昭和15)年までの約70年間に、戸数は約1.5倍になる。第二次世界大戦後は、戸数は160戸前後で目立った増減はなかったが、84年から94年の10年間で急増している。ところが、人口については60年から94年までの34年間で52人減少している。戸数の増加は、富士見駅近くや、富士見町役場近くに来住者が増えたことと、分家の創出(戦後、分家した家は31戸)が原因であろう。また、跡継ぎの不在による絶家も少しずつ進んでいる。人口が減ったのは急激な核家族化の進展と、来住者の多くが夫婦や単身者だったことが背景にある。

e) 瀬沢新田区の常会(組)

瀬沢新田内は、大きく分けると、立場川の河岸段丘沿いに開けた古くからある集落と、その西に広がる尾根筋に分かれ、それぞれ「沢」と「原」と呼ばれている。そして、沢は4つ、原は1つ、合計5つの組(常会と呼ぶ)を形成する。立場川に沿った沢の東側が東組、西側は上流から上組・中組・下組に分かれる。下組は、下組は西側の尾根筋の地域も一部含み、「下原」という呼び方もされる。「原」の部分の常会は、原組と呼ばれている(瀬沢新田地区地図参照)。これらの組は、農家実行組合をはじめとする、区(かつては村)の下のレベルでの生活共同の単位となってきた。先に示したように、各常会から1年

任期で1人ずつ選ばれる常会長は、区の理事会を構成している。

各組別の戸数は、表4に示した。ここで見るとおり、下組、中組、上組、東組の沢にある各組は戸数が減少しているのに対し、原組および、下組の原の部分である下原は戸数が著しく増加している。原組が、瀬沢新田内の組のひとつとして成立したのは1935（昭和10）年。人が住み始めたのは1900（明治33）年からで、それ以前にも耕地はあった。しかし、八ヶ岳風が吹きすさぶ「原」は、「沢」よりも気温が数度低い。このような厳しい条件から、ここへの居住はなかなか進まなかった。また、組成立以前は、家が沢から移転しても、沢で所属していた組、もしくは本家の所在する組に所属。「沢」を本拠に生活上の連関をもっていた時代が長く続いたのである。その原も、1921～40年に12戸の急激な増加を示し、戦後、とりわけ1970年以降から現在まで増加が続いている^{註5}。移転の理由は、耕地に近い、あるいは駅に近く便利、などがあげられている。

2) 瀬沢新田区の運営組織

瀬沢新田区で区運営の中心になるのが理事会である。理事会は合計13人で構成される。区長、区長代理（代理者ともいう）、総務部長、文化部長、土木部長、厚生部長、農事部長、共済部長と常会（組）長5人がそのメンバーである。区長と区長代理は共に任期は1年。これまで、同じ人が続けて、あるいは後に再び区長に選ばれたことは1度もない。日常の業務は、土日曜を除いて9～17時まで区役場で事務作業をしたり、土木作業の見回り、町役場に事務連絡に出かけるなどしている。報酬は区長で年間120万円、区長代理は90万円である^{註6}。区長に選ばれる人は、慣例で、2年前に区長代理を終えた人が多いようだ。区長と区長代理は、選挙で選ばれる。選挙を行う総会は、毎年10月に行われ、各家から1人ずつが出席する。欠席するときは出不足金を支払うことになっている。世帯主

が出席する必要はなく、女性が出る家も多い。区長の選出の基準を村の人に聞くと、年齢と家庭の環境、人柄を重視すると答える人が多かった。年齢は、歴代区長をみると、1975年頃までは40歳代から50歳くらい（1人だけ教員退職後に63歳で就任した人がいた）、その後はだんだんと年齢が上昇し、88年以降は60歳代が主流になっている。これは、常勤者が定年退職後に就任するケースが増えているからである。家庭の環境は、常勤で勤めていない人を選ぶというが、実際は、常勤者も選出されている。そのため、1年間仕事を休まなければならないという問題が生じている。

かつては区長になると、「ヤマ（山林）を3反売らなきゃならない」と言われるほど、私財をなげうつ必要があった。特に、会議の終わった後の飲食費などは、多額に上った。そこで、経済的な状態を見ながら投票したという。現在は、そのような習慣はほとんどなくなっている。

他の理事のメンバー（各部長）と、3人の監査委員も区長選出を行う秋の総会で選ぶ。区長と区長代理以外の理事の任期は2年で3人ずつ毎年入れ替わる。監査委員の任期は3年で、毎年1人ずつ入れ替わる。常会長は、常会単位で選び、任期は1年である。

3) 親族関係

瀬沢新田において、同族団は一般に「マキ」と呼ばれている。具体的には久保田マキ、雨宮マキ、名取マキ、御園マキが存在している。このうち、名取マキは上組、雨宮マキは中組、久保田マキは下組を中心に家を構えている。

久保田マキは、現在7戸が同じマキとして認識されている。このうち、江戸時代に分家した2戸は「ジワケ」と呼ばれている。谷筋の宅地と尾根筋の山林は地続きとなっていて、本家から土地分与を伴って分家していったという伝承が残っている。

名取マキは名取講を組織している。上組を中心に展開し、組内には「名取講の碑」が建

てられている。戦前は年に1回集まりを開いていたが、現在は盆の前に草刈りをしている。

雨宮マキでは、「大隅講」という講を組織して祝神を祀っている。本家はかつて京都から「大隅」という神職の位を与えられていて、その分家と講を組織していた。現在、本家は他村に転出したが、毎年お盆には瀬沢新田で開かれる講に参加している。中組の尾根へ上がる傾斜地には、「雨宮大隅講の碑」が建てられている。

御園マキは、「御園講」を組織し、現在も活動を行っている。穂屋神社の敷地内には御園講の小祠と石塔があり、10月初旬に掃除と注連縄張りを行う。

各マキは、同族団ではあるが、その結合、特に上下関係は比較的薄い。聴き取りによると、瀬沢新田では少なくとも明治時代以降、土地所有などで突出した本家は少なく、比較的フラットな構造だったという。

4) 産業

a) 富士見町の農業

山麓などの傾斜地で占められている富士見町では、農耕に適した土地は、それらの谷あいにはわずかに開けた河岸段丘くらいであっ

た。

農業の歴史的な展開は、第3章で詳しく述べるので、ここでは現況を述べておきたい。

農業従事者をみると、全国的な傾向と同様に、富士見町でも減少傾向である(図3、4)特に女性は第3次産業への移行が急速に進んでいる。しかし、男性の場合、減少速度が比較的緩やかであり、現在も街の基幹産業の一つとなっている。

戦後、富士見町では、1957(昭和32)年から新農山村建設事業、1961(昭和36)年から農業構造改善事業など、国や県の奨励事業を取り入れながら、基盤整備を行ってきた。1994(平成6)年までに水田の72%の780ha、畑の58%に当たる396haの整備を既に終えている。現在は、「みどりの高原と花と牛乳の町」というキャッチフレーズのもとに、米、野菜、花卉、酪農の4本柱を主体に経営を進めている。

富士見町の土地と耕地、農業の概況を示したのが、表5である。町内は山林が38.1%を占る。田と畑を合わせても町域の15%に過ぎない。

農家数は、90年で1596戸で、うち第二種兼業農家が837戸で全体の52.4%を占める。

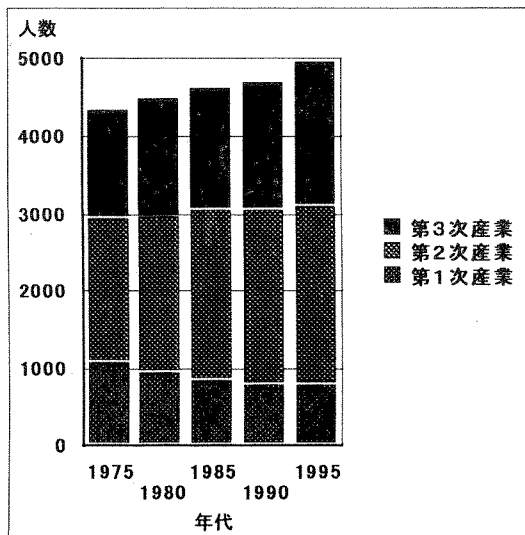


図3: 富士見町の産業別従事者の推移 (15歳以上男性。国勢調査より作成)

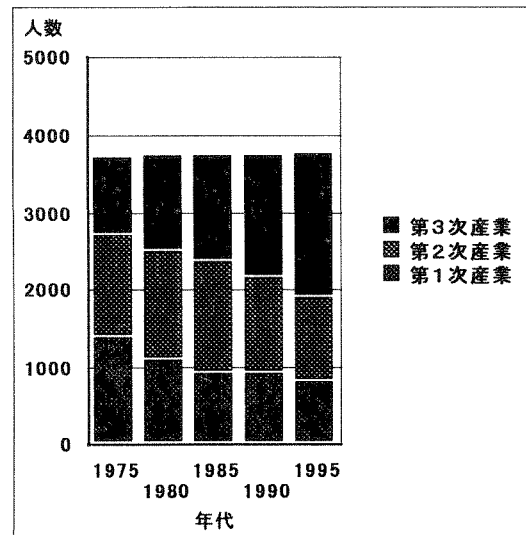


図4: 富士見町の産業別従事者の推移 (15歳以上女性。国勢調査より作成)

表5：富士見町の土地・耕地・農業の概況（カッコ内は構成比）

●富士見町の土地種類別面積

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
面積 (k㎡)	13.14	7.60	6.27	58.48	18.23	8.79	31.86
構成比 (%)	9.10	5.26	4.34	40.51	12.63	6.09	22.07

(1997年。富士見町農林振興課)

●富士見町の経営耕地規模別農家数（単位：戸）

	総農家数	～0.5ha	～1.0	～1.5	～2.0	～3.0	～5.0	5.0以上
1985 (S60)	1823 (100.0)	736 (40.4)	520 (28.5)	292 (16.0)	135 (7.4)	82 (4.5)	33 (1.8)	21 (1.2)
1990 (H2)	1596 (100.0)	628 (39.3)	456 (28.6)	265 (16.6)	118 (7.4)	68 (4.3)	22 (1.4)	25 (1.6)
1995 (H7)	1467 (100.0)	563 (38.4)	451 (30.8)	219 (14.9)	103 (7.0)	56 (3.8)	22 (1.5)	53 (3.6)

(世界農業センサスより。例外規定農家が85年に4戸、90年に14戸あった)

●富士見町の農家（農家数の単位：戸）

	農家率 (%)	兼業農家数		専業農家数	合計
		第1種	第2種		
1985 (S60)	44.0	301 (16.5)	1250 (68.6)	272 (14.9)	1823 (100.0)
1990 (H2)	36.4	209 (13.1)	1125 (70.5)	262 (16.4)	1596 (100.0)
1995 (H7)	25.1	222 (19.2)	747 (64.7)	185 (16.0)	1154 (100.0)

(世界農業センサス。例外規定農家：85年4戸、90年14戸)

●富士見町の農業粗生産額（単位：百万円）

	米	野菜	果実	花卉	養蚕	畜産	その他	合計
1987 (S62)	1456 (32.7)	836 (18.8)	10 (0.2)	1034 (23.2)	5 (0.1)	1040 (23.4)	73 (1.6)	4454 (100.0)
1992 (H4)	1181 (30.3)	548 (14.1)	14 (0.3)	1175 (30.2)	2 (0.1)	911 (23.4)	65 (1.6)	3896 (100.0)
1992 (H4)	1225 (28.9)	537 (12.7)	11 (0.3)	1456 (34.3)	2 (0.1)	957 (22.6)	53 (1.2)	4241 (100.0)

(農林業市町村別統計書)

専業農家率は 13.3 % に留まっている。経営耕地面積も狭く、1 ha 以下の農家が約 69 % に上る。農業粗生産額でみると、米が一番多いが花卉がそれに肩を並べている。次いで畜産、野菜と続く。概ね、町の掲げる四本柱が農業を支えているといえるだろう。

b) 瀬沢新田区の農業

次に、瀬沢新田地区の耕地と農業の状況を、最新のセンサスである 1995 年の「世界農林

業センサス・農業集落カード」から概観したい(表6)。センサス当時、瀬沢新田区の農家数は 113 戸。うち専業農家は 11 戸、第一種兼業農家は 20 戸、第二種兼業農家は 82 戸(約 72.6%)。主業・副業別で見ると、副業的農家が全体の 53.1% を占める 60 戸。それに対し、主業は 19 戸だが、うち 65 歳未満の専従者が 16 人と、専業農家は若手が担っている。作物別収穫面積は、稲が約 67ha、次いで花卉類の 65a、野菜の 56a。各農家の

表6：瀬沢新田区の農業概況
(1995年世界農林業センサスをもとに作成。カッコ内は構成比)

●戸数(単位：戸)

総農家数 113			主業	準主業	副業的
専業	兼業		19	34	60
	第一種兼業	第二種兼業	(16.8)	(30.1)	(53.1)
11 (9.7)	20 (17.7)	82 (72.6)	うち65歳 未満専従者 16	16	

●経営耕地面積別農家数(面積：ha、農家数：戸)

自給的農業	例外規定 販売農家	0.5未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0
18 (15.9)	1 (0.9)	15 (13.3)	25 (22.1)	44 (38.9)	7 (6.2)	3 (2.7)

●経営耕地面積(農家数：戸、面積：a)

	農家数	面積(うち作付)
田	107	9061 (7616)
畑	101	2645

●施設園芸(農家数：戸、面積：a)

	農家数	面積
ハウス	33	334

●作物別収穫面積(単位：a)

稲	花卉類	野菜	飼料	雑穀	豆類	いも類	その他	計
6677 (78.6)	648 (7.6)	559 (6.6)	32 (0.4)	380 (4.5)	32 (0.4)	43 (0.5)	121 (1.4)	8492 (100.0)

●農産物販売額第一位部門別農家数(単位：戸)

稲作	野菜類	花卉・花木	雑穀・芋類・豆類	計
56 (59.6)	2 (2.1)	35 (37.2)	1 (1.1)	94 (100.0)

●農業就業人口の年齢別構成比

	16～29歳	30～39	40～59	60～64	65歳以上
男性	10.0	2.9	11.4	10.0	65.7
女性	7.0	14.0	19.3	9.6	50.0

販売額第1位の農産物では、稲が56戸で一番多い。次は花卉・花木の35戸であるが、このほとんどは菊とカーネーションである。野菜の販売額が最も多い農家は2戸であった。施設園芸は、主としてカーネーションであるが、最近では菊のハウス栽培も増えている。

以上にみた通り、90年のセンサスで見ると、瀬沢新田の農業は稲作が主ではあるが、花卉が目を引くことが分かった。花卉類は、戸数では菊が主力であり、これは路地物とハウス物の両方を出荷している。また、カーネーションも台頭している。カーネーションは、

表7：諏訪市における規模別工場数

規模	1951(S 26)	1969(S 44)
3人以下	118	134
4～9	53	197
10～29	45	104
30～99	11	45
100以上	8	18
計	235	498

(諏訪市史編集委員会(1976)より作成)

基本的にはハウスで栽培を行っている。施設園芸は花卉が中心で、ハウスの面積は 334a で前回 1990 年のセンサス当時より増加した。意欲的な専業農家は、町・農協の補助、融資を受けて大規模なハウス栽培を行っている。

c) その他産業

i) 精密機械工業

諏訪地域、とりわけ諏訪湖を囲む諏訪盆地は、“東洋のスイス”と呼ばれたほど、精密機械産業が発展してきた。昭和の初めまでは、諏訪は製糸の町としては栄え、工業では農機具あるいは製糸機械などの零細工場がある程度で、工業では、味噌、醤油、酒等の醸造業と寒天製造、製糸が優位を占めていた。

その様相が一変したのは戦前、軍事産業の隆盛が引き金であった。その頃、東洋バルヴ、北沢工業などのバルブ関連企業が急成長し、カメラの日東光学などが創業。戦時中、諏訪精巧舎が疎開してきて時計の生産を始めたのを皮切りに、無線機の日本無線、フィルム・カメラの小西六写真などが疎開してきた。戦後は、これらの大企業の下請け工場が広がった。表7に示したように、下請工場はほとんどが自宅の納屋を改造した程度の家内工業的なものだった。これら工場は市街地だけでなく、住宅地、農村にも広がった。そして、その中から三協精機、チノン、ヤシカなどがベンチャービジネスとして育った。これら企業が育った上諏訪は、富士見駅から電車で 20

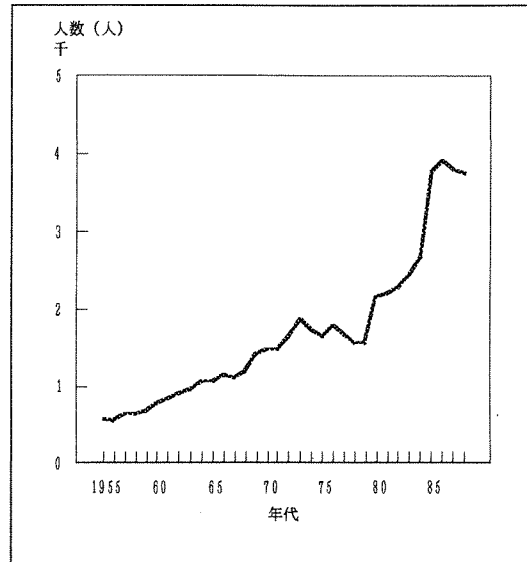


図5：富士見町の工業従事者数推移
(富士見町商工会(1991)より作成)

分、車ならば瀬沢新田から 40 分ほどで到着する距離である。諏訪市内の企業も、近隣市町村の労働力があつたからこそ発展が可能だった。

富士見町域で精密機械産業が本格的に進展したのは、昭和 40 (1965) 年代に入ってからである。長野県統計書によると、電機工場は 1964 (昭和 39) 年に 106 場 1 万 620 人だったが、88 年までに 32 場 1686 人に増加、精密では 7 場 74 人から 9 場 1067 人にまで急伸している (図5)。この間、80 (昭和 55) 年にセイコーエプソン富士見事務所が稼働、85 年にはセイコーエプソン諏訪南事務所が稼働。91 年の段階で、それぞれ約 1800 人、1300 人の従業員を抱えている。これらの工場は、瀬沢新田区から車でともに 10 分程度の場所にあり、瀬沢新田からも数人の男女が働きに出ている。上記の統計には含まれていないと思われるが、瀬沢新田地区内にも精密機械関連の自営業者が数人いる。

富士見町でみると、1990 年の国勢調査の「産業別 15 歳以上就業者数」は、農業の 1676 人に対し、製造業は 2665 人。約 1.6 倍に上っている。精密機械関連産業は、その主軸を占めて、多くの雇用の場を提供してきたわけである。

ii) 観光

富士見町は古くから高原保養地として知られている。例えば、瀬沢新田の地籍内にある富士見高原病院は結核の療養所として知られ、水原秋桜子、堀辰雄、竹久夢二らが患者として訪れた。堀辰雄の「風立ちぬ」は富士見高原を舞台にした小説として有名である。このほか、多くの文化人、政治家らが、富士見に別荘を構えたり、滞在してきた。

戦後は1968年、立沢区、乙事区の北方（八ヶ岳山頂方向）を県が富士見高原保険休養地として開発。71年にオープンした。その後、72年に地元の共有林管理組合である広原財産区

管理会、富士見財産区管理会、農協、町開発公社、商工会などが出資して運営企業「富士見高原保険地管理株式会社」を設立。高原リゾート施設としてスタートした。現在、別荘2289区画、ペンション22戸、宿泊施設3棟、民宿24戸、貸別荘31戸、ゴルフ場、テニスコート、グラウンド、体育館、キャンプ場、それに2カ所のスキー場を中心に主に東京、名古屋地方から客を集めている。

瀬沢新田地区からも、富士見高原保険地管理でゴルフ場、スキー場、別荘管理などに常勤で、ゴルフのキャディーなどにパートで数人が働きに出ている。

引用文献

- 小林善人 1965 『瀬沢新田村史』瀬沢新田公民館
新田集落センター 1981 『原組の歩み』新田集落センター（瀬沢新田区）
諏訪市史編纂委員会 1976 『諏訪市史（下巻 近現代）』諏訪市役所
東京大学文学部農村史料調査会 1952 『近世農村の構造』山川出版社
長野県諏訪郡富士見町 1991 『富士見町史 上巻』、長野県諏訪郡富士見町
農林省中央青年研修施設 1970 『農村調査報告(第1期生)・長野県富士見町における生産基盤整備の発端・経過・帰結』農林省中央青年研修施設
富士見町商工会 1991 『富士見町商工会30年史』富士見町商工会

註1：瀬沢新田区は、後に見るように、1600年代に開かれた新田村である。町内には、他にも多数の新田村があるが、現在、瀬沢新田のことを単に「新田」と呼ぶ場合が多い。これは、瀬沢新田居住者や、町内他地区の人のみならず、町の公文書にも時々「新田」という表記がみられる。

註2：富士見町教育委員会（1991），p.581。

註3：富士見町教育委員会（1991），p.616～620。

註4：富士見町教育委員会（1991），p.580。

註5：新田集落センター（1981）。

註6：財源は区費や補助金の他、昭和共保組合の補助金がある。共保組合は、江戸時代の入会地が、明治時代に官有地になったが、その後払い下げにより部落有財産となったため、管理のために作った組合である。当初は植林とその売却を行っていたが戦後、価格が低迷。後に述べる富士見高原保健休養地へ土地を無償提供することを決めたが、代わりに現金と施設が還付された。それを瀬沢新田区で保持したまま公共事業などに充てている。

2 中国における調査対象村落 —山東省萊蕪市房幹村—

(1) 地理的・行政的位置

中国山東省の省都済南市の南約80キロに泰安市があり、この泰安市から東に約50キロに萊蕪市がある。萊蕪市は1991年当時、行政上は県レベルの都市で、1弁事所、16鎮、17郷、169村を管轄し、人口118万人を擁する市であった。面積2,254平方キロで、平地30%、70%が山岳・丘陵地帯で、耕地面積90万畝(1畝=6.67a)であった。農業は食糧(小麦、トウモロコシ)さつまいも、落花生、大麻、果樹(リンゴ、サンザシ)が生産されている。萊蕪市は同時に鉱工業も盛んで、石炭を産出し、鉄鋼、建材などを生産しており、人口増加と共に市街地は急速に発展している。

調査地房幹村は、この萊蕪市の1つの山村であり、萊蕪市の中心部から北方に約50キロ、車で約1時間の距離にある。市街地から車で行くと、平野部の終わったあたりに1958年に建設された“雪野水庫”(雪野ダム)があり、それから山岳地帯を走る道路の峠を越え、郷政府の所在する鹿野郷に達する。鹿野郷を過ぎて、溪流に沿って行くと、道の行き止まり、山麓に房幹村がある。途中でこぼこの激しい道路が、房幹村に入るとよく整備されており、溪流に作られた豊富に水を湛えた水庫、植林した緑の山容、新しく建設されたプラスチック工場、山間に作られた赤い屋根の小さないくつもの爆竹工場が人目を引く。谷間に造成された畑には生姜が茂っていた。川添に作られた集落の一角に「文明单位」の表札を掲げた門の中には、宿泊施設をもった大きな村民委員会の建物がある。

房幹村は標高380~680mの山間地帯にある山村である。川の流域と山地に開拓した耕地面積508畝、あとは植林した山と岩肌の山を含めた山林3,000畝があり、典型的な山村である。房幹村の気候は大陸性半湿潤気候で、夏季高温多雨、冬季乾冷小雪で、年平均降雨

量600mm程度であり、少ない年には400mmということもあり、水資源は貴重である。

(2) 村の歴史的展開

村の開発の歴史は明らかでないが、村の標識碑文(1989年建立)によると、清朝同行年以前(~1821年)に崔姓が移住し、道光年間(1821~50年)に韓姓、その後劉姓家、繩姓家が来住したようである。1920年には40~50戸程度であり、村の開発はそれほど古くはないと見られる。現在は先住の崔姓家は廃絶し、韓、劉、繩姓が有力な同姓集団となっている。

房幹村は、かつて谷地に住んでいたのが屋峪と呼ばれていたが、抗日戦争当時に八路軍の医院、印刷所(「泰山時報」社)、修理所が置かれ、八路軍の幹部がいたところから、幹部の幹をとって房幹村と呼ぶようになったといわれている。

革命の根拠地であった房幹村では、1947年には早くも「農地均分」を内容とする土地改革を実施している。49年から50年にかけては、互助組織が設立され、53年には農業初級社がつくられ、農民は私有農地と生産手段を初級社に出資し、統一生産、統一経営のもとで、労働量と出資額に基づく分配を受けた。このように農業初級社では出資額にもとづく分配という私有制の基本的特徴をもっていた。しかし1956年には高級農業生産合作社が成立し、無償で農民の土地と生産手段を占有し、統一経営を行い、成果は労働量にもとづいて分配するという方式に転換した。1958年には上游人民公社の1つの生産大隊となり、1987年の人民公社解体まで継続した。当時は岩石山(ハゲ山)であり、しかも降水量は少なく、過酷な自然条件の寒村であった。狭小な耕地と低い農業の生産性から、食糧自給もできず、農民の生活は苦しく、国家の救済に依存していた。60年代にも房幹村は近在に知れ渡った貧困な村で、地元の人々は房幹村を「多いものが3つ」と称していた。1つには、飢饉から乞食をするもの

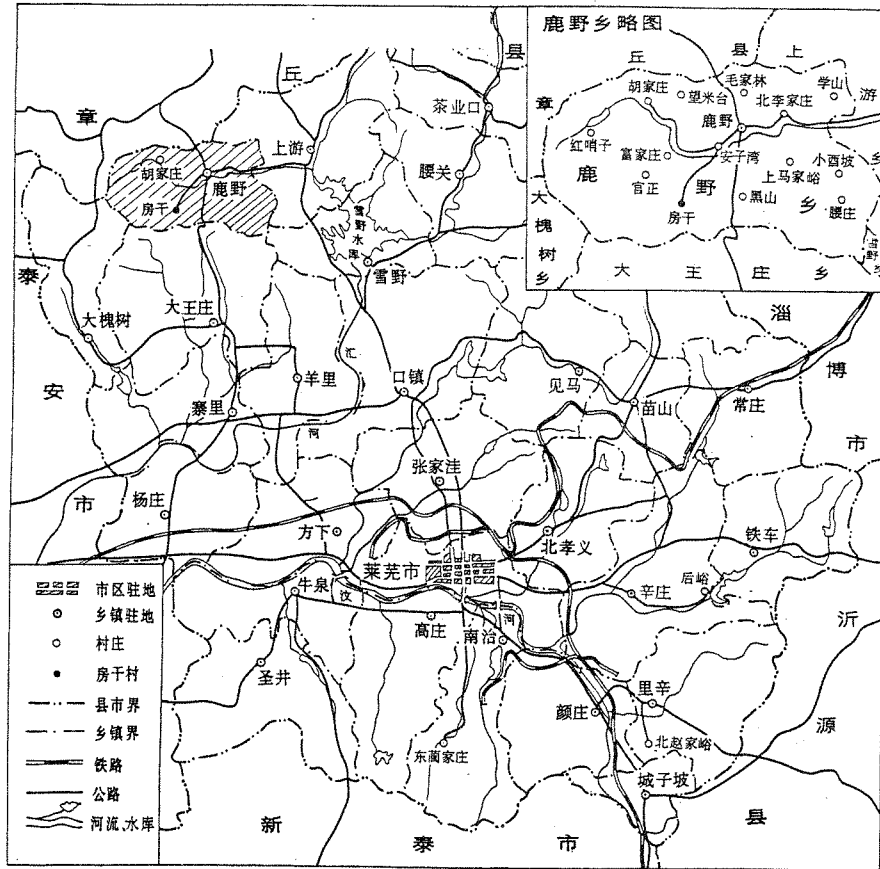


图1 莱蕪市鹿野鄉房幹村の位置図

出典) 陸学芸他『房幹村的變遷』中華工商連合出版社、1993年。

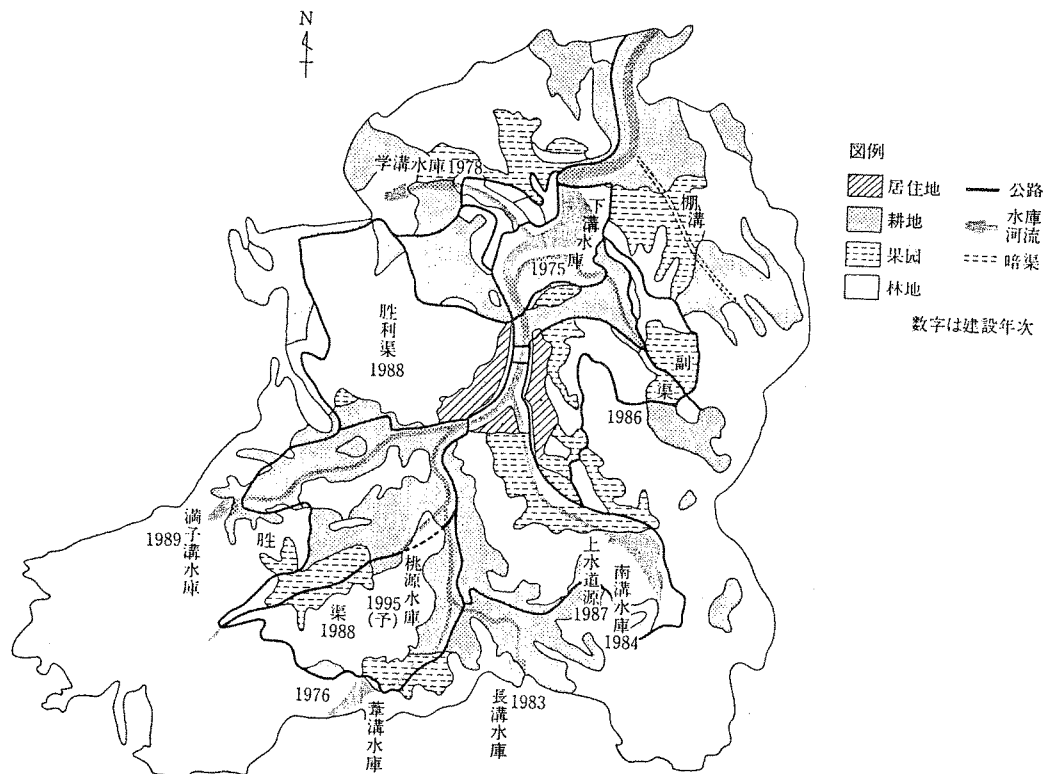


图2 房幹村土地利用図(柿崎京一作図)

出典) 青井和夫編『中国の産業化と地域生活』東京大学出版会、1996年。

いことであった。これは生活苦のため娘が村に留まらず、一方で村外の娘は輿入れを望まないからであった。3つは救済対象者が多いことだった。1955年から75年の20年間に、村民は国家救済糧食125万斤、救済資金11万元、救済家畜50頭余りの配給を受けた。村は約半年分の食糧を、国家救済に依存していたのである。

こうした劣悪な条件の克服の端緒となったのは、かつて生産隊長、大隊長を経験した33歳の韓増旗が1975年支部党書記に就任し、新しく構成された指導部が率先垂範して、今日という“村おこし”運動を展開したことだ。村は「山・水・田、道の総合管理」の方法を採用し、土地を整備し、水を貯えた。10年にわたる村民の労働によって、7つのダムをつくり、ダム総貯水量75万m³、総延長1万2千mの6本の水路が建設され、耕地の97%に灌漑できるようになった。560畝の土地を整備し、200万株を植林している。1978年には食糧自給を達成し、また商品作物の生姜生産が、耕地への灌漑が可能となったため、畝当たり生産量は4,000斤から6,000斤に増加し、価格も1斤2元前後と安定して、農家の有力な現金収入源となり、一躍周辺農村を凌駕する経済的発展をとげた。

農業生産の基盤を形成した房幹村は、人民公社解体後も、主要な生産手段の個人分割を避け、新たな生産組織に基づく経済発展を推進することになる。つまり食糧自給、商品生産農業の発展にもとづく村の公積金を年々累積し、1983年に村営プラスチック工場、87年に爆竹工場、91年には養鶏場の建設へと発展し、さらにセメント工場、冷凍工場、養鶏工場の規模拡大へと展開している。生姜生産、果樹を柱とした農業生産とともに農村工業の村として発展している。かくて貧困な房幹村は、1991年には総生産額330万元、純収入179万元の富裕な村に転換した。

(3) 集落の戸数と人口

房幹村の戸数、人口の記録は中国建国の1949年以降だが、表1に示したように49年に65戸、280人であったが、その増加し90年に153戸、539人に増加している。1991年の調査時には153戸、548人であった。人口は84年568人をピークにその後減少しているのは若者の他出と1人っ子政策の影響と考えられる。

表1 房幹村の戸数と人口の推移

年	戸数	人口
1949	65	280
1957	85	425
1965	97	458
1978	134	555
1980	143	565
1982	143	567
1984	143	568
1986	145	565
1988	153	537
1990	153	539

出典：陸学芸他1993「房幹村的変遷」中華工商聯合出版社

夫婦と未婚の子女で構成される核家族は、木下英司の調査によると房幹村で58戸、実に72.5%を占めている。したがって家族員数別戸数を見ると表2に示したように3人家族40.8%、4人家族33.1%で、両者を併せて73.9%を占めている。したがって1戸あたり家族員数は57年に5人だったが、90年には3.52人に減少している。

表2 家族員数別戸数と割合(1991)

家族員数(人)	戸数(戸)	比率(%)
1	3	1.9
2	14	8.9
3	64	40.8
4	52	33.1
5	22	14.0
6	2	1.3
7~	0	0.0

出典：表1と同じ

3表は91年調査時の年齢階梯別男女別人口を示したもののだが、15歳以上44歳まで男女合計人口は50人から70人と多い。45歳以上は20人台に急減するが一応人口のピラミッドを構成している。しかし14歳以下は1人子政策の影響で逆ピラ

表3 年齢階梯別男女別人口と性比（房幹村、1991年9月）

年齢階梯	計	男	女	性比(女性=100)
0-4	24	12	12	100.0
5-9	34	17	17	100.0
10-14	33	19	14	135.7
15-19	66	31	35	88.6
20-24	70	46	24	191.7
25-29	48	20	28	71.4
30-34	50	28	22	127.2
35-39	51	28	23	121.7
40-44	62	34	28	121.4
45-49	24	12	12	100.0
50-54	24	13	11	118.2
55-59	13	10	3	333.3
60-64	16	7	9	77.7
65-69	12	7	5	140.0
70-74	12	6	6	100.0
75-79	7	6	1	600.0
80-84	2	1	1	100.0
合計	548	297	251	118.3

出典：表1に同じ

ミッドとなっている。

もう1つは性比（女性＝100）だが、15～19歳、25～29歳、60～64歳の3階梯では100以下で女性が多いが、男女同数の5階梯を除いた9階梯で男性が多く、特に20～24歳で191と倍近く多く、30歳台は120、50～59歳で333と三倍も男性が多い。この原因には先に触れたように村の貧困から結婚ができなかったことが影響している。

(4) 農業の変化と現状

1) 農業の基盤づくり

房幹村は山間部という自然条件、交通不便な僻地であったため、戦前の農業は、ひとりの古老が語ったように、「作物は粟、トウモロコシが多く、この他にコウリヤン、大豆などで、食事はトウモロコシの粉で作ったまんとう、せんべいが主食だった。生姜は川岸にわずかに生産されていた」。1921年頃、戸数はわずかに38戸であったという。村落を囲む山は当時ハゲ山で森林はなかった。

先に述べたように、1947～52年に土地改革が行われ、1953年に初級合作社が誕生し、1956年房幹村他5ヵ村が集まって高級合作社が組織された。1958年には現在の上游、雪野、鹿野の3つの郷の範囲で、上游人民公社が設立され、

房幹村は生産大隊となった。生産大隊は南北2つの生産隊から構成されていた。当時の戸数は90戸、人口360人であった。1962年に5つの生産隊に再編され、1生産隊に山間部の耕地80畝が、耕地の近くの山と一緒に分配された。当時は農業用水はもちろん飲料水も不足するという状況で、農業生産性は低く、村内で生産される食糧は、村民の半年分を確保するのがやっとで、後の半年分は国家の援助に依存していた。

1975年に生産大隊党支部書記に韓増旗が就任してから、新しい村指導部を組織し、村民の集団的労働投資による水庫（ダム）づくりに挑戦した。75年の下溝水庫を皮切りに7つダムと水路を建設した。水路にはサイホン式で暗渠方式のものもあり、山頂まで灌漑できるようにしている（写真1）。水が慢性的に不足する房幹村では、この水庫の建設は、農業の発展、そして後述する工業発展の基礎をつくりあげたことになった。ダム建設とやらんで村内道路の整備を着々と進め、これがまた農業・工業発展の条件整備となった。

1980年からハゲ山の造林を、村民の共同作業ですすめ、91年までにマツ、エンジュ、楊樹など80万本を植林した。農業で着目すべきは、76～77年にかけて、「改河造地」つまり河川を改造して耕地を造成する自然改造を行

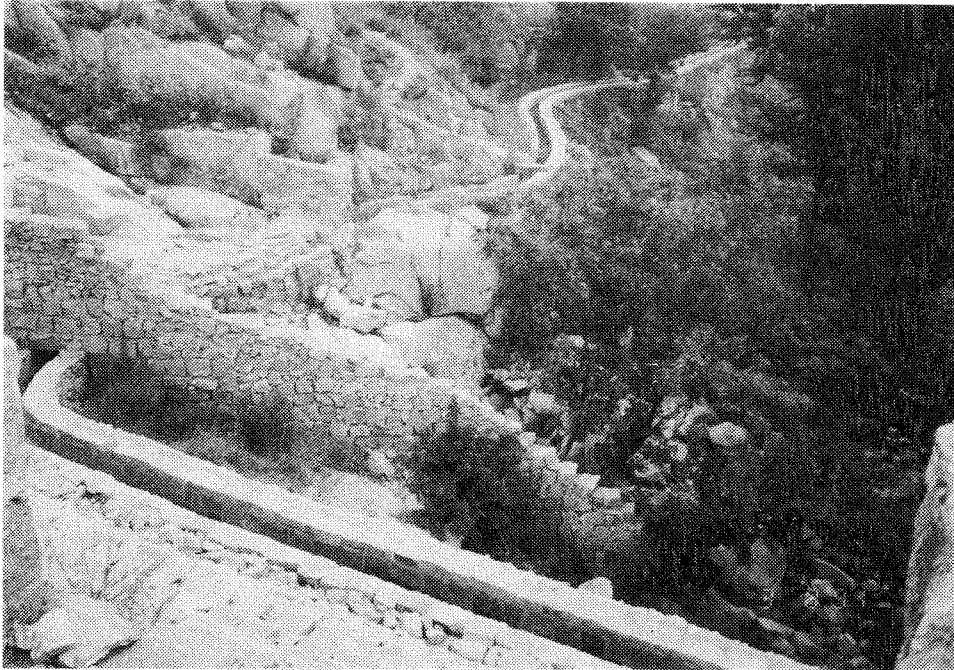


写真1 山腹に作られた水利施設（灌漑用水路）

ったことである。また山間部にも耕地を造成し、75年から89年までに新しく造成した耕地面積は76畝（5.1ha）にも達している。

2) 房幹村型土地の再編成

上游人民公社が1983年に解体した時、鹿野郷政府から「個人農育成の観点から土地を農民に分配するよう」指示されたが、房幹村では水庫、水路などの共同資産を維持するため、耕地を農民に分配する口糧田と村が管理する責任田に区分し、口糧田は村民1人当たり0.6畝を分配し、全耕地の5分の1を占める100畝を責任田とした。これを5戸の農家に1戸当たり20畝を請け負わせ、請負農家には年間畝当たり小麦300斤、トウモロコシ300斤を村民委員会に上納する義務を負わせた。なおこの責任田は、後に耕地が水庫、工業用地に転用されるに伴い、次第に口糧田に転換され、縮小された。

1991年の口糧田の分配面積は村民1人当たり0.6畝であったから、農家の口糧田面積は家族員数によって決まり、最高でも3.6畝であって、多くは2畝前後であった。村民は自給用の小麦、トウモロコシと商品作物の生姜を生産するのが一般的な作付けで、この他には自給用のさつまいも、落花生を生産している。農

作物のの畝当たり平均生産量は小麦600斤、トウモロコシ700斤、生姜5,000斤であった。

3) 特化した生姜生産

房幹村の農業の発展は“房幹生姜”の生産の発展といってもよい。かつて貧困だった山村が現在の豊かな郷鎮企業村として発展する契機となったのは、まさに生姜生産の成功にあった。ところで生姜生産の発展の基礎は、7つの水庫が完成し、生姜栽培に必要な水を供給することが可能となったからである。85年から生産量は増加し、91年に生産量は120万斤に達している。しかも生姜は、主食である小麦と輪作形式で栽培できるので、農民にとり有利な作物である。生姜の畝当たり生産量は5,000～6,000斤、5,000斤としても91年価格は1.2元/斤、したがって6,000元の粗収入となる。しかも生姜は貯蔵が可能であり、農民の多くは鹿野郷で開かれる集市（市場）で直接販売できるので、有利に販売できる。91年の農家調査票の分析では、1戸当たり平均で農家の総収入の60%は生姜販売によって得ている。

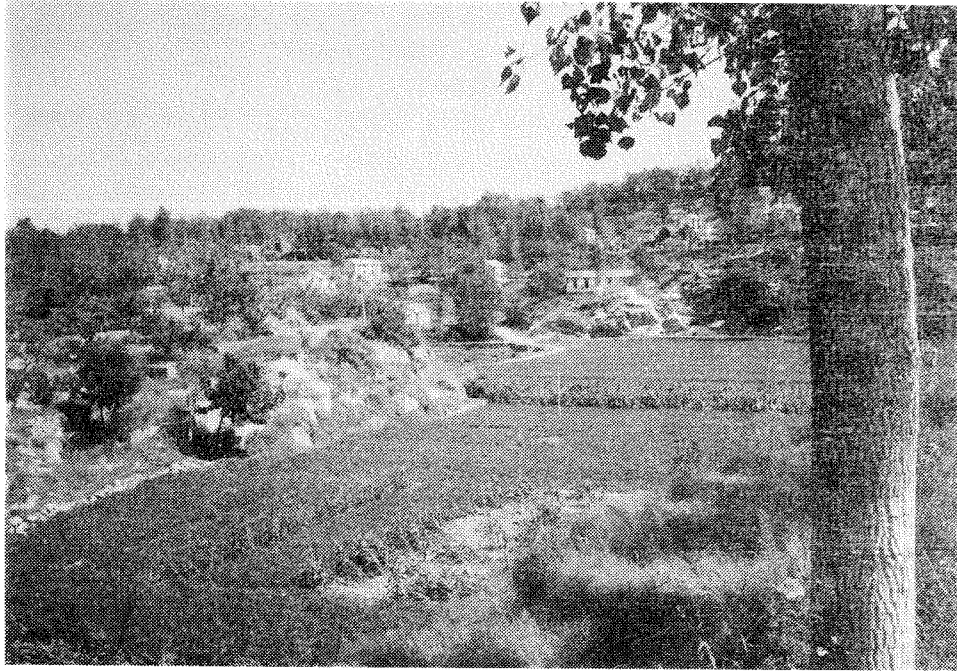


写真2 生姜が栽培されている耕地

4) 農業生産組織 — 立体的生産システム

村民は責任田の請負農家と口糧田だけの農家に区分されるが、農家だけが農業生産の主体ではなく、多様な生産組織を設けて房幹村全体の農業生産体制が作られている。村民委員会の下に「農林科学技術サービス隊」、「水利組」、「林業組」、「牧民」などが設けられている。農家とこれらの生産組織との関係は、たとえば口糧田だけの農家のケースをあげると、生姜生産に必要な水を利用するとき水利組の監督下に利用できるし、また農家が家畜（牛、羊）を飼育しているなら、家畜の管理を専門としている牧民に預かり料を支払って委託することができる。農家が果樹園（りんご、サンザシ）をもっているなら、農林科学技術サービス隊や林業組に果樹園の農薬散布、剪定などの作業を委託したり、管理を委託することができる。つまり農家レベルでは個人経営を援助する関連部門が生産組織であり、また村レベルでは房幹村という1つの生産システムを構成する部門で、これらの組織の機能が村経営を可能にしている。水利組は水庫管理を担当し、水庫、水利施設の管理、水庫の養魚も担当しているし、林業組は農林科学技術サービス隊と協力して、果樹と山林の管理を行っている。山林については防火、盗伐、防虫の見回りを5日に1回実施している。

(5) 農村工業化の現状

先に村営企業の歴史について述べたので、ここではその歴史については簡単に触れる程度でとどめ、房幹村の郷鎮企業と呼ばれる村営企業の現状について述べる。

農業生産の安定後に、78年以降村は、スチールボール廠、ベアリング廠、メリヤス手袋と瓶栓生産の総合加工廠、塑料（プラスチック）廠、鞭炮（爆竹）廠、養鶏場、養兎場など村営企業を設立したが、市場競争を経て、91年当時には塑料（プラスチック）廠（写真3）、鞭炮（爆竹）廠、養鶏場、養兎場が操業されていた。

表4に示したように、雇用、総生産額、純利潤額からみても、村営企業のなかで塑料（プラスチック）廠、鞭炮（爆竹）廠が村経済を担う主要な企業となっていることがわかる。まさに農村工業が房幹村の経済発展に大きく貢献している。

このことは表5で見ると、1980年当時総収入16万元の50%が農業であったが、その農業生産も増加したが、工業生産の増加が著しく、90年には農業が総収入の32.7%に留まっているのに工業は55.9%と過半数を超えている。91年には農業が35.4%、工業が55.8%を占めている。

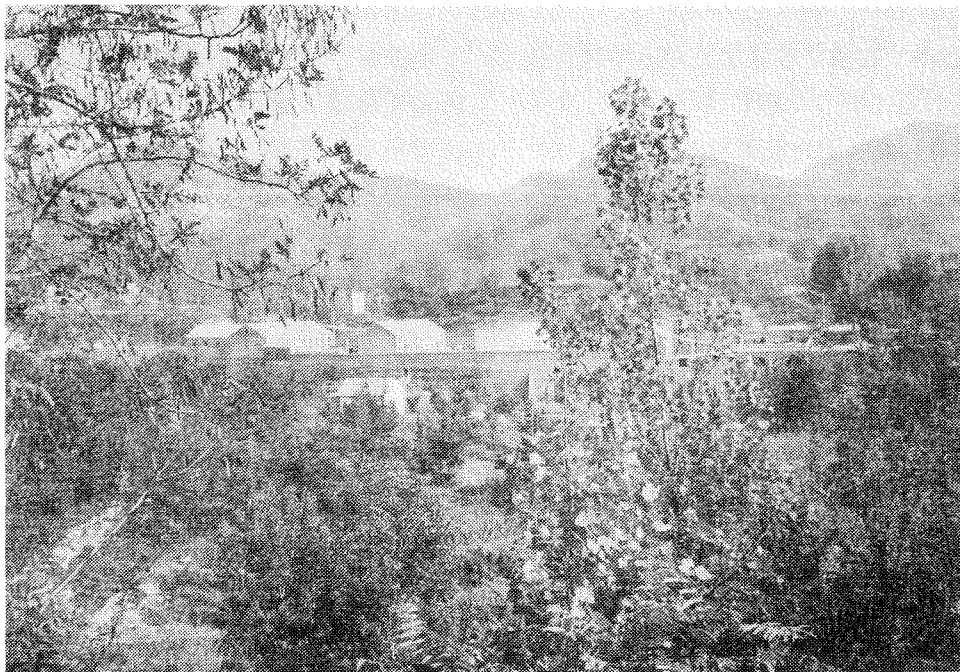


写真3 房幹村のプラスチック工場全景

表4 房幹村の村営企業概況 (年・人・万元)

企業名称	廠長・総経理	開業年度	職工人数			平均給与 元/月	固定資産	流動資金	総生産額	集団留保	上納税額	純利潤
			総数	村外	臨時							
塑料廠	韓増傑	83	160				250	150	900	50	15	100
			(89)	(28)	(23)	(120)						
鞭炮廠	繩友亮	87	70				20	30	80	8	5	20
			(87)	(69)	(82)	(100)						
養鶏場	毛為永	91	10				25	15	50	6	—	6
			(9)	(3)	(0)	(110)						
養兎場	繩友良	92	18				12	10	35	3	—	5

- 注 1) 房幹村村営企業幹部聞き取り調査(1993)による。
 2) 本表の数値は92年度のものである。
 3) 括弧内に示した職工人数は、93年9月の質問調査結果の数値によっている。養兎場は営業停止中であつた。なお労働者数には季節変化があり、ここに示した数値は9月時点のものである。

出典) 中村則弘「農村地域の産業化と企業家層の形成過程——房幹村と孟花園村における郷鎮企業の比較検討を通じて——」青井和夫編『中国の産業化と地域生活』東京大学出版会、1996年、54ページ。

表5 房幹村における産業構成と経済収益分配状況 (万元)

年度	総収入	内 訳						総費用	純収入	税金と集団留保	1人あたり分配(元)
		農業	工業	建築	運輸	商/飲食/服務	その他				
1980	16	8	—	—	—	—	—	3	13	4	148
1985	105	50	38	2	4	1	—	39	66	9	1006
1990	245	80	137	4	4	4	—	150	157	75	1500
1991	339	120	189	4	5	5	—	160	179	93	1510

- 注 1) 房幹村経済収益分配表および関係統計資料を整理の上で作成。
 出典) 中村則弘、前掲論文、53ページ。

1991年以降、経済変動にしたがって村営企業の内容は変わっており、塑料(プラスチック) 廠、鞭炮(爆竹) 廠は安定経営であるが、養鶏場は規模拡大を図ったが飼料費の値上がり

で中断し、また養兎場は廃止している。しかし新しく冷凍工場、セメント工場が計画され建設中である。将来はダムと美しい自然を活用したリゾート施設の建設が構想されている。

3 韓国における調査対象村落 — 忠清南道唐津郡桃李里 —

(1) 地理的・行政的位置

忠清南道唐津郡・瑞山郡一帯は泰安半島に位置し首都ソウルから西南約150km、高速バスで約3時間程の距離にある(図1)。調査対象村落・桃李里は唐津郡大湖芝面の最西北端、沿岸に近い中山間村落である。かつては海岸線の入り組んだ小半島をなしており、村落の中心部まで干潟が入り込んでいた。山間に細長く伸びた干潟を囲むようにして、松などの低木に覆われた低山と丘陵(標高が400m弱)がつらなり、谷筋に家々が点在する散村形態をなしている(図2と図3)。それゆえ海路以外は道らしい道はなく、地元の人々が「山奥の僻地」と呼ぶように遠隔地に位置する半農半漁村を形成していた。

桃李里の土地の大半は山林であり、谷間低地にわずかに水田が広がっているに過ぎなかった。そ

のため米の生産量は少なかったが、良質の土壌に恵まれ品質の優れた「唐津米」の産地として伝統的に有名であった。

この地域が大きな変貌を遂げるのは1980年代に始まる干拓事業によってである。干拓そのものは、既に日帝時代に日本人入植者の手により始まっていたが、本格的な干拓は1983年に大湖地区干拓事業が実施されたのを皮切りに、続く84年11月16日には大湖防潮堤が完成し、村の低地に帯状に広がる干拓地は水田として整備された。このため、現在の海岸線は桃李里の中心部から北西に数km離れるまでになっている。さらに、1987年8月には桃李里の集落が点在する丘陵の西側の石門地区でも干拓事業が始まり、広大な水田と工業団地が造成された。こうして造成された水田は、桃李里の農家にも割り当てられることとなった。これに伴い、かつての半農半漁を営んできた沿岸地域は、稲作と畑作に取り組む農業地域へと変化し、さらに一部は工業地帯へと姿を変えつつある。

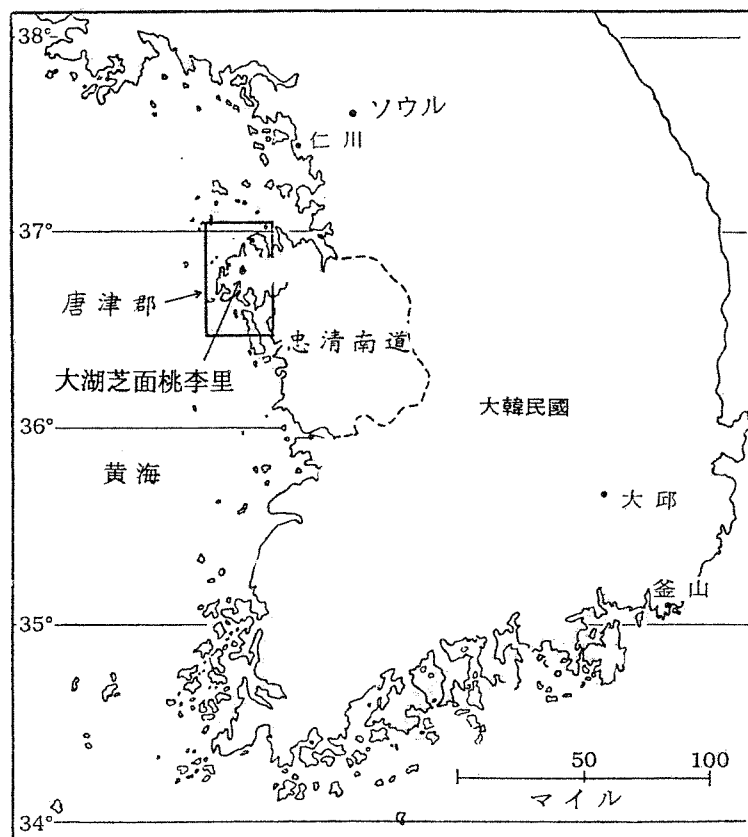
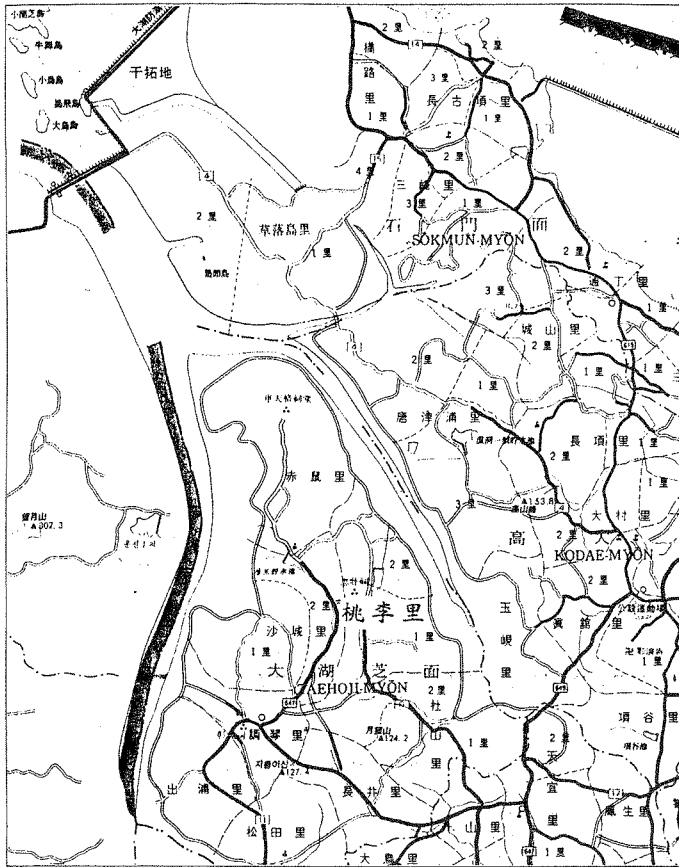


図1 唐津郡の位置



(出典) 国立地理院発行

図2 大湖芝面桃李里の位置

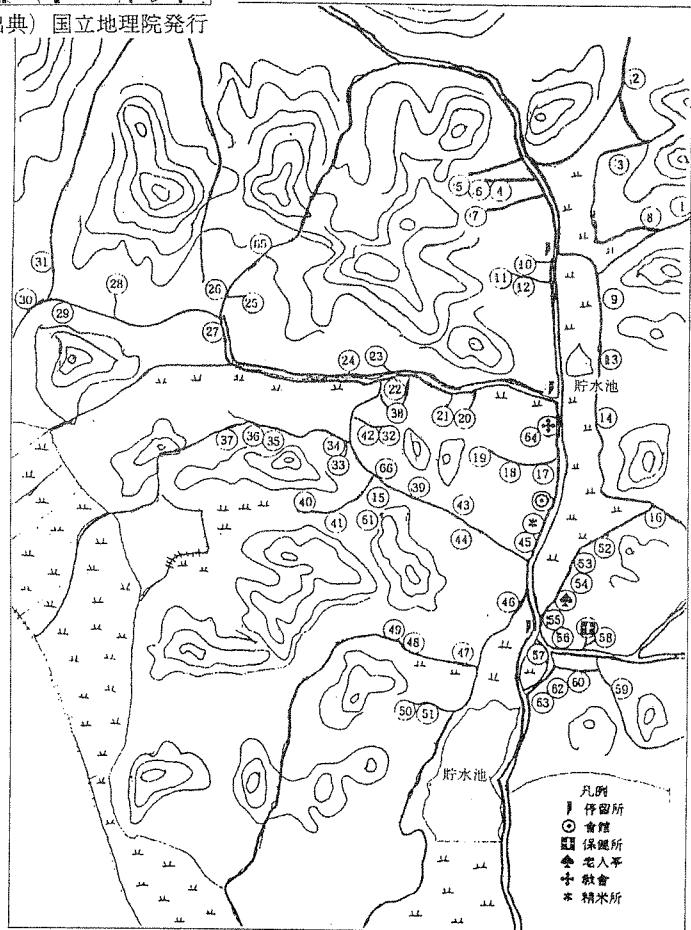


図3 桃李里の世帯地図

次に、桃李里の行政上の位置について触れておきたい。桃李里は、古くは唐津郡大湖芝面に属していた。唐津郡は2邑のほか、下部単位である10の面、さらにその下部単位である149の里からなり、桃李里もその一つであった。その後1914年3月に郡の併合によって一度は瑞山郡大湖芝面となったが、1957年に郡行政区域変更によって再び唐津郡大湖芝面に編入された。現在、大湖芝面には法定里9、行政里12、自然部落41が属しており、行政の最末端を担う面事務所の付近には商店・教会・警察・食堂・農協支部などがある。桃李里は面の中心域から車で約10分程度の距離に位置する。

桃李里は行政上、桃李1里と桃李2里の2つに分かれる。1里の中心域には村のシンボルである神木（写真1）が見られるように、歴史的には1里を中心に展開してきたが、埋め立てが進むなかで海岸部へ移住が行われ、2里を形成するに至った。我々が悉皆調査を行った桃李1里は現在、3つの自然部落からなっており、3つの班に分かれている。行政上は里長1名と、各班に班長1名づつから構成されている。

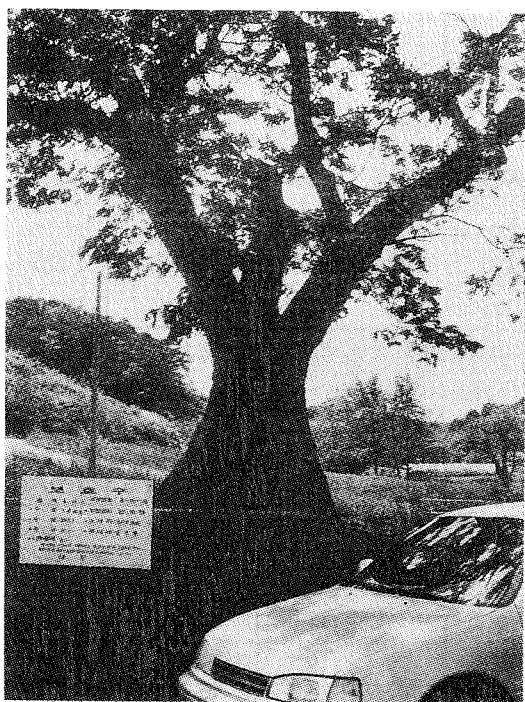


写真1 桃李里の（堂山木）神木
村の守護神が宿ると信じられている大樹
かつてはここで村の祭祀（洞祭）を行った

（2）歴史的背景

泰安半島は黄海を隔てて中国大陸の山東省に近く、古来文化的に中国の影響を強く受けてきた。そのため黄河流域に発達した磨崖仏や石窟様式がこの半島に点在している。三韓時代には馬韓に属し、三国時代には百済の領土であった。このため百済文化の遺物が多く現存する地域でもあり、百済滅亡を期に多くの帰化人が日本へ仏教美術や文化を伝えたことで頓に名高い。またこの地域は潮の干満差が大きく、入り組んだ干潟地帯をなしており、近隣集落とは隔絶していたため、古くは戦時における国王の避難地ともなっていた。

桃李里は、16世紀半ばごろ宜寧南氏一族によって開拓された村である。入郷を決めたのは、当時京畿道廣州に居を構えていた南世健（現宗孫の16代祖）で、李朝・中宗王25（1530）年のことであったが、実際に定着するのは1641年に南泳（現宗孫の11代祖）の代になってからである。宜寧南氏一族は代々多くの高位官僚を輩出した家門であり、特に先祖の中には武官たちが多かった。そのため戦争などに巻き込まれる場合が多く、戦死する先祖も多く出た。中でも南瑜將軍（壬辰倭乱、丁酉再乱の際の將軍、戦死）と南以興將軍（女真人の侵攻「丁卯胡乱」の際の將軍、戦死）は韓国ではよく知られた名将である。こうした「僻地」に南氏一族が定着した背景には、武家として度々戦乱に巻き込まれた経緯があったためと考えられる。

定住後、南家は代々、大宗家（総本家）を中心に在地両班として農業を営んできた。一族である村人たちも畑作を中心にわずかながらも水田を営み、また干潟で海の幸を得ながらの自給自足的な生活を続けてきた。現在も大宗家の宗孫（当主）は先祖たちの偉業を誇りとしながら、当地で農業、最近では畜産業も併せて営んでいる。

当村は、地理的には中央と隔絶された辺境の村ではあったが、教育に熱心で、武官や多くの政治運動家を輩出している。日帝時代には独立運動（1919年の三・一独立運動）が盛んだった地域でもあり、現在当村の近くにその犠牲者たちを祀った祠堂と追慕碑が建っている（写真2と3）。



写真2 三・一運動先烈追悼碑（大湖芝面）

6.25 動乱（1950～53年）の時代には班・常（両班対常民）闘争が激しく、動乱後多くの常民たちがこの村落から逃散したという。その後 1970 年代のセマウル（新しい村づくり）運動の影響によって村は変貌し、現在はことに教育・就業上の理由から離村が進行し、過疎・高齢化現象が現れ始めている。

（3）集落の戸数と人口

本調査時における桃李1里の人口構成（表1・2・3と図4）をみると、男性99人、女性97人の計196人である。全体の男女比率はほぼ半々であるが、高齢者になるにつれて女性の比率が高くなる。また45～59才までの人口が突出し、その子ども世代とみられる15～19才の年齢層も多いが、20才から44才までの年齢層は少なくなっている。その原因は、中学校卒業後に農業を選択せず、進学や就職で他地へ転出するためと考えられる。このように近年、特に若年層の流出に伴う過疎化が進展しつつある。また、65才以上の高齢

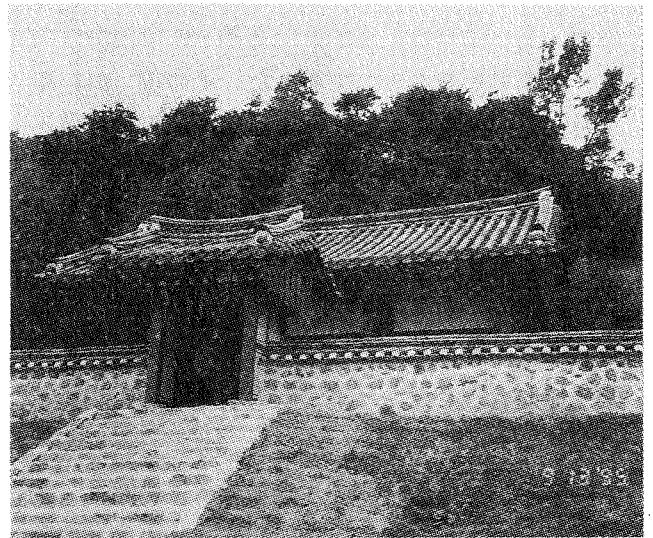


写真3 独立運動の犠牲者を祀った祠堂

表1 面の年度別人口および家口の推移

年度	男性	女性	合計	家口
1960	4321	4306	8627	1352
1965	4328	4255	8583	1336
1970	3771	3891	7662	1330
1975	3779	3683	7462	1314
1980	3217	3200	6417	1284
1985	2873	2802	5674	1236
1990	2479	2402	4872	1220
1995	2112	2069	4181	1200

（『面勢一覧』と『唐津統計年報』より作成）

表2 世代別人口

年齢層	男性	女性	計	構成比	平均
0 - 14	15(15)	9(9)	24	12.9	1.60
15 - 24	9(9)	8(8)	17	9.1	1.70
25 - 39	15(7)	11(2)	26	14.0	1.73
40 - 49	12	19	31	16.7	3.10
50 - 64	23	22	45	24.2	3.00
65 - 79	16	16	32	17.2	2.13
80 -	3	8	11	5.9	

注) () 内の数値は未婚者の数を示す

表3 桃李里の年齢層別人口

年齢層	男	女	計	構成比
0 - 4	3	3	6	3.3
5 - 9	5	4	9	4.8
10 - 14	7	2	9	4.8
15 - 19	8	6	14	7.5
20 - 24	1	2	3	1.6
25 - 29	4	5	9	4.8
30 - 34	5	4	9	4.8
35 - 39	6	2	8	4.3
40 - 44	6	6	12	6.5
45 - 49	6	13	19	10.2
50 - 54	11	5	16	8.6
55 - 59	8	8	16	8.6
60 - 64	4	9	13	7.0
65 - 69	7	7	14	7.5
70 - 74	6	7	13	7.0
75 - 79	3	2	5	2.7
80 - 84	3	4	7	3.8
85 - 89	0	3	3	1.6
90 -	0	1	1	0.6
計	93	93	186	100(%)

(1996.7 の調査票より作成)

者の人口も 23 % を占めており、高齢化も進行していることがうかがわれる。こうした過疎・高齢化は時代とともにますます進行する兆しを見せている。

(4) 生業形態の変化

桃李里の生業形態(表4参照)は、主に水田における稲作と畑作を組み合わせで展開してきた。これは干拓事業が進行した後の状況であり、それ以前は海の利用が盛んであった。韓国第2の港町である仁川まで船の往来があり、陸地からソウルまで移動するより船を利用することが早かった。大湖之面においての大きな港は Tubegitye (뚝배기터)、Ganibetye (간이배터)、赤鼠里 Banggubayi (방구바위)、Nalgebayi (날개바위) などがあった。これらを利用して仁川からの工業製品や生活必需品などが唐津郡をはじめ大湖之面の一帯に広がるようになる。また、養蚕や材木、米、海産物の塩漬けなどが搬出されるが、土地所有が少なかった層にとっての現金収入は海産物の塩漬けや薪の販売が家計の大きな支えとなっていた。

水田耕作をみるとセマウル運動が始まる 1970 年代まで、溜池を水源とした小規模なものであり、

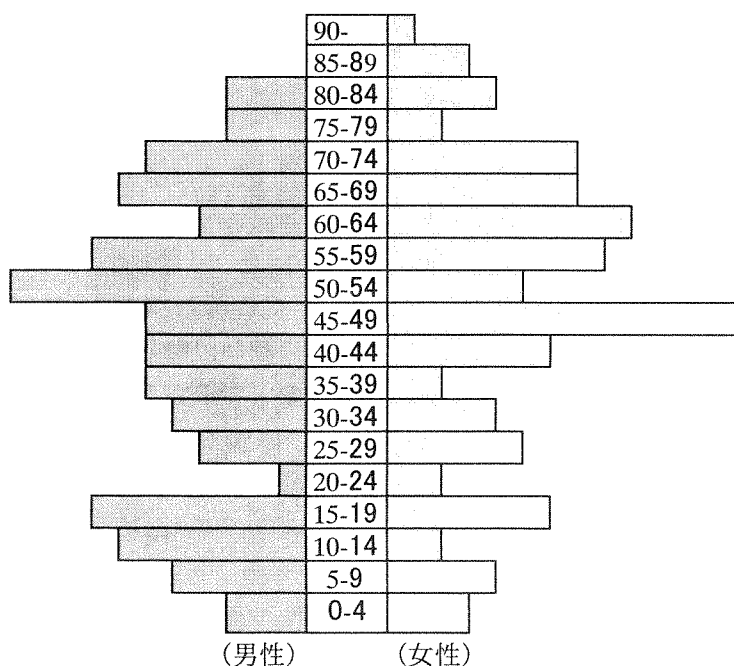


図4 五歳年齢層別人口

表4 桃李里の生業の変遷

年度		桃李里	作物
1925		干拓事業	稲作、海
1935			
1945	解放 農地改革 韓国戦争		稲作、たばこ
1955		上桃貯水池 (60 ~ 62)	
1965	セマウル運動		稲作
	高度経済成長期	屋根改良、道路の整備 始まる	朝鮮人参導入
1975	経常数字黒字記録、輸出 100 億 円達成 (77) オイルショック (79)	畜産業の導入 電気導入 (78) テレビ、冷蔵庫導入	DALLE 導入 KWARI 唐辛子導入
1985	ウルグアイラウンド 農産物の価格暴落 (84 ~ 86)	耕耘機導入 作物班結成 (84) ビニールハウス導入	稲作
1990	オリンピック	一時耕作地の分配 (92)	
1995	地方自治制実施 農産物市場の全面開放	耕地整理	

註：聞き書き調査より作成、() の中の数字は年度

山の谷間に位置している水田では、しばしば水不足に遭遇したという。これに対して、村では政府の補助金で 1960 年代に「上桃貯水池」という溜池を造るなどの対策を講じたが、水不足の問題は完全に解消したわけではなかった。一方、水田面積の増加を目指して Salkoji (살고지) では個人による開墾や干潟を干拓するなどが行われる。桃李里における個人の干拓事業をみると日帝時代 (1940 年頃) 日本人によって行われた Sindongdul (신동들) の干拓事業から始まり、1950 年代の bemmal (뽕말)、1960 年代末の Duigolgansaji (뒤골간사지)、1960 年代の Alepyongsob (아래평섭)、1975 ~ 77 年の Alepyongsob (아래평섭) の増築などが行われた。

こうした状況は、1983 年に大規模の干拓事業が開始されたことで一変した。続いて行われた大湖防潮堤建設事業の完成とともに、かつての干潟は水田として造成され、1990 年に桃李里の農家へも無償分配 (時期限定) にあずかった。土地の配分にあたっては、桃李里に 10 年以上居住していることが条件となった。そのため、労働力が不足している農家や、当地に住民登録をしてあっても実際には他地域へ住んでいるような場合には、割り当てを受けた水田を、桃李里に居住しながら農業を営んでいる親戚などへ譲渡したケースも多々みられたという。当時の分配面積は一戸当たり平均 2300 ~ 2600 坪で、これを境に農家の水田耕作面積は大きく増加することになる。

桃李里は地勢上、畑作地が多かったため、こうした水稲耕作よりもむしろ野菜やタバコ栽培などの畑作の方が伝統的に盛んであった。1974 年に朝鮮ニンジン、続いて 1982 年に KOWARI 唐辛子 (파리고추)、1985 年に DALLE (달래) といった新作物が相次いで導入され、これらが家計に占める割合も増加してきている。新作物導入の原動力になったのが自主的な生産組織である「作目班」である。作目班は農協の援助などを受けながら、ビニールハウスの普及など設備の充実に努め、冬の農閑期を利用した作物栽培に大きな役割を果たしている。

また、1980 年代からは酪農や豚の飼育を手がける農家が現れて、現在は 14 戸が水田と畜産の

複合形態をとるに至っている。このうち 2 戸は、豚を 500 頭以上飼育する大規模畜産業を展開している。

一方、機械化の進行し、労働内容の変化も見られる。耕耘機の導入年度をみると 1990 年以降が 10 件 (31.2%)、1985 ~ 1989 年 11 件 (34.4%)、1980 ~ 1984 年 6 件 (18.8%)、1975 ~ 1979 年 5 件 (15.6%) となり、1970 年代末から徐々に導入されたのが 1980 年代末から本格化されたのがわかる。また、高価格のトラクタの場合、1990 年代以降が 7 件見られる。これらは農協の資金支援と農家所得の増加に起因したもので農家労働力の不足に対処するためであった。

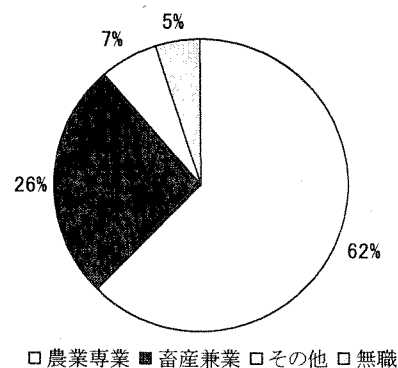


図 5 桃李里の職業構成

職業構成を見ると、現在桃李里では専業農家 62.3%、畜産との兼業農家 26.2%、その他 11.5% (商業 2 戸、牧師、公務員が各 1 戸、無職 3 戸) となっている (図 5)。離村や高齢化が進みつつあるとはいえ、農業の占める比重は依然として高い。これは村内に工場や産業施設がないことから起因している。

現在の桃李里は若年層の流出と高齢化現象、機械化などによって大きな変貌をしているが、このような状況は土地の賃借状況 (図 6 参照) に現れている。

水田の貸付は 12 件で 4000a 以上が 4 件 (33.3%)、3000a 以上 4000a 未満 2 件 (16.7%)、1000a 以上 2000a 未満 2 件 (16.7%)、1000a 未満 4 件 (33.3%) となっている。

これに比べて水田の借り付けは 26 件で 6000a 以上 4 件 (15.4%)、5000a 以上 6000a 未満 3 件

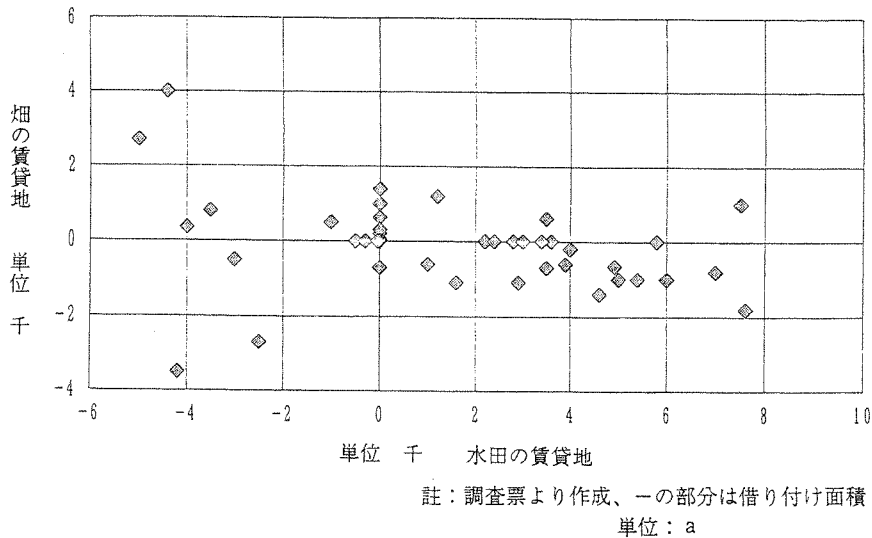


図6 貸借地面積の状況

(11.5%)、4000a以上5000a未満3件(11.5%)、3000a以上4000a未満7件(26.9%)、2000a以上3000a未満6件(23.2%)、1000a未満3件(11.5%)となっている。

水田の貸付を行っている世帯は高齢者世帯が多く、借り付けをしている世帯の相手は桃李里に居住していない兄弟、従弟のケースが多かった。このような貸借農耕地の規模は人口の高齢化が加速されるほど増加されると予測される。

このような水田の貸借状況に比べて畑の貸借面積規模は小さい。貸付は総16件2000a以上2件(12.5%)、1000a以上2000a未満4件(25.0%)、1000a未満10件(62.5%)となっており、借り付け件数は総17件2000a以上2件(11.8%)、1000a以上2000a未満7件(41.2%)、1000a未満8件(47.0%)となっている。

水田の貸借面積より畑の貸借面積が大きいことと件数が多いのは、畑の場合、商品作物の栽培による高収入が得られることと墓地への転換が容易であるからが一因となっている。

(5) 門中組織と村落

韓国における宗族とは、共同先祖の祭祀を祀り、相互に扶助し、親睦を図るなど共同意識で結ばれた父系血族(出自)集団である。これは地縁を超えて結成されるもので、先祖の祭祀や成員の統合

・統括のために「宗契」・「宗会」・「門契」などの組織をもつ。特に宗族は世代交替によって分節化する可能性を常にもっており、実際、祖先祭祀の面からいくつかの下位集団を形成している。例えば、原始祖(神話的始祖)を頂点とする「花樹会」、本貫祖(実質的始祖、中始祖ともいう)を頂点とする、一般に族外婚の適用範囲である同姓同本の「大門中(大宗中)」、派祖を頂点とする「門中」、そして現当主の4代祖(高祖)を頂点とする「堂内」など、祭祀を行う共同先祖によって多重構造をもっている(写真4)。韓国では近年、伝統的な価値体系が急速に弱体化しているが、その中であって宗族の結合意識は必ずしも一方的に衰退せず、再編強化されることもみられる。



写真4 祭服と祭床(祭祀の膳)



写真5 宜寧南氏忠壯公派の族譜

族譜とは家系の記録。李朝中期に両班の間で急速に普及するが、父系血縁観念の浸透と関係がある。同じ姓と本貫の父系子孫の記録で、25～30年ごとに編纂される。統譜は先祖の権威や徳望を具体的に記録して一族の社会的威勢を根拠づけるものである。



写真6 忠壯公影幀（肖像画）

南以興將軍は1624年李适の乱を平定し、振武一等功臣を授かり、その副賞としてこの影幀を国王より授与された（忠壯祠・所蔵）。

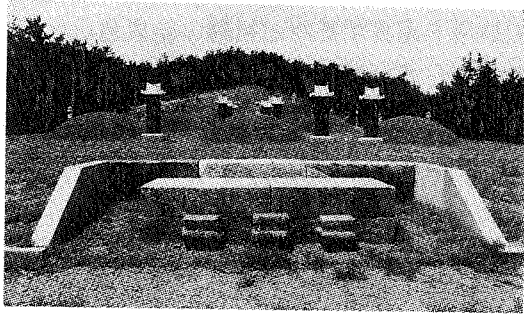


写真7 忠壯公派大宗家の共同墓地



写真8
旌閭（忠臣門）とその背後の忠壯祠（祠堂）

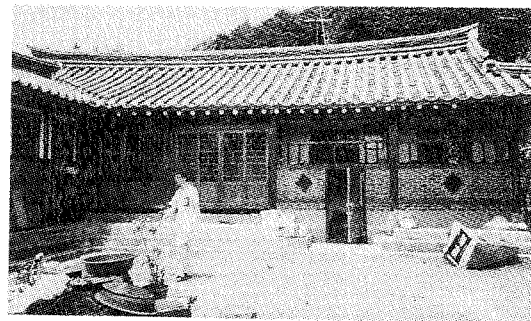


写真9 大宗家旧宅（正面）

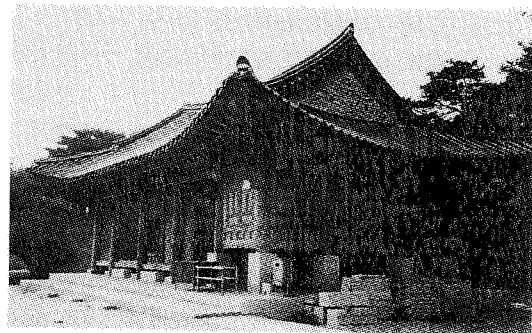


写真10 弓道場

忠壯公の武勲をしのんで、1989年に弓道場が建立された。毎年10月24日に崇慕式および郡弓道大会が開催される。

本研究でとりあげた忠清南道唐津郡大湖芝面桃李里は名門両班「宜寧南氏忠壯公派門中」（以下忠壯公派という）に属する世帯が村の約半数以上を占めている。忠壯公派は族譜「宜寧南氏忠壯公遺事派譜」（写真5）によると、本貫祖1世南君甫（1186 - 1264）から大宗家（総本家）の現宗孫（桃李里在住の現当主）27世南宙鉉までの同姓同本の宜寧南氏宗族を形成している。そのなかには17の分派があり、忠壯公派はそのうちで、規模や活動面で最も大きく繁栄した一派である。当派は本貫祖から13代孫の南以興を派祖とする門中で、在地両班村落を形成し、数多くの堂内集団をもっている。

忠壯公派が積極的に門中として組織されたのは比較的近年に入ってからである。李朝の仁祖王2年（1624）「振武1等功臣」であり、のちに諡号「忠壯公」と忠臣門ならびに賜牌地（約73km²）が授けられ、「不遷位（王命、1667）」となった南以興を派祖とする門中を組織する。忠壯公（写真

6）という絶好の派祖たりうる先祖を有した当派はやがて1970年代になると一族から首相を輩出する。これを契機に、この政治・社会的基盤を背景として、1971年京畿道の廣州から派祖を含む先祖の墓（5位）を桃李里へ移し、2カ所の墓域（写真7）を造成・整備するとともに、1981年に慕忠館（遺物館）を建立し、既存の忠壯祠（祠堂、1667年建造）、旌閭（忠臣門、1667年建造）（写真8）、守宗齋（宗会務所、1661年建造）、宗家旧宅（1661年建造）（写真9）、ほか多数の碑石なども補修し、近年になっては弓道場（写真10）も建立した。このように桃李里を忠壯公派の本拠地として聖域化するとともに、1984年から87年にかけて宗会を結成し、1987年には忠壯公派の族譜を編纂するなど組織の結束強化、活動体制を充実していくことになる。現在、門中の共同財産としては桃李里に田4200坪、畑1000坪、山林などを所有している。これらは、門中の経済的基盤となっている。

テーマⅠ：家・家族、同族・親族

第4章 家と同族の構造と変化

第5章 家口と家族およびチプの営み

第4章 家と同族の構造と変化

柿崎 京一

はじめに

本報告は、長野県内の一村落の事例調査を通して、日本における「家」と「同族」の基本的性格を検証し、その変化について考察することをねらいとしている。

調査対象村落は、私の後に報告する日本の研究者にも共通している。したがって本題に入る前に簡単に調査村落の概況について紹介しておきたい。

1 調査村落の概況

(1) 地理上の位置

調査村落は、長野県諏訪郡富士見町瀬沢新田である。長野県は、本州のほぼ中央に位置する中部地方の山岳に囲まれている県である。富士見町は、県の東部、山梨県との県境に位置している。

瀬沢新田村落は、この富士見町のほぼ中央に位置する。村落の北部は立沢村落を経て八ヶ岳に接続しており、八ヶ岳南麓の標高 1000 m前後の高地に開発された村落である。村落は、地形的に「沢」と「原」にわかれる。このうち「沢」は、立場川の侵蝕によって形成された谷間状の低地の河岸段丘地帯であり、最初に村野開発された地域である。

それに対して「原」は高地に位置し、八ヶ岳風と低温のために開発のおくれた地域であるが、近年になって開発が急速に進行している。また、1981年に中央自動車道西宮線の高架橋による集落の縦貫をはじめ、商業・住宅地の開発など、いわば市街地化が西南部の下原地区に進展しつつある。

(2) 瀬沢新田の開発

新田と言っても、この村野開発は古い。伝承や古記録などによると、1621年（元和7）に北部の稗之底村から移住した百姓や武田信玄の家臣らによって開発された村のようである。当時、この瀬沢新田を含む八ヶ岳南麓の高野一帯に村の開発が進展していた。いわゆる原山新田村の開拓である。このうち 1596年（慶長元年）意向に開発された村をここでは新田と呼称しているが、その数は諏訪郡下だけでも60余りに及んでいる。また、瀬沢新田の瀬沢の名称は、瀬沢新田の立地している立場川の下流に古村の瀬沢村のあることに由来しており、とくに瀬沢村との本支の関係はないようである。

(3) 開発初期の家と同族の展開

瀬沢新田の最初の開拓者（草分百姓^{くさわけ}）は、稗之底村より移住した数軒の家々であったと思われるが、寛文5年（1665）の宗門五人組帳によると22軒に増加している。この22軒の氏別戸数をみると表1のとおりである。1992年現在の総戸数は165戸であるが、その大部分は、この8姓によって占められている。後にみるようにこれらの家々

表1 氏別戸数（寛文5年）

氏名	戸数
雨宮	9
植松	6
久保田	1
名取	1
御園	1
和田	1
後町	1
小林	1

表2 戸数・人口の推移

年代	戸数	人口	年代	戸数	人口
1655	22	102	1777	84	502
1671	35	204	1785	83	438
1677	31	235	1815	82	429
1690	22	322	1827	99	433
1702	26	394	1850	99	437
1708	40	408	1858	100	464
1720	50	490	1864	108	494
1730	52	546	1871	107	499
1735	65	500	1940	150	—
1745	72	498	1960	176	887
1755	72	519	1990	171	—
1767	83	505	1992	165	687

注 1655～1871は宗門改人別帳、1940～は国勢調査による。

表3 耕地・高 (延宝4)

田	中田	3 及 0 04	4 石 5 斗 2 升
	下田	32. 9 14	42. 8 3
	計	35. 9 18	47. 3 5
畑	上畑	32. 5 24	32. 5 8
	中畑	1. 4 20	1. 1 7
	下畑	49. 4 26	34. 6 5
	立沢分	101. 8 12	87. 5 8
	計	185. 3 22	155. 3 3
計		221. 3 10	203. 3 3

注 畑のうち「立沢」は、立沢村検地帳書入分

表4 土地開発の進展

年代	地目	面積	地目	面積
1760	下田	5反 7		
1777	下田	42 . 7	下畑	2反 0
1786	下田	2 . 4		
1787	下田	0 . 4		
1791	下田	48 . 7		
1795	中田	0 . 7	下田	2 . 3
1796	下田	0 . 7		
1797	下田	1 . 6		
1802	中田	0 . 6	下田	5 . 3
1808	下田	0 . 2	下畑	0 . 4
1816	中田	32 . 8	下畑	1 . 2

の多くは旧家からの分家をした家であり、瀬沢新田は、この主要な8姓の旧家を本家とする複数の同族を基本的構成としている村である。

(4) 戸数・人口の推移

1665年(寛文5)以降の戸数と人口の推移をみると表2のとおりである。1655年から1871年までの約200年間の推移をみると、戸数については、1708年以降漸増している。

それに対して人口は1730年まで増加するが、それ以降は停滞ないし減少傾向がみられる。1871年以降、すなわち近代期に入ると、戸数・人口ともに急激に膨張している。

(5) 土地開発と耕作面積

稗之底村から移住した主な原因は高冷地で(標高約1200m)で凶作が続いたためであると伝えられている。現在の瀬沢新田における標高は900~1000m余であり、自然条件は依然としてきびしく、かつては立場川によって侵蝕された比較的低地の谷間(河岸段丘)に集落が細長く形成されていた。1676年(延宝4)の検地帳によると、

当時の耕作面積は、おおよそ表3にみるとおりである。

総耕作面積約22haのうち、畑が約85%を占めており、畑作中心の農業であった。一戸平均の耕作面積は、約0.7haと小規模であった。

その後、土地開発が進むのであるが、それは用水路の開削による畑地の水田への転換であり、同時に高地の原山の開発であった。1760年から1816年までの約50年間における、高地開発の状況をとりまとめてみると、表4のとおりである。

一般に日本の村における土地開発は1970年代に入って盛んになるが、おそらく瀬沢新田もこの頃から進行したと思われる。加えてこの土地では高島藩の殖産政策によって1772年以降、土地開発、とくに水田の開拓が進展している。

このような土地開発と並行して前出表2にみたような戸数・人口、とりわけ戸数の増加が促進されたと思われる。同時に、後に述べるような農家の相続形態において、隠居慣行にもとづく長男家督相続が一般化していったものと思われる。なお、1990年の瀬沢新田の耕地面積は、水田90ha、畑59ha、合計149haであり、1戸平均1.35haである。

表5 組別戸数

組名	戸数	
	1992	1969
上	12	18
中	11	27
下	57	61
東	21	28
原	64	36
計	165	176

(6) 近隣組と区・共有財産管理組織

現在、瀬沢新田は5つの近隣組から構成されている。各組の組み名と戸数をまとめると表5のようになる。このうち、上・中・東および下組の一部は、立場川河岸段丘、通称「沢」に位置する古い組である。それに対して原組および下組の一部「下原」は、1920年以降に急速に戸数の増加した地区である。

「沢」に位置する旧組は、上組・名取氏、中組・雨宮氏、下組・久保田氏、東組・植松氏らの各同族（マキ）が中核となって開発され、その後戸数の増加と共に各姓の混住化が進展したと推測される。これらの各組は常会と呼ばれており、共有山林・採種田・集会所や倉庫などの共有財産を有し、道祖神を祭祀している。組の運営は常会長を中心に数名の役員が担当し、年度初めの総会では事業・会長について協議している。祭祀行事や奉仕作業、旅行会等といった娯楽の催事も多く、組常会は人びとにとってもっとも身近な近隣の共同生活集団である。

原組も含めて、これらの近隣組の下位には、伍長組が構成されている。この伍長組は3～7戸から構成されており、その数は全部で31組ある。区や農業協同組合など上位団体からの通知等の各戸への伝達が主な仕事である。

前出表5にみたように、各組の戸数が多い。このうち、下組は、町役場・農協支部・病院等の公共施設や商業地域に隣接しており、市街地化によ

る主として新規来住世帯の進出によるものである。原組は、標高1000m余の高原であり、1920年頃まではほとんど人家が無かった。その後急速に開発が進み、旧村からの分家や移転によって戸数が増加し、1935年に原組として独立した新しい組である。

さらに1981年、中央自動車道西宮線の高架橋によって区の中央部を縦貫することになり、その橋脚に位置していた中組の家々が立ち退きを余儀なくされ、原組に移住することになったことも、組ごとの戸数に不均等を生じさせる結果となった。

瀬沢新田区には旧落合村の位置村落であったが、旧落合村が1955年に富士見村外3か村と合併して富士見町となると、その一行政区に位置することになった（富士見町は38の行政区から構成される）。以降、瀬沢新田区は、町行政の下位組織としての機能を強めることになる。

他方、区では従来から継承されている集落内の土地・用水や道路等の保全・管理、大理神社・穂屋社や秋葉・御別当社等の祭祀行事、区民の各種福祉事業など、自治区としての機能も担っている。

区の運営は事実上の常勤の形勢をとっている区長・区長代理（各1名）のほかに総務部長ほか5名の部長らによって執行している。これらに5名の常会長を含めた合計13名で審議機関としての理事会を組織している。さらにこれらの執行機関の事務補佐として常勤の職員を1名配置している。事務所は集落センターの建物、通称「区役場」に設置している。

区の運営を支える財政規模は年間約4000万円（1991年）であり、その主たる財源は、協保組合（後述参照）補助金（35%）、区民負担金（21%）および前年度繰越金（32%）が主なものである。

区の構成員は瀬沢新田区に居住する世帯を単位としているが、近年外部からの未住世帯に対しては、加入を強制していないが、住宅所有世帯はほとんど自発的に加入している。

古くから瀬沢新田は、広原財産区（旧60か村共有）・南原山入会（旧12か村共有）および八ヶ岳入会（諏訪旧12か村と甲州旧4か村共有）の

権利を保有していた。1916年に政府はこうした部落有林野の町村への整理統合を推進することにしたが、その際に瀬沢新田では、一旦落合村に帰属することになった部落有林野を買収し、当時の戸数107軒の共有財産とした(1918年)。その後この共有山林の管理を、有権者107軒で創設した昭和共有組合に移管し、共有林野の維持・管理に当たらせることにした(1927年)。

共保組合の組合員は当初107軒(名)であったが、その後分家や来住世帯の中から組合への加入者が増加した。その結果、組合加入に一定の制限を設けるべきである、という意見が強まり、1993年3月の総会において、この年度以降に区民となった者は、10年間は組合加入を認めないことにした。この共有林野は、主として区の公共事業に抛出している。したがって、瀬沢新田は、区と共保組合という別個の組織をもつ二重構造から成っている。

2 家の相続形態

(1) 1992年調査時の実態

隠居制は、家長の地位・権限を、生前に家の後継者に移譲することである。現行の法律では家長権という規定はなく、したがって法律制度上の隠居制はない。しかし、農村では、こうした制度を慣行として行っていることがある。調査対象村の瀬沢新田では、現在、こうした隠居慣行が一般的に行われている。

瀬沢新田の隠居慣行は、1945年以前までは財産・祭祀・経営・代表権など家長の地位・権限をすべて後継者に譲り、独立した隠居屋に移り、生計を分離する形態を通例としていた。1947年の新民法の公布による家制度の廃止によって実際上に大きな影響を受けることになったのは、農地・家屋等の固定資産をはじめとする財産の生前移譲である。すなわち、財産の均分相続制と、生前移譲の場合の譲与税の高額徴収制である。

そのうち、前者の均分相続性については、農業後継者のいる場合、他の相続権者が相続権を放棄

し、事実上の単独相続の形態をとっていることが多い。しかし、後者の生前移譲の際の贈与税の負担を免れることはできない。したがって、一般には高額の贈与税の負担を避け、死亡後の遺産相続形態をとっている。

さらに、旧来の隠居慣行の実施を困難にしているものとして、農業後継者の確保の問題がある。すなわち、後継者に予定している者がいても、その大部分は他産業に就業しており、農業経営権の移行が事実上不可能となっていることである。

こうした状況のもとで、現在実施している瀬沢新田の隠居慣行の実態を要約してみると、まず、第一に隠居時の年齢が高齢化しつつあることである。第二に、かつては母屋から独立した隠居屋への居住が大部分であったが、現在では同居隠居の形態が支配的となっている。もっとも、同居隠居と言っても、母屋の一部を隠居用に隔離するか、玄関を別にした離れ部屋の形式をとっていることが多い。第三として食事は一緒であり、炊事作業は新旧夫婦間で分担していることが多い。第四に、隠居の際には区役場(事務所)に届け出るようになる。この手続き終了と共に隠居が集落内において承認され、以降、原則として後継の者が集落内の公式の行事に参加することになるし、近隣との交際も後継夫婦が中心となる。

以上は、瀬沢新田における現行の隠居慣行の概略である。ここでは上述の第四の手続き、つまり区役所への隠居届けの有無を指標として、隠居の実態をみることにする。1972年現在、瀬沢新田総世帯165戸のうち、農家世帯数は約110戸である。このうち、隠居の現出している可能性のある、二世帯以上夫婦から成る農家世帯は79戸であった。この79戸を対象として、隠居実施の有無についての調査結果をまとめてみると、表6のとおりである。

それによると、二世帯夫婦以上の世帯79戸の中で隠居の行われている世帯は58戸、73.4%と高率である。また、隠居者の居住形態では、同一家屋内に後継者夫婦と同居している事例が39(67.2%)に対し、同じ宅地内の独立した隠居屋に別居している場合は19(32.8%)であり、

表6 隠居を含む世帯と隠居者の居住形態

	農家世帯	世帯構成別		別居の有無		隠居居住形態	
		一世帯夫婦	二世帯夫婦以上	無	有	同居	別居
実数	110	31	79	21	58	39	19
比率	100.0	28.2	71.8	26.6	100.0	67.2	32.8
			100.0		73.4		

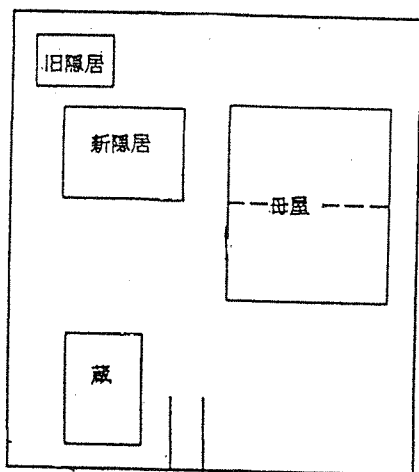


図1 隠居屋の配置図

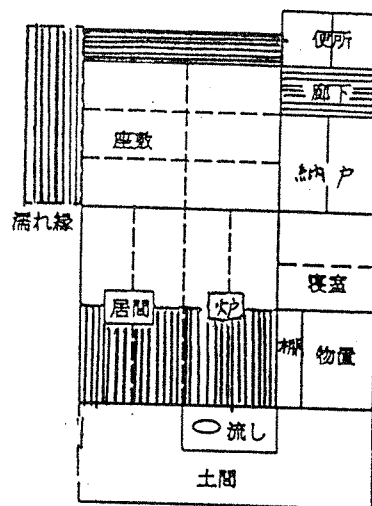


図2 旧隠居屋の間取り

隠居ある世帯のほぼ3分の1が同居形態をとっている。

なお、隠居の際の後継者は、基本的には長男であり、男子の居ない場合には娘の婿養子である。また、参考まで独立した隠居屋の場合の、宅地内の位置および隠居屋の間取りの事例を図1に示した。図2の旧隠居屋は、集落内に現存する最も古い建物の一つで、100年以上の年数を経ているものである。

(2) 村の開発初期の家の性格

前述の瀬沢新田の概要でふれたように、村の開発の端緒は1621年(元和7)頃と推定されるが、伝承によると、はじめにここに入植した家は植松氏、甲斐武田氏と縁故のあった雨宮・名取氏らであったようである。

これより40数年後の1665年(寛文5)に高島藩(諏訪領主)は最初の宗門改めを実施している。この時に書き上げられた家数は8姓22戸であった。その中で雨宮姓9戸と植松姓6戸のほかは各

姓1戸であり、雨宮と植松姓の家々の間では本家・分家というマキ(同族)集団を形成していたと思われる。

宗門改めは1671年(寛文11)以降、毎年実施されることになるのであるが、現存する資料を手がかりにして、比較的古い時代の家の構成員と家の相続形態について考察してみることしたい。以下で扱う資料は、1671年・1677年および1702年の宗門改人別帳(以下人別帳と略称)である(宗門改人別帳の記録から現実の生活を復元する際には、いくつかの問題点があるが、この点について論議は省略する)。

3か年の人別帳に記載されている家成員数と家長の続柄別構成をとり出してみると、表7・8・9のようになる。それによると、家成員の規模は1671~77年ではそれほど大きな変化はみられないが、それ以降の1702年までの25年間には、一戸平均にして7.5人から13.4人と2倍近くまで膨張している。その膨張の原因を表8・9によってみると、子の配偶者と孫、家長の兄弟姉妹とその配偶者および甥姪、さらに下人・下女と抱

表7 人数規模別 家数

	寛文11年(1671)		延宝5年(1677)		元禄15年(1702)	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
26～30	0	—	0	—	3	10.7
21～25	0	—	1	3.2	2	7.1
16～20	0	—	0	—	3	10.7
11～15	3	9.7	4	12.9	10	35.7
6～10	16	51.6	13	41.9	8	28.6
～5	12	38.7	13	41.9	2	7.1
計	31	100.0	31	100.0	28	100.0
一戸平均	6.8		7.5		13.4	

表8 家長との続柄別成員数

	家長	全配 偶者	父 母		子	全配 偶者	孫	兄弟 姉妹	全配 偶者	甥 姪	下人 下女			抱	その 他	計	年季
			父	母							下人	下女	計				
			父	母													
1670	31	30	0	6	87	8	1	13	5	5	10	14	24	0	0	210	8
1677	31	28	1	6	86	12	11	12	3	11	11	11	22	10	0	233	10
1702	27	25	4	7	82	19	36	28	18	58	18	13	31	23	5	363	9

表9 同上構成比(家長を1000とした指数)

1670	1000	968	0	194	2806	258	32	419	161	161	323	452	774	0	0	6774	258
1677	1000	903	32	194	2774	387	355	387	97	355	355	355	710	323	0	7516	323
1702	1000	926	148	259	3037	704	1333	1037	667	2148	667	482	1148	852	185	13444	333

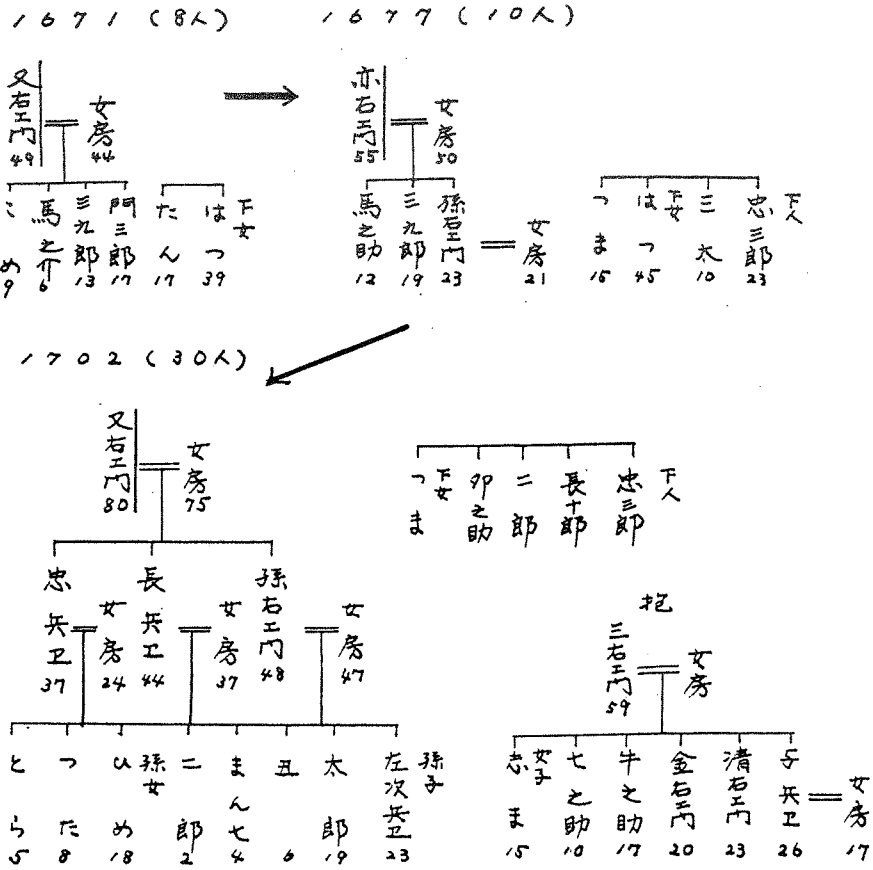


図3 又右エ門家の構成員の例

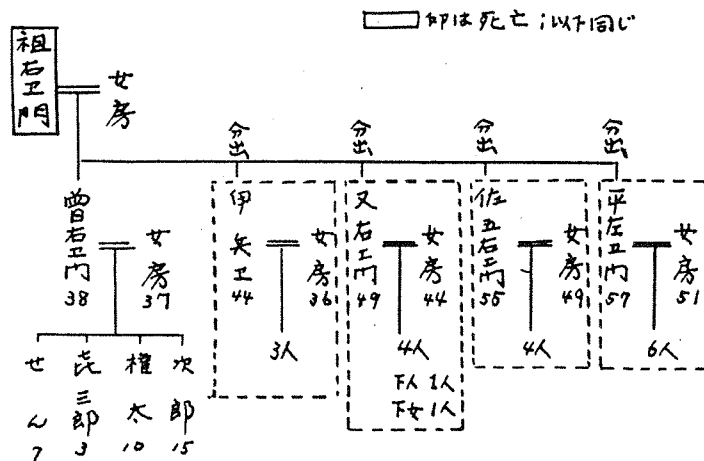


図4 末子男の相続例 (1670)

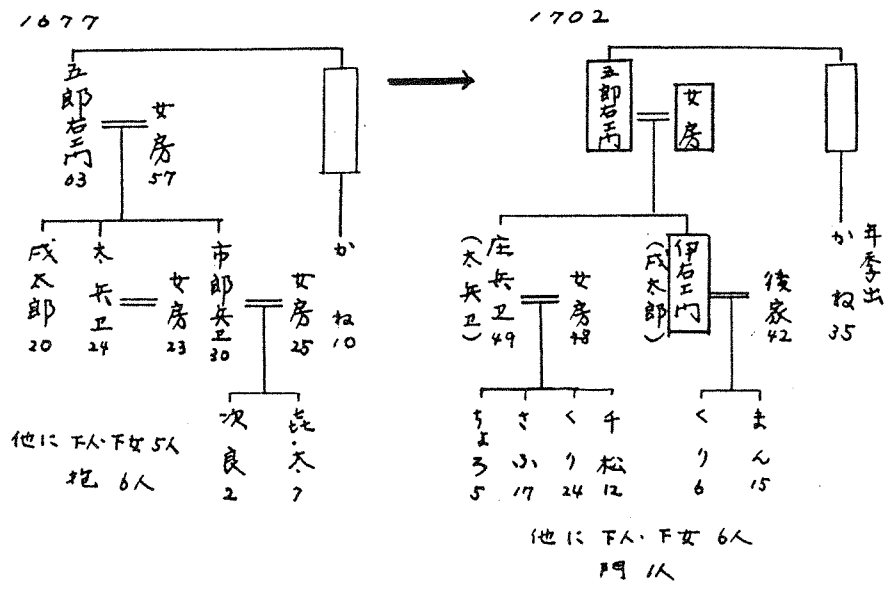


図5 次男相続例

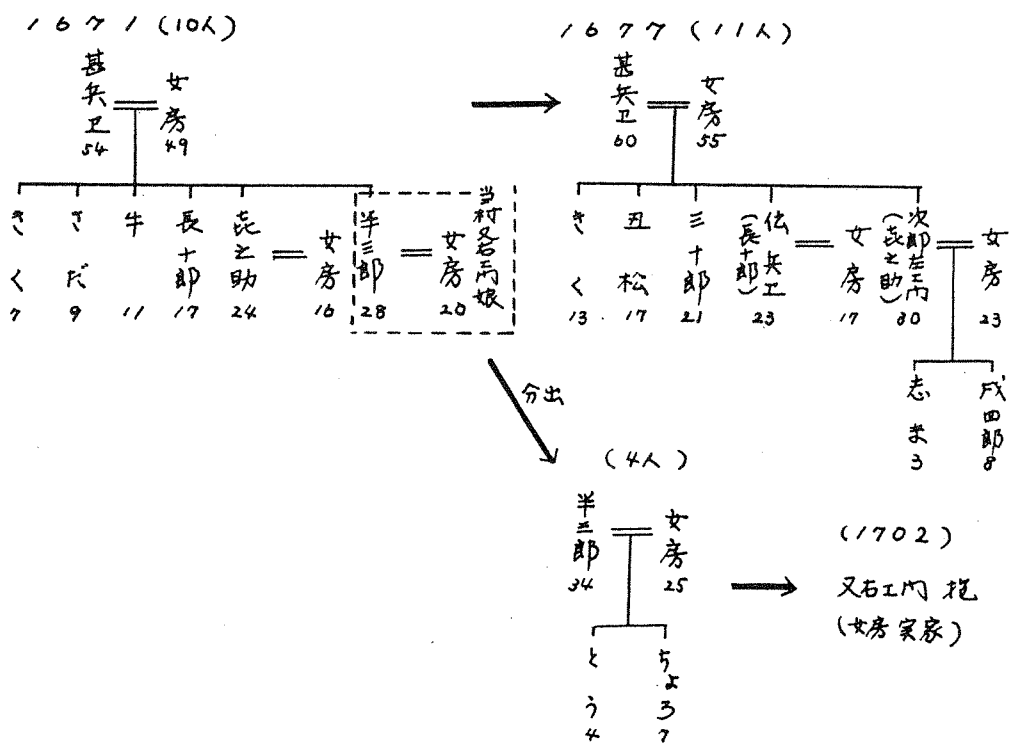
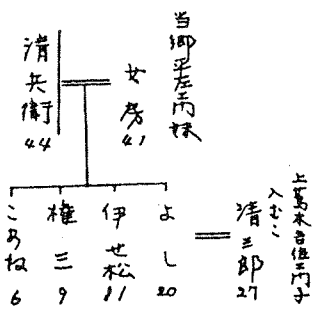
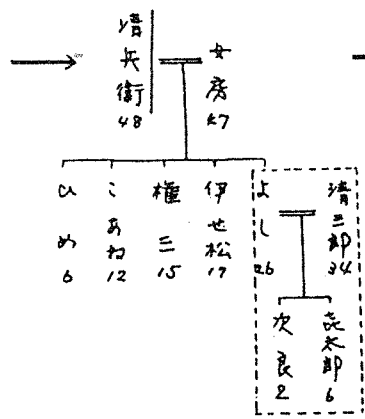


図6 次男相続例

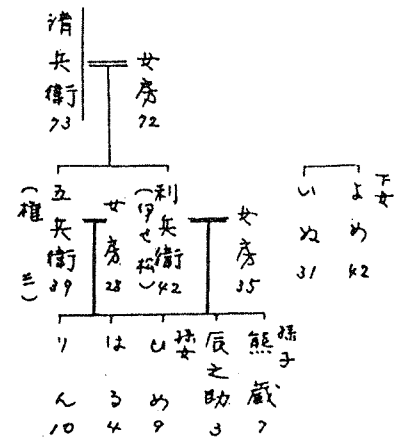
寛文11年(1671)



1677



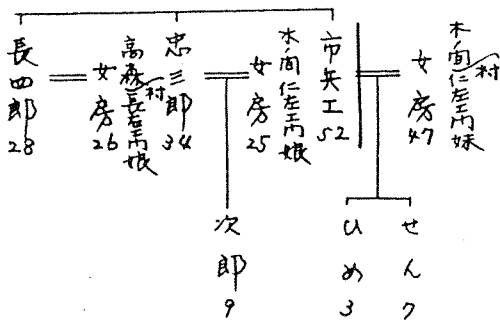
1702



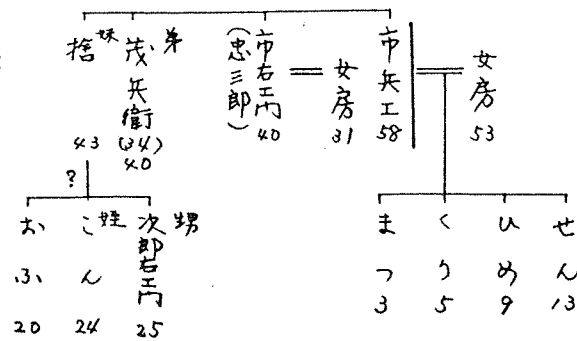
分出

図7 簪入(姉中継)例

1671



1677



1702

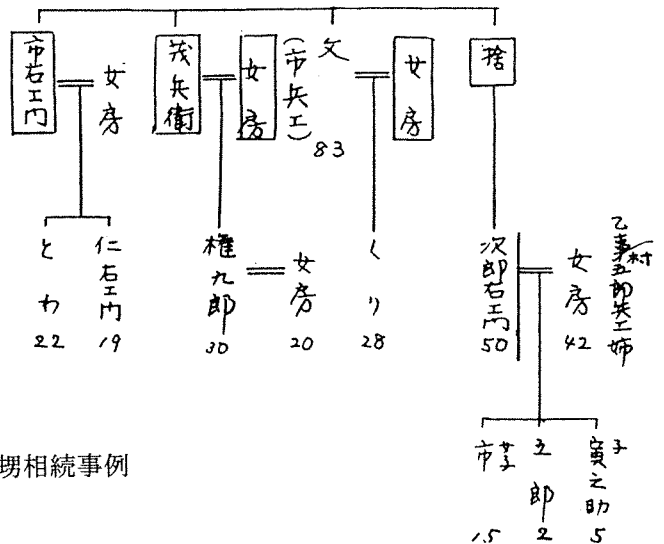


図8 甥相続事例

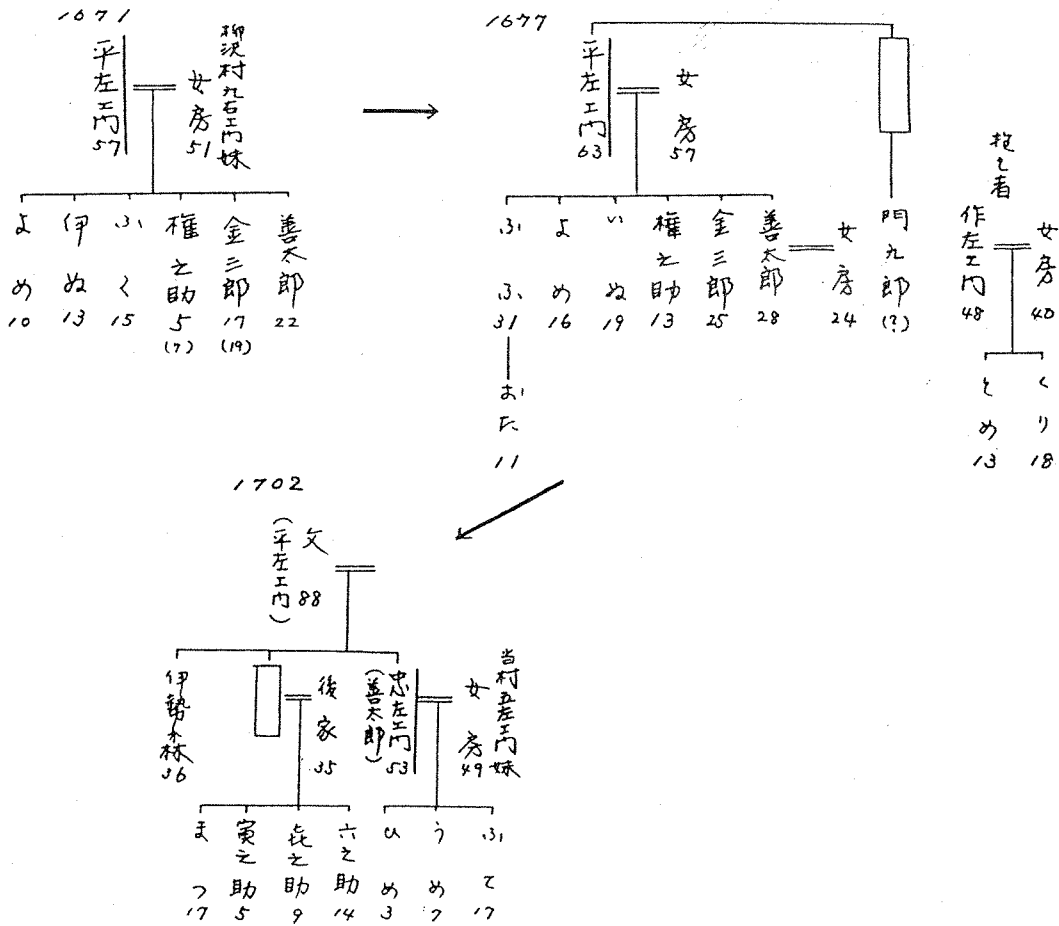


図9 隠居の事例 (長男相続)

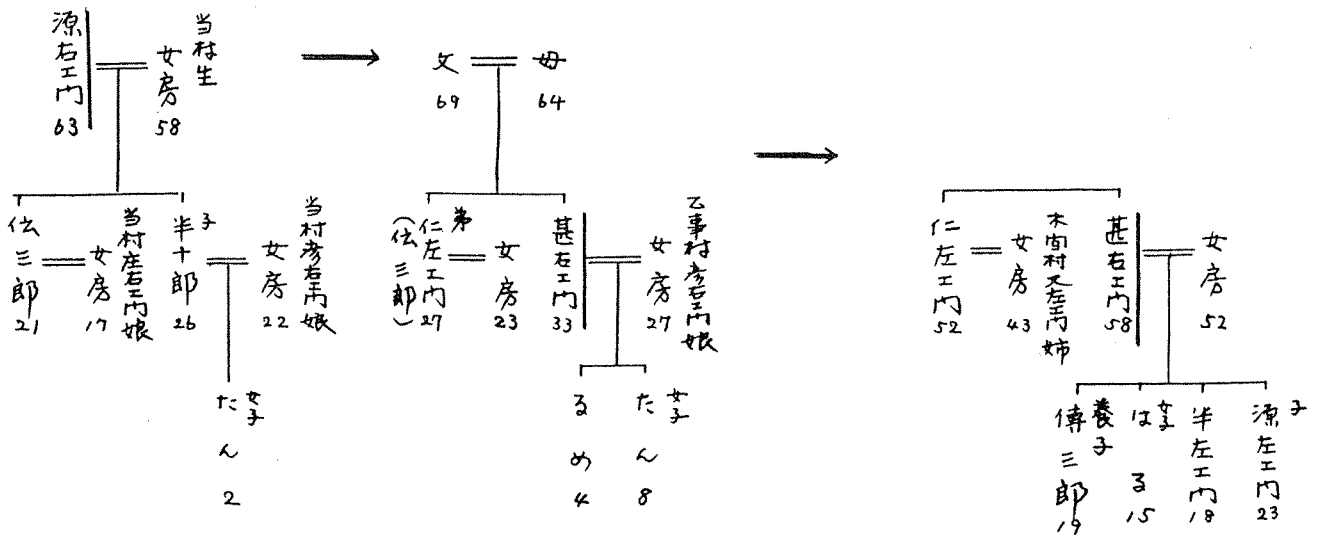


図10 隠居の事例 (長男相続)

百姓などの増加が目立つ。こうした膨張の一例として1702年に30人となった家の例をあげてみよう(図3)。

又右衛門家(植松姓)は、又右衛門夫婦が1665年以前に独立した分家初代の家である(後出図4参照)。したがって1671～77年当時の構成は、家長夫婦と子、それに数名の無年季奉公人を加えた単純な構成であった。その後、家業経営等の拡大にともない構成員の人数が3倍に膨張する。男子3人が結婚し、その子(家長の孫)らと共に同居する。これに無年季奉公人5人と、かかえ抱百姓三右衛門一家9人を包摂している。抱百姓の性格は明らかでないが、家屋・屋敷を借りて別世帯を構成しているが、又右衛門の経営に参加し、生計を依存している半自立農民と見なしてよいだろう。こうした抱百姓は、血縁・非血縁を問わず、いずれ本家の援助などによって分家独立していくことを通例としている。

つぎに、この時期に現れた家長の地位の交代、つまり家長権の継承者についてみると、さまざまな形態がみられる。その一つに、いわゆる末子相続がある。この相続形態については、既に中川善之助・内藤莞爾らの「諏訪地方の末子相続」に関する先行研究がある。それによると、かつて諏訪地方には、長男以外の男子(その典型的なものは末子の男子)の相続が広くみられたことが報告されている。瀬沢新田のこの時期にあらわれた、この種の形態は、つぎの三事例である。

このうち図4は、記載内容に若干の疑問の点はあるものの、末子相続の例とみてよい。図5・6は長男夫婦を分出させて次男が相続した例である。このうち図6では、分出した長男夫婦一家は、人別帳に一軒として記載されているものの、その後、何らかの理由で自立できぬことになり、女房の実家へ抱百姓として取り込まれることになった例である。抱百姓の中には、このように親方おやかたと親族関係の者が含まれることのある点も注意しておきたい。

つぎにやや特殊な事例として図7・8をあげてみよう。そのうち図7は、長子が娘で、男子(長男)との年齢差が大きい場合、長女に婿養子を迎え、長男が成人した後に長女夫婦を分出(分家)

させ、長男に相続させた事例である。いわゆる姉なかつぎ中継の形態である。こうした例は東北地方や北関東でしばしばみることができる。そこでは長女夫婦がそのまま家を相続する例、すなわち「姉家督」慣行も広くおこなわれていた。

もう一つの図8は、甥が相続している例である。市兵エ家長夫婦の子は女子ばかりであり、しかも若年である。1677年当時の後継者の選択としては、長女に婿養子を迎えるか、弟に相続させることも考えられる。しかし長女の年齢が若く、彼女の成人までにはまだ年数が必要である。弟の相続の事例は、家長に子がない時にそうした形態をとることがある。この市兵エ家では、2人の弟が居たにもかかわらず、妹の男子(市兵エの甥)を相続人としている。年齢や能力などの点から、甥がもっとも適任者と判断したのであろう。

さいごに隠居による家長の地位の交替についてとりあげてみたい。前出図8の市兵エの場合も、甥に家長を譲り隠居した例である。ここでは家長が高齢となり、家長としての役割を果たしえなくなったため、後継者にその地位・権限を譲り渡し、家経営の第一線から引退している例である。図9の平左エ門の場合も事情はほぼ同じであったと思われる。

それに対して図10は、同じ隠居事例でも、事情が異なるようである。家長は60歳半ばで、30歳前後の長男に家長の地位を譲っている。図8・9の事例が高年齢という止むを得ぬ消極的隠居の例である。その意味では、近現代の瀬沢新田に広く行われてきた隠居慣行の萌芽が、この時代に少数事例ながらみられたことは見逃すことができない。

これらの隠居の事例に共通する一つの特徴は、いずれも家長の地位の継承者が長男である、ということである。このほか、この時代において、通常みられるところの長男相続の事例もあるが、こうした長男相続形態は、選択肢の一つとして位置づけられ、近代以降にみるような支配的な相続形態でなかったことを指摘しておきたい。

表 10 家成員規模別戸数 (1745 年)

1人	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11~15	16~20	計
1	4	10	9	7	2	8	7	7	7	7	2	71
1.4	5.6	14.1	12.7	9.9	2.8	11.3	9.9	9.9	9.9	9.9	2.8	100.0

注 他に不明1戸

表 11 所有耕地規模階層別戸数 (1846 年)

	1~3 畝	3~5	5~7	7~10	10~	計
戸数	21	19	11	11	4	66
比率	31.8	28.8	163.7	16.7	6.1	100.0

注 1 畝≒1 アール≒30 坪

表 12 新規の家長の継承者

続柄	子				弟	甥	下人 (奉公人)	計
	長男	末子男	男子*	計				
件数	9	5	6	20	6	1	1	28
比率	32.1	17.9	21.4	71.4	21.4	3.6	3.6	100.0

注 *印は男子には、兄弟が1人だけのもの、他に男子の有無不明のものを含む

(3) 土地開発の進展期の家の性格

1720 年代から本格化する土地開発の進展、それに伴って人口・家数の増加する時期における、家の性格について相続形態を中心に検討してみたい。

ここでは、瀬沢新田の人口は近世期を通じてピークに達する 1745 年(延享 2) および 1755 年(宝暦 5、とくにこの当時高島藩の土地開発政策が推進された)の両年の宗門改人別帳を手がかりに、この 10 年間の個々の家の動向について注目してみることにする。

まず、表 10 によって 1745 年当時の家成員数の状況を見ると、村の開発初期にみられたような大規模な家は姿を消し、16~20 人の 2 戸を除けば、各層にほぼ均等に分散している。1 戸平均 6.9 人であり、この時期になると総じて近世小農民の家の性格を端的に表している点が注目される。この時期の各家の耕地所有規模を知る手がかりとなる資料が見当たらないため、これより 100 年後の

1846 年(弘化 3)の「田畑名寄帳」によって、おおよその状況をみると、表 11 のとおりである。

この表を一見して明らかなのは、きわめて零細耕地であるということである。10 アール以上農家が僅か 4 軒に過ぎない。もっともこれは田・畑の耕地だけに限った面積であり、八ヶ岳山麓に展開している広大な山林・原野は含まれていない。しかし、それを考慮に入れたとしても、家業経営の土地基盤は弱小である。この時期の総戸数は 100 戸近くであったから、ほとんど耕地を所有していない家がこのほかに更に 30 戸ほどもあるということになる。後に述べるように瀬沢新田に限らず、この地方一帯の村々では、山仕事のほかに中馬稼ぎ(馬を使役した運送業)を始め、多様な出稼労働に従事し生計を成り立たせていた。いずれにしてもかつての調査村は、現在の豊かな田園風景からは想像できないような、過酷な自然条件に支配されていたのである。

さて、本題にもどって、この 10 年間に、家長の地位の交替した件数は人別帳によってみると

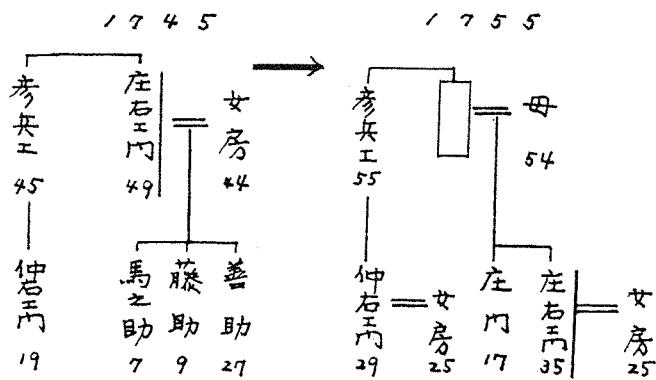


図 11 長男相続事例

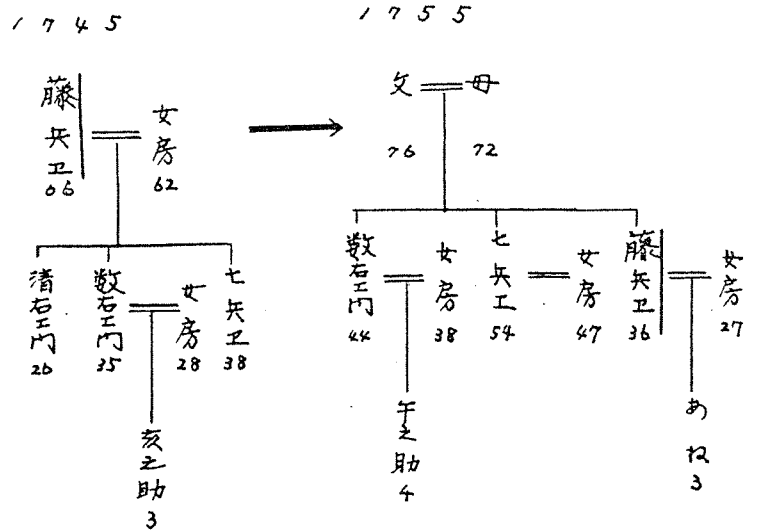


図 12 末子相続事例

18 件あった。この 28 件の新しく家長を継承した者を、前家長との続柄別によって分類してみると表 12 のとおりである。それによると全体の 70% 余は家長の男子であり、そのほぼ半数近くは長男である。末子男は、さらにその半数ほどに過ぎず、この時期になると末子相続の形態は後退する。また家長の弟の継承している件数が 6 件あり、その他に例外的に、甥と下人の相続が各一例みられる。家長の地位相続者がすべて男子性であることも指摘しておきたい。

また、1755 年時に、前家長の隠居している家は 14 戸であった。これは総戸数の 20% 弱に相当する。この当時の平均寿命を考慮に入れてみるなら、この数字は瀬沢新田における隠居慣行がある程度定着しつつあったことを示しているようである。

以下、各相続形態の事例を図に示して紹介してみよう。図 11 は長男相続のケースである。前家長の死亡年が不明であるので確かなことは言えないが、恐らく前家長の死亡が動機となったと思われる。後継者の候補としては前家長の男子 3 人、それに弟の子(甥)も一応対象となるのであるが、この際には最年長の長男が相続することになった。男子 3 人の年齢が接近している場合には、長男選定と限らないが、この事例にみるう、年齢差が大きい場合には長男相続となるケースが多い。

つぎに末子相続の典型的な例として図 12 をと

りあげた。ここでは家長の隠居を契機として末子男の清右衛門に家長を移譲したケースである。兄弟 3 人が結婚し、複合形態の労働力構成としてもっとも充実したケースである。

つぎに弟に家長の地位を譲るケースであるが、こうした事例は前出表 12 にみるように 6 例あった。その一例を図 13 に示した。1745 年当時の家長勘右エ門は、隠居と同時に弟の弥右エ門を家長の後継者とした。勘右エ門の一人娘たつは、婿養子を迎えている点も興味深い。事例件数こそ少ないが、甥および下人(譜代奉公人)の相続についてもとりあげておきたい。図 14 によって、まず甥に家長権の移譲した例をみると、1745 年当時まで兄が家長であった。後継者には長男市郎兵工を選定することが予想されるころであるが、1755 年には離家しているところをみると、何か特別の理由があったのであろう。結果的には亡弟の長男政右エ門(甥)が後継者となっている。

もうひとつの事例は、下人(無年季、譜代奉公人)が家を相続しているケースである(図 15)。この場合、前家長夫婦が 1755 年までに姿を消しているの、ここでも何か特別の事情があったのであろう。その点はともかくとして、下人といった非血縁の者が家の相続人に選定されるケースは、決して奇異なことでも偶然のことでもなかった。非血縁の婿養子を入れて家を相続させることも同様のカテゴリーに入る。

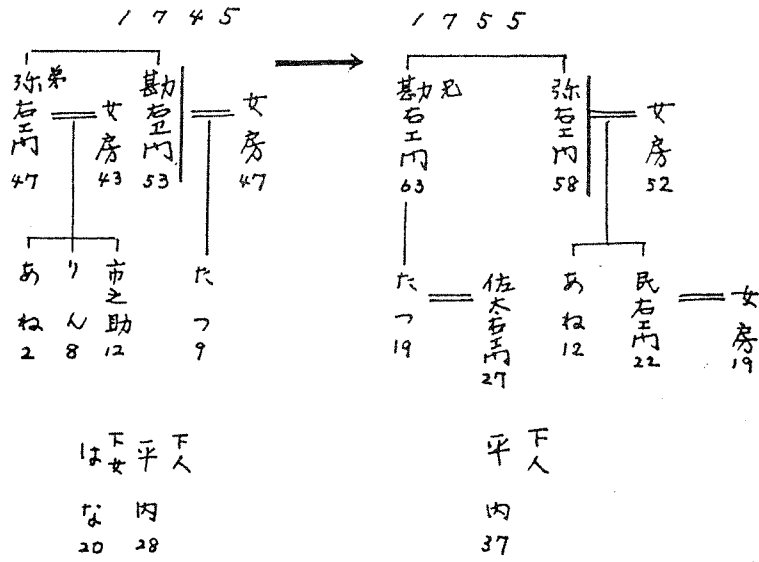


図 13 弟相続の事例

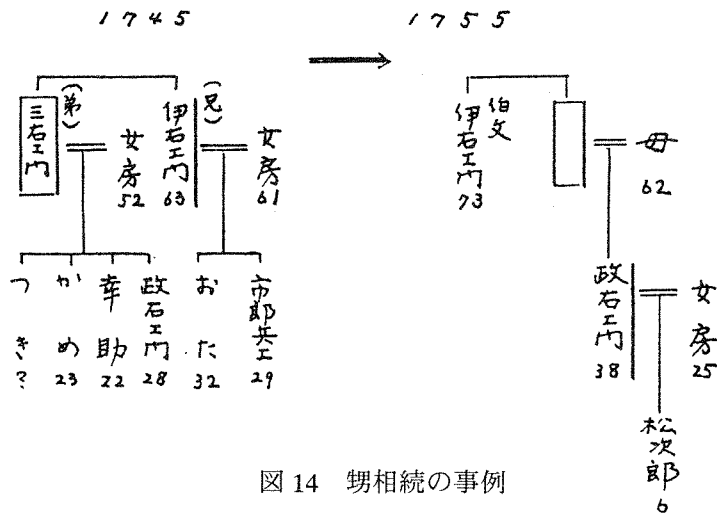


図 14 甥相続の事例

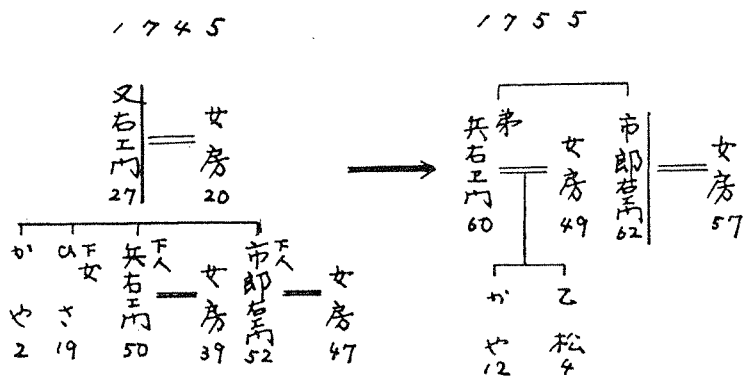


図 15 下人相続の事例

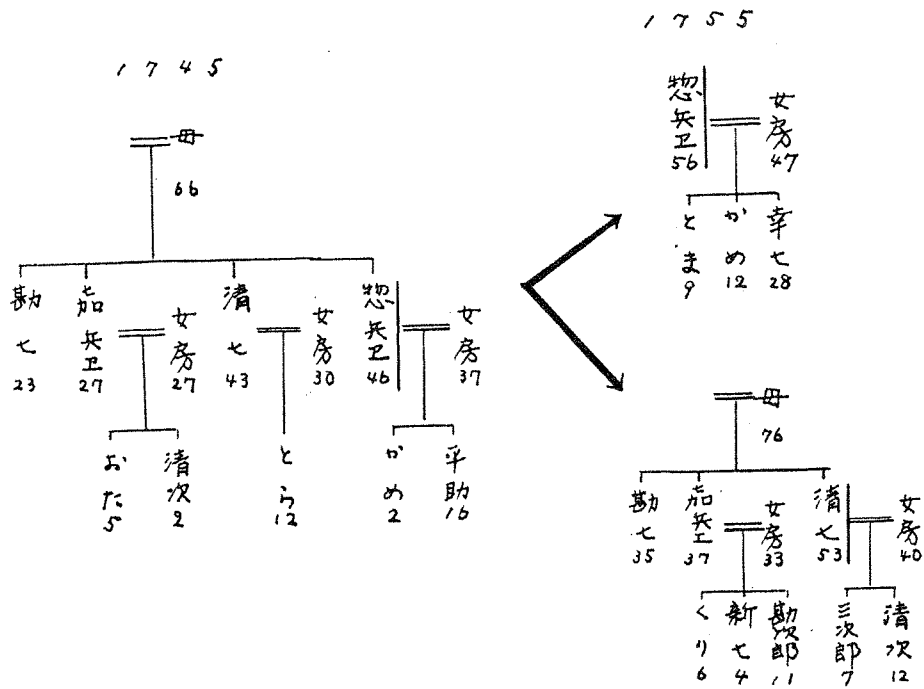


図 16 弟相続・家長（兄）世帯分出事例

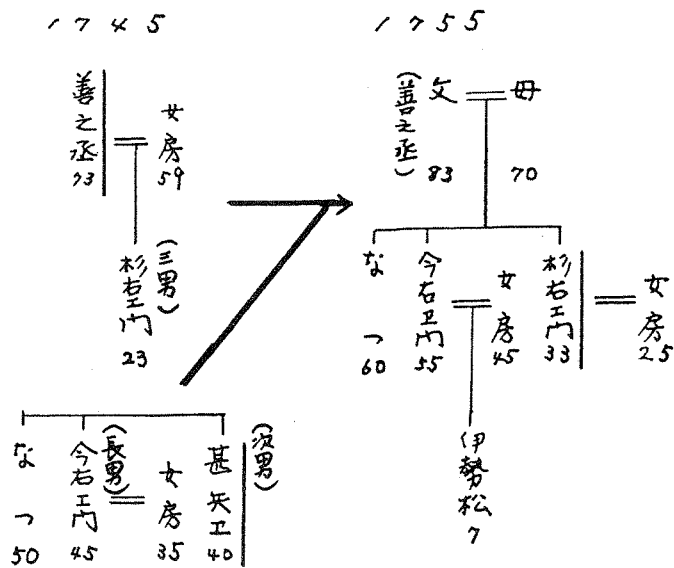


図 17 末子相続の事例

事例の最後に、家成員の一部が分出（分家）し、新たに家を創設する事例、およびこれとは反対に2軒の家が一つに合体して新しい家長のもとに統合する例をとりあげてみたい。このうち前者については、本・分家という同族への展開の契機をなす、家が本来的に具有している性質のものである。ここにとりあげる例は、一般農村に通常みられる事例と異なり、末子相続慣行の事例に近いものである。すなわち図 16 では家長（長男）夫婦と子が分出し、母を含む残った成員の中から年長者の清七（前家長の弟）を家長として本家成員を統合しているケースである。耕地等に余力のある場合には惣兵衛（長男）に本家を相続させ、親が清七以下の子を連れて分出する、いわゆる隠居分家の形態も可能性としてはあるが、その場合には連れ出す子の年齢の若年であることを通例としている。

こうした分出とは反対に、2軒が一つの家に合体しているケースが2例みられた。図 20 はその一つである。1745 年当時をみると、末子相続形態である。本家の家長の隠居か、分家家長の甚兵衛の欠落を契機に両家が合体し、末子の杉右エ門が家長となって一家をまとめているケースである。一般的にこのような合体の事例は、分家中核となる成員の欠如などによって存立不可能な場合に暫定的に本家に吸収することがある。しかしこの場合には、必ずしもそうした事情によるものとも判断できない。仮に人別帳記載上の操作としても、その意図が不明である。この点は今後の課題となる。

以上、1750 年前後の瀬沢新田の家について、人別帳に現れた家長の交替という一側面を中心に、この時代の家の性格について検討した。その意図するところは、まず、過酷な自然と零細な生活資源という、生活にとって限界的な状況のもとで、農民の抛りどころとなっていた家の存在を前提とする。そこに表出する多彩な生活事象を通して、家が内包している機能を検討し、生活システムとしての家の特性を明らかにすることがねらいである。その結論は後述に譲り、ここでは、変幻自在とでも形容できるほど、家の柔らかい構造の一端について確認することができたように思う。

（4）近代初期の家と家制度

1620 年代に開発された瀬沢新田は、開発初期の確かな記録によると、1665 年当時の戸数は 22 戸（人口 102 人）であった。それから 200 余年後の 1871 年（明治 4 年）には 107 戸（499 人）と、戸数・人口とも約 5 倍に増加している。いま、1871 年の宗門改人別帳によって、性別の戸数をまとめてみる表 13 のとおりである。

雨宮姓が最大であり、これにつぐ植松姓をあわせると、総戸数の 60 % 強となる。後述するように、これらの同姓集団は必ずしも同姓毎に一つのイトウないしマキと呼ばれる同族団に統合されているわけではなく、戸数規模の大きい同姓集団では、いくつかの同族団に分化しており、家の系譜関係も相互認知しておらず不確実であることが多い。

この 1871 年当時の家について、その後の約 100 年間における村からの退転動向をみると、転出・絶家および不明をあわせると 38 戸（全体の 34.2 %）となる。その中でも特に多いのは転出戸である。そのほぼ半数は富士見町内を含む周辺地域への転出である。また不明を含む絶家の戸数 13 戸については、おおよそ 10 年間に 1 戸の割合の出現ということであり、他の農村に比較して特に多いということでもない。しかし、家の廃絶は永続性を最優先とする家であっても、決して不死身でないことの証左として注目しなければならない。家の廃絶に至る過程や条件の検証は、家の理解にとって重要な問題であるが、この点は今後の課題としたい（なお、この問題については、かつて「部落における家の成立と退転」〔社会学評論、12 巻 2 号、1961〕という拙稿がある）。これまで若干の資料にもとづいて、調査村落の農民の家について考察してきたが、同じ家といっても中国や韓国の家とでは大きな違いがある。日本の農民の家は、第一義的には家産にもとづく家経営体である。家経営体の内実は、家業および先祖祭祀を含む家事全般にわたる運営、広義の生活集団を意味している。この経営体の担い手は、家長を中心に、家長の近親者をはじめとして、住込み奉公人などの非親族関係者にまで及ぶことになる。

表 13 1871 年性別戸数とその後の退転動向

姓	戸数			1871～1985間の退転			
	1665	1871	比率	転出	絶家	不明	計
雨宮	9	45	40.5	7	5	2	14
植松	6	23	20.7	8	3	0	11
名取	1	15	13.5	4	0	1	5
和田	2	10	9.0	4	1	0	5
久保田	1	6	5.4	0	1	0	1
御園	1	5	4.5	2	0	0	2
後町	1	3	2.7	0	0	0	0
小林	1	2	1.8	0	0	0	0
金井	0	1	0.9	0	0	0	0
吉作	0	1	0.9	0	0	0	0
合計	22	111	100.0	25	10	3	38

注 1871 年の総戸数は、本文中の戸数と一致しないが、ここでは修正しないでおく

この家経営の最大の目的は、家の系譜的連続、つまり血統に限らない家系の連続を維持・発展させることであり、それを前提として、家の成員の生活福祉の増進を図ることにあつた。この目的を実現するために、さらに他の家々との互助関係をとりむすび、また、先祖の守護に期待し、先祖祭祀を営むことになる。先祖祭祀は、家の系譜的連続を相互認知し、成員の統合を強化する重要な家行事であつた。

これまでの日本の家の研究は、大別すると位相を異にする三つの流れがある。その一つはイデオロギーとしての家の研究であり、第二は法律制度としての家研究である。他のもう一つの流れは、生活事実としての家の実証研究である。勿論この三者の間に密接な関係のあることは言うまでもないが、もともと研究対象の局面を異にしている。ところが従来の論考では往々にしてこの三つの領域を混同しており、その結果、家の理解に混乱や誤解をまねくことになったことも否定できない。

言うまでもなく、ここでの当面の対象は、第三の生活事実としての家、生活慣習上の家の検証である。その際に留意しておかなければならない諸点のなかで、特にどのような階層や階級の家を対

象にするかについて限定しておく必要がある。その意味では、勿論農民の家がここでの対象となる。

ところで、これまでの論述の中で「家族」という用語を一度も使用していない。単に無視していたわけではなく、それには積極的な理由がある。というのは、1868 年（明治元年）以前までの日本では、現在のような意味での家族の用語はみられなかった。1868 年以降においてさえも、農村の日常生活においてはすくなくとも 1945 年までの戦前・戦中期までは家族という呼称は殆ど見当たらない。戦争末期になって「出征家族」とか、戦死者の「家族慰問」といったような用法が目立つようになる。現在でも農村の高齢者の間では「集団」という言葉に違和感を抱くことがあるように、「家族」という言葉に対しても戸惑いを感じていた時代が、戦後も長く続いていたのかもしれない。

家族という言葉が公然と農民の眼前に登場することになったのは、1898 年に制定した民法の条文であつた。すなわちこの明治民法第七三二条に「戸主ノ親族ニシテ、其家ニ在ル者及ヒ其配偶者ヲ家族トス」と規定し、家族が登場した。また、これまで考察してきた相続権のうち、戸主（家長）の地位の継承を意味する家督相続は長男（男子）

のいない場合には長女の婿養子)の権利・義務とし、家の財産(法律では戸主の私有財産)相続は、家督相続人の単独相続と定めた。この法律上の家族ないし家族制度は、中国の家族の言葉を用いながら、その内容はまったく違うものであったが、それにもまして農民の生活の拠り所であった家とも大きく矛盾するものであったから、生活基盤を揺り動かす大問題であった。

しかし、公権力による「近代法」という名の強制力に加えて、それに追従した知識人らの「近代家族」の教説は、その後の農民にとって屈辱の連続であった。しかし、どのように批判されようとも、現実におかれている生活条件に大きな変革を実現しない限り、簡単に応ずるわけにはいかなかった。せめられるべきには、農民生活の条件の抜本的改革を放置してきた政治の貧困にあったことは明白である。

それでは、「経済大国」と喧伝され、物質的豊かな時代になった今日、農民生活を支える基盤が変革されたか、と言え、むしろ実態はより深刻である。そこで営まれている農民生活には、家生活の片々たる事象が存続している。その事実をもって農村の封建制の残滓とみなしたり、前近代社会の論拠とすることは自由であるとしても、農民なり農村生活に対する理解とならないことだけは確かなことであるだろう。

やや抽象的な発言が長くなったが、最後に瀬沢新田における同族の性格について要約してみたい。

(5) 同族の展開と同族神祭祀の講集団

同族については前述の家の考察の中でも断片的に触れてきたように、家と不即不離の関係をもつ集団である。瀬沢新田の具体例に入るまえに、この同族について簡単に解説を加えておきたい。

同族は、本家・分家という家の本来の系譜関係に基づき、生活の共同を緊密にもつ階層的な家の集団である。同族という言葉は学術上の用語であり、具体的には、マキ・マケ・イトウ・ドウケ・ジルイ・カブウチなど、地域によってさまざまの名称で呼ばれている。

この同族の主要な特徴を列挙すると、(1)同族は本家・分家という家を単位とする集団であり、

(2)分家の創設には非親族関係者(譜代奉公人や来住者等)を含むことができる。(3)家相互間に本来の系譜関係が認知されていること、(4)庇護と奉仕という上下関係に結ばれた生活集団であり、その要件を満たすのに(5)日常的な生活共同を可能とする生活圏内に定住すること、および(6)同一の氏神(同族神)の祭祀集団である。といったことなどがあげられる。しかしこれらの特徴は、時代や地域によって必ずしも一様に現れているわけではなく、その濃淡や軽重が同族の正確に差等をもたらすことになる。

以上の前提に立って瀬沢新田の同族についてみると、まず、同族はマキまたはイトウと呼ばれている(以下ではマキの呼称を用いる)。しかし農民たちの日常会話の中でこのマキと言う言葉は殆ど使われることはない。

これまで述べてきたように、この村の開発から40～50年をへた1665年の戸数は22戸であった。それから約200年後の1871年には100戸を超え、さらに1992年には165戸に増加している。これらの増加戸数の全部が旧家との本末関係をもつ分家というわけではないにしても、前出表12の1871年当時の姓別戸数をみると、2戸を除く他はすべて1665年時に確認された8姓のいずれかに属している。そうしてみると、この村には同族各戸の間に同族集団ないし同族関係の展開していることが予想される。

事実後述するように村内には同族の実態を窺わせる事実を確認することができるが、それは少数の家に限られている。大部分の家では、本来の系譜関係が伝承されていることはあったとしても、同族的結合への展開はきわめて微弱でしかない。こうした傾向は、1945年以降、特に農地改革を契機として広く日本農村にみられる状況であるが、この村ではそれ以前からのことであり、そうした特徴を形成した時期はかなり古いように思われる。

こうした村の社会的性格を形成した基盤について、いま直ちに明確にすることは困難であるが、現時点で考えられる理由の一つとして、新田村と

いう村の開発における条件が指摘される。一般的に典型的な同族村の展開している例をみると、中世的土豪の性格をもつ特定の開発主の親方経営を中核とし、それに従属する子方百姓によって形成されている村である。その点でこの村の開発は、入村の時期に若干の差はあるものの、各地から参集した複数の家々の組合による開発村であった。つまり新田村の開発が特定の有力家を中心にしたものでなかった点である。

第二点は、その後に特定の有力家による土地支配が進展し、この有力家を頂点とする同族村へと再編することも日本の農村では珍しいことでなかった。この村においても、その後の土地開発の進展と共に、家相互間の土地経営に差異が生じていたのであろう。性別の戸数に不均等のみられるのはその一つの現れであろう。しかし、前出表9にみたように土地開発の進展したと思われる近世後期においてさえも、各家の所有耕地は著しく零細である。そこでは過酷な自然条件が土地開発を大きく制約していた。土地開発を抑止したもう一つの条件は、村連合入会地の存在である。八ヶ岳南麓に広がる広大な山林・原野は、農民にとっての有力な生活基盤であった。ところがこれらの山林・原野の大半は、10数か村、60数か村といった範囲の共同入会利用であったから、とくに新田村にとっての利用には多くの規制があった。つまり、その後に特定の家による土地集積を可能とする条件は、近世期を通じて殆ど無かった。

瀬沢新田にはもともと同族、つまり本家分家といった上下関係の展開が微弱であり、むしろ対等な関係を基本とする性格が形成されてきた背景には、以下のような土地条件が作用していたと思われる。その結果、さきにあげた同族成立の所要な要件のうち、とくに(4)にあげた本家の庇護と分家の奉仕という上下関係に結ばれた生活集団の成立契機の稀薄ないし欠如である。この要件についてさらに補足すると、分家創設時には本家の家産の分与をうけることを通例とするが、分出後も本家に生活上依存する。他方、本家は自分の経営に対して分家労力の奉仕を期待するという関係である。こうした関係の展開する余地は殆どなかった。

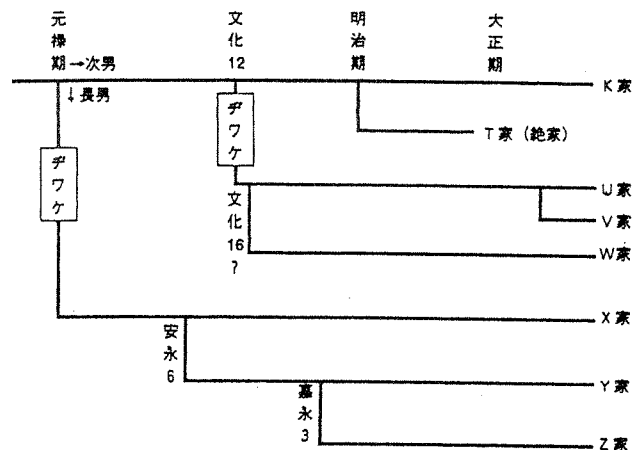


図 18 K同姓集団における家系譜関係

この点に加えて(3)の要件、つまり本家・分家の系譜関係の相互認知の問題があげられる。個別の家々では、自分の家の系譜関係について或る程度主観的に記憶されている。しかし、その系譜関係の家双方間で共通の認識に立っているか、というと必ずしもそうでない。さきに考察した家の性格、依存・共同関係を多岐にわたって張りめぐらさなければならなかったという生活条件等が、こうした本来の系譜関係の相互認知を不確実なものにしていると思われる。

いま、近代以降の比較的記憶に新しい本家・分家の関係を除き、近世いろいろの家を対象として、ある程度の同族関係を表出していると思われる事例をとりあげてみたい。すなわち、名取マキ・雨宮マキ・久保田マキ・御園マキである(ここでマキと呼ぶのは通称上のことであって、同族の実態を指しているのではない)。これらのマキは、これも概況で触れたように、その中心の家々は名取・上組、雨宮・中組、久保田・下組に集中しており、しかも宅地の接続していることから、分家時に土地の分与のあったことが想定される。この点、久保田マキの場合に明白である。

久保田マキは、図18にみるように、本家以下7戸の同族集団である。

近世期に本家のK家から分家に出た2戸はいずれも「チワケ」(地分け)分家という特別の呼称をもっている。この3軒の宅地は地続きであり、その両側には急傾斜の裏山(通称ヒラ)が南北に

続いている。チワケは、この裏山・宅地さらに東側の耕地をセットとした帯状に3区分され、各家の所有地となっている概観すると分家の際に本家祝神を分社したものという。この分家祝神は、山の境界地点に位置している。久保田マキでは、この祝神の祭祀をも含めて定例の行事はなく、結婚や葬儀といった臨時的互助関係を結んでいる程度である。

瀬沢新田の同族を理解する上で、さきあげた同族の成立要件の1つ、(6)の同一氏神(同族神)の祭祀が特に注目される。同族神は、長野県の中央部から山梨県北部地方では祝神(イワイジン・イワイガミ)と呼んでいる。

この祝神は、もともとは家の先祖を祀る氏神であったが、同族の形成とともに本家を中心とするマキの共通の氏神は、つまり同族神へと発展したものであろう。その後、この祝神には権威のある祭神を合祀したりして、祖霊祭祀という性格が後退する傾向もみられるようになった。前述の久保田マキでは、本家の祝神の祭神は稲荷大明神である。分家創設に際してこの本家祝神を分社し、分家ごとに祝神を奉祭させている。おそらく古い時代には、本家の祝神の祭日に分家が単独で祭祀している。

祝神の祭祀を比較的原形に近い形で維持しているのは、御園マキである。裏山の頂上に「御園大権現」と刻んだ石塔と小祠が建立されている。石塔には嘉永2年(1849)の建立であることが記録されているから、御園マキの古い氏神は石塔の隣の小祠であったかもしれない。現在、この同族神の祭祀は、御園姓の4軒と他姓の2軒を加えた6軒を構成員とする「御園講」で行っている。同族神の祭日は毎年10月初旬ときまっている。この祭は、講員たちにとっては盆行事と別に先祖供養と観念されており、供物や共同飲食が用意される。この準備は、講員が1年交替で行う。1975年に本家は他へ移住しているが、こうした形式の祭祀行事は本家在村時代から実施されており、本家が特別の地位・役割を持つことはなかった。そうしてみると、先祖祭祀を中心的機能とする御園講の構成は、本家・分家という家の上下的結合を本旨とする同族の質的变化として注目しなければなら

ない。

同様なことは名取マキについてもみられる。名取マキの集住する上組の北端に、名取マキの先祖供養塔がある。この先祖供養のための名取姓の草分け本家と古い分家が集まって名取講を組織している。この先祖祭祀行事は1945年以降中止され、現在は、盆行事の際に供養塔の掃除を実施している程度である。この供養塔とは別に、本家には祝神がある。さらにこの祝神の近くには古い墓石群がある。おそらくこれが本来の祝神であり、その後新しく講仲間の祝神として供養塔が建立されたものと思われる。

中組の雨宮旧家では、大隅講を組織している。大隅の呼称は、本家の先祖が神宮であり、大隅の称号を持っていたことに由来する。講員は、村の開発初期に大隅本家から分家した6軒を加えた旧家7軒であったが、1870～1880年代に本家は他村に移住し、新たに親戚1軒(雨宮姓)が加わっている。裏山にはこの雨宮大隅講の由来を刻んだ記念碑がある。この記念碑の建立年は不明であるが、一説によると大隅講の結成が本家の移転後であるというから、もしそうならそれ程古くはないと思われる。現在は、盆の14日に講仲間が当番の家に参集し、共同飲食などを催し、親睦を深めている。当番は1年毎の交替であり、講の集会世話のほか大隅本家の墓と旧屋敷(現在は水田)の管理を行っている。

以上は、瀬沢新田における、古い家の間に組織された祝神講またはそれに準ずるものであり、祝神は勿論のこと祝神講の起源も明らかでない。そうした状況の中で、祝神の起源が明らかであり、祭祀を行っている事例がある。東組の雨宮本家とその分家2軒(1865年と1945年の分家)の小規模のマキである。祝神の祭神は諏訪大明神であり、祭1日は本社の祭りに合わせて4月15日に行っている。この本家の祝神の起源は1934年である。当時、本家に不幸が続いており、その災難を取り払うために神仏の来臨を願うことにしたのが動機であった。3軒でこの祝神を共同祭祀することにしたのは、1945年以降のことである。

以上、瀬沢新田の同族の性格について、特に祝神(同族神)の祭祀組織を中心に概観してきた。

その結果、調査村落の同族は、村の開発当初からの条件、とくに土地資源の極度の制約から確固とした同族集団へ展開する余地は少なかった。そうした状況の中で、初期には開発地主らを本家とする小集団が併存し、村はこれら小同族の連合から構成されていたと思われる。

しかし、その後に特に有力な本家なり同族集団が展開することはなく、反対に戸数・人口の増加と共に耕地が細分化され、総じて対等な家々の関

係が強められるようになった。その象徴的現象として祝神講の組織が注目された。それは家の本来の系譜関係の家々を中心とした編成ではなく、講という仲間集団であった。マキという呼称は、本来は同族集団を指すものであったとしても、調査村では、早くから家の系譜関係にもとづく先祖祭祀の仲間集団に転じていた点を指摘して私の報告を終わりたい。

第5章 家口と家族およびチブの営み

林 在圭

はじめに

家族や親族は、その社会を理解するために、最も重要な要素の一つである。崔在錫によると、韓国における家族および親族制度は、「17・18世紀を前後にして画期的な転換期を迎え」⁽¹⁾、その後朝鮮後期に下るにつれ、非父系的な要素は弱化し父系的要素を強化させ、宗族の形成とともに、父系（単系）出自集団である門中を組織化したと考えられる。しかし、韓国社会において「家族」という用語は学術語であり、一般に広く使われているのは「チブ」である。そこで、本稿の目的は現代韓国社会、とりわけ村落社会における「チブ」の解明にある。とくに、宗族マウル（韓国忠清南道唐津郡桃李里）を対象に実証的研究をとおして、チブのあり方を明らかにしたい。

韓国の社会学や人類学ではチブについて、日本の「イエ」と類似した、ありは同一の概念としてとらえている⁽²⁾。中でも、崔在錫はチブについて、現実の日常生活における生活集団を指すものではなく、世代を越えて存在する抽象的・観念的な存在、すなわち「過去の先祖から現在に至り、現在の家族から未来の家族員に至るまでのすべての家族員を含む、（中略）家系存続を意味する観念体」⁽³⁾としてとらえている。一方、金宅圭は家系継承における血縁主義に注目し、韓国のチブは「家系継承において徹底的に女性と他姓を排除し、嫡長子（実子あるいは同輩行の養子）継承の原則を固守する」⁽⁴⁾もので、日本のイエとは異なるものとしてとらえている。

こうした定義を踏まえつつ、本稿ではチブを「生活単位」としてではなく、「門中」の構成単位として規定する。したがって、基本的に兄弟（男系）はすべて独立したチブを形成する。チブの成員は父系の男性を中心にその配偶者および息子である。しかし、門中の構成単位であるチブは、生活

単位や家族とは密接な関係にあることは言うまでもなく、主としてチブの生計は生活単位を中心に営まれる。

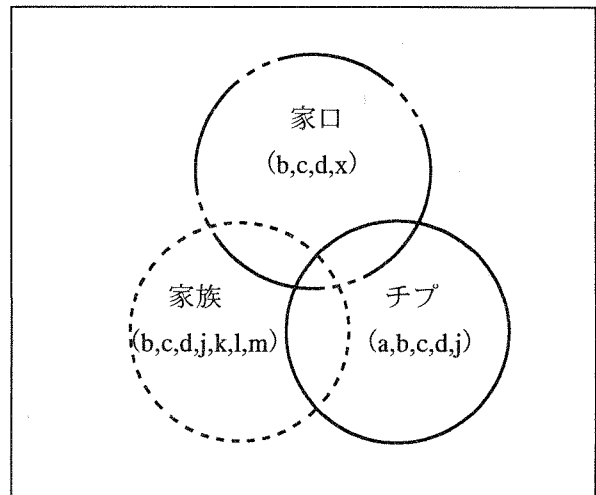


図1 家口・家族・チブの相関関係模式図

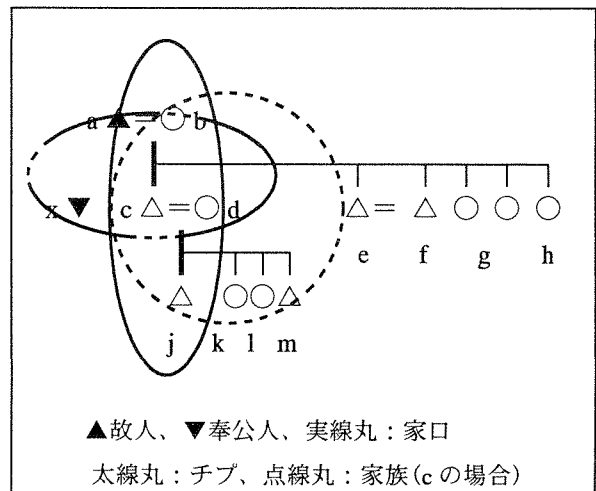


図2 H家の親族ダイヤグラム

韓国における生活単位は、「世帯」という語彙も使われているが、本稿では「家口」という語彙を用いることにする。「家口」とは、住居と家計を共にする者と独身として住居をもち単独生活を営為する者を指し⁽⁵⁾、その構成員を「食口」と

表1 桃李里の年度別人口および家口の推移

年度	男性		女性		合計		家口	
	1里	1+2里	1里	1+2里	1里	1+2里	1里	1+2里
1970		468		492		960		
1975		462		492		954		
1980	237	426	225	414	462	840	73	168
1985	196	351	186	354	382	705	74	154
1990	168	314	133	301	301	615	75	154
1995	139	276	112	256	251	532	75	158

(『大湖芝面統計』より作成)

表2 面の年度別人口および家口の推移

年度	男性	女性	合計	家口
1960	4321	4306	8627	1352
1965	4328	4255	8583	1336
1970	3771	3891	7662	1330
1975	3779	3683	7462	1314
1980	3217	3200	6417	1284
1985	2873	2802	5674	1236
1990	2479	2402	4872	1220
1995	2112	2069	4181	1200

(『面勢一覧』・『唐津統計年報』より作成)

呼ぶ。また、家族とは家計を共にする親族的関係であり、集団を指す概念としてではなく、同じチブに所属している、または所属していた人々の間にみられる、情愛にもとづいた密な紐帯を示す概念として用いる。

こうした家口・家族・チブの相関関係を模式化したのが図1であり、実際を例示したのが図2である。図2と図3を合わせて説明しよう。図2のc家口はb・c・dとx(奉公人)からなり、c家族はb・c・d・j・k・l・mから構成されている。他方、cチブはa(故人)・b・c・d・jが属することになる。したがって、家口と家族のズレがj・k・l・m・x、家口とチブのズレがa・j・x、家族とチブのズレがa・k・l・mとなる。さらに、こうしたズレは個々人の立場からみると、さらにそれぞれ異なるものである。

こうした立場からすると村落社会は、門中の構成単位であるチブを構成単位とするものではなく、生活単位である家口をその構成単位とするこ

表3 桃李里の年齢層別人口

年齢層	男	女	計	構成比
0-4	3	3	6	3.3
5-9	5	4	9	4.8
10-14	7	2	9	4.8
15-19	8	6	14	7.5
20-24	1	2	3	1.6
25-29	4	5	9	4.8
30-34	5	4	9	4.8
35-39	6	2	8	4.3
40-44	6	6	12	6.5
45-49	6	13	19	10.2
50-54	11	5	16	8.6
55-59	8	8	16	8.6
60-64	4	9	13	7.0
65-69	7	7	14	7.5
70-74	6	7	13	7.0
75-79	3	2	5	2.7
80-84	3	4	7	3.8
85-89	0	3	3	1.6
90-	0	1	1	0.6
合計	93	93	186	100(%)

(1996.7の調査票より作成)

とがわかる。したがって以下では、生活単位である家口を考察したうえで、チブと家口および家族のズレについて論究したい。

1 桃李里の人口構成

桃李里は宜寧南氏忠壯公派の本拠地村落(宗族マウル)である。マウルとしての桃李里の開発は17世紀に遡るが、宗族マウルとして明確な特徴を形成したのは数世代を下り、とりわけ門中を形成した18世紀以降と見られる⁽⁶⁾。

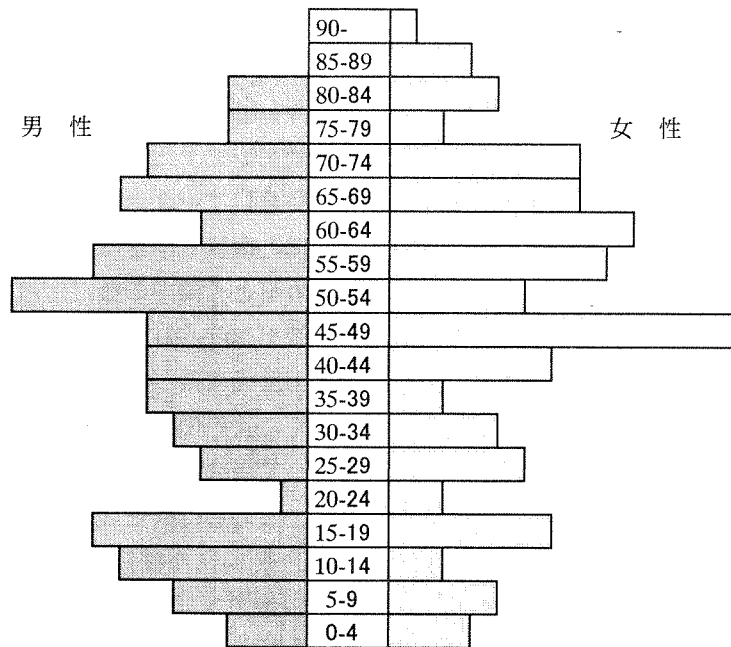


図3 五歳年齢層別人口

ところで、表1は近年における桃李里の人口および家口の推移を示したものであり、表2は桃李里を含む里の上位行政単位である面の人口および家口の推移を示したものである。表1のとおり、近年における桃李里の家口の変化は少ないが、人口面では1980年に比べてほぼ半減し、過疎化が進行しつつあることが伺える。

表3と図3は、1996年7月に行った悉皆調査に基づき、桃李里住民の年齢層別人口を示したものであるが、住民登録上の数値とは少々異なることを前もってお断りしておきたい。その主たる原因としては、病人一人暮らしの家口や実際の生活を他の地域で営む家口、別荘代わりで常住していない家口などで調査できなかったからである。また、世代別人口構成の特徴をより明確に示すために、世代的な特徴を共有しうるような年齢層をまとめたものが表4である。

表3と図3および表4によると、桃李里における人口構成の特徴は、50歳以上の人口が全体の47%強（男性で45%強、女性で49%強）、65歳以上の人口が全体の23パーセント強（男性で20%強、女性で26%弱）を占めており、高齢化の進行が顕著であることが伺い知ることができる。また、15歳以上39歳以下の人口が男女ともに少な

表4 世代別人口

年齢層	男性	女性	計	構成比	平均
0 - 14	15 (15)	9 (9)	24	12.9	1.60
15 - 24	9 (9)	8 (8)	17	9.1	1.70
25 - 39	15 (7)	11 (2)	26	14.0	1.73
40 - 49	12	19	31	16.7	3.10
50 - 64	23	22	45	24.2	3.00
65 - 79	16	16	32	17.2	2.13
80 -	3	8	11	5.9	

() 内の数値は未婚者の数を示す

く、とくに男性の場合には15歳以上49歳以下の人口が少ないことがわかる。

さらに、世代別人口におけるもう一つの特徴は0歳から39歳以下の人口が極端に少なくなっている。その原因を年齢層別にみると、0歳から14歳層が少なくなった原因としては25歳から49歳層の人口が減少したこととも関連するが、とくに出生率が減少したこととも密接な関連をもっており、今後ますます減少することが予測される。15歳から24歳層の人口が少ない最大の原因は就学による他出である。その後帰郷せず、他出先でそのまま就業するケースが多いため、25歳から39歳層の人口も少ない。このことは家業としての農

業後継者の不足とも不可分の関係にあり、高齢化とともに農村の空洞化現象が起きつつあることがわかる。とくに20歳から24歳層が突出して少ないのは、桃李里における人口層別特徴を象徴するものであり、ひいては現在韓国農村の人口層別特徴を象徴するものでもあるといえよう。

2 家口と家族およびチブ

ここでは世帯という用語の代わりに、「家口」を使用することにしよう。というのは、本田も指摘したように、世帯という用語には、「家内的諸機能と共住性という、分析的に区別されるべき二つの構成要件が包含されている」⁽⁷⁾からである。したがって、こうした二つの構成要件によって規定される集団の境界が常に一致するわけではなく、家内的諸機能によって規定される集団と居住によって規定される集団とはズレが生じるので、分析的に区別する必要があるからである。世帯とは概して家内的諸機能によって規定される集団と居住によって規定される集団とが重なり合う部分である(図1参照)。こうした二つの構成要件のズレを補正してくれるのが「家口」である。

桃李里において、生活単位である「家口」は、特定の家屋・宅地(屋敷)⁽⁸⁾と、そこに居住して生活する一群の人々から構成されている居住単位でもある。こうした生活単位(あるいは居住単位)を一般に「家口」と呼び、その構成員を「食口」と呼ぶ。食口という語彙には、同じ竈の飯を食うという意味合いをもっており、家口は竈の単位をなしているといえよう。この竈の単位の構成員のうちで、他の構成員を統率し、生計を支える核となる既婚男性、いわゆる家長のことを「主人(または主人大人・主人両班)」あるいは「外大人(または外両班)」と呼ぶ。他方、家口の炊事・洗濯・掃除といった家事一般を遂行する責任を負う既婚女性を「主婦」または「内主人」と呼ぶ。夫婦家族家口や直系家族家口の大半は、この主人と主婦は夫婦であるが、直系家族家口のうち、とくに上位世代の夫婦の一方が早く死んだ場合は、故人が保持していた主人ないしは主婦の地位が、息子

ないしは嫁に受け渡される反面、残された上位世代の一方は配偶者の死後も主人ないしは主婦の地位を保持し続けることもある。それには基本的に家長権や主婦権が死にゆずりだからであり、隠居制度が発達していないことも関連がある。

つぎに、親族(ありは対人関係の)呼称の面からながめると、韓国の農村では世代を異にすれば(年齢差が20~30歳異なれば)男性の場合も下世代が上世代に対して実名で呼ぶことは忌避するが、とくに女性の場合は既婚女性の実名を個人の呼称として用いることは忌避されており、その代わりに一般的には女性の出身地名に由来する名称に「宅」をつけた呼び方(「宅号」)が多く用いられている⁽⁹⁾。この宅号は既婚女性の夫の呼称としても使われており、さらには夫婦が居住する家屋・宅地や夫婦が構成する家口や食口に対してもしばしば用いられる。しかし、個別家口の呼称として宅号が用いられるのは、通常一代限りのものであり、特定の宅号が家口(もしくはチブ)の呼称として、世代を越えて継承されることはない。このことは後述するように、韓国において「屋敷筋」という観念が強調されない、もしくは重要ではないことの反映でもあるといえる。

しかし、一般的なこうした宅号の使い方は桃李里においては適用されない。というのは、桃李里には同一の門中成員が多く居住する(1996年調査当時、61戸のうち・37戸が宜寧南氏)宗族マウルだからである。門中成員間や親族間にはこうした宅号よりも親族呼称が優先する。ここでは親族名称を図示する(図4)だけにして、親族呼称に関する社会言語学的な分析は次の機会にゆずることにし、言及することを避ける。

こうした生活集団を構成する一群の人々、すなわち家口や家口の構成員である食口、特定の家屋・宅地、さらには特定の村落との結びつきは、決して強固なものでも超世代的に永続するものではない。

そこで、まず桃李里における家口の空間的な移動について見てみることにする。これを取り上げる理由は、①家・屋敷すじの非連続性と、②その背景にある村落成員の移動性(非定住文化型)に関する特徴の一端を提示するためである。

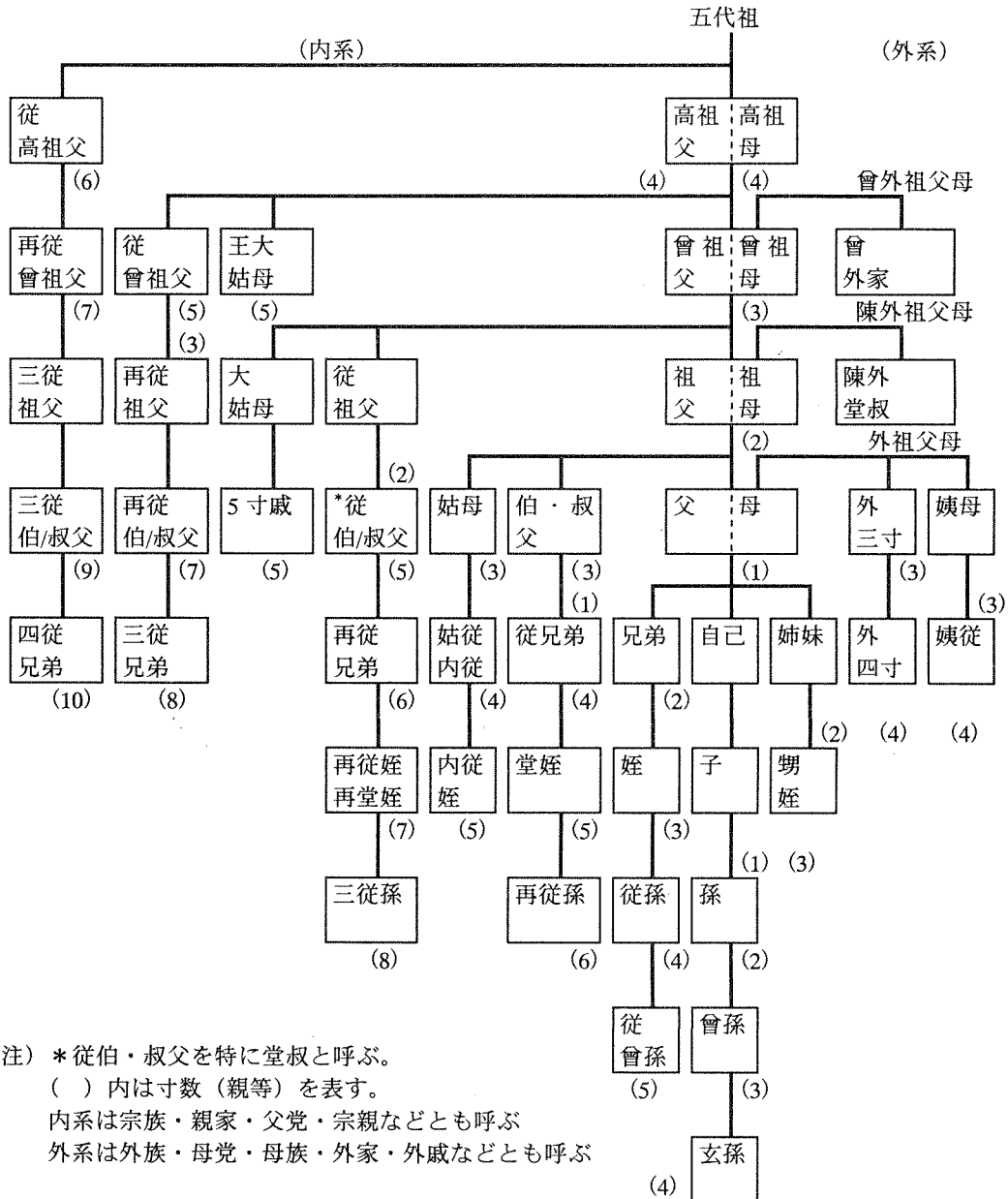


図4 親族系譜図(系寸法)

(1) 姓氏構成と家口主の出身地

桃李里の姓氏構成は表5に示したとおり、1996年調査当時61戸のうち37戸が南氏であり、そのすべてが宜寧南氏忠壯公派門中の成員である。南氏家口主の構成は派祖(忠壯公)から10-14世⁽¹⁰⁾の世代の者が分布しており、10世1戸、11世5戸、12世9戸、13世18戸、14世が4戸であり、12世と13世に集中していることが分かる。つぎに多い姓氏は、金氏の14戸であり、文氏と韓氏が各2戸、その他に趙・孫・崔・柳・鄭・李氏がそ

表5 家口主の性別構成 (単位:人)

姓氏別	南	金			
	(本貫)	宜寧南	扶安金	光山金	固城金
合計	37	4	3	3	2
姓氏別	金		文	韓	趙
	(本貫)	金海金	金寧金	南平文	清州韓
合計	1	1	2	2	1
姓氏別	孫	崔	柳	鄭	李
	(本貫)	密陽孫	慶州崔	瑞寧柳	慶州鄭
合計	2	1	1	1	1

れぞれ1戸である。詳細な内訳は表5を参照されたい。

宜寧南氏忠壯公派の父系子孫たちは、桃李1里を中心に、2里および近隣村落にも居住している。また、後述するように、桃李里（1里）から転出（他出）や桃李里への転入は、近年にも数多く見られ、実際の家口数と登録上の数とは必ずしも一致しない。

表6に示したように調査当時、桃李里に居住していた南氏の家口主37名のうち、4名（11%弱）が桃李里以外の出身であり、9割近くが桃李里生まれの人である。転入理由は、桃李里が南氏門中の「集姓村」であるから一族を頼って転入した者（面内および郡内からの転入者3名）、父母の扶養のため（他道からの転入者1名）などが主な理由である。

表6 家口主の出身地 (単位：人)

性別	桃李	面内	郡内	道内	他道	合計
南氏	33	2	1	0	1	37
他姓	11	4	3	4	2	24
合計	44	6	4	4	3	61

つぎに、南氏以外の他姓の家口主は、表6に示したとおり、24名のうち13名が転入者であり、54パーセントを超える。

他姓の桃李里への転入理由や内訳は下記のとおりである。もっとも多いのは「生業のため」が6名（うち乳牛飼育1名、犬の飼育1名、精米所および農業1名、土地があって農業のため3名）、「親戚（親戚のうちには父母1名・姑母2名・姉

1名）を頼って農業を営むための転入者」が4名であり、「幼いときに父母に連れられて転入した者」が1名、「教会の伝導および信仰生活のための者」が1名、「2里からの分家者」が1名である。

このように、他姓の転入者は土地があったり、親戚なかでも女性を介した親戚を頼って転入する者が多いことが分かる。また、農業を営むための転入者が多いのは1980年代に行われた干拓事業とも密接に関連しており⁽¹⁾、土壌が良くて当マウルを含むこの一帯の地域で生産される米は「唐津米」と知られ、ブレンド米として高く評価される地域でもある。

以上論述したように、概して村落を移動することはかなり自由であり、入村についての規制は特になし、また転入や転出に際しても特別な手続きが必要とされない。ただし、転入に際しては「班」⁽²⁾に所属し、班費を納めることが義務である。

(2) マウルへの転入時期およびマウル内の転居（移動）状況

表7 桃李里への転入時期 (単位：人)

姓氏	解放前	解放後 - 1965	1966 - 1980	1981 以降	合計
南氏	21	14(3)	1	1(1)	37(4)
他姓	9(1)	7(4)	5(5)	3(3)	24(13)
合計	29(1)	20(7)	7(5)	5(4)	61(17)

()内の数値は桃李里以外で出生した者の数を示す

表8 1980年代以降の家口主の転居回数

		転居回数					合計 (人)	平均 転居数
		0回	1回	2回	3回	4回		
南氏	長男	9	8	3	1	0	21	0.81
	次三男	6	8(1)	1	0	1	16	0.88
他姓	長男	8	4	1	0	0	13	0.46
	次三男	1	9	1	0	0	11	1.00
合計		24	29	6	1	1	61	0.79

① () 内の数値は桃李里内の転居者を示す

② 1996.2.6 作成の住民登録より作成

家口主が現在地に定着あるいは転入した時期を整理すると下記の表7のとおりである。表7によると、桃李里全体の転入者 17 名のうち 1 名を除けば、全員解放後現在地に定着している。姓氏別に見ると、南氏の場合、桃李里以外の出身者 4 名のうち、3 名は解放後～ 1965 年の早い時期に多くが転入しており、残り 1 名は近年（1985 年）になって転入した。一方、他姓の場合は、桃李里以外の出身者 13 名のうち、解放前の転入者 1 名、解放後から 1965 年の間に転入したのが 4 名である。その後、セマウル運動⁽¹³⁾が展開される 1966 年～ 1980 年の間に転入したのが 5 名、大々的な干拓事業が始まる 1981 年以降が 3 名となっており、半数以上が 1966 年以降入居していることが分かる。その主な理由としては、既述したように、①入村についての規制は特になく、②特別な政府の規制も受けず、桃李里周辺の干潟地域を個人が干拓し、耕作することが容易であったこと、③ 1980 年代の大々的な干拓事業に伴い、土地へ投資する者が増えたことなどがあげられる。

つぎに、家口主のマウル内での転居状況について見ることにしよう。表 8 は、1980 年以降の家口主の身分別転居回数を示したものである。1980 年以降、家口主 61 名のうち 24 名を除いて、37 名が少なくとも 1 回、多くて 4 回の転居を経験している。一人当たり平均転居回数は 0.79 回で、10 年間に平均 0.4 回の転居を経験しており、約 2 年半に 1 回は転居を経験していることになり、きわ

めて高い頻度を示している。

南氏の場合、転居を経験していない家口主は 37 名のうち 15 名（41%弱）に過ぎず、22 名が 1 回から 4 回の転居を経験している。その中で、転居を経験していない長男家は 21 名のうち 9 名（43%弱）であり、次三男家は 16 名のうち 6 名（38%弱）である。若干ではあるが、長男家が次三男家より移動（転居）が少ないことが分かる。

他方、他姓の場合を見ると、24 名のうち 9 名が 0 回であり、15 名が 1 回から 3 回の転居を経験している。その中で、転居を経験していない長男家は 13 名のうち 8 名であり、次三男家は 11 名のうち 1 名、残り 10 名は 1 回以上の転居を経験している。

姓氏別に転居数の違いを見ると、南氏よりも他姓（南氏 59.5%、他姓 62.5%）の方が転居の頻度はやや高くなっている。また長男と次三男別に転居数の違いを見ると、南氏の場合は長男であれ、次三男であれ、ほぼ同等の転居の頻度を示しているが、他姓の場合その違いは歴然とする。他姓の場合、長男より次三男の方が倍以上の転居頻度が高くなっている。

こうした長男と次三男の転居頻度の違いは、長男優待不均分相続という財産相続慣行が幾分反映されているものと考えられる。長男優待不均分相続の慣習の下では、長男家よりも次三男家のチブもしくは家口の方が経済的基盤が弱く、家計の安定度は低くなりがちであり、そのために家計の安

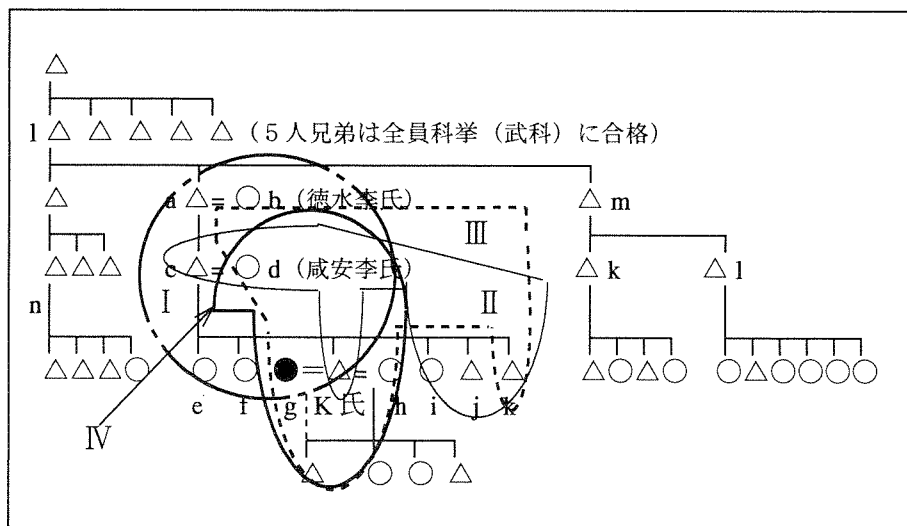


図5 K氏を中心とした親族ダイアグラム

定を求めて移動を繰り返すものと考えられる。K氏宅の状況を例示しよう（図5）。表9は、K氏のライフサイクルにあわせて家口の営みを示したものである。

1943年K氏が生まれたときのK氏宅の家口構成は、祖父（1876～1944）と忠清南道温養出身の祖母（徳水李氏 1876～1953）、父（1918～1965）と瑞山郡雲山出身の母（咸安李氏 1916～）、

姉二人（1934年生と1941年生）およびK氏本人を含め、7人家口（家族と重複する）であった（図5-I）。K氏の生まれは^{シンナムコル}楓谷 現在地のところで生まれ3歳まで暮らしていたが、4歳の時に楓谷の入口ところの道路と接することろへ転居した。K氏が3歳の時（1945年）には日帝から解放され、その後1950年代の農地改革によってK氏宅でも2斗落^{マジギ}（約400坪）の水田が有償によって分

表9 K氏のライフサイクルと家口の営み

年度	世帯構成	耕地規模と自小作別	生業変遷
1943	里長誕生 祖父(1876-1944) 祖母(1876-1953) 父親(1918-1965) 母親(1916-) 長姉(1934-) 次姉(1941-)	田 2000 坪 (小作地) 畑 1300 ~ 1400 坪 (自作地)	田: 米 (一毛作, 3・7 制) 畑: 麦・小麦 煙草 ↓(裏作) ↓ 豆・黍・粟 荏胡麻 ↑(間作) 胡麻(黒胡麻を含む)
1944	祖父死亡 父親出稼ぎ(仁川)	モスム 作男: 水田耕作 家内労働: 畑作 (母・長姉・次姉)	
1945	解放・村内転居		
1947	妹誕生	+妹	
1950	農地改革 6.25 戦争(1950-1953)	水田 414 坪: 分配	小作
1953	父親死亡・弟誕生	+弟	
1955	里長小卒 長姉婚出	里長農業に専念 -長姉	
1958	末弟誕生 次姉婚出	+弟 -次姉	
1964	里長(22歳)入隊		
1965	父親死亡	水田 2 斗落購入	水田の自小作
1967	里長(25歳)除隊		
1968	里長結婚	母・妻・弟二人	
1970	セマウル運動 (新しい村造り運動)	+ブマシ	畑作 豆と麦の作付け面積を 減らし、煙草の栽培面 積を増やす
1971	前妻死別・再婚 上の弟他出・長男誕生	南基松・故南重鉉 故南基鶴・南相宇 金完洙・南基厚・ 陸世衡・李世衡 他 2 ~ 3 名	
1974	家の新築・村内転居	・70年代から除草剤使用	
1975		・牛購入	・麦・小麦栽培廃止
1977	長女出生		
79	次女出生		・ダレ及びコァリ唐辛子導入 と 煙草栽培の減少
80	次男出生	・水田の1ヶ所集中化	
85		・耕耘機導入(機械化)	
90		・管理機導入	現在の作付面積
91		・干拓地 2400 坪一時耕作	・水田 8000 坪
97		・干潟地配分	・煙草 2000 坪・荏胡麻 1300 坪
99			・生姜 300 坪・ダレ 130 坪

配された。1950年に分配された水田は6.25戦争(1950～53年)もあって、正式に「償還証書」が交わされたのは1960年である。1974年には再び現在地のところへ再び転居し移り住むことになる。当時K氏宅は非常に貧しく、水田や山林は所有しておらず、畑のみ1300～1400坪ほど所有していた。水田を所有していなかったK氏宅ではチバンのメンーバである従叔父(図4参照)から2000坪程度を小作をしていた。

ところで、K氏が2歳の時は7人家族(家口と重複する)のうち祖父が亡くなり、父親は日帝の徴用を逃れるためもあって、仁川のタイヤ工場へ出稼ぎに行ったりして、家を空けることがしばしばであった。父親が家を空けることが多かったので、農事は主として作男(奉公人)によって営まれた。作男(奉公人)にはマウル内の他姓や隣接する沙城里の人などであった。一方、K氏は小学校をかよう間は手伝う程度であったが、小学校の卒業後は農業に専念することになる。

K氏が17歳の時には、嘉楽谷の宗家のオジ(図5-n)と小祖父(図5-m)から農閑期を利用して漢文を教わったが、事情により3ヶ月ほどで中断してしまった。このことから分かるように、伝統的に子弟の教育はチバンあるは門中で行われたことが伺い知ることができる。

K氏が22歳の時(1964年)には軍隊に3年間服役した。1964年当時のK氏宅の家口構成をみると、祖母はすでに1953年77歳で亡くなり、上の姉二人も婚出し、残っていた食口は母親(48歳)、妹(18歳)、弟二人12歳と7歳、そして翌1965年に亡くなった父親を含めて5人家口(家族と重複する)であった(図5-II)。

既述したように、水田を所有していなかったK氏宅では、従叔父の農地を当初は2000坪10斗落を小作していたが、当時の小作料は「3・7制」といって収穫の3割を地主に納めた。しかし、1960年代を前後にしてからは「パンタザク」(山分けの意味)といっ、て、収穫の半分を地主に納めなければならなかった。当時水田の収穫量は、1斗落(200坪)当たり米2～2.5呎(1呎80kg)程度であった。1960年代の米格は非常に値打ちがあ

って、米1呎は40日の労賃に相当するものであったという。さて、K氏が入隊してから1年頃経った1965年、K氏が入隊するまで小作によって貯め続けた米17呎(1呎80kg)で水田2斗落(200坪)をやっと始めて購入できたのである。1967年5月除隊したK氏は、翌年には瑞山郡浮石出身の平壤趙氏と結婚し、結婚してからは2～3年小作して貯めた米で地主であった従叔父から2斗落か3斗落ずつ購入し、こうした状況は1970年代の半ばまで続いていた。K氏が小作していた水田を譲り受けることができたのには二つほどの要因がある。まず第一に、これらの水田が天水田であったからであり、第二にあちこちに散在していたからである。こうした理由から水田を購入したK氏は、水田所有面積が徐々に増加していったが、耕作面積はほぼ一定していた。というのは、小作していた水田を購入したこともあって、購入した面積分ずつ小作面積も徐々に減っていったからである。

1971年には下の妹を同郡内の順城面中方里の慶州金氏のところへ上の妹同様に家具一切をもたせ嫁に出したが、同年長男を分娩中妻を亡くした。亡くなった妻の実家とは今現在も行き来があり、亡くなった妻の母親の誕生祝いなどには必ず訪ねるといふ。長男の分娩中に前妻と死別したK氏は、長男の育児問題もあって、その年に瑞山郡高北面の南平文氏(1952年生まれ)と再婚した。再婚した1971年頃の家産をみると、水田8～10斗落、畑1300坪、再婚を前後して購入した山林1町があり、後には山林を2.5町もの購入した。当時の農業は人力によって営まれたので、大人一人が耕作可能な農地面積は水田15斗落と畑1500坪程であったという。また、水田15斗落を所有することは、当マウルにおける1戸前を意味していた。

一方、1971年当時の家口構成は29歳のK氏を中心に、25歳に婚出した妹と就業のためにソウルに他出した19歳の上の弟をのぞき、56歳の母親、20歳の妻、中学校を通っていた14歳の下の子、そして生まれたばかりの本人の長男を含め5人からなっていた(図5-III)。

既述したように、1974年には楓谷の入口のと

表 10 チバン別宗家宅の所在地の転居

チバン名	分家時 所在地	現在の 所在地	チバン名	分家時 所在地	現在の 所在地	チバン名	分家時 所在地	現在の 所在地
宗家宅*	カンジビョン 陽地便	—	善山	慶北善山	—	大月宅(3)	沙城里	沙城里
長宅*	ザンザツマウル 長村	—	楊州	京畿楊州	—	鳴川宅①*	ソガッコル 西閣谷	唐津
上宅	桃李2里	仁川	余美(2)*	ソウルノモ 寺峠	仁川	鳴川宅②*	ドドカリ	ソウル
礼山宅(2)	赤鼠里	—	天安*	ソウルノモ 寺谷	天安	加徳宅(6)	沙城里	仁川
大橋宅(5)	沙城里	—	水使宅*	馬鳴洞	—	楓谷宅(6)*	シンナムコル 楓谷	—
梨村宅①*	ベツマウル 舟村	ソウル	楽洞宅*	サウルコジ 箭洞	ソウル	鐵山宅(3)	調琴里	仁川
梨村宅②*	ベツマウル 舟村	仁川	海美宅①	海美	全北益山	康津宅	全南康津	—
石浦宅	沙城里	唐津	海美宅②	海美	唐津	海南宅	全南海南	—
洛安宅*	ボルマウル	天安	進士宅(2)*	ベツマウル 舟村	ソウル	松田宅(2)	松田里	ソウル
盈徳宅(2)	沙城里	—	果洞宅(10)*	ベツマウル 舟村	ソウル	泰安	泰安	—
宣伝宅*	サウルコジ 箭洞	ソウル	徳山宅(2)	貞美	唐津	古徳(2)	礼山古徳	—
箭洞宅*	ピョンソッブ 平涉	—	英陽宅(2)	慶北英陽	—	松田(2)	松田里	—
長興宅*	カンダン 講堂	仁川	長井宅(2)*	サウルコジ 箭洞	ソウル	蘇萊邑	仁川蘇萊	—
閣洞宅①*	ベツグインドン 白仁洞	ソウル	通津宅(8)	貞美登山	—	挿橋	礼山挿橋	—
閣洞宅②*	ガッコル 閣谷	ソウル	孟古宅	沙城里	—	蘇萊	仁川蘇萊	—
閣洞宅③*	ウォンソツタコル 温井洞	ソウル	合計チバンの宗家宅数：46（同名は1つに数えた場合）					

①（ ）内の数値は支派の数を示す、②*分家時における桃李里内の分家を示す

③—は変化無しを示す。

ころから再び楓谷の奥の現在地のところへ転居したK氏は、1980年代に入ると、農地（主として水田）を1カ所にまとめる作業を行い集中化していく。この時には南相〇氏と二人で相談のうえ、二人とも同様に水田集中化をはかった。1999年現在、K氏宅の農地所有状況を見ると、水田7000坪、畑1500坪、山林10000坪である。水田7000坪のうち、2400坪は大々的な干拓事業であった「大湖防潮堤事業」により造成された農地を1991年一時耕作を経て1997年に分配されたものも含まれている。耕作面積は水田が曾祖父（図5-I）の位土水田1000坪を合わせて8000坪、畑が位土600坪を合わせて2100坪となっている。一方、1999年現在の家口構成は、83歳の母親、47歳の妻、子供4人（2男2女）のうち、就学のために他出した3人をのぞき、29歳未婚の長男と同居する4人家口である（図5-IV）。以上、個別事例からも分かるように、マウル住民はマウル内の移動をかなり頻繁に行われていたことと思われる。

一方、1980年以降の桃李里内の移動について

みると、村内移動はほとんどなく、表8の（ ）内に示したように、その1戸は村内分家である。村内転居（移動）は、村内分家を除けばほとんどなかったことが予測され、特定の姓氏と特定の家屋・宅地、およびマウル内の特定の区域との結びつきが見受けられるものの、その結びつきは強固なものであるとは言い難い。とくに、チバン別宗家に限ってこうした変化をまとめたのが表10である。

表10に示したとおり、分家時における桃李里内にあったチバンの宗家宅は38戸であったが、そのうち移動していないのは10戸ほどであり、移動してしまったのは28戸に上り、移動したチバンの宗家宅が約74パーセントを占めている。したがって、村落社会における特定の地位・ステータスが家系に沿って世襲的に受け継がれ、そのような地位・ステータスが彼らが住む家屋・宅地にも表象されるような、固定的な結びつきは通常存在しないものと考えられる。その要因としては、①姓氏の「本貫」に始祖の開拓地の地名を用いる

ことに象徴されるように、門中にとって新天地の開拓が尊重されること、②チブの原理的要請が家産の維持・運営ではなく、先祖祭祀にあること、したがって③チブは生活単位としての居住集団を形成するものではなく、関係性を規制するからである。

3 通婚圏

韓国では、男は結婚してなんぼのものであり、一人前というのは年齢よりも結婚することによって大人と認められる側面がある⁽⁴⁴⁾。こうした婚姻慣行はいくつかの婚姻規定を前提としている。

まず、金宅圭によると、韓国では婚姻において「朝鮮朝の遙か前から同姓不娶が一つの鉄則のような様相を呈していた」⁽⁴⁵⁾という。すなわち、婚姻規制には一般に「同姓同本不婚」として知られる血族外婚(exogamy)がはたらいており、イトコ婚は言うまでもなく、逆縁婚(levirate)や順縁婚(sororate)および交換婚(marriage by exchange)も禁制されてきた。韓国の婚姻規定には、原則として血族外婚と親族外婚規定が徹底していたといえる。一方、身分ないし階級の内婚が優先的な規定として認識されてきた。こうした婚姻における諸規定は通婚圏にも反映されるものと思われる。

しかし、本稿では階級の内婚については深く立ち入ることを避けるとともに、婚入者に限って考察を加えることにする。表11は、桃李里在住(または在住した)の既婚女性、すなわち婚入者の出身地を示したものである。

表11によると、桃李里在住(または在住した)の既婚女性(婚入者)は114名である。出身地が不明である8名を除いて、出身地が明らかである106名のうち65名は南氏家の者であり、41名は他姓の者である。桃李里の全体婚入者106名のうち、桃李里出身者は7名(南氏1名、他姓6)であり、約7パーセント弱にすぎない。

図6と図7は、姓氏および出身地別の構成比を示したものである。姓氏別にみると、他姓の場合は、桃李里出身者が41名のうち6名の約15パーセントであるのに対して、南氏の場合は65名の

うち1名しかなく、2パーセントにも満たない。この数値は村落内婚が非常に低いことを表すものである。その要因としては、桃李里が宗族マウルであるが故に、血族が多く、また相互の「家門」の格(家格)が釣り合うとは限らないからである。したがって、村落内で配偶者を求めることは困難であるばかりか、「査頓(夫婦の生家の一方が他方を呼ぶ呼び方)と便所は遠ければ遠いほど良い」という格言があるように、同じ村落や距離的に近いところから配偶者を求めることは、必ずしも歓迎されない。村落内婚を忌避するこうした傾向は現在でも顕著であり、実際、近年桃李里でもマウル内の男女が恋愛関係となり、結婚を両家に申し込んだが、両家とも猛反対にあい、両家を説得するのに長年の年月を要した例がある。

また、桃李里を越えた同じ面内の婚入者は106名のうち10名であり、約9パーセント強である。他姓の場合は同じ面内の出身者が41名のうち5名で約12パーセントであり、南氏の場合は同じ面内の婚入者が65名のうち、5名の約8パーセントである。村落内婚に同じ面内の出身者を加えてみると、他姓の場合は41名中11名(約27%)であり、南氏の場合は65名中6名で1割にも満たないことが分かる。しかし、面を越えた同じ郡内の出身者は106名のうち32名であり、約30パーセントを占めている。他姓の場合は41名中の8名(約20%)であり、南氏の場合は65名中の24名で約37パーセントに上り、その大半は隣接する瑞山郡出身である。また、郡を越えた同じ道内の出身者を見ると、106名のうち40名であり、約38パーセントを占めている。それを姓氏別に見ると、他姓が41名のうち13名(約31%)であり、南氏は65名のうち27名で約41パーセントに上る。さらに、姓氏別に面を越えた同じ道内の出身者を合わせてみると、他姓の場合は41名中の21名で約51%を占めている。一方、南氏の場合は65名中の51名で78パーセントを越えており、婚入者の実に8割近くが面を越えた同じ郡内または道内からの出身者であることがわかる。

他方、他道出身者をみると、桃李里の全体で106名中の17名であり、約16パーセントを占めている。姓氏別にみると、他姓が41名中の9名で22

表 10 桃李里在住の既婚女性の出身地

女性 男性	既 婚 女 性 の 出 身 地						合 計
	桃李里	大湖面	唐津郡	忠 南	他 道	不 明	
南 氏	1	5	24	27	8	4	69
夫の出身地							
桃李里	1	4	22	25	7	3	62
大湖芝面	0	1	1	1	1	1	5
唐津郡	0	0	0	1	0	0	1
忠 南	0	0	0	0	0	0	0
他 道	0	0	1	0	0	0	1
他 姓	6	5	8	13	9	4	45
夫の出身地							
桃李里	5	0	4	6	3	1	19
大湖芝面	0	4	1	2	1	0	8
唐津郡	0	1	2	0	1	1	5
忠 南	1	0	1	5	1	2	10
他 道	0	0	0	0	3	0	3
合 計	7	10	32	40	17	8	114
夫の出身地							
桃李里	6	4	26	31	10	4	81
大湖芝面	0	5	2	3	2	1	13
唐津郡	0	1	2	1	1	1	6
忠 南	1	0	1	5	1	2	10
他 道	0	0	1	0	3	0	4

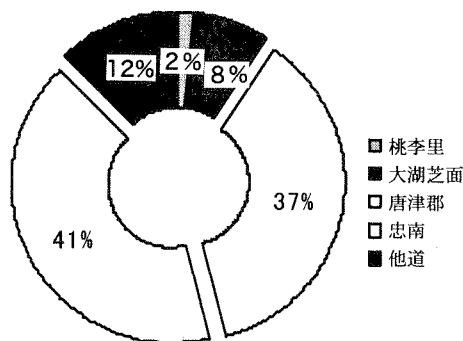


図6 南氏の配偶者の出身地別構成比

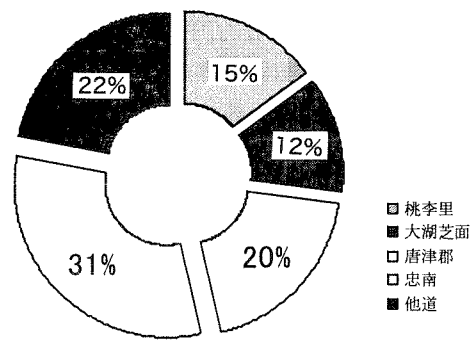


図7 他姓の配偶者の出身地別構成比

パーセントであるに対して、南氏の場合は 65 名中の 8 名で 12 パーセントである。

こうしてみると、通婚圏に表れる特徴は、南氏よりも他姓の方が村落内婚がやや多いが、概して高い数値を示すものではない。また、同じ面内を合わせてみても他姓が 12 パーセント、南氏が 8

パーセントを示し、全体で約 15 パーセントにすぎない。他姓の場合は、地域圏別にやや平均的な分布曲線を見せている。しかし、南氏の場合は 8 割近くの家口が、同じ面内を除く郡内および道内から配偶者を迎え入れていることがわかる。

ところで、ここでは婚出者については論述しな

かったが、婚出者も婚入者と同様な傾向があると予測される。いずれにせよ、宗族マウルにおけるこうした婚入者による通婚圏の傾向は、既述したように格言や婚姻規定といった伝統を受け継ぎ、^{サドン}査頓（夫婦の生家の一方が他方を呼ぶ呼び方）ないし妻の実家は適当な距離を保ち、ある特定の広がりをもつ地域的なネットワークを形成しているものと考えられる。

4 家口の構成と機能

(1) 家口の構成

家口は、はじめのところに規定したように、「居住と家系をともにする者や独身として住居をもち単独生活を営為する者」とした大統領令 1033 号を代用した。他方、家族は家計を共同にする親族集団と規定した。すなわち、家族とは家計を共同にする血縁者とその配偶者で、非血縁家口成員をのぞき、分家者以外の他出者をも含めたものであり、家口とは家計と住居をともにする血縁、非血縁の成員からなる集団や単独生活者を指すものである。チブは父系の直系ラインを沿って、血縁者とその配偶者の連鎖からなる。

表 12 家口規模別の戸数

家口 規模	世帯数	構成比 (%)
1 人 家口	3	4.9
2 人 家口	28	45.9
3 人 家口	10	16.4
4 人 家口	11	18.0
5 人 家口	3	4.9
6 人 家口	4	6.6
7 人 家口	2	3.3
合 計	61	100

そこで、まず家口の規模別戸数をみると、表 12 に示したように、最も多いのは 2 人家口 28 戸の約 46 パーセント、そのつぎが 4 人家口 11 戸（約 18 %）、3 人家口 10 戸（約 16 %）、6 人家口 4 戸（約 7 %）、5 人家口と 1 人家口がそれぞれ 3

戸（約 5 %）、7 人家口 2 戸（約 3 %）の順となっている。したがって、桃李里における 1 戸当たり平均人数は 3.05 人となっている。

つぎに、上述の立場から、桃李里における家口はどのような関係の人々によって構成されているかを示すと、表 13 のとおりである。

表 13 は、1996 年当時桃李里に存在している家口を、家族形態および家口類型、同居既婚者別などに注目して分類し、類型別の数を示したものである。それによると、単身家族の家口が 2 戸、核家族の家口が 40 戸、直系家族の家口が 15 戸、複合家族の家口が 3 戸である。

表 13 家族形態別家口構成

形態	家 口 構 成	家口数	割合
単身	単 身 家 口	3 (2)	4.9
核 家族	小 計	40	65.6
	夫婦のみ	25 (12)	41.0
	夫婦/未婚子女	13	21.3
	片親/未婚子女	2 (1)	3.3
直系 家族	小 計	15	24.6
	夫婦/既婚子女	5	8.2
	父母/夫婦/未婚子女	9	14.9
	父母/夫婦/息子夫婦/孫	1	1.6
複合 家族	小 計	3	4.9
	片親/夫婦/既婚子女/孫	1	1.6
	夫婦/未婚子女/甥	1	1.6
	世帯主/兄嫁	1	1.6
合 計		61	100 (%)

() 内の数値は息子夫婦と別居家口数を示す。

さらに表 14 は、家口類型と家口構成員のうち最高齢者（したがって、直系家族・複合家族家口の場合、主人や主婦とは必ずしも一致しない）の年齢、別居長男の有無、長男の既婚・未婚などに注目して分類し、類型別に示したものである。

まず、単身家族家口を見ると、3 戸のうち 2 戸は 60 代の高齢者女性の一人暮らしである。この 2 戸の単身女性からなる家口には、長男夫婦ないし息子夫婦がいるが、長男夫婦ないし息子夫婦はいずれも都市地域で職に就き都市部で暮らしている。一方、残り 1 例は 43 歳の男性一人暮らしで

表 14 家口構成

(単位：人)

家 口 類 型	合計	最 高 齢 者 年 齢						
		30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80-	
単 身 家 族	3	0	1	0	2	0	0	
長男既婚	2	0	0	0	2 ^b	0	0	
長男未婚	1	0	1 ^a	0	0	0	0	
核 家 族	夫婦のみ	25	0	3	9	5	6	2
	長男既婚	12	0	0	1	3	6	2
	長男未婚	13	0	3 ^c	8	2	0	0
	夫婦未婚子女	15	4	3	5	3	0	0
	長男未婚	15	4	3	5	3	0	0
直 系 家 族	15	0	0	0	3	4	8	
同居既婚者は、								
長男夫婦	9	0	0	0	2 ^d	3	4	
次三男夫婦	5	0	0	0	1	1	3	
4世代同居	1	0	0	0	0	0	1	
複 合 家 族	3	0	0	1	2	0	0	
親・未婚子女・甥	1	0	0	0	1	0	0	
弟・兄妻	1	0	0	0	1	0	0	
夫婦・既未婚子女・娘	1	0	0	1	0	0	0	
合 計	61	4	7	15	15	10	10	

a の 1 家口は母親(83歳)妻・未婚子女は教育とスーパー経営のために唐津邑に居住しており、世帯主も農繁期のみ帰村する。b の 2 家口はともに女性単身家口である。c の 3 家口のうち、2 戸は高齢者の母親(71歳と73歳)が就学のために他出した先で孫の面倒をみている。d の 2 戸のうち、1 戸は母親(66歳)と離婚した長男と 2 人同居する家口である。

あるが、近くの町(唐津邑)に別の住宅をもち、そこに母親と妻および子どもがスーパーを経営しながら一緒に暮らしている。彼自身も農繁期のみ、桃李里に在住しながら農業を営み、農閑期には町に戻ってスーパーの経営にタッチするという「出稼ぎ型」労働形態をとる家口である。

核家族の家口 40 戸のうち、25 戸が夫婦のみの家口であり、15 戸は未婚子女を含む家口である。夫婦のみの家口 25 戸のうち、12 戸は長男ないし息子が結婚しているにもかかわらず、単身家族家口と同様に、都市地域で就業し暮らしているの、親とは別居している。とくに、夫婦のみの家口の場合に注目すべきことは、家口主の年齢が 60 代以上が大半であって 60 代が 3 戸、70 代が 6 戸、80 代が 2 戸もある点である。つまり、非常に高齢者

家口であっても長男夫婦あるいは子どもの夫婦とは同居せず、桃李里に残って暮らしている。残り 13 戸は未婚子女あるいは既婚の娘がいるが、就業・就学・婚姻によって他出している家口である。そのうち 2 戸は、71 歳と 73 歳という高齢の母親がいるが、桃李里に息子夫婦とは同居せず、孫たちの教育のために、孫たちの就学先で孫たちと同居しながら、孫たちの面倒を見ている。

つぎに、直系家族の家口についてみると、16 戸のうち長男夫婦が同居している家口(16 戸のうち 1 戸は 4 世代同居の家口である)が 9 戸であり、次三男以下の夫婦と同居している家口が 5 戸である。次三男以下の夫婦と同居する 5 戸の家口は、すべての長男が都市地域に就業しており、そこに居住している。さらに、複合家族の家口は 3

表 15 桃李里の未婚子女の居住形態別年齢層

(単位：人)

年齢層	マウルの同居未婚子女			非同居未婚子女			(A) + (B)
	男性	女性	計(A)	男性	女性	計(B)	
0 - 4	3	3	6	0	0	0	6
5 - 9	5	4	9	0	0	0	9
10 - 14	7	2	9	3	1	4	13
15 - 19	9	6	15	6	6	12	27
20 - 24	1	1	2	18	14	32	34
25 - 29	4	2	6	18	7	25	31
30 - 34	1	0	1	6	1	7	8
35 -	2	0	1	2	0	2	4
合計	32	18	50	53	29	82	132

戸あって、そのうち1戸は親と未婚子女と甥が同居する家口であり、1戸は兄の妻と同居する家口である。残り1戸は親夫婦と別居帰りの娘とその子どもと未婚子女とが同居する家口である。

以上、家口構成についてみてきたが、「はじめ」のところと言及したように、チブと家口とではズレが生じていることを指摘しておきたい。言い換えれば、李光奎や金宅圭のいう「イデオロギーとしてのチブ」⁽⁴⁾と「実際のチブ」とではズレが存在する。桃李里の61家口のうち、最高齢者に息子があって、しかも長男がすでに結婚している家口は、単身家族家口で2戸、核家族(夫婦のみ家族)の家口で12戸、直系家族の家口で15戸、合計29戸もある。イデオロギーとしてのチブという観点からすれば、これらの家口はいずれも長男残留直系家族家口を構成するはずである。しかし、その中で実際に長男夫婦と同居している家口は約半分の10戸のみである。こうした傾向はますます加速化が予測され、イデオロギーとしてのチブと実際のチブとでは大きなひらきをみせつつあることも事実である。

こうした状況は、表15に示したように、未婚子女の動向からもうかがい知ることができる。表15によると、未婚子女のうち両親と同居する者に比べて、両親と離れて別々に暮らしている者の数が3倍に近い。早くは13歳ころから他出しており、とくに15歳から29歳以下の者の大半が両親とは離れて別々に暮らしている。彼らは町や大都市への就学、その後も就業のために他出したま

ま、帰郷せずその町や都会で、両親とは離れて生活している。

(2) 家口の機能(扶養と教育)

ここでは、老父母の扶養の問題と子女の教育の問題に限って簡単に言及することにした。まず、老父母の扶養について見ることにする。

韓国社会では、老父母の扶養は儒教的な「孝」の規範によって裏打ちされており、息子とくに長男が面倒を見るというのが伝統的な習わしであり、いわばイデオロギーとしてのチブにおける一つの原則である。

桃李里における単身家口と夫婦のみの家口の中で、高齢者(60歳以上)からなる家口は単身家口の2戸と夫婦のみ家口13戸の合計15戸である(表14参照)。そのうち、とりわけ長男が結婚している場合が15戸のうち13戸に上っている。こうした高齢者からなる家口は、自ら生業を営みながら、あるいは田畑を小作させたりして、長男夫婦あるいは息子夫婦とは独立した生計を営んでいるケースがほとんどであり、未だ長男夫婦に厄介になろうとは思っていない。彼らの多くは、「後に身体が動かなくなるか、夫婦の片方が亡くなったら、長男のところへ行くだろう」という。彼らの長男も自分に親を扶養する責任があると考えており、実際、親と一緒に住むことを強く進める者も多いと聞かれる。また、長男の夫婦と一緒に暮らしていなくても、定期的あるいは必要に応じ

て長男から生活費の一部を、あるいは全額を援助してもらうことが多い。また、夫婦のみの家口や未婚子女を有する家口のうちには、息子たちを結婚させるとともに次々と分家あるいは独立させ、未婚子女と同居する家口や夫婦のみの暮らしをする家口もある。

さらに、桃李里には直系家族からなる家口のうち長男夫婦と同居せず、次三男以下の夫婦と同居する家口が5戸もある(表13参照)。こうした5戸のうちには、「順番制」あるいは「当番制」のように、一定の期間それぞれの息子の家を移動しながら、面倒を見てもらうケースもある。また、イデオロギーとしてチブからすれば、既婚女性にとって「孝」を尽くすべき第一の対象は夫の父母であるが、妻の実家の父母の扶養にも参与することも見られる。とくに、こうしたことは夫婦の間に息子がいなかったり、息子がいても未婚の場合には顕著である。しかし、既婚の娘(もしくはその夫)は実家のチブの成員ではなく(あるいは見なされておらず)、息子夫婦とは違って、生計の全般や非常時に無条件に頼れる存在ではないことから、息子がいない夫婦の場合には老後に不安を感じていることが多い。このことは、「男は結婚して始めて大人の仲間入り、息子を生んで一人前」ということわざに象徴的にみることができる。

次に、未婚子女の教育についてみることにしよう。未婚子女の教育は、とりわけ非同居未婚子女の場合に問題とされる。韓国では、伝統的に子弟の教育については格別な関心を払い情熱を注いできた。教育熱は今日においても冷めるどころか、ますます熱くなる感さえある。教育に対するこうした伝統を受け継ぎ、近年の高度成長期における国民総高級人材化という側面では一翼を担ったことは否定できない。しかし、農村を空洞化し、地道な努力と経験の積み重ねによって構築される職人的世界が弱まり、または形成されにくく、「家業を継ぐよりは出世を良し」とする社会風潮を生み出したことも否めない。

さて、非同居未婚子女は原則的に父母と生計を同じくする者と認知されている。前出の表13の注cに示したように、高齢者の母親は孫の就学先で孫と一緒に暮らしており、息子夫婦の家口とは

独立した家口を形成し、ごく僅かな孫たちのアルバイト稼ぎをのぞき、学費や生活費を息子夫婦からもらっている。この場合、食口(家口構成員)は何人かという問と家族は何人かという問とではズレがあり、母親を含めて非同居未婚子女は食口には含まれないが家族には含まれる。言い換えれば、非同居未婚子女は家族員として親の家口と生計(家計)を一にするものである。また、未婚子女を独立させる責任を親が果たし得ない場合には長男が親の代わりを務める。たとえば、前述したK氏宅の事例からも分かるように、長男であったK氏は若死にした父親に代わり、弟たちの結婚に際して都会へ住宅を買い与え分家させた。さらに、妹の婚出に際しては家具一切をもたせた。また、分家して都会に生活している弟は就学のために他出したK氏の息子をあずかり、甥の生活費の一部を負担するなど同居しながら面倒を見ている。このように、分家や婚出するまでは、次三男や娘も生家の家計に可能な限り貢献することが期待されるばかりか、分家や婚出してからも甥や姪(あるいは親族の子弟含む)の教育や扶養に積極的に参与している。したがって、非同居未婚子女の教育や扶養は、概して「イデオロギーとしてのチブ」の範囲内で解決されている。しかし、必ずしもイデオロギーとしてのチブの範囲内で完結するものではなく、広く親族や門中の範囲にまで及ぼすこともある。

イデオロギーとしてのチブを構成する長男夫婦や長孫夫婦、父母に対して「孝」を尽くすことが期待される次三男夫婦や婚出した娘が、実際どの程度まで、どのような形で、生家とつながりをもつかは置かれた状況によって多様である。いずれにせよ、老父母の扶養や非同居未婚子女の教育問題等は、生活単位としての家口の範囲内で完結するものではなく、イデオロギーとしてのチブの範囲、あるいは親族や門中の範囲にまで及んでいる。

むすびにかえて

以上、家口や家族およびチブについて考察を行ったが、家口や家族およびチブは明確な境界をも

っておらず、状況に応じて変動しうる可能性を常に内包している。こうしたことを本稿ではズレとしてとらえた。たとえば、家口と家族とのズレ、家族とチブとのズレ、あるいは親が考える家族と子が考える家族とのズレ、イデオロギーとしてのチブと実際のチブとのズレなど、こうしたズレは上述の3者の不明瞭な境界、あるいは伸縮自在の柔軟性からもたらされる。

家族のうち、イデオロギーとしてのチブの範囲には含まれない者も様々な形でつながりをもっていることも事実である。それは、チブ（あるいはイデオロギーとしてのチブ）は単純な家族の連鎖ではないことの反映であり、主として親が考える家族と子が考える家族とのズレとして表出する。

桃李里の家口のうち、親子関係あるいは兄弟間にある家口の3つのタイプを例示して説明しよう。図8（タイプⅠ）は、81歳の家口主（c）と次男52歳を家口主（g）とする家口を中心に関係図の一部を示したものである。c家口は本人（c）と妻（d）および未婚末子（l）の3名であり、チブは父母（a・b）と本人夫婦（c・d）および長男夫婦（e 夫妻）であり、家族はc～oまでの本人夫婦を含め、既・未婚の子女および孫であると認識している。一方、分家した次男gの立場からすると、g家口は、家族と重複するが、夫婦と未婚の息子たちからなっており、gチブはg家族に父母であるcとdが含まれるが、本人家族は親（c）のチブには含まれないと認識している。

図9（タイプⅡ）は、83歳（c）の家口と次男51歳の家口を中心に関係図の一部を示したものである。c家口は妻（d）・三男夫婦（j・k）および三

男の孫娘（r）から構成されており、cチブは父母（a・b）・本人夫婦（c・d）および同居していない長男夫婦などを含むが、c家族は既婚の娘を除き、既・未婚の息子家族と未婚の娘が含まれている。分家した次男（g）は父母を自分の家族とは思っていない。同居する三男（j）は微妙な立場をとっており、父母を自分の家族に含めたり、含まなかったりで、その時々状況に応じて異なっている。家口とチブおよび家族に対するこのタイプ（タイプⅡ）の認識が桃李里では最も多く、典型的なものと考えられる。

図10（タイプⅢ）は、71歳（e）の家口と独立家口を形成している43歳の長男（h）家口を中心に関係図を示したものである。e家口は本人（e）・妻（f）・次男（j）・次男の妻（k）・次男の子ども（pとq）から構成されており、eチブは本人夫婦（e・f）と父母（a・b）および独立家口を構成している長男夫婦であり、長男の孫娘は含まれないものと思っている。他方、e家族は既婚の娘を除いて既・未婚の息子家族および未婚の娘が含まれている。独立家口を形成している長男（h）にとって、自分の家口と家族は重複しており、チブは父母のチブ成員と同じであると認識している。一方、同居する次男にとって、jチブは本人夫婦（j・k）と父母（e・f）および自分の長男（p）であり、j家族は本人夫婦（j・k）と父母（e・f）および長男（p）・長女（q）と他出している次女（r）であると、そしてj家口は親（e）の家口と重複すると認識している。

以上の事例からも分かるように、たとえば別居している長男は分家とは言わないが、分家も当然

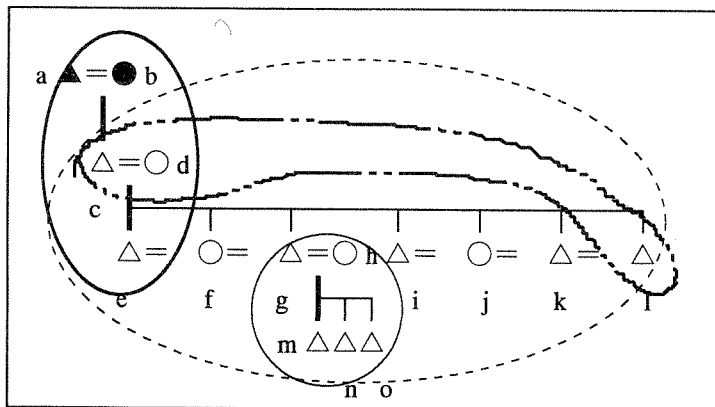


図9 タイプⅠの家口と家族およびチブ

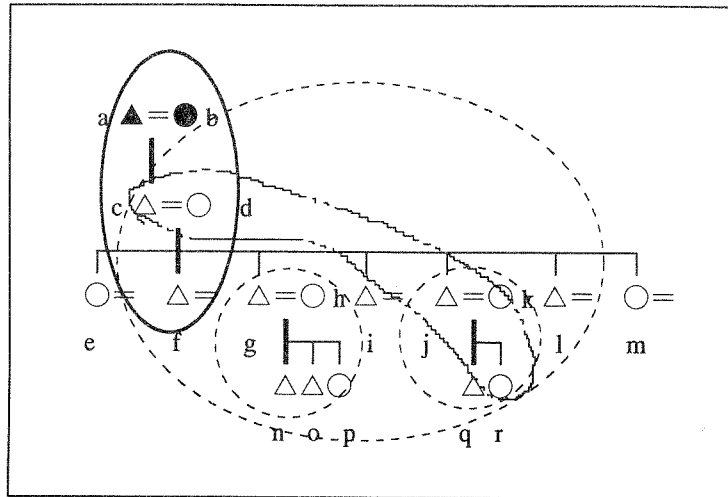


図9 タイプⅡの家口と家族およびチブ

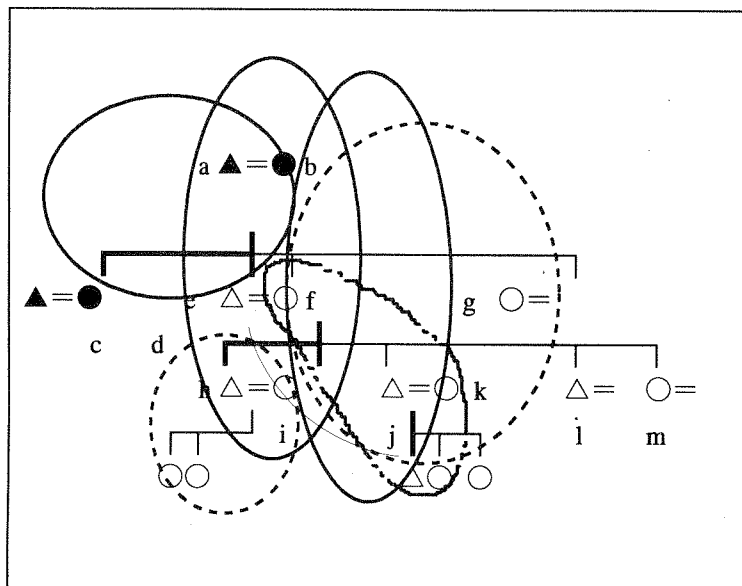


図10 タイプⅢの家口と家族およびチブ

だと考える者、また家口の範囲を超える、あるいはチブの範囲を超える息子全員⁽⁷⁷⁾、また中には、婚出した（または結婚した）娘⁽⁷⁸⁾までも広げて考える者さえある。

チブと家族との大きなズレは、チブの崩壊へと導きかねないことであり、出生率の激減など、そうした兆しさえみせつつあると言わざるを得ない。

ところで、理念化もしくは純粹化されたイデオロギーとしてのチブはかなり明確な境界をもつ単位として認識されており、こうしたイデオロギーとしてのチブは先祖（祖先）祭祀の際に顕在化するということだけを指摘しておき、詳細に関する

考察は今後の課題にしたい。冒頭に述べたように、チブを生活単位ではなく、門中の構成単位として規定したのも、韓国社会におけるこうしたチブに対する観念は、日常的な場面や対面関係から作り出されものであるというよりも、むしろ同一先祖（始祖や派祖あるいは高祖といった焦点となる先祖）に繋がる父系出自という動機付けから創出されたものである。

註

(1) 崔在錫 1989『韓国家族制度史研究』一志社、7頁。また、家族・親族制度の変化要因は、

- ①儒教の「宗法思想」が庶民にまで普及したこと、②朝鮮中期以降の激化した政治集団間の葛藤に対処する方法として父系親族または男性を中心する親族集団の組織化の必要性、③壬辰倭乱以降の経済的窮乏を克服するために、社会集団を組織化するため、④身分制の崩壊に伴い、両班階級の身分と地位を維持するために、父系または男性中心の親族集団が組織化されたものと見られる。
- (2) 代表時なものとしては、金斗憲 1969『韓国家族制度研究』と李光奎 1975『韓国家族の構造分析』等があげられよう。金は「チブといっても、イエといっても、その字義からして本来形象的なものである」といい、実体を表す抽象語としてとらえている。他方、李は我が国のチブと類似した概念として日本ではイエというものがあって「包括的概念としてチブやチャ、イエは観念上ほとんど差異がない」と主張した。
- (3) 崔在錫 1982『改訂韓国家族研究』一志社、117-8頁。
- (4) 金宅圭 1992『氏族部落の構造研究』一潮閣、305頁。
- (5) 国勢調査や人口調査の資料等では、つぎのような人々を非家族員として見なされる。非家族員と見なされるのは、①同居人または来客、②住み込み奉公人・下人下女・使用人・乳母など、③家口主の配偶者の血族・兄弟姉妹の配偶者・甥・伯父伯母・叔父叔母・従兄弟姉妹・姪の配偶者・従兄弟の子供などである。こうした者はチブの成員ではない。
- (6) 詳細については、林在圭 1998「韓国における『門中』の構造と機能—忠清南道宜寧南氏忠壯公派門中を中心に—」を参照されたい。
- (7) 本田洋 1996「韓国家族論の現在」『朝鮮学報』五二輯、朝鮮学会、120頁。
- (8) 家屋は一般に「チブ」と呼ばれ、日本の「家」もしくは「イエ」の用法と同様な使い方をする。また、概ね屋敷のことは宅地（テックジ）と呼ばれ、主として屋敷地を指すものである。
- (9) 女性の場合、とりわけ村落社会においては、幼い時から友達同士はともかく実名で呼ばれることはほとんどなく、何々家の娘などと呼ばれ、結婚し子供が生まれる子供の名前に母親を付け、○○母親と呼ばれ、宅号をもつようになると宅号で呼ばれ、高齢になると孫などの名前に婆さんを付け、○○ばあさんと呼ばれる。
- (10) 「世」は始祖（派祖）から世代を数える単位であり、逆にエゴから先祖へと遡って数えるときには「代」という単位を用いる。
- (11) 干拓事業に関する詳細については、林在圭・矢野敬生 2000「宗族マウルにおける水利慣行—韓国忠清南道唐津郡宗族マウルの事例—」を参照されたい。
- (12) 「班」はマウルの下位（下部）単位であり、日本の組や常会に相応するものである。
- (13) セマウル運動は 1970 年代初めに故朴大統領によって展開された地域開発運動である。その基本精神は勤勉・自助・協同であり、実践を国民的に推進した。桃李里におけるセマウル運動は 1972 年郡にセマウル課を設置することから始まる。
- (14) かつて韓国には、「成年禮」があった。成人禮は高麗時代の光宗 16 (965) 年に世太子「」に元服を着せたことから由来する。15 歳の時に、男の場合は「冠禮」、女の場合は「禮」が行われ、高麗以降朝鮮時代には中流以上の家庭にまで普及し普遍化された制度であったが、20 世紀を前後にして、とくに「甲午更張」（1894 年）を始めとする開花思潮以降に社会慣習から姿を消してしまった。その後、1973 年と 74 年には 4 月 20 日に「成年の日」の行事を行い、1975 年からは「成年の月」である 5 月に合わせて月日を 5 月 6 日に変更し、20 歳になる成年を各職場や機関単位別に同席に会して行事を行うようになった。しかし、こうした行事に特別な意味を持つものではなく、とりわけ村落社会ではかなりの年齢に達するまで結婚しない限り子ども扱いになる。
- (15) 金宅圭 1979『氏族部落の構造研究』一潮閣、119頁。
- (16) 李光奎や金宅圭は相続（家長権相続・祭祀権相続・財産相続）という側面に着目して、チ

ブの構成原理を論じている。(李光奎 1975『韓国家族の構造分析』一志社(韓国語)、金宅圭 1975「韓国の血縁慣習に関する一考察」『氏族部落の構造研究』一潮閣:279-320(韓国語))それを整理すると主として次の三点にまとめることができる。①父の所帯(家長権)は長男が相続し、次三男は結婚後何年かの後に財産の一部分を分与されて独立(分家)する(理念型としての長男残留型直系家族)。分家後も父・長男のチブ(大家)と次三男のチブ(小家)との間には不均等な協力関係が保たれ、日常生活や生業活動、儀礼活動において密接な相互作用が持たれる(大家・小家関係)。一方、娘は結婚とともに夫のチブに帰属するものと見なされるようになる(「出嫁外人」)。②両親の死後、両親を祀る責任(祭祀権)は長男が負う。また、父が奉祀していた先祖に対して祭祀を遂行する責任も長男が継承する(祭祀の長男単独相続)。反面、夫婦に息子がいない場合も、娘、ないし婿(娘の夫)に祭祀遂行の責任を継承させることはできず、そのような場合には、夫の父系親族で、世代が一つ下であるような男子の中から一人を養子にする。③父の財産(財産相続)は原則として息子全員に分与されるが、長男は老いた父母を扶養し、その死後には祭祀を遂行するとともに父の代わりに家族を統率する責任を負うために、次三男に比べて財産の取り分が多い(財産の長男優待不均分相続)。

したがって、チブの継承者は生得的な地位(セニョリティ)によって予め決まっており、そこには個人の資質や個々のチブの特殊事情が介在する余地がない。また、チブをめぐる三つの権利、すなわち家長権・祭祀権・財産権のうち、とくにチブの継承の中心をなすのは

祭祀権の継承であり、家長権や財産権は祭祀権の継承に従属するものとして、祭祀継承という構造的要請に由来するものであるという。ここでは、こうした理念型のチブを「イデオロギーとしてのチブ」と規定する。

(17)親のチブは長男が継承し、次三男は分家すると同時に個別のチブを形成し、独立するのがの原則である。

(18)婚出した(または結婚した)娘は、生家と同じ系譜につながるチブを形成するのではなく、夫が属する系譜につながるチブを形成する。

引用・参考文献

- 金斗憲 1969『韓国家族制度研究』ソウル大学出版部
- 李光奎 1975『韓国家族の構造分析』一志社
1977『韓国家族の史的研究』一志社
- 崔在錫 1982『改訂韓国家族研究』一志社
1982『現代家族研究』一志社
1983『韓国家族制度史研究』一志社
- 金宅圭 1979『氏族部落の構造研究』一潮閣
- 金一鐵・柿崎京一他 1998『宗族マウルの伝統と変化』白山書堂
- 林在圭 1998「韓国における『門中』の構造と機能—忠清南道宜寧南氏忠壯公派門中を中心の一」『村落社会研究』Serial No.9、日本村落研究学会
- 林在圭・矢野敬生 2000「宗族マウルにおける水利慣行—韓国忠清南道唐津郡宗族マウルの事例一」『人間科学』第13巻、早稲田大学人間科学部
- 本田洋 1996「韓国家族論の現在」『朝鮮学報』五二輯、朝鮮学会

テーマⅡ：土地・労働・水利

- 第6章 水利秩序にみる村の「領域」総括
—八ヶ岳南麓村の事例—
- 第7章 村落における労働力の社会的性格
- 第8章 中国における土地問題
- 第9章 宗族マウルにおける水利慣行
—韓国忠清南道唐津郡宗族マウルの事例—

第6章 水利秩序にみる村の「領域」統括

—八ヶ岳南麓村の事例—

大澤幸一郎・矢野敬生

日本の村では多くの場合、領域の土地すべてを村が統括することで村人の生活が保障されてきたとされる。そうした観念は各農家の生産や生活が独立的になしえず、村共有の山林や水利施設を補完的に利用することで可能となる点に発している。ここに村人が村の土地の保有と利用に対して権利・義務を持つことが重要となり、それに基づく社会関係が村の社会的統合の基礎となってきた。

水稲作が村の中心的生業となっている場合、耕作に不可欠な水利の共同はこうした側面を具体的かつ明確な形で示している。本稿では、長野県の八ヶ岳南麓に位置する高冷地山村瀬沢新田を対象に、村人が組織的・慣行的に用水利用を行ってきた事例を取り上げ考察を加えた¹⁾。

キーワード：日本村落社会の基礎構造、土地・資源の利用、村総有の土地、領域統括、土地を媒介として規定された社会関係

1. はじめに²⁾

日本の村では多くの場合、地理的な一定範囲の広がりが村の「領」として村人に認知されている。「領」は村人に分割所有されている部分と村の共有地（山林原野・水利施設）の部分からなる。しかしその土地保有関係は複雑に累積している。まず、法的には個人名義の土地も、あくまでその個人の属する「家」が保有する「家産」とされる。また「家」が連合して同族団をなす場合、そこに属する家々が保有する土地は同時に「同族」の土地でもある。さらにこうした個別的な土地保有の根底には、「領」のすべてを村が「総有」し統括しているという観念がある。

村の生活においては、こうした土地を媒介として規定された社会関係が重要性を持ち、村の社会構造を基礎づけてきた。すなわち、「領」内の土地の私的な所有の大小が村における勢力の優劣（垂直的な関係）を生じ、また村「総有」の土地に対して義務・権利を持つことが、対等な関係（水平的な関係）を形成した。

この意味で「領」は地理的空間にとどまらず「社会的空間」でもある。

村「総有」という観念は、土地の上になされる各農家の生産や生活が独立的になしえず、村の共有財産である山林や水利施設を補完的に利用することで可能となった点に発している。村は共有地にとどまらず「領」の土地全体を統括・管理することで、村人の生活を保障してきたとされる。ここに村人が村「総有」の土地に対して権利・義務を持つことが重要性を持ち、それに基づく村人の対等な関係は村の社会的統合の基礎となってきた。さらにこの社会的統合が村の「領」観念を再強化し、他者が村の成員に加わることに制限が生じることにもなっていた。

さて、水稲作が村の中心的な生業となっている場合、耕作に不可欠な水利の利用形態はこうした側面を具体的かつ明確な形で示している。水稲作は村人が水利施設を共同に利用し連帯して行う必要がある。そこで「水利組織」によって慣行的な用水利用が行われてきた。

本稿では、村落構造の基礎をなす土地を媒介とした社会関係が水利組織のあり方に具体的に現出しているものとし、調査対象とした八ヶ岳南麓の高冷地山村瀬

沢新田における水利組織を取り上げ、水利慣行や組織運営の実際を見ていくことで、日本村落社会の基礎的な構造について考察を加えたい。

2. 村の土地の歴史—村の成立と耕地の拡大

以下ではまず、瀬沢新田が成立し、その後耕地が開発されていく歴史的過程を概観する。

瀬沢新田は元和七、八（1621、1622）年に開発された新田村である³⁾。この時代、高島藩ではそれまでの戦乱期に荒廃した耕地の回復と耕地拡大を図る財政策をとり、元和年間（1615-1623年）以降には、新田村の開発を盛んに行った。新田村の開発が多く行われたのは八ヶ岳の裾野一帯であった。そこは古来「諏訪明神上社の御狩野のための神野とされ、人々が住み、耕作することは許されない」土地であった。しかし高島藩が「神野に多くの新田村を開き、原山一帯を村々に開放」すると、「御狩野＝神野の多くは入会地となっていた」⁴⁾。

新田村の開発には土地・水資源・草場が必要条件であった。しかし、八ヶ岳南麓一帯はもともと水資源が豊富ではなく、「主な河川は本村・古村が利用していた」⁵⁾ため、新田村は近隣古村の既得水利に対して劣位にあった。

瀬沢新田は八ヶ岳南麓を南流する立場川沿いに拓かれた。そのすぐ上流には瀬沢新田に12年早く1609（慶長14）年に開かれた立沢があり、上流—下流という水利上の拮抗関係を内在させることになる。開発当初に村が展開した河岸段丘は「沢（サワ）」と呼ばれる土地であった。そこは平地がわずかしかなかったもので、耕地は狭小とならざるをえなかった。村が成立して間もなくの耕地の状況を、延宝4（1676）年の検地史料「延宝4丙辰年十月廿二日瀬沢新田田畑方検地野帳」に見てみると、この時代には田の合計面積が3町5反9畝18歩（359,6a）、畑の合計面積が8町5反4畝22歩（854,7a）（内1反8畝12歩は隣村立沢村に所在）であった。すなわち、田1に対して畑が約2.4という比率で畑の多かったことが伺える。また一戸あたりの状況を見ても、「田壹反二畝（12a）余、畑七反二畝（72a）弱とな」り⁶⁾、各家の生産も畑作中心であったと思われる。こうした状況は、享保18（1733）年に作成された村絵図にも伺える。そこには川沿いに「田地」として一か所、それよりも広い範

囲を示しながら「畑地」が2か所記されているにすぎず、村の「領域」も「沢」の部分に限られている。

近世中後期（1700年代以降）になると、山麓一帯でやや規模の大きい灌漑水路の開発が盛んになった。これは「水の取り入れ口に工事を施し」遠方の河川からの引水を可能にする「揚げ汐」と呼ばれる方式の灌漑施設である⁷⁾。これにより「畑直し（畑から田への切替）」や新規開田が可能になり、新田開発も急速に進んだ。しかし一方で、一帯の用水の需要が増し、用水不足が生じてしまうことになる。藩の新田開発も宝暦年間（1750～60年代）には行き詰まり、村々の間には用水確保をめぐる論争が頻発するようになった。

そこで「繰り越し汐」と呼ばれる、より大規模な灌漑技術が開発された。これは水量の比較的豊富な地域から順次余水を水の必要な地域に送り流すことで水の有効利用を図るものである。1785（天明5）年には、藩によってこの「繰り越し汐」の技術を用いた八ヶ岳山麓一帯の用水開設・整備事業が行われた。この事業は、田沢村の名主坂本養川が自ら計画し、藩に願い出たものであった。これによって一帯の水利体系が整備され、村々では再び「畑直し」や開田が盛んになっていった。

瀬沢新田でもこの時期以降、安永期（1770年代）から文化期（1810年代）にかけての約50年間に未墾地開拓が進められた。開拓されたのは立場川河岸段丘上に開けた「新田原」⁸⁾と呼ばれる台地であったが、そこはそれまで「地梨のバラ」や「赤蟻」に象徴される農業不適地であった。しかし立場川を水源とする「揚げ汐」方式で「西平汐」が開さくされることで開田が可能になったのである。表1は、瀬沢新田における耕地の増加を示している（検地史料に基づいて作成）。これによれば安永6（1777）年と寛政3（1791）年に大きく開田をみている。安永6（1777）年には田の面積がほぼ畑の面積に近づき、以後畑の面積を越えている。この時代の耕地の増加は「新田原」の東端に位置する「西平地区の新切の結果」であった⁹⁾。なお、明治7（1874）年に作成された村絵地図では、享保18（1733）年のものに比べ描かれている範囲が大きく広がっている。広がりを見せたのは「新田原」の開拓によるものであり、「西平」のほかに、立沢の余り水を利用して開田された「一の沢」・「二の沢」・「三の沢」・「梅沢」であった。

表1 耕地の増加

(単位：a)

年号	延宝4	宝暦10	安永6	天明6	天明7	寛政3	寛政7	寛政8	寛政9	享和2	文化5	文化13	明治7
西暦	1676	1760	1777	1786	1787	1791	1795	1796	1797	1802	1808	1816	1874
田	中田	30.04					6.19			6.04			
	下田	329.1	56.25	338.04	24.01	4.03	486.27	22.25	6.24	53.06		328.01	
	下山田			88.21									
	増加分合計		56.25	426.25	24.01	4.03	486.27	22.25	6.24	0	53.06	0.00	328.01
合計(一部推計)	359.2	416.13	843.08	867.09	871.12	1358.09	1381.04	1387.28	1387.28	1441.04	1441.04	1769.05	1427.03
畑	上畑	325.2											
	中畑	14.2									2.00		
	下畑	494.3										12.02	
	下山畑			20.08					16.06		4.10		
	立沢村検地帳入	18.12											
	増加分計		0	20.08	0	0	0	0	16.06	0.00	6.10	12.02	
合計(一部推計)	854.2	854.22	875	875	875	875	875	875	891.06	897.06	897.16	909.18	1520.03
田畑合計(一部推計)	1213	1270.4	1718.1	1742.1	1746.1	2233.09	2256.04	2262.28	2278.34	2332.1	2338.2	2678.2	2947.1
畑1：田の比率	0.42	0.49	0.96	0.99	1.00	1.55	1.58	1.59	1.56	1.62	1.61	1.95	0.94

註) 1. 「延宝4」年は『瀬沢新田村史』p.29を参照。「宝暦10」年～「文化13」年は同p.32の表を参照

2. 「明治7」年は『明治初期長野町村絵地図大鑑(南信篇)』p.30を参照

3. 村の耕地と水利構造

瀬沢新田は地形上、用水確保が難しい条件にあった。しかし、近世後期に「揚げ汐」という技術を用いた中規模の灌漑水路を開き、農耕不適切とされてきた未開墾地の開田を可能にした。以降開田が進むことで村では水稻が主要作物となり、各農家の生活の基盤となってきた。しかし、八ヶ岳山麓は火山砕屑物で構成された保水性に乏しい地質ゆえ、降水の多くは短期間に流出し、用水確保は依然として不安定かつ切実な問題であり続けた。降水量が少ない年には用水不足による旱害も多かった。加えて高冷地ゆえに気候条件が厳しく、水稻作はきわめて不安定な生産を余儀なくされてきた。

瀬沢新田をはじめ八ヶ岳南麓の村々では、水田用水を「立場川」から得てきた。立場川は八ヶ岳の主峰赤岳(2899M)に源を発し、西に流れ出たのち、麓で流れを変え南流し、山梨県との県境を流れる釜無川¹⁰⁾と合流している。川は上流から立沢・瀬沢新田・瀬沢・先能・机の各村を貫流し、それぞれの村で利用されてきた(図1)。また、川筋の村ではない中新田・乙事・小六なども、立場川から「汐(センギ)」と呼ばれる用水を引くことで川の水を利用してきた。よっ

て、立場川流域一帯では汐が多くの支流を分岐させ、さながら大樹の枝状をなしており、川が広範な地域の田に水を供給していることが伺える。しかし、このことは村々の間に自村へ引く水の確保をめぐる潜在的な緊張関係のあることを想起させる¹¹⁾。特にここで対象とする瀬沢新田については上流に位置する立沢との関係が着目される(後述)。

さて、瀬沢新田においては現在12の汐があり、農業用水や生活用水として利用されている(図2、表2)。汐の多くは村内をほぼ南北に縦断している立場川を水源としているが、湧水や立沢からの余り水を利用しているものもある。表3は村内の主要な水系についてまとめたものである(1992年現在)。汐の系統によって、村の田は水利を共同にするいくつかの「溝掛かり田」¹²⁾として区分されている。村人たちも田の位置を示す際には、それぞれの「溝掛かり田」についた名称(小字名)を日常的に用いている(それらの名称は汐の名と同様である)。村の古老の話によれば、村内では昔から、1位「御別当」、2位「板橋」、3位「西平」、4位「一の沢」、5位「二の沢」、6位「三の沢」の順で「良い田」とされてきた。こうした評価は地形や付近の林の位置などから総合してなされたものであり、田の良し悪しは寒い年の作柄に際だった差として現れる。上位の「御別当」や「板橋」は村の開発とと

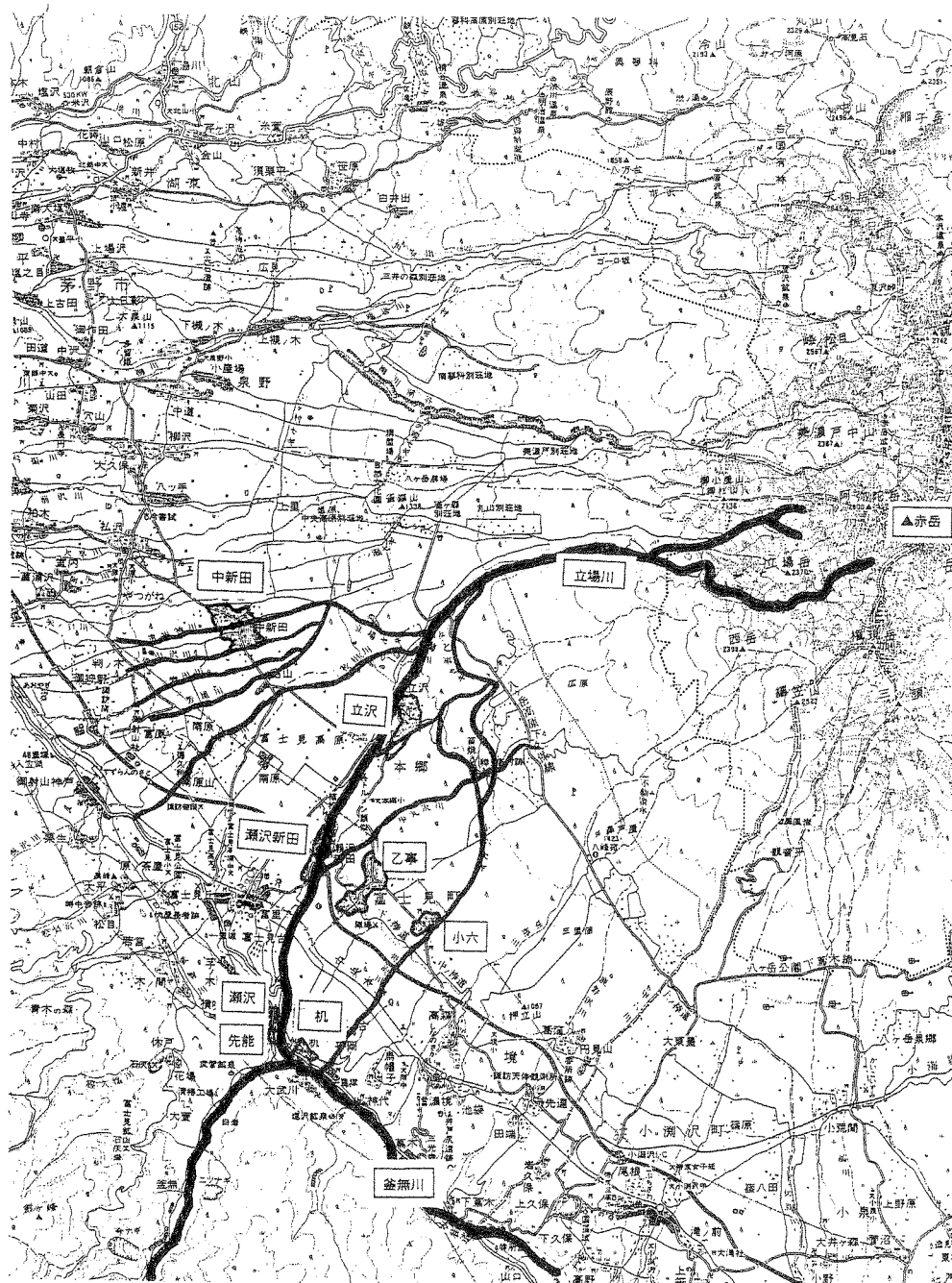


図1 立場川流域

註) 細い線は立場川より取水する汐および小河川を示す

もに早くから拓かれていた。「御別当」は立場川東岸の河岸段丘上に位置し、日当たりの良いところとされる。また「板橋」は「沢」と呼ばれる谷間に位置し、八ヶ岳^{おろし}嵐の影響が少なく、安定した水量が得られる土地である。ちなみに表3ではこれらに加え、「坪平」と「沢」の「その他」にあたる田が古くから拓かれた。『瀬沢新田村史』によれば、宝暦以前(1751年以前)「瀬沢新田にて田の所在した地域は、板橋百二十一筆、御別当七拾壹筆、日影居平五十七筆、日向居平

六十五筆、総計三百拾貳筆、内一筆の面積は最小三步(0.1 a)、最大五畝(5 a)、一畝(1 a)以下百四十六筆といった状態で」¹³⁾あった。

4. 「西平」の耕地と水利構造

(1) 「西平」における水田の所有形態

表3によると、村内の「溝掛かり田」のうち最も面積の広いのが「西平」である。面積の合計は27町7

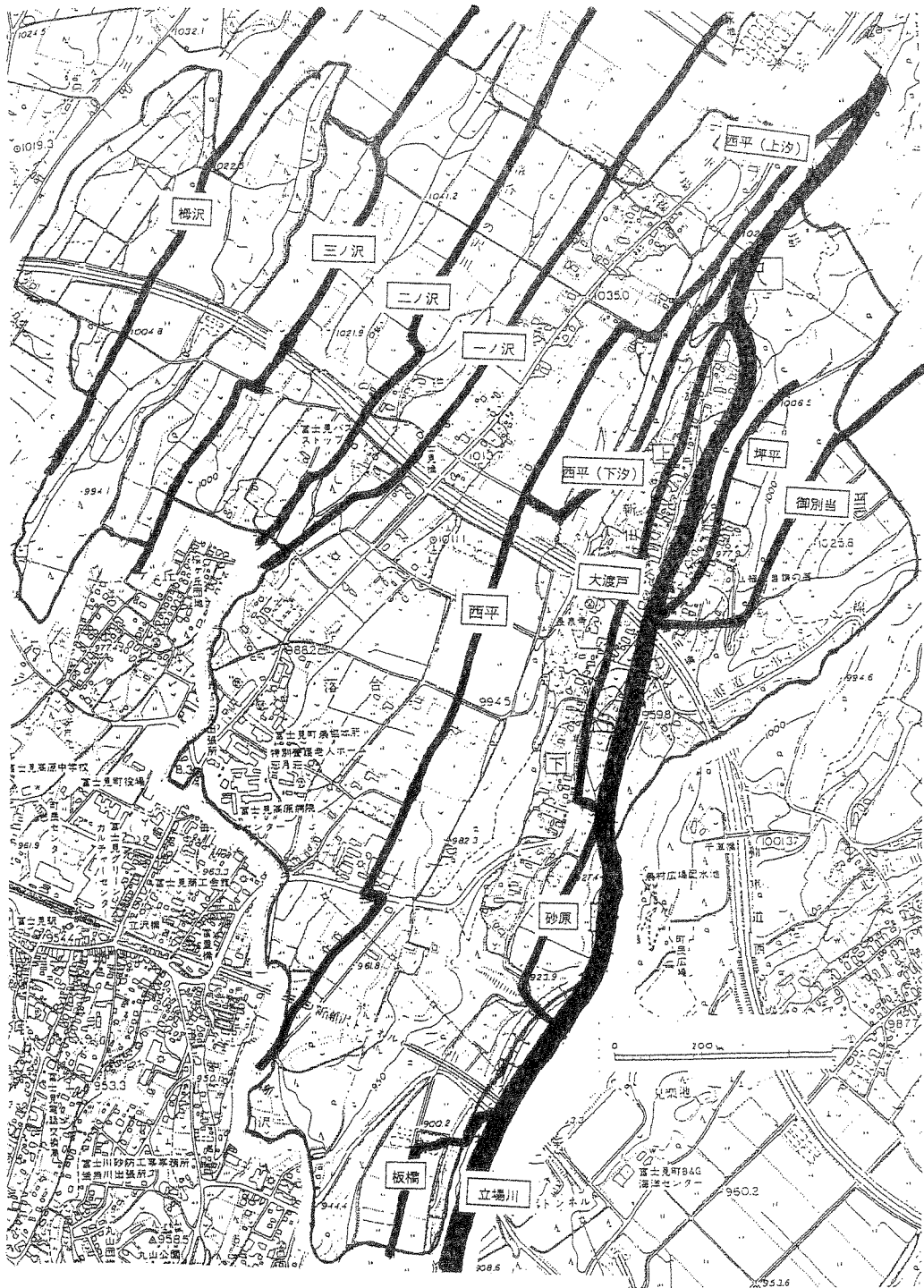


図2 瀬沢新田の水利構造（一部省略）

反6畝(2776a)となり、村内の水田のほぼ4割にあたる。西平には約140筆の田があるが、1筆あたりの面積は10a~20aのものが全体の約4割を占め最も多く、20a~30aのものが全体の約2割弱でこれに続く(図3)。これは1962(昭和37)年に施工された構造改善事業により、1筆あたりの面積の均一化が図られた結果である(後述)。

西平に水田を所有しているのは村内農家の63戸で、全農家戸数のおよそ6割にあたる(1991[平成3]年現在)。これを組別に見るとすべての組の農家がここに水田を所有しており、うち中組・下組・原組については「西平」に所有の面積が最も多い(ちなみに、上組は「三の沢」に37%、東組は「御別当」に26%で最も比率が高い)。このように、近世後期の耕地開発

表2 瀬沢新田の汐

位置	汐名	用途	水源	分水	放水地点
沢 (立場川西側)	御別当	農業	立沢余水		立場川
	渡戸大用水	生活	立場川	腰巻	立場川
	宮下	生活/農業	立場川	腰巻	立場川
	橋下	農業	立場川	砂原	立場川
	砂原	農業	立場川+橋下余水		立場川
	板橋	農業	立場川		立場川
	腰巻	生活/農業	立場川+渡戸余水+宮下余水		立場川
沢(立場川東側)	坪平	生活/農業	湧水		立場川
原	西平	農業	立場川(+立沢地籍湧水)	一の沢耕地整理組合	釜無川
	一の沢	農業	立沢余水		釜無川
	二の沢	農業	田近余水		釜無川
	三の沢	農業	立沢余水		釜無川
	梅沢	農業	立沢余水		釜無川

表3 溝掛かり別水田面積・組別所有面積

(単位:a)

位置	沢					原					その他	計
	板橋	砂原	御別当	坪平	その他	西平	一ノ沢	二ノ沢	三ノ沢	梅沢		
溝掛かり												
総面積	384 5%	107 1%	279 4%	85 1%	391 5%	2776 38%	1322 18%	753 10%	916 12%	326 4%	32 0%	7371 100%
下組	339 15%	107 5%	0 0%	0 0%	74 3%	1279 57%	389 17%	0 0%	18 1%	20 1%	0 0%	2226 100%
中組	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	10 1%	427 60%	108 15%	73 10%	51 7%	43 6%	0 0%	712 100%
上組	30 5%	0 0%	0 0%	0 0%	18 3%	117 18%	93 14%	150 23%	237 37%	0 0%	0 0%	645 100%
東組	15 2%	0 0%	239 26%	65 7%	182 20%	136 15%	134 15%	0 0%	50 5%	71 8%	20 2%	912 100%
原組	0 0%	0 0%	40 1%	20 1%	107 4%	817 28%	598 21%	530 18%	560 19%	192 7%	12 0%	2876 100%

註) 下段は全体の所有面積に対する溝掛かり面積を占める割合を示す

なお本表は市川：瀬沢新田の概況，早稲田大学人間科学部人間基礎学科；ハヶ岳麓村の農耕と生活慣行，1994，pp 14の「表4」を若干修正し，本人の許可を得て転載している

において最初に開田された西平は，現在では村の中心
的な田となっている。

西平における農家別の所有状況を見てみると，まず
所有面積では20a以上30a未満の層が17戸と最も
多く，10a以上20a未満の層が11戸でこれに続く。
これを所有筆数とあわせて全体的な傾向を見てみると
(表4)，10a~20aないしは20a~30aの田を1筆所
有している農家がやや多いものの比較的ばらつきがあ
るといえる。

ところで，西平では汐の中流域に位置する田が最も
良いとされている。上流域の場合，水量が相対的に豊

富ではあるものの水温が低く，冷害の年に被害が大き
いとされる。また下流域は多くの年において水が不足
するという。構造改善事業により田の条件はある程度
均一化されたが，やはり日当たりや水温等の条件の差
はあるという。なお，村人の中には，かつては旧家や
上層家が「いい土地」を所有していたと語る者もある。

(2) 「西平汐」の用排水の構造

西平の水田に水を供給しているのが「西平汐」と呼
ばれる用水施設である。西平汐は1700年代後半，未
墾地開拓の際最初に開さくされたものである。河川の

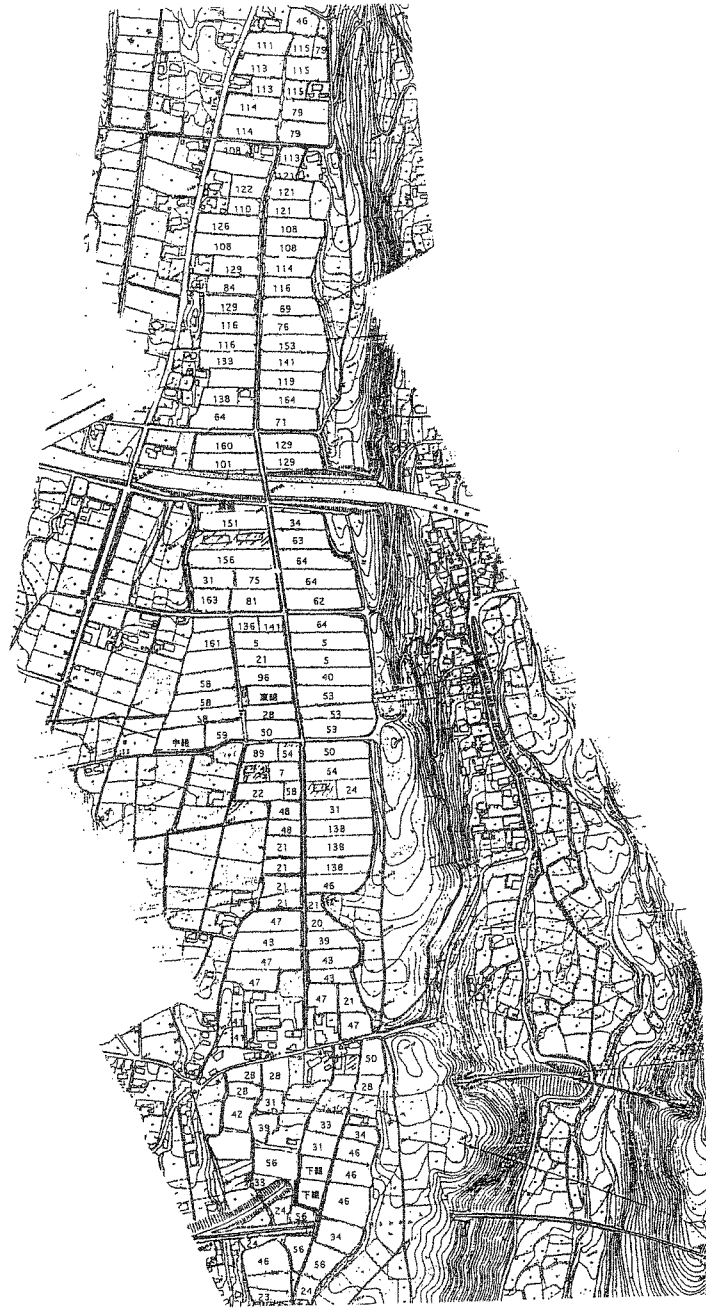


図3 西平の耕地 (1991年現在)
 註) 数字は所有世帯の番号を示す

流水を利用し広範な田に水を供給するために用配水の構造は複雑であり、開さく以降いく度かの変更を経て現在に至っている。

西平汐には「上汐 (ウワセング)」と「下汐 (シタセング)」の2水系があり、いずれも立場川を水源とし、独自の取水口を設けている。「上汐」の取水口と一部の水路は上流の隣村立沢地籍に位置している。そのため取水や工事などをめぐる立沢との関係が独自のである (後述)。これら「上汐」と「下汐」のほかに、

水量確保のために設けられた「横汐」があり、昭和40年代まで利用されていた。これは立場川の東岸にある湧水を水源とし、その水をいったん立場川に落として、再び「下汐」の取水口から取水するという「繰り越し汐」技術を採用したものである。しかし、西平汐の使用水量の減少とともにその利用価値が減少し、1985 (昭和60) 年からは管理および共同作業が中止され、1998 (平成10) 年には水利権が放棄された。この「横汐」は水源の湧水から立場川に通じる水路の

表4 西平における農家別水田所有状況

1 ha				58.64		46	
90 a~1 ha			5	138			
80~90 a			114	129			
70~80 a			53	31			
60~70 a				34.50.56	28		21
50~60 a	111		43.79.116				
40~50 a	40.42. 71.153		113	24	47		
30~40 a	62.156.164	54.141	115				
20~30 a	76.81.119. 122.126.133. 151.16	39.48	121				
10~20 a	7.20.63. 69.75.89.96. 110.161.163	33					
10 a 未満	136	23.41					
	1筆	2筆	3筆	4筆	5筆	6筆	7筆

註) 1991 (平成3) 年現在。表中の数字は各農家の世帯番号を示す。不明7戸を除く

すべてが立沢地籍に位置している。

「上汐」・「下汐」のそれぞれには、水源である立場川から水を取り入れるための「取水口」があり、ハンドル操作によって開閉が可能な「水門」が設置されている。これら「取水口」と「横汐水源地」の3か所は「元(モト)」と呼ばれ、水の管理にあたって重要な地点であり日々の巡回が行われてきた。

水路は主流である「本線」といくつかの支流からなっている。そのほかに西隣にある「一の沢耕地整理組合」への「通水路」が2本通っている。西平汐では1963 (昭和38) 年から「一の沢耕地整理組合」へ分水しているためである(後述)。「本線」の水路には、落葉などの流下物を取り除く「塵取り網(ゴミトリ)」

が3か所に、流砂を取り除くための「沈砂池」が1か所(「上汐」取水口直下)に設置されている。こうした構造を持つ西平汐は、面積27町7反6畝(2276a)、140筆あまりの田に水を供給している(図3)(1991 [平成3] 年現在)。

5. 水利組織「西平汐組合」による水利慣行

以上「西平」の耕地と水利構造について概観した。水田は耕地と用水施設(水路)が構造上一体である「溝掛かり」制であるがゆえ、ここに耕地を所有し耕作を行う者は水路を共同で利用する必要がある。第

一、複雑かつ大規模な構造を持つ汐を個別農家は単独で管理することが困難である。また、対外的には他村との関係において、村落内では村人の間において、用水量確保をめぐる対抗関係が強く現われる。そこで西平に耕地を所有する村人によって「西平汐組合」が組織され、水利の慣行的利用が行われてきた。組合活動の第一義的な目的は、汐を利用する村人に必要な水量を確保し、秩序的で効率的な水利を図ることにある。「汐組合」への加入は「家」が単位となっている。現在西平汐組合に加入している農家は63戸である¹⁴⁾。西平における各個別農家の水田所有形態はさまざまであるものの、これら各農家は所有反別（面積）の大小にかかわらず用水利用に際して同等の権利と義務を持っている。各家の代表者（たいていの場合経営主である家長）が組合活動に参加し、組合の運営はこれら組合員によって自治的に行われてきた。

（1）「西平汐組合」の運営¹⁵⁾

瀬沢新田には四つの「汐組合」がある。これら汐組合は組織的には区行政から独立した運営を行っている。1998（平成10）年現在、区行政の下部組織には氏子檀徒総代・共保組合（共有林と共有財産を管理する組織）・老人クラブ・実年会・壮年団・婦人会・消防12分団・中学PTA・小学PTA・保護者会の各集団があるが、汐組合は含まれていない。

また、組合の運営は財政的にも独立している。組合のおもな収入は組合員から徴収される「水利費」であり、10aあたりに定められた額が所有面積に応じて各戸に課せられている。「西平汐組合」の「平成3年度決算報告」を例にとると、この年の「水利費」の徴収金額は10aあたり300円であった。また、工事などにより特別な支出がある場合には「工事負担金」が組合員より別途徴収される。この年は大規模な改修工事が行われたため田10aあたり750円が徴収された（工事費用の半額の25万円は組合会計より支出されている）。したがってこの年組合員からの徴収金は合計で30万円余となった。このほかに、共同作業に参加しなかった者から徴収された「出不足金（「未進料」）」が18人分約5万円、分水している「一の沢整理組合」（後述）から納められる「水利費」が1万5千円、貯金利子約5千円、前年度からの繰越金54万円が加わり、この年の予算総額は約91万円となった。

同様に支出について見てみると、水路の改修にかかった「工事負担金」として約50万円、「水役」と呼ばれる6人の役員に支払われた手当が「役員出歩日当

として約6万円、「総会費・引継会」などの会議費として約3万5千円の合計約60万円が支出された。

このように、汐組合は組織的にも財政的にも村の行政からは独立した存在である。しかし組合活動に村がまったく関与しないわけではない。特に隣村や町行政などとの対外的なかかわりにおいては、村が交渉の主体になることがある（後述）。

「水役」：さて、「西平汐組合」では「水役」と呼ばれる役員6名を機軸に組合運営が行われている（さらに「水役」の中からは組合長と会計が選出され、組合長は組合を代表する。組合長は「オヤカタ」と呼ばれることもある）。「水役」は任期が1年間で、毎年各組より1名が選出される。しかし特定の者に歴任されることはなく、各組からの選出もおおかた持ち回りで行われており、実質的には組合員にとって義務に近いものであるとされている¹⁶⁾。

「水役」は実質的な汐の管理の担い手である。一定の権限を持ち、運営上の多様な協議・決定を行うほか、対外的には組合を代表する¹⁷⁾。「水役」による協議は「役員会」と呼ばれ、年に3回ほど定期的に行われるほか、臨時に召集される場合が数回ある。昭和40年代（1965～1974）の協議事項を大まかに分類してみると、運営上の計画に関するもの、取水・通水・排水に関するもの、工事に関するものの3点が主要であった。協議事項は必ず「原案」として「総会（後述）」に提出され組合員に承認が求められる。「水役」は随時汐の状況を見ながら、水利運用（共同作業・代掻き作業・取水・通水・排水など）の計画を立てていく。西平全体の耕作過程はこの計画に大きく規制されることになる。

（2）水利慣行〈1〉—共同による水路の維持管理

以下では組合によって水利の慣行的管理・利用がどのように行われているかについて概観する。組合の運営は加入する農家によって自治的に行われてきた。西平汐組合に加入する63戸の農家は所有反別（面積）の大小にかかわらず、汐利用に対して同等の権利と義務を持っている。組合員の義務のうち主要なものには、共同出役による汐の管理作業と、10aあたりに一定額が課せられる水利費の納付がある。以下ではそのうち水利の共同性が象徴的に示される出役労務について取り上げる。毎年必ず実施される共同出役による作業には、「汐上げ」と呼ばれ初春に行われる溝浚えと、盛夏に行われる「草刈り」がある。

「汐上げ」：代掻きをひかえた3月下旬～4月上旬に

は、組合員の共同出役により「汐上げ」と呼ばれる汐の掃除・補修作業が行われる。前年の秋以来使用されてこなかった水路は、冬季に水を含んだ土が凍結して膨張し施設を破損させている個所が多く、「荒れた」状態である。「汐上げ」に先だって、「水役」全員が汐を巡回して状況を調べ、計画を立てる。例えば、残雪の多い年には融雪を待って日程がたてられ、補修の必要な箇所がある場合にはその状況に応じて作業分担が決められる。作業当日は組合員が各戸より一人出役する。朝7～8時頃に集合し、組別に分担された箇所の作業にあたる。1967（昭和42）年度日誌によると、この年は「沈砂池」の「砂上げ」作業に24名（下原組8名と下組16名）、「下汐」に17名（中組）、「横汐」に8名（上組）、「上汐」に24名（東組7名と原組17名）が配置され、ほかに「各組より一名あたり土俵作り」をした。参加する組合員はそれぞれ「ツルハシ」・「ジョレン（柄に対して直角に刃がついた農具：図4）」・「スコップ」・「カマス（後にビニール袋）」を持参する。作業では、汐に溜まった枝・落ち葉・落石を取り除き、水路の改修も行う。構造改善事業が行われる以前の汐上げ作業は、補修しなければならない箇所も多くなっていたという。U字溝が設置されるなどして水路施設の整備が進んでからは作業がかなり軽減された。作業は例年2時間程度で終了する。

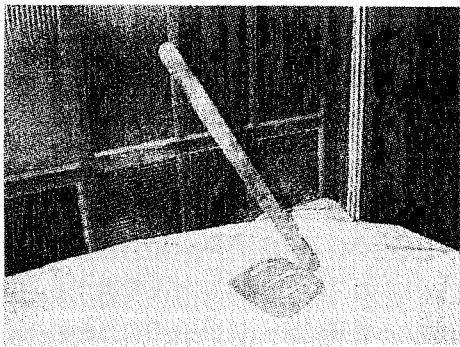


図4 ジョレン（1998年7月筆者撮影）

この「汐あげ」作業が時代を重ねて行われてきたことを示す興味深いエピソードがある。村には深い山林の中を通っている細い小道があり、村人は近道として利用している。しかし伝承によれば、それは初めから道として作られたのではなく、そこを通る西平汐の支流の「汐上げ」作業で足場が固められたものが多いに都合の良い近道として使われるようになったものであるという。

「草刈り」：7月下旬～8月上旬には共同の「草刈り」作業が行われる。この作業は1967（昭和42）年度より行われるようになった比較的新しいものである。「汐上げ」と同様に、各組ごとに作業箇所が分担され、水路脇の土手に繁茂した草を刈る。「草刈り」作業の日程は、その年の草の生長の度合いに応じて「水役」が決定する。したがって、冷夏などで草の生育が遅い年には作業の日程が例年より遅くなるなどし、年によって実施日が異なってくる（表5）。

「未進者」：これら共同作業に参加しない組合員は、「未進者」として、定められた出不足金（「未進料」）を納めなければならない。1973（昭和48）年度までの日誌には、「汐上げ」と「草刈り」の「未進者」全員の氏名が記録されていた¹⁸⁾。表5は記録をもとに未進者の数についてまとめたものである。これによれば総加入戸数が60戸あまりであることを考えると、未進者がかなり少ないことがわかる。参考までに表5には未進料の金額も記しておいた。徴収された未進料は組合の運営費に組み込まれる。

合意形成の方法「総会」：組合運営に関する問題は全員参加による「総会」で話し合われ合意形成される。総会は例年「汐上げ」の日の午後で開催される。総会ではまず、（1）前年度の会計報告、（2）水利費・工事積立金・未進歩代・役員出労歩代の額、（3）代掻き・草刈りの日程、のそれぞれについて「水役」より原案の提出があり、組合員に承認を受ける（ここまではきわめて定例的に行われる）。続いて、改修工事が行われる場合や、町行政・隣村・村内の他の汐などとの折衝ごとがある場合には、議題として取り上げられ話し合いがもたれる。特に、対外的な問題については必ず総会で議論される。問題によっては臨時に総会が招集されたり、数日を費やし話し合われることもある。

（3）水利慣行〈2〉一用水管理・利用の秩序

組合活動の主眼は日常の用水管理である。必要水量の確保と、それぞれの田への配水は、組合員にとって最大の関心事である。以下では組合による用水管理のあり方を見ていく。

さて、「水役」による協議事項のうち取水・通水・排水に関することは多い。水役は状況に応じた水量の調整を行う。降雨による増水時には水門を閉じるなどして増水による水害を防ぐ。対処が遅れると水路が決壊してしまうこともあるからである。また、渇水や減水などの水不足の際には、水門を開き取水量を増加さ

表5 共同作業および未進者の数

	汐上げ		草刈り		未進料 〔円〕	代掻き 実施期間
	実施日	未進者〔人〕	実施日	未進者〔人〕		
1964 (昭和 39)	4.23	5			300	
1965 (昭和 40)	3.31	3.5			500	4/11~4/30
1966 (昭和 41)	4.8	8			600	4/20~5/9
1967 (昭和 42)	4.1	4	8.1	5	700	4/25~5/3
1968 (昭和 43)	3.30	4	6.28	7	800	4/25~5/3
1969 (昭和 44)	3.29	7	8.10	11	900	4/25~5/3
1970 (昭和 45)	4.7	4	8.8	10	—	4/25~5/6
1971 (昭和 46)	4.2	9	7.7	—	—	4/28~5/7
1972 (昭和 47)	4.5	8	7.15	8	1 200	4/25~5/4
1973 (昭和 48)	4.5	6	7.10	5	—	4/25~5/5
1974 (昭和 49)	4.6	—	7.21	—	1 700	4/25~5/1
1975 (昭和 50)	4.7	—	9.10	—	—	4/25~5/4
1976 (昭和 51)	4.1	—	7.11	—	3 000	4/25~4/30
1977 (昭和 52)	4.2	—	7.22	—	—	4/25~5/1
1978 (昭和 53)	4.7	—	7.23	—	—	4/24~4/30
1979 (昭和 54)	4.4	—	7.30	—	—	4/27~5/8
1980 (昭和 55)	4.3	—	7.8	—	—	4/25~4/29
1981 (昭和 56)	4.5	—	7.5	—	—	4/27~5/2
1982 (昭和 57)	4.3	—	7.26	—	—	4/26~
1987 (昭和 62)	—	—	—	—	—	4/27~5/4
1988 (昭和 63)	—	10	—	—	5 300	4/26~5/3
1988 (平成元)	—	8	—	—	5 300	4/26~5/1
1989 (平成 2)	—	—	—	—	—	4/25~5/3
1990 (平成 3)	—	8	—	—	5 300	—
1991 (平成 4)	—	—	—	—	—	—

註) 表中「—」は記載なしを示す

せるとともに、水路の巡回を強化する。ときには天気
の長期予報を確認し、事前に対策を講じることもある。

「水番」：西平汐組合では1960年代後半（昭和40年
代前半）まで、「水番」と呼ばれる日々の汐の巡回を、
各戸が一日交代の輪番制で行っていた。後述する共同
出役による改修作業が複数戸ごとの廻り番のため「大
廻り」と呼ばれるのに対して、「水番」は「小廻り」
とも呼ばれる。

「水番」にあたる家では朝夕2回の巡回を行った。
西平汐組合では「水番」の役割遂行を徹底するため
に、「水番札」と呼ばれる札を用いていた。当番の家
では、朝の巡回時にまず所定の場所（村内のA家。
理由は村人も不詳）に行き「朝札（アサフダ）」を取
る。3か所の「元」を巡回すると、それぞれに掛けら

れている「夕札（ユウフダ）」を、持参した「朝札」
に掛け替える。巡回を終えると持ち帰った「夕札」を
所定の場所に収め、「水番日誌」に巡回の状況を記録
する。夕方の2回目の巡回でも同様の手順で「朝札」
と「夕札」を掛け替え、「朝札」を所定の場所に戻し、
「日誌」に記帳する。この「水番札」は、汐の取水地
点である「元」3か所に掛けられるため、「日々の巡
回が行われている」ことを対外的に示す防犯的な意味
もあったと思われる。

水番が一回の巡回にかかる時間は通常は30分ほ
どであったという。平常時には「汐に穴があいていな
いか」、「落石が水を止めていないか」、「途中で水が盗ま
れていないか」などという諸点について注意した。降
雨による増水や台風の接近時などの非常時にはより注
意が必要であった。水路に異状を発見したときにはな

んらかの措置を講じた。故障箇所が一人ではどうしようもない規模のものについてはすぐさま「水役」へ報告された。その際には「オヤカタ、あそこがいけねえで、『大廻り』を出してくれる」などと言ったという。「水役」は報告を受けると「大廻り」を出動させ改修にあたる。しかし、「水番」の中には巡回を早く終えて自分の家の仕事をしたいがために、小規模な故障を発見してもその場で改修せず、水役へ「大廻り」の出動要請をする者もあったという。

しかしこのような形での「水番」は、昭和40年代前半（1960年代後半）に行われなくなった。「水番日誌」の記録は1967（昭和42）年度を最後になくなる。1969（昭和44）年度からは、「水役」が5日交代で「水番」を行うようになった。その後しだいに交代までの期間が延びて、1985（昭和60）年度からは15日（半月）交代で、1989（平成2）年からは1か月交代で行われるようになった。

こうして、「水役」と「水番」の連携のもとに用水管理が図られてきた。巡回によって水路の故障が発見されると、その改修も組合員の手によって行われた。それが「大廻り」と呼ばれる出役義務である。

「大廻り」：「大廻り」は水路に異常が生じたような場合に、組合員を出動させ改修作業を行うものである。工事の規模により水役が出労の人数を決め、出労者を廻り番で指名する。自然災害などにより大きな損壊を受けたときには、30人規模の工事が行われることもある。例えば1965（昭和40）年度には台風によって大きな被害を被り、20人からなる大規模な「大廻り」が「出動」した。以下は日誌からの抜粋である。「十一月十五日 台風二十四号の被害地滑りニ依り、西平上汐の渚の水地区に長サ（三十米）に亘り汐に土砂入り通水不能故、水役（氏名略）にて被害程度を調査し出働人員を決定す」。「十一月二十七日 台風二十四号の被害地西平上汐の土砂掘出し、汐浚を施行す。大廻りを出働せり。下組のB氏より中組のC氏宅迄で武拾戸割当出働した」。こうした非常時はもとより、日頃から漏水・崩落・木の葉のつまり等々の不都合が生じていたようであり、そうした記事が「日誌」に散見される。ときには設備の盗難や破壊行為を被ることもあった。問題が生じる度に「大廻り」を出動して対処するため、汐の管理は忙しいものである。

組合員は「大廻り」に出役することを「当てられる」と表現する。やや消極的なニュアンスがそこには込められている。出役した改修作業が難航すると、

「水役」に対し割当人数が少ないことについて不平をもらす者もあった。

1965（昭和40）年代からは漸次水路へのU字溝埋設作業が進められたが、それも「大廻り」によるものであった。しかしU字溝埋設が進んだにもかかわらず、汐に不都合が生じることは多く、依然として「大廻り」作業は多く行われている。

「大廻り」の順番に当たる家が出労できない場合は、やはり「未進者」として日誌に氏名が記され「未進料」が徴収される。また、その年「大廻り」の順番がどの家で終了したかについても日誌に記され、順番が翌年度に持ち越される。

「代掻き」時の配水：水利の管理は、水稻作過程のうち「代掻き作業」が行われる時期において最大限の機能が期待される。その意味でこれまで見てきた共同出役による水路の維持や水利管理は、この時期に照準が合わせられているといってもよい。組合の活動も「代掻き」の時期に最大の山場を迎える。

代掻きにあたっては「代掻き当番」が特別に編成され、「水役」が一日交代で担当する。「代掻き当番」は作業の進行状況を把握し、全体の指揮を執る。そしてその指揮によって各田に配水がなされる。代掻きの行われる10日あまりの間は、村内の他の汐や近隣村落も代掻き作業を行うので、「水役」はそれらの作業進行状況をも把握しながら作業を進めなければならない。必要があれば取水口の開閉により全体の水量の調整を行う。1966（昭和41）年度の日誌には、5月3日付で「各地区での代掻き作業が盛んなため、水量が少なく、役員全員にて上下汐の水掛け作業を行う。朝五時より七時迄」とある。

代掻き作業では、水路の流れをすべてせき止め上流の田から順に、水量に応じて1枚から3枚の田ごとに配水していく。その際には一筆ごとの所有者の氏名を記した略図が作成され、作業の進行状況が確認される（図5）。また、水掛けが終了した地点には白旗が立てられ、つぎに配水が行われる田の所有者にはその旨有線放送で知らされる。代掻きの際には、一度に一定量の水が掛けられないと地下に浸透していく水量が多く効率が悪い。そのため無秩序に我田引水を図ると、全体の水量が不足したり、作業の進行が遅くなってしまふ。村では以前、特に水不足の年などには、勝手に田に水を掛けようとする者もあったという。そういった者は「インゴウジッサ（インゴウの意味不明。ジッサはじいさん）」「インゴウババサ（ババサはばあさん）」

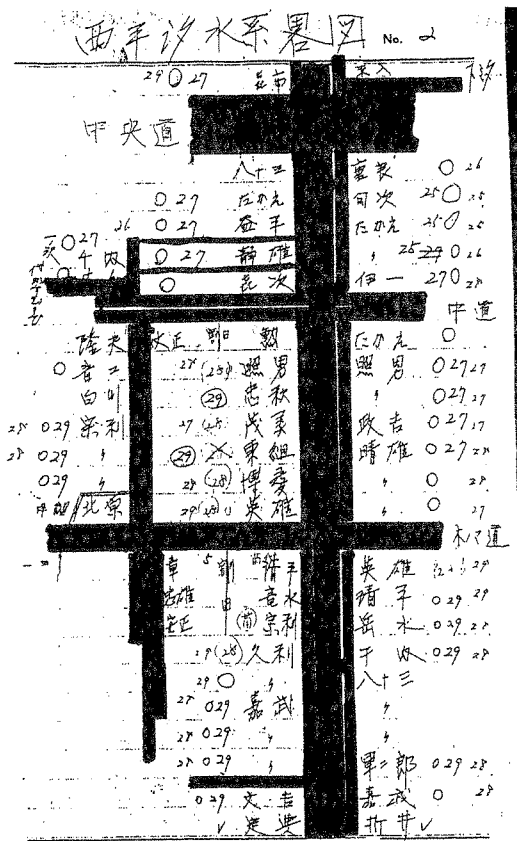


図5 代掻き作業時に作成される略図（組合日誌より）

と呼ばれ非難された。

以上、汐組合の主要な活動である水路の維持管理作業と用水管理について概観してきた。これらは水利秩序が内部的に調整されている側面であるといえる。用水の管理・利用は制度化された複雑な慣行に従って行われてきた。そこでは組合員に同等な義務が課せられ、義務が円滑に遂行されることで組合運営が成り立ってきた。そしてその上に秩序的な利用が実現し、組合員の同等な権利が保障されてきた。こうした組合運営は明確な平等の原則に基づいており、決して特定の者に集中して権益が保障されるものではなかった。村人は時に私的な利害関心と水利の公共性との間で葛藤することもあった。しかし、共同に際しての平等の原則は村人に強く規範化されていたといえる。

6. 対外的な関係における組合活動 一必要水量の確保

つぎに以下では、対外的な関係の中で組合が主体となり必要水量をいかに確保し、村人の生産・生活を保障しているのか、また、対外的な関係を通じていかに

水利の共同という側面が強調されるのか、いくつかの事例を取り上げ考察する¹⁹⁾。

(1) 「構造改善事業」による基盤整備の施工

「西平汐」が開さく以来の歴史の中で劇的な変化を見たのは、1962（昭和37）年に施工された「構造改善事業」による「基盤整備」であった。この事業は1961（昭和36）年に施行された「農業基本法」による農政の一環として、耕作の機械化促進を図り、圃場の大がかりな整備・再編を行う補助事業であった。諏訪地方でも事業に積極的だった富士見町では、他市町村に先がけて基盤整備事業を計画し、瀬沢新田を含む四つの村（現在の区）を施工の対象とした²⁰⁾。

それ以前の西平の耕地は一筆あたりの面積が概して小さく、さまざまな形状のものがああり、各家が所有する田の位置も複雑に入り組んでいた。したがって汐は支流を多く分岐させており、また漏水も多く効率が悪かったため、各農家はたがいに自分の田へ引く水の確保をめぐる緊張した関係にあったという。代掻きの時期や水不足の年などは、隣接する田の間で「水喧嘩」が絶えなかったという。自分の田の水が夜のうちに何者かによって抜かれてしまっていることがあったり、水を盗まれないように（あるいは十分な水を確保するために）自分の田の水の掛け口に布団を敷いて寝ている者も少なからずいたという。ある老女は、「水のために普通のおつきあいができなくなった」こともあったと当時の様子を語った。

1962（昭和37）年9月、構造改善事業実施にあたって「構造改善委員会」が設置された。区長を委員長とし、西平の地主から10人が委員に選出された。委員会はまず総会を開き、事業施行の可否について話し合った。県内でも前例のない事業であったために組合員には反対者が多かった。まず、ある程度の田を所有する家は事業に消極的であった。また工事費についても、70%の補助があるとはいえ相当額を負担しなければならないこと（10aあたり8万円）が問題となった。そして特に、換地に伴い愛着のある先祖代々の土地を手放さなければならないことに多くの組合員が抵抗を感じた。話し合いは3日3晩続いた。最終的には難色を示す者たちも若い層の積極的な態度におされ着工が決定した。さまざまな反対意見がある一方で、構造改善を行えば機械を使うことができることに対する魅力もあった。

事業にとりかかり、まず大きな問題となったのは換地であった。5名からなる「換地委員会」が設置さ

れ、換地に関する会議は部外秘で行われた。当時西平では4、5軒の小作があったが、小作契約を解消する手続きがとられ、地主が小作人に離作料を払った。しばらくして小作をしていたうちの1軒が離作料について異議を申し立てると、換地委員は3日連日その家へ通って、総会での決定事項を遵守するよう説得に当たり、やっと承諾にこぎ着けた。各農家に総会での決定事項を遵守する姿勢があったため、これ以外には特に表面だった問題は生じなかったが、換地委員会はそれぞれの農家に対して懇切な対応を心がけた。

委員会では、西平のすべてについて（対象面積は27ha）一筆ごとの測量を（それぞれの耕地の所有者立ち会いで）行った。そして測量結果をもとに各家の「持ち分」を確定し、その「持ち分」に総会で定めた面積あたりの単価を掛けて「売り渡し価格」とした。土地の所有者はいったん土地を売り渡し、新たな分配計画に基づいて再び「持ち分」に応じた面積を買い取るという手続きを踏んだのである。総会では決議事項として田の質にかかわらず面積あたりの単価は一律とされた。したがって旧所有の土地の優劣による価格差は生じず、また買い取りの際の一定面積あたりの価格も同一となるため、各農家にとって機会は平等であった。新たな耕地の分配は換地委員会に一任されていた。どの家も「いい田」を欲しがったという。換地委員会は公平を期しながら、「なるべく屋敷に近いところ」を基準として分配計画を立てた。換地の結果、それまで所有していた田の位置から極端に変わってしまった家は2、3戸であったという。しかし村人の多くはそれまでの土地に愛着があったため、「うちの田は前は綺麗な四角形だったけれど、こんな長い形になってしまった」などと不満を漏らす者もあった。また、換地委員会が特定の家に対して有利な偏った分配をしたのではないかと言う者もあった。

構造改善事業にとりかかり始めた頃、共産党員が20人ほど換地委員代表の家へ来て、「この事業は、小農をつぶして大農を助けるものだから、やめろ」という「圧力をかけてきた」。しかし委員会では当初より小さな耕地を持つ家のために、農林省の規格に違反して、小さな耕地にも水路を確保し整備するという独自の計画を立てていた。したがって換地委員長は「心配するな、小農も助けている」と答えたという。西平の一部には農林省の標準規格より小さな田が何枚か作られた。

事業の翌年には天候に恵まれたこともあって豊作と

なった。村人は事業は成功であったと評価した。実際、田の基盤部分からの水の浸透が少なくなり、水路も整備され（事業時は丸太埋設、その後漸次U字溝埋設）たことで、流水のロスが少なくなり、水利の効率が良くなった。

この事業は国の農政に応じたものであったが、西平を単位として事業が行われたことは、「溝掛かり田」制による水田の存在形態の特質を示している。つまり各農家の経営基盤の向上は単独では実現しえず、耕地全体の基盤が整備され環境が改善されることで実現されるのである。またこの事例においては、換地の過程において村人に対する機会平等が最重要視されていたことが着目される。

（2）瀬沢新田と上流立沢との関係

瀬沢新田の上流には立沢、下流には瀬沢があり、いずれの村でも立場川の水を利用してきた。他村では水争いで死者がでたこともあったが、瀬沢新田ではこれらの村との間に目立った水争いなどは生じなかった。下流の瀬沢では、立場川が村に流れ込む直前で水量の豊富な小河川（中丸沢川）と合流して水量を増すため、十分な水量を確保することができていた。そのこともあって瀬沢新田に「文句を言うてくることはなかった」という。また上流の立沢との間においても、歴史的に係争などは少なく、強い緊張関係にはなかった。そして瀬沢新田が立沢に対して従属度を強めていくこともなかった。村の古老の言によれば、立沢は「とても寛大に対応してくれた」という。

しかし実際には、立沢の余り水を利用する「一の沢」、「二の沢」、「三の沢」、「梅沢」の各水系では、確保できる水量が立沢からの流量に決定されていた。「三の沢」では多くの年水が不足し「田が乾いていた」という。そのため、毎年区長が酒を5本持参して立沢区長に挨拶に赴くという慣行がある。近年に至っては（昭和40年代以降）代掻きの直前の時期にも「お願い」に赴いている。ここに立沢との上流一下流の宿命的な関係を見ることができる。

（3）「西平汐」と立沢との関係

「西平汐」は独自の取水口を設けているため、立沢の余り水を利用する他の汐とは異なり、立沢との関係において相対的に従属度が低く、対等な関係を保持してきた。しかし、水路施設の一部が立沢地籍に位置するため権利および利用上複雑な関係にある。西平の位置する河岸段丘上の台地は水源の立場川流水面からかなり高い位置にある。したがって汐は川の上流から引

水しなければならず、そのため「上汐」の取水口と水路の一部および、「横汐」²¹⁾が立沢地籍に位置している。記録史資料や伝承を参照しえず詳細を欠くが、藩は近世期の土地開発において、新田村の独立に多大の保護を与えた²²⁾というから、用水確保のために村の境を越えて水利施設が設置されるようなことが保障されたものと考えられる。近代に至っても、慣行を優先する「水利権」によって法的に保障され、これらの施設を西平汐組合が利用してきた。1925（大正14）年には取水口と「横汐」の権利をめぐり立沢との間に係争が起きたことが言い伝えられている。現地裁判が行われたが、瀬沢新田側は裁判が行われること自体を不服として出頭しなかったという。判決では瀬沢新田の権利が認められた。

立沢地籍を走る「上汐」の一部と「横汐」の水路付近には十数筆の田があり、立沢の人々が耕作している。それらの田には独自の水路も設けられているが、「西平汐」からの漏水も重要な用水源となっている。したがって、水不足の年には特に、立沢村の者によって「西平汐」の水路の一部が故意に切り崩され「水が盗まれる」ことがあった。西平汐組合ではその「水盗み」を防止するために、「水番」による巡回を行った。水不足の年にはやや強い緊張状況にもなったという。そういった場合「水番」は弁当を持参し一日中「横汐」を監視するようなこともあった。

構造改善事業後、水利の効率が増し必要水量が充分得られるようになると、「横汐」の重要度が低くなった。昭和40年代（1965-1974年）からは「横汐」に対する「水番」や共同作業が中止され、1998（平成10）年には「水利権」が放棄された。

西平汐組合と立沢区との交渉は、この立沢地籍にある「横汐」と「上汐」水路の一部に関するものが中心となる。立沢をはじめ対外的な交渉は区長を介して行われる。文書のやりとりも、まず交渉相手と区長の間で行われ、それを受けて区長と西平汐組合長との間に文書のやりとりが行われるという段階が踏まれる。交渉の多くはこうした形で行われてきた。町行政への工事要望書や立沢区からの要望書がこれまでの組合資料綴りの中に散見される。

1967（昭和42）年には、「上汐」取水口の上流約100メートル付近に新たに取水口を設置したいという立沢の要望に対し、西平汐組合はそれを受け入れなかった。同年の日誌には「西平水系の命でもある上汐の百米上となると現在の状態のまま無条件にこれを認め

ることは出来ない。将来大きな貯水池等万全の策が立てられた後に於てなら別であらう（略）」とあり、最終的に総会で立沢の要望を拒否する決議がされた。

1982（昭和57）年には、立沢より分水の要請があった。立沢区長から瀬沢新田区長に宛てられた依頼文書によれば、立沢地籍内を走る「上汐」の水路にU字溝が埋設されたことで、付近の田がそれまで行っていた湧水による水利に支障が生じ、また「上汐」からの漏水も得られなくなるため、水路の一部に落水のための設備を設けて分水してほしいというものであった。この要請を受けて西平汐組合では臨時総会を開いて協議するが、依頼を拒否する結論に達し、その旨返答した。しかしそこで区の理事会でもこの件を協議し、その結果、西平汐組合に対し立沢区への落水を再度検討するよう促した。その際に瀬沢新田区長から西平汐組合長に宛てられた文書には、「過去、又将来の立沢区との水利問題を考えてみる時、大変ご無理のこととは思いますが今一度皆様とご協議していただき、両区共末永く友好的に御交誼のできます様、此の落水の件につきまして、出来得る立沢区の要望にそう様御配慮をお願いします」とある。区からのこうした勧告を受けて、組合では再び臨時総会を開き、水利管理権は西平汐にあることを条件に落水を行うことを決議した。

（4）「一の沢耕地整理組合」への分水をめぐって

西平汐では1963（昭和38）年より西隣に位置する「一の沢耕地整理組合」の田に分水している。この「一の沢整理組合」は大正2、3年頃に設立され、湧水を水源とし暗渠排水方式により約10haの田を開いた。しかし当初より代掻きに十分な水量が確保できなかった。

そこで1962（昭和37）年西平汐に対して分水が要請されたのである。これを受けて西平汐組合内部では論争が起き、何日にもわたって組合員が集い、話し合いがもたれた。まず、下流に田を所有する者は反対した。ただでさえ下流域の田は水の不足することが多かったため、分水によって水量が減ってしまうことは深刻な問題であった。したがって「ヨソへ水を融通する」、「水を使わせる」などということには反対であった。一方で、水路の上流に田を持つ者には反対する者が少なかった²³⁾。分水をめぐる論争は、連日の話し合いの結果、最終的には「同じ村の人だから」という点で合意に達した。ある古老はこの決定について「本当は腹の中では反対」していたという。このように、反

対者の中には自家の利害関心のある程度犠牲にしながらも、全体の意見に同調した者が少なくなかった。「この決断は当時としては大英断だった」といわれている。決議の際、「分水は代掻き時のみ」という条件がつけられた。翌年には独自の水路が新たに設けられ分水が行われた。一の沢耕地整理組合からは「水利費」として毎年1万5千円が納められ、西平汐組合の会計に組み込まれる。

たいていの年、一の沢耕地整理組合へ水を回すのは、西平汐の代掻き作業が完了した翌日からとなる。しかしその際にも西平の田にかかる水の状況が考慮される。1970（昭和45）年度日誌には5月6日付で「西平は（代掻きが）全部終了する。一の沢整理（組合）の水当番D氏に明日より代掻用の水を廻すことを告げ、尚西平の水田を干さない様分水に注意する」とある。また一の沢耕地整理組合からは代掻きが終わるとその旨の報告があったようで、1975（昭和50）年度の日誌には「五月拾四日 一ノ沢整理から代掻きが終了したとの報告あり」とある。

近年になると、緊急時に西平が積極的に援助することもあった。1985（昭和60）年度日誌には、8月31日付で「長く続いた旱魃のため、一ノ沢整理の一部が長い間水がかゝらず旱上る。一ノ沢整理の水役から水を廻してくれるように要請あり。朝に緊急に役員に集ってもらい協議し、本日から明後日まで西平の水田は水をかけないことにして全量を一ノ沢地区へ廻すことにする。放送で西平の耕作者には徹底する」とある。こうしたことは水利事情が改善されたことで可能になった態度であるともいえる。しかし、両水系に田を所有している村人は多く、溝掛かりが異なるといえども、一の沢耕地整理組合の水利の状況は同じ村の問題として関心が高いことを示している。

これまで見てきたように、組合が主体となり対外的な交渉を行うことで、必要水量の確保が図られてきた。こうして汐を利用する村人の水稻生産が保障されてきたともいえる。村内において「汐組合」の運営はある程度の独立性をもってなされているものの、対外的な問題は村の問題として扱われた。立沢への分水や一の沢耕地整理組合への分水は、いずれの場合にも、最終的な合意形成に際しては村の全体的な利害が考慮された。こうした局面において村の利権が明確に意識されたものと思われる。

7. むすびにかえて

組合運営は水利を共同にする村人によって自治的に行われてきた。これまでに見たように組合活動は内部的な局面と対外的な局面のそれぞれにおいて重要な機能を果たしてきた²⁴⁾。まず内部的には、制度化された水利慣行が行われることで秩序的な水利用が図られてきた。水利用にあたって村人に同等に付与された権利・義務は、限られた資源を分配する原則として働くとともに、村人に共同を規範化していた。また、対外的には組合が交渉の主体となり、利権を保持しようとするきわめて強い態度をとった。それにより必要水量の確保が図られ村人の水稻生産が保障されてきた。そこでは組合の利害が明確となり、それにより内部の結束や水利上の共同規範が強化されたと考えられる。さらに対外的な交渉の場面では、組合の問題にとどまらず村全体の利害（村の政治的な外交関係や村総体の生産）が考慮された。そこでは根底に村が領域内の土地を統括するという論理があったと思われる。

以上、村が「領域」を統括するという側面を、水利組織による水管理の事例を取り上げて見てきた。これまでの記述で充分とはいえないが、水利の共同を契機とする村人への対等な関係のあり方が、村の社会構造を一面で基礎づけ、村の社会的統合に一面で作用してきた側面を示した。

村ではこれまで多くの汐組合がその運営を縮小・消失させてきた。汐組合活動の縮小や消失の大きな背景には、構造改善事業により用排水設備（圃場・水路）の改修・整備が進み、漏水が減るなどして用排水の効率が増し、汐の組織的な運営・管理の重要性が低くなってきたことがあげられる。また、1975（昭和50）年代からの減反政策により転作や休耕地が増加したことによって、全体の必要水量が減少し十分な水量が確保できるようになったことも要因の一つである。

西平において水利の共同管理・利用の必要性はなおも失われてはいないものの、水利効率の向上という現象は、用水の慣行的な利用や耕作のあり方にさまざまな変化を生み出す契機をほらんでいる。

西平では転作や休耕、貸借が増加した。1970（昭和45）年度の日誌には12月6日付で「本年度休耕の全耕地を休耕したE、F、Gの三氏の水利費及汐上、水路草刈の人足を免除する」とある。耕作を続ける村人はこうした状況について、十分な水量が得られ水不足

の心配も少なくなり「都合が良くなった」と受けとめている。その後、1983（昭和58）年度日誌には「次年度申し送り事項」として、「一、近年田の貸借が多くなって来ておりますので、出役の際の未進日の歩代を地主が出すのか耕作者が出すのか、その辺の事を役員会なり総会で決定していただきたい」とある（現在は水利に関する諸義務がすべて地主にあるという取り決めがなされている）。

現在も西平汐組合はその活動を大きく縮小させることなく継続している。しかしその活動内容にはいくらかの変化が見られる。「村落領域論」を展開した川本彰は、村が統括する水利・共有林の管理・運営機能（「領土保全」機能）の重要性を主張している。近年、各農家の個別経営への指向性が強まってきている傾向において、「ムラ運営の基底である領土保全が不可能なそのなかで個別経営だけが満足しても、いずれ個別経営も成立しえない事態になるのではないか。農道整備、水路保全を抜きにして個別経営の存立はありえない」²⁵⁾と述べる。内外の環境の変化に応じた用水利用のあり方の変化と、それが村の社会構造といかに関連するかについては、今後の課題とし機会を改めて論じたい。

謝 辞

本稿は1992年度早稲田大学人間科学部人間基礎科学科「村落社会学及び実習」履修生市川雄輝・加藤千太郎両氏の調査資料を一部参考にしている。記して感謝したい。

註および引用・参考文献

- 1) 本稿は東アジア比較研究会が1998年7月に主催した国際シンポジウム「民族社会の基礎構造—日本・中国・韓国の比較研究—」において、日本側研究者の一員として筆者が行った報告の内容をまとめたものである。シンポジウムでは「農村における生活の基本的要件」として「三国に共通」する三つの「特定事象：(1) 家族・家庭・家・同族・宗族(2) 土地・労働(3) 信仰・祭祀および地域統合」がテーマとして設定された（柿崎京一：民族社会比較研究の意義と方法，東アジア比較研究会編；国際シンポジウム「民族社会の基礎構造—日本・中国・韓国の比較研究—」報告要旨集，東アジア比較文化研究会，1998）。筆者はそのうち日本村落社会における「土地・労働」について分担研究した。

- 2) この章ではおもに以下の文献を参考にした。川本彰：日本農村の論理，龍溪書舎，1972；川本彰：村落領域とその規制諸要因，渡辺兵力編著；農業集落論，龍溪書舎，1978；長谷川昭彦：村落の変貌と土地利用体系の展開，村落社会研究会；村落社会研究第二十三集 土地と村落II，御茶の水書房，1987；玉城哲：水社会の構造，論創社，1983；玉城哲他編：水利の社会構造，国際連合大学，1984。
- 3) 長野県諏訪郡富士見町（以下，富士見町）：富士見町史 上巻，富士見町，1991，pp 686。なお本章では以下の文献も参考にした。諏訪教育会：諏訪の歴史，諏訪教育会，1955；茅野市：茅野市史 中巻 中世近世，茅野市，1987；東京大学文学部内農村資料調査会：近世農村の構造：信州諏訪郡富士見・落合両村の歴史，山川出版社，1952；渡邊世祐：諏訪史第3巻，諏訪教育会，1954。
- 4) 「神野はその名の示すように神の所有にかかる野であって，神人以外のものの足を入れてはならない神聖な地域」（諏訪教育会：諏訪の近世史，諏訪教育会，1966，pp 130）であった。；富士見町：前掲書，1991，pp 1039。
- 5) 富士見町：前掲書，1991，pp 977。村々では湧水や小河川から「かけ汐（セングイ）」と呼ばれる小規模な水路を引いて，田用水や呑用水を得ていた。
- 6) 小林善人：瀬沢新田村史，瀬沢新田公民館，1965，pp 28-32 括弧内筆者。
- 7) 富士見町：前掲書，1991，pp 978。
- 8) 「新田原」は八ヶ岳裾野の広大な原野に位置している。そこは12か村が入会権を持つ「南原山入会地」の南東端に位置していたために，1781（天明1）年には，瀬沢新田が行った風除林植林をめぐる入会権を有する村々との間に係争が生じた。こうした耕地の拡大過程における近隣他村との衝突は，次第に村の領域が明確化していく契機となったと思われる。
- 9) 小林善人：前掲書，1965，pp 33。これを石高で見ても，「享保の『諏訪藩主手元絵図』には，家数七五軒，寺一か所，高二〇二石余と記され，その後明治期までに石高を三〇〇石余に乗せている」（富士見町：前掲書，1991，pp 686）。
- 10) 釜無川はその後ほぼ南流し，「甲府盆地をへて富士川となり，駿河湾にそそいでいる」（富士見町：前掲書，1991，pp 670）。
- 11) この地域の村々では汐による用水のほかに溜池灌漑を併用している。これは「温水溜池」と呼ばれ，水温を上昇させることと，水量不足時の用水確保の目的がある。瀬沢新田では溜池灌漑を行ってこなかったが，以前は村の地籍に下流の古村瀬沢の溜池があった。それは西平汐の末流を水源とし，瀬沢の小規模の棚田に水を供給するものであった。

- 現在その溜池は使用されなくなり、瀬沢新田の者が所有する田になっている。
- 12) 余田博道：農業村落社会の論理構造，弘文堂，1961.
 - 13) 小林善人：前掲書，1965，pp 33 括弧内および傍点筆者.
 - 14) そのほかに組が共同で所有・耕作している田が5筆ある。資料によると，「中組部落会」が23 a，「下組農事組合」が27 a，「東組部落会」が19 a，「原組部落会」が7 aの田を所有し，組合員として登録されている。また下流の他部落富里で1戸，瀬沢で1戸の利用もある。しかし，西平汐組合への加入は瀬沢新田区民に限られており，他部落の利用戸については加入の対象とはなっていない。また，多くの家では村内に複数の耕地が散在しているため，複数の汐を利用し，複数の水利組合に加入している。
 - 15) 本稿では「西平汐組合」が記録・保管している「水利組合日誌（水役日誌）」を資料として用いている。この日誌は毎年「水役（組合役員：後述）」によって記録され，過去の日誌すべてが保管されている。本稿ではそのうち承諾を得て複写した1964（昭和39）年度～1992（平成4年）度までを用いた。
 - 16) 「水役」への報酬は厳密な計算により支払われる。各年度の日誌には「役員出労歩代」として支出額が明記されている。こうしたやり方は1967（昭和42）年度の役員会で決定された。当年の「日誌」には決議案の一つとして，「5. 会議等歩代の支拂については各種団体会議等皆行って居る事であるので，本年を期としてこれを明らかにし行って行きたい（同年度2月20日付）」とある（なおそれまでの年に同様の支払いがあったかは不明）。なお，この決議案は同年度の総会で組合員に承認され，「3. 水管理，会議出歩日当の支拂については，時代の流れにそって今年から区会並の支拂をすることに決める」とされた。
昭和44年度を例に具体的な報酬の支払いについてみると，「会議費」として1回100円，「有線使
用（通信費実費相当分と思われる）」として1回5円，「代掻き当番」として1日900円，「水見・其ノ他（の巡回）」として1日900円が，それぞれの水役の出労に応じ支払われた。ちなみにこの年の最高額は5600円，最低で1875円，平均は約2500円程度であった。
 - 17) 対外的な交渉の相手には，村内の他の汐組合・区行政・町行政・立沢村・工事請負会社などがある。
 - 18) こうした記録は1974（昭和49）年度以降されなくなるが，「未進者」からの「未進料」徴収は現在でも継続して行われている。
 - 19) 「水利組合日誌」にはとりわけ他部落や町行政との折衝に関する記録が詳細である。これは必要時に過去の日誌の記録が参照されるためでもある。実際，1978（昭和53）年3月29日付の記事には，立沢からの申し出に対する対応策を，以前の取り決めに関する記事（1966〔昭和41〕年度日誌）を参照して検討した旨が記載されている。他村との厳密で秩序的な関係が伺える。
 - 20) 諏訪教育会：諏訪の近現代史，諏訪教育会，1986，pp 698-701.
 - 21) この「横汐」は「繰り越し汐」の技術を採用したものである。湧水の水をいったん立場川に導くことで「西平汐」が確保する水量の増大を図っている。
 - 22) 諏訪教育会：前掲書，1966，pp 139.
 - 23) ある村人は自分の田に水を引くことについて，大勢で酒宴を催すときの心得を引き合いにだし，「酒を飲むときはお爛（をるところ）に近いほうがいい」と例えた。これは上流の水源に近い田ほど十分に水が得られることをいう。酒の席ではお爛するところから遠いと，自分のところに徳利が回ってきたときには酒が残っていないためである。
 - 24) 秋津元輝は「村落の末端水利組織としての役割は，内的局面と外的局面との二つの局面に分けて考えることが出来る」（秋津元輝：村落における合意形成の基準—農業水利と村落との関連の側面から—，ソシオロジ，1986，97，39-66）と指摘する。
 - 25) 川本彰：前掲書，1972，pp 146.

第7章 村落における労働力の社会的性格

矢野 晋吾

はじめに

本報告は、日本の一村落における労働力の社会的性格を明らかにすることを目的としている。

日本農村における労働力は、「家」経営の発展を担う力として規定されてきた。労働力を稲作や養蚕などの各生産部門にどのように振り分けるかという点は、常に「家」経営の視点から判断され、その存続・発展を図るとされてきた。

本報告では、こうした労働力の性格を踏まえながら、実際に「家」経営を担う労働力が、家業経営を行う際にどのように構成されたか、という点を提示する。その際、「村落」運営との関連にも着目したい。定住を前提とした日本の農村では「村落」という単位が相対的に重要性をもつからである。この「家」と「村落」の視点から、労働力の社会的性格について考察してゆきたい。

以下には、まず稲作単作ではなく商品作物、さらに冬期の農外労働と組み合わせることで成立していた当地の家業経営の状況を概観する。そして労働力の農外産業へ流出が離村を伴わずに「通勤兼業」という形態へと展開し、その結果、農業労働が高齢者夫婦と嫁によって支えられる世代間・性別間分業へシフトした様子を統計データ等を手がかりにみる。こうして全体の変化を捉えた上で、1つの家を取り上げて、家業経営と労働力構成がどのように変わっていったかを具体的に述べ、「労働力」の社会的性格を考えたい。

1 瀬沢新田の生業

瀬沢新田は近世期から、現富士見町内の他の集落に比べて耕地面積が広い村とされてきた。しかし、耕地の多くが標高 900 m を超える高さであり、地質も火山灰質で、稲の作柄は非常に不安定だった。それを補うために、実に多種に及ぶ商品作物の導入を試みてきた。主なものとしては、昭和の初頭までは養蚕、その後は高原野菜、菊、カーネーションなど、諏訪地域のなかでもいち早く導入し、農業の先進地として知られるようになった。

農作物の模索に加え、農閑期を利用した「農間稼ぎ」も盛んに行い生計の安定を図ってきた。瀬沢新田区を含むこの一帯の村々では、夏期の農業と農間稼ぎを組み合わせる家業経営を成立させてきたのである。

本章では、それを念頭に置きながら、商品作物と農間稼ぎの展開を概観しておきたい。

(1) 農業の変遷

瀬沢新田の位置する八ヶ岳南麓は、かつて「原山（ハラヤマ）」と呼ばれる草地で、諏訪大社上社の御狩場の「神野（コウヤ）」とされ、生産活動が制限されていた。中世に入ってから薪、刈敷を採る入会慣行が見られるようになり、江戸時代を迎えた 1609（慶長 14）年、立沢村を皮切りに藩の政策で現・富士見町域及び原村域において開発が続いた。しかし、多くの村では稲作単作では生計維持が困難で、年貢の一定量を代米として大豆、蕎麦、油荳などで納めている。

商品作物のうち、近世より栽培が始まったのが桑である。江戸時代から、藩が栽培を奨励して生産が行われてきた^(註1)。

表 1 : 近代初頭の農産物 (1876(明治9)年)

	落合村	本郷村	富士見村	境村
米	2784 石	230 石	1080 石 6 升 3 合	710 石
大豆	300 石		98 石 9 升 8 合	28 石
蕎麦	750 石		262 石 1 斗 2 升 4 合	80 石
粟	612 石			80 石
小麦	200 石			150 石
稗	1200 石		262 石 1 斗 2 升 2 合	170 石
小豆				150 石
下駄			150 駄	
石灰			1 万 駄	
薪炭			1 万 2000 駄	
			2000 俵	
酒	760 石	80 石	150 石	35 石
焼酎	19 石			
醤油	100 石		50 石	
油	50 石		50 石	
寒天	640 貫		30 駄	
麻布		1500 反	100 反	
苧		70 貫		

長野県町村史刊行会 (1936) より作成。

表 2 : 諏訪地方蚕繭生産累計統計

西暦年 (明治)	生産量 (単位: 石)		
	春蚕繭	夏蚕繭	秋蚕繭
1885(18)	6221	1962	243
1888(21)	2845	2409	958
1890(23)	3002	4116	1246
1892(25)	4662	5792	2938
1894(27)	4547	7765	2661
1896(29)	6576	8622	5222
1898(31)	3724	11132	4459
1900(33)	6492	12546	6168
1902(35)	5555	14586	9137
1904(37)	5988	16545	11587
1906(39)	6793	17112	13099
1908(41)	6448	18409	14599
1910(43)	5426	19300	19593
1912(45)	5654	15790	20436

『諏訪の近現代史』より作成。

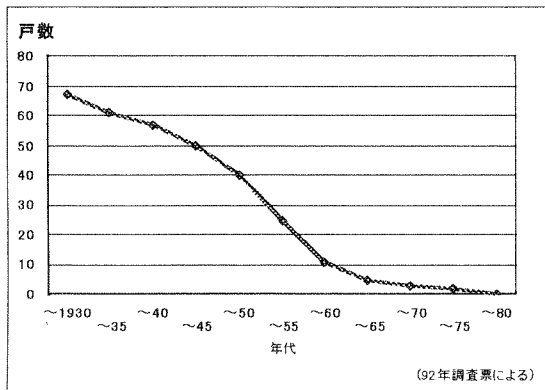


図 1 : 瀨沢新田における養蚕農家数の推移

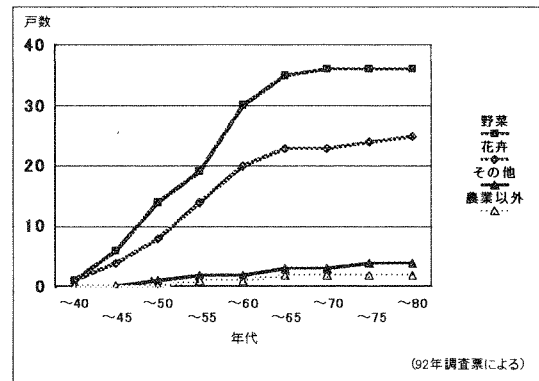


図 2 : 瀨沢新田における養蚕廃止後の転作状況

明治時代に入ってから、米以外の作物のウエイトが高かった。表 1 のように、米のほか蕎麦や稗、豆類の比率が高い。そのなかで、養蚕は大きく発展してゆく。明治 10 年代から 20 年代にかけて、諏訪盆地は生糸の一大生産地となり、繭の供給も、風穴が開発された 1888 (明治 21) 年以降、夏秋蚕の増産により生産が伸びた (表 2)。

しかし、1914 (大正 3) 年に第一次世界大戦が勃発し、繭価の低迷に生産農家が自衛の手段を模索したが^(註2)、1929 年から始まった世界恐慌で、諏訪地方の製糸工場は窮地に陥った。さらに戦後は、食料増産のために桑園

を転作する農家が増えたことや化学繊維の普及もあって、養蚕は次第に消長していった。

瀨沢新田区では、図 1 のように、昭和初期から養蚕に見切りを付ける家が出始め、1960 年代にはほとんどの家で廃止している^(註3)。替わって採用した作物は、図 2 に見るように野菜と花卉が主流を占めている^(註4)。

養蚕以外では、大正期から、瀨沢新田内の一部の篤農家を中心となって、八ヶ岳東麓で栽培していた漬物用の大根「美濃早生」を導入し、「早漬けタクアン」に加工して販売するべく、「新田野菜組合」を結成した。そして、1926 (大正 15) 年に加工工場を設置す

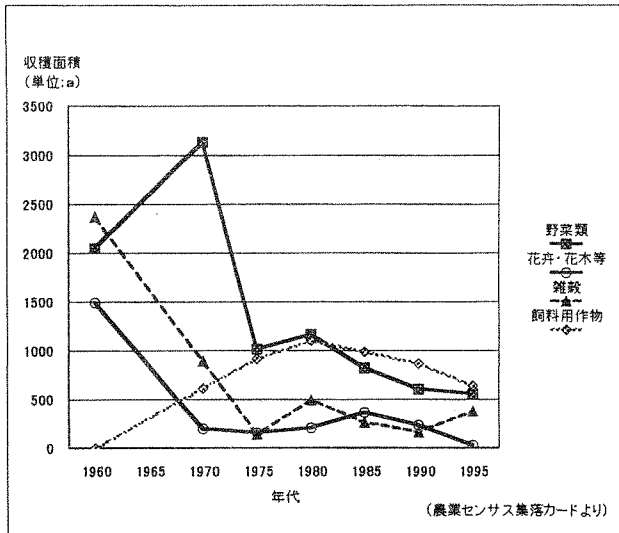


図3：瀬沢新田における作物別収穫面積

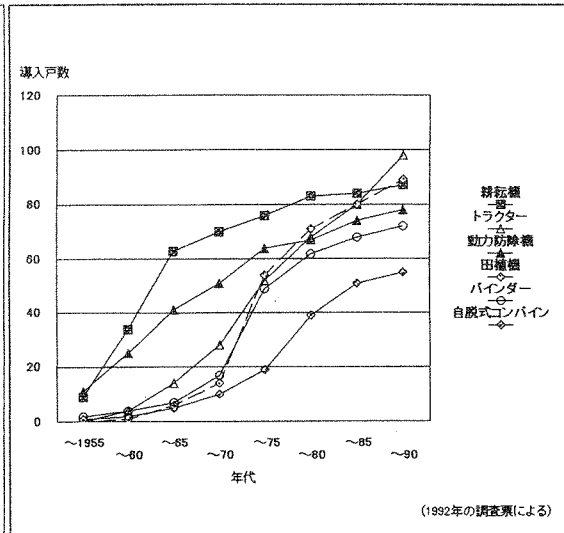


図4：農業機械の導入状況

る。大根の栽培は、1955年（昭和30）年の工場廃止まで続いた。

これと並行して、キャベツを中心とした高原野菜の導入も進んだ。技術的な問題を解決した戦後、1950年前後から商品価値が上がり、養蚕からキャベツへの転換が進んだ。その後、キャベツは消毒の手間や、重量があり高齢者に向かないなどの理由で減少していった。図3の「野菜類」は主としてキャベツである。

高原野菜としては他にも、昭和初期からセロリ、レタスなどの洋菜が導入され、戦後にはスイートコーン、カリフラワーなども作られた。しかし、これらは現在も栽培している農家はあるものの、キャベツほど浸透するには至らなかった。

キャベツより、やや遅れて導入されたのが、菊である。瀬沢新田における菊栽培は、1935（昭和10）年、瀬沢新田内の篤農家が新聞の市況欄を見て高価格に着目し、導入の試行を始めたことに始まる。戦後食糧増産期を過ぎた頃に普及し、1951（昭和26）年には、新田花卉組合を設立、本格的に導入が始まった。その後、若年層の農業離れが進み、菊の生産者は高齢化した。それでも92年の調査

では、菊を栽培している農家が37戸と、瀬沢新田の農家の約3割に達している。

戦後は、1950年代後半から町内に酪農熱が高まった。瀬沢新田でも若い農業者を中心にジャージー牛などを小規模に飼育したが、長くは続かなかった。

また、80（昭和55）年には富士見町農協はカーネーションの導入を始め、瀬沢新田の若い農業者も参入、大規模な施設園芸へ展開した。92年の調査では、9戸が栽培し、うち菊と兼業している農家は6戸である。カーネーションは雨に当たることを嫌うため、原則としてハウス栽培だが、98年時点で4戸がアクリルハウスを使って大規模に経営をしている。

（2）農業を巡る環境の変化

上記のように、瀬沢新田の農業は稲作＋商品作物の組み合わせで展開してきた。戦後になって、このパターンに大きなインパクトを与える要因が生じた。その主たるものが、機械化、肥料及び資材の商品化、構造改善事業、減反政策などである。

構造改善事業は、1962年に始まった。同年秋から翌春に約30ha、63年から翌春に20ha

について耕地の基盤整備、区画整理を行った。これにより、多くの田が1枚 30 a 前後の長方形に整備され、作業効率が上昇した。構造改善の終了後は、カントリーエレベーターが導入され、籾を直接出荷する形態に変化した。

構造改善事業により拍車がかかったのが農業機械の導入である。戦後になってから導入は少しずつ始まっていたが、耕耘機、田植機は構造改善事業のあった 1960 年代前半に、バインダー、コンバインなどは 1960 年代後半から 70 年代にかけて急速に浸透した(図 4)。これによって、主として稲作が必要とする労働力が大幅に減少する。加えて、田植えの際の共同作業など伝統的な労働形態は姿を消して行く。また、馬を飼育する必要性も薄れ、餌のヒエ栽培や草刈り、堆肥製造のための草刈りや落ち葉集めなどの労働も同時になくなるなどの影響をもたらした。

機械化と並行して、化学肥料の導入と農業資材の商品化も進んだ。瀬沢新田では従来、稲作に用いる肥料として、草や木の芽を投入する「刈り敷き」や、馬に落ち葉や草を踏ませる堆肥を用いてきた。これが化学肥料に替わることで、はるか八ヶ岳山麓まで出かけて山林・原野で草や落ち葉を集めて運んでくる作業がなくなった。

農業資材では、カントリーエレベーターの建設で、米を出荷する際に利用する俵や縄を、冬期の間を作る必要がなくなった。菊を出荷するために用いていたカヤ製の俵が木箱に、さらに段ボール箱に変化した。この俵は、カヤを伐採してきて冬の間で作成する必要があったが、その手間が軽減した。また、キャベツの箱も木箱から段ボールへと替わり、冬期の作業が減少した。

稲作における通年の労働力が軽減され、産地における大規模化が可能になったが、他方で 1970 年から政府による減反政策が始まった。これは後に米価の低迷を引き起こし、稲作中心の経営に変化を与えるようになる。

このほか、ガスや石油の導入で燃料用の薪

の利用が減少し、輸入木材の台頭もあって、山林における作業が行われなくなった。

(3) 農間稼ぎの変遷

瀬沢新田の生業は、農業と農間稼ぎを組み合わせる展開してきた。それらは、村に留まって行う副業と出稼ぎ労働の2つに分けられる。近世期、村にとどまって行う副業は、山仕事、水車、中馬稼ぎ、商業などがあった。

山仕事とは、八ヶ岳山麓の入会地で、肥料に使う刈敷や落ち葉、燃料用の薪、飼料の草などの採取したり、材木の伐採を行うなどの副業であった。

水車は、穀物などを精白するなどの作業を請け負う副業である^(註5)。

中馬稼ぎとは、瀬沢新田の南端から約 2 km 弱を走る甲州街道で、馬を使った荷物の運送を請け負う仕事である。瀬沢新田には、1835 (天保6) 年現在で、馬自体は女馬が 86 頭、当歳馬が 15 頭いた^(註6)。この当時の瀬沢新田の戸数は 96 戸であるから、非常に馬が多かったことが分かる。

店売とは、小売業で、酒や豆腐などを販売していた^(註7)。このほか、狩猟^(註8)、他家の農業の手伝いなども農間稼ぎとして行われていた模様である^(註9)。

出稼ぎは、諏訪藩が規制こそ加えたものの、むしろ奨励していた。これは、冬の農閑期に半年間だけ江戸等で働くため、「江戸半季稼ぎ」と呼ばれ、農作業が片づいた 10 ~ 12 月頃に出かけ、翌年 2 月の宗門改めまでに帰村して、農業に従事することが条件だった。1789 (寛政元) 年には、藩が江戸での宿を周旋して出稼ぎ者の利便を図る政策をとっている^(註10)。

半季稼ぎの具体的な仕事としては、江戸の旗本に雇われて、米搗き、庭掃き、使い走りなどをしたほか、大森方面の海苔屋で働いたり、魚河岸の軽子をしていたようである^(註11)。

冬の半季稼ぎの中には、行商を行う者もあった。特に、諏訪藩が生産を奨励した鋸など

を仕入れて販売していた^(註12)。近隣集落の記録によると、行商の半期稼ぎは、村内でも上層農家に多かった^(註13)。

明治期を迎えてからも、農間稼ぎは継承された。村に留まって行うものとしては、山仕事、運送曳き、氷切り、大工などが盛んで、戦後は土木作業、中央自動車道の除雪作業などが加わった。

山仕事は、八ヶ岳で木材の伐採を行う仕事があった。これは、主として材木業者の下請けで、木を切り出し、薪にする仕事であった。仕事の範囲は日帰りが出来る程度の範囲で、賃金は出来高制だった。昭和30年代(～1965年)頃まで行われていた。

切り出した木を運ぶのが運送曳きである。富士見駅まで馬や牛で運んだ。中央線の開通後、大正時代には、既に行っていた。中には夏場も専門的に行う人もいた。主に紙パルプ材を運んで、駅からの帰りは肥料などを村へ運んだ。

氷切りは、天然氷の切り出しである。富士見駅付近に業者が作った池が作業場であった。仕事は夜間に行った。戦前に始まり、戦時中の食料増産の時期に一時休んで、戦後再び復活し、1955(昭和30)年頃まで続いた。

大工も副業として行われた。次三男の場合には専門的に行う人もいたが、ほとんどが農業を営む傍ら従事していた。大工は太子講という講を組織し、92年時点で12軒が講員となっている^(註14)。

土木作業は、戦前からわずかに行われていたが、盛んになったのは戦後、1959(昭和34)年に「伊勢湾台風」で大災害が起きて以降である。この後は、河川の護岸工事、62年からの瀬沢新田区における農業構造改善事業、さらに、東京オリンピック(1964年)を控えて甲州街道整備のための道路工事など土木作業が続いた。瀬沢新田からも男女を問わず多くの人が働きに出た。

さらに時代が下り、1981(昭和56)年に中央自動車道が開通した後、その除雪作業が冬仕事に加わった。作業は夕方から朝まで、

1晩の泊まり込み作業である。詰め所に待機して、雪が降った時には除雪車で出動して作業を行う。現在、瀬沢新田からはカーネーション栽培を手がける40～50歳代の男性がグループで作業に出ている。

出稼ぎとしては、酒造、下駄の歯入れ、道具屋、テン屋、種屋、海苔屋などがあつた。

酒造出稼ぎは、瀬沢新田区の出稼ぎ労働の中で唯一、現在まで継続している出稼ぎ労働である。主に諏訪盆地と甲府盆地の酒造会社に冬期のみ滞在して酒造りを行う。この出稼ぎの特徴としては、集落内のパーソナルな結合を軸とした集団を形成して特定の酒造会社に継続して出稼ぎを行い、技術の熟練に応じて集団内の分業上の地位を上昇させて行くというものである。最近では、通勤する形態や夏期も含めて通年で雇用する形態など、労働形態が多様化している。

下駄の歯入れは、主に東京方面に出向いて、下駄の歯を替える仕事である。瀬沢新田地区では、現在70歳位の人の上に親の世代に多かった。当地の冬の稼ぎでは酒屋の次に多く、それぞれが得意先を持って仕事をしてきた。終戦直後から昭和30年代までに姿を消した。

道具屋は、近世の「行商」を受け継いだ鋸の販売である^(註15)。出向いた先は主に東京で、大工などの得意先を持っていて、そこに鋸を貸してきて、次の年に代金をもらうという方式を取っていた。非常に利益が高い商売で、かつては、得意先を子供に譲るなどのケースもあったという。この仕事も、昭和30年代にはなくなっている。

テン屋とは、寒天製造作業を行う職人である。寒天業者は町内よりも茅野に多い^(註16)。厳冬期の暗いうちに行う作業で、非常に重労働だった。瀬沢新田からも出た人がいるが、多くは2年程度で止めている。現在、瀬沢新田では、昼間の手伝いに行っている女性はいるが、泊まり込みのテン屋の作業に行っている人はいない。

種屋は、野菜の種を農家に行商して回る冬

の稼ぎである。瀬沢新田からは少なかったが、利益率の高い仕事だった。主として関東地方の得意先を回った。

海苔屋は、近世から続いてきた出稼ぎ労働で、主に東京湾へ海苔の摘み取りや加工作業、問屋への奉公に出ていた。出稼ぎ者の主力は茅野市や諏訪市で、瀬沢新田から出た人は少なかった。

(4) 常勤の増加

戦後の復興が進み、1950年代後半を迎えると、富士見町付近にも企業進出が始まり、常勤労働者が増加した。特に、精密機械産業とリゾート関連産業はその主力となった。

諏訪地域、とりわけ諏訪湖を囲む諏訪盆地は、戦前にバルブ、時計、無線、カメラなどの大企業が移転してきたのを契機に、精密機械産業が発展した。戦後は、これらの下請け企業が続々と誕生し、農村にも広がっていった。これに伴い、諏訪盆地の近隣市町村からは、多くの労働者が供給されることになった。富士見町内でも、1965年を過ぎた頃から増加のスピードが増し、1980(昭和55)年にセイコーエプソン富士見事務所が稼働したこと急激に被雇用者数も上昇した(第3章1・図5参照)。

富士見町でみると、1990年の国勢調査の「産業別15歳以上就業者数」は、農業の1676人に対し、製造業は2665人。約1.6倍に上っている。精密機械関連産業は、その主軸を占めて、多くの雇用の場を提供してきた。なお、現在、瀬沢新田地区内にも精密機械関連の自営業者が数人いる。

精密機械産業の急成長と時期をほぼ同じくして、富士見町ではリゾート開発が急速に進んだ。

1968年、県が八ヶ岳山麓を富士見高原保険休養地として開発、71年にオープンした。ここは、瀬沢新田などの集落が入会地として利用してきた山林であった。その後、72年に地元の共有林管理組合である広原財産区管理会、富士見財産区管理会、農協、町開発公

社、商工会などが出資して運営企業「富士見高原保険地管理株式会社」を設立。高原リゾート施設を次々に開発する。現在、別荘、ペンションのほか、ゴルフ場、テニスコート、グラウンド、体育館、キャンプ場、それに2カ所のスキー場を運営し、主に東京、名古屋地方から客を集めている。

瀬沢新田地区からも、ゴルフ場、スキー場、別荘管理などに常勤で、ゴルフのキャディーなどにパートで数人が働きに出ている。

(5) 小括

以上、本章では瀬沢新田地区における生業と農間稼ぎの展開を見てきた。瀬沢新田においては、これらの多様な労働を組み合わせることで、生計を維持してきたわけである。こうした生業形態は、明治期に入ってから続いた。明治以降について、農業と出稼ぎの組み合わせのパターンとその展開を、時代ごとに示すと図5のようになる。

明治から大正期までは、稲作と養蚕を軸とした夏期の農業労働に、酒造出稼ぎ等の出稼ぎや村に滞在しての農間稼ぎを組み合わせたパターンが主流を占めていた。それに大きくインパクトを与えたのが昭和恐慌である。ここで、現金収入の大きな部分を占めていた養蚕がダメージを受けて、代替作物の模索が行われた。新作物としては、美濃早生や各種高原野菜・花卉類が導入されたが、結局、戦後の食糧難が落ち着いた昭和30年代までにキャベツと菊の2種類が定着をみた。

他方、農間稼ぎの方は、その頃までに下駄の歯入れ、道具屋など、伝統的な出稼ぎは姿を消し、酒造出稼ぎだけが残存することになる。また、新たに土木作業が増えてゆく。

そして、昭和40(1965)年代を迎え農業を主軸にした形態に大きな変化が現れる。常勤の増加である。精密機械及びリゾート産業の台頭と時を同じくして、瀬沢新田では構造改善事業も終わり、農業機械化の機運が高まっていた。そして、週末だけで稲作を行い、平日は企業等へ年間を通じて勤務する形態が

時期	農業と冬稼ぎの組み合わせパターン	特徴
昭和恐慌 1929年 ⇒ (昭和4年)	米 + 養蚕 + 酒造出稼ぎ 下駄齒入れ 道具屋 + テンヤ 運送曳き 山仕事 水切り等	米+養蚕の全盛期
	養蚕 米 + 美濃早生 高原野菜 菊 + 酒造出稼ぎ 下駄齒入れ 道具屋 + テンヤ 運送曳き 山仕事 水切り等	米作の安定化と 新作物の模索 生活様式の変化で 従来の冬稼ぎが淘汰
55年頃 ⇒ (昭和30年頃)	米 + キャベツ 菊 + 酒造出稼ぎ 土木作業	菊・キャベツの定着 土木作業の発生
60年代中盤 ⇒ (昭和40年頃)	米 + キャベツ+(酪農)+ 菊 + 酒造出稼ぎ 土木作業 米 + 常勤	機械化で余剰時間 資材商品化で冬にも 余剰時間発生 精密等へ常勤の拡大
80年代初頭 ⇒ (昭和55年頃)	米 + キャベツ 菊 + 酒造出稼ぎ 土木作業	カーネーション導入 と中央高速の開通 常勤の常態化
	米 + カーネーション + 除雪作業	
	米 + 常勤	

図5：瀬沢新田区における農業と冬稼ぎの組み合わせパターンの変遷

発生した。

80年代に入って、若手農業者の減少が進み、農間稼ぎも減少してゆく。その中でカーネーションを導入した若手グループは、中央自動車道の除雪作業を冬期に選択し、新たなパターンが登場している。このカーネーション栽培は、ハウスで大規模に行うため、冬期の作業も多い。その分、収入も非常に高く安定している。にもかかわらず、農作業の合間を縫ってグループで働きに出ている点は興味深い。

2 農外就労の増加と「家」の対応

(1) 「家」と労働

既述のように、瀬沢新田区では1960年代後半頃から、企業等への常勤が急速に広がっていった。このような、農外産業への農家労働力の吸収は、戦前から生じてはいた。だが、それは後述するように、将来他出が見込まれる次三男以下が主力であった。跡継ぎとされる者は、「家」とどまって、家業である農業を継承することが期待され、本人も多くがそれに従って行動した。そして、長男が亡く

なるなど、跡継ぎが欠落した場合は、既に他出している次男以下の男子を呼び戻すなど、「家」の維持が図られた。その点で、家業を継承した労働力はもとより、農家を離れて企業等へ包摂された労働力も、いわゆる「賃プロ化」した労働力という存在にとどまらず、少なくともその出身である「家」という社会的要素との関連を強くもった存在であった。

こうした前提のもとに行われる家業経営は、労働市場の変化とともに、現象面では様々な形態を生み出しながら対応していくことになる。その一つとして、伝統的に継続してきた冬期の出稼ぎ労働があげられよう。これは、家業経営を軸としながら、農閑期の余剰労働力を「出稼ぎ」という形態で活用するケースである。

伝統的な出稼ぎ労働の中には、首都圏などで高収入を得られ、しかも通年の営業が可能とされるものもあった。しかし、瀬沢新田で見ると、跡継ぎが家業である農業に見切りを付けて、出稼ぎ先に本拠を移して生活するような例は聞かれなかった。

こうした「家」経営を前提とする論理は、常勤の常態化や農業の低迷という環境の変化の中でも基本的には根強く残ってきた。それを示す現象の一つが、高度経済成長期以降、急増してきた通勤兼業である。これは、生計の主たる部分は常勤に依存しながらも、離村することなく、そして多くは農業経営をある程度維持してゆく形態である。

以下では、瀬沢新田区の農業労働力を概観したうえで、農業から通勤兼業へシフトしていった状況をみてゆく。

(2) 瀬沢新田における農業労働力の概況

ここで、「農業センサス集落カード」を手がかりに、瀬沢新田区の農業労働力の状況を概観してみる^(註17)。

まず、「家」についてみていきたい。図6「専業・兼業農家の推移」は、瀬沢新田の農家を専業・第1種兼業・第2種兼業に分け

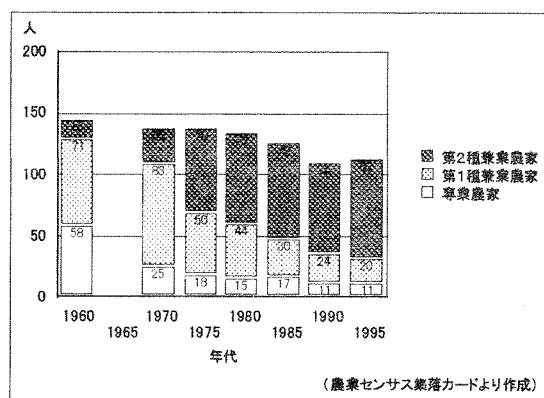


図6：専業・兼業農家数の推移

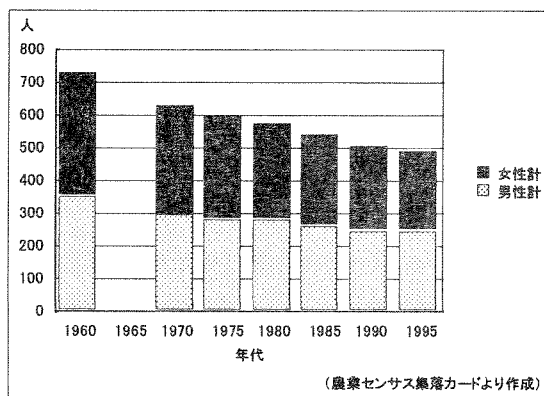


図7：農家人口の推移

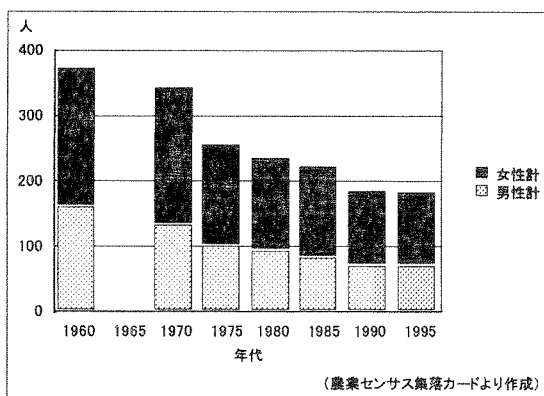


図8：農業就業人口の推移

て、その推移をみたものである。全体として、専業農家が減少し、兼業農家、とりわけ第2種兼業農家が増加している傾向が判る。1960年の段階では、専業農家が58戸（農家に占める比率40.3%）を占めていたが、70年には25戸（18.1%）に急落し、その後も時代とともに減少を続け、95年では11戸（9.7%）にまで減少している。また、第1種兼業農家も60年には71戸（49%）だったが、その後

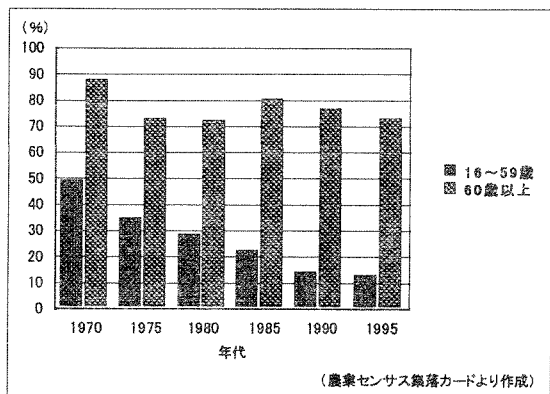


図9：農家人口に占める農業就業人口比率（男性）

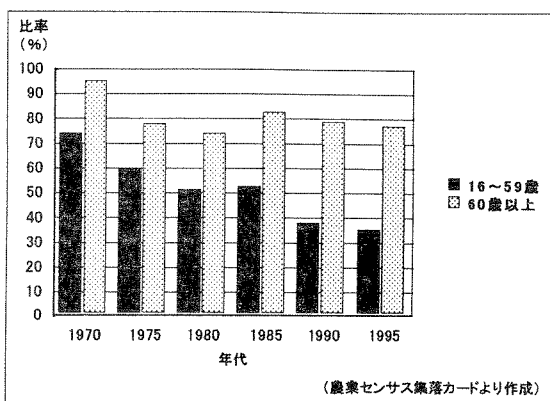


図10：農家人口に占める農業就業人口比率（女性）

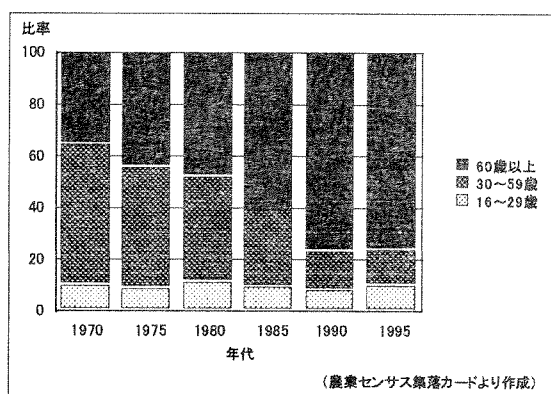


図11：農業就業人口の年齢別比率（男性）

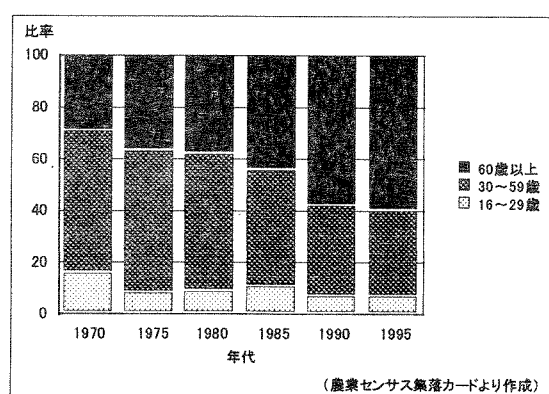


図12：農業就業人口の年齢別比率（女性）

減少してゆく。特に、70年と75年の間では大きく落ち込んで、83戸（60.1%）から50戸（36.2%）になっている。

このように、農家が大きく変化する中で、その構成員はどのように変化したのだろうか。

まず、男性と女性に分けて、その状況を概観する。図7「農家人口の推移（男女別）」によると、60年に男女計で733人だった農家人口が、95年には494人に、率にすると32.6%減少している。それに対して、農家人口のうちの農業就業人口は、図9の「農業就業人口の推移（男女別）」に見るように、60年の374人から95年は184人へ、率にして50.8%とさらに急激な低下となっている。つまり、農家自体の人口減は、農業就業人口のそれに比べて緩やかである。これは、農家の構成員の中で、農業に従事しない人が増加したという

ことになる。

それを裏付けるのが図10及び図11「農家人口に占める農業就業人口の比率」で、それぞれ、男性と女性をグラフ化してある。両者とも、60歳以上の層は70年から75年にかけて減少するものの、75年以降はほぼ横這いになっている。ところが、16～59歳の層は、男性の場合、49.4%から13.2%に、女性は74.1%から35.4%へとほぼ年を追って減少している。つまり、70年の段階では、16～59歳の農家構成員の男性ならば2人に1人、女性ならば4人に3人が農業に従事していたのに対し、95年には男性で7人に1人程度、女性でも3人に1人に過ぎない。

こうした年齢構成の比率を、図12及び図13「農業就業人口の年齢別比率」に示した。男性の場合、60歳以上の層が60年には35%だったのに対し、95年には75.7%を占める

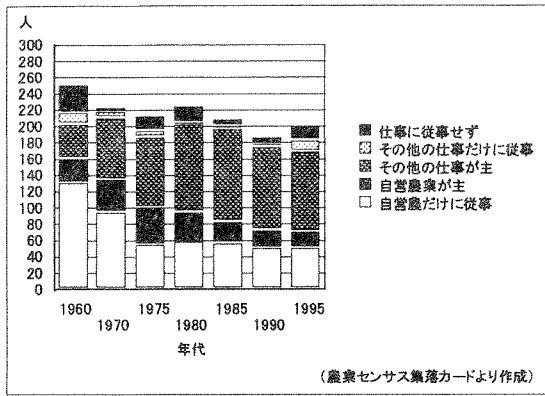


図13：農業への従事状況（男性）

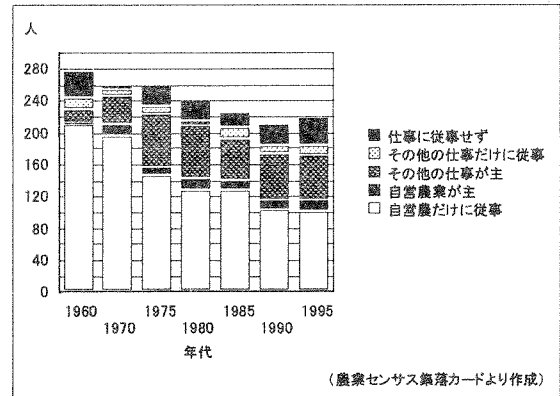


図14：農業への従事状況（女性）

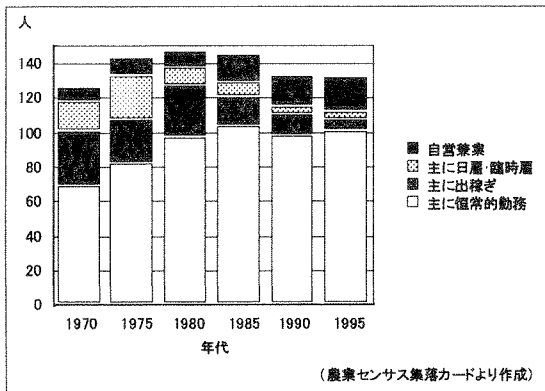


図15：兼業従事者の状況（男性）

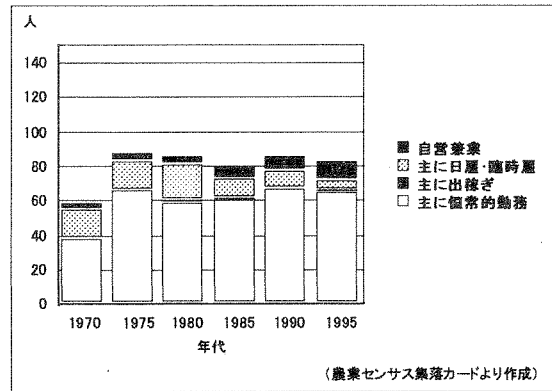


図16：兼業従事者の状況（女性）

までになっている。女性は30～59歳の層が男性より厚いため、95年でも59.6%となっている。

これらのデータは、農家を支える農業労働力構成が、男女の60歳以上の層を軸とし、それに女性労働力が加わる形態へと変化したことを示している。

次に、増加する農外就労について触れておきたい。

図13及び図14「農業への従事状況」は、16歳以上（95年は15歳以上）の農家世帯員が、農業と他の仕事へ従事している状況を示したものである。男性のグラフをみると、1970年からは「その他の仕事为主」という人が最も多くなっている。しかし、「その他の仕事だけに従事」という層は意外に少ない。兼業農家の男性は、程度の差こそあろうが、多くが農外就労のみならず農業に参与している姿がみえてくる。他方、女性の場合、兼業化が進んではいるが、なお「自作農だけに従事」

という層が厚い。農業を支えるうえで、女性労働力が大きな部分を占めている様子が判る。

では、兼業従事者は実際にどのような雇用形態の農外労働をしているのだろうか。これは、図15及び図16「兼業従事者の状況」に示した。男性の場合、「恒常的な勤務」が主力となっているものの、80年頃までは「収穫」の比率も高かった。また、「日雇・臨時雇」も次いで多くみられた。これは、農業を主軸にした経営を営み、冬期や農閑期に農外労働に従事するという伝統的な形態とみることができる。また、「自営兼業」も増加しているが、これは後に触れるように精密機械工業や土木・建築などが主である。女性の場合は、「恒常的な勤務」が主力で、「日雇・臨時雇」がそれに次ぐ。その内容は、精密機械工業や土木・建築、あるいはリゾート関連のパートなどである。

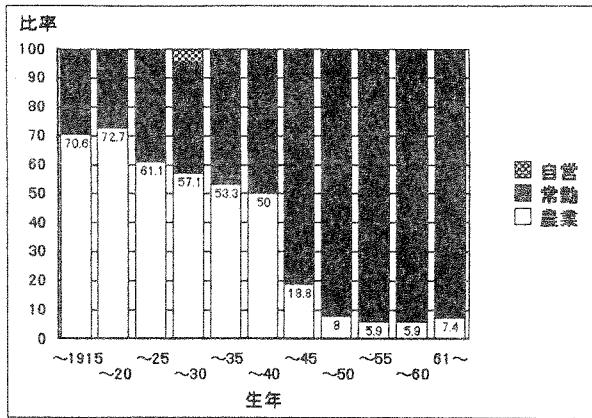


図17：学卒時の就業先

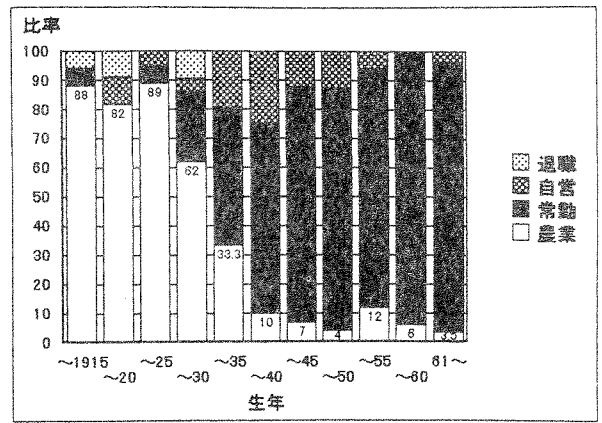


図18：1992年時点の就業先

(3) 世代と職業選択・職業移動

前節で概観したように戦後、瀬沢新田区においては、若い男性が農外就労しながらも「家」は離村せず、「通勤兼業」という形態をとってきた。結果として、農業の担い手は高齢者の男女と女性に移行し、世代間分業・性別分業の様相が強くなった。

本節では、このうち世代間分業がどのように形成されてきたかという点について、男性の個人に着目して論じてゆく。ここでは、時代による変化を捉えることが主題となる。そのため、生年コーホートに注目し、各生年層の学校卒業直後の職業選択と、後にどのように職業移動してゆくか、という点について明らかにしたい。

取り上げた個人データは、男性 203 人である^(註18)。瀬沢新田で生まれ、学校を卒業するまで当地に住んでいた人に限定し、他集落で学卒までを過ごしてから婚入・移住してきた人は除いてある。

図 17「学卒時の就業先」は、それぞれのコーホートが学校を卒業して最初に就いた職業を比率で示した。農業に就いた人を見ると、1920 年以前のコーホートは 70 % 以上に達している。ところがそれがだんだんと減少してゆき、36 ~ 40 年のコーホートで 50 % を割り込む。そして、次の 40 ~ 45 年の層では、一気に 20 % を切ってしまう。その後は、10 % を下回ったまま推移する。

次の図 18「1992 年時点の職業」には、彼

らが 92 年の段階でどのような職業に就いているかを示した。図 17 では、1915 年以前生のコーホートのうち、学卒時に農業に就業した人は 70.6 % だったが、その後、常勤者が農業へ転じて 88 % にまで比率が上昇している。これは、後に見るように、常勤に就いた次三男が分家等を契機に農業を主業とするケースである^(註19)。このように学卒後、一旦農外就労した人が、一定の期間を経て農業へと職業を移動するパターンは、30 年までのコーホートではよく見られた。その結果、92 年の時点の方が学卒直後より農業を主業にする人の比率が高くなっている。ところが、31 ~ 35 年のコーホートになると、常勤から農業へという職業移動が逆転する。学卒直後の 53.3 % が 33.3 % へ、20 ポイントも下がっている。その次の 36 ~ 40 年のコーホートでそれに拍車がかかり、50 % から 10 % へと 40 ポイント減少した。

この 2 つの図からは、瀬沢新田区において農業に就業する人の動向は、31 ~ 35 年生のコーホートで大きな変化を見せ、次の 36 ~ 40 年のコーホートでそれが決定的になったことが窺える。

次に、職業の選択に、その時代の要素を加えた図 19「新規就業状況」を示した。これは、学卒年代を X 軸、Y 軸にその年齢をとり、農業・農外就労別の進路を図中に示した。学卒後、職業選択をするときに農業を選択したのは 1960 年以前までは多いが、その後は極

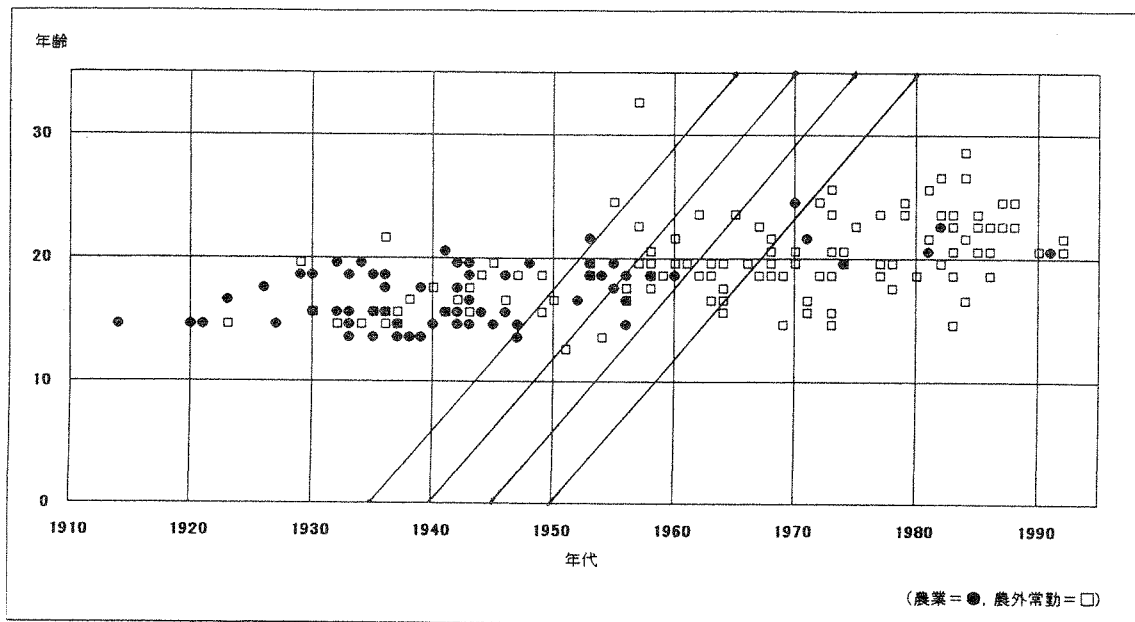


図19：新規就業状況

表3 「学卒後の就業と転職の状況
(1916～1920年生の男性)」

生年	属性	学卒直後		1992年現在		備考
		勤務地	職種 (夏+冬)	職種		
1917	長男	自家	農業	農業		途中、酒造
1917	長男	自家	農業+産組	農業		途中、酒造
1918	長男	自家	農業+酒造	農業		
1918	長男	自家	農業	精密 自営		精密勤務経由
1919	長男	自家	農業	農業		
1920	長男	自家	農業+酒造	農業		
1920	長男	自家	農業+酒造	農業		
1920	長男	東京	金物店	埼玉で会社勤務、退職		学卒前に農地売却
1918	次男	諏訪	製糸工場	農業		1954年分家、酒造
1919	次男	自家	農業+酒造	農業		1946分家、途中、種屋
1920	八男	東京	洋服店	農業		1954分家、途中、酒造

端に少なくなっている。コーホートで言えば、36～40年の]層に加え、41～45年の層のうち若年で就職した人までが農業を選択をしている模様が判る。同時に、その時期に学卒年齢の高齢化、つまり高学歴化も進行している。

では次に、上記のような特徴を示したコーホートについて、さらに詳細にみてゆこう。

まず、学卒後、農業に就く比率が高く、その後も学卒直後に農外就労した人が農業へ転じていくコーホートを取り上げる。表3「学卒後の就業と転職の状況(1916～1920年生

の男性)」に、16～20年生のコーホートの職業選択と移動を示した。本コーホートの母数は11人で、うち長男が8人、次男以下が3人である。長男の場合、学卒後に1人を除いて全員が農業に就いている。残る1人は、家の事情で学卒前に農地を手放したため、東京へ奉公に出たケースである。彼はその後会社勤務を経て定年後、当地に戻って暮らしている。92年までの職業移動は、長男のうち1人だけが精密機械工業勤務を経て自営に転じている。しかし、残りの6人は農業を継続

表4 「学卒後の就業と転職の状況（1936～1940年生の男性）」

生年	属性	学卒直後		1992年現在		備考
		勤務地	職種	勤務地	職種	
1936	次男	自家	農業	諏訪	精密	65年分家 66年分家、酪農
1940	次男	自家	農業	自家	農業	
1938	長男	自家	農業+酒造	自家	農業+酒造	
1940	長男	自家	農業+酒造	通勤圏	精密	
1938	長男	自家	農業+酒造	通勤圏	土木・建築	
1936	長男	自家	農業+酒造	通勤圏	土木・建築	
1940	長男	自家	農業	通勤圏	鉄道	食肉問屋勤務経由
1936	長男	自家	農業	自家	食肉	
1938	長男	自家	農業	自家	鉄工	
1938	長男	自家	農業	自家	運送	
1939	長男	通勤圏	土木・建築	通勤圏	土木・建築	
1940	次男	通勤圏	土木・建築	区内	土木・建築	自家
1938	長男	通勤圏	土木	自家	自動車修理	
1938	次男	通勤圏	公務員	自家	精密	
1939	長男	通勤圏	公務員	通勤圏	公務員	
1939	長男	通勤圏	農協	通勤圏	農協	65年分家
1939	長男	通勤圏	農協	通勤圏	農協	
1940	長男	通勤圏	農協	通勤圏	農協	
1939	長男	諏訪	事務	東京	事務	他出中

している。

次男以下の3人のうち1人は、父の代に種
の行商をして水田を買い足して、学卒当時で
150 a 所有しており、彼に分家をさせるつも
りで家の農業を手伝わせたケースである。あ
との2人は、それぞれ奉公に出た後分家をし
てもらえることになり瀬沢新田に戻ってきて
農業を開始した例である。

このコーホートでは、夏の農業と冬の農外
就労を組み合わせ生活していた。それは主
として酒造だが、1人は産業組合で肥料の配
達などを行い、もう一人は父・兄とともに種
屋をしていた。

次に、表4「学卒後の就業と転職の状況
（1936～1940年生の男性）」として、急激な
農業離れが進んだコーホートの例をあげた。

本コーホートの母数は20人であるが、学
校卒業後、農業を選択したのは半分の10人。
残りの10人が農外就労したが、うち役場職
員などの公務員と農協勤務が6人を占める。
残りの2人が土木・建築、あとは自動車修理
と事務職が1人ずつであった。

農業に就いた10人の動向をみると、その
まま継続しているのは2人である。一人は大
規模な酪農業を営み、もう一人は稲作と菊栽
培を中心にして冬は酒造出稼ぎを行ってい

る。離農した人は8人。そのうち精密と土木
・建築がへ2人ずつが転じている。学卒後に
農外の民間企業に就労した人4人のうち、3
人は自営業へ転じている。

このように、36～40年生まれのコーホー
トでは、学卒後農業に就く人が全体の半分近
くいる点で直前のコーホートに近く、92年
段階で農業就業者が10%程度になる点で直
後のコーホートに近い。その点で、農業離れ
の画期となっているとみられる。そこで、学
卒時に農業を選択した人についてもう少し詳
しく辿ってみる。

本コーホートでは、最初に農業を選択した
人の多くは水稻に加えて、キャベツあるいは
菊を組み合わせる経営パターンで、乳牛を小
規模に飼育する家もあった。また、伝統的な
酒造出稼ぎを冬に行う人もいた。

聞き取り調査では当時、その組み合わせで
農業をしていれば、十分、生活できる状況だ
ったという。それでも農業を離れた理由を2
人の例で考えたい。

Yさんは、長男として生まれ58年に高校
を卒業して母と弟の3人暮らしで、所有耕地
は水田が110 a、畑が100 a だった。弟は、
中学校を卒業して既に農外就労し、自宅から
通勤していた。畑は、学卒前にキャベツを作

表5：学卒後の就業と転職の状況
(1946～1950年生の男性)

生年	属性	学卒直後		1992年現在		備考
		勤務地	職種	勤務地	職種	
1946	長男	自家	農業	自家	農業	カーネーション 1年で離農
1950	長男	自家	農業+酒造	通勤圏	土木	
1947	長男	通勤圏	精密	通勤圏	精密	他出中
1947	長男	通勤圏	精密	通勤圏	精密	
1948	長男	通勤圏	精密	通勤圏	精密	
1950	長男	通勤圏	精密	通勤圏	精密	
1949	長男	上諏訪	精密	上諏訪	精密	
1949	長男	通勤圏	金属加工	通勤圏	金属加工	
1950	長男	通勤圏	通信	通勤圏	通信	
1950	長男	通勤圏	木工	通勤圏	木工	
1949	長男	東京	鉄道	通勤圏	精密	
1949	次三男	通勤圏	運送	通勤圏	運送	
1948	長男	通勤圏	土木・建築	区内	土木・建築 区自営	他出中
1948	長男	通勤圏	洋服店	区内	洋服店 区自営	
1947	長男	通勤圏	銀行	次城	銀行員	結婚まで他出
1947	長男	通勤圏	農協	通勤圏	農協	
1947	長男	通勤圏	農協	通勤圏	農協	
1948	長男	通勤圏	農協	通勤圏	農協	
1950	長男	他出	農協	区内	運送 区自営	
1949	長男	通勤圏	公務員	通勤圏	公務員	他出中
1949	長男	通勤圏	公務員	通勤圏	公務員	
1947	次三男	通勤圏	公務員	通勤圏	運送 区自営	
1950	長男	通勤圏	公務員	通勤圏	公務員	
1950	長男	東京	公務員	通勤圏	公務員	他出中

っていたが、高校の先生の薦めで卒業後、ホルスタインの成牛を4頭、育成牛を2頭飼いはじめた。酪農の作業は友人たちのグループで協力しながら行ったが、採算が悪く、数年で止め、後にキャベツ、レタス、白菜を2～3年栽培してから菊を導入した。冬は、学校を出た年から酒造出稼ぎに出ていた。63年に結婚し、64年と66年にそれぞれ長男・長女が誕生した。菊を開始して順調な収益が上がった72年、母の友人が勤務する精密機械会社に冬の間仕事に来るよう誘われた。そこで、その年は酒造を断って行ってみた。その際、会社から「1年中通って来て欲しい」と頼まれた。当時の心境をYさんは、「暮らしていくには（農業で）十分だった。けど、新聞でも『農業は曲がり角』と言っていて。ぼつぼつ考えた方がいい時代だった」。妻は「農業を自分一人で出来るか不安だった」というが、Yさんが常勤を希望したので同意したという。そして、Yさんは33歳の時に常勤に転じた。その後、農業は妻に任せ、水稲と菊を栽培している。

Hさんは、長男に生まれ56年、高校を卒業。当時は父、母、11歳下の妹の4人家族だった。水田を100a、畑を80a所有していて、畑ではキャベツを栽培していた。冬は、

組内の知人に誘われて酒造に出た。66年に結婚して翌年に長女、71年に長男が誕生する。

結婚前から青年団の役員など瀬沢新田内の若手の中心になったHさんは68年、若手農業者をまとめ、既に始まっていた構造改善事業の土木作業を買って出た。当時の模様をHさんはこう話す。「冬でも出来る百姓やらなきや。その頃、酪農や温室で、冬でも（少しは）出来るようになったけど、嫁不足が始まっていて。冬（妻を）温室で働かせて、（自分は酒屋に）出てちゃあ、誰も（嫁に）来ない」。こうして、Hさんは、冬でも大規模に出来る農業を模索して、イチゴ、キュウリ、セロリ、菊などのハウス栽培を試行したが、どれもうまくいかず断念した。そして、手の掛かる畑の仕事を一切止め、水田単作にして管理を父に任せることにして、72年、36歳の時に地元の土木会社に常勤するようになった。妻も公務員のため、農業は水稲単作で現在に至っている。

このほか、現在まで農業を続けているTさんは、酒造出稼ぎ先で、「若い衆が集まると勤めの話になった。その時はちよくちよく（農業を）止めようと思った」と当時の状況を振り返っている。

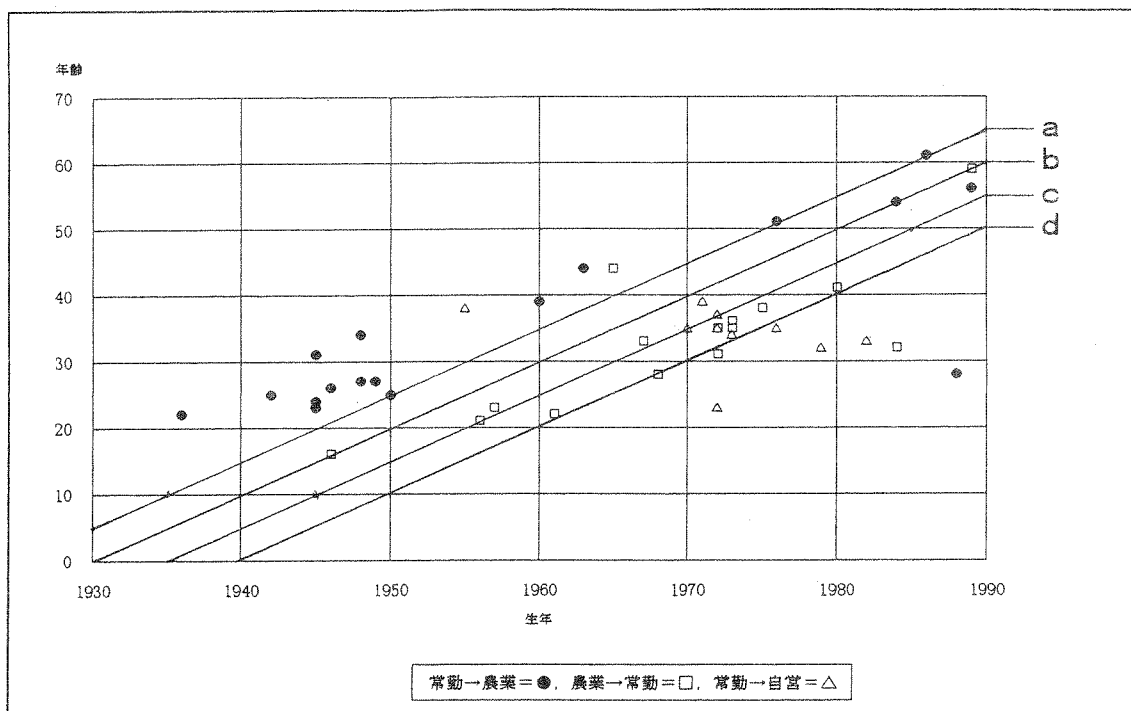


図20：転職者の状況（男性）

このように、離農当時の農業経営は概ね順調だったが、当時の世論が転職に影響を及ぼした重要な要素として考えられることを指摘しておく。

さて、最後に、表5「学卒後の就業と転職の状況（1946～1950年生の男性）」として、農業離れが進んだコーホートの例をあげた。この層になると、学卒後、農業を選択したのは25人中、わずか2人になる。1人は、大規模なハウス施設でカーネーションを栽培し、現在に至っている。もう1人は、1年間だけ農業をし、冬は酒造出稼ぎに出たが、翌年には地元の土木会社に常勤で通うようになった。この2人を除く23人は学卒後から農外就労している。うち、精密機械工業が6人、農協・公務員が9人である。後に自営に転じているのは4人で、うち2人は最初農協・公務員として就職したが、後に運送業を始めている。

上述のように、職業選択と移動においては、コーホートごとに特徴をみることができた。職業移動の状況を、その時代背景と結びつけるため、図20「転職の状況」を示した^(註20)。ここでは、転職をした時代と、その時の年齢、転職先についてプロットした。先に、学卒後一旦、農外就労してから家を継ぐなどの理由で農業に転じるケースに触れたが、それは主として1950年以前に起きていることが判る。その後も、わずかに見られるが、20歳代～30歳代前半の若者のケースはこの時期に限られている。また、1970年以降は30歳代の人を中心に農外の常勤から自営へと独立する人たちも目立つようになる。これは、後述するが、精密機械工業、土木・建築・運送などが主である。

コーホートについてみると、常勤から農業への転職者は直線aより左、即ち1925年以前に生まれた層に多い^(註21)。農業から常勤

への転職者は、ほとんどが直線bとdの間、31～40年の層に含まれ、とりわけ36～40年のコーホートに顕著にである。直線bとcの間に当たる31～35年のコーホートで起きた常勤から農業への職業移動は若年期ではなく、50歳を過ぎてから定年などを機に農業を始めるケースである。直線cとdに挟まれる36～40年のコーホートは先に見たように一つの画期となっていたが、農業から常勤への職業移動は、主として30歳代中盤にあたる1970年代前半に生じている。

このように、瀬沢新田区では1930年以前生まれのコーホートでは最終的に農業を選択するケースが多かったが、特に36～40年のコーホートからは最初に農業を選んでも後に常勤へ転じるケースが主流となり、その後は、最初から農外就労を選択する傾向がみられた。時代で言えば、精密機械産業の急成長が始まり、リゾート産業も本格化、さらに減反政策が始まった1970年代以降に若年層の農業離れが浸透したとみてよい。

先に農業センサスでみた世代間・性別間分業はこのように生年間の職業選択の変化を背景に進展したのである。

3 「家」経営の展開と「村づとめ」

(1) A家の経営の変遷

本章では、統計データでみてきたような労働力構成の変化の実態とその特質を、ひとつの家における経営状況の変化をみることで把握したい。

ここでとり上げるのはA家である。Aさんは1918年に長男として生まれ、その長男は1945年に生まれている。先に触れたコーホートにあてはめると、Aさんはほぼ全員が農業就業する世代であり、長男は農業離れが急速に進み、常勤が一般化した世代である。その傾向通り、Aさんは学校卒業直後から家業である農業を経営して現在に至っている。長男は高校を卒業した後、農協へ就職し自宅か

ら通勤していた。後に退職しAさんから農業経営を引き継いで、花卉栽培とりわけ施設園芸を拡大している。

Aさんが農業経営を引き継いでから、A家の経営は表6のように変化した。これをみると、戦前期には養蚕、戦後の食糧難が落ち着いてからはキャベツ及び菊を導入し、さらに冬期の酒造出稼ぎを加えて安定した経営を模索している。

ここで注目されるのが、酒造出稼ぎと、いわゆる「村づとめ」と呼ばれる公職の関係である。Aさんが酒造出稼ぎを休止している時期は、消防団分団長にはじまり、村の仕事では区会議員、区長代理、区長、共保組合理事、老人クラブの役職を務めている^(註22)。これと重なって郡の生産組合である諏訪野菜組合の組合長、諏訪花卉組合副組合長、それに町議会議員を歴任している^(註23)。酒造出稼ぎは安定した収入源として伝統的に続いてきたが、それを措いて公職を選んでいる。

瀬沢新田区において、こうした「村づとめ」は様々な形で存在している。瀬沢新田区における役職は、表7に示したように、年齢階梯的組織、区の組織、町の組織、農協関連組織などがある。このうち、区の組織に関しては、区議会議員を8年程度経験した後、区長代理に就任し、翌年か1～2年後に区長をつとめ、翌年から氏子総代・檀徒総代を経て共保組合役員を数年間経験して終えるというパターンが多い。この他、区長就任の後、町議会議員に推挙される人もいる。また、区の組織の仕事よりも、農業委員や農協関係の役職に区の代表という性格で就くという形で「村づとめ」をする経路もある。

こうした「村づとめ」は、そのすべてを村人全員が経験するわけではなく、基本的には他の村人の推挙などで選出された人が就任することが多い。そして、選出された以上、断ることなく区のために労働提供することが期待されていた。

表6：A家の生業パターンの変化とAさんの「村づとめ」

時期	年代	生業の組み合わせパターン		公職	
		農業	農外就労	村の仕事	町・郡等の仕事
①	～ 1938	稲作 養蚕	酒造「出稼ぎ」(Hd氏)		
②	～ 45	稲作 畑作			軍の教官
③	～ 50	稲作 畑作	酒造「出稼ぎ」(Hd氏)		
④	～ 53頃	稲作 キャベツ		消防団長	
⑤	～ 62	稲作 キャベツ(主) 菊(副)		区会議員 区長代理 区長	農協野菜組合長 農協花卉組合長
⑥	～ 64	稲作 菊(主) キャベツ(副)	酒造「出稼ぎ」(Hd氏) 常勤(長男 Kn氏)	氏子総代 檀徒総代	
⑦	～ 72	稲作 菊(主) キャベツ(副)	常勤(長男)	共保組合役員	町議会議員
⑧	～ 91	稲作 菊(主) キャベツ(副)	酒造「出稼ぎ」(Hd氏) 常勤(長男)		
⑨	～ 94	稲作 菊(主) キャベツ(副)	常勤(長男)	老人クラブ会長	
⑩	～ 98	稲作 カーネーション	酒造「出稼ぎ」(長男)		

表7：瀬沢新田区において、役職・世話役を必要とする組織（男性の場合）

年齢階梯的組織	天神講、青年会、壮年団、実年会、高齢者クラブ
区の組織	区役員（区会議員、区長代理、区長）、氏子・檀徒総代、共保組合役員 区の下部組織（常会長、伍長）
町の組織	町議会議員、農業委員、消防団（富士見町消防12分団）
農協関連組織	各生産部会役員、理事など

以下には、Aさんが各ライフステージで「村づとめ」を経験してゆくなかで、A家の家業経営と両立させていったかという点も視野に入れながら、労働力構成の変化をみてゆきたい。ここでは、表6に示したパターンのうち、養蚕が主力だった①期、キャベツと菊が導入され、「村づとめ」にいそしんでいた⑤期、「村づとめ」を終えて長男も就職・結婚を済

ませた⑧期、長男がリタイアして農業専業になった⑩期について詳しくみてゆく。

（2）戦前の経営状況と労働力配分

まず、養蚕を主たる商品作物として経営していた戦前期におけるA家の家業経営について概観したい。Aさんが学校を卒業した1937年当時、所有耕地面積は田・畑ともに100a、

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
母 (45歳)	稲作					種蒔・シロカキ	田植え	除草			稲刈	乾燥・選別・俵・編作成	
	養蚕			桑切・土寄			春蚕	夏蚕	秋蚕				
	山林				カリシキ刈						木の葉掻き・薪採取		
	農間稼等		機織り				ユイ(田植)						
姉 (20歳)	稲作					種蒔・シロカキ	田植え	除草			稲刈	乾燥・選別・俵・編作成	
	養蚕			桑切・土寄			春蚕	夏蚕	秋蚕				
	山林				カリシキ刈			馬飼利用草刈り			木の葉掻き・薪採取		
	農間稼等		機織り										
A氏 (17歳)	稲作					種蒔・シロカキ	田植え	養蠶	除草		籾採取・シジツ機織	稲刈・乾燥	
	養蚕			桑切・土寄			春蚕	夏蚕	秋蚕				
	山林				カリシキ刈			馬飼利用草刈り			木の葉・薪採取		
	農間稼等	酒造出稼ぎ										酒造出稼ぎ	
奉公人 (女性)	稲作					種蒔・シロカキ	田植え	除草					
	養蚕			桑切・土寄			春蚕	夏蚕	秋蚕				
	山林				カリシキ刈								
臨時雇用 (女性)	養蚕					春蚕	夏蚕	秋蚕	各5~6人				
共同作業	稲作						田植え				稲刈・乾燥・選別		
弟 (16歳)	稲作						田植え	除草			稲刈・乾燥・選別		
	養蚕						春蚕	夏蚕	秋蚕				
弟 (12歳)	稲作						田植え	除草			稲刈・乾燥・選別		
	養蚕						春蚕	夏蚕	秋蚕				

(所有耕地面積=田・畑ともに100a、山林100a余り。畑はほとんどが桑畑)
(水田は田植え後から9月中旬まで籾を育成、9月中旬からは肥料用のレンゲを育成。桑の間には野沢菜など自家用野菜を栽培)

図21：1937年の家業経営と労働力配分

山林も100a余り、畑はほとんどが桑畑だった。家成員の構成は、Aさん、母、姉と2人の弟で、弟はともに学校に通っていた。これに加えて、春から秋にかけては「ヤツキボウコウ（八月奉公）」と呼ばれる奉公人が1人いた。通常、当地でいう八月奉公は、若い女性が住み込みで奉公するケースが多かったが、当家に来ていた人は当時30歳代、瀬沢新田内から通勤していた。当時のA家の労働力構成は図21に示した。

春の作業は、前年に伸びた桑の枝を切り落とす「桑切り」にはじまり、根を掘り上げた後、株の根本に土を寄せる「土寄せ」、施肥などがあった。この作業は、A氏が酒造出稼ぎから戻り、八月奉公の女性も加わって始まる。

4月の末には、稲作の作業が始まり、苗代作り、種蒔き、田の耕起である「シロカキ」を行う。苗は、他の家では気温の比較的高い上諏訪で農地を借りて育成した家もあるが、

当家では自家で育てた。

その間、自家の山林に木の芽（主としてハンノキ）を採取しに出かける。この肥料は「カリシキ」と呼ぶが大量に必要だった。一抱えくらいの束を1把として、6把を1駄と呼ぶ。1駄は、「ダウマ（駄馬＝運送馬）」に1度に付ける量だった。当時、「イッシヨウマキ（1升蒔き＝粃1升を蒔く面積）」つまり2aにつき、堆肥を1駄とカリシキを6駄入れたので、当家では、300駄のカリシキが必要だったことになる。カリシキとしては、木の芽のほか、立場川の河原の私有地に育てた雑草を用いた。これは、春先に「ミズカケ」といって、水をかけて草を育てておく。カリシキを田に入れる作業は6月上旬までに終え、田植えを迎えた。

田植えの際の労働力は、共同作業「ユイ」として行った。ユイの範囲は、Aさんが属する下組の家のうち、北側半分の範囲で、これは、「オトブレーグミ（葬式組）」の範囲と

一致していた^(註24)。

田植えの時期になると、春蚕の作業がピークを迎える。当家の場合、蚕の世話は母が中心になって行っていた。桑の採取は、母に加えて、姉、A氏、さらには弟も放課後や学校が休みの日には手伝いをした。上簇が近くなると、家内労働力だけでは作業が十分に出来なくなるため、雇用労働力を活用した。瀬沢新田内で養蚕を手がけていない家の女性を中心に、5～6人程度を確保した。彼女らの仕事は「ヒキヒロイ」といって、熟蚕をマブシに1匹づつ入れる作業が主だった。

田植えが終わると、自家消費する野菜・豆類等を蒔く。野菜は、桑畑の隙間に植えた。豆は、田の畦を利用して栽培した。構造改善前の田は畦が多く、畦に植えた豆だけで1年分の味噌、醤油がまかなえた。田では、行商から買った鯉の稚魚を飼育した。

夏の間は、田畑の除草に追われた。弟も、学校の帰り道にある田の除草を手伝うのが日課だった。その合間に、山林で馬の飼料用の草を刈り取って運んできた。これは、乾燥して家屋の2階に貯蔵し、冬期の飼料にしたほか、そのまま馬に踏ませて堆肥にした。夏期は作業が忙しいので、馬屋から堆肥を出す「マヤダシ」の作業が間に合わず、「馬の頭が天井につきそうになった」こともある。マヤダシは、2日間ほどかかる重労働だったという。

夏蚕、秋蚕も自家労働力に加えて雇用労働力を利用して済ませる。秋蚕が終わると、八月奉公の女性の仕事も終わる。

9月に入ると、水田に放流しておいた鯉を採取する。放流時には2cmくらいだった稚魚は15～20cmにまで成長し、主として佃煮にして自家消費した。水を抜いた田には、来年の肥料にするレンゲの種を蒔いておく。

10月になると、稲刈りが始まる。これは自家労働力だけで行う。刈り取りは、「ヨガリ」といって、夜に行うことも多かった。湿気の多い夜間に刈り取ると、稲の実が穂から落ちにくいという。刈り取った稲を、乾燥台である「ハザ」にかける作業を並行して行う。

乾燥が終わると脱穀を行う。これは「足踏み脱穀機で行うが、1日かけても10a分の稲しかできず、時間がかかった。夜間にはそれを篩にかけて蔵の中の貯蔵スペースである「ツブシ」に入れる作業をした。

それと並行して、肥料に用いる落ち葉を集める「木の葉かき」、翌年の燃料を採取する「ボヤ取り」に出かけた。これは、自家所有の山林の他、共有林も入札して利用した。集めた木の葉は竹製の籠に入れ、背負って家に運び、庭に積み上げた。薪も背負って持ち帰り、家の建物の壁に沿って積み上げた。木の葉や薪をどれだけ高く積むか、ということはその家の働きぶりを示す指標とされた。「(少ししか集めないと)人目も悪い。どの家も競争して積んだもんだ」という話はよく聴かれた。

11月に入ると酒造出稼ぎに出るため、出稼ぎ者のいる家では秋の作業が極めて多忙だった。米を出荷する際に用いる俵、貯蔵用のカマスのほか縄、箆などを夜遅くまでかかって済ませた。

A氏が酒造出稼ぎに行き始めたきっかけは母の勧めだった。母に「軍隊行くっちゅうなら、他人の飯食ったこと無いのもあれだから、行って来い」と言われ、自分もそう思っただけで出ることになった。瀬沢新田内から酒造に出ている知人に頼んで連れて行ってもらった。村の中では、冬の俵編みなどの仕事の都合さえつけば、若者は冬期にも外に出て働くことが期待され、半ば規範化していたのである。

以上みたように、この時期の家業経営は稲作と養蚕が中心になり、それに酒造出稼ぎを組み合わせる形であった。現在より稲作の開始が1カ月近く遅いため、田植えと春蚕、除草と夏蚕が重なっていた。そこで、当家では奉公人の労働力に加え、共同作業、養蚕の上簇期の臨時雇用などを利用した。在学中だった弟も、放課後や休日は貴重な労働力として活躍した。

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
母 (70歳)	稲作				種蒔・シロキ	田植え	除草	水管理		稲刈・乾燥・選別			
	キャベツ		種蒔			植付		収穫					
	菊		挿芽		仮植		定植		芽蒔き・収穫・選別・梱包		伏込		
	山林				カリシキ刈						木の葉蒔き・薪採取		
A氏 (44歳)	稲作	俵・糞・糞作成			種蒔・シロキ	田植え	除草			稲刈・乾燥・選別	俵・糞等作成		
	キャベツ	出荷用蒔作成	種蒔			植付	消毒	収穫・出荷		ソバ・ヒトコ栽培・委託蒔苗管理	出荷用蒔作成		
	菊	出荷用蒔作成	挿芽		仮植		定植	消毒・シモド管理	収穫・梱包・出荷		伏込	出荷用蒔作成	
	稗(飼料)							植付・除草					
山林				カリシキ刈				馬飼料用草刈		木の葉蒔き・薪採取			
常勤												区長	
妻 (39歳)	稲作				種蒔・シロキ	田植え	除草			稲刈・乾燥・選別			
	キャベツ		種蒔			植付		収穫		ソバ・ヒトコ栽培			
	菊		挿芽		仮植		定植		芽蒔き・収穫・選別・梱包		伏込		
	山林				カリシキ刈				馬飼料用草刈		木の葉・薪採取		
その他							ユイ(田植)						
長男 (17歳)	稲作				種蒔・シロキ	田植え	除草						
	山林				カリシキ刈								
次男 (15歳)	稲作				種蒔・シロキ	田植え	除草						
	山林				カリシキ刈								
共同作業	稲作					田植え							
臨時雇用(女性)	菊							芽蒔き・収穫				2~3人	

(経営面積=水田が80a、畑が90a。畑は約60aがキャベツで、菊を約20a、馬の飼料用の稗が10a程度)
 (キャベツの苗は石和で育成、キャベツ畑は収穫後、ソバと、愛知県の農家から委託されたハナマルという種類の苗を育成に利用。田の畦は豆類を栽培)

図22：1962年の家業経営と労働力配分

(3) 構造改善事業前の経営状況と労働力配分
 次に、構造改善事業とそれに伴う機械化の進展する前におけるA家の家業経営と労働力配分の状況を見てゆく。ここでは、Aさんが区長を務めた年であり、構造改善事業が始まる直前の1962年を例にあげる。

この時期までに、A家の家業経営の上で起こった変化は、主として以下である。①養蚕の廃止、②キャベツ栽培の導入、③菊栽培の導入、④酒造出稼ぎの休止、⑤開墾と弟の分家。このほか終戦直後、農地改革があったが、当家の経営面積には影響がなかった^(註25)。

養蚕は、戦前の食糧難の時代に、桑畑を麦・雑穀・豆・芋・野菜などを作る畑に転換して廃止した。その後、1950年前後の統制が厳しい時期までその経営状況を維持したが、後にキャベツと菊を前後して導入した。当時、他の家がキャベツや菊で高収入を上げているのを見て参入したという。

この時期、キャベツと菊という労働集約的

な作物を導入したにもかかわらず、Aさんは農業経営以外の労働に出ることが多くなる。このため、冬期の酒造出稼ぎもしばらく休止した。

1947(A氏29歳)に落合村消防団(初期は警防団と称した)の第4分団長(瀬沢新田区の長)を務め、一年を通じて会合などが忙しくなった。そのため、貴重な現金収入源だった酒造出稼ぎを休止した。

続いて、消防団に属しながら区会議員を8年間勤め、区長代理に就任する。1年おいて区長に選出される。この間、農協の仕事も任せられ、諏訪郡全体の野菜組合の組合長を2年務めた後、60年(42歳)にはやはり諏訪郡全体の花卉組合長を2年務めた。農協の仕事は、区長に選出されたのを機に身を引いた。

区長の任期を終えると、2年間は氏子・檀徒総代、続いて町議会議員に推挙されて当選、2期(8年間)を務めた。町議会議員と同時に瀬沢新田区の共有山林を管轄する昭和共保組合の理事にも就任して、区内外の仕事に奔

走することになる。この間、こうした「村づとめ」に多くの時間を費やし、家業経営はその合間に行う形になった。

弟の分家については、田 20 a、畑 10 a を分与した。このうち、田 20 a は弟が戦時中に開墾したものである。このほか、戦後の木材不足の時期に、数回に分けて山林を約 150 a 購入した。これは、主として酒造出稼ぎなどの収入を充てた。

では、区長を務めた 1962 年を例に、家業経営の状況を概観してみる。

当時の労働力の状況は、Aさん、妻、母が中心で、長男と次男は学生だった。養蚕を廃止してから八月奉公は雇わず、主として家内労働力でまかない、田植え時には戦前同様に共同作業を行い、菊の脇芽を摘み取る「芽掻き」、及び収穫には女性の労働力を他家から確保した。Aさんは区長だったので、区役場にほぼ毎日通った。区役場へは、まず朝起きてからすぐ出かけた。当時は電話機が一般家庭に普及しておらず、区役場だけにあった。そのため、夜も宿直で電話番をしていた。朝は、宿直と引継をするのが日課だった。その後、家に戻って朝食をとって、農作業を短時間に済ませてから再び役場に向かった。夕方は家に帰ってから、再び農作業を行った。

経営面積は、水田が 80 a、畑が 90 a で、畑は約 60 a がキャベツで、菊を約 20 a、稗などを 10 a 程度作っていた。当時の A 家の労働力構成は図 22 に示した。

この当時、春の作業はキャベツの播種、菊の挿し芽から始まった。キャベツは、当地では春、気温が高くなるのが遅いので、山梨県の甲府盆地で苗をとった。A 家では、現・石和町の農家の畑を借りて、3 月末頃から種蒔きをして、5 月初旬になってから育った苗を炭俵に詰め、電車で運んできた。

菊は、前年の株から伸びた芽を切って挿し芽を行う。その後、仮植、定植をする。当時の菊栽培は遮光栽培により出荷時期を早めていたので、朝夕、遮光シェードを掛けたり外したりするのは A さんの仕事だった。

キャベツ、菊とも消毒は A さんが担当した。芽掻きは、母、妻に加えて臨時雇用の女性を頼んでいた。当時は、駅周辺の富士見区・富里区の子農家の家の女性に依頼していた。A さんも朝、区役場に出勤する前には、キャベツの出荷や菊の収穫を、夕方はキャベツの収穫や菊の梱包・出荷を行った。この当時、菊は朝のうちに切っておいて夜の 11 時の電車で積むように出荷し、キャベツは夕方積んで翌日の朝に出荷していた。

キャベツの収穫が終わった後は、ソバや肥料に用いる燕麦を蒔いたほか、20 a 程度については、愛知県の菊栽培農家から苗育成の委託を受けて利用した。現地の人が植え付けに来て、霜が降りた後に掘って持ち帰った。A さんはその間の管理を担当した^(註 26)。

稲作に関しては、この時期はまだ機械化される前で、田植えをユイで行うなど、戦前と同様の労働形態だった。水の管理は、母が担当し、毎朝見回って歩いた。また、水田を利用した鯉の育成はこの時期には既に廃止している。

山林の作業としては、カリシキ刈り、馬の飼料用の草刈り、堆肥用の木の葉集め、燃料用の薪採取などが戦前同様に行われた。

冬期の作業としては、稲作などに用いる俵、筥、縄などを製作した。俵だけでも 1 カ月くらいかかったという。キャベツを出荷する木箱は、枠を冬のうちに作っておいて、夏の出荷時にそれを組み立てて使った。菊の出荷に用いるカヤの俵は、冬のうちに自家で刈ってきて編んでおいた。

上記のように、A さんは貴重な現金収入源である酒造出稼ぎを休止し、消防・区役員などの「村づとめ」に専念する。この間、家業経営は労働集約的な作物を導入するが、A さんが早朝と夕方の作業を中心に担当し、妻と母が昼間の作業を担当することで、対応した様子が判った。

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
A氏 (62歳)	稲作				種蒔・ソウキ	田植	薬剤散布		水管理		稲刈		
	キャベツ					種蒔	播付	消費	収穫				
	菊			種蒔	仮植	消費	定植	消費	芽掻き・収穫・選別・梱包				
	山林 農閑稼等									薪採取			酒造出稼
妻 (57歳)	稲作				種蒔・ソウキ	田植							酒造出稼
	キャベツ				種蒔	播付			収穫				
	菊			種蒔	仮植		定植		収穫・梱包・出荷			伏込	
長男 (35歳)	稲作					田植							
	菊 常勤												出荷
長男妻 (35歳)	稲作				種蒔・ソウキ	田植							
	キャベツ				種蒔	播付			収穫				
	菊			種蒔	仮植		定植		収穫・梱包・出荷			伏込	
臨時雇用 (女性)	菊								芽掻き			2~3人	
孫 (9歳)													
孫 (7歳)													
孫 (5歳)													

(経営面積=水田 60 a、畑 80 a、うち菊 30 a、キャベツ 30 a)

図23：1980年の家業経営と労働力配分

(4) 構造改善後の経営状況と労働力配分

次に、構造改善事業後とそれに伴う機械化が進展した後におけるA家の家業経営と労働力配分の状況をみてゆく。ここでは、Aさんが公職を退き家業経営に専念するとともに、稲作の機械化がほぼ完了した後の1980年を取り上げる。

この時期までに、A家の家業経営の上で起こった変化は、主として以下である。①長男の農協勤務と結婚、②構造改善事業に伴う耕地整理と機械化の進展、③農業資材の商品化、④キャベツの縮小。

長男は1945年生まれで、構造改善事業の終了直後に高校を卒業して農協へ勤務した。彼の属する1941～45年生のコーホートは学卒直後、16人のうち13人が農外就労している。彼も、当時父、母、祖母で農業経営を十分維持できていたため、常勤を選んだ。69年に職場結婚し、妻は退職してA家の農業に従事するようになった。後に1977年の母の死に伴い、Aさん夫婦と長男の嫁の3人を主力にした農業の経営形態となる。次男は、家から製紙会社に勤務していたが、73年に

瀬沢新田内へ養子に出た。Aさんは長男の結婚とともに隠居するが、実際は町議会議員や共保組合役員を務め、家業経営も中心となって切り盛りしていた。住居は、母の死去の後、母屋と別の隠居屋に移っている。

構造改善事業は、62年に行われた。A家でも約30aの長方形に田が整備された。A家では馬を比較的遅くまで飼育していたが、それでもこの時期までには耕耘機、田植機、コンバインなどの導入を終えている。これに伴い、山林の利用機会が減少した。

農業資材も商品化が進み、これまで冬期の重要な仕事だった俵・筵・縄の作成、キャベツ及び菊の出荷に用いる箱作成などの作業がなくなった。

キャベツの縮小は、価格が菊に比べて安定しないことと、収穫が重労働であることなどを理由に縮小している。また、1970年から始まった減反政策により、米価が低迷し始めたこともあり、相対的に菊の収入が一層重要になった。

この時期におけるA家の労働力構成は、Aさん夫妻と嫁が主となり、長男は常勤にほぼ

専念する形になる。当時のA家の状況は図23に示した。

耕地については、区長を終えて酒造出稼ぎに2年間だけ出た際、小さい田を4枚、合計12a買う。だが、中央自動車道の用地買収に伴い、1970年前後に同じ程度の面積が減少した。また、73年に次男を養子に出した時に田20a、畑10aを分与している。その後、水田を買い足すなどして水田80a、畑80aであった。山林は、利用機械が減少したため、戦後に買った150aを売却した。この資金は、近隣の家が移転するのに伴い、その宅地を買い足す資金に充てた。

町議会議員を2期務めた後、Aさんは家業経営に専念することになる。冬期は、農業資材の商品化もあって、再び酒造出稼ぎに出るようになった。

稲作では、田植機の操作のみ長男が担当したが、その他の作業はAさんが中心になって行った。この時期にはユイも無くなり、稲作は自家労働力だけで完結するようになった。

菊の作業については家内労働力に加えて、芽掻き時には外部労働力を雇用した。挿し芽、仮植、定植、収穫、梱包などの作業はAさん夫妻と嫁で行い、消毒はAさん、芽掻きと選別は妻と嫁、出荷はAさんのほか長男が出勤のついでに手伝ったり、勤務終了後に手伝った。3月の挿し芽は、人手と技術を要するため、Aさんが酒造出稼ぎから一時的に戻ってきて行った。

キャベツは、自家のハウスで苗を栽培する方法に変わり、植え付けと収穫はAさん夫妻と嫁、消毒はAさんが行った。出荷は、長男が朝夕に手伝った。

なお、構造改善事業に伴い畦を利用した豆栽培がなくなり、馬飼育用の稗栽培も廃止した。

山林は、既述のように利用機会がほとんどなくなり、この時点では風呂を焚く薪を伐採する程度になった。

冬期は、酒造出稼ぎに出たが、昔より醸造期間が延びたため、10月の初旬から4月の

初旬まで、約6カ月間の労働になり、より安定した収入源となった。当時は、夏期の農業だけで十分に生活できたというが、本人は酒造出稼ぎに出た理由について「冬の仕事の俵も、キャベツの箱も、縄も薪もない。炬燵にだけ。健康のためにも良くない。村の仲間や若いもんとつきあうのも楽しい。規則正しい仕事が体にいい。体が動くうちは働いた方がいい」と説明している。当地における酒造出稼ぎ、ひいては労働の性格の一端を表している^(註27)。

(5) 息子世代帰農後の経営状況と労働力配分

最後に、長男が農協を退職し、農業専業となった後におけるA家の家業経営と労働力配分の状況をみてゆく。ここでは、1996年を取り上げる。

この時期までに、A家の家業経営の上で起こった変化は、主として以下である。①長男の農協退職、②花卉栽培、とりわけ施設栽培へのシフト、③Aさんの酒造出稼ぎの引退。

長男が退職したことで、A家の農業の主力は長男夫妻に移譲された。Aさんは稲の管理は主力で行い、菊の作業なども手伝っている。妻は体調が思わしくないこともあって、補助的な作業を担当している。当時のA家の労働力構成は図a)に示した。

長男の帰農後は、花卉栽培主体の経営にシフトした。菊のハウスを増やし、97年にはカーネーションのハウス栽培を導入し、菊と合わせると、1.6aのハウスを5棟作っている。後の97年には、キャベツ及びトウモロコシ栽培を廃止し、花卉専業に移行している。

Aさんは、92年に老人クラブ(現・高齢者クラブ)の会長に推挙された。この年を機に、酒造出稼ぎを引退している。その理由についてAさんは、「年も年で、老人クラブの会長で、行ってちゃダメだ」としている。老人クラブの会長を務める程の高齢になってから、あくせく働いていると、「欲が深い」とみられるという。年齢によって社会的に期待される労働規範が働いた例と言えるだろう。

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
A氏(78歳)	稲作				〔種蒔・ソバキ〕	〔田植〕	〔蒔別散布〕		〔水管理〕		〔稲刈〕		
	キャベツ			〔種蒔〕		〔植付〕	〔消毒〕		〔収穫〕				
	菊		〔挿芽〕		〔返植〕		〔定植〕		〔選別・梱包〕		〔伏込〕		
妻(73歳)	稲作				〔種蒔・ソバキ〕	〔田植〕					〔稲刈〕		
	キャベツ			〔種蒔〕		〔植付〕			〔収穫〕				
	菊		〔挿芽〕		〔返植〕		〔定植〕		〔選別・梱包〕		〔伏込〕		
長男(51歳)	稲作				〔種蒔・ソバキ〕	〔田植〕					〔稲刈〕		
	キャベツ					〔植付〕	〔消毒〕		〔収穫〕				
	キャベツ												
	菊				〔返植〕		〔定植〕		〔収穫・梱包・出荷〕				
農閑稼等			酒造出稼ぎ									酒造出稼ぎ	
長男妻(51歳)	稲作				〔種蒔・ソバキ〕	〔田植〕					〔稲刈〕		
	キャベツ			〔種蒔〕		〔植付〕		〔収穫〕					
	菊		〔挿芽〕		〔返植〕		〔定植〕		〔収穫・梱包・出荷〕		〔伏込〕		
臨時雇用(女性)	菊							〔芽掻き・収穫〕				2~3人	

(経営面積=水田所有100a、うち50a水稻栽培。残り50aのうち20aを菊栽培に転作、30a休耕。他に水田40aを委託耕作) 畑は100a所有、うち10aキャベツ、20aトウモロコシ、10a酪農家に牧草栽培地として貸す。他はほとんど休耕している(孫が女性1人、男性2人いるが、いずれも他出中)

図24：1980年の家業経営と労働力配分

96年時点におけるA家の耕地の状況は、水田が所有100aのうち50aで水稻を栽培し、残りの50aのうち20aを菊栽培に転作、30aを休耕している。このほか、実質的に離村している家も含めて3家から水田の耕作を委託され、40aを作っている^(註28)。畑は100a所有するうち、10aにキャベツ、20aにトウモロコシを栽培し、10aを酪農家に牧草栽培地として貸しているが、その他はほとんど休耕している。

4 まとめ

瀬沢新田区では伝統的に、稲作に商品作物栽培を加えた農業に、冬稼ぎを加えて生業が完結していることを第1章でみた。最近は、農外産業へ常勤しながら農業経営を維持する「通勤兼業」という形を加えて生業パターンが展開している。この場合、農業を支えるのは、2章でみたとおり、高齢者夫婦と嫁であった。高齢者のうち男性では、特に1935年以前生まれのコーホートで農業を担う形であり、1936年以降生まれのコーホートでは、農外就労が増加し、通勤兼業という形が一般

化している。

前章では、A家を取り上げて、世代・性別間分業へ進んでいくA家の生業パターンの変遷と、Aさんのライフステージごとの「村づとめ」の経験のなかで、どのように家業経営が行われてきたか、という点をみてきた。

ここでは、稲作を軸にしながらも積極的に商品作物を導入し、経営を安定化する努力が目を見せた。これに加えて冬期には酒造出稼ぎを行い、その収入をすかさず土地購入に充て、さらなる経営の安定化を図っている。この酒造出稼ぎに出る行動には、村落の社会規範が色濃く反映されていた。

さらに特徴的なのが、「村づとめ」に対する行動である。Aさんは表6に示した生業パターンのうち、④～⑤及び⑦の時期にかけて、消防団の分団長に始まり区長まで、さらに町会議員の「村づとめ」にシフトすることになる。④～⑤の時期は、息子2人と娘1人が在学中で、ライフサイクルから言えば収入が一番必要な時期であった。にも関わらず、「村づとめ」を優先させて、貴重な現金収入源であるはずの酒造出稼ぎを休止している。

もちろん、「村づとめ」の全部が無報酬の

ボランティアというわけではなく、収入のあるものもある。例えば区長代理は 90 万円、区長は 120 万円の報酬を受けられる。しかし、現在こそ変化したが、かつては区の会議や行事が終わった後は、区長の家に場所を移して飲食などをしていたため、区長になると報酬を使っただけで、さらに「田圃売ったり、割地（私有山林の区画）の 2 つくらい売ったりして村づとめした」と言われたほどであった。

他方、酒造出稼ぎは半期にわたり職場に滞在し、休日も進んで働くことが多かったため報酬が高く、さらに失業保険を受け取ることができる。Aさんの例でも、田畑や山林を購入する資金に充てている。まして、Aさんは就任しなかったが、「杜氏」という最高責任者になると、「一冬行って、田 1 反 (10 a)」と言われる高給だった。こうした仕事をなげうって「村づとめ」に出ていることは、村落における労働が社会的性格を強く持っていることの一端を示している。

こうした「村づとめ」を経験することは、村内での安定した地位を築くことにつながる。最近こそ区長など村の役員に就任することに対する評価が相対的に低くなったが、かつては村内で社会的上位の家として認められるために、不可欠なことであった。そして、現在でも区の役員が決め事をする場合、かつて区・町の仕事や農協の役職者などを経験した人に相談に行くケースがみられる。

ただ、「村づとめ」を拒否することは不可能ではない。だが、実際には拒否する例は少ない。これは、各種の役に就任を要請される前の段階で、「村づとめ」が出来る条件に合っているかどうかを選別しているためである。例えば区長の場合、区の各家の代表が集まった総会における投票で決定されるが、ここでは、「人望、家の経済的状況、年齢」が重視される。区長に選ばれたとき家の経営が致命的になることが予期されるような人は、村人が避けている。

それでも実際、就任を拒否した例が過去にあった。その場合、表面的には問題は起こら

ない。しかし、あるケースでは本人の死後、遺族が進んで多額の寄付金を区に対して納めていた。この行動は、区の仕事を個人的な事情で出来なかったことに対する遺憾を示したものである（註 29）。

このように、村内の人から「村づとめ」を期待された場合、それを遂行することは、村で生活する上で必要とされる行動であり、村内で一定の評価を得るために重要な要素なのである。同時に「村づとめ」を経験することは村の中で生きていく上で、一種の自信をもたらす側面がある。かつて「村づとめ」に奔走した人々に話を聞くと、役職当時の自分の仕事について非常に細かく話してくれる。表面的には苦心談が多いが、自らが村に対してどれだけ貢献したか、というエピソードが数多く繰り広げられる。その話しぶりから共通して窺えるのは、自らが村で生きていくうえでの大きな支えになっているということである。

以上のように、当村落における「家」経営は、時にその効率性よりも「村落」との関係性を重視した形で行われる。このとき、労働力も「家」経営ではなく「村落」運営を優先して振り向けられる。その意味で、労働力は、「家」という私的なセクターが占有するものではなく、「村落」という社会が共有する性格を持っている。

「家」と「村落」のこのような関係を存立させる要因の一つは、「家」の定着性の高さであろう。「家」の重要な性格の一つに「永続性」があげられるが、それは同時に所属する「村落」に定住することを前提とした永続性である。その点で、「家」と「村落」の関連性が相対的に強くなるのが、当村落における労働の性格に影響しているとみられる。

なお、今回の報告は「村づとめ」に直接的に関わる男性の視点からのみ分析を行っている。女性の労働の位置づけは、今後の課題としたい。

引用文献

- 小林善人 1965 『瀬沢新田村史』 瀬沢新田公民館
- 富士見町教育委員会 1991 『富士見町史 上巻』 富士見町教育委員会
- 諏訪市史編纂委員会 1976 『諏訪市史 下巻』 諏訪市役所
- 1988 『諏訪市史 中巻』 諏訪市役所
- 諏訪教育会 1966 『諏訪の近世史』 諏訪教育会
- 諏訪教育会 1986 『諏訪の近現代史』 諏訪教育会
- 小林善人 1965 『瀬沢新田村史』 瀬沢新田公民館
- 富士見町商工会 1991 『富士見町商工会 30 年誌』
- 長野県 1936 『長野県町村誌 第 3 巻 (南信編)』 長野県町村誌刊行会
- 矢野晋吾 1996-a 「酒造『出稼ぎ』労働移動の性格と村落構造
—八ヶ岳南麓村における事例考察—」
『村落社会研究』第 3 巻第 1 号、日本村落研究学会
- 1996-b 「村落生活における『出稼ぎ労働』の位置
—主観的「労働」観の把握にむけて—」
『ヒューマンサイエンス リサーチ』Vol 5
早稲田大学大学院人間科学研究科

註

- (1) 1768 (明和 5) 年に、藩が「糸・蛹・真綿運上触」を出し、蚕糸業統制を図った (諏訪市誌編纂委員会 1988, p.528)。また、1824 (文政 7) 年には、桑苗の無償配布のお触れを出している (富士見町教育委員会 1991, p.1048)。
- (2) 農家が各地で製糸組合を設立、業者の買い叩きを防いだ。1917 (大正 6) 年には、落合村を中心に、本郷村、境村の農業者 124 人が落合生糸販売組合を設立、瀬沢新田区内に工場を造った。当初 30 釜だった釜数は、31 (昭和 6) 年には 209 釜に達し、組合員数も、34 年には 1136 人に増加。高冷地で不利な条件だった現・富士見町域の養蚕農家経営も軌道に乗ることになる。
- (3) 図は、早稲田大学人間科学部村落社会学実習で 1992 年に行った悉皆調査の「世帯別調査票」を基に作成した。なお、筆者は 92 年の調査には参加していない。
- (4) 「その他」は、酪農、養豚、茸栽培であった。
- (5) 小林善人 1965, p.61 ~ 64
- (6) 諏訪教育会 1966, p.340 ~ 341。
- (7) 小林善人 1965, p.67
- (8) 小林善人 1965, p.64
- (9) 瀬沢新田での史料はないが、隣の乙事に史料が残る (富士見町教育委員会 1991, p.914)。
- (10) 1753 (宝暦 3) 年 5 月には、他所への年季奉公は禁止したが、半季稼ぎについては容認した。1789 (寛政元) 年には、上諏訪中町の瀬戸屋治兵衛が世話人、神戸村 (現諏訪市) 庄右衛門他 6 カ村 6 人が諏訪郡村々総代となり、江戸馬喰町三丁目米屋佐兵衛、芝神明前町高島屋惣四郎、神田竪川町二丁目信濃屋茂兵衛、神田紺屋町三丁目上

州屋弥次兵衛を江戸宿として指定。江戸稼ぎの者で、宿が決まっていな者にこの4軒の宿を斡旋。宿賃の割引や病気の看護、国への送還の世話など、便宜をはかっている（富士見町教育委員会 1991, p.433）。

(11) 富士見町教育委員会 1991, p.913。

(12) 木之間村に残る弘化～嘉永年間（1840年代）の帳簿によると、1845（弘化2）年には9月から新潟、加茂、三条、大西村、今町、長岡から北陸へ行商し、翌年は11月から白子、松坂、小浜、伊勢山田、馬瀬、賀田、新鹿、木本、熊野新宮、太地、下田原、古座、串本、周参見と紀伊半島を回っている。1851（嘉永4）年は、2月に江戸を立ち、姉ヶ崎、久留里、木更津、佐貫、金谷、市部、清澄、前原、沖（興）津、大原、一宮へと房総半島を行商して歩いている（『富士見町史 上巻』, p.914）。

(13) 木之間村では、1856（安政3）年当時、行商である旅稼ぎは、所有石高が高い上層農家が多く出ている。この理由として、仕入れの資本に加え、高額な運上金が必要だったことがあげられる（富士見町教育委員会 1991, p.914）。

(14) 現在の講員は大工以外に洋服店、クリーニング店、自動車工場経営者などが含まれている。毎年1月8日に講を行う。瓦屋根が普及するまでは、「ボヤも入れると毎年1軒は火事で焼ける」状況で、家の新築・改築の需要も多く、大工の需要も多かったという。

(15) 富士見町に隣接する茅野市の旧玉川村は、明治初期に年産1万丁を超える生産地であった。諏訪郡内では、1908（明治41）年に製鋸工場は210業者あった。うち、富士見村に7、落合村は2業者があった。その後、昭和に入ると業者は増え、1940（昭和15）年には富士見村11、落合村8、境村2となっている。生産数は3村併せて1万8425本だった（富士見町商工会 1991, p.40）。瀬沢新田でも、大規模なものではないが、戦後まで農具製作を兼ねた鋸製造が行われていた。

(16) 町内では1873（明治6）年に御射山神戸で始まり、その後も松目、栗生、木之間、瀬沢などに工場が出来たが次第に減少。現在は1社になっている。

(17) 農業センサス集落カードでは、95年については農業専従者などの「16歳～」などの項目に15歳の人も含めて計上している。また、「農家人口」のうち「16歳～」という項目については、70年、75年、80年についても15歳以上を扱った数値を含めている。

(18) 個人データは、先述の早稲田大学人間科学部村落社会学実習による「世帯別調査票」、及び同時期に高齢者世帯を対象に行った「高齢者調査票」を基にした。加えて、後に聴き取り調査をして得られたデータも92年時点を基準にして使用した。

(19) 他のコーホートでは分家以外に、兄の死去で家に戻るケースも見られた。

(20) これは、個人データのうち、転職年が正確に判明した45人だけを扱っている。

(21) 後に1人だけ、1950～55年生のコーホートにみられる。彼は、長男に生まれて東京で就職、結婚し子供も産まれたが、84年に父から帰郷して家の農業を継ぐよう説得されて戻り、水田、菊栽培、冬期の酒造出稼ぎを開始した。翌年、父の死去したが、妻には農業を手伝わせない約束だったので、母と2人で菊栽培を拡大し、86年からはカーネーション栽培を始め、冬はカーネーション栽培仲間と中央自動車道の除雪作業に出ている。

(22) 瀬沢新田区において区運営は理事会が中心になって行われる。現在、理事会は合計13人で、区長、区長代理、総務部長、文化部長、土木部長、厚生部長、農事部長、共済

部長に加え、5つの常会（組）長が加わる。各部の部長はかA氏が務めていた当時は区会議員と呼ばれていた。区長と区長代理の任期は1年で、大正以降、同じ人が続けて選ばれたことはない。

- (23) 町議会議員は、実質的には瀬沢新田区の代表としての機能を果たしている。候補者選びも区長を終えた人から適任者を区の役員らが推薦し、立候補を要請する形をとっている。その点で、村の公職という性格が強い。
- (24) 葬式組の範囲は、共同所有する風呂桶を順番に回して沸かし、メンバーを集めて入浴する「オユックミ（お湯組）」や、伊勢講の範囲と同じである。なお、ユイに出なかった場合、後に精算を行い、出不足金を賃金として支払った。この時、労働力は性別・年齢に関係なく1人1日として精算した。
- (25) 終戦当時、Aさんは軍隊の仕事をしていたため、田40aを集落内の他家に貸していたが、農地改革時に相手が購入権を放棄して返還してくれた。
- (26) この菊は、刺身のツマに使うハナマルという小菊で、当地で霜に当てることで開花を促した。
- (27) 当地の酒造出稼ぎは「特殊技能獲得による昇進制」及び「パーソナルな結合による集団出稼ぎ形態」を特徴としている。そのためAさんのように、働けるうちは勤勉に労働をするという規範、あるいは同じ村の気の合った仲間と一緒に作業を行う“レジヤ”的側面も強く見られる。詳しくは拙稿、1996-a 及び 1996-b。
- (28) 瀬沢新田区ではこのように、既に農業を止めた家、あるいは離村した家の農地は、他の家に経営委託するケースがよく見られる。このとき、多くの場合「農地を荒らしたくない」という理由づけがなされ、時には採算を無視して依頼される。
- (29) この人は酒造出稼ぎの要職にあつて、酒造会社の要望もあり「村づとめ」を断ったケースである。彼の生前、筆者は数人の村人から、彼が「村づとめ」を受けなかったことに対し、否定的な評価を含んだ発言と、また本人もそれを気にしている、という話を併せて聞いている。なお、諏訪の酒造会社の場合、多くが区の役などで酒造を休むことに理解を示すのが普通である。3年前には、杜氏が区長になる見込みになったため前の年に2年分の酒を仕込み、翌年は醸造を1年間休んだ蔵さえあった。

第8章 中国における土地問題

堀口 健治

1 問題意識

中国憲法によると、農村の土地は集団所有、都市の土地は国有と、土地所有権者を規定しているが、実際のあり方は種々異なっている。

沿海部の都市で土地使用権を売却しての金銭はほとんど地方政府収入になっており、国有たる中国・中央政府には収入になっていない。差額地代とみられるものが中央政府に入らず、そのため優等地に発生する地代を劣等地に再配分するという国民経済上の政策が実施できないでいる。

農村の土地は村有であるとして、地域の人民委員会が農地、工場用地、宅地等を配分しているが、その配分原則の内容は必ずしも統一されていず、また使用権と所有権との境目が明確ではない。

2 農村における地代及び利潤の配分

— 郷鎮企業の集団所有の性格 —

(1) 農村開発と郷鎮企業

郷鎮企業の定義としては、農村の人間関係、土地関係、そして経済関係を基礎としていて、工業、運輸、建設、サービス業等を営む企業であり、非国営企業であって、郷や村の集団企業を主たる系譜とした企業だということができる。農村郷鎮企業は、その約4分の1を占める郷有企業、4分の3を占める村有企業で構成されるが、比較的都市化した地域での鎮や市にも郷鎮企業がある。農村郷鎮企業と合わせて郷鎮企業と称されるが、いずれも郷（かつての農村人民公社）等の行政府の影響を受けており、集団所有の生産手段を利用させてもらうとともに、それに対する対価を払うだけでなく、あとにみるように剰余を生み出すと、郷鎮企業はあたかも村有の企業であるかのように剰

余が村民に分配されてしまうことが多い。

この点は土地使用権をいくら高く売却しても、その収入を基本的に行政目的に使用する都会の市政府のあり方とは異なるところである。

農民（かなり都市化した地域に住む人も「農業戸籍」＝農村戸籍—母親の戸籍で規定される母系主義—であれば農民に含む）の個人企業をも包含した、幅広い企業概念として郷鎮企業はいまは考えられているが、出発点は農村であり、そうした未だ郷政府等との関係については、すなわち独立経営になっているとはいえ、その利潤の処理の仕方からいえば、未だ集団所有の性格をもっているといわざるを得ない。郷鎮企業は、農村から都市への労働力の流入を制限する戸籍制度のもとで、伝統的農業部門において多量の過剰人口をかかえた農村が、その労働力を吸収する手段として非農業部門を内部にもとうとしたことにある。「離土不離郷」の原則のもと、農業からは離れるものの、住所、住居、家族は従来そのまま非農業に従事するわけである。農家からみれば兼業農家であり、所帯員個々からみれば非農業専従の場合もあり、休日や企業の労働時間の前後に農作業を行う場合もあって、専業、兼業の両者がある。

中国の場合、78年以降すすめられた農村の経済体制改革と密接に結びついており、農業の請負責任制（「含幹到戸」すなわち個別農家による農業経営の請負）の導入、人民公社と「政社合一」体制の解体、自由な投資と投下先の自由な選択、財産権の尊重と指令経済からの自由経済への転換等と深く結びついていることが、以前と比べて大きな違いだといえるべきだろう。人民公社体制のもとで農村工業化を担ってきた社隊企業は、農村工業化の点では同様に見えるかもしれないが、しかしそれはあくまでも統制経済のもとでなされたものであり、限定的なものである。

この郷有・村有の社隊企業が人民公社解体以降

独立性を強め、工場長責任制の制度を導入してからは公有・民営の性格を強めていく。84年に社隊企業の名称を郷鎮企業へ改称することが認められてからは大いにその力を伸ばしている。そしてこの時点での郷鎮戸業の国営企業に対する競争上の強みは、土地や設備などの固定資本をほぼ従来のまま使用でき、労働者の給与も従来の低いレベルを維持できたことである。従来の低いレベルとは、郷鎮企業が労働者の住宅を準備する必要はなく、また学校や社会的福祉の公的施設や制度を労働者のためにそのまま利用でき、特別の負担を郷鎮企業がもつ必要がなかったからである。その意味で、郷鎮企業は、系譜的には、農村の組織的・制度的システムの上に乗っており、社隊企業が発展したものと見れるわけである。だが84年以降の郷鎮企業の発展のなかで、生産額、住業者数、企業数いずれも、全郷鎮企業計と郷有・村有企業計とのあいだに差が生まれている。すなわち今までとは異なるタイプの個人企業の郷鎮企業も、従来型郷鎮企業の発展と同様に伸びていることが示されているのである。社隊企業とは異なり、個人や複数の人びとによる自前の新規投資の郷鎮企業も大いに伸びているのである。

個人企業は、従来型の郷鎮企業と比べれば、農村を系譜としていても、土地利用や社会的福利施設の利用の点で不利であろう。自前で賄わなければならないことが多いと思われる。

(2) 郷鎮企業の村所有の問題点

経済活動によって生み出された利潤を住民が公的所有の成果として受け、地代として分割してしまうシステムとしての郷鎮企業の機能を、ここでは問題点として指摘しておきたい。企業活動として得た成果も住民に山分けしてしまうことで、正常な利潤も住民にとっては地代として認識されてしまう、という問題点である。

個人企業を除いた郷鎮企業は、系譜的には、農村の組織的・制度的システムのうえに乗っており、社隊企業が発展したものとみなすことができる。そのことは同時に農村行政の直接統制から離れて経営の自主権をもったとはいえ、剰余の処

分をみると、依然として従来の社隊企業の性格が残っているとみられる。経営の独立性を評価する論者は多いが、むしろ実際は経営の独立性と村・郷などからのコントロールを受ける側面の、二つの性格を郷鎮企業がもつことが重要な点であろう。

沿海部の経済特区のなかにも農村は残っており、郷鎮企業が活動している。この農村を都市に編入しようと都市政府はすすめているが、郷・村の住民は郷鎮企業による剰余の配分、すなわち地代的収入の喪失を嫌って、多くの地域でそれを拒んでいる。農村のままよいとするのである。都市計画への参加や中央政府サイドによる開発への抵抗が強い。

ひとつの事例をあげておこう。黄渤海経済圏の中心部分を構成する山東半島は、郷鎮企業が比較的発達しているところだといわれている。86年の時点だが、郷鎮企業の総生産額でいえば山東省は第3位であり、江蘇省、せつ江省に次いでいる(91年度で言えば山東省の生産高の41%を郷鎮企業が占める)。だが、山東の経済開放区の郷鎮企業は、他の上海や江蘇地域に比べると、輸出割合が低いことが指摘されている。在来の郷鎮企業が輸出型の生産構造に転換していないことによるだけでなく、合弁型の郷鎮企業が少ないことにも起因しているように推察される。

しかしここでは輸出金額の大きい郷鎮企業を紹介することで、その成功した理由なり背景なりを探ってみたい。山東省のなかでは最も輸出型に転換している郷鎮企業が多い煙台市に隣接する、牟平県寧海鎮新牟里村にある新牟国際連合企業総会社がそれである。村の戸数は580戸、人口1873人(うち労働力は990人)で、296ムー(1ムーは6.67アール)の耕地しかなく、早くから郷鎮企業の育成に力を注いできた。

58企業の郷鎮企業があり、おもに機械製造、紡績、化学、プラスチック、建設、観光、商業サービス等を営んでいる。うち8企業は輸出に力を入れている。また合弁企業も7ある。これらの郷鎮企業を連合体にしたものが、この新牟国際連合企業総会社である。この総会社が船を2隻所有し、参加郷鎮企業の輸出入・移出入の仕事を請け負

い、自ら直接に貿易も営んでいる。この総公司のかたちになっているのが、ここでの最大の特徴である。

郷鎮企業のなかには個人企業、合弁企業が混在しているが、この総公司に参加することで村との関係を有利にしている。個人企業にとって土地利用や対外的関係の問題で有利にことを運ぶためには、公的機関である村の役割が大きく、そのため村との関係を強めたい。しかし合弁企業や自ら投資を望むものは個人企業形態ですでにビジネスをはじめている。そうした個人企業、合弁企業と、そしてもともと村の社隊企業から発展・転化してきた村の企業との連合形態をつくりあげること、双方のメリットをとろうとしたのである。

この総公司の91年の総収入は2.3億元（うち輸出が8000万元で郷鎮企業としては全国一位を誇っている—輸出品は電気部品、糸やTシャツの紡績・紡織関係、化学加工品や染料）、船をふくめた固定資産が1.6億元、利潤は3500万元に達している。企業全体で働く労働者数は6000人、うち約1000人弱が村内からで、残り5000人は全国各地からの雇われ労働者である。

船は85年と89年にそれぞれ1隻ずつ購入しており、5640トンと4800トン（4800トンの船はコンテナ船で248のコンテナを積載する）の船である。後者の船は月2回、日本とのあいだを往復している。総公司への参加の企業の工場数は30あり、筆者が見学できたのは180人の労働者が働く紡績・紡織工場、プラントは英国製とイタリア製であった。アンゴラ、羊、そしてナイロンの糸を使用しての紡織をおこなっていた。

これらの郷鎮企業は、連合して住居や幼稚園、学校施設を所有し、かつての人民公社型の丸抱えの公的施設の形態を有している。

1戸の家（3人家族）を訪問したが、3LDKの家にはそれぞれ2台の冷蔵庫とテレビがあった。なお住居費は一平方メートルあたり100円で、一回だけ払えば生涯住めて、後はいっさい払う必要がないとのことだった。収入は月にならせば2000元、年間2.5万元になるとのことだったが、このなかには村の住民ということでの2万元が加えられている。ということは労働の年収は5000

元でしかなく、その4倍もの収入が村から支払われていることになる。かつてはこの家族も農民家族であったが、今では自留地もなく、妻は働いていない。この2万元は、村の土地を利用している郷鎮企業からの利潤分や他地域からきた労働者からの人頭税的税収を、村人に分けているものである。村の外から雇用されている労働者の年間の給料は2000元だから、これと比べると村人への配当はきわめて大きい。

なお農業についていえば、従来の耕地はわずか10人のみで耕作している。他の地域では、郷鎮企業に地元民が雇われ、農業は村人から人を雇用する形態がでてきているが、ここではそれを採用していない。なお地代分がさらに大きくなった地域では、郷鎮企業も農業もすべて村の外から雇用して対応し、地元民は地主として生活し、いっさい働かないといった、極端なケースも生まれてきている。

3 地代の社会化と農村

だからこそ、最近では農村から都市への変更に反対する動きが強い。農村戸籍から都市戸籍へ変わるわけだから、以前なら大歓迎されたはずである。今でも都市から離れた地域では、それを要望する声強い。しかし都市に隣接している農村では、むしろ農村を維持する要求が強いが、それは郷・村が土地の地代を収受しそれを住民に分配することができるいまの郷の権限を、今後も維持したいからである。都市になれば、土地全体が市政府所有という形になり、地代収入は政府収入となって村人へ直接還元されることがないからである。

そうした事例を大島一二氏は「地元農民の地主化現象」（同氏著「現代中国における農村工業化の展開」筑波書房、93年）と呼び、上記の筆者の調査例と同じ事例をあげている。村内の外資関連企業の工場用地の借地料収入、農村（郷、村）や都市（市、鎮）などの郷鎮企業、とりわけ農村郷鎮企業のように地域で建てた工場や建物からのリース料、そして外資関連企業が雇用する他地域

出身の外地労働力に対する「人头税」収入などを合計すると、大きな金額となる。このなかから、郷はインフラ投資に向けるのだが、残りを村の常住戸籍をもつ人々に配分するのである。農業収入が労働力一人あたり年 700 元の村で、一人 5000 元から 1 万円の収入となっている地域が深せん市の周辺にあることを同氏は指摘している。そして配分の方法として、村での居住年数、具体的には年齢を使用し、これに加えて村で労働した年齢を加味した点数制による株を定め、株の大きさによる配分形式をとっている。

こうした地代を享受する地域は経済特区等に隣接したところが多く、経済特区の周辺への波及効果を利用したものである。道路、港湾、工業団地、住宅団地などのインフラ整備の効果を、自らは投資することなく享受しているのである。整備された都市に隣接したという意味では優等地だから、剰余の多くは地代といってもよいだろう。

土地の公的所有を維持していることが中国の社会主義的性格を規定する重要な要因のひとつだが、その公的所有は、優等地の差額地代は優等地の地域の住民が収受するというかたちになっている。この状況をそのまま公的土地所有と呼ぶことはできないと思われる。公的所有とは、地代部分を社会化することにその目的があり、また意義があるのである。現状を認めるにしても、少なくとも税金の形態で、差額地代部分を国家が集め、国全体でそれを生産的に使用する方向を具体化すべきであろう。今後こうした剰余を中国全体でいかに社会化するか、その方法が検討されるべきである。

その点、国有としている都市の場合は、公的所有といえるかもしれない。というのは、農村の集団所有は、優等地であれ、劣等地であれ、その土地を所有する集団に利益が帰属するのであり、公的所有とはいえ、差額地代が国民経済的に配分されるわけではない。

しかし公的所有であるはずのこうした土地の非農業的利用による収入増およびその期待は強く、郷鎮企業による農村開発に成功した地域では、その成果を住民に地代として現金で還元することで夢を現実化している。住民の集団所有の性格が強

い農村の土地では、郷鎮企業の利潤や外資企業が払う多額の借地料のかなりの部分が住民に分配され、住民は地主としてその受け取りを当然視している。沿海部と内陸部の就業機会による所得格差という社会問題に加えて、産業開発に有利な地域の住民の地主たる高額地代収入という資産の格差問題が発生しているのである。労働意欲を喪失する都市隣接・開発成功地域の農村住民の地主的対応について、今後さらに検討を加える必要性が理解されるであろう。

4 都市における開発資金生み出しのための土地 使用権売却

公的所有の土地を私有化せず、最長 70 年等の利用期間限度つき土地使用権を都市でへ売却する中国の政策は、ロシアなどの旧社会主義国の私的所有化による土地問題の混乱ぶりからみて、望ましいものであろう。土地を利用するものとしても、長期利用の保証があれば、あえて所有にこだわることはない。所有権購入資本は生産化してしまうが、土地使用権なら一括取得してその後の減価償却費で回収でき、資本として生産化する。利用者としてもこのほうが望ましい。

だが経済特区や沿海開放都市は土地使用権を積極的に使って、インフラストラクチャー（以下インフラと略）投資のための原資に使おうとしている。だからそこでは、生産関係ではなく土地投資関連での先行的外資導入に積極的である。

しかも開発が大いに期待されるほど、土地使用権価格は将来の期待利益を先取りした価格として上昇する可能性がある。実際にそこでの土地使用権の売買価格は急激に上昇してきている。市政府等の売る側としては、インフラコストをこの土地使用権の販売価格で回収しようとしているので、買い手があるかぎり、できるだけ高騰させようとする。購入した企業は、その期間内の残余期間に限られるが、土地使用権を他の企業に譲渡することができるので、インフラが整備され進出企業が増えた時点で、購入価格より高い価格で売却する可能性がある。ビジネスの必要な面積以上

に購入しておき、周辺の開発がすすんだときに高値で余剰地を売却することが十分にありうるのである。しかも土地使用者がゆえに、土地購入と違って減価償却が認められるのでコストで落とすことができ、税対象になる利益を減らすことも可能である。

だが土地使用者価格はインフラ資金獲得のためには高くなければならないが、しかし企業にきてもらうためには安くしなければならぬ。中国にとっての矛盾である。

今までは土地使用者価格の高騰の側面を述べてきたが、一方では進出企業の少ない地域では叩き売りともいうべき安い価格の提供がなされている。インフラ資金づくりよりもまずは資本にきてもらうための価格設定といえよう。経済開発区は優遇税制を提示し、また開発区で働けば都市戸籍をあたえる措置を設けて労働力を広く集めるところも出ている。豊富な労働力をも売りものにして、独資および合弁・合作、そして中国企業等を、一定の輸出割合の条件をもうけながら、強力で誘致している。その結果、そうした将来の土地需要を期待して、不動産への仮需要も膨らみ、いまや多くの経済開発区で土地使用者価格が上昇している。

そして、「第二の上海・浦東新区」をめざす青島市でおこなわれようとしている方式は、積極的にバブルを煽りかねない危険性がある。その方式は、青島市で計画されている黄島地区（黄島経済技術開発区：15 平方キロ）の新工業団地と旧市街地とを結びつける長さ 18 キロの大橋の建設について、資金調達が不可能な市としては、開発予定地の 7 平方キロを無償で譲渡する代わりに、橋の建設（20 年間、管理権をもって橋の使用料の徴収・一定の利益の享受も認める）を引き受ける企業家を求めるといふものである。橋の建設後、土地使用者価格が上昇し、それを売却することで橋の投資が回収できる。橋の建設費が約 4 億ドルだから、対応する面積 7 平方キロでわると 1 平方メートルあたり 57 ドルとなる。これに金利を乗せ、また建設コストの上昇もふくまねばならない。そのため橋の建設費を回収するには相当な地価上昇を期待しなければならぬであろう。すでに現

地では一平方メートルあたり生産用・工場用に 70 ドル、倉庫・保税用用に 80 ドル、貿易公司には 90 ドルで売っており、可能性があるとして地元はみているようで、実際にこの計画に香港資本等が興味を示している。上海の浦東地区では、現在の分譲地で工業用地が一平方メートルあたり 100 ドルであり、金融・貿易企業用地では 1000 ドルだから、「第二の上海・浦東新区」をめざす当地区ではその水準を期待しているのかもしれない。だが、こうした巨大な開発用地が一斉に必要なほどの広大な面積の土地需要がわき起こるとは、なかなか思えない。

各地域が中国全体、あるいは沿海部の全体のバランスを考えることなく、各自が走り、土地の過剰供給になるとしたら、そのもたらす混乱は大きいといわざるを得ない。地価のバブル的上昇を引き起こすことは、開発後の進出企業や従業員の住宅コストの負担増加になる。考え方としては、開発がすすんでそれに見合っただけで地価が上昇したとしても、その地価上昇分を税金等で回収して市政府として開発利益の公平な均分をめざすべきであろう。またインフラの回収を安易に土地に求めるのではなく、所得や剰余等からの税金でもまかない、橋などの社会資本は債券発行もふくめた財政を使用する公共事業方式でおこなうべきではないかと考える。こうした先行投資は後の個人所得や法人所得で回収されるべきであり、地価上昇を一義的に追求するべきではないだろう。

5 大連にみるバブル回避の土地開発方式

港湾としての取扱い量が中国で二位を誇る大連（輸出額では第一位）も、1993 年の当初までの投資額がトップだった日本を抜いて、今や香港・マカオが一気に一位に踊り出ている。これも不動産関連への投資の反映であり、実投資額ではなく、登録投資額の数字である。工業投資については依然として日本が最大であり、キャノン一億ドル、次に東芝、TDK、セイコー、松下、小野田、マブチモーター、オームなどがつづいている。「北方香港」をスローガンにする大連として、日本の

工業投資を歓迎するところだが、しかしそうした投資の受け皿としてのインフラ整備が焦眉の課題である。そのためにも不動産関連投資が求められている。しかし不動産投資が、単なる地価高騰のみをめざして実投資を遅らせる場合には、地価の乱高下で終わり、かえって開発を遅らせてしまうことにもなりかねない。

この点、大連経済技術開発区（経済技術開発区指定第一号）の日中合弁の土地開発方式は、中国側としてもメリットの大きい投資のあり方で、また日本側でも実際の土地使用と結びついたもの（すなわち公的資金援助を入れ込みやすい投資形態）である。83年に経済技術開発区の指定を受けた大連市では、最終的には大窯新港湾地域をふくむ開発面積が70平方キロ（7000ヘクタール）に及ぶ大工業地域をめざしている。第一期の開発面積約10平方キロの建設はすすみ、すでに工業区の3平方キロは立地企業に配分済みで、約300社（うち日系企業一〇八108社－92年11月現在の営業許可ベースで135社）が稼動している。そして第二期計画として90年から95年にかけて10平方キロが開発されることになっているが、このうちの217ヘクタールが日中の合弁会社から開発・配分・管理サービスされるのがここでの特徴である。なお第二期計画としては、このほかに台湾工業団地190ヘクタール、保税區125ヘクタールが予定されている。

まず比較のために、第一期の土地配分の方法を見てみよう。第一期の土地は使用権の売却方式をとらずに、従来の短期土地貸付方式をとった。90%の土地が一年ごとの契約による貸付の形態をとっており、現在一平方メートルあたり12.1元（一元を25円として303円、一ドルを当時の130円とすれば、一平方メートルあたり2.33ドルになる）が貸付料である。なおこの金額には維持管理費をふくむ。貸付料は三年ごとに改定され、一回では30%の引上げ率を上限としている。

これに対して、第二期のうちのA地区にあたるこの217ヘクタールでは、日中合弁の大連工業団地開発管理有限公司（92年6月設立、総投資額80億円、登録資本金16億円、日本側：大連工業団地投資株式会社80%、中国側：大連経済技術開

発区管理委員会20%の出資割合）が工業団地の造成・開発、分譲、管理・運営をおこなっている。この有限公司が大連市政府・土地管理局から50年間の期限付きで土地を借りており、インフラを施して50年間の土地使用権を一括分譲する。分譲価格は工業用で一平方メートルあたり平均65ドル、住宅用が150億ドルである。面積が184.4ヘクタール（開発面積217ヘクタールの85%）、総額1億1986万ドルになる。

このなかから、借入れ料一平方メートルあたり23.5ドル、面積217ヘクタールで総額5098万ドル、インフラの工事費2560万ドル（一平方メートルあたり11.8ドル）を払うと、残り4328万ドルとなる。この残余、すなわち剰余は販売予定総額の36%であり、金利分をこのなかから支出するので妥当な水準といえよう。

第一期分の一年間の借入れ料を年10%の複利で計算すると、一平方メートルあたりの総受取額は50年間で約2704ドル、これを年10%で現在に割り戻すと、約25ドルになるから、進出企業としては第一期分の借入れ料は相対的に安く、二期分は相対的に高い。だが相対的に高い二期分の土地についても予定企業100社の確保は確実である。その理由は、インフラが整備されていて（一期では開発面積の90%も分譲し残りを道路等に当てたが、二期では余裕をもって85%に抑えている）、50年間の利用が保証され、しかも維持管理が大連工業団地開発管理有限公司が窓口（毎年の管理料は一平方メートルあたり1元）となっていて、入居企業の要請、不満を中国側に伝え、一期と異なり、迅速に物事が解決されそうだとすることが効いているのであろう。

こうした第二期の開発方式は、土地開発とその売却というリスクとインフラのための資金調達を基本的に日本側に担ってもらうものであり、中国側に大きな負担はない。しかも日本側の中核的出資者は、海外経済協力基金、そして東京銀行、日本興業銀行、および三菱、伊藤忠、丸紅の各商社などであり、この体制はその系列も含めて日本企業の、土地投資につづいての次の生産投資につながりやすいものである。また日本側に言わせれば、この開発方式のもとでは、中国側に各種の手当、

すなわち電力やその他の供給の安定化を要請しやすく、メリットがあるとのことである。

このタイプの開発方式は他の地域でも採用され、韓国資本による土地開発が天津市（1.2 平方キロ）でみられはじめている。この方式では、バブルのような土地開発会社による価格高騰へのインセンティブは考えにくい。というのは日本側に公的資本が参加していること、また系列会社をふ

くめて進出する企業が出やすいことを日中合弁の土地開発会社の第一の目的としているので、その販売価格は合理的なものと考えられる。すなわち、進出企業は購入の後すぐに土地を利用し、工場を建て、生産に直結する投資がなされることが期待でき、また生産目的に土地を購入しているので、後の土地使用権価格の高騰を期待して未利用地を大目にもつといった行動をとっていない。

第9章 宗族マウルにおける水利慣行

—韓国忠清南道唐津郡宗族マウルの事例—

林在圭・矢野敬生

はじめに

韓国の村落社会とりわけ宗族マウル⁽¹⁾に関する従来の研究は、主として「親族研究」に向けられてきた。そこでは、親族組織としての門^{ムン}中^{ジョン}がマウル(村)を超越する形で存在し、門中の原理が村を支配するところに、宗族マウルの特徴が見いだされてきた。この特徴は、とくに上下^{サンジョン}(上^{ハイン}典^{ハイン}・下人^{ハイン})関係・地主小作関係・班常^{ヤンバン}(両班^{サンミン}・常民)関係として提起されてきたといえる。

ところが、親族組織としての門中と村との関係に関してはほとんどこれまで論究されてこなかった。宗族マウルにおける村落社会の構造は、土地(地縁)を媒介として規定される社会関係と、門中(血縁)を媒介として規定される社会関係とが拮抗し、それが宗族マウルの社会構造を基礎づけている。すなわち、宗族マウルにおける村人の相互関係は、土地に対する権利・義務によって地主小作関係が形成され、一方では村人は門中の成員でもあるが故に、門中における序列によって位階関係が形成される。したがって、宗族マウルの基礎構造はこの二つの社会関係に基づいていると考えられる。

こうした宗族マウルにおける社会関係が具体的かつ顕著に現れる場面は、共同作業・共同利用慣行においてである。そこで本稿では、調査対象地である韓国忠清南道唐津郡の宗族マウル・桃李里^{トイリ}における「上桃水利契」という水利共同組織を取り上げ、とくに水利慣行や組織運営の実際を追うことで、韓国村落社会の基礎的な構造についてその一端を明らかにしたい。

ところで、水利共同組織に関する従来の研究⁽²⁾は、①「産米増殖計画」との関連で水利組合をあつかったものが多く、したがって同計画以降の水利慣行に関する研究は稀であり、とくに個別事例

に関する分析的研究が欠けている。さらに②従来の研究関心は日本人の大地主を主体とする巨大な水利組合研究に傾斜しており(たとえば李榮薫・宮嶋博史他 1992)、韓国人を主体とする小規模の水利共同組織に関してはほとんど解明されてこなかった。そこで本研究では、③韓国人を主体とする小規模の水利共同組織の成立から解体までの歴史的過程をふまえた分析をとおして、韓国的な特徴を明らかにすることをもうひとつのねらいとしている。この点でひとつは日本の水利慣行(たとえば、大澤・矢野 1999)と対比した場合に顕著にみられる韓国的な特質—すなわち、ムラといった集団的な共同性の稀薄さとある種の個人主義的志向性—であり、もうひとつは親族理論との関連のなかで、典型的な父系出自集団を形成する韓国の門中組織における紐帯または結合力の表出の仕方である。

後者の視点では、たとえばキージングは出自集団の紐帯または結合力に関して、「分節同士の関係は、父系出自のハイアラキーに沿って想定されている」⁽³⁾と述べている。すなわち、出自集団(門中)は本家(宗家)を中心に親疎関係により紐帯・団結がハイラルキーな構造をもつということを含意している。しかし、桃李里の門中においては、たとえば農地の貸借関係からみてもキージングがというような論理は妥当せず、サブリネージであるチバン間関係にはむしろ排他的な関係がみられる。また、ヌエルやティヴ族の父系出自集団を再考したサーリンズの「相補的対立、もしくは結集効果」⁽⁴⁾という視点から考えてみても、韓国的な特質はアフリカ型の出自集団の論理とは異なるものといえる。こうした観点から生業活動における門中のサブリネージであるチバン間関係についても、水利慣行や借地関係を通して論究したい。

1. 桃李里マウルの概況—土地と社会関係をめぐる歴史的展開

桃李里（行政里としては桃李里は1里と2里に分かれており、以下では特筆する必要がない限り桃李1里を桃李里と略称する）は、宜寧南氏忠壮公派門中の本拠地である。この村は武班両班の宗族マウルで、1996年調査当時66戸のうちの40戸余りが南氏一族で構成されている⁹⁾。村の家々は幾つかの谷筋に点在する数戸からなる散村形態をなしており、生業形態は水稻作を主として、タバコ・唐辛子・ダルレ（ニラ科）などの畑作を従とし、稲作・畑作の複合経営を展開してきた村である。

ここでは、調査研究対象村である桃李里が成立し、その後耕地が開発・展開されていく歴史的な過程をまず概観するとしよう。

桃李里の開発は17世紀に遡るが、宗族マウルとして成立されるのは18世紀以降とみられる。1663年に忠壮公派の派始祖である南以興將軍の殉国の忠節に対して与えられた「賜牌地」¹⁰⁾の一隅である「陽地便」^{ヤンジピョン}に宗家宅¹¹⁾を構えたことが、桃李里が宜寧南氏忠壮公派の本拠地宗族マウルとして形成されていく契機となった。入村後、南氏一族は代々大宗家（総本家）を中心に在地両班¹²⁾として土地開発を押し進め、定住の基礎を作り、日帝時代（1910～1945）に至るまで耕地の拡大を図る一方で、その運営管理は大宗家の近親、とくに大宗家へ系子（養子）として入った生家の当主によって行われてきた。かつて桃李里における耕地の分布は『韓国地名総覧』によると、家々が点在する谷筋ごとに形成された棚田状の「畑地」10数ヶ所と「田地」1ヶ所である。ここでは畑地についての論述は省き、田地についてのみ論述する。というのは、高麗時代から「米布」を貨幣の替わりとして、また米を租税の対象としてきたために¹³⁾、水田は富の象徴として認知されてきたからである。

田地の1ヶ所は村のほぼ中央に位置し、細長い棚田形状をなしており、「ハルリドウル」（弓坪）と呼ばれる（図1）。水田地域を表す地名である「ドウル」という語彙が使われているのは、当マウル内ではこの1ヶ所のみであり、その面積は20

町余りである。

弓坪の水田は18世紀まで大宗家の権威の経済的基盤であり、大宗家はその所有権を持ち、近親の傍系親族が耕作権を担うという二重構造のもとで水田耕作経営が営まれてきた。その後、傍系親族による開墾・相続が行われ、各門中成員による水田耕作経営が展開された。ところが、日帝時代に入り、朝鮮総督府は「土地調査事業」（1910～1918）や「水利組合条令」（1906）および「国有未開墾地利用法」（1907）に基づき、近代的土地所有制度と近代的水利制度を導入した。土地調査事業は耕作者の届出による土地登記制度であったために、南氏一族は桃李里一帯の耕地をのぞいて、賜牌地の大半を喪失するという結果に至った。さらに、桃李里内の耕地に関しても自作地（小作人による営農）をのぞいて、土地の所有権が耕作者に移譲してしまった。とはいうものの、日帝時代の植民地行政は地主制を温存・利用し間接的な農民支配を行ったために、南氏一族にとってはある面ではこれまでの権威を保持しうる適切的な関係にあったものと思われる。1918年の日本本国における米騒動による食糧難を解決するために、韓国では「産米増殖計画」（1920～1939）が発布され、未開墾地・干拓地の開発と水利組合の創設が全国至るところで行われた。桃李里でも図1に示したように1930年代に干拓事業が着手されることになった。事業家と知られる日本人・片原栄治郎（当時京城府在中）が二人の韓国人黄〇〇（日本名尚本吉平）と金〇〇（日本名広山章太）を作業頭とし¹⁴⁾、桃李里の西北海上にあった「桃李島」（桃島ともいう）を中心に東西に堤防を築き、公有水面（干潟）を埋め立てて「艾原」^{シユクバツコル}と呼ばれる600マジギ（1マジギ=200坪）余りの水田からなる「片原農場」¹⁵⁾を造成した。それ以来、干潟に面していた桃李里は、一部を残してすっかり内陸に位置する村へと変貌することになった¹⁶⁾。その名残としてたとえば現在でも「船村」^{ベツマウル}という小地名が残っている¹⁷⁾。

「産米増殖計画」に歩調を合わせる形で干拓化によって造成された40町余りの片原農場は、1938年に新洞貯水池を農業用水（水源）とする「新洞水利組合」を組織し、干拓地造成工事当時の作業頭であった黄をその後も農場管理人として使い、小



写真1 「ハルリドゥル」の全景 (1999)

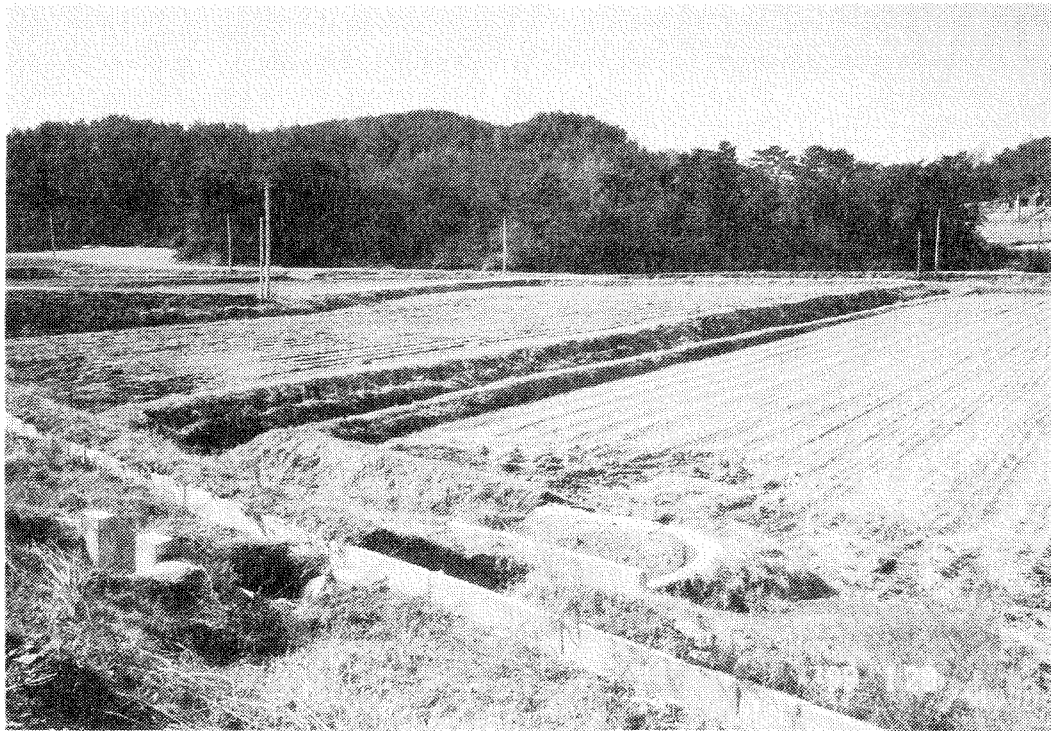


写真2 「ハルリドゥル」の耕地整理後の入水路

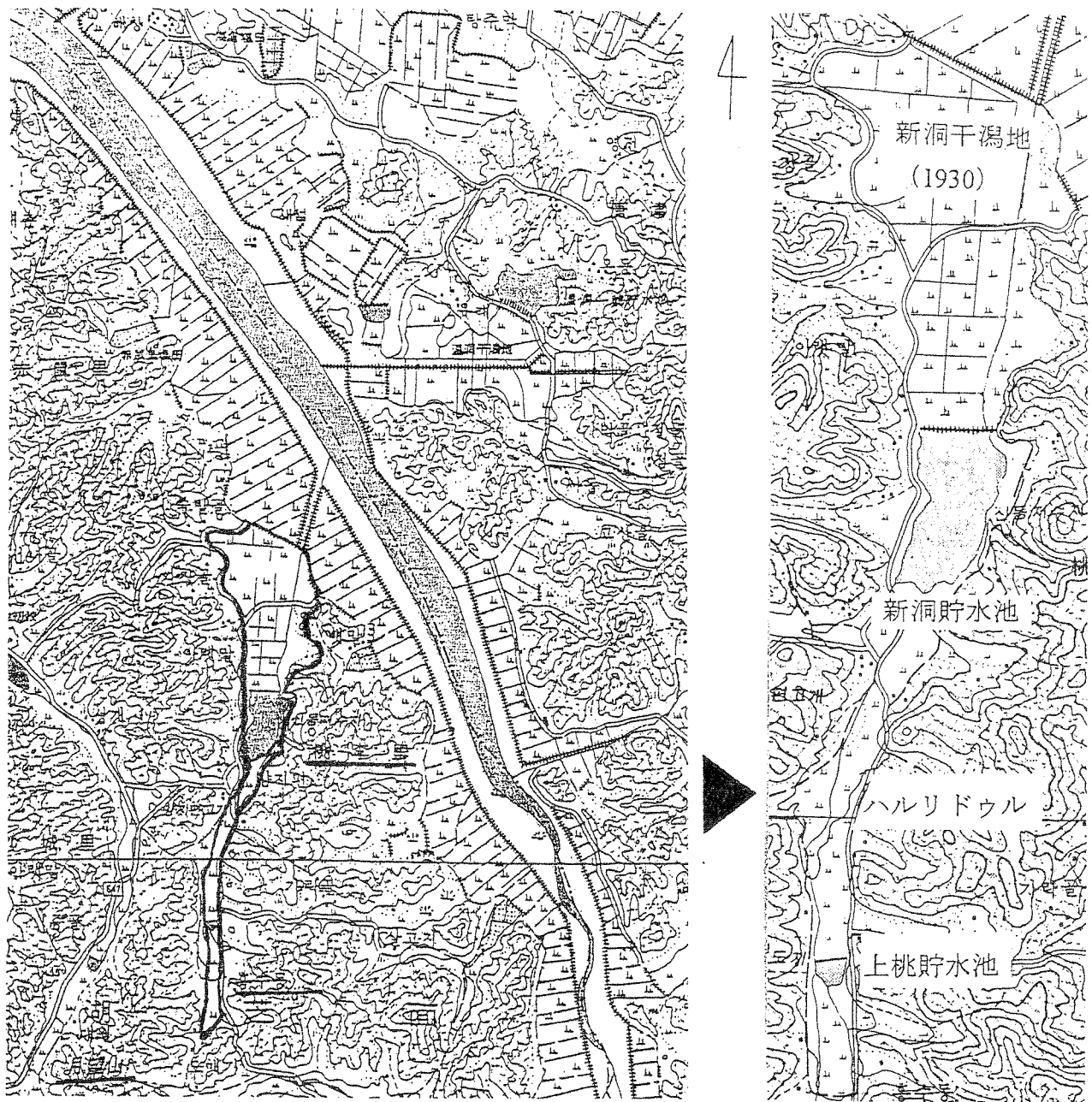


図1 桃李里マウルと「ハルリドウル」の位置

作営農が行われることになった（南氏の数人を含む）。やがて解放とともに片原は日本に引き揚げ、片原農場は1949年の農地改革によって、かつて小作人であった桃李2里の農民を中心に分配された。その後、片原農場はその名称を「新洞干潟地」（一般に「新洞」を省き、「ガンサジ（干潟地）」と呼ばれる）と改め、新たに水利共同組織「新洞水利契」が組織された。この新洞水利契に関しては稿を改めて論じたい。

解放後の農地改革は、「耕作者有田」の原則の下に、1949年6月農地改革法の制定、1950年3月

に改正法が公布され、これまでの地主制は崩壊した。南氏門中は農地改革によって大打撃を受ける結果となり、とりわけ大宗家においては農地改革法の「田畑所有限度最高3町」という制限によって田畑の多くを手放すことになった。逆に小作層であった村人にとっては自作農へと転化していく過程でもあった。

さらにもうひとつ南氏一族を苦境に追い込んだ出来事は6.25戦争（1950～1953）である。経済的基盤の危機的な状況をもたらしたのが農地改革であったとすれば、6.25戦争は地主と貧民との班

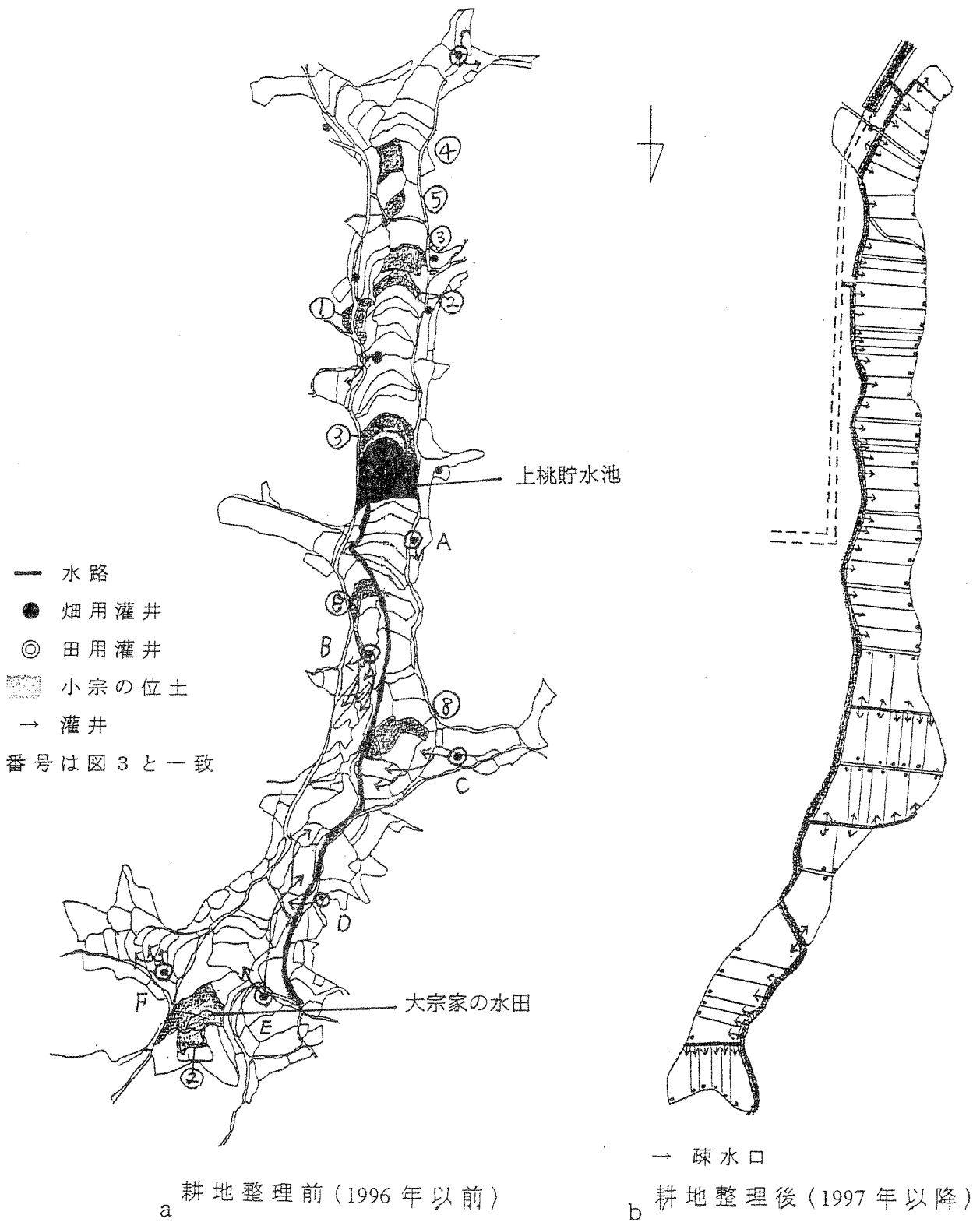


図2 「ハルリドゥル」の景観

常関係が逆転するという伝統的な社会意識の崩壊をもたらした。身分制が廃止(1894年「甲午更張」)されてから久しいが、6.25戦争を契機として社会の底辺に綿々と受け継がれてきた調和的な関係(patron-client関係)は崩壊し、地主と貧農の身分的な逆転現象が起こり、班常関係は一掃されたといえよう。というよりはむしろ地主層が貧農層を待遇せざる得ないような状況に至ったといった方が正しいかも知れない。桃李里でも短い期間(3ヶ月)ではあったが共産主義の支配下におかれ、このことは桃李里における社会構造(とくに権力構造)が大きく変貌する契機となった。

1980年代に入ると、忠清南道の西北地域(桃李里も含まれる)では韓国で最も後発の大々的な干拓事業といわれる「大湖地区干拓事業」(1981.4～1995)が行われ、図1に示したように海岸線に沿って短冊状に整理された干拓地3700haと背後地4000ha(うち灌漑改善1760ha、干拓農地3700ha)が開発造成された。その干拓農地は1991年から周辺農民に1戸当たり2400～3000坪が一時耕作地として貸与され、その後1998年3月に各戸に分譲された(3年据置7年償還)。桃李里でも58戸の農家がこの分譲にあずかった。1996年調査当時の桃李里の個別平均水田所有面積は3160坪であったことを考えるとおよそ耕地が2倍に拡大したことになる。

したがって、桃李里はそもそも村人にとって農村の意識が強かったにせよ、かつての半農半漁村であったマウルから、上述したように2回にわたる干拓事業によってすっかり純農村へと変貌するに至った。

2. ハルリドゥルと借地関係

(1)ハルリドゥルの特性

弓坪は桃李里のほぼ中央に位置し、月望山(海拔116m)と含鳳山(海拔120m)に挟まれた細長い傾斜地に開かれた水田地区である。弓坪は「大湖防潮堤事業」の一環として推進された「耕地整理事業」(1996年春～1997年春)によって、耕地整理が行われるまで農業機械も入らない程狭い100枚以上の棚田形状の水田からなっていた(図2-a)。

「弓が鳴る音が聞こえる野原」という意をもつ弓

坪は⁴⁶、かつては桃李里の中央に位置し、経済的にも農耕のうえからも最も条件の恵まれた地区であり、唯一水田開発可能な立地条件を備えた地区であった。

1996年現在、弓坪の水田所有の分布状況をみると(表1)、下から上の方へ向かって、大宗家の所有田を基点におおむね親疎によって徐々に上の方へと分布し、最も上方には他姓のものが所有する水田が位置していることがみてとれる。また、注目すべき点として門中のサブリネージである「小宗」あるいはチバン(あるいは堂内)⁴⁷の共有財産である「位土」⁴⁸が弓坪に数ヶ所点在することである(図2と図3)。

こうした分布状況からして弓坪における水田開発は、年代の特定はできないにしても、大宗家を中心に南氏一族によって下から上の方向へと行われたことが推測できる。こうした水田の開発は以下に述べるような諸条件に基礎づけられている。ひとつは、李朝期においては開発された水田は国有地であるか、あるいは一部の王族・官僚・豪族などに対して王朝から下賜され、彼らに所有権が認められたものであった。一方、こうした状況下では実際の耕作を行う農民は耕作権のみが与えられていた⁴⁹という。土地に関するこうした所有権と耕作権の交錯した慣習のもとでも、所有権と耕作権の分離は明確に存立していたが、新しい開墾地の開発過程においては開墾者に優先的に耕作権が認められてきた⁵⁰。水田の開墾を可能にする条件として宗家を中心とする門中の経済的・政治的な力が背景にあったであろうことは疑い得ないが、おそらく弓坪においては日帝期までは、宗家が所有権を有し、傍系や小作人が実際に耕作を行ってきたと考えられる。とくに両班階層は学問(儒学)に専念することこそが威信の源泉であり、「土」におりることを卑下し(農業のみならず、極端な場合には地面に接触することなくコン等に乗って移動したように)、農業に関してはほとんど関心をもっていなかった⁵¹。

さて、それではつぎに弓坪の水田における水の利用についてみることにしよう。戦前期までは月望山と含鳳山の谷水を用いるほかは、雨水に頼る「天水畚」(天水田)であったから、水利の点からみると極めて不利な状況におかれていた。上

表1 ハルリドゥル水田の所有面積 (1996、単位：㎡)

姓別	面積	姓別	面積	姓別	面積	姓別	面積	姓別	面積
南1	2846	南14*	2423	南27*	3753	南40	8145	新契	1039
南2*	7242	南15	14032	南28	2251	南41*	3015	金1	2565
南3*	1711	南16	2093	南29	519	南42*	2119	金2*	1253
南4	3577	南17*	979	南30*	9	南43	11758	金3*	1217
南5	596	南18*	967	南31*	3567	宗承	3581	金4*	1240
南6	6623	南18*	3823	南32*	439	宗四	1171	文1*	2204
南7	7	南20*	129	南33*	14	宗松	5258	文2*	2250
南8*	1936	南21	16523	南34*	14053	宗水	5146	真*	136
南9	279	南22	2334	南35	4390	宗虞	3368	成*	4073
南10	3980	南23	42	南36*	1722	宗雲	3792	孫*	1952
南11	10348	南24	845	南37*	1343	宗宜	6767	農改*	1738
南12*	2375	南25	4538	南38	2621	宗忠	1223		
南13*	5649	南26	2702	南39*	3353	上契	9279		
総計	220922	〔南氏：201255 (位土：30306)、他姓：19667〕							
坪	66946			60986		9093		5960	

*は所有者と耕作者が異なるものを表す

述したように、開田の進展に伴って用水の不足は一層加速したものである。このことは田圃のあちこちに現在する「プガン」の存在からも伺い知ることができる。プガンとは私有田に個人が専用として掘削した小さく浅い井戸である。これらのプガンは後に「灌井」へと発展していくことになる(後述)。

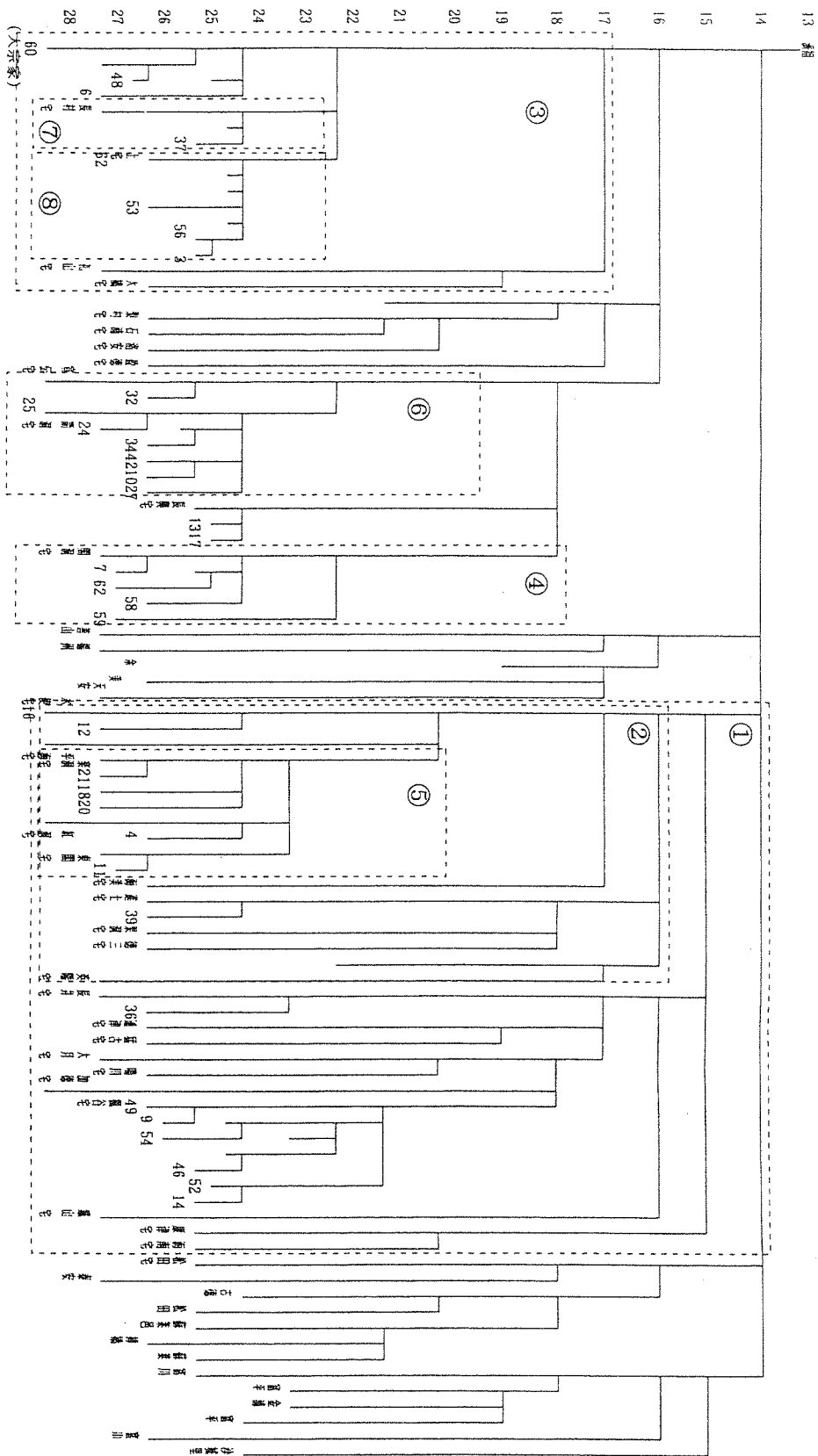
したがって、弓坪の水田耕作農民にとって用水の確保は、常に付きまとう苦勞の種であった。とくに、弓坪は傾斜地(勾配5~10度)であるために、大雨が降れば田畑はおし流されてしまう。降水量の少ない年には水不足にみまわれ、早魃被害が多発した。このため用水確保は常に不安定かつ切実な問題であり、早魃の際には、しばしば「祈雨祭」(雨乞い)の「告祀」が行われた。早魃は地方官吏の責任であるとみなされたから祈雨祭はしばしば地域または村をあげて挙行された。その他の早魃に対する共同的な対処はほとんど行われず、あとは個々人の才覚にゆだねられてきた。上述したプガンや灌井の掘削はその代表的な対処法である。こうした危機に対する個人的な対応策は、日帝時代の近代的な水利組合の仕組みが導入

されるまで綿々と続けられてきた。

(2)借地関係

戦後(6.25戦争後)韓国では「小作」という言葉は使われなくなった。代わりに「耕作」という言葉に取って代わられた。桃李里における農地の貸借関係、とくに水田における貸し借りが盛んに行われている(表2)。表2に示したように、桃李里住民の全所有面積の6割弱の水田が貸借による耕作地である。戦後日本人農場であった2里の水田41458坪を除けば、その割合は非常に高いことがわかる。

桃李里における水田の貸借関係は、耕作料から類別すると、①チバン同士の貸借関係、②他人間の貸借関係、そして③特殊事情による貸借関係の3つのタイプに分けられる。耕作料は米による固定額の現物返済となっている。①のチバン同士の貸借関係は、高祖(4代上の祖)を共通の祖先とする子孫間に行われる耕作関係であり、耕作料は一般に200坪当たり米40kgの耕作料が支払われる。②の他人間の貸借関係の場合は、他人間はもちろん、チバンの範囲を超える門中成員間で行わ



- ① 承旨公宗会
- ② 水使公宗会
- ③ 宜安君宗会
- ④ 雲瑞公宗会
- ⑤ 廣侯公宗会
- ⑥ 四派宗会
- ⑦ 栢板

図3 宜寧南氏忠壮公派門中の下位の小宗とチバン

れる場合も含まれるが、その耕作料は一般に200坪（1マジギ）当たり米80kg（1^{カマニ}）^②となっている。③の特殊事情による貸借関係の場合は、上記のルール、すなわち他人間には1マジギ1カマニ、チバン間には1マジギ半カマニのルールとは異なって低い耕作料が設定されている。とくに、①のタイプは主として位土の耕作であり、親代から高祖の代までの祭祀（忌祭祀）の費用を賄うためのものである。

出自集団の紐帯または結合力についてキージグは、前述したとおり「分節同士の関係は、父系出自のハイラーキに沿って想定されている」^③という。言い換えれば、出自集団（門中）は本家（宗家）を中心に親疎関係により紐帯・結合がハイラーキーな構造をもつということである。しかし、桃李里の忠壯公派門中においては、農地の貸借関係からはキージグがいう論理は妥当せず、門中のサブリーネージであるチバンとチバンの間の関係は、上述したようにチバンの範囲をこえると、

水田の貸借関係において②のタイプに属することになる。いなむしろ他人に貸した方が、あるいは他人から借りた方が経済的な契約関係で済むので好ましいと考えるものも多い。表2の世番13はチバンをこえる門中成員から田畑を借用しているが、その小作料は200坪1マジギ当たり弱1^{カマニ}（80kg）である。一方、世番17はチバンの位土を借用しており、その小作料は200坪1マジギ当たり0.5^{カマニ}である。このようにチバンをこえる門中成員との貸借関係の場合は、経済的な契約関係のほかに親族関係が介在することになり、言いたいこともいえないので、こうした貸借関係を避ける傾向がみられる。したがってチバンの範囲をこえる門中成員間との関係、すなわちチバンとチバンとの関係はむしろ排他的な関係にあるといえよう。

そこでつぎに、利害関係が最も顕著に現れる水利共同組織を題材として、キージグの論理を検証してみたい。桃李里には日帝時代の1938年に日本人・干拓者によって組織された「新洞水利契」

表2 戸別農地所有と借用面積（1996、単位：坪）

世番	姓別	所有地		借用地		世番	姓別	所有地		借用地		世番	姓別	所有地		借用地	
		田	畑	田	畑			田	畑	田	畑			田	畑	田	畑
1	趙	4200	3000	0	3500	21	南	1000	1000	2000	1500	41	金	10000	600	3400	0
2	金	2000	700	0	0	22	金	0	0	0	300	42	南	5000	3000	5000	3000
3	南	2000	2000	0	0	23	金	1200	400	4000	0	43	南	4000	600	4000	350
4	南	1000	700	6500	800	24	南	5000	1000	0	0	44	金	0	0	1000	1000
5	柳	2000	1000	0	0	25	南	6000	3000	3600	0	45	崔	9600	500	900	0
6	南	2000	800	0	0	26	金	0	1500	0	0	46	南	0	40	1600	0
7	南	3600	1200	0	0	27	南	500	600	300	1000	47	金	0	300	4000	0
8	鄭	0	0	3000	1000	28	金	2600	4000	0	0	48	金	3500	2000	3400	800
9	南	2400	600	0	0	29	韓	0	800	0	0	49	南	3000	500	2400	0
10	南	8000	2200	0	0	30	金	2000	0	6000	0	50	金	3600	700	0	0
11	南	600	800	4600	0	31	金	375	2300	0	0	51	韓	5200	700	0	0
12	南	0	0	1200	0	32	南	0	1400	0	0	52	南	800	0	2400	0
13	南	0	1200	5200	1800	33	文	0	0	0	0	53	南	1200	1200	0	0
14	南	2000	700	0	0	34	南	3000	7000	0	0	54	南	800	800	0	0
15	金	40	0	0	0	35	金	2800	1000	3500	1500	55	文	2500	0	4600	2700
16	南	0	2000	0	0	36	南	0	0	0	0	56	南	3000	4000	0	0
17	南	1274	728	1346	0	37	南	1000	1000	0	0	57	南	0	0	0	0
18	南	4800	1500	1000	600	38	孫	5600	300	2000	1100	58	南	0	800	0	0
19	李	1400	600	0	0	39	南	3000	1000	0	0	59	南	0	900	0	0
20	南	3000	1300	1100	0	40	金	0	0	600	0	60	南	4400	4000	0	0
総計		132589	73368	78646	20950	平均		2174	1203	59%	29%	61	南	1600	1000	0	0

(稿を改めて論じる)と、その後桃李里の住民によって組織された「上桃水利契」の二つが存在するが、以下では後者を取り上げる。

ただし、「上桃水利契」は同一の水源地をいくつかの村落がまたがって共同に利用するタイプでない。また、上記の両水利契も水源を一にするものではないことを前もってお断りしておきたい。

3. 「上桃水利契」の成立・展開過程

稲作農業を中心として営農してきた農村においては、農業用水の確保や管理が絶対不可欠な条件となる。韓国において農業用水を確保するための灌漑には、主として「堰堤」(河川を堰き止めた堤)・「ボ」(水路を利用した貯水施設)・「貯水池」の3つの形態がみられる。そして、農業用水の管理・利用は、たいがい村または蒙利民集団^{モンリ}によって共同で行われるケースが多い。言い換えれば、農村では農業用水を効率的に利用するために水利共同組織を結成しており、それゆえに水利共同組織は村の社会的統合をもたらすひとつの契機にもなっているものと想定される。

水利共同組織はその管理・運営の主体からすれば、①「土地改良組合」が主体となって水利施設を管理・運営する場合と、②農民が主体となって自ら自律的に管理・運営する場合とがある。後者は前者に比べ歴史的に古く、農民の自発的な水利共同組織をもっており、これを一般的に「スリゲ一」(水利契)と呼ぶ。

(1) 上桃水利契の成立過程

本章で取り上げる上桃水利契は弓坪の農民たちが、自ら溜池を築造し、その貯水池の水を共同利用・管理するために組織した水利共同組織である。1930年代後半に日本から導入された水利組合による水利共同利用の方式が、次第に弓坪に水田を所有する農民たちに影響をおよぼし、「上桃水利契」を組織化する気運として作用した。解放や6.25戦争の混乱期を経て、その後の政府の「灌漑改善事業」(1958)にも触発され、上桃水利契は1958年に結成されるに至った。蒙利住民の自らの手によって作られた溜池は村の名前に因んで村の上方に位置していたので「上桃貯水池」と命名され、その共同利用・管理組織である水利共同組織は

「上桃水利契」と呼ばれることになる。上桃水利契は上述した灌漑形態のうち「貯水池」のタイプに属するものであり、管理・運営の主体からすれば、農民主体の自発的な水利共同組織であるといえる。

上桃水利契は1950年代末から40年間あまり当地域の水田耕作における農業用水の共同利用・管理を担ってきた。しかし、1980年代に大々的に行われた忠清道一帯の干拓事業により、とくに「大湖防潮堤事業」において1984年11月16日に竣工された7.8キロメートルの「大湖防潮堤」の完成とそれに伴う農業用水路の完備によって、上桃貯水池の存在意義は喪失し、1997年に解体してしまう。そこで、以下では「上桃水利契」の成立・展開・解体過程を中心に、当水利契の特異性を探ることにしたい。

上桃水利契は、「上桃貯水池」の蒙利住民によって組織された水利共同組織である。上桃貯水池はかつて桃李1里において最も広い水田地区である弓坪の中央よりやや上流に位置する溜池である(図1)。弓坪は、桃李里住民にとって最も重要な水田地区であったものの、上桃貯水池の完成以前は若干の滲み水や天水に依存する水田地帯であった。弓坪の土地所有住民たち(正確には上桃貯水池蒙利住民)の自発的な総意によって上桃貯水池は安定した農業用水を確保する目的のために築造された。彼らは自ら貯水池の用地を確保し、政府から堤防築造にかかる費用の補助を取り付け、1958年頃弓坪の現在地に溜池「上桃貯水池」を完成させた。もっとも政府の援助を取り付けたのは、一義的には農民自ら不安定な天水状態から抜け出し、水利面において安全な農地⁰⁰へ変えようとする意志と、弓坪農民の自立・自活精神にもとづく総意があったからである。加えて、地理的条件においても水源の確保や配水(給水)の面でも比較的条件にめぐまれた場所にあり、天水田が集中していたという要因も無視できない。上桃貯水池の位置決定には溜池用地の確保という問題もあるが、溜池の貯水量と蒙利区域の農地面積との相関関係が一層重要な要因として作用している。

1950年代末、当時の上桃貯水池築造工事は桃李里の住民のみならず、近隣村の住民も参加して、一人当たり決められた量の労力に対して労賃を払

う「ピョンテギ」といわれる日雇い労働によって行われた。当時の作業はトラクターなどといった重機はなく、スコップやクワなどを利用した人力に頼り、土石などの運搬には「ジゲ」（背負い子）による作業であった。

ところで、築造に先立って溜池用地の確保には数年の歳月を要した。また、確保された溜池用地の購入代金は一括払いではなく、5年ローンによって購入された。まず、必要となる溜池用地面積の購入契約を交わし、その代金は水田面積別ならびに水の所要量別に割り当てられ、蒙利住民は各自4～5年かけて、毎年収穫後の現物米をもって返済した。すなわち、面積5000坪あたり米一^{カマニ}畝（米80kg）を基準として米を抛出し、4～5年かけて支払うというものであった。

上桃貯水池の完成とともに、貯水池の水を効率的に利用するために組織されたのが「上桃水利契」である。上桃水利契は1958年に「郡・面農地改良組合」に「上桃農地改良契」として登録された。しかし、上桃水利契は「郡・面農地改良組合」に登録されたといっても、農地改良組合の管理下におかれることはなく、その運営や管理などの一切は耕作者農民が主体的に行ってきた。

(2) 上桃水利契の展開過程

1958年当時から1986年までの上桃水利契の水田面積は計26137坪であり、契員は20名であった。

上桃水利契は共有財産として「溜池」9001[㎡]（2722坪）、堤防や用水路および水門を含む関連施設の用地などを含む「溝渠」367[㎡]（111坪）を共有していた。

上桃貯水池の完成とともに組織された上桃水利契は、当初、順風満帆の船出といえるような状況にはなかった。重装備機械のなかった1950年代末に桃李里の住民を含む隣村住民たちの人力によってつくられた上桃貯水池は、完成した翌年には堤防が決壊し、大々的な再工事を余儀なくされた。この工事は契員総出で行う「役事」（共同労働の賦役）で取り行われた。

このようにして完成された上桃貯水池は、以後総面積25000坪余りの水田の農業用水源として重要な位置を占めることになる。しかし、溜池2700坪あまりの上桃貯水池の貯水量は、当該水田の耕

作に十分な農業用水を供給することはできなかった。十分な水量を確保するにはさらに500～1000坪程が必要であるといわれる。こうした農業用水の不足を改善すべく、上桃水利契では毎年貯水池のすぐ上の田圃を借用する方策も行われた。これは今までなかった貯水池が新たに出来ることによって、貯水池すぐ上の田圃が貯水池の影響を受け、水はけが悪くなり、水が溜まりやすく、少々雨でも水浸しの状態となるためでもある。この田圃は以前のように苗床をこしらえることが出来なくなり、そうした浸水に対する補償として田の（これを貯水田と呼ぶ）所有者に「苗床浸水補償」が水利契から支払われた。

ところで、上桃水利契は上桃貯水池下流の水田所有農民から構成された小規模の水利組織で、とくに、彼らはこの水利組織を「家族的」と表現している。この言葉の意味は、上桃水利契が同じ集落の一部の農民が契員であるが故に水田面積や契員数が小規模であるという側面と同時に、契員間でお互いを熟知しているという状況をも意味している。さらに重要な点は、「上桃水利契」ならでの、水利契運営上の特異性を表す言葉であることに注目すべきである。要するに、「家族的である」という言葉の背後には、宗族マウルである桃李里（とくに桃李1里）の特質が反映、ないし投影されているものと考えられる。このことについては次章運営過程のなかで、より詳しく論及することにした。

4. 「上桃水利契」による水利慣行

—とくに運営過程をめぐって

(1) 上桃水利契の規約

弓坪の農業用水を確保すべく上桃貯水池を築造し、その管理・利用を効率的に行うために共同で組織した上桃水利契は、初期の水利契規約を含む、水利契に関するすべての書類や帳簿（1960～84年）を喪失し現存はしていない。そのため、早急に水利契規約を作り直す必要に迫られ、1982年に水利契規約が再制定された。初期のものと大きく異なる点はずぎの二点に集約できる。ひとつは契員資格に関する条項であり、ふたつは役員構成に関する条項である。初期の契員資格は水利契内の土地所有者に限定されていたが、後の契約では耕

作者へと変更された。すなわち、所有者であっても耕作しない場合には水税^{ムルセ}の対象とはならず、耕作者のみが水税支払いの対象となることと、役員構成が契長と総務という簡素な組織から契長・副契長・総務・理事（2名）・監事・水監というより複雑な組織へと変わった点である。

初期に作られた水利契規約の詳細な内容は現在資料が喪失したためにうかがい知ることができないが、1982年に新たに作られた「上桃水利契規約」は、第一章総則から第7章副則まで全7章からなっている。すなわち、第1章「総則」・第2章「事業」・第3章「役員（役員）」・第4章「総会」・第5章「役員会」・第6章「財政」・第7章「副則」である。

上桃水利契は、当該蒙利地域における円滑な農業用水の供給と、円滑な運営を目的とし、契員資格に関しては現耕作者に限定している。契員の資格は、出資金の有無と水利契の経費拠出とも密接に関わっている。

上桃水利契では、当初は積立金としての一定額の出資金はなかった。しかし、1986年に、「郡・面農地改良組合」の勧告により、20万ウォン弱を積み立てることとなった。また、上桃水利契では積立金とは異なるが、予期せぬ出費に対処するために、白米5～6カマニを常に保持し、主として水利契施設の修繕に使われている。その米は毎年一定量を維持しており、もし減ることになれば次の年には補充する。さらに1987年に、水利施設の改・補修のための財源確保を目的とする「農地改良契管理規則第17条4項および第18条の規定」改正により、農地改良組合は貯水池に対して「農地改良契費」を徴収し、徴収された契費は「農地改良契管理規則第20条」に依拠して管理し、積立金は最小限度10a当たり粃5kg以上に相当する金額を積み立てなければならなくなった。そこで、当水利契では1987年から秋収穫後の買穀期間中に契費を徴収することにしている。

上桃水利契の運営においては契費を徴収し、貯水田の補償、水門や堤防・水路の修理等の契費に充てる。契費の徴収は、毎年耕作面積別に「ムルセ」（水税）という名で各契員に割り当てられる。契員資格で述べたように、水税徴収の対象となるのは、契員資格をもつ者、すなわち現時点で上桃

貯水池から用水を引き水田耕作を行っている者である。要するに、当該地域内の水田所有者であっても、休耕する場合は水税徴収の対象からは除外され、さらに小作や賃貸した場合も所有者は対象から除外される。かわりに小作人や被賃貸者が水税対象者となる。

上桃水利契の役員（役員）構成をみると、前述のとおり当初は契長と総務各1名という非常に単純な組織体であったが、1982年に新たに制定された規約には契長・副契長・総務・監事・水監の各1名と理事2名をおく計7名の構成となっており、組織が強化されたことがうかがい知ることができる。上桃水利契の役員構成の強化は、1970年代末から80年代にかけて、契員の移動や小作関係の複雑化の深化などといった、様々な問題が発現したことに起因する。しかし、実際には副契長や監事はほとんど機能せず、主として契長や総務、そして理事と水監が主たる役割を担っている。1992年には、副契長職は理事へと替わり、有名無実であった監事職は廃止された。さらに、水利契の最も重要な役職の一つである「水門の開閉」などを行う水監（一般に「ムルガムドク」と呼ばれる）も1992年には、総務の役割に吸収され、水監職も廃止されるに至る。

1992年から1997年に水利契が解体するまでは、水利契の中核をなす役員構成は、ふたたび契長1名、総務1名、理事3名という単純化された組織体になる。すべての役員の任期は2年間であるが、多くの場合再任することが多い。したがって、役職は水利契の全メンバーが経験しているわけでない。とくに、契長は人望・人徳や信頼の厚い人物、門中における上位世代の人（長幼の序）、なかでも特に説得力を兼ね備えた人物に限られる傾向がみられる。契長の役割は水利契を代表し、定期総会や臨時総会および理事会を招集することである。総務の役割は水門の管理、会議の手配、帳簿の記載および管理・保管などである。理事は契長や総務とともに重要案件に関して一次審議を行う役割を担う。

役員の報酬についてみると、契長と理事には報酬がなく、総務のみ年間10000ウォンの手当が支給されたが、水監の役割を総務の役割として吸収した1992年からは年間の総務手当の支給額が

20000ウォンになった。しかし、総務手当が倍増したといってもその金額は僅かなものにすぎず、彼らの言葉を借りれば「飯代にもならない」金額である。

役員の特権についてもそれほど強くはない。このことは、既述したように上桃水利契が「家族的」であるといったこととも密接に関連している。すなわち、役員が強い権限を持ち、水利契の規則（契則）に則って厳しく取り締まることのできないという宗族マウルの特徴を示している。水利契の役員も契員もみな門中の成員であり、門中の論理が影響するからである。このことは当契のもっとも大きな特徴のひとつである。

上桃水利契の会議には「総会」と「理事会」があり、総会は年に1回、秋の収穫や後片付けが終わる12月末頃定期的に行われる「定期総会」と、緊急時に行われる「臨時総会」とに分けられる。総会は全契員が参集して行われるのに対して、理事会は水利契の重要案件が持ち上がったときに、契長・総務・理事が集まって審議を行う。総会が開かれる場所は主として総務宅であるが、なかには契長宅で開かれる場合もあり、また堤防の決壊や水門の故障などの時にはその現場で開かれることもある。

定期総会では運営費の予算・決算の審議、役員を選出、配水時期、関連施設の保全・修理、水税の抛出など、種々のことが話し合われる。臨時総会の典型的な契機は、主として旱魃による水不足に対する対処（後述）であるが、ここでは水利契の名義移転に関する臨時総会の事例を紹介しよう。

1985年3月15日に、臨時総会がマウル会館で開催された。参集者は役員らを含めて11名で、案件は「溜池特別措置法の所有権移転」による名義者選定に関するものであった。すなわち、「溜池特別措置法」の制定によって、それまで特定の個人の名義で登録されていた「上桃水利契の溜池所有権」が（法人格としての）共同名義に移転することが可能となった。それを受けて、当契では共同名義者となる代表者を選定するために臨時総会を召集した。総会の結果、貯水池の築造する以前の名義者であった特定個人（南基○）から水利契の法人格としての代表者である当時の契長（南○祐）、副契長（南○赫）および理事2名（南相○・南○松）

の計4名が選出され、この4名に名義移転が行われた。

この臨時総会で特筆すべきことは、通常であれば会議場所は概ね総務宅で開かれるが、この総会はマウル会館という村の公の場で開かれたことである⁹⁹。このことは、当総会で扱う案件が水利契の範疇を超えて、その影響がマウル全体に及ぶ問題であると考えられたためである。

ところで総会における決議は、満場一致の方法を採っている。また役員を選出、とくに契長や理事は契員の推薦によって全メンバーの同意を得て選出されるが、総務だけは契長の指名によって選出される。当時選出された役員は契長・南○祐、副契長・南○赫、理事・南○鉉・南相○、総務・南○栓、監事・南○松、水監・南○祐であった¹⁰⁰。

上桃水利契の財政、とくに共有財産である溜池の所有権に関する規定をみると、溜池は契員の共同所有であるが、その権利は個々人の所有面積に比例しており、この溜池の所有権は、後々当水利契が解体する際に重要な取り決め事項として作用することになる。

(2) 上桃水利契における共同労働と水税

年度の仕事始めは契長および水監（もしくは総務）が、前年秋の収穫以来放置されたままの貯水池や水路など関連水利施設全般を、春先に一齐に点検することから始まる。この点検によって主として疎水口補修、水路の浚渫や修理の有無、貯水池堤防の補修や池底の浚渫作業の有無などが判別される。補修を必要とする規模が小さければ、契員の労働力のみで、大規模ならば政府の補助を受け、契員全員の共同労働で行われる。とくに、こうした共同労働を「役事^{ヨクサ}」または「賦役^{フヨク}」と呼ぶ。

当水利契では、貯水池を築造した翌年に発生した堤防の決壊の時と、1970年代末頃に行った池底の掘削作業（浚渫作業）時に政府の補助を受け、大々的な共同労働の役事を行った。しかし、これら2回の役事を除けば、上桃水利契では役事と言うほどの共同労働はなく、せいぜい毎年春に行う水路の浚渫や補修作業があげられる。しかも、100メートルあまりの共有の水路が1985年以来セメント化するとともに、掃除は年1回ではなく、2～3年おきに1回行うことになった。共有水路以

外の水路掃除は、水田が接するところをそれぞれの耕作者が行うことになっている。

上桃水利契では1985年から貯水池の疎水口補修や水路掃除などの時には契員総出の共同労働で行うことを断念し、契員の中で都合の良い者が出て、賃労働で行うこととした。その背景には規約を守らない契員が続出し、不参加者に対する処罰に困り果てたという状況があり、その結果として編み出された方法である。こうしたやり方は崔在錫の指摘した契員総出で行う「役事」の共同とは異なるものであり、共同労働の変形といえよう。ここでは、崔在錫のいう契員総出で行う役事の共同労働を「役事型共同労働」と呼ぶことに対して、上桃水利契に特異の共同労働を「労賃型共同労働」と呼ぶことができよう。

「役事型共同労働」の場合は、要するに一般的に契員総出で決められた作業を一斉に共同で行うか、所有面積別に作業日数などの個別的に割り当てられた作業量を行うかの、二通りの方法がとられる。後者がより公平の原理が期せられていると言えようが、いずれにせよ、契員総出で行われる共同労働であることには変わりがない。また、役事型共同労働における不参加者には、「グォルメ」と呼ばれる出不足金（罰金）が課せられる。

一方「労賃型共同労働」とは、契員の中で都合の良い者が出て、決められた作業を参加者のみの作業で行うという共同労働であり、その労働に対しては契運営費の中から労賃という形で支払われる。したがって、労賃型共同労働を特徴とする上

桃水利契では、共同労働の不参加者に対して出不足金が課せられることはなく、参加者に対して水利契の経費から労賃が支払われるのである。1990年5月9日に契員のうち10名が出役し、水路補修作業を行った。その際の労賃は一人当たり日当10000ウォンであった。

ところが、例外的な例として1992年度の総会で「疎水口の木材除去作業を契員総出で1月5日に行うこと」にした。この作業の不参加者に対しては出不足金として日当2万ウォンを徴収するということとした。例年であれば、共同作業への不参加者に対して出不足金を徴収するのではなく、参加した者に対して労賃を支払うのであるが、この度は強いて役事型共同労働の形式をとったのである。この時以外は役事型共同労働の形式を適用したことはない。なぜならこの時の作業は大勢の労働力を必要とする作業であったことに加え、出役しようとする契員がほとんどいなかったからである。出役参加者が少ない要因としては、若年層の他出による契員たちの高齢化、出役労働に対する労賃の安さなどがあげられる。これに対して契員間の紐帯弛緩に対する戒めとして役事型共同労働の方式を取り入れたものと考えられる。その効果は絶大のものがあ^チ、体面（世間体）を重んずる宗族マウルの習わしからすれば当然推測されることであって、実際罰金が支払われる事態は発生しなかった。

表3は、1984年度の「上桃水利契の耕作面積別・耕作者および水税」を示したものである。

表3 上桃水利契の耕作面積別耕作者および水税(1985)

耕作者	面積(坪)	水税(kg)	耕作者	面積(坪)	水税(kg)
南○松	557	5.6	南○鉉	1234	12.3
文○福	417	4.2	南○模	4385	43.9
孫○元	529	5.9	南○烈	970	9.7
南○相	100	1.0	南○七	1343	13.4
南○君	580	5.8	南○孝	808	8.1
南○祐	1327	13.3	南○赫	3414	34.1
南○哲	860	8.6	南○統	2386	23.9
南○穆	400	4.0	金○教	450	4.5
南○烈	3492	34.9	金○東	152	1.5
南○基	1723	17.2	南○興	1010	10.1
計				26137	262

表3によると、水税の名で呼ばれる水利利用料は、おおむね耕作面積100坪当たり白米1kgの割合で拠出する。もっとも、当水利契では経費を「契費」という名で拠出するのではなく、水利利用料として水税を拠出するのである。しかも、その水税は現在の耕作者（所有者であれ小作人であれ）に対して課せられるものである。

1988年からは、水税を現物（白米）徴収から現金徴収へと変更した。水税の現金化は桃李里における換金作物の盛んな導入（たとえばダレやコアリ唐辛子）とその脈絡を一にするものである。水税は従来通り耕作面積別に割り当てる。つまり、水税は耕作面積100坪当たり白米1.5kgの割合で、白米1kg 1050ウォンの算定で各契員から徴収した。また、1989年には白米1kg 1087ウォンに換算された。

(3) 上桃水利契における配水

上桃水利契の総面積は、道路や河川の整備に編入されたわずかな面積を除けば、その増減はほとんど変化がなかった。しかし契員は15~20名の範囲で年次によって変動している。それは契員資格が水田所有者ではなく、耕作者にあるからである。契員は固定されているのではなく、潜在的に毎年変わる可能性を秘めている。しかし、ほとんどの場合自分の土地は自作するので固定化しているように見えても、上桃水利契では特異な慣行（取り決め）として毎年耕作者としての資格を更新するということになっている。近年になるにつれて高齢化や離村による貸借による耕作が増えつつあるので、契員数は若干流動的である。従来は契員数は相続分割による増減の他にはたいした変動もなく、耕作地を村外者に売買することもなかった。また、畑から水田への地目変更などによる新規加入者に対しても、入契に際しての特別な規則や慣行は認められない。新規入契は、その年の水税を支払うことで承認をうける。このことから契員の資格あるいは新規入契の規則が、比較的ゆるやかであることがうかがい知ることができる。言い換えれば、契員は毎年の耕作者によって更新されていくものであるといえる。また表1をみると所有者と耕作者の不一致が多いことがわかる。このことはかつては所有者が同時に耕作者であったも

のが、次第に所有者と耕作者が乖離していったことの反映でもある。

つぎに、上桃貯水池の配水時期についてみることにする。上桃貯水池の配水は年2回行われる。まず一回目は、4月15日前後の苗床をこしらえる時期に行われる。弓坪は昔からしみ水が沸き、苗床を設ける場として適していた。2回目は「ノンガリ」（田起こし）といわれる耕耘作業や、「ソレジル」または「ロータリー」といわれる代掻き直前、すなわち田植えの15日前ほどの5月10日前後に行われる。配水は貯水池の水門を開放して行われる。水門開閉の管理は、既述したように従来は水監の役目であったが、後に総務の役割に移管された。総務は総会で決められた配水期間中に水門を昼間のうちは開け、夜には閉める。洪水など降雨量が必要以上に多いときには側方を流れる排水路に流水する。

ところで、弓坪の水田は上桃貯水池の築造やいわゆる貯水田の借用など、農業用水の確保のための色々な措置や工夫が講じられた。にもかかわらず農業用水に関する心配が完全に解消されたわけではない。毎年平均して20~30パーセントの水田は依然として水不足が続いた。それ故に、配水をめぐって絶えず言い争いが起こったりもした。こうしたトラブルの多発は、役員人選において影響を与え、役員は公平かつ説得力をもつ人物が推挙される傾向がみられた。

弓坪の水田耕作における水不足は、1985年頃から苗床の集中化と畑から水田への地目変更により、一層拍車がかかった。こうした水不足を解消するためには、かつてしばしば行われた祈雨祭といった雨乞いの告祀は行われず、現実的な対処法が講じられた。その対処法とは、「ゴアンジョン」（灌井）と呼ばれる井戸を掘ることであった²⁸。前出した図2-aからも分かるように、灌井の位置は、溜池の位置から上の数ヶ所を除けば、下流の端に集中している²⁹。溜池から遠いところに灌井が集中しているのは、根本的には溜池の貯水量が不足したからである。さらに、個人的に灌井が掘られ、しかも溜池から遠い下流の方に集中している。この主な要因は上桃水利契の「配水方法」（後述）と密接に関連している。すなわち、平等な配水が行われてこなかったことの証であり、後述するよう

に灌井を掘る以前は平等な配水をめぐっての争いが繰り返された。

上桃水利契の農業用水の不足に対する対策には、既述したように溜池の貯水量確保のために貯水田を借り入れるという「共同対策」もとられた。しかし、こうした共同対策を講じたにもかかわらず、水不足は完全な解決には至らなかった。したがって、上桃水利契では水不足に対する共同責務を、部分的に個人に押し付けるかたちがとられた。そうした方策のひとつが個人的に灌井を掘る(図2と図4)ということである。図2に示したAは南相○(1980年代中頃)、Bは南基○(1985)、Cは南○善(1980年代中頃)、Dは南統○(1995)、Eは南○信(1989)、Fは韓○烈(1989)、そして南端のひとつは金○能(1985)の個人用灌井である。とくにEは近いDから引けば便利であろうが、灌井は基本的に個人用であるから地形を逆らってまでも遠い自分所有の田圃に水を引いているのがわかる。

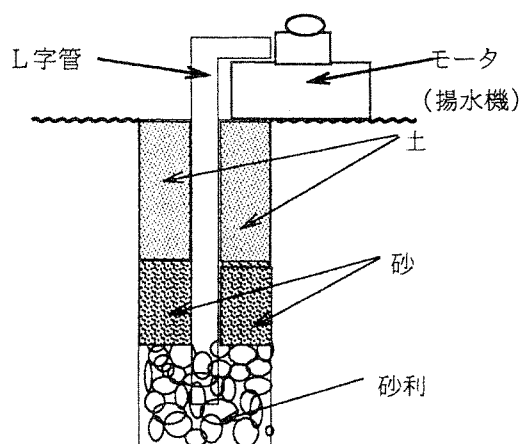


図4 ゴアンジョン(灌井)の模式図

つぎに、上桃水利契における非常時の配水方法について見ることにしよう。平常時の配水方法は傾斜を利用し、上の田から下の田へ順序よく配水を行う方法をとっている。しかし、日照りがひどい年には溜池の貯水量が少なく、その際は非常策の配水方法を講じなければならない。こうした時の代表的な非常策は、個々の田圃を半分に分け、まず半分ずつ給水を行い一巡した後、残りの半分に給水する方法である。この方法は貯水池の水をすべての契員が公平に利用するために、個々人の所有面積ごとに細分化し、給水の順序を決めて行

われるものである。この配水方法は「田割当制」⁹⁰と呼ばれ、こうした田割当制の配水を、とくに「分水」と呼ぶ。

崔在錫によると、分水方法の中でも田割当制による方法が「もっとも典型的な分水方法である」⁹⁰といわれる。このような分水は、契員の利害と直接関わる問題であり、臨時総会などで決められ、その決議に従って執行される。しかし、当水利契では非常時の平等な利用のために、配水方法を臨時総会で定めているにもかかわらず、しばしば執行過程でそうした取り決めを違反する事態が起こる。その多くは、たとえば個人が勝手に夜間のうちに貯水池の水門を開けて自分の田圃に流水してしまうことである。こうした場合は、水利共同利用上の「公平の原理」が崩れて争いが起こる。その際の窮極の解決方法は、「世間体」に訴えることであるが、当水利契ではそうした解決法をとることができず、契員は心中につねにわだかまりを抱くことになる。

水利共同利用上の公平の原理が保持されるためには、徹底して規則や取り決めを遵守する必要がある。しかし、当水利契においては下記に述べるような理由から、しばしばその公平性が崩れる。このことは他の水利契とは違って、当契における最も注目すべき特徴でもあると考えられる。とくに、こうした際に役員の器量・力量の発揮が期待されることになる⁹¹。

まず、当水利契では各々水田のもつ特質に配慮がなされる点である。耕作していない休閑期の田について、乾燥している田は田植えまで乾いた状態のまま、水を張った田は水を張ったままの状態が良いとされる。当地の言葉を借りれば、乾燥した田は「日焼けにした方がイネの育ちも収穫も良い」とされ、乾燥したまま田植えの準備が始まるまで水を張らない。しかし、溜池のすぐ下のところなどしみ水・湧き水の出るところの田は休閑期であっても「一度水がはった状態から乾かしてしまうと、イネの育ちが良くない」といわれ、こうした水田には休閑期であっても給水する必要がある。当水利契においては、こうした旧来からの伝統的な知恵や慣行が規則や取り決めよりも優先されてしまう。それ故に、水利共同利用において機械的な実質的公平の原理が一步後退せざるを得ない結

果をもたらす。

もうひとつの要因は、いわゆる「盗水」におけるやりとりである。これは水利用における規則違反者に対する処罰のあり方とも関連する問題である。例えば、長期の日照りなどで水不足の際の非常策として「田割当制」分水時にしばしば盗水が行われる。「田割当制」分水の場合は、先番となった田に先ず給水し、後番となった田は先番の田が一巡するまで待たなければならない。田割当制分水のルールは、先番の田が一巡するまで後番の田は、順番を守るのが当然である。にもかかわらず、当水利契では典型的な盗水の例として、個人的に夜の間先番の田の水を後番の田へ、畦などを切り崩して流し入れるという事態がおこる。翌日になって、「先番の田の水が干上がったから給水してくれ」といったクレームをめぐって諍いがおこる。当水利契では、こうした際のルール違反者に対する処置が曖昧で、問題の原因究明や責任追究が徹底的に行われず、主として個人の良心に委ねられる傾向がある。規則違反者に対する処罰や処置は、水利契規則にも記載されておらず、「温情主義的な処置」がとられるのが常である。したがって、こうした水利契の共同利用における公平性の欠如は、契員間のしこりを残しかねない。

水利秩序の保持や規則違反者に対する処罰や処置は、きわめて微妙かつ困難な問題である。それは、ひとつに配水および水利施設の管理に関する権限の所在の問題でもある⁽³³⁾。

上桃水利契では特定の人にその権限を委ね、取り締まるという方法よりは、むしろ権限や責任の所在が総会に委ねられている。さらに、規則違反者に対する処罰や処置は規則に則るものではなく、違反者自身の良心や「社会的体面(フェイス・トゥ・フェイス)」に訴える方法をとるからである。こうした背景には宗族マウルの特殊事情が反映しているといえるだろう。

5. 「上桃水利契」の解体

上桃水利契の蒙利地域を含む弓坪全域は、「大湖防潮堤事業」(1981.4~1995)によって淡水化され、大規模農業用水路が整備され完成をみた。さらに、弓坪全域は「大湖防潮堤事業」の「大規模農業総合開発計画」⁽³⁴⁾の一環として、図2-bに示

したように1996年春から1997年春に耕地整理が行われた。この結果、上桃貯水池は水田として編入されることになり、上桃水利契はその存在目的を喪失するに至った。

上桃水利契では、当契の解体に向けて二つの会議がもたれた。ひとつは、1999年1月11日に役員らが集まって開かれた理事会である。この理事会には契長・総務・理事各の3名と、その他契員1名を含めて計6名が参集し、契長宅で行われた。その時の案件を整理すると、下記の通りである。

- | |
|-------------------------|
| 一、会議日時 1999. 1. 11 |
| 一、上桃水利契の溜池・溝渠に関する地分確定の件 |
| 一、南基○関係溜池所有面積確定の件 |
| 一、南○祐・南相○土地売買による地分所有権の件 |
| 一、南○○の田整理の件 |
| 一、その他 |

上述の案件のうち、「南基○関係溜池所有面積確定の件」に関しては会議が終わった後、土地台帳の地籍図を確認することが申し合われた。また、「南○祐・南相○土地売買による地分所有権の件」に関しては、上桃水利契の規約通り、現所有者に権利があるということが確認された。さらに、「南○○の田整理の件」については、水利契に編入されていた南○○の農地40坪に対して、坪当たり12000ウォンを支払うことが話し合われた。このように、総会にかけける前に、主だった役員らが集まって水利契の解体に向けての準備作業として、重要案件が提起・審議された。

この理事会による一次審議が行われてから8日後、上桃水利契の全契員が参集し、臨時総会が開かれた。その詳細は下記表4の通りである。

この臨時総会を最後に40年あまり続いた上桃水利契は、その歴史に幕を下ろすことになった。上桃水利契の最後の臨時総会は、1999年1月19日に総務宅で開かれた。この会議ではおおむね事前に開かれた理事会で審議した諸問題が再び議論され、最終的に承認された。

上記に示したように、上桃水利契の最終会議である臨時総会では、とくに契内の所有者別土地の

移動事項に関して、土地台帳による追跡調査および地分の確定作業などが行われた。これらの作業は、耕地整理に伴って水利契共有の溜池が水田として編入されることとなり、耕地整理における「換地問題」と密接にかかわってくる。溜池は弓坪土地所有者全員に、坪当たり10000ウォンという価格で売却される。溜池売却金は水利契契員それぞれ（15名）に、土地所有面積に応じて配分された。また、当会議では水利契の功労者である里長や総務に対して表彰も行われた。こうして上桃水利契は、水利契共有財産の売却金を個人別に分配することで、最終的な作業を終え、解体することになる。

一方、当水利契の契員同士が、総会以外の機会に親睦などの目的で自発的に集まることはこれまでほとんどなかった。しかし、多くの契員から、水利契の解体を際して「ヘポラドプルザ」（今までの感情のもつれをほぐそうじゃないか）という意見が出され、一緒に旅行に行く計画を立てた。ところが、会議が長びき、遠出は出来ず面所在地で飲食を共にすることで終わる。この共食会をもって上桃水利契は解体し、再び参集することはなかった。

上桃水利契の解体後の弓坪全域は、大湖防潮堤事業によって耕地整理とともに大規模用水路が完備された。上桃水利契解体後、弓坪水田は1997年から、「農漁村振興公社」の管理下に入る。当振興公社の水税は、1平方メートル当たり6ウォン（坪当たり19ウォン）である。当地域における農業用

水の心配は完全に解消され、農民からは「水の心配もなくなり、各自が必要なとき必要な分、気兼ねなく利用できるようになった」というよろこびの声も聞かれる。米の収穫量が2から3割減少したことよりも、用水の心配がなくなったことや耕地整理によって一筆当たりの耕地が拡大したために機械化耕作が可能になったこともあり、過疎高齢化の進行しつつあるこの地域では大きな利点といえる。

むすびにかえて

本論では、水利契の成立から解体までの歴史的プロセスとともに宗族マウルにおける門中と村との関係の一端を明らかにするために、水利共同組織を取り上げた。

水利共同組織を通して見る限り、村における共同性が希薄であることが顕著な特質であるといえるだろう。伝統的に共同利用組織をつくるというよりは、個人個人が個別に問題を解決することが共同性よりも優先されてきたことが上述した事例からみてとることができる。すなわち、水利共同組織は戦後日本人による水利組合の導入に影響され、戦後村内に組織されたとはいえ、用水確保の際におけるプガンや灌井による対処法はまさにこうした共同性の希薄さの象徴といえる。

一方、宗族マウルを本拠地としながらも門中は村を超えて組織され展開される。しかし、門中の原理である「長幼の序」は水利契運営における温情的処理策は公平の原理を制約する一方で、成員

表4. 臨時総会会議録（1999年1月19日）

- | |
|---|
| <p>1. 上桃水利契所有溜池・溝渠に関する地分確定の件
 イ.南基○所有240-2畝（田）所在493平方メートルは個人所有
 242-5田（畑）所在613平方メートルは水利契所有
 ロ.南相○所有2096平方メートルに関しては該当なし
 ハ.南基○所有2096平方メートル（桑畑）は該当なし</p> <p>2. 上桃水利契共同所有地道路編入用地補償金精算の件
 イ.南基○17平方メートル分（1平方メートル当たり4900ウォン）
 83100ウォン水利契へ返金</p> <p>3. 南基○260平方メートル所有権移転による精算の件</p> <p>4. 南○○所有畝（田）40坪水利契売買精算の件</p> <p>5. その他、表彰の件</p> |
|---|

間のわだかまりを温存し、かつ増幅させる。最終の水利契総会における発言（「ヘポラドブルザ」）はまさしくこうした状況を如実に象徴している。

また、父系出自集団（門中）の紐帯に関するキーキングの「分節同士の関係は、父系出自のハイアラキーに沿って想定されている」という論理や、サーリンズがいう父系出自集団における「相補的対立、もしくは結集効果」⁽³⁵⁾といった様態は、当地では成立せず、堂内を基軸とするチバンは土地開発や経済活動においてむしろ個別的展開をみせる。このことは、門中の機能が本来的に先祖の祭祀にあり、経済活動などはそれに従属されるからである。

それゆえに、上桃水利契に象徴されるように、マウルにおける共同性は外部条件さえ整えば容易に解体してしまうこととなる。したがって、本論で論じた事例にみられるように村における共同性あるいは領域統括は日本と対比した場合に、とくに弱いものになっていると言わざるを得ない。

謝辞

本研究は文部省科学研究費補助金（国際学術研究）「日本・中国・韓国現代社会の基礎構造に関する実証的比較研究（研究代表者：矢野敬生、研究課題No:09044040、1997-1999）」と早稲田大学の「特定課題研究（林在圭課題No.99A-8991999）」による助成の一環として行なわれたものである。

なお、本研究に際しては、桃李里の方々に大変お世話になった。とくに、里長の南基赫氏、大宗家の南宙鉉氏、上桃水利契長の南統祐氏に対しては、お礼の言葉の申し上げようもない。

註

- (1) 宗族という用語に関しては議論が多く、統一されていない。研究者によって「氏族」（金宅圭）、「宗族」（金斗憲・李光奎）、「同族」（崔在錫）などが使われる。しかし本稿では「宗族」という用語を用いることとするが、それは「本貫祖（始祖）」を頂点とするその子孫全体の範囲を指すものと規定しておく。また、「マウル」というのは、おおよそ日本語の「村」に照応する。
- (2) 崔泰鎮、1966「1920年代における日本帝国

主義の産米増殖計画の掠奪的本質」『朝鮮学術通報3-1』。西條晃、1971「1920年代朝鮮における水利組合反対運動」『朝鮮史研究会論文集8』。堀和生、1976「日本帝国主義の朝鮮における農業政策」『日本史研究171』。林炳潤、1981「産米増殖計画—その推進主体の性格規定を中心に—」『日帝の韓国植民地統治』正音社（韓国語）。田剛秀、1984「日帝下水利組合事業が地主制展開に及ぼす影響」『経済史学8』（韓国語）。李愛淑、1985「日帝下水利組合の設立と運営」『韓国史研究50・51』（韓国語）。河合和男、1986『朝鮮における産米増殖計画』未来社。松本武祝、1991『植民地期朝鮮の水利組合事業』未来社。李榮薫・張矢遠・宮嶋博史・松本武祝1992『近代朝鮮水利組合研究』一潮閣など。

- (3) Keesing R.M., 1975 'Kin Groups and Social Structure' (New York: Holt, Rinehart and Winston)の和訳本である『親族集団と社会構造』（1982）R.M.キーキング著、小川正恭・笹原政治・河合利光訳、未来社。
- (4) Sahlins, Marshall D. 1961 'The Segmentary Lineage: An Organization of Predatory Expansion, in Anthropologist, vol.63:322-343' 向井元子訳「分節リネージ—侵略的領域拡張の組織」1982『社会人類学リーディングスI』アカデミア出版会。
- (5) 調査経緯と手法については、柿崎京一他1997「韓国忠清南道の両班村桃李里における文化と社会(その1) —村落悉皆調査の手法と経緯—」『人間科学研究』第10巻第1号、早稲田大学人間科学部参照。桃李里の門中については、林在圭1998「韓国における「門中」の構造と機能—忠清南道宜寧南氏忠壯公派門中を中心に—」『村落社会研究』通巻9号日本村落研究学会、および金一鐵他1998『宗族マウルの伝統と変化』白山書堂を参照されたい。
- (6) 賜牌とは国から功臣などに奴婢・山林・田畑などを授けることで、南以興將軍は大湖芝面（現在41村）と隣接する貞美面（現在79村）の半分を授けられた。記念館に保管されている登記簿謄本である「賜牌節目」（1856）によると、13の村が含まれている。

- (7) 宗家とは、代々長男（父系嫡男）系の家であり、その当主を宗孫とよぶ。とくに、支派または堂内の長男系の宗家と区別するために、始祖（派祖）からの代々長男系を大宗家という。宗家は日本の本家に照応する。
- (8) 両班（ヤンバン）は、朝鮮時代において官僚を輩出することができた最上級身分の支配階級である。元来の意味は、国家の公的な会合における二列の並びのことであり、東班（文官）と西班（武官）を意味する。
- (9) 李春寧1989『韓国農学史』民音社、57頁。
- (10) 大湖芝面の面誌によると中本総之郎となっているが、住民によると片原は当該地域の管理者であり、中本が実際の工事主であったという。
- (11) ハングル学会、1974『韓国地名総覧4』（忠南編）、248頁。現在は新洞干潟地または干潟地と呼ばれる。
- (12) 桃李里の一部・サルコジ（箭洞）などは1980年代まで海に接していたが、1981年4月16日に始まり1985年9月30日に竣工された大湖防潮堤工事によって内陸と化し、かつて半農半漁村としての桃李里は完全に農村マウルへと変貌してしまった。
- (13) 当地名の由来は、当時干拓事業の際に、堤防を築造するために船着場として物資を輸送したところであったことからその名が付けられたといわれる（大湖芝面『我が故場大湖芝』1984：19）。
- (14) 弓は武官であった祖先のシンボルであり、今日立派な弓道場が建てられている。
- (15) チバンとは、門中のサブリネージの一種である。高祖（現当主から遡って4代上の祖先）を頂点とする子孫の集団を「堂内」といい、この堂内と必ずしもその範囲が一致しないが、当門中においてはほぼ一致している。チバンの上位セグメントは小宗である。
- (16) 位土とは先祖の祭祀の費用を賄うために設けられている共有地のことである。
- (17) 李春寧1989『韓国農学史』民音社、57頁。
- (18) こうした所有権と耕作権の分離現象は、後々の農地改革の導因にもなったものと思われる。すなわち、戦後の農地改革は所有と耕作権の極端な分離（過大な小作料の搾取）による反動として行われ、所有権と耕作権の統合が図られた。
- (19) 例えば、宗孫のオジ達（G+1世代）に農業や土地について問うてもほとんど具体的な返答を得ることができない。
- (20) 告祀は韓国では、元来旧暦10月に家内の安寧を願って家神（屋敷神）を祀る儀礼であった。その時の供物としては主として餅と酒と明太、豚の頭をささげ、盛大に行う場合は僧侶を呼ぶが、大概是巫女によってとり行われる。この際供物の告祀餅は近所と分けて食べるのが慣例である。告祀を行う目的は、祈子・育児祈願、治病、成婚、家屋新築、引っ越し、除厄、幸運、海上安全、豊漁、喪家浄化、亡人・溺死者薦度などの祭儀といった広範にわたっている。告祀の大規模のものが、クツと呼ばれるものである。クツは神（自然神）に祭物を供え、歌と踊りで吉凶禍福等の人間の運命を調節してもらうために祈願する祭儀である。ところで祈雨祭は後述する上桃貯水池の築造前まで、里長や長老を中心に高山に登り行われたという。唐津郡内でギウゼが行われる山として、よく知られているのは「イベ山」と「ジルミ山」（147m）の2ヶ所である。とくにイベ山は、高さが海拔243メートルの山で、尾根の形状がイムギ（黒龍：龍は水をつかさどる水神である）に似ているため、旱災があるとき、ここに豚の頭を供えてギウゼをあげた後、その豚の頭を山の麓にある龍澤^{ヨンモツ}へ転がし落とし入れると、雨が降ると信じられている。
- (21) カマニ（吠）とは、藁で編んだ穀物の入れ物のことであり、と同時に穀物の量を表す単位として用いられる。日本語の俵に照応する。
- (22) Keesing R.M., 1975 'Kin Groups and Social Structure' (New York: Holt, Rinehart and Winston) (『親族集団と社会構造』(1982) R.M.キージング著、小川正恭・笹原政治・河合利光訳、未来社90頁) から引用した。
- (23) 蒙利民集団とは受益者集団の意味である。とくに、蒙利とは「恩恵を受ける」という意味

で、主として水利の共同利用に限って使用する傾向がある。

- ②4 水利安全農地とは、農業用水の確保に全く心配のない農地であるという意の、韓国行政上の用語であり、広く一般的に使われている。
- ②5 会議が開かれる場所は概ね総務宅が多く、なかには契長宅や、稀には貯水池の堤防などの現場でも開かれる。
- ②6 1985年以降の歴代契長は南統祐(1985~86)、南基赫(1987~89)、南基信(1990~94)、南統祐(1995~1998)であった。とくに、南統祐氏は「祐」の輩行字であり、「基」の輩行字の世代より上位世代であり、他姓からも信用が厚く、桃李里のもう一つの水利契の契長でもある。南基赫氏は現職の里長である。
- ②7 崔在錫、1975『韓国農村社会研究』一志社、365頁。
- ②8 ゴアンジョン(灌井)は個人的に掘り、地下水を個別的に利用するものである。これらのゴアンジョンは1980年代初め頃、政府の補助金を取り付け、個別的に掘られた。
- ②9 溜池からそう遠くないところに1つのゴアンジョン(灌井)が存在しているが、それはその周辺がかつては水田ではなく、畑であったために上桃貯水池の水を利用せず、灌井を利用したからである。それらの畑は蒙利区域には含まれていない。
- ③0 上から下へと順番に配水を行うと10日あまりのズレが生じるので、収穫に大きな影響を与える。したがって下に水田をもつ人が異議をとえ、今年は下から(チダツイ)をしようと主張する。
- ③1 崔在錫1975:370頁。
- ③2 このことは一見すると、役員の特権が強大であるかに見受けられるが、実は役員には問題解決の根本的な処置を執ることが求められるのではなく、問題が発生してからの仲裁役としての器量が期待される。
- ③3 水利施設に異常が生じ補修や浚渫作業が必要なときは総会を召集し賦役を行う。些細なことはムルガムドク(かつては^{ガムゴ}と^{ガムゴ}と呼ばれていた)が巡廻しながら手入れをし、盗水を監視する。都監(かつては契長のことを都監と

呼ばれていた)と監考(トガム)はもちろん重要な事柄に関しては総会の決議に従って執行されるが、日常の水利施設の管理に関してはもっぱら全権を賦与されているといえる。

- ③4 忠清南道の大々的な干拓事業である大規模農業総合開発計画といわれるが、その中身は工業化政策が主となっており、農業は二の次になっている。なお、当地域における大規模農業総合開発計画および耕地整理に関しては稿を改めて論述する予定である。
- ③5 Sahlins, Marshall D. 1961 'The Segmentary Lineage: An Organization of Predatory Expansion, in Anthropologist, vol.63:322-343、向井元子訳「分節リネージ—侵略的領域拡張の組織」1982『社会人類学リーディングスI』アカデミア出版会186~188頁。サーリンズのいう父系出自集団における「相補的対立または結集効果」を整理するところである。ティヴやヌエルでは、分節的有効性は相補的対立というかたちで具体化する。つまり、等位の諸分節が防衛や自分たちの特権を拡張する目的で結集する。等位の一次分節に属する個人間の紛争は、それぞれの一次集団をひとまとめにして争いの場へと引きずり出すこととなり、こうして分節間の争いが展開する。同じ論理によって、つまり分節的友好性の論理によって、小リネージ、大リネージ、そしてそれ以上の諸リネージが相争うことになる。このようにして分節リネージ体系は、政治機械として作用する。こうした相補的対立はヌエルやティヴに特有なものではない。

参考・引用文献

- 崔在錫1975『韓国農村社会研究』一志社(韓国語)
- 崔泰鎮1966「1920年代における日本帝国主義の産米増殖計画の掠奪的本質」『朝鮮学術通報3-1』
- ハングル学会1974『韓国地名総覧4』(韓国語)
- 堀和生1976「日本帝国主義の朝鮮における農業政策」『日本史研究171』
- 田剛秀1984「日帝下水利組合事業が地主制展開に及ぼす影響」『経済史学8』(韓国語)

- 柿崎京一・矢野敬生他1998「韓国忠清南道同族村の社会・文化変動に関する実証的研究」『青丘学術論集』第13集、財団法人韓国文化研究振興財団
- 河合和男1986『朝鮮における産米増殖計画』未来社
- Keesing,R.M.1975 'Kin Groups and Social Structure'NewYork:Holt,Rinehart and Wins ton,『親族集団と社会構造』(1982)小川正恭・笹原政治・河合利光訳、未来社
- 金一鐵他1998『宗族マウルの伝統と変化』白山書堂(韓国語)
- 李愛淑1985「日帝下水利組合の設立と運営」『韓国史研究50・51』(韓国語)
- 李栄薫・張矢遠・宮嶋博史・松本武祝1992『近代朝鮮水利組合研究』一潮閣
- 李春寧1989『韓国農学史』民音社(韓国語)
- 林炳潤1981「産米増殖計画—その推進主体の性格規定を中心に—」『日帝の韓国植民地統治』正音社(韓国語)
- 林在圭1998「韓国における「門中」の構造と機能—忠清南道宜寧南氏忠社公派門中を中心に—」『村落社会研究』通巻9号、日本村落研究学会
- 松本武祝1991『植民地期朝鮮の水利組合事業』未来社
- 西條晃1971「1920年代朝鮮における水利組合反対運動」『朝鮮史研究会論文集8』
- 大澤幸一郎・矢野敬生1999「水利秩序における村の「領域」統括—八ヶ岳南麓村の事例」『ヒューマンサイエンス』Vol.11-2早稲田大学人間総合研究センター
- Sahlins,M. D.1961 'The Segmentary Lineage:An Organization of Predatory Expansion, in Anthropologist, vol.63:322-343'向井元子訳「分節リネージュ—侵略的領域拡張の組織」1982『社会人類学リーディングスI』アカデミア出版会
- 矢野敬生・林在圭他1997「韓国忠清南道の両班村桃李里における文化と社会(その1) —村落悉皆調査の手法と経緯」『人間科学

テーマⅢ：信仰・地域統合

- 第 10 章 祭祀組織とその象徴的構造
—長野県八ヶ岳南麓村の事例—
- 第 11 章 門中の構造と先祖祭祀
—忠南桃李里の忠壯公派門中を中心に—

第 10 章 祭祀組織とその象徴的構造

—長野県八ヶ岳南麓村の事例—

矢野敬生・林在圭

はじめに

(1) シンクレティズムの諸相

調査対象集落である瀬沢新田を一廻りしてみると、集落のほぼ中心部にある真言宗の長泉寺がひととき目をひく。さらに集落を北に向かって登り進むと小高い地点に集落の氏神様である大理神社がある。さらに、この間数百mで我々の目を引くのはあちこちに点在する様々な小祠群である。

本論は「前代（昭和 30 年頃まで）における生活の主潮であった痕跡」としての神社・寺院・小祠を対象として、これらが存立してきた意味を問うことにある。すなわち、日本の一村落を事例として村における祭祀とその象徴的構造を描出することを通して、日本文化の基礎構造の一端を明らかにすることを目的としている。

これまでの先行研究としては村落祭祀構造に関する一般的かつ抽象的な記述は見られる（例えば宮家準 1989 等）が、しかし①単一集落における具体的な祭祀対象群に関する全体的・包括的な研究はまれである。さらに②本論は日中韓の東アジアにおける祭祀組織の比較研究というパースペクティブから、研究が行われたものである。神社・寺院ばかりか多数の小祠群が点在するこうした景観は、我々日本文化のなかで育ったものにとってはなじみの見慣れた景観のひとつにすぎないが、ひとたびひるがえって異文化（たとえば韓国や中国）の人々が見たとしたら、いとも奇妙な光景として眼にうつるのではないだろうか。ただし、本稿では紙幅の都合もあり、東アジアの相互比較については今後の課題としたい。東アジアを視野に入れたこうした比較民俗学的な視点から、とくに③日本文化の中核をなす key word ともいえるである「ムラ」¹⁾との関連のなかで、村落祭祀体系のもつ象徴的な構造モデルを提起することに主

眼をおいている。

研究の手順としては、まず村落内に点在するすべての社祠・小祠群を地図上に落とした。つづいて、それらを家・組・ムラを単位として類別する作業を行った。この部分が本稿のにおいて具体的事例にもとづいて分析した。

その結果、図 1 に示したように対象集落内には、およそ 100 カ所におよぶ神社・小祠群が点在していることがわかった。しかし、こうした祭祀対象物が、①必ずしも集落全体にわたって均質に分布しているわけではなく、家々が点在する集落内部（民俗語彙としての「ムラ」域）に集中していることが分かる。さらに②それぞれの来歴を示すと考えられる個々の名称をみると、これもまた日本各地の有名な神社・仏閣にその由来をもっており、非常な多様性に富んでいる。また③これらを数量的な観点からみると、最も多いのが馬頭観音（45 基）である。戦前期まで馬は農耕や山仕事あるいは中馬稼ぎとして農家にとってなくてはならない存在であり、馬頭観音は馬が死ぬと建立し弔った痕跡である。かつての農家の生活にとっては馬が労働力の代替としていかに重要であったかを示すひとつの証左である。馬頭観音のほかには、④いわゆる親睦を目的とした講中の講塔（14 基）、代参講塔（10 基）、多様な供養塔（13 基）、同族神を祀る祝神（13 基）、常会道祖神（5 基）などが目をひく。こうした小祠群の分析をふまえて、最終的には結論として日本の一村落社会における重層的な祭祀組織のもつ symbolic な構造を描き出す作業を行った。

以下ではこうしたシンクレティズムの諸相について考察を進めることになるが、それに先立って祭祀組織の基盤をなす行政組織について簡単に触れておきたい。

調査・作成：鶴田真也

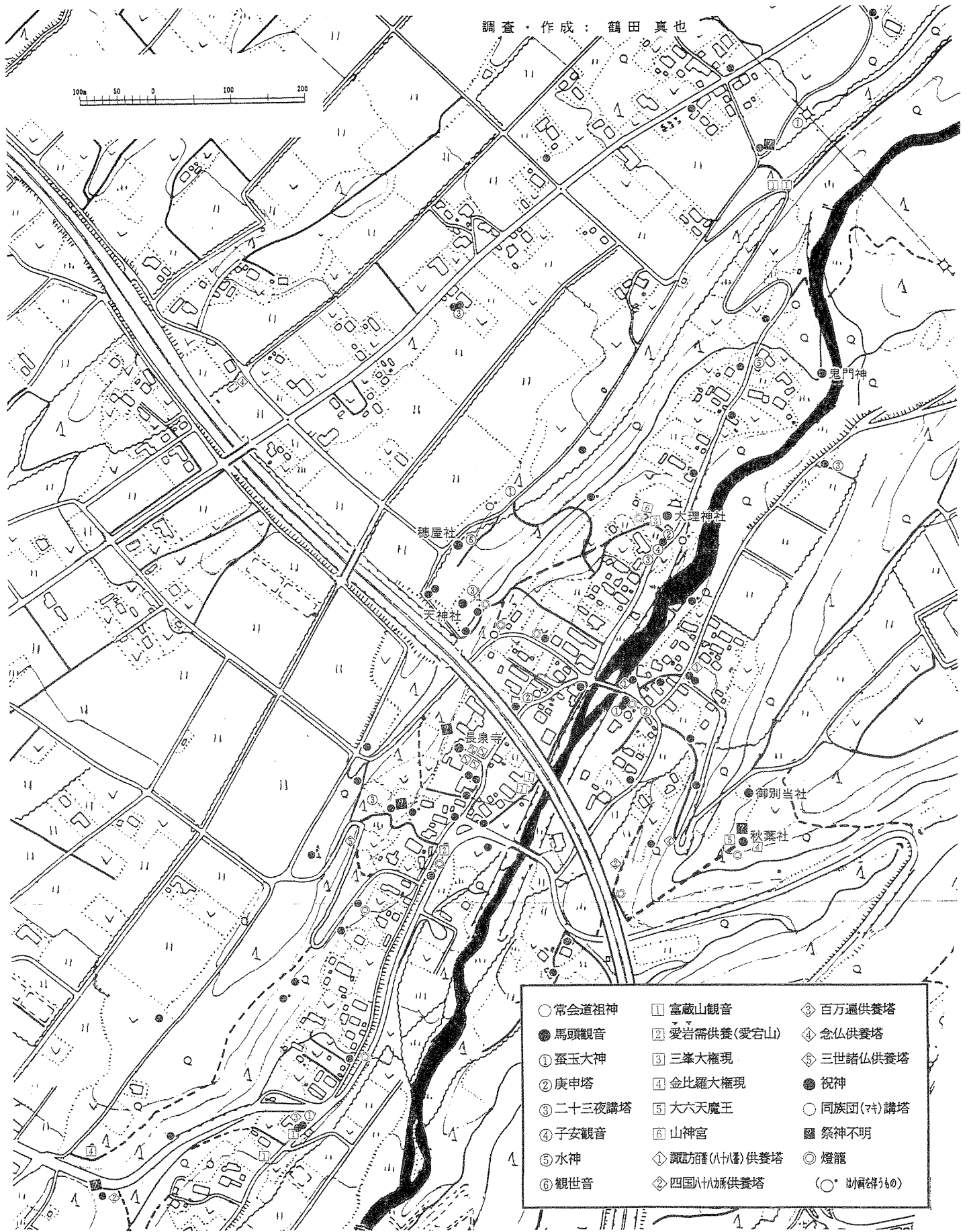


図1 瀬沢新田の祥司・石像分布図

（２）調査対象地の概況

調査対象地である瀬沢新田は、東京から特急電車で2時間余り離れた長野県諏訪郡富士見町の38区の一つである。同村は17世紀初め頃に「古村」に対する「新田村」として開発された村落であり、八ヶ岳南麓の標高1000m近い高冷地に位置している。耕地の大半は傾斜3～7度のなだらかな高台に広がっている。

1992年現在の世帯数は165戸、人口は687名である。1665年より現在（1992）までの集落の戸数および人口の動態は表1の通りである。18世紀中葉から19世紀中頃までの間、戸数および人口がほぼ一定していることが目をひく。

表1 戸数・人口の変遷

年度	1665	1703	1767	1785	1850
戸数	20	26	83	99	107
人口	102	394	505	438	437
年度	1871	1940	1960	1980	1992
戸数	107	150	176	157	165
人口	499	—	887	—	687

つぎに、農業の変遷をみると、現在富士見町は米・野菜・花卉・酪農を農業経営の4本柱と位置づけ、これらを軸に農業振興に取り組んでいる。具体的には、1957年には新農山村建設事業、1961年からの数次にわたる農業構造改善事業などが行われた。瀬沢新田は富士見町の中でも、農業の中心地の一つとして注目される場所である。瀬沢新田の営農状況について、1990年の「世界農林業センサス・農業集落カード」から見てみよう。全戸数171戸のうち農家数は110戸であり、経営規模別では半分以上の農家が0.5～1.5haの範囲に収まる。水田面積は83ha、うち作付けしているのは63haである。作物別収穫面積は、稲が5799aと圧倒的に多く、花卉類の865a、野菜の611aがそれに次ぐ。現在の瀬沢新田の農業の主力をなしているのは、稲作と商品価値の高い花卉であるが、明治・大正期には養蚕が盛んに行われ、その後昭和初期には大根やキャベツ、昭和後期には通勤兼業者が増加とともに花卉（菊やカーネーション）栽培が盛んに行われるようになった。

3 瀬沢新田区の行政組織

瀬沢新田の運営組織は、「行政組織」の性格と「自治組織」の性格という二面性を兼ね備えており、行政末端としての「区」の運営組織と、自治村落としての「組合」が重なり合っている。しかし両組織は、重層しており、判然と識別することは困難である。行政上は「瀬沢新田区」、自治上は「瀬沢新田集落組合」と呼ばれる。瀬沢新田（以下では新田と記す）を代表するのは区長であり、同時に集落組合長を兼ねる。この新田区はさらに下部組織としては5つ（上組、中組、下組、東組、原組）の「常会」に分かれている。

さらに常会の内部には「伍長組」を内包しており、5戸単位またはそれに近い戸数（4～7戸）から成り立っている。伍長組は本来江戸時代に治安維持の連帯責任・相互監視を目的として組織されたものであったが、現在は輪番制の伍長が組内の世話役や区からの通達の受け渡しの役を担っている。

とくに常会は集落の内部を地域的に区分する組織であり、通例「村組」と呼ばれるものである。こうした村組は人々の生活に密着した基礎的な集団であり、現在現地では常会と称せられる。常会は明治期までは「組」と呼ばれていたために、今でも「組」と呼ぶ人が多い。こうした常会はもともと自治的な機能と生活互助機能とを合わせ持つ1～2の近隣組から構成されている。1992年時点での常会別戸数は、上組12戸、中組11戸、下組57戸、東組21戸、原組64戸から構成され、上組は宮上・宮下、中組は上・中・下、下組は上・下、東組は上・下（原組はのちに形成された）の近隣組からなっている。こうした常会のもとに合計31の伍長組がある。図2は区の組織構成を示したものである。

「区」はまた独自の会計（各戸から徴収する区費その他）をもっており、その運営の中心となるのは理事会であり、区長によって召集される。理事会の構成は区長、区長代理、総務・文化・土木・厚生・農事・共済部長（部長6人は全区選出議員）の各1名と常会長5名の合計13名からなっている。これらの理事のほか、監査委員が3名

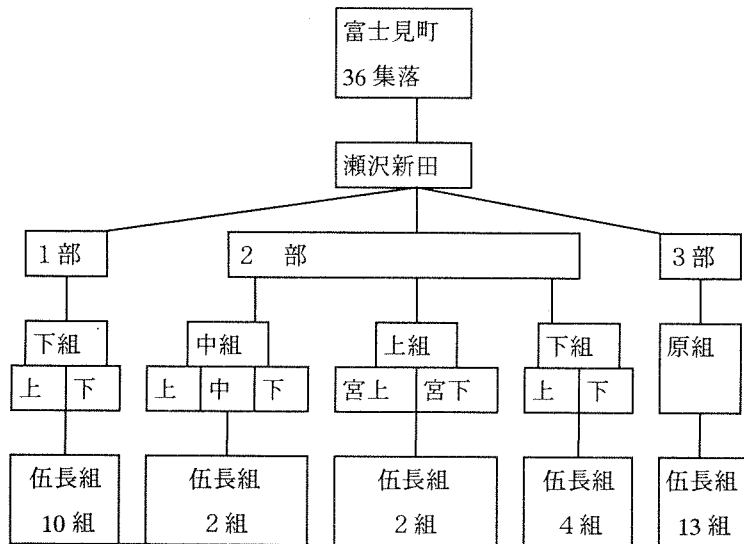


図2 区の組織構成

いる。区長と区長代理は区域の中心に位置する長泉寺に隣接する区役場に常勤して区関連の事務処理に当たる。

理事 13 名の選出方法は、別に組織される「区役員推薦委員会」によって選出される。この推薦委員会は区長、上組・中組各 1 名、下組 6 名、東組 2 名、原組 6 名、婦人会 4 名の計 21 名から構成され、任期は 1 年間である。ただし、区長代理は 2 年後に区長に就任することが慣例となっているため、この委員会には加わらない。区役員の任期は、区長および区長代理 1 年、各部長 2 年、常会長 1 年、監査委員 3 年である。

区の審議機関には区総会と区会がある。区総会は形式上区の最高議決機関²⁾であり、全戸の代表者(世帯主)が参集し、役員最終的決定・承認、予算・決算の承認、区の重要な事業計画などにつ

表1 歳入概要(1991)

款 項	歳入額	%
繰越金	12,206,376	31.6
組合費(負担金)	7,973,440	20.6
消防費(負担金)	1,616,450	4.2
共保組合(補助金)	13,572,600	35.1
富士見町(補助金)	2,438,146	6.3
利子収入	227,893	0.6
諸収入	623,847	1.6
合計	38,658,752	100

表2 歳出概要(1991)

款 項	歳出額	%
理事会費	722,029	2.9
総務費	8,113,537	32.5
土木費	12,323,046	49.3
農事費	149,278	0.6
厚生費	96,830	0.4
共済費	0	0
文化費	1,899,998	7.6
消防費	1,696,305	6.8
小計	25,001,023	100
差引次年度繰越	13,657,729	
合計	38,658,752	

いて審議・決定する(表1・2参照)。

区全体の出役作業(村仕事)としては春・秋2回の道普請、道路掃除、神社境内の掃除(常会当番制、春夏秋)などがあり、出役の未進者(不参加者)には出不足金が科せられる³⁾。

こうした村の正式な成員となるためには、かつては様々な制約がみられたし、加入するための村入りの儀式もとりおこなわれてきたと思われる。しかし現在は、現実にはいくつかの段階が暗黙のうちに設定されているとしても転居すると一応集落の成員として認知される。

こうした行政・自治組織としてのムラ(区)が地域生活における外枠を形成し、かつ祭祀組織と

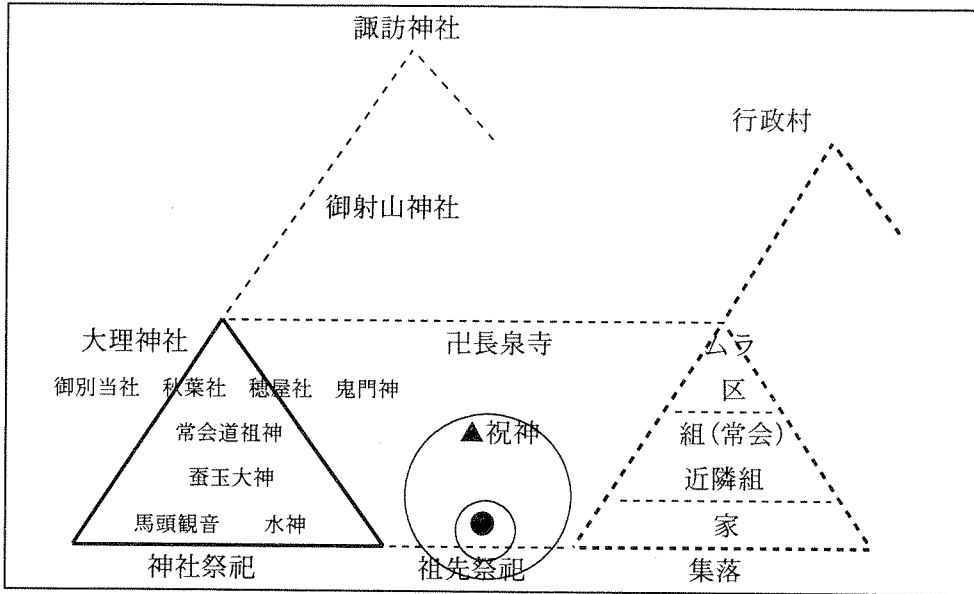


図3 自治運営組織と祭祀組織の相互対応関係の模式図

パラレルな関連をもちながら対内的・対外的にムラという固定的な枠組を構築しているといえる。いなむしろ、「ムラ」という外枠はシンボリックな祭祀構造に支えられることによって存立の基盤を堅固なものとしているとみることができるであろう。このようにムラにおいて自治運営組織は祭祀組織とが不可分にかつパラレルな関係で結びついて共存している（図3）。

2 家をめぐる祭祀と信仰

図3の模式図を参照していただくと具体的な生活の実態として可塑的な構成をもつ「家」を基底にし、家相互の日常的連関として「近隣組」や「村組」が構成されている。

したがって、集落に点在する多くの神社や小祠は、それらを祀る主体という観点からみると、①家（あるいは同族）や個人が単位となって祭祀する小祠群、②区の下部組織である常会（組）を単位とする常会道祖神、③瀬沢新区（ムラ）が主催するもので村社大理神社および穂屋社・鬼門神・秋葉社・御別当社といった小社の三つのレベルに範疇分けすることが可能である。そこでまずはじめに、「家をめぐる祭祀と信仰」からみること

にしたい。

本節ではムラ・組といった地縁集団の最小構成単位である家に焦点をあてて、「家をめぐる祭祀と信仰」をとりあげる。その際に祖霊をめぐる祖先祭祀が中心テーマとなる。しかし、家屋内や屋敷内を観察すると、仏壇や神棚ばかりでなく、様々なお札やいわゆる小さな神々や祠がみてとれる。そこでまずは伝統的な民家の間取りとそこに祀られた屋内神からとりあげてみたい。

（1）家の間取りと様々な屋内神

下組K家の昭和2年改築前の間取り図をみると（図4）、K家の屋内空間は日本の伝統的な家屋に通例みられるような、①土間②居間③納戸④座敷という4つの機能空間から構成されていることが分かる。①土間は農作業や農具の収納場所であるばかりか、台所・内厩・便所が付属している。台所にはかまどや水がめがあつて、通例よくカマド神や水神が祀られるが、K家では荒神様を祀っている。②居間は板敷で中央にヒジロ（囲炉裏）が置かれ、食事・憩い・休息・団らんといった私的な日常生活の場を形づくっている。③納戸は戸主夫婦の就寝場所であり、時に産室ともなる場であり、他地域の例では種籾がおかれ、それを守護す

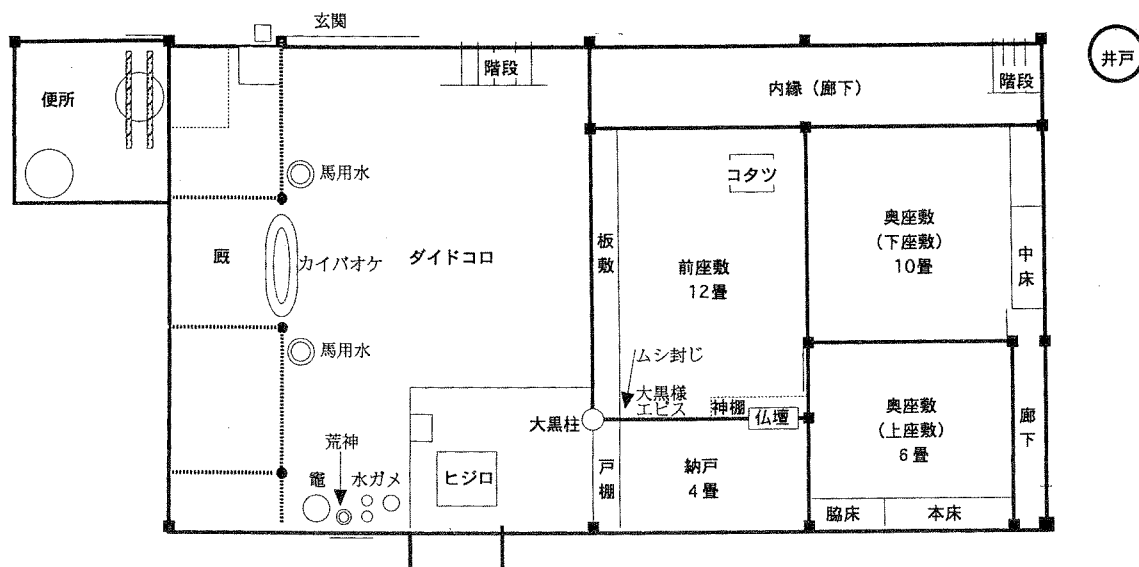


図4 K家の家屋間取図（昭和2年以前）

る産神が祀られることもある。これに対して④座敷は婚礼・葬送祭事をはじめとする家行事のための非日常的空間である。日常的には居間に近い機能をもつ前座敷から床間をもつ奥座敷まで、空間的な利用において差異がみられる。座敷はフスマによって間仕切られているが、婚礼・葬儀を中心とする通過儀礼や村の寄り合い・伊勢講などの際には間じきりを取り払って利用される。ここには日本家屋における場（空間）の利用における融通性がみとれる⁴⁾。

K家ではオモテ側の前座敷に神棚があって、3つの屋内社にそれぞれ「大社宅舎栄建章・来代鬼門金神八方除護」「金比羅宮」「正遷宮御師・一万度御 大麻幸福出雲」の神符のほか、長泉寺の厄除けのお札や諏訪大社の家内安全のお札などが祀られている。神棚と並んでその横にエビス様と大黒様、願い石が祀られ、ムシ封じの呪符も祀られている。また、K家の場合にはこの神棚の下側に仏壇がそなえられ、そこに仏像と位牌が安置されている⁵⁾。

このような空間配置は、①座敷と居間が「オモテの空間」をなすとすると、土間・台所と納戸が「ウラの空間」をなしている。そして、②オモテ空間が村氏神や檀那寺と関連し、家長が担う公的なものが祀られているのに対して、ウラ空間は荒神・歳神・水神など主として主婦がかかわる私的

なものが祀られている。このように様々な機能神が祀られているわけだが、③どちらかという個別化された家をめぐって、その維持や繁栄を祈願するための神々（例えばエビス様・大黒様・個人の厄除けや祈願といったお札の類）が多くみられるのがひとつの特徴である。すなわち、家をめぐる祭祀空間の配置からみると家や個人の祈願が強調されるのに対して、ムラや組の祈願といった側面はどちらかという微弱であるといえる。

（2）祝神祭祀

祝神は「主に長野県下中部に濃く分布する同族神を祀る祠で、……一家氏神である」とされる（大塚民俗学会、1972：58頁）。新田では祝神をイワイデン（祝殿）とも呼ぶ。

祝神を祀っている家はマキ（同族団）の総本家や旧家がほとんどで、瀬沢新田には宇賀神（稻荷様）、八幡様、大山祇命（3ヶ所）、諏訪大明神や御園講の御園大権現、さらに祭神祭祀者が不明のものも合わせるとムラ内には少なくとも11ヶ所の祝神が存在している。その特色の一つは祭神の著しい多様性である。それらを祭主を基準にして分類すると各家単位で祀るタイプ（事例Ⅰ）と、同族で祀るタイプ（事例Ⅱ）に分類できる。

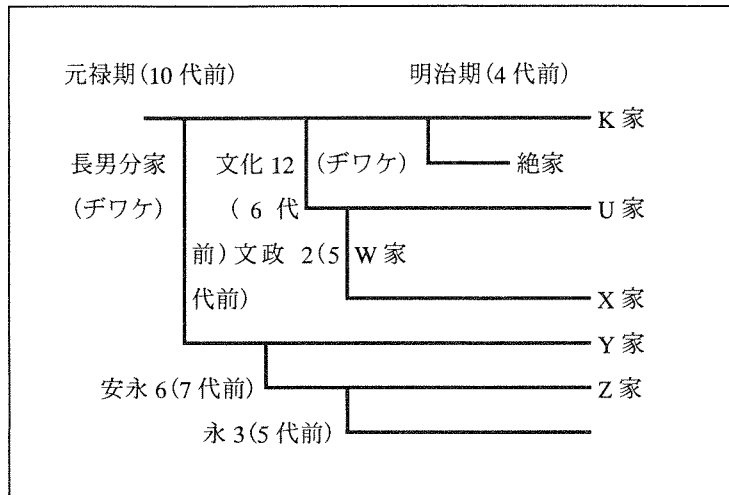


図5 久保田マキの系譜関係

【事例Ⅰ：一戸一祠型の祝神】

屋敷神的な性格を示している事例として久保田 K 家の祝神をとりあげてみよう。久保田 K 家は祝神として稲荷様を祀っている。久保田 K 家は図5に示したように、久保田マキの総本家である。

当家の祝神は家の裏山（ヒラ）の杉の大木の上に位置し、野面の石祠で祝神と刻んである。酒とお金がたまる神様とされ、正月には松竹飾りをする。南隣の屋敷地の境には分家の祝神がまつられ、分家する際に祝神も分社したものであるという。久保田マキでは分家を出す際にチワケ(土地分割)をし、その際に祝神も分祠してきた。したがって、当家の祝神は基本的に屋敷神⁶⁾的な様相を呈している。そのためもあり、同族が一同に会して祝神を祀ることはない。

【事例Ⅱ：同族一祠型の祝神】

現在新田で同族マキとして祝神を祀っているのは、東組の雨宮Y家・東組の雨宮K家・原組の雨宮T家の3軒である。Y家は裏林に「ユワイジン」（祝神）として諏訪大明神を祀っている（図6）。

K家は慶応年間にY家から、T家はY家から昭和20年に分家している。祭日は4月15日の諏訪大社上社の酉の祭の日で、当番（輪番制）が祝神および周辺を清掃してから注連縄をかけ、米と御神酒を供えて参加者全員で拝む。また、当番は夕飯を御馳走する。1992年には諏訪大社の御柱祭にあやかって初めて御柱を建てた。祝神の祭祀を

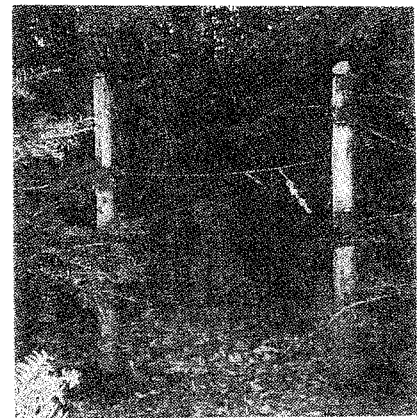


図6 Y家のユワイジン（祝神）

始めたのは昭和9年とのことで、この事例は極めて新しい現象である。当時雨宮家に良くないことが起きたので祝神を建立したという。

このような祝神の特徴は、まず集落内の同族団（マキ）やこれに準ずる親族を中心とした血縁関係にもとづく祭祀形態であって、地縁的結合を契機とする村組常会道祖神や村氏神大理神社とは性格を異にしており当地では、複層的祭祀圏を形成しているといえよう。

つぎに祝神の祭神についてみると、前述のとおり多様性が顕著である。いずれにせよ、家なりマキなりがある特定の祭神を勧請して祀ったものであろう。またその祭祀は、一般に本家の戸主が祭主となり、マキの分家の各戸主が本家に参集し、会食をともにするといった単純な形式が多い。し

かし新田の祝神祭祀の特徴としては本家を中心として、分家が集まって同族祭祀を行うといったタイプはむしろ稀で、各家ごとに祝神を祀る前者のタイプの方が一般的である。この背景としては、新田において同族形成があまり顕著にみられないという事実と相関しているものと考えられる。

(3) 年中行事としての正月と盆

1) 正月行事

正月行事は基本的には歳神⁷⁾を迎える行事である。12月30日神棚に鏡餅と注連縄を飾って門松を準備し、31日には神棚を中心に「正月飾り」をする。神棚にはお注連を張る。半紙を2枚重ねて1本のお注連を作り、それを12本張る。12という数は1年12ヶ月の無病息災を願う意味がある。また、防火や子どもの無事を願って3本の赤いお注連を張る。そのほかにお供え物を置くための「飾り板」も取り付ける。

12月31日から1月1日にかけて、真夜中に「二年参り」といって大理神社（諏訪大社に参拝する人もいる）に「初詣」をする。

元旦には、まず神棚に「オトウミ（ロウソク）」をあげる。家によっては「若水」を汲む。「若水汲み」は水神に米や塩を供えて新しい柄杓で水を汲み、その若水で朝の茶（福茶と呼ぶ）を沸かして神仏に供え、のちに口や身をすすぐ。これによって家の者は若返るとされる。1月7日には「送り正月」を行う。この日にはすべての正月飾りを取りはずし、集められた飾りは良い方角とされる東か南に置く。15日は小正月の行事として道祖神のまわりで「ドンド焼き」が行われる。ドンド焼きはまず藁、門松、ダルマなどの正月飾りを燃やし、13日の繭玉作りで作った繭玉団子をドンド焼きの火で焼いて食べる。これを食べると病気をしないという伝承がある。

このように正月行事は基本的には祖霊である歳神を迎える行事であり、家においては神棚、村では氏神社が主たる舞台となる。

2) 盆行事

正月行事とは対照的に、盆行事は家の仏壇や盆

棚、寺院、墓所を主たる舞台として展開される。盆を迎える最初の行事は、8月7日（13日にいう家もある）の「墓掃除」、つづいて、12日頃に「盆花採り」をする。13日は「盆様迎え」で、準備しておいた盆棚（一般的にカヤを編んで簾を作る）に馬・牛を型どったナスやキュウリ、盆花や果物などを供え、先祖の位牌を祀る。そして、夕方にあの世から帰ってくるご先祖様（「お盆様」と呼ぶ）を迎えに墓地へ行く。この日の夕食はソウメンかウドンで、この麺の何本かを盆棚の馬や牛の背中にかける。これはご先祖様がお土産を牛馬にのせて帰る際の背負い縄になるという。盆送りの16日まで、盆棚にご飯や故人の好物などをカボチャの葉に包んでお供えする。

死後はじめて迎える新盆は、死者供養の一環であるばかりでなく、重要な年中行事である。7月13日から15日にかけて死者の霊を迎え祀る。盆行事は盆棚の飾りつけがひととおり済むと、いよいよ祖霊をお迎えすることになる。主人は入浴して身を清め、麦藁を束ねた松明をつくる。その松明を家の者一人一人が2本ずつもち、その1本に火を灯して墓地までお迎えに行く。祖霊をお迎えし、帰路には、もう一方の松明に火をともし、家に帰りつくとその火を盆棚の燈籠に移す。こうした迎え火の風習は、火を先頭として祖霊が家にたどりつき、線香の煙にのって位牌に依るものと考えられてきた習俗のなごりであるといえよう。同様に15日には、祖霊を送るための送り火を焚く。こうした盆行事は、歳神棚を設け、オスワリ・御神酒などを供えて歳神様を迎える正月行事と類似した関係⁸⁾が認められる。

(4) 祖先祭祀としての年忌供養

各家では祖先祭祀として仏壇を中心に死後の年忌供養がとり行われる。年忌供養は図7のとおりである。

死後7日目（初七日）には濃い親戚や近隣の人たちが葬家を訪れ、線香や花を手向けて供養し、墓参りをする。四十九日までは七日ごとに墓参りに行き、卒塔婆を立て、三十五日には水と米を供える。四十九日に親族をみな集めて四十九日の法

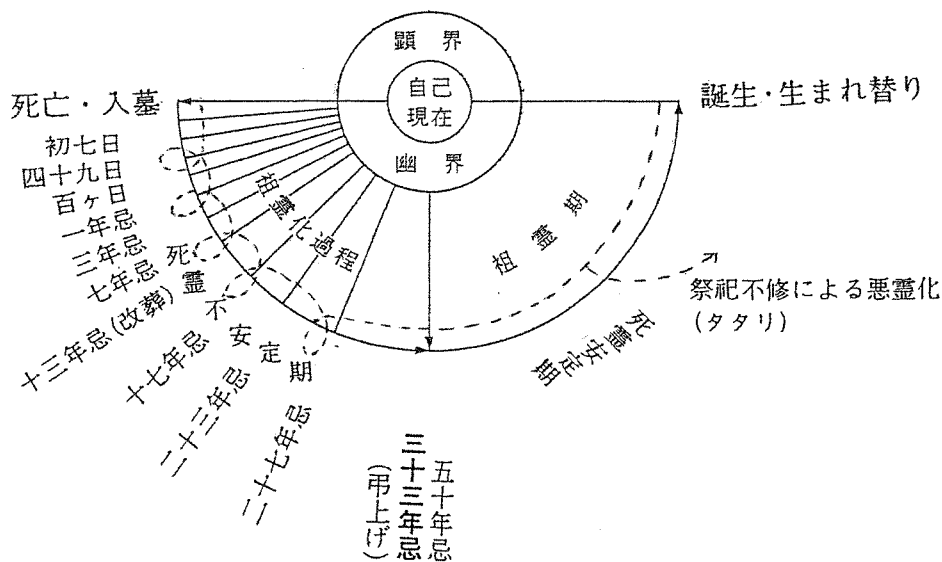


図7 祖先祭祀と年忌供養

要をいとなむ。ここで一応の葬送儀礼は終わる。死後四十九日目が忌明けで、葬家では平常の生活に戻る。これは日本を含む仏教国にみられる中陰習俗のなごりであり、この間死者の魂はこの世から少しずつあの世に移行するための準備を整える。生きている人々は死者の成仏を願って墓に参り、塔婆を立て、読経し、供養する。この服喪期間中は死の不浄を忌んで、神棚や神社への参拝をさける。

毎年めぐってくる命日は、年忌あるいは回忌と呼び、形式上は1・3・7・13・17・23・27・33年忌の法要がいとなまれる。実際の執行は各家によって様ではなく、何年忌かにまとめて供養する家もある。三十三年忌を「弔上げ」といい、これをつとめあげると、ホトケ(死霊)はカミになるといわれている。このような死霊から転化した祖霊はもはや死者の個性を喪失し、カミ一般に転化して子孫の生活場所の近くにあつて、農耕を守護し、盆・正月に定期的に訪れて子孫の繁栄を約束するものだと考えられてきた。このために祖霊は祖先祭祀や年中行事・農耕儀礼の際に降臨し、恵みを与えるとともに子孫からも祀られる。この祖霊はまた人の誕生とも深くかかわっており、出産の場に来臨し新たに生まれて来る新生児に靈魂を宿らせる産神もこの祖霊であると考えられてき

た。

このような日本人の伝統的な「祖霊観」にはつぎにみるようないくつかの特徴がみられる。①俗に「肉体に魂が宿る」というように、霊と肉(体)とは別個だとする霊肉二元論がその根底にみられ、肉体は亡ぶとも靈魂は生き続けるものと考えてきた。そして②霊と肉が合体して存在する顕界(この世)と両者が遊離した幽界(あの世)に二分されており、この世とあの世の境界に位置する移行の儀礼が葬送儀礼である。しかし、③この世とあの世とは隔絶した個別の世界ではなく、盆や正月行事にみられるように、靈魂は死後の世界と生きている者の世界との往来が可能であり、また生まれ変わって、この世で生を営むことができるという再生の観念がみとめられる。④こうしたよみがえりの観念の背景には外来仏教の思想における輪廻思想との共通性を認めることができよう。しかしながら⑤祖先祭祀としての年忌供養の特異性は、死の穢れの観念と結びついている点であり、死の穢れは年忌供養によって浄化されていくと考えられている。死後、何度も繰り返して年忌供養がとり行われるのは、一つには死後靈魂が不安定であるとみなされるからであり、また身近に浮遊する(いいかえると完全にあの世に至っていない)死霊に対する畏れが大きな要素ともなっている。

「弔い上げ」と呼ばれる最終年忌をもって、死霊はその個性を昇華させ、祖霊に転化すると考えられてきた。浄化された祖霊は、生きる我々に幸せや安寧をもたらしてくれるものとしてとらえられてきたのである。そのため⑥個性をもった（具体的に記憶にとどめられた）死者の供養は、死後三十三年間にわたり、一般的には仏事（寺の僧侶が主催）として執り行われる。これに対して弔い上げ以後は正月や豊作の感謝する祭りなどの際に一般性をもった集会的なカミとして祀られ、神主が関与することになる。このことが、ある意味でムラのなかに神社と寺院とが共存する特異な村落景観を生み出しているといえよう。

3 日常生活互助システムとしての村組と組氏神

(1) 日常生活互助単位としての村組・近隣組

家は個別で生活を営んでいるわけではなく、日常において様々な形で他家と互助・協力関係を結び、あるいは村の共同労働を遂行し、時に神社祭祀や村祭りをともにしながら、生活を成り立たせてきたといえる。言い換えればそうした関係を維持するための「共同規範」をもつことが日本村落の一つの特徴だといえるかも知れない。ところで、互助は一般に生業における互助と生活における互助に大別できるが、生業上の互助としては田植えや収穫・養蚕・山仕事などに関連したものがみられる。生活における互助としては屋根替え・家普請や災害時の援助のほか冠婚葬祭において顕著にあらわれる。

本節では生活面の互助を中心としてとりあげ、とくに①葬儀における互助と、②風呂の共同利用に注目して、地縁の単位である近隣組がいかに関与し、かつこの近隣組を基礎として他の諸集団が累積しているか、そしてそうした地縁関係を背後から支えているシンボリックな祭祀構造の様相をみることにする。

1) 葬儀における互助

葬送儀礼は個人の死をめぐる緊急かつ非日常的な出来事でありながらも社会的な性格を強くおびており、地域社会の習俗に従って周囲の人々の互助によって執り行われる。

葬儀に関与する人々は「オモチの役割」と「ウラカタの役割」とに2分される。前者は死者の関係者で葬送儀礼に直接かかわる人々（当家の成員や親戚）であるのに対して、後者は葬儀の道具の用意、穴掘り、料理作りといった、いわば葬儀の準備に当たる人々である。狭義の葬式互助とは後者を指し、近隣組からなる葬式組の人々が主役となる。本節では前者によって担われる葬送儀礼について記述するのではなく、後者の互助の側面に限って言及する。

新田では葬儀の際には「オトブレイ組」と呼ぶ葬式の互助組織を結成し、葬儀全般にわたり世話をする慣習があり、現在も広く行われている。オトブレイ組は組内の小組として組織されている。例えば、かつて上組は大理神社を境にして「宮上」と「宮下」に分かれていたが、現在は家数が少なくなつたために、両者を併せ1つのオトブレイ組を組織している。下組でも上・下に分割されている。とくに下組では喪家の属するオトブレイ組だけでは人手が足りない場合には「添え組」といって、他の組内や親戚に手伝ってもらふ。このように葬儀の互助は、喪家の帰属するオトブレイ組によって基本的にはとり行われる。したがってこれらの組内のつき合いは普段から大切にされ、組(常会)ごとに内部に組織される近隣組はオトブレイ組と重複し、かつ日常・非日常のつきあいの中核をなしている。

葬儀の互助はこのように喪家の属するオトブレイ組に委ねられるが、オトブレイ組の中に親類が含まれている場合には互助のメンバーからはずされる。また、オオヤ（本家）とシンヤ（分家）の場合は組内外を問わず、手伝いはしない。葬儀の際のオトブレイ組には一戸当たり男女二人が参加することになっている。

オトブレイ組の役割分担は以下の通りである。
①亭主役：瀬沢新田では葬儀委員長のことを「亭主役」と呼んでいる。亭主役は喪主と連絡をとりあって葬儀進行の総指揮をとる。基本的には喪家

の属するオトブレ組の、しかもイチドナリの家の者が務める。

②中居役：台所仕事や接待などを担う女性の責任者で、基本的には亭主役の妻が務める。

③帳場：事務に適する男性が務める。

④接待役：「お給仕」と呼ばれ、2～3人の比較的若い女性が務める。このうち僧侶専属の一人は、僧侶や和尚番役のところへ料理や飲み物などを運ぶ。その他の接待役は会葬者の接待をする。

⑤僧侶接待役：「和尚番役」とも呼ばれ、僧侶の接待をし、飲食を共にする。比較的年配の男性が務める。オトブレ組の人数が少ないときは親戚の者が務めることもある。

⑥紙細工：葬儀の前日に、葬儀の時に使う花籠の花や祭壇の飾りを紙で作る。また、寺に行き道具を借りてくる。他の役が決まった後、手の空いている男性が担当するが、兼任することが多い。

⑦小板：葬儀の料理は決まっています、その調理法を熟知している人が務める。この役はオトブレ組の中でだいたい決まっています。現在葬儀用料理は農協に注文することもできるので、それを利用することもある。

⑧飯役：葬儀の際の食事を用意する役で、女性が担当する。小板の作る葬儀用料理の下ごしらえをはじめ、葬儀後の精進落としの料理や茶菓子などの用意をする。

⑨穴掘：穴掘は4人以上の男性が担当する。土葬のための穴掘り役のほかに、遺体をついできた輿を持ち帰る仕事も担当する。穴掘はオトブレ組の仕事の中でも重労働であり、しかも好まれない仕事であったために、かつては墓穴を掘っている墓所へご馳走や酒を持参して労をねぎらったという⁹⁾。

ひとことだけ、葬送の儀礼について付言しておく、葬儀は「ケガレ」に関与しているために①「逆」さの儀礼（例えば北枕）が顕著であること、② color symbolism の見地からいうと、たとえば「ハレ」の時空である婚礼には「赤」と「白」を基調とするのに対して「ケガレ」の時空である葬儀では「黒」と「白」を基調としているといった対比を示している。

2) 御日待講（お湯講）

かつて日本の農村には共同の廻り風呂の風習があり、新田ではそれを「お日（火）待」と呼んでいた。こうした廻り風呂の風習は農村の近代化とともに各戸が風呂の設備をもつようになり、1950年代後半には廃れてしまった。かつて中組には上・中・下の近隣組それぞれにお日待講があったし、下組に2組、東組に2組、上組に3組のお日待講があってオトブレ組と重複していた。かつて近所の家々で利用した共同風呂の風習は1日おきにお日待組内の当番の家へ風呂桶をかついでいき、学校から帰ってきた子どもたちが水汲みや風呂焚きをした。風呂がわくと子どもたちが「お湯にきてくれ、お湯にきてくれ」と呼んで廻る。夏場は屋外に、冬場は土間におかれ、老人・子ども・若者・壮年の順に入り、待っている者は風呂近くの囲炉裏端や縁側でお茶を飲みながら、世間話や農業の話に花を咲かせたものだという。いわゆる村の重要なパーソナル・コミュニケーションの場でもあった。全講員が風呂に入り終わるのは夜11時から12時に及ぶ。入浴後の湯は既のわらにかけて腐らせて肥料に利用した。

御日待という名称は特定の日に村内の同信者が集まってお籠りをし、その際精進潔斎として入浴するのが本来の御日待の風習であったが、これが代替されて共同入浴に付与されたものといえよう。この御日待講の共同入浴の風習は、図8に示したように、日常的なつきあいの近隣組から構成され、葬式組とも重なって地縁的關係に基づく生活互助としての社会的機能を果たしている。

(2) 宗教的かつ親睦を目的とした講集団

「講」は宗教・社交・経済などを主たる目的として発生した任意の集団である。しかし当地における講は近隣組の範囲内に組織され、社交・親睦の機能のほかに信仰や経済的互助の機能をも合わせ持っている。ここでは代表的な講として伊勢講（事例Ⅰ・Ⅱ）と蚕玉講（事例Ⅲ・Ⅵ）をとりあげる。

「伊勢講」とは、伊勢信仰を中心に結成された

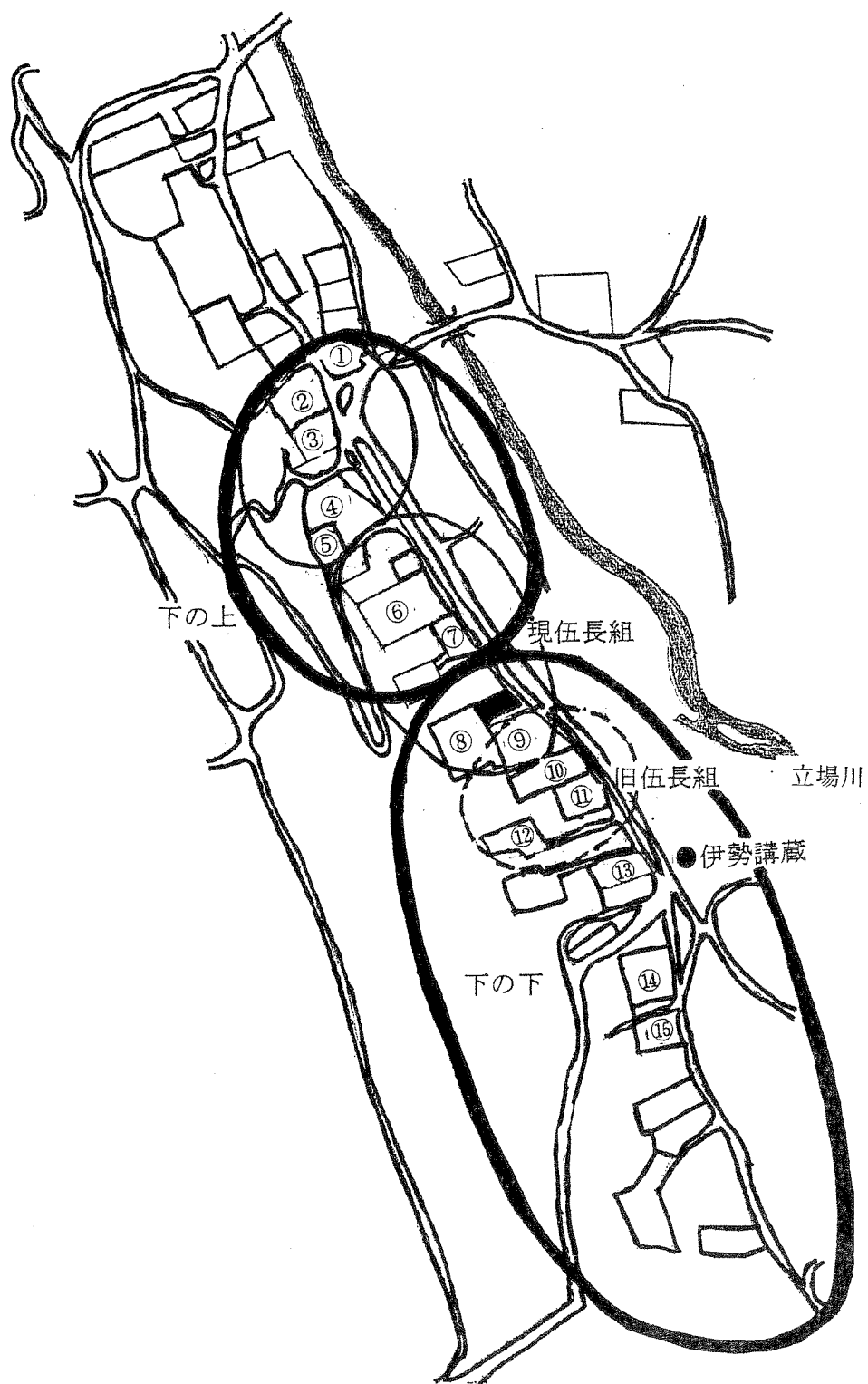


図8 下組の村組と近隣組および伍長組の構成

講で、近世に入り全国的に広まった。新田では、かつて上組に1組、中組に2組、東組に1組、下組に2組存在した。上組では「雨宮マキ」と「名取マキ」が構成単位となっていたが、それに対して、中・下組は、家並みに順じて地域を2分した(図8)。

この伊勢講には世帯主が出席した。現在行われているのは、下組の「下組上伊勢講組」だけである。

【事例Ⅰ：下組上伊勢講組】

現在では年1回11月後半から12月中旬の当番の都合のよい日をえらんで伊勢講が行われている。講員は下組の北側の6軒(かつては10軒あった)で、その中の1戸が当番となる。当番は年番制で、もし当番家で不幸があったときは、講に参加せずに次の家が当番となる。講に使う掛け軸や直会の時に用いられる膳や椀皿などの道具は、域内にある伊勢講蔵に保管されている(図9)。

かつては各講がそれぞれこうした伊勢講蔵を有していた。昭和10年当時は夕方になると、事前に当番の家が講の開始を各家に伝達した。参加者はまず身体を清めた後に参集した。当番の家では床の間に小さな社(中にお札が納められている)

をおき、天照皇大神宮、秋葉様(正一位秋葉神社)、山の神(大山祇命)の掛け軸を掛ける。まず天照皇大神を拝み、般若心経を3回唱え、それが終わると天照皇大神宮の掛け軸をはずし、つぎに秋葉様を拝み、「おんひらひらけんぴらけんのうそわか」という独特の言葉を20回唱和する。最後に山の神を拝み、「山の神の十二そうのおんそうだちやてんぐてんばくぐるめんそわか」とこれも20回唱える。御神酒をあげた後、直会には伊勢講組所有の共用のお膳や椀皿を用い、ご飯はてんこ盛りにし、ゴボウや人参などを煮た精進料理を共食する。このような形式は昭和30年代頃まで行われていた。

また、伊勢講への拠出金はメンバー相互の貸借に融通され、また冠婚葬祭の折には共用の膳や椀が貸借された。伊勢講組に関する帳簿は当番の家が保管する。この下組上の伊勢講もまたお日待(お湯組)と同じ家々から構成されていた。

【事例Ⅱ：下組下伊勢講組(大下伊勢講組)】

下組の下伊勢講組(大下伊勢講組)では、実際に伊勢神宮まで代参していた時期もあり、かつては12月中旬と1月中旬の二度講を開催した。掛け軸についても上記の三つのほかに二十三夜様や

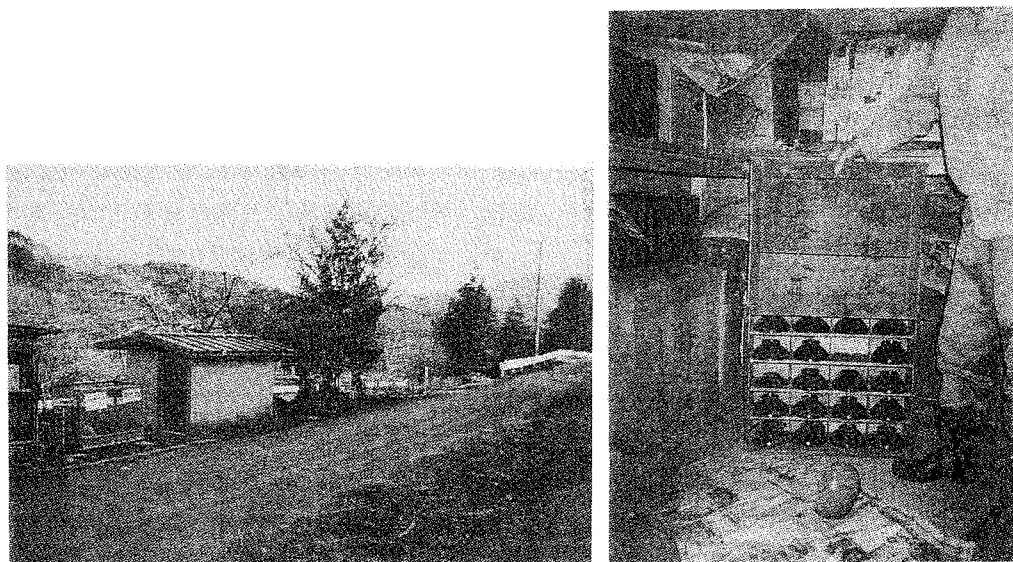


図9 下組伊勢講の講蔵と蔵内に保管されている器

観音様の掛け軸も掛けていたという。大正 10 年の伊勢講文書によると以下の通り記載されている（図 10）。

大正拾年拾壹月拾五日期伊勢講ニ於テ左ノ通り決定ス
 一、伊勢講ハ従前通りニ施行シ講ヨリ酒式升ヲ支出シ
 當番ニテ酒一升ト手作野菜三品ヲ振舞フ事但シ従前ノ
 菓子ハ廃止スル事
 一、山ノ神講ハ之ヲ観音講ト合併シ春秋二期各拾八日ニ
 御頭ヲ施行スル事 但シ伊勢講ヨリ酒老升ヲ支出シ
 當番ニ於テ酒老升及野菜料理ヲ振舞フ事
 一、従来施行シ来リシ二十三夜講及秋葉講ハ之ヲ合併シ
 春秋二期各二十四日ニ御頭ヲナス事但シ伊勢講ヨリ
 酒式升ヲ支出シ當番ニ於テ酒老升及手作野菜三品ヲ
 振舞フ事ニシ其他ハ従前通りト
 一、右各條項ハ大正拾壹年一月ヨリ實行スル事

図 10 下組下伊勢講文書（大正 10 年）

つまり下組下伊勢講組では、大正 10 年以前には伊勢講のほかに山の神講、観音講、二十三夜講、秋葉講が独立して行われたことがこの文書から伺える。二十三夜講は大正 10 年には秋葉講と習合し、春秋 2 期各 24 日に行われるようになった。大下伊勢講組の昭和 18 年の文書によると、「宗会ノ決議昭和拾八年一月大東亜戦争ノ心（必）勝二期シ観音、山ノ神、秋葉、二十三夜ヲ伊勢講ニ合併シ年ニ春秋二期トシテ講ヲ行フ事」と書かれており、昭和 18 年以前に別個に行われていた三つの講が戦時体制下に伊勢講に習合されたことが分かる。

伊勢講は信仰的な機能に加えて、融資貸借の機能を有していたことが図 11 の文書からもうかがうことができる。昭和恐慌の時代に拠出金を 10 年を償還限度として低金利（年 1 割程度）で負債農家に貸し付けていた。

つぎにとりあげる「蚕玉講」とはいわゆる養蚕儀礼の一つで養蚕農家が集まって養蚕の守神である蚕神を祀る講である。新田では戦後しばらくまでは養蚕が盛んに行われており、蚕玉様（講）と呼ばれる講が上組 2 組、中組に 2 組、東組に 1 組、下組に 2 組存在していた。現在養蚕は廃れてしまい、本来の意味が失われているものの、上組では

収入	
一、金九円三拾四銭	前年度越高金
一、金八円九拾六銭	○雨宮□□利子
一、金八円九拾貳銭	○雨宮□□□利子
一、金七拾八銭	○久保田□□利子
一、金二拾九銭	信用組合貯金利子
一、金拾五銭	風呂桶景収加ノ分収入
一、金參拾五銭器具貸料	
	久保田 二〇分
	雨宮 二〇分
計金二拾八円七拾九銭	

図 11 下組下伊勢講の収入に関する資料

現在でも宮上講、宮下講の 2 ヶ所で蚕玉講を行っている。それぞれ蚕玉講の講塔（蚕玉神社）を有しており、こうした蚕玉講塔は東組・下組にも残っている。ここでは、かつて盛んだった中組の蚕玉講と今なお存続している上組の蚕玉講を例に取り上げてみよう。

【事例Ⅲ：上組蚕玉講】

上組の 2 つの蚕玉講は現在は形式化し常会の行事として両講が合同して行う。現在の蚕玉講は 11 月中旬の日曜に行われ、宮上組・宮下組にそれぞれの蚕玉様講塔（蚕玉神社）があるため、それぞれ掃除をしたあと、両組とも区の集会場に集まって上組の道祖神に幟を立てて、直会をする。昼はアンコロ餅を食べ、午後 3 時にはお茶を、そして夕食を一緒に食べる。上組 12 軒のうち下から順に 4 軒ずつが当番にあたる。ただし、宮上組にはこれとは別に蚕玉様の石碑の掃除当番がある。

かつては宮上・宮下組が別々に講を行っていた。宮下組は講員が 10 軒あまりで、名取講（マキ）が講元になっていた。当番 3 軒のうちの 1 軒が主任となり、主任が蚕玉講の帳簿を保管し、主任宅で餅つきを行い、そこが蚕玉講の会場となる。蚕玉様の掛け軸を掛けて拝み、石碑には注連縄をかけ御神酒やご馳走を供え、祭りが終わった後の直会には各家から持参した馳走やアンコロ餅・甘酒を飲食する。蚕玉様の石碑は元来は原山ではな

くヒラのふもとに祀られていたが、10 数年前に現在の地に移転された。現在の蚕玉講は、本来の蚕神を祀るという宗教上の意味は失われたが、近所づきあいとしての意味をもちつつ、今なお存続している。

【事例Ⅵ：中組蚕玉講】

中組の蚕玉講が最後に行われたのは、昭和 51 年で、当時の講員は 8 軒だった夏蚕、秋蚕、晩秋蚕の取り入れのうち、秋蚕が終わった 9 月の末が当たり日で、廻り当番制でお日待講と同じ講員が参加する。当番が講に使用する掛け軸を保管し、蚕玉講と大山祇命の掛け軸を床の間にかけて般若心経と「ヤマノカミオンソーダーチャテングリテングリ」という呪文を唱える。養蚕をしていた当時は繭の豊作祈願と、その年の収穫のお礼として拝んだものだという。蚕玉講は 1 軒から一人ではなく家族全員が参加し、直会にはアンコロ餅やそれぞれの家から持参した重箱 3～4 つに詰めたもの（例えば鯉を煮たものなど）を共食した。

しかし現在ではこうした講はほとんど衰退してしまっており、その理由としては、①時代とともに信仰的な意味が希薄化したこと、そして②社会的な娯楽や社交の機会の増大とともに、③生活圏が拡大したことが想定される。こうした状況下で、とくに若年層の講への関心が希薄化したことが致命的である。しかし、かつては上述の講の他に天神講、戸隠講（代参講）、二十三夜講、念仏講、無尽講をはじめ多種多様な講が地縁の近隣組を単位として展開し、宗教的な意味に加えて社交や娯楽としての共食儀礼がムラ人の紐帯やつきあいを強化する積極的な機能を果たしていたといえよう。

（3）組氏神としての常会道祖神祭

各常会はそれぞれ「常会道祖神」と呼ばれる組氏神を祀っている。各常会の道祖神は「サカイ」の神として常会の境筋のところに勧請されている。したがって、常会と常会とを地理的に区分するという意味合いが強い（図 12）。

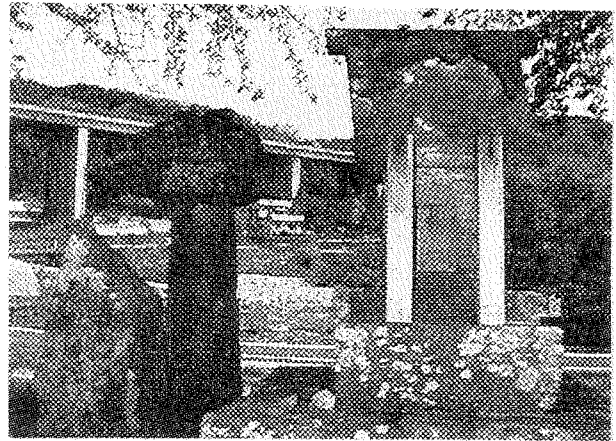


図 12 下組の常会道祖神

道祖神祭は「常会道祖神祭」と呼ばれ、基本的には年 4 回行われる。それぞれ 1 月 3 か 4 日の常会総会の日と、4 月上旬と 9 月下旬の作場道づくりの日、さらには 11 月 23 日の収穫祭の日があてられる。1 月の道祖神祭はいずれの常会も行っている。この日は常会の初総会の日でもある。総会が終わると幟を立て、組員同士で年始の挨拶をし、ごちそうを食べ、酒を飲む。春、夏、秋のどの祭りをとってみても特別な神事を行うものではない。1 月はとくに近隣の人々と年頭の挨拶を交わし、新年に改めて「つきあい」を確認し合うことの意味が大である。また常会道祖神の祭日に常会の総会を開くことの意義は、「常会の決めごととは神様のもとで執り行われること」によって逸脱や異議を唱えることに対する戒めとした。

作場道づくりは区の村仕事の一つで、今でこそ道路の草取り作業であるが、かつては村人総出で実際に道を補修するため、かなりの重労働であった。各家から一人ずつ出て道づくり作業に当たる。家を代表としてこの仕事を一人でやりこなすことがムラでの「一人前」を意味し、若者が大人と同じあつかいを受けるための一つの指標であった。また、収穫祭の日に、大原神社でも「秋期皇霊祭」が区役員を中心にとり行われる。11 月 23 日の区単位の収穫祭は基本的に祖霊に対する収穫への感謝といった公的な意味合いが強いのにに対して、常会単位の方は収穫後の労をねぎらうといった日常的な意味をもつ祭りであるといえよう。この日、

常会ごとに所有する採取田から取れた収穫物（主に長芋、その他脱穀後の藁、野菜など）を集会場にもちよりセリにかける。

このように「常会道祖神祭」は「道祖神」を祀るというより、常会の諸行事や農作業の節目に日常生活の最も中核となる組（常会）の人々が集合する契機であり、前述したとおり日常的なつきあいを確認し合い、ともに労をねぎらい合うことに意味があり、こうした祭りの実施が常会の連帯や結束を強化する機能を果たしていたといえる。

以上、ここでは生活諸関係の中核をなす近隣組のうえに、日々の風呂の共同利用（御日待講）・葬式の際のオトブレ組・宗教的社交的な伊勢講といった諸集団が累積している様相をみてきた。こうした諸集団を束ね、組（常会）の自立性・統合性を象徴するのが常会道祖神である。

一方、新田では村氏神として「大理神社」を祀っている。その他に集落（区）を単位として祭祀を挙げる神社には、「御別当社」「秋葉社」「鬼門神」「穂屋社」がある。そこでつぎはこれらの集落を単位として祀られる5つの神社を対象としてとりあげてみるとしよう。

4 ムラを支えるシンボルとしての村氏神・小社祭祀

（1）村社・小社の位置と来歴

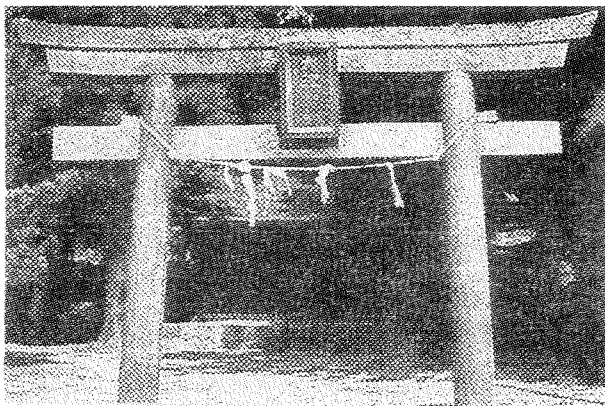


図13 大理神社

1) 大理神社

大理神社は集落の中心よりやや北の上手に位置し、当集落を守護するように鎮座している（図13）。

大理神社の本社は奈良県奈良市にある大和国添上郡宇奈大理社である。当社の建立等の由来についてはよく分からないが、祭神は天御中主神・高皇産霊神とされる。元来は「内裏社」と称されていたが、元禄15(1702)年に大理社と改称したという記録が残っている。大理神社の本殿は宝暦11(1761)年に再建され、御雨屋が天保7(1836)年に、明治元(1868)年には御神事屋（舞台）も建立されている（ただし御神事屋は現存せず）。境内末社としては石祠「山神宮」（正保2(1645)年）が合祀されている。

2) 御別当社

御別当社は歴史的には大理神社よりも古く、その形から「象頭山」といわれる村落の東側の段丘上の北に位置している（図14）。

記録によると御別当社の祭神は御別当多賀大明神で、本社は滋賀県多賀大社という。創立は明暦2(1656)年で古くより崇敬を受けてきた。新田の開村が元和7(1621)年で、大理神社に関する最古の記録が元禄15(1702)年とされているから、開村後間もなくできた神社である可能性が高い。村落の北東側の河岸段丘上にあったが、戦時中現在地に移転された。現在は石の小社があり、人によっては「ヤマノカミサマ」とも呼んでいる。御別



図14 御別当社

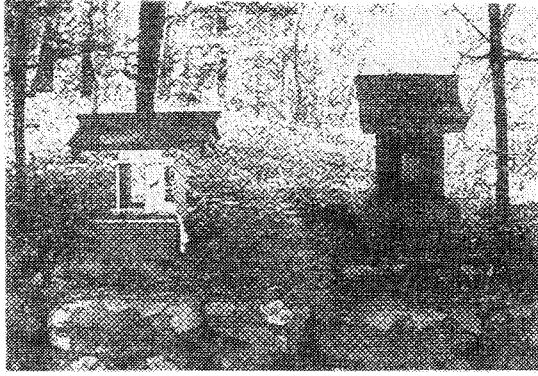


図 16 鬼門神

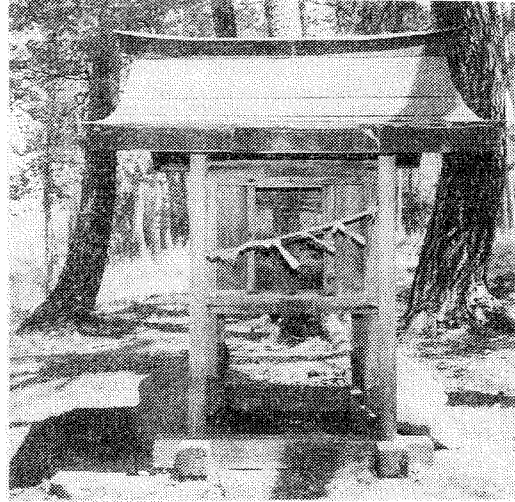


図 17 穂屋社



図 15 秋葉社



当社は先住民の聖地として「畏敬の念を込めて」建立されたという伝承もあり、もともとは「ヤマノカミ」「土地の神」として祀ったものと思われる。

3) 秋葉社

秋葉社は、御別当社のある「象頭山」の南側に位置する小社である（図 15）。そこには無数の石碑小祠群がみられる。これらの小祠群がいつ頃合祀されたかは不詳である。

秋葉社の本社は、遠州（静岡県）秋葉山頂に祀られた「火之迦具土命大神」を祭神とする秋葉神社である。とくに火伏せに極めて験能があり、火伏せの神として祀られている。

4) 鬼門神

鬼門神は立場川の上流、上組の共同墓地の崖の上であり、方位学的には村落の北東に位置する（図 16）。

鬼門とは方位学上もっとも縁起の悪いとされる北東（丑寅）の位置を意味し、この方位からあらゆる災厄が村に出入りするとされる。そこでこれらの災難を封じ込めるために祀られたのが鬼門神である。方位学的な意味の他にも、この辺りは立場川の川幅が極端に狭く、氾濫の多発地点でもあった。このため鬼門神はこうした災害から集落を守護する神として位置づけられる。

5) 穂屋社

穂屋社は立場川の河岸段丘の西に位置している。この穂屋社は諏訪大社上社の摂社である御射山社の分社である(図17)。

穂屋社に関する記録はほとんどないが、近世以来原山の入会地をめぐる争論において、穂屋社は原山の南端を示す境塚としての役割を担い、瀬沢新田の入会権および領有権を示すうえで重要な指標となってきたと思われる(石原、1994 参照)。現在は「原山様」とも呼ばれ、「腹を病まない」という御利益があるとされ、当地では子供の健康を祈願する社となっている。

(2) 村氏神・小社の祭礼

1) 村氏神村社・大理神社の祭礼

新田の住民は大理神社の氏子となっており、氏子総代は通例として区長職を終えた人になる。大理神社で行われる例祭は、春祭り(3/15)、夏祭り(9月最終日曜日)、秋祭り(11/23)である。このうち春と秋の祭りは区の役員、各種団体長、神主、氏子総代が参加する。基本的にはこれ以外の人は参加しない。神主は諏訪大社上社からまねく。祭礼は極めて簡素で神主がお祓いをした後、集落センターで直会を行う。

秋祭りは収穫を祝う祭であり、「秋期皇霊祭」ともいう。参加者は春祭りと同様である。「湯立て祭」とも呼ばれ、区の行事に参加しなかった家がかじ引きで指名され、それらの家からうるち米を集めて回り、このうるち米で餅(「カルタコ」)にして子ども一人ひとりに配った。

一方、夏祭りは村人全体でにぎやかに執り行う。戦前までは夏祭りは10月4日に行われ、当日は小学校も休校になった。現在は通勤する住民が多くなったため村人全員が参加できる日を選ぶ傾向にあり、9月の最終日曜日に行っている。夏祭りを主催するのは、区長以下の区の役員であるが、春秋の例祭と違って様々な形で村人が参加する。この祭の見せ物としては、昔は相撲大会や境内の回り舞台で演芸会などが催されたが、昭和30年頃から「長持行列」と小学生が行う「花笠踊り」に変わった。

夏祭りの祭礼は、朝8時頃から花火の開始合図に始まり、9時頃区の役員が大理神社境内に集合し、神主によるお祓いに立ち会う。正午頃再び花火が打ち上げられ、祭のハイライトである奉納長持ちが行われる。長持ちは大理神社を正午に出発してから区内を順々に練り歩き、夕方農協支所前で終わる。その間8カ所で立ち止まり花火の合図で年寄り衆が長持ち唄を披露し、それに合わせて長持ちを担いだ若衆が長持ち踊りを舞う。また、長持ち行列に付き従う花笠衆が花笠踊りを披露する。集落センターには出店がならび、春秋の祭と比べると家族ぐるみで参加する人が多い。かつては祭りの後、村人が集落センターで直会を開いていたが、最近は近隣の村から来る客の接待で各家とも忙しいために行っていない。こうした祭礼に要する費用(約40万円程)はすべて新田区が負担する。

その他、区の祭事としては元旦に「拝賀式」を大理神社で取り行う。朝5時から区の役員、各種団体長、および何人かの一般区民が大理神社に集まり、区長以下の年頭祈願を行う。その後、長泉寺に場を移して護摩供養を行う。

2) 小宮の御柱祭

大理神社では、7年に1度の諏訪大社の御柱年(寅年・申年)に通常の夏祭りに代わって「小宮の御柱」が集落を単位として執行される。この新田御柱祭の起源に関しては不明であるが、記録によれば近世末にはすでに行われており、戦後一時期中断したが、昭和60年代になって再興している。

大理神社は先述したように諏訪大社の末社ではないが、新田は御頭郷の一員として諏訪大社の御柱祭に参加している。これは大理神社と諏訪大社との本末社関係によるものというよりも、歴史的にみて新田が諏訪大社の信仰圏に包摂されていることに由来すると思われる。また、実際の大理神社の神事は諏訪大社の神官によってとり行われてきた。

新田の小宮御柱祭は諏訪大社上社の御柱祭(山出し祭4月、里曳き祭5月)のミニチュア的性格をもつもので、実際の祭祀行事や祭りの運営面に

においても類似性を示している。

小宮御柱祭の運営は区と御柱担当各部会が担っている。御柱祭の行事日程や費用は区が決定し、御柱運営委員会が全体を統括し、御柱担当各部会が実際の御柱祭の準備・運営に当たる。各部会は5つある常会の戸数にアンバランスがみられるため、下組を第1部、上・中・東組を第2部、原組を第3部として構成され、3本の御柱を各部会が単位となって分担する¹³⁾。

大理神社の「小宮の御柱祭」は6月に「山出し祭」、9月に「里曳き祭」が行われる。かつては里曳きのみ行われ、山出しは行われなかったが、昭和61年からは双方とも行われるようになった。

さて、1994年度の瀬沢新田の小宮御柱祭をみると、3月15日の「御柱見立て」¹⁴⁾を皮切りに、区役員有志による「御柱の伐採」(4/26)・村人全員(各戸1人参加)による「元綱の製作」(5/31)、木落とし場・原山の草刈り(6/13)が行われた。6月21日に「山出し祭」が行われ、当日は運営委員らが早朝大理神社の境内に集まり、御柱祭の成功と安全の祈願¹⁵⁾した後、御柱置き場で「浄め御柱出発式」が執り行われた。木遣り唄の後、3本の御柱は木落とし場に向かい、木落としを行った後、村の老若男女を問わず近隣・親戚・観光客らが曳き子として参加して御柱を原山公園まで曳行した。その後、山出し祭に参加したものの全員で夕暮れまで慰労会を開いた。

山出し祭から約3ヶ月後の9月27日に「里曳き祭」が行われた。里曳き祭の当日は早朝お祓いや浄めなどの曳行式のあと、下組から大理神社までの集落を縦貫するメインストリートで御柱を曳き、大理神社の四隅に「建て御柱」が行われた。本1から順に御柱が垂直に建つと、「冠落とし」と呼ばれる御柱の先端部分を削り落とし、削り落とされた木片を人々は「お守りとして」競って拾う。この建て御柱の終了をもって大理神社の小宮御柱祭はすべて終了する。

新田の御柱祭は7年に1度の新田区の祭礼であるから、その費用は基本的に区が負担する。1992年の新田御柱祭における費用は総収入が1,966,790円、総支出は1,825,923円であった。収入の面からみると、山出し祭は区会計より15万

円(21.6%)、共保組合の補助金が50万円(72%)で最も多く、祭礼費用収入における共保組合の重要性がうかがえる。また、里曳き祭の収入をみると、共保組合の補助金が60万円(47%)、御祝儀が55万円(43%)であり、共保組合の補助金が多いことはいままでもないが、御祝儀の割合が大幅に増加している。この理由としては山出し祭の運営主体が区であるのに対して、里曳き祭の運営主体が御柱担当各部(組及び組連合)であることの反映と考えられる¹⁶⁾。

3) 区で祀る小社の祭礼

鬼門神、秋葉社、御別当社、穂屋神社の祭礼への参加者は区の役員、氏子・檀徒総代、各種団体の長に限られ、今日では一般の区民はほとんど参加しない。

御別当社・秋葉社の祭礼は5月4日で、この日は「自謙祭」ともいって、新田出身の儒学者植松自謙(1750～1810)の命日に当たる。火防せ信仰である秋葉様の祭礼には区長以下の区役員と長泉寺の住職が参列し、社の前で護摩を焚く。瀬沢新田の社祠のうちで、寺が関係するのはこのときだけで、その理由は秋葉社が神仏習合神社であったことと関連する。

鬼門神の祭礼は毎年1月15日か19日に行われ、区の役員と各種団体長が欠かさず鬼門神に参拝する。

穂屋社の祭礼は、現在は「原山様の祭り」と称して、8月27日に区が主催して祭りを行っている。祭りには区長以下区役員、各種団体長、および富士見町の農政課の人が出席する。当日祭りをを行う前には常会ごとの回り番で(下、上・中・東、原組の3つに分かれて)、境内の草刈りや注連飾りをつけ、役員以下参拝をする。その後グラウンドで村人皆が寄り集まって共食を行う。穂屋社が一見したところ仮の社祠であるにもかかわらず、他の小社の祭祀よりも盛大に挙行される意味は重要である(石原、1994参照)。

(3) 神社・小社の景観上およびシンボリックな意味

福田アジオは村落の空間構造についての次のようなモデルを提示した（福田，1982：38-39頁）。彼はムラの領域の模式図として、

- I 「民居の一集団」 = 集落 = 定住地としての領域 = ムラ
- II 「耕作する田畑」 = 耕地 = 生産地としての領域 = ノラ
- III 「利用する山林原野」 = 林野 = 採取地としての領域 = ヤマ（ハラ）

という集落を中心とした同心円的構造を提示した。この図式が実際には様々な形態を示すと限定した上で、同心円の中心（つまり「ムラ」）を境として「ウチ」と「ソト」に区分する観念があることを福田は示した。日本各地にみられる道切り

行事や虫送り行事を例にあげれば、フセギ（防ぎ）は「ムラの地籍上の境界ではなく」この定住地としての「ムラ」（集落）のすぐ外側に設置され、「ムラ」の中へ邪悪なものが進入するのを防ぎ、これによってムラのウチは浄化され、ムラの秩序は保持される。これに対して、ソトは危険でかつ不浄で邪悪なものの跋扈するところであるという観念がそこには働いている。

新田の場合を例にとると、現在は耕地整理が行われ、田畑の領域が飛躍的に拡大し、かつ明治後期から原組の地へ移住が始まったために、近世における集落の形態は一変してしまった。しかし近

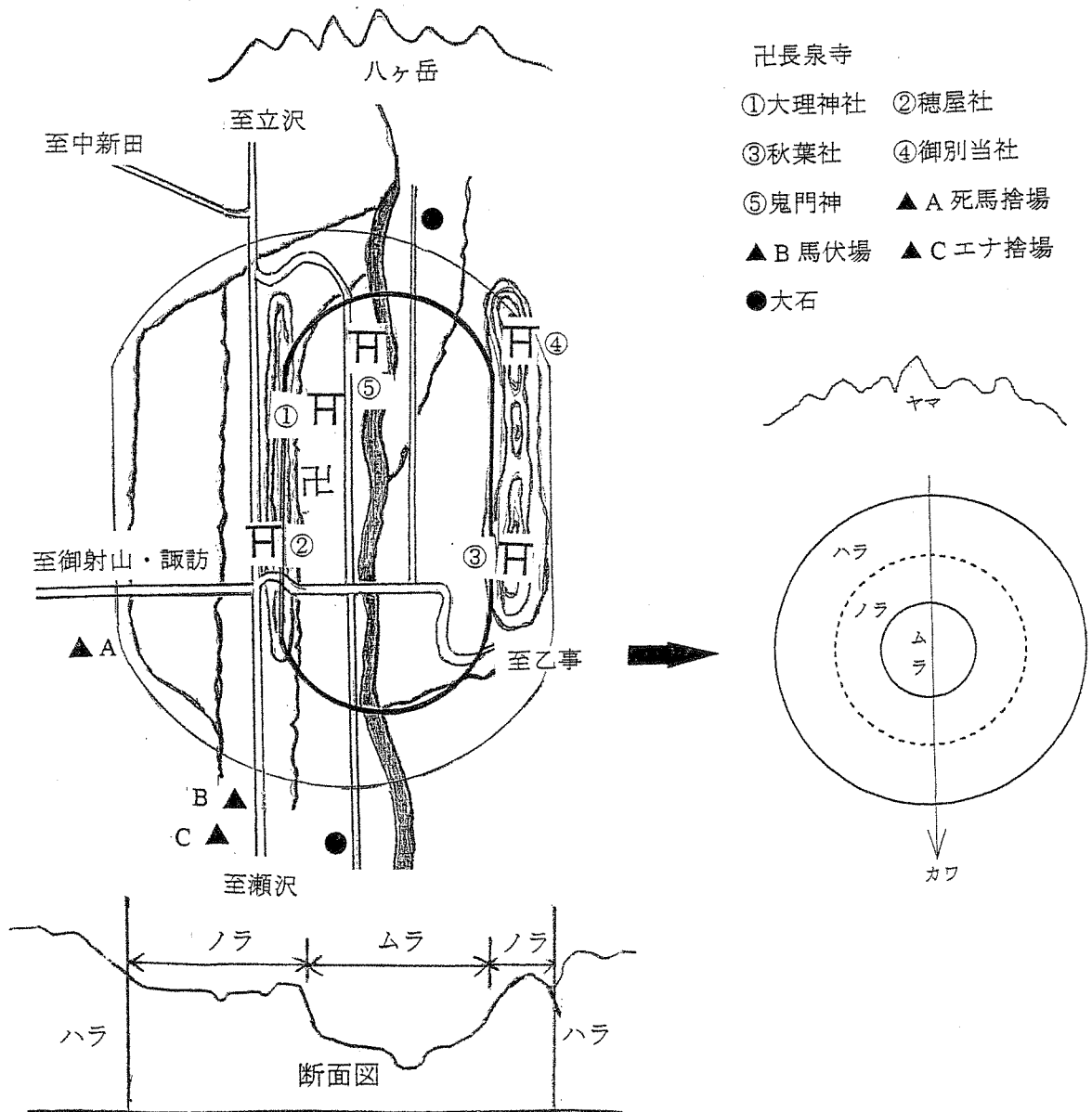


図 18 瀬沢新田の水平的空間構造

世初頭に新田の開発が行われたのは立場川の河岸段丘に挟まれた部分で、その西側の原山域は八ヶ岳風が吹きつけるため耕作にとっては不向きな地であった。その後安永から文化年間にかけて西平汐（センギ）と呼ばれる水路が開削されたために土地開発が可能となった。この西平と河岸段丘内付近の御別当、坪平、板橋といわれる地籍が新田の代表的な耕地であり、一ノ沢、二ノ沢、三ノ沢という八ヶ岳尾根づたいの沢地は立沢の余水によって細々と水田経営が行われてきたにすぎず、大部分は戦後の構造改善事業が行われるまで開墾の遅れた状態が続いていた。

福田アジオの村落空間モデルを新田に適用して考えてみると、集落としての村＝「ムラ」は河岸段丘の中に収束し、その周囲にノラが広がっている。西平に関しては河岸段丘上から荒涼と広がる原山（ハラ）の一部ではあるが、ノラの延長としての意識が強いのではないかと考えられる（図18）。

つぎに神社・小祠の分布を景観上からみると、ムラ内に点在する馬頭観音をはじめ、小祠群は集落内部に集中している。墓地は河岸段丘の斜面に同族単位にかたまわって建てられている。そして、集落の周囲を取り囲むように穂屋社、御別当社、鬼門神、秋葉社の小社が建立されている。とくに、鬼門神は集落の北東にあり集落の鬼門を守る神としての役割を付与されている。また集落の北と南の入口には大石といわれる「ムラ」境を示す石があり、集落をそのソトと区分している。このように瀬沢新田においてムラの領域は「柵」として明確に区分され、ムラを守護する意味を担った象徴物によって取り囲まれている¹⁰⁾。

ハラとムラの境より外側には石碑、小祠群は一切存在しない。ここは「ムラ」とハラ・ノラの切れ目にあたり、そこから先は危険で不浄なソトの世界であることを示しているといえる。またさらに注目すべきことは、「ムラ」の中を聖なる空間とするならば、尾根立て道沿いにあるエナ捨て場¹¹⁾、馬伏せ場¹²⁾といったケガレたものを破棄すべき場所は村境のソトにあり、そこは不浄で穢れた世界として意味づけられているといえよう。

5 むすびにかえて

本論の要旨を要約すると社会的連関においても空間的（景観的）な意味においてもムラはある種の柵をもち、ムラにおける生活諸関連がその柵のウチで遂行されており、自治・行政的機能としてのムラと、それと重複する祭祀構造とによって、この柵は支持されている。

そこでこれまで言及した要点をまとめるとつぎのようにいうことができよう。ムラの政治的構造をみると、①自治（行政）的組織と祭祀組織とが重複する構造をとっている。たとえば中世における諏訪大社では祭政一致の組織構造をもっていたが、時代の趨勢とともに政治と祭祀が分離してきた。ところが、末端のムラ組織においては政事（まつりごと）と祭事（まつりごと）が（その力点の置き方に変化がみられるものの）ほぼ重なり合う形で存続してきたといえよう¹⁷⁾。

②集落内の政事と祭事とは同一の財政を基盤としながら、かつ相同的な構造をもっている。すなわち区および村氏神社を頂点とする相同的なヒエラルキー的構造を形成している（図3参照）。この垂直的階層構造の中で、とくに区下部組織である村組（常会）および近隣組が日常生活レベルでは中核をなしている。そしてこうした地縁的組織に葬式組としてのオトブレ組、廻り風呂の御日待講、代参講としての伊勢講などが重層する形で日常の生活基盤を構成している。こうした組のもつ自律性を表象しているのが境の常会道祖神である。こうした構造は「入れ子型構造」としてとらえられる。

③村氏神社・小社の空間的・景観的配置をみると、明らかにシンボリックな意味で集落（ムラ）を守護する柵構造を示している。周辺の他村落との拮抗関係の中で領域保全の意味をもつ外柵が村の地境（村の境界）であるとするならば、日常生活における諸集団が累積した空間が集落（民俗語彙としてのムラ）である。

こうした意味から村落は二重の柵—すなわち日常生活空間としてのムラの柵と領域としての村境の柵によって保全されているととらえることがで

きよう。このようなかなり固定的な枠に取り囲まれることによって、ヨソものを排除し、ウチにおける一層強固な共属感情（ウチの意識）が形成されてきた。

④ムラは元来徳川幕藩制の一円領主制のもとで自治的村落として存続してきた。この自治的村落はムラ組織をもち、ムラの成員数（すなわち家数）を制限しかつ独自の財政と共有財（共有山林・神社・共有田等）を有している。また村境を枠とする領域を有し、その保全をはかってきた。そして定住したらいつて必ずしもムラの正式成員に馴れるわけではなく、ムラの成員権の獲得には種々の制約が存在した。そのうえ村規範からの逸脱者に対しては村八分という強制的規範を伴っていた¹⁸⁾。

しかし⑤ムラはそうした政治的・経済的・社会的な存在であるばかりでなく、祭祀機能によって支えられてきたという側面を等閑視することはできない。祭祀組織のヒエラルキー構造にはムラ内部にとどまらず、村氏神が郷社諏訪大社上社の権威に包摂される形式をとっており、この点は大社御柱祭のミニチュア形式である小宮御柱祭、祝神の御柱祭を挙げるという事実が上位・上部権威への帰属を明白に物語っている。

⑥こうした小宮御柱祭や常会道祖神祭に伴う共同作業や共同飲食—すなわち時空を共有する経験—が村人の一体感や連帯感あるいは共属感情を一層強化していることはいうまでもなく、こうした村祭りの存在自体がムラ統合性の象徴となっている。

一方、⑦家は村組や近隣組の構成上の単位となつてはいるものの、家をめぐる祭祀がムラや組の連帯性を志向するよりも家自体の家業経営およびその結果として家々の繁栄を祈願する傾向が大きいといえよう。

⑧また、祖先祭祀としての年忌供養も、弔い上げと呼ばれる三十三年忌の最終年忌をもって個別的な（個人にまつわる）祭祀は完了し、死霊はその個性を昇華させ、非個人的で集合的な存在としての祖霊に転化すると考えられてきた。このため永代にわたる祖先祭祀やそれを支える人々の集団化（例えば祖先を同じくする同族の形成）の契機

はむしろ弱く、前述した地縁を契機とする近隣組がより一層強固であったといえよう。

⑨「家」は時代とともにあるいは家のおかれた諸条件に対応して転換する可能性をもつ、すなわち「家」のもつこうした可塑性に対して、「ムラ」はかなり明確で固定した持続的な枠をもっているといえよう。そしてムラの祭祀や組内の日常的な相互扶助はムラ内における異なる諸要素（例えば家々の個性・同族・親類関係、地主小作関係など）を横に連鎖的につなぐ機能をもっている。

以上、瀬沢新田の事例に依拠して祭祀組織とその構造のもつ意味について言及した。しかしここで述べた新田の事例は何も、瀬沢新田のみに特有の様態ではなくすくなくならず、日本各地のムラ社会に通底する現象ではあるが、これも中国や韓国の村落の事例と対比し比較を試みた際には、日本村落社会における祭祀構造とそれが支える日本的な「ムラ」の特殊性が一層顕著にたちあらわれることになる。

註

1) 村あるいはムラは多義的な用語であり、一応行政村と区別する意味で江戸時代より続いている旧藩制村をムラと表記している。ただし「ムラ」は民俗語彙としての集落域を表している。

2) 区総会は通常毎年3月と10月に開催され、世帯の代表者総数の3分の2以上の出席によって成立する。3月の総会では、歳入・歳出の予算・決算の承認や1年間の事業計画について審議し、10月の総会では、事業報告、区役員の選挙などを行う。

3) 1996年当時で男性3000円、女性の場合は男性の八割に勘定されることになっている。

4) 家屋は外の枠が固定しているのに対して家屋の内部構造はその時々諸条件に対応した可塑性をもつというこの構造モデルは本論の主旨であるムラの固定的枠と家の可塑性というモデルとの類比を想起させるという点で意味がある。

5) 屋内神のシンクレティズム諸相とのムラのシ

ンクレティズム諸相との類似性は注目するにあたいしよう。

6) 屋敷神とは宅地内の一隅あるいはこれに持続する小区画、もしくはやや離れた持地の山林など、屋敷の付属地に祀られている神をいう。開拓先祖あるいは家代々の祖霊を屋敷神として祀るところもあって、屋敷神と祖霊との深い関連を示している。屋敷神の呼称は学術用語で、実際には地方によって様々な通称が行われている。屋敷神をウチガミ（内神）あるいはウジガミ（氏神）などと称する。

7) 歳神は正月に祀る神である。正月様・歳徳様・ワカドシサンなどともいい、家々で歳神をまつる祭壇を設ける。これを歳徳棚とか恵方棚と呼び、この棚を恵方（歳神がつかさどるめでたい方角で、干支の組み合わせによって、その年の恵方が定まる）に向け、また俵・桶を祭壇にするところもある。松・注連・白紙などを飾り、神供（神に供える食物）として鏡餅や神酒、米・柿・乾魚・塩魚などが重要な供物とされる。この歳神の司祭者は年男（家長がなる場合が多いが、長男あるいはできるだけ若い者が年男になるところもある）である。歳神は作神（農耕の神）としての性格が強く、タガミ（田神）様が歳神になると伝える地方もあり、祭壇として俵を用いることもその現れといわれる。古くは、歳神は農耕神または先祖の霊とも観念されている。

8) 正月と盆行事の類比について、柳田国男は「先祖の話」のなかで、「今でこそ一方は仏事、こちら（正月）は清浄第一のめでたい行事であるが、是だけの一致は無意識にも起こりさうに無い。ことに暦の頒布せられず、又読む人も少なかった農村の間では、以前は正月もやはり盆と丸半年を隔てた、春の初めの月の満月の宵であったことを考えると、この類似には一定の計画があつたことを推測せずには居られない」（『定本柳田国男集』第10巻、37頁）とその類似性を指摘した。また、田中宣一は、寺院や仏教の関与がなくても存在したであろう相違点に注意を払わなすぎたことを問題にしながらも、正月と盆は「ともに先祖祭りの機会であるという点で一致する行事である」（『日本民俗文化大系9 暦と祭事』103頁）こ

とを述べた。

9) 「穴ばた3升」といって、酒を3升飲まなければ墓穴を掘らないという諺が伝えられているほどである。

10) 石原啓司、1994、94～97頁参照。ただし、石原は穂屋社の位置の空間的構造を考察する目的でこのモデルを適用している。

11) エナ捨て場とは流産した子どもや後産の胎盤を捨てたとされる場所である。

12) 馬伏せ場とは馬の健康維持のために悪い血を取って捨てたとされる場所である。

13) 「戸数のバランスをとる」この意味は実際の運営上の都合もさることながら、各メンバーに等価の負担を担わせるという平準化のメカニズムが根底において働いているものと考えられる。

14) 1994年の御柱見立ては長沢共有林で本1：円周146cm、本2：円周136cm、本3：円周130cm、本4：円周100cmと名付けられた4本の赤松を選定した。

15) ムラの祭の祭にこのように村氏神に祈願すること自体（日本人にとってあたりまえのことであるが）重要な意味をもっていることをあえて指摘しておきたい。

16) 小宮御柱祭のシンボリズムも論ずべき課題であるが今回は割愛する。

17) 一例として区の役員経歴をみると、区議員を8年程度経験した後、区長代理に就任し、2年後に区長をつとめ、翌年から氏子総代・檀徒総代を経て共保組合役員を数年間経験して終えるというパターンが多い。この他、区長就任の後、町議会議員に推挙される人もいる。いずれにせよ「区長経験者が氏子総代に就任する、あるいは兼任する」という事実からも政事と祭事とが重ねあわさっているということがうかがわれる。

18) この点については割愛するが、例えば早稲田大学実習報告書第5集を参照されたい。

引用・参考文献

石原啓司 1994「農村における生活と祭祀—長野県諏訪郡富士見町瀬沢新田の事例考察」早稲

田大学人間科学部卒業論文
大塚民俗学会 1972『日本民俗事典』弘文堂
柳田国男 1969『定本柳田国男集』第10巻、筑摩
書房
田中宣一 1988『日本民俗文化大系9 暦と祭り』
第1章、小学館
小林善人 1965『瀬沢新田村史』瀬沢新田公民館
坪井洋文 1984「村社会と通過儀礼」『日本民俗文
化体系8 村と村人—共同体の生活と儀礼』
小学館
宮家準 1989『宗教民族学』
富士見町教育委員会 1991『富士見町史 上巻』

富士見町教育委員会
福田アジオ 1982『日本村落の民俗的構造』弘文
堂
早大人間科学部 1994『八ヶ岳南麓村の農耕と生
活慣行—平成4年度・村落社会学人間基礎科
学科調査実習報告書 第5集—』早稲田大学
人間科学部
清水昭俊 1987『家・身体・社会』弘文堂
八木康幸 1998『民俗村落の空間構造』岩田書院
堀一郎 1951『民間信仰』岩波書店
森隆男 1996『居住空間の祭祀と儀礼』岩田書院
鳥越皓之 1985『家と村の社会学』世界思想社

第11章 韓国における「門中」の構造と機能

— 忠清南道桃李里の宜寧南氏忠壯公派門中を中心に —

林 在 圭

はじめに

韓国における宗族とは何か。

韓国における親族制度は、父系の親族を「親族(チンゾク)」、母方親戚を「外戚(ウエチュク)」、妻方親戚を「姻戚(インチョク)」に区別する。親族とは父系の系譜につながる血族である。伊藤亜人によれば、「韓国では父系単系出自の原理に基づく親族組織として門中が発達し、原則として出生を機に、父親の姓と本貫とを受け継いで、父子および兄弟の関係を介して、父系血縁の関係網の中に位置づけられる」(伊藤亜人、1987: 166頁)と述べる。このように韓国の親族制度において、親族とみなされる最大の範囲は、同姓同本(ドンソンドンボン)の姓と本貫(ボンガン、始祖が生まれた地の意で「本」ともいう)を共有し、一般的に族外婚の単位をなしているものである。

親族は始祖の特性によって「氏族(シゾク)」と「宗族(ゾソク)」⁽¹⁾に分かれる(李光奎、1990)。つまり、始祖が神話的存在か実質的な人物かによって、前者を氏族、後者を宗族という。実質的な始祖は墓や行跡がはっきりしている。宗族は実質的な人物を始祖とする単系出自集団をなす。李光奎によると、「宗族は始祖や単系出自の系譜関係が明確であり、社会的な協力集団のような組織体をもつもの」である規定した(李光奎、1990: 43頁)。また金斗憲は「同姓同本によって表象される氏族を『氏族』、氏族の下位の族集団を宗族といい、その基準を祖先祭祀におき、祖先祭祀を共通に行う一団」を指す(金斗憲、1969: 85頁)。

本稿ではこれらをふまえて宗族を、実質的な始祖を中心として祖先祭祀を共通に行う明確な系譜につながる男系親族を指すものとする。

上記の規定からすると、本研究の対象である「宜寧南氏忠壯公派門中」(以下では忠壯公派門中と

略称する)は、宜寧南氏(イリョンナムシ)は一つの宗族をなし、忠壯公派門中はいくつものある「派(パ)」のうちの一門中である。

宗族は同姓同本の始祖(本貫祖ともいう)を頂点としてその父系子孫が共通の祖先の子孫であるという共同意識、すなわち同祖意識によって連帯している。このような宗族は、世代交替に伴って分節化し得る可能性を常にもっている。分岐・分節していく連続・連鎖のなかに、焦点となる祖先を契機としていくつもの分派に分かれ、さらにそれぞれ分派した派はその内部でいくつかの支派に分かれている。それを図式化すると、図1の通りである。

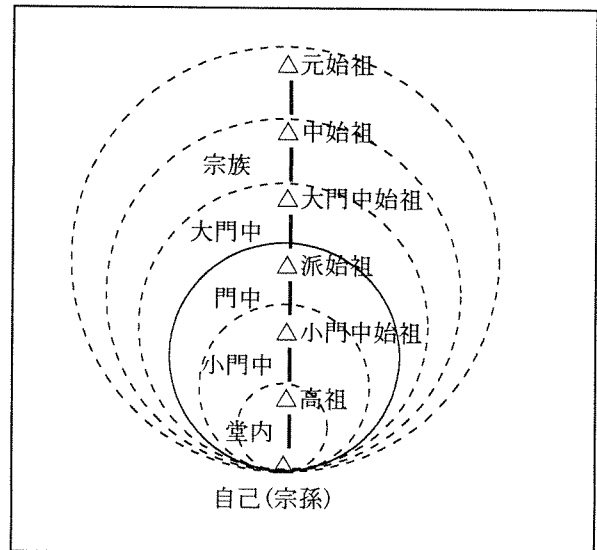


図1 宗族組織構造の概念図

各派および支派相互間の、そしてそれぞれの派や支派に所属する成員相互間の位置関係は、系譜的に明示されている。その記録は周知の「族譜」である。

一方、宗族の各派が社会集団として組織化されたものを「門中または宗中」と呼ぶ。門中は分派した「派」の組織であり、実際宗族の中に「入れ

子型」(嶋陸典彦、1987:6頁)として重層した構造をもっている。

かつて鈴木榮太郎は、韓国の「同族(宗族)の組織としては高祖(コゾ、現当主の4世代上の祖先)を中心とするものと、定着初代の先祖を中心とするものと、一族中高官になった人を中心とするものと、一族の始祖を中心とするもの」の、4つの組織が最も重要であり、そのうちとくに「高祖を中心とする宗中(ゾンジュン)を門中」としてと解するのが正当であろうとしながら、これが同族組織のうち最も強固な一つの塊りをなすと述べた(鈴木榮太郎、1973:189頁)。また、崔在錫は慶尚北道文京郡全州李氏を対象に同族(宗族)の範囲を、堂内(タンネ、4世代上の祖先を頂点としてその子孫一団)の範囲(とくにこれを門中という)、二つのマウル単位の範囲(とくにこれを宗中という)、郡一円を範囲とする同族、派(派始祖を頂点とするその子孫一団)を単位とする同族、族外婚の単位となる同姓同本全体とに、五段階(崔在錫、1975:202頁)に分け、門中の最小単位を堂内の範囲、最大単位を同姓同本の範囲であると論じた。さらに李光奎は門中を規模や組織ないし行事などの側面から、「大門中」「派門中」「小門中」に分類した(李光奎、1990:227頁)。

本稿における忠壯公派門中は、鈴木という4世代上の祖先(4代祖)である「高祖を中心とするもの」ではなく、また崔在錫という4代祖を頂点とするその子孫たちをさす「堂内の範囲」でもない。私は李光奎という「派門中」にあたる派祖を頂点とする共同意識で結ばれた父系血族の組織を門中と規定する。その理由は、門中形成が祖先祭祀⁽²⁾、とくに5世代以上の祖先に対して行う「時祭」を契機に組織され、その形成過程が比較的長い年月(もしくは世代)を要するからである。

宗族の組織化、すなわち門中の形成は、父系親族が集団的に居住している場合に特に顕著である。このように父系的親族が集団的に居住しているマウル(日本の集落に照応する)を「宗族マウル」と呼ぶ。とはいうものの、門中の成員たちは本拠地とする宗族マウルを越えて結成され、地域的に広範囲に拡散している。

つぎに、研究対象門中である忠壯公派門中の本

拠地である桃李里についてまずふれておくことにしたい。門中にとって本拠地マウル(宗族マウル)は一つの重要なポイントになる。ここで取りあげる理由は、桃李里が①当該門中の本拠地であり、②門中の歴史的、象徴的遺物や施設を多く有し、さらに③門中の諸活動が本拠地を中心に展開しているからである。また④宗族マウルに拘束されない地域的に拡大する門中成員たちの精神的よすがとしての象徴的意味をもつからである。

忠壯公派門中は、前述したように宜寧南氏(イリョンナムシ)宗族のいくつものある「派(パ)」のうちの一門中である。派の名称が忠壯公派(チュンジャンゴンパ)であり、忠壯公とは派の始祖(派祖)の諡号(おくりなの意)⁽³⁾である。桃李里は「忠清南道唐津郡大湖芝面」の一集落である。桃李里は今日の韓国農村において数少ない武班両班の宗族マウルの特徴をもつ農村の一つである。桃李里は首都ソウルから西南約150km、高速バスで約3時間程の距離にある。

桃李里の家々は谷筋に点在する散村形態をなしており、生業形態は主に水田における稲作と、タバコ・唐辛子を主とした畑作を組み合わせで展開してきた。1983年に開始された、この地域一帯の干拓事業により膨大な水田が造成され、1990年にはその水田を桃李里の農家へも一時耕作を経て低価配分した。配分面積は一戸当たり平均2300~2600坪で、これを機に農家の水田耕作面積は大幅に増加することになる。職業構成を見ると、1996年調査時点では66戸のうち専業農家41戸、畜産との兼業農家17戸、その他商業2戸、牧師と公務員が各1戸、無職3戸となっている。

桃李里は1996年調査時点で66戸のうち38戸が南氏一族である。人口は男性99人、女性97人の計196人であり、近年若年層の流出に伴う過疎化・高齢化が進展しつつある。

ところで、マウルとしての桃李里の開発は17世紀に遡るが、宗族マウルとして明確な特徴を形成したのは18世紀以降とみられる(金弼東、1998)。忠壯公派の子孫が数代にわたって住み続け、生活基盤を築き、安定した地歩を占めたのち、とりわけ忠壯公派門中を形成して以降のことである。

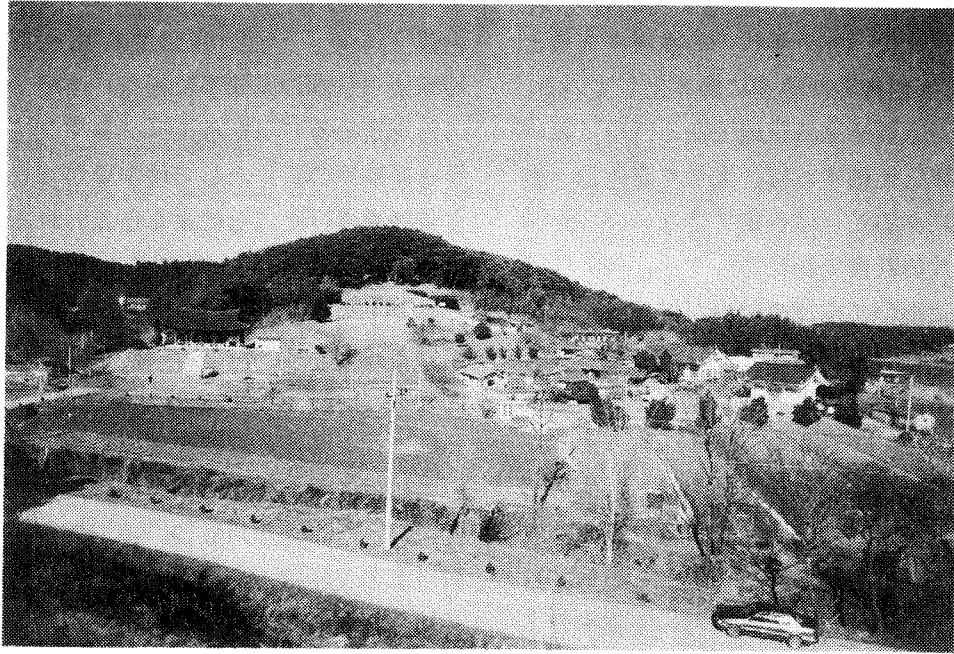


写真1 宗家宅周辺の情景

現在、この宗族マウルには、忠壯公派門中の歴史的・象徴的遺物や施設が多くみられる。その主なものをあげると、伝統的な大宗家（デゾンガ、総本家）⁽⁴⁾の建物、守宗齋（祭室・宗会事務所、1661年建造）、位牌を祀る忠壯祠（祠堂、1667年建造）、功臣・忠臣の功績を称えて与えられる旌閭（忠臣門、1667年建造）、忠壯公の墓地をはじめ、代々大宗家の宗孫（当主）の墓地（榴谷墓園など）、1981年に建てられた慕忠館（記念館）および1997年完成の第二遺物館、そのほか、大宗家の屋敷内外に保存されている多数の石碑などがある（写真1）。

1 問題の所在

韓国における親族研究史を簡単に触れておきたい。韓国における宗族（同族）もしくは宗族マウル（同族村）に関する研究は、韓国社会の特性を理解するための重要な研究対象として今まで多くの研究者によって研究されてきた。それらを研究の目的・資料・方法などに基づいて分類整理すると（李光奎、1990：21）、大別して現象的研究、歴史的研究、実証的研究の3つに分けられる。近

代的な意味での親族に関する研究は、1920年代から始まり、1930年代40年代までは主として日本人学者による現象的把握である。歴史的研究は史学や社会学が中心となり1950～60年代に本格化し、70年代に入って多くの業績を残した。親族制度に関する実証的・民族誌的な研究は60年代に始まり、70年代に多くの業績を残し研究領域も多様化した。これらは親族制度自体の実証的研究、同族部落の研究、日中韓比較研究、親族の一部に限定した微視的研究に分類できよう。一方、従来も多く研究が親族制度の存在理由を社会的条件で説明しようとするものが主流をなしてきた。しかし最近では宗教・生態的条件・経済的条件との関連で説明しようとする研究なども現れている⁽⁵⁾。

本研究は、上述の分類のうち実証的研究に属するものであり、特定宗族の特定門中に焦点をおいた事例研究である。従来の実証的研究が、慶尚道（とくに慶尚北道）や全羅道（とくに全羅南道）地域に偏っている。しかし、本研究は従来の研究において手薄となっていた忠清道の一門中を対象に、とくに門中の形成過程に焦点をおいて動態的にとらえることをねらいとする。

韓国では、日帝時代（1910～45年）や6.25動

乱（1950～53年）、1960年代以降の工業化・産業化によって、また1980年代の高度経済成長と共に、伝統的な価値規範が急速に弱体化している。そうした傾向は宗族や宗族組織である門中においても過去の実体と比較すれば、大きく変化し、機能の衰退傾向にあることは否定できない。しかしその反面、現代の社会変動にあっても、例えば経済・政治活動において宗族や門中が部分的にせよ機能していることがみられる。そればかりか逆に、そうした宗族や門中が再編成されている事実さえみられる。

本研究では、このような現代における宗族の再編事例として「忠壮公派門中」を対象に門中形成過程のダイナミズムをとらえることにしたい。当該門中は、以下のいくつかの点において従来の多くの研究対象であった門中とは異なる。①従来の研究対象は主として長い歴史をもつ伝統的な門中であり、しかも②それらの門中は大姓巨族のものであった。それに比べ、③当該門中は比較的最近年（1991）に形成され、さらに④門中の社会的威信を高める努力を傾注している真っ直中にある門中である。また、⑤従来の研究対象が主として「文班（ムンバン）」の家系であったのに比べ、当該門中は「武班両班（ムバン・ヤンバン）」の家系である⁽⁶⁾。

そこで本研究では、忠清南道唐津郡大湖芝面桃李里に本拠地をおく宜寧南氏忠壮公派の「門中」を事例としてとりあげる。

2 忠壮公派門中の形成過程

（1）忠壮公派の桃李里定着過程

桃李里は、1641年から宜寧南氏一族によって開拓された村である。当時、現在の大宗家周辺には先住民として宋氏一族が多く住んでいたが、南氏一族の定着とともに、彼らは近隣集落へと移住を余儀なくされた。それは宋氏一族の共同墓地やあちこちに散在する墓からうかがい知ることができる。しかし、宜寧南氏の桃李里定着過程の詳細な記録は見当たらないが、入村のきっかけとなっ

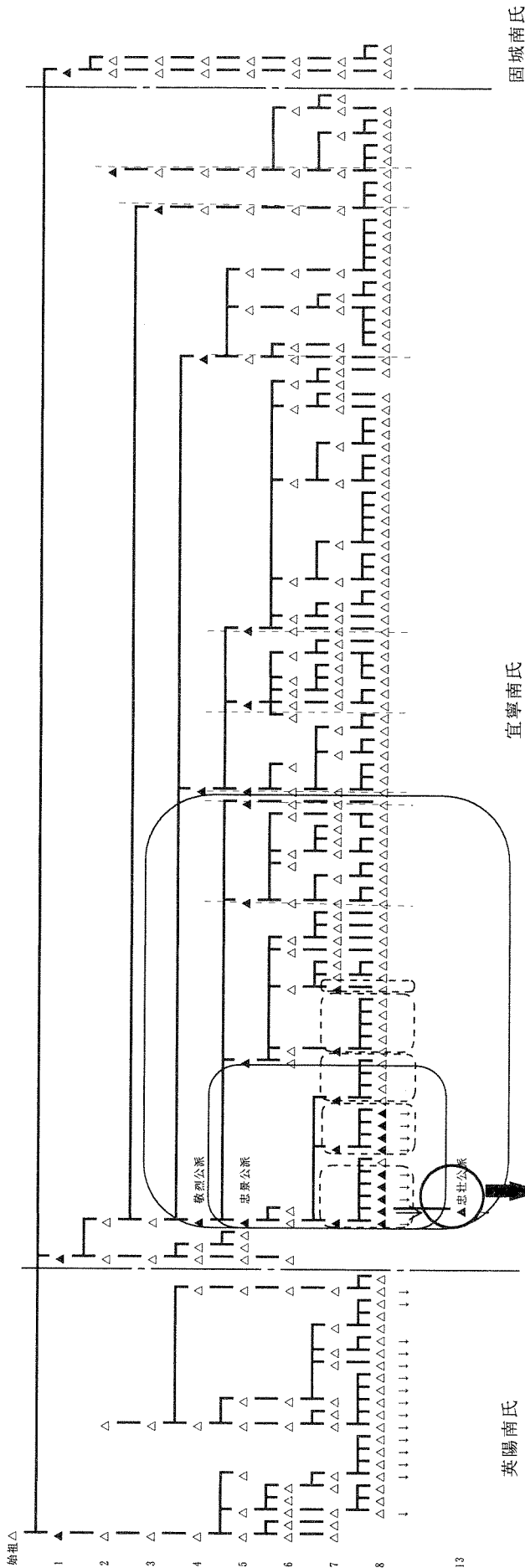
たのは、伝承によれば、忠壮公の曾祖父である南世健（1484～1552、現当主の16代祖）が忠清道觀察使（日本の県知事に相当）当時、子孫の安住の地を定めるに当たって「ノンマク（農業を営み得る避難地の意）として桃李里が吉」であるという宣託を受けたことによると云われる。これは李朝の1530年（中宗25）のことであった。

しかし、実際に入村するのは、それから110年ほど後の1641年に南斗極（1661～1689、現当主の13代祖）の代になってからである。その間、一族は代々多くの官僚を輩出しているがとくにその中には武官が多かった。そのため戦争などの犠牲になった祖先が目立つ。中でも南瑜將軍と南以興將軍の父子はともに戦死しており、韓国ではよく知られた名将である。とくに、南以興將軍の殉国の忠節に対して李朝12代目・仁祖王から1663年には「忠壮公」という諡号と、膨大な面積の「賜牌地（サベジ）」⁽⁷⁾が与えられた。この賜牌地は、現在の大湖芝面および隣接する面にまで及ぶものであった。

南以興將軍の先代は代々李朝の都である漢陽（現ソウル）またはその近郊に住んでいた。これは南以興將軍や先代の南瑜將軍の墓、その他多くの先代の墓が元來京畿道廣州（現城南市）陰村里先宮にあることからうかがい知ることができる。

入村後、南氏一族は代々、大宗家（総本家）を中心に在地両班として土地開発を押し進め、定住の基礎を作り、桃李里の原型を形成することになった。定住後は、土地経営を中心に代々この桃李里を本拠地とし、後述するように忠壮公派門中を形成することになる。一方、門中の子弟の教育にも力を注ぎ、武官や多くの政治家などを輩出させることになった。また、日帝時代に起きた独立運動（1919年の3.1独立運動）では、多くの指導者を輩出させている。

こうして桃李里は忠壮公派門中の本拠地村落として発展してきたが、それを大きく変えたのは農地改革の実施による大宗家の土地解放と6.25戦争（1950～53年、朝鮮戦争）を契機とする、村落内農民の対立である。その結果、門中外の農民たちの多くは離村し、これまでの両班マウルを大きく変化させることになった。



固城南氏

宜寧南氏

英陽南氏

(▲派祖、↓派門中、-系譜)

宜寧南氏 (忠壮公派) の歴代宗孫の系譜

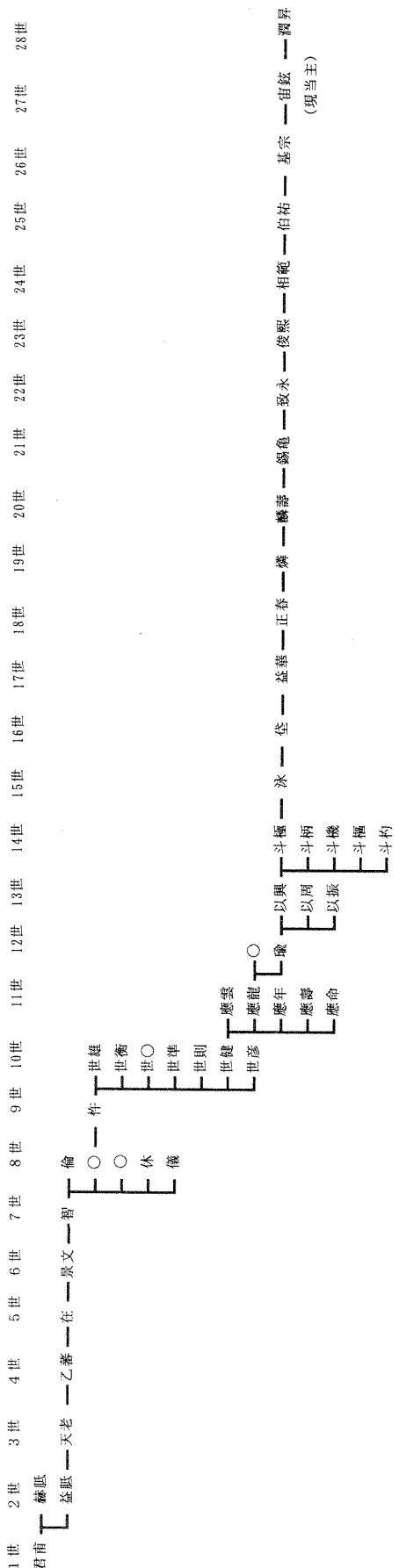


図2 南氏の系譜関係

(2) 忠壯公派・派祖(門中始祖)の性格

派の始祖(派祖)となり得る条件は、①特定地域への入郷祖(定着祖)であるか、②堂上官(正3品以上)⁽⁸⁾以上の高位官職に就いた祖先か、③または②に匹敵する縣官(地方官吏)、大学者、功臣、忠臣などとして名高い祖先であることなどが一般的である(李光奎、1990:200頁)。

忠壯公派の派祖となる南以興將軍(1576～1627)は、李氏朝鮮中期の「1等功臣」(1624)として、のち1663年には諡号「忠壯公」を授かり、忠臣門、賜牌地を拝領し、永代にわたって祖先祭祀(忌祭)を行う「不遷位(1667)」⁽⁹⁾となった人物である。

さらに、南以興が派祖となる要件には、その父親である南瑜將軍(1552～1598)の存在が無視できなかつた。南瑜將軍は1552年(明宗7)の生まれであり、1579年(宣祖12)武科(武官の科擧)に合格し、コウル(現在の郡に相当)首領(地方官吏)を歴任していた。1597年に母親の死去から一旦は退職して喪に服した。喪中であつた南瑜將軍は、翌年1598年に起きた丁酉再乱(慶長の役)のとき、朝廷の要請によって羅州牧使兼左營將に就任した。まもなく、当時三道水軍統制使であつた忠武公李舜臣將軍とともに戦場に出陣することになったが、露梁海戦で李舜臣に続いて戦死した。

死後、南瑜將軍は宣祖王から兵曹參議(正3品)を、つづいて一等功臣として兵曹判書(従二品)を授かり、最終的には「大匡輔国崇祿大夫議政府左議政兼經筵事宜川府院君」の地位を与えられ、忠臣旌閭(忠臣門)が建てられた。

さて、忠壯公派の始祖となる南以興は、こうした功績を残した南瑜將軍の長男である。1576年(宣祖9)の生まれで、幼少の時期は学問を修めたが、1598年父親の戦死後は武術に励み、1602年(宣祖35)武科に合格し、武官の道へ進むこととなる。以後一時期内職(中央官僚)に登用されたが、主として軍事的要衝地の首領および兵使を歴任していた。

1624年(仁祖2)の李造乱を平定し、一等功臣となった。また1627年(仁祖5)の「丁卯胡乱」

(女真族の侵攻)の際、平安道の安州城に拠って防衛したが、この戦いで戦死した。仁祖はこうした忠壯公の忠節を高く評価し、「大匡輔国崇祿大夫議政府左議政兼經筵事宜春府院君」の地位を与え、忠臣旌閭(忠臣門)を授けた。のちに、先述したように桃李里を含む周辺地域一帯の土地が忠壯公子孫に与えられる。1663年(顯祖4)には忠壯公という諡号を贈られ、不遷位となる。忠壯公の孫である南泳(1632～?)は1667年に忠壯祠(祠堂、不遷位の位牌および4代祖までの位牌を奉安する祠)を桃李里の大宗家宅の近くに建て位牌を祀つた。こうした経緯を辿って忠壯公派子孫が桃李里へ定着することとなった。

(3) 宜寧南氏の系譜関係と忠壯公派の形成

忠壯公派の始祖である南以興は、宜寧南氏の始祖である「南君甫(1186～1264)」から起算して13代目に当たる。宜寧南氏は英陽南氏、固城南氏とともに新羅慶徳王代の中国帰化人である南敏(本名金忠、8世紀半ば)を共同の始祖(元始祖)とする南氏三貫⁽¹⁰⁾の一つであり、三貫の中で最も繁栄した宗族である。元始祖(南敏)以来数代にわたって記録が喪失されて不明である。

高麗時代の半ばころになって、南氏の系譜に連なる鎮勇の3人の息子、すなわち南洪甫、南君甫、南匡甫のそれぞれを始祖とする英陽(人口約5万人)、宜寧(人口約15万人)、固城(人口約2万人)を本貫とする別々の宗族に分かれ、それぞれの子孫たちの系譜関係は明確である(図2)。

宜寧南氏は鎮勇の次男の南君甫を始祖(本貫祖ともいう)とする同姓同本の宗族をなし、その系譜が今日にまで続くことになる(図3)。

この南君甫を始祖とする宜寧南氏宗族は、その後において図4にみるように、本貫祖・南君甫の4世代目に、沙川伯公派(4-A)と左賛成公派(4-B)が分出する。さらに次の5世代の時には、忠景公派(4-I)と、剛武公派(4-C)、寶文閣提学公派(4-D)、右廂節制使公派(4-E)、系譜関係のはっきりしない良靖公派(4-F)に分裂した。7世代の時、忠景公派は忠簡公派(4-II)、直提学公派(4-G)、宜山尉公派(4-H)

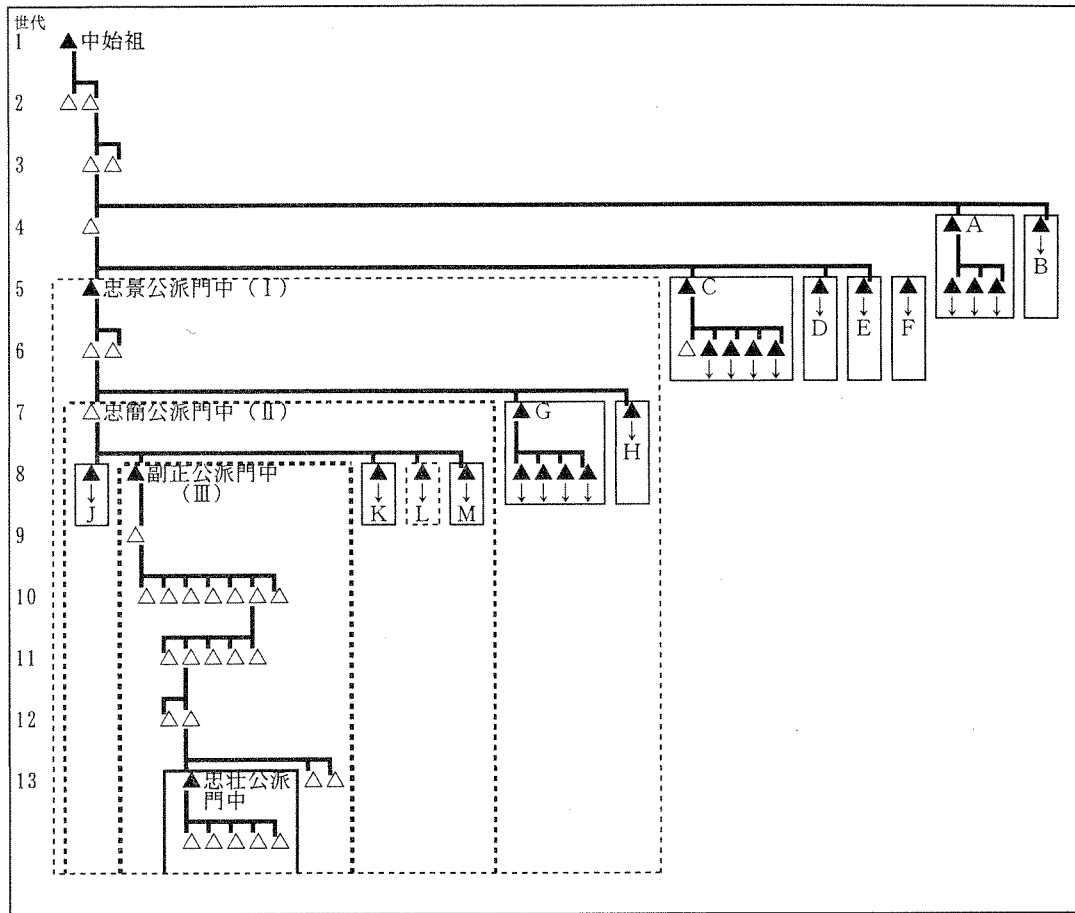


図3 宜寧南氏門中の構造

の3派に分裂した。さらに、8世代になって、忠簡公派は副正公派（4-Ⅲ）、監司公派（4-J）、杆城公派（4-K）、別座公派（4-L）、参判公派（4-M）の5派に分裂することになる。

このように、宜寧南氏の宗族は世代交替とともに分岐・分裂を繰り返してきた。宜寧南氏宗族は、とくに朝鮮王朝の開国功臣である忠景公南在（1351～1419、宜寧5世）以降繁栄し、のちに上述の南在を派祖とする忠景公派門中を形成した。さらに世宗朝の左議政を歴任した南在の孫である忠簡公南智（宜寧7世）を派祖とする忠簡公派門中を形成した。以後著名両班家系として知られるようになる。また、南智には3人の子どもがいてそれぞれ分派をなし、長男の監司公派、次男の副正公派、三男の杆城公派門中を形成した。

このうち副正公派（4-Ⅲ）から本研究の対象とする忠壯公派が分立することになる。この忠壯公派の分立当主が南以興（宜寧13世）であり、の

ちに忠壯公派門中の始祖となる人である。

南瑜・南以興父子の2代は、先述したように將軍として外敵と戦い殉国した歴史上の忠臣であり、やがて朝鮮後期の典型的な武班両班家系を形成することになる。

桃李里に定住することになった忠壯公派の大家は、先述のように広大な賜牌地のほかに、奴ひや馬など、多くの財産を所有することになった。これらの大家の財産の最大のは土地であったが、先述のように6.25戦争（朝鮮戦争）後の農地改革などで大半を失った。

現在門中の共同財産としては、桃李里に田30斗落（4200坪）、畑1000坪を所有するほか、宗孫名義の林野20町に縮小されている。現在、門中の経済的基盤はこれらの土地の他に、会費や補助・寄付金⁽¹⁾などでまかなわれている。

以上は門中の分立・分岐の経過を辿りながら忠壯公派の成立までみてきた。ところで、門中の内

部では、さらに5世代以上経過すると、小グループの支派を形成し、「チバン」・「堂内」に分かれる⁽¹²⁾。このチバンが世代を重ねるとやがて小門中（小宗ともいう）に発展する（図4）可能性を持っている。これを前提として忠壮公派門中について見ると、桃李里に存在する小門中は表1の通りである。

表1 忠壮公派門中内の小門中

小門中	門中始祖	小門中	門中始祖
承旨公派①	14世斗機	虞候公派⑤	20世弼壽
水使公派②	16世崙	四派 ⁽¹³⁾ ⑥	20世仁壽
宜安君派③	17世益華	栢坂公派⑦	23世宅熙
雲瑞公派④	18世正九	松坡会⑧	23世軫熙

なお、小門中の性格は、1991年の「臨時措置法」を境として大きく変化するようになる⁽¹⁴⁾。その極端的な例として「松坂会」についてみると、以下のようなものである。

松坂会は1991年に結成された、23世軫熙（1868～1929）の後孫たちの集まりである。松坂会の目的は、「直系を中心に会員間の親睦と繁栄をその目的」としている。これは、従来の門中・宗会の主たる目的が先祖の祭祀（時祭）を祀ることにあるのに比べ、会員間の親睦や後孫たちの奨学事業にその比重がおかれている。また、会員資格が代々息子の子の子のみに限らず、娘の子も資格をもつという従来の制度とは著しく異なるものである。この例は門中の未来像を展望するのに示唆的であるといえよう。

図4にみるように、前述したような小門中に発展する前のチバンの段階に止まっているものは、忠壮公派門中の中に44のグループがある。

3 門中の形成とその構造

(1) 忠壮公派門中の宗会

門中の形成には、その運営機構である宗会の結成、また宗会の前身となる「宗契」を設けるのが一般的である。宗契は5代祖（5世代上の祖先）

以上の祭祀（時祭）を行うための、諸経費を賄う一種の経済的システムとして結成する。

同様に忠壮公派の宗契は忠壮公の4代目子孫である宜安君益輝（1667～1733）⁽¹⁵⁾が中心となり、最初に組織されたものである。「宜寧南氏忠壮公派宗会規約（1988年制定）」によると、宗契の設立した年代は1720年前後とみられる。そのとき同時に忠壮公の功績を綴った「忠壮公遺事」を発刊している。

宗契の設立後の忠壮公派門中の活動は、経済的基盤の弱さや政治的混乱なども加わって沈滞状態が続くことになる。やがて19世紀の中期、虞候公派の普永（1826～1868、忠壮公9世）とその息子たち5兄弟が中心となり門中（宗契）再建に動くことになる。普永の子ども5人のうち、とくに3人は1920年代まで都有司（宗契の事務役）となり門中の再建に努め、今日の忠壮公派門中の下地となる組織を作った。

このように忠壮公派の宗会の前身となる宗契は、紆余曲折を辿りながら組織基盤を強化し、1967年には宗族マウルの成員のみならず、宗族マウルを離れ地域的に広範囲に散在する忠壮公子孫の全体を意図的に包摂するための宗会へと継承・発展していくことになる。役員構成も初期の宗契時代の門丈（代表役）と都有司という簡単な組織とは異なり、宗会は会長・副会長・総務・顧問といった体制をとり、組織の結束強化、活動体制を充実していくことになった。その事務所は大宗家の守宗齋を改築し、そこにおくことにした。1984年には「忠壮公派派譜」を編纂した。

このような変化は、忠壮公派門中の組織的な強化であり、外社会に対して自己の存在を誇示する、いわば公式化を意味するものであると解される。

1987年新たに改正された宗会規約によれば、会長1名、副会長2～3名、総務1名、祭祀儀礼の研究指導に当たる儀典1名、成員の訓育・善導に当たる司正1名、宗会財政・会計を監査する監事3名、門中内各支派の代表である幹事（若干名）、宗会運営全般の諮問に当たる顧問（若干名）などの役員をおき、一応の活動体制を整えている。

この宗会の会期年度は、派祖の命日である旧暦1月21日から翌年1月20日までである。会議は

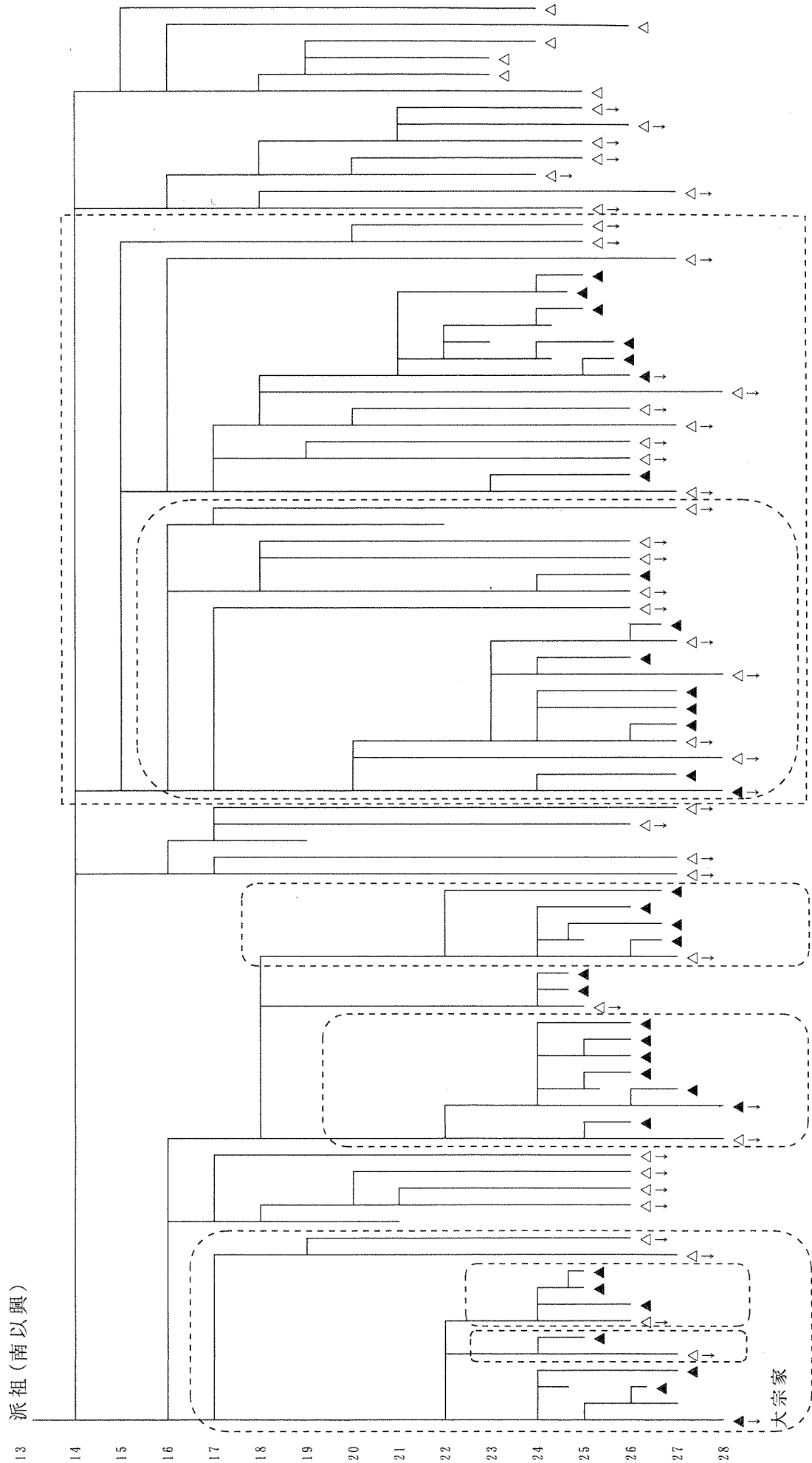


図4 忠壮公派門中内部の小門中とチバン

定期総会、臨時総会、総会運営委員会、司正委員会（成員の賞罰に必要な時）がある。

さらに 1973 年には、ソウルに住む忠壮公派に属するメンバーが「桃南会」という親睦会を組織し門中事業に多大な努力を注ぎ、のち 1985 年には桃南会が中心となり、ソウル支会を結成した。ソウル支会の結成により、結果として桃李里の宗会とソウル支会という二元体制となる。桃李里の宗会は祖先祭祀を中心とする対内的活動の場として、ソウル支会は成員間連絡や政治的活動を中心とする対外的活動の拠点としての機能分化が図られる。やがて 1991 年には、この 2 つの組織を統合し、その事務所をソウルにおくことにした。1996 年 5 月現在宗会の役員は、顧問 4 名、宗会長 1 名、主席および常任副会長各 1 名、副会長 19 名、運営委員長 1 名、運営副委員長 2 名、監事 3 名、総務 3 名、祭礼および環境担当理事各 1 名、その他一般理事 28 名という大組織に発展している。

宗会事務所のソウルへの移転は、門中の成員たちの地域的拡散や経済力の優位といったことの反映ではあり、門中の政治的活動や大門中との関係などの役割は漸次ソウルへと移行していく。しかし、依然として門中活動は本拠地・宗族マウルである桃李里を中心として展開している。したがって、宗会事務所をソウルへの移転によって宗族マウルとソウルの門中活動の機能分化が一層明確化した。宗族マウルは祖先祭祀を中心とする門中の対内的機能を、ソウルは政治的活動を中心とする対外的機能を担うようになった。

（2）宜寧南氏宗族における忠壮公派門中の位置

宗族内における独立した派としての承認過程にはいくつかの段階を経て行われる。第 1 段階が派の組織化過程、すなわち門中の形成である。第 2 段階は派祖の顕彰事業の展開や独自の派譜編纂などによる社会的評判の獲得する。第 3 段階は宗族内の承認である。分派した派はこのような諸段階を経てようやく独立した派として認められる。

忠壮公派門中も上述したように、宗会に発展させ、1984 年には独自の族譜を編纂するなど、門中としての実態を充実していったが、しかしその

ことがただちに宗族の中でその独立が認められたわけではなかった。

宜寧南氏宗族の各門中の連合体である「宜寧南氏大宗会」は、1957 年に結成された「三貫南氏宗会」に触発され⁽⁴⁶⁾、1983 年に結成した。宜寧南氏大宗会は宗族全体のネットワーク形成・維持に努め、1991 年には宜寧南氏全体の族譜である大同譜『宜寧南氏族譜』を編纂し対内的結束を図る一方、対外的には政治的力を発揮する。宜寧南氏上代の族譜は過去にも 6 回（1693、1758、1804、1870、1900、1926）発刊された。このように大宗会の最も重要な役割は、宜寧南氏全体の族譜である大同譜『宜寧南氏族譜』の編纂である。宗族全体の対内的結束を図る組織としては、大宗会の他に各門中の代表で構成される「宜春会」、「宜寧南氏親睦会」がある。

宜寧南氏大同譜を発刊することによって大宗会の存在意義があり、権威をもつといえよう。大同譜は「宜寧南氏族譜編纂委員会」と「族譜整単校正委員会」の分厚い組織をもち、編纂事業に当たっている。宗族における個々人は、大同譜の中に本貫祖を頂点とする系譜につながることによって完結する。また、宗族の各派は大同譜の中にかなる形で記載されるかによって、承認されるか否かが決まってくる。

忠壮公派が宗族の中で独立した派として承認されたのは、1991 年以後のことである。忠壮公派は、1991 年の宜寧南氏大同譜『宜寧南氏族譜』第一巻の中で、派祖南以興の項に、「忠簡公二子副正公六孫禮參公二子二樂堂應龍二子宜川君子忠壮公以興派」と、始めて独立した派名が記載されるようになる。つまり、1991 年になってようやく宜寧南氏の宗族の中で独立した派として公認をされたのである。

このように、忠壮公派が独立した派としての公認過程は、忠壮公派の長い間の分派形成の努力過程でもあった。

（3）門中の構造的特色

宗族は世代交替に伴って分節化し得る可能性を常に内在しており、実際宗族はそのの中に入れ子



写真2 忠壮公と南瑜將軍の墓

型として分岐していく。宗族は分節化過程の中で焦点となる祖先を中心にいくつもの分派に分かれ、さらに分派したそれぞれの派はその内部でいくつかの支派に分かれている。分派した派の格は分派の初代目の祖先、すなわち派祖の業績によって決まる。なぜならば、派の社会的評判は派祖および祖先の社会的地位の世襲という観念によって保証されているものである。したがって事実上、派は官僚として高位高官に昇ったような歴史上の偉大な人物を始祖として、その子孫たちが後に門中組織を形成することになる。

門中は派の組織体であり、五代祖以上の祖先祭祀(時祭)のために社会集団として組織化される。とはいっても、必ずしも五代祖以上の各先祖ごとに門中が形成されるわけではない。門中は一義的には、派祖を頂点とする共同意識で結ばれた父系血族(出自)集団である。門中の形成は成員たちが集団的に居住している場合に顕著である。しかし、門中の成員たちは本拠地を越えて、地域的に広範囲に拡散している。それは、現在のメンバーはその祖先たちが社会的進出や経済的条件によって分散し各地に移り住んできたからである。こうした地域的に広範囲に拡散している門中成員たちを体系的に結びつけるために門中の運営機構として宗会を結成する。

門中は大家(クンチブ、本家) 小家(ザゲンチブ、分家) 関係によって結びついている。大小家の関係は父系血縁原理に基づく世代や年齢による兄弟関係である。そこには家と家との関係における経済的な主従関係や権威関係として顕在化するのではなく、下位の世代が上位の世代を、弟が兄を敬い・従うという位階秩序が存在する。しかし、門中の大小家関係において、とくに代々の長男家、すなわち宗家または大宗家は特別視される。そのことは相続(長子優待不均分相続)などに示されている⁽¹⁷⁾。

一方、門中の組織化は、既存の派または門中からの分離・独立を意味する。より遠い祖先を中心とする既存の門中は門中の連合という形で「大門中」へと変わっていく。この大門中の構成メンバーは大小家関係の結合ではなく、各門中がメンバーとなっている。したがって大門中の機能は、祖先祭祀よりは社会的ネットワークとして重要性をもつ。

4 門中の活動と機能

(1) 派祖の顕彰事業の展開と門中活動

派の格は、派祖の功績によって評価されるといっても過言ではない。したがって、派祖の顕彰事業の展開は門中の諸活動の中でもとくに重要な意味をもつ。この過程をつぎにみるとしよう。

宗会の再組織、忠壮公墓所の遷移・整備(1971)が行われるとともに、1970年代国の文化政策によって、忠壮公の遺物の一部が国の重要民俗文化財の指定を受けた(写真2)。そうした動きの中で忠壮公顕彰事業が注目されるようになった。この活動が本格的に展開するのは、1980年代に入ってからである。1980年に郡の補助金を受け大宗家宅を改修し、1981年には政府の援助を受け記念館を建立した。1984年には宗家宅を含む忠壮祠一帯が忠清南道文化財の指定を受けることになった。さらに1985年には大宗家宅に付属する守宗齋改築、1987年には桃南会が中心になって記念碑の復元建立、1992年の神道碑を建てる。1971～91年にかけては主として散在していた歴代宗孫の墓(12位)を集め、共同墓地である「榴谷墓園」(写真3)を造成・整備し、一括し祭祀を済ませるといふ新しいタイプの祖先祭祀(時祭)を行っている。こういった変化は、伝統の継承ばかりでなく、時代の変化への対応として注目される場所である。

一方、1989年からは新しく「忠壮公南以興將軍崇慕式」が忠壮公の誕生日と前後して開催されるようになった⁽¹⁸⁾。これは門中主宰のものではなく、地方自治体である「郡」の支援と郡在住の有力者たちによって形成された「崇慕会」の主宰によるもので、門中内の忠壮公顕彰への関心強化と、地方伝統行事の創出といったことが期待されて発足した。近年における、こうした動きをみると、忠壮公顕彰事業は単に門中の次元に止まらず、地域社会にまで拡大されつつあることが注目される。

門中活動の最も基本となるのはいうまでもなく、祖先祭祀である。忠壮公派門中の代表的な祭祀をあげると、派祖の祭祀と派祖以下の先祖たちの時祭である。とくに、派祖である忠壮公の祭祀は「大祭祀」と呼ばれ、李朝によって不遷位となった忠壮公の忌祭がその当時から数百年間も続いている。現在も宗会の主管のもとに、宗孫を中心に、忠壮公の命日である旧暦1月21日と、その夫人の命日である旧暦7月20日に行われる。この祭祀を司る祭官だけで20～30人に達し、そのほか各チバンの代表を含む数十名を越える(1995年大祭祀の場合)、多くの門中成員が参加する。かつては真夜中12時を過ぎて行われていたが、



写真3 榴谷墓園

日帰りの参加者のためなども考慮して 1988 年からは昼の 12 時に行うように改めた。以上の祭祀行事は、門中にとって最も重要な行事である。

また、秋には榴谷墓園だけでなく、代々宗孫以外の傍系の墓が各地に分散しており、時祭にはこれらの墓を一つ一つ巡拝している。

このような多様な祭祀行事のもつ社会的意味は、①子孫の道徳的義務であると同時に、先祖に対する孝の態度・倫理を表出するところに大きな意義がある。そのことは、②とりもなおさず現実に生活する門中の人々に対する倫理的教化であり、祖先祭祀の儒教的実践による政治的力の誇示による社会的評判を獲得する。また③共同祖先の子孫であるという再確認の場としての子孫たちの結束強化をももたらす機能をもつことを意味する。

(2) 門中の機能

かつてこの門中の機能について、崔在錫の見解によれば、朝鮮時代の門中の機能は、①祭祀、②儒教的血縁秩序の樹立、③吉凶時の相互協同、④子弟教育の 4 つであると指摘している(崔在錫、1983 : 753 ~ 767 頁)。そのうち祭祀と儒教的血縁秩序の樹立が門中の第一次的機能⁽⁹⁾であり、吉凶時の相互協同と子弟教育は副次的な機能であると述べる。

一般的に近代以降に現出した産業構造の変化とともに、①門中成員の全国的な拡散、②学校教育の制度化、③法制度の改革などの影響によって、かつての門中の果たしてきた諸機能は、他の公的機関へと吸収されていくことになった。しかし、そうした縮小化の中であって、祭祀機能だけは、今も堅く固守されている。この門中における祭祀機能は、崔在錫も指摘したように門中の本来的・本質的な機能であった。もっとも韓国の門中には、有賀喜左衛門が日本の家や同族を生活集団としての規定にみられるような、日常生活における生活・生業の互助交換や分家の本家に対する経済的従属といった社会経済的な意味は希薄であり、必ずしも重要な機能ではなかったとみなされる。

換言すれば、こうした現代における宗族のもつ

祖先祭祀機能に収斂しつつある現象は、門中の統合のコンセンサスを祖先祭祀に求めることを意味するといえなくはない。

また、忠壯公派の場合、門中成員の地域的拡散に伴い、宗会の事務所をソウルにおき、全国に散在する成員間のネットワーク維持に努める。一般にいわれるような門中成員の地域的拡散が、忠壯公派門中にみるように、直ちに宗族マウルの消滅につながるとはいいかたい。というのは、門中成員の地域的拡散が宗族マウルの消滅の直接的な要因ではないからである。直接的な要因としては宗孫の他出、墓地の遷移などがあげられよう。

しかし、門中成員の地域的拡散は、宗族マウルや門中の結合にとっては脅威ではある。全国に散在する成員間のネットワーク形成・維持は、門中にとって祖先祭祀に次ぐ、最大の関心事である。各地域にみられる「宗親会」の結成は、その反映といえる。このような宗親会は、成員間のネットワーク形成や親睦を図るといった機能のほかに、政治的な機能を果たしている。

子弟教育の機能は、忠壯公派の場合、かつて「書堂(ソダン)」という私立教育機関を設け、直接門中が子弟教育を行っていたものが、その形を変え優秀な子弟に「入学金・奨学金」を出すという間接的な方法をとっている。

また、吉凶時の相互協同の機能は、そのほとんどがマウルの近隣集団の役割(とくに葬式における互助が顕著)として組み込まれ、弱体化している。同様に、元来希薄であった生業における互助もマウルの近隣間に行われるが、その一部は門中の機能としてではなく、より狭い範囲の「チバン」の機能として重要な意味をもっている。

上述の諸活動や機能は、今日における門中の統合という対内的性格と、高い社会的威信の獲得、ときに政治的圧力団体という対外的性格を合わせもつものである。つぎに、祖先祭祀の実際について論述しよう。

5 先祖祭祀

(1) 祖先崇拜と祭祀

韓国では、「祖先」ということばは使われておらず、祖先のことを「先祖^{ソソ}」または「祖上^{ソサン}」とよぶ。祖上崇拝^{ソサン}あるいは祖先崇拝は、この世の者（生者）とあの世の者（死者）との間で営まれる儀礼であろう。この儀礼が、いわゆる「祭祀」である。韓国における祭祀は「朱子家禮」にもとづき、儒教祭祀として17世紀以降一般化して今日に至っている。したがって、祭祀は儒教の根本的理念である「孝」の延長として見なされている。こうした考え方は、祖上^{ソサン}に対する観念にも影響され、先祖は永遠にその個性（または個別性）を失うものではなく、崔吉城が指摘したように、「死んだ生き人」として人格を喪失しないものかも知れない（崔吉城1993：92頁）。

祭祀にはいくつかの種類にわかれる。家祭に限って言えば、①四時祭、②禰祭、③忌祭、④墓祭などがあるが、そのなかでも四時祭と忌祭が最も重要であったとされる。四時祭とは、季節によって1年を四つに分けて各季節の仲月である2月・5月・8月・11月に日を選んで行われる祭祀であり、忌祭は一般に父母から高祖までの先祖に対して忌日（命日）に祀られる祭祀である。四時祭と忌祭に加え、元旦や秋夕に行われる茶禮と墓で行われる墓祭（時祭）の4つが伝統的に広く行われてきたが、近年になって四時祭はそのすがたを消し、ほとんど茶禮と忌祭および墓祭（時祭）だけが祀られるようになった。

一方、こうした祭祀、とりわけ門中が行う時祭は組織的に行っている。逆に、こうした祭祀システムによって宗族が組織化され、門中が形成される側面もある。さらに、祖先祭祀を契機として門中成員間の紐帯や結束を強化する。

現在、忠壮公派門中で行われている祭祀は大きく分けて、「茶禮^{チャレ}」、「忌祭^{ギゼ}」、「時祭^{シゼ}」の3つに分類できる。茶禮は元旦（旧暦1月1日）と秋夕（旧暦8月15日）に行う先祖祭祀である。茶禮の対象となる先祖は後述の忌祭の対象と同じである。忌祭は「忌祭祀」とも呼ばれ、宗孫を基点にして4世代上位の先祖である高祖父母以下の直系先祖に対して、それぞれの忌日（命日）に行われる。したがって、この忌祭や茶禮はチバン（堂内）や家ごとにとり行われる。また、忠壮公派門中の

場合、王命により「不遷位」となっている派祖（忠壮公）も忌祭の対象となっている。不遷位とは「不遷之位」とも呼ばれ、永代にわたって忌祭を行うことが定められたものである。

忌祭が終わった先祖に対しては時祭を行う。時祭は「時享^{シヒャン}」とも呼ばれ、各チバンの宗孫を基点にして4代上の高祖以上の先祖が対象となる。時祭は旧暦10月の定められた日に、先祖の墓の前で行うので「墓祭」とも呼ばれる。茶禮と忌祭が各家（チブ）やチバン（堂内）ごとに行うのに対して、時祭は門中が中心となって行う祭祀である。時祭の対象は、一般的には派祖以下高祖以上のすべての先祖が対象となろう。しかし、忠壮公派門中においては、その様子が若干異なっている。既述したように、派祖は不遷位として忌祭が祀られるので、時祭を行わないのは当然であるが、派祖の上位世代の先祖に対しても祀っている。当門中で時祭を祀っている派祖の上位世代には、派祖の父母と祖父母がある。したがって、時祭の対象になる先祖は膨大であり、門中や門中の下位セグメントである小門中ごとに組織的に行われる。かつては墓が地域的に散在していたために、1ヶ月以上を要していたという。こうした理由もあって、当門中では先祖の墓を一ヶ所にあつめ、共同墓地化をはかった。その代表的なものとしては、「榴谷墓園」、「楽洞墓園」、「箭洞墓園」などがある。とくに、榴谷墓園は1991年に造成されたものであり、桃李里周辺に散在していた代々宗孫とその妻たちの墓を1971年頃からあつめ、榴谷^{ユッコル}という小高いところに移転し、夫婦兩位（あるいはそれ以上）をひとつの墓にして祀っている。この共同墓地の名称は地名に因んで名付けられ、現在派祖の祖父母を始め、12の墓が祀られている（写真3参照）。また、こうした共同墓地化とともに、かつては先祖ごとまたは墓ごとに行われていた時祭も合同の1回だけで済ませることにしている。忠壮公派門中において、時祭を行う時期がもっとも早いのは、忠壮公派の最上位世代が祀られている上述の榴谷墓園での旧暦10月8日に行う合同墓祭であり、これを機に門中で定められた日取りに従い、小門中ごとに行われ、10月末頃になってやっと終わることができる。



写真4 忠壮公の大祭祀

(2) 大宗家の先祖祭祀

ここでは、大宗家の先祖祭祀を事例に取り上げ、先祖祭祀の実際を見ることにしたい。既述した3種類の祭祀(茶禮・忌祭・時祭)は、その手続きや供物などの面において大きな違いはない。大宗家で行う茶禮や忌祭は、父(旧暦1月5日)、祖父、祖母(旧暦2月26日)、曾祖父(旧暦4月11日)、曾祖母(旧暦6月2日)、養子であった高祖父(旧暦6月2日)、第一高祖母(旧暦3月8日)、第二高祖母(旧暦3月16日)と忠壯公(旧暦1月21日)および忠壯公夫人(7月20日)の10位に対して行われる。

しかし、高祖父母の場合は高祖父と高祖母の祭祀を別々に行わず、高祖父の命日に一緒に行っている。さらに、忠壯公やその夫人の忌祭は「大祭祀」と呼ばれ、祭官の規模や参加人数、供物の量などが、他に比べて盛大である(写真4)。このこと

は下記の表2に示したように、大宗家の祭祀費用からもうかがい知ることができる。

以下では、茶禮とくに元旦に行われる茶禮を中心に準備過程や参与する親族の範囲などを見てみることにしよう。茶禮は1年に2回、元旦と秋夕^{ソル}に行われる先祖祭祀であり、韓国の2大名節として知られ、民族の大移動が繰り返される。秋夕の茶禮には豊作に対する感謝の念が込められているが、元旦の茶禮は年始回りのあいさつとも結合し、死者のみならず生者に対しても「孝」が実践される。秋夕の茶禮と元旦の茶禮の違い、また忌祭と茶禮との違いほとんどないが、忌祭の時は供物のうち「飯」が使われるのに対して、元旦の茶禮には飯の代わりに「トグク」が使われており(写真5)、秋夕の茶禮には「餅」が使われる。こうしたことから、忌祭を「飯祭祀」、元旦の茶禮を「トグク祭祀」、秋夕の茶禮を「餅祭祀」と呼ばれることもある。

表2 大宗家の祭祀費用

祭祀種類 (回数)	茶 禮 (2)	忌 祭					時 祭 (1)
		父 (1)	祖父母 (2)	曾祖父母 (2)	高祖父母 (1)	不遷位 (2)	
費用(万 圓) ^{ウォン}	20-25	30	15万	15万	15	40-45	40-50
負 担 者	宗 家	宗 家 兄弟一部	宗 家 叔父一部	宗 家 叔父一部	宗 家	宗家15 門中 30	位 士 耕作者

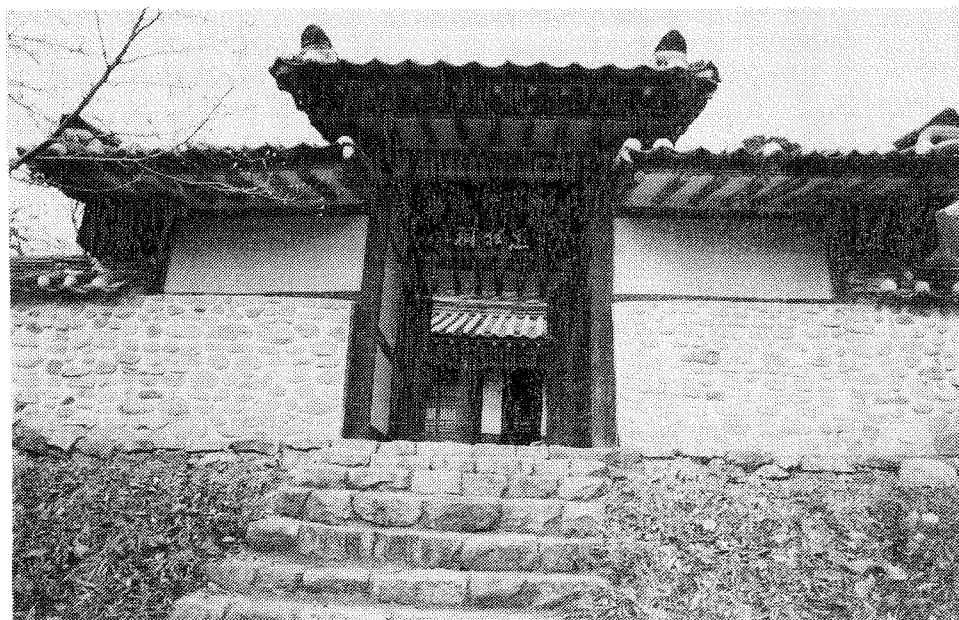


写真6 大宗家の祠堂

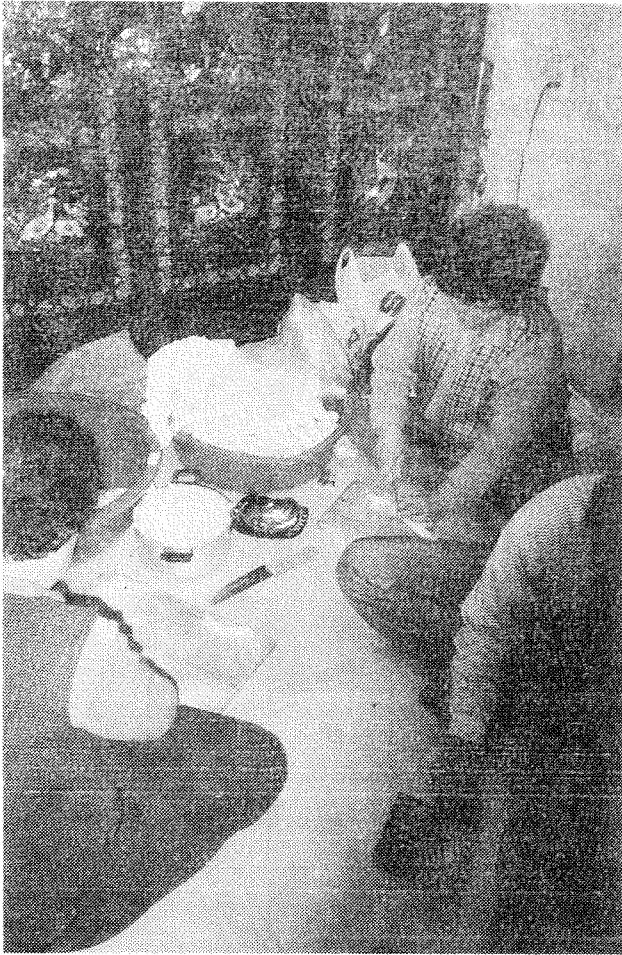


写真5 トッグク

さて、元旦の茶禮は「チャレザッシュンダ」といい、旧暦の1月1日の朝に祠堂において行われる(写真6参照)。元旦茶禮の準備過程をみると、10～15日前に酒と油果造りから始まり、1週間前頃になると、キムチ(カットウギ、水キムチ)漬け、3～4日前には果物および供物一切を、唐津邑の市場(車で約30分程離れた距離にある)から購入する(写真7参照)。供物の買い出しには宗孫が行くことになっており、このように男性が供物の買い出しに行くことは、桃李里における一般的な傾向でもある。

大晦日になると、夜から他出していた家族(母や子ども)も加わり、宗孫夫婦は供物準備におわれる。供物の準備は、主としてその家(チブ)の主婦を中心として女性たちが担当している。祭祀に使われる供物を、とくに「祭需^{ゼス}」と呼び、祭需



写真7 唐津市場

に使われる料理は決められている。しかし、必ずしも全部揃う必要はなく、季節によっても若干異なっている。なかでも重要なのは、メ(飯)・羹(スープ)・酒・炙(お好み焼きのようなもの)・餅であるとされ、欠かすことはできないという。また、祭需の並び方(陳設)にも一定のルールがあり(図5参照)、時代の変化とともに、あるいはチバンや門中によって少々異なる。

神位は、ひとつの祭膳に夫婦を祀るが、祭膳に向かって、左側に父や祖父といった男性を、右側に祖母や曾祖母といった女性を祀るので、祭需の陳設には左側により良いとされるものを供える。肉類は魚類より良いものとされており、炙(お好み焼きのようなもの)は肉のもの・鶏のもの・魚のもの順に順位が付けられている。果物は天果と地果および人果とに区別されるが、天果とは木になるもので

あり、地果とは畑でとれる西瓜・瓜などであり、人果は人間の手によってつくられる造果のことである。また、祭需のうち、かつては供えられていた湯・麺・甘酒は近年になって廃止したという。こうした祭需の陳設には、第1叔父（チバンの上位者）の指示・指揮の下に、宗孫を中心とした男性の役割であり、女性は料理をつくるだけで、陳設には一切タッチしない。祭祀に用いる容器は「祭器」と呼ばれ、日常における使用は禁じられている（写真8

参照）。

陳設が終わる（写真8）と、いよいよ男性のみで祭祀が行われる。すべての祭祀がそうであるが、この茶禮に参加・参与する者（参祭者）は宗孫をはじめ、宗孫の叔父や兄弟および子どもたちである。参祭者はかつては酒を、現在は石鹸や歯ブラシといった生活必需品を宗家へもってくるが、帰るときには宗家から農産物（米、唐辛子、ニンニクなど）をもらって帰る。

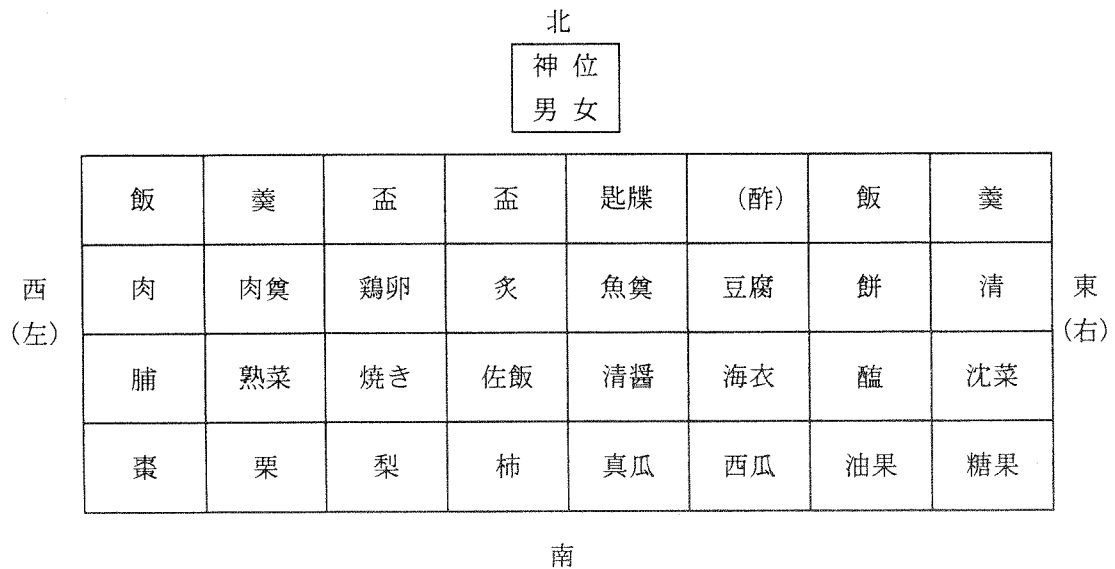


図5 忌祭祀兩位陳設図

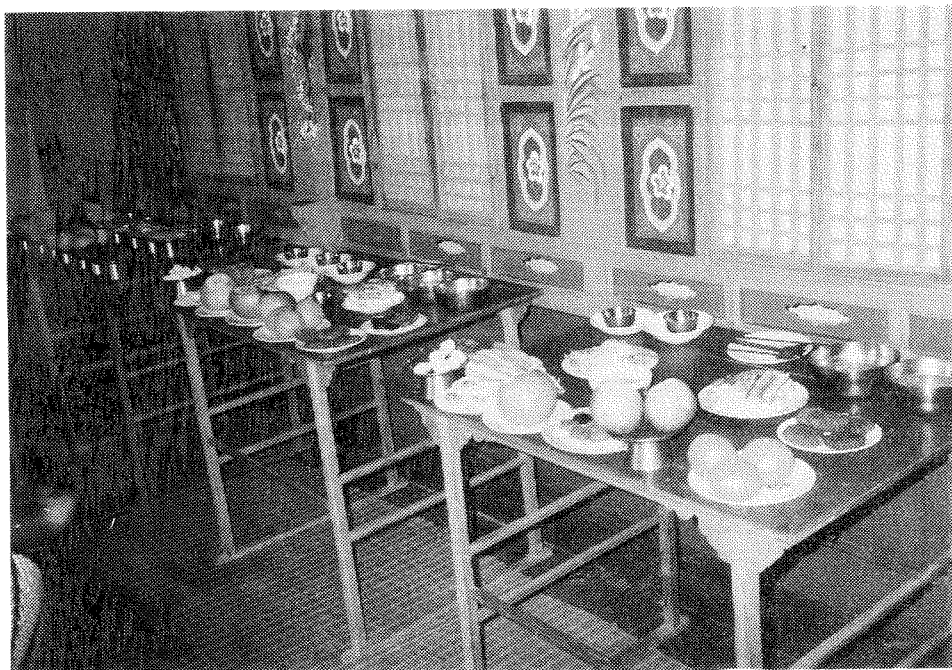


写真8 祭需の陳設

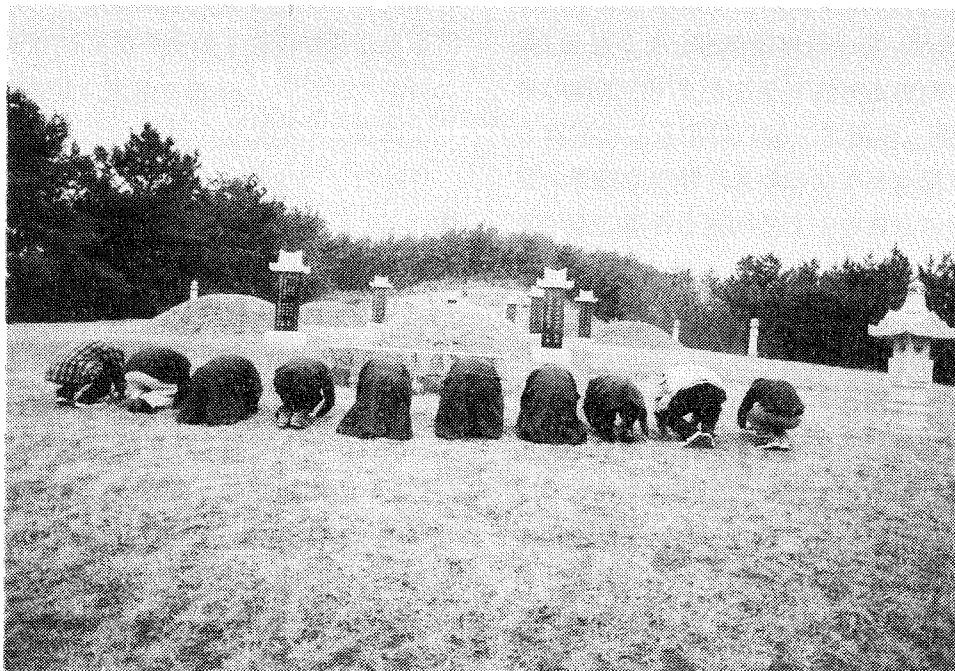


写真9 元旦の墓参り^{ソシミヨリ}

一方、婚出した姉妹（あるいは女性）たちは実際の祭祀には参与せず、新年の挨拶として午後か夕方に寄る程度であるという。2000年の元旦茶禮には、叔父一人、宗孫の子供・長男と次男二人（長男は就学のため、次男は軍隊に入隊しているために、二人とも他出している）および自分の家の茶禮が早めに終わった門中の子弟数名が参祭者として来ていた。参祭者が少ない理由としては、交通の混雑さもあって、また4日後の1月5日には宗孫の父親の忌祭が控えてあるからであって、その忌祭には叔父たちや兄弟たち（6人兄弟）が特別なことがない限り全員集まるといふ。

祭祀の順序（節次）については省くことにするが、30分から1時間程度を要する。祭祀が終わると、祭需を片づけた後、参加者全員は手ぶらで「墓参り」をする（写真9）。墓参りから帰ってくると、参祭者一同は一緒に供食をする。その後は、マウル中の門中成員の家々を回り、新年の挨拶を交わす。

以上、大宗家の元旦茶禮を中心に先祖祭祀をみたが、最後に、祭祀における男女の役割分担について指摘しておきたい。男性は祖先祭祀に直接参加・参与するのに対して、女性は周縁的役割を果たしている。しかし、女性も死んでからは子孫た

ちによって男性同様の待遇を受け、チブ（家）あるいは門中の先祖として位置づけられ、その地位が明確に顕在化するのである。一方、こうした先祖祭祀は非常に個別的であって、門中やチバンの結束や統括には密接につながっているが、逆に村落とのかかわりは非常に弱いものとなっている。

むすびにかえて

以上、宜寧南氏忠壮公派を中心に門中の構造と機能を考察した。

宗族は世代交代とともに分岐・文節し得る可能性を潜在的にもっている。とくに、宗族の分節化は祖先祭祀の側面から組織的に行われる。祖先祭祀は現当主（宗孫）から上位4世代までの祖先に対しては、直系の子孫たちが宗家を中心として「忌祭」を祀る。この忌祭を行う子孫の範囲は「同高祖八寸」といわれる「堂内」であり、忠壮公派門中では「チバン」と呼ばれる。忌祭の済んだ上位5世代以上の祖先に対しては、「時祭」と称し、門中全体で祀ることになる。

祖先祭祀（時祭）を契機に分節化する過程において、分岐・分立した派が独立した派として認め

られるには、大別して3段階の承認過程を経て行われる。すなわち、第一段階は焦点となる祖先(派祖)を中心に門中を形成すること(門中組織の形成・発展)、第二段階は派祖の顕彰事業の展開や独自の派譜編纂などによる社会的評判の獲得、第三段階は全体の宗族の中での承認を得ることである。

このように派は、宗族の中で傑出した祖先を頂点として、入れ子式に分岐・分立していく構造をもつ。独立した派は、その派の組織体である門中が中心となり実質的な意味をもち、本拠地・宗族マウルを中心に対内的・対外的諸機能を果たす。しかし、宗族の中で分岐・分立した派または門中は同等な社会的評価を得ているわけではなく、各門中の活動などによって異なる。各門中は高い社会的評価を得るために多大な努力を惜しまない。したがって、派と派の間は排他的でさえあるといえよう。しかし、独立した派といっても各派は、全体の宗族の中に位置づけられることによって完結する。その表現として門中の連合体としての大門中が結成されるゆえんである。

また、独立した派門中の形成過程とは別に、その派の内部にも同時に支派(小宗)が分岐・分節し、下位の小門中を形成していく。これらの小門中は門中への発展し得る可能性をもっている。下位の小門中は、成員間の結束(親睦)を図りながら、門中の形成に必要な諸条件を整え、門中形成過程へと転化していくことになる。この小門中の土台となるのが、「チバン」または「堂内」である。4世代上の祖先を頂点とするその子孫たちの範囲である堂内あるいはチバンは、地域的に固まっており、比較的に日常的な互助関係を結んでいる。

逆に宗族における個人は、堂内・チバン、小門中、門中、大門中といった同心円の拡がりをもち、成員間の血縁関係を具体的に認知し合っており、祖先祭祀を通じて常に再確認され強い結合意識を抱く。

本稿は主として門中に焦点を絞って、事例研究を通してその構造と機能を考察した。しかし、本稿は門中に関する一つのモノグラフであるが、宗族組織の全容を明らかにするにはほど遠いと思わ

れる。とくに門中の本拠地としての宗族マウルと門中との関係に関する考察などは今後の課題としたい。

注

- (1) 宗族という用語に関しては議論が多く、統一されていない。研究者によって氏族(金宅圭)、宗族(金斗憲、李光奎)、同族(崔在錫)などが使われる。しかし本稿では、「宗族」という用語をもって使うことにする。
- (2) 祖先祭祀には家で行う祭祀(家祭)と墓で行う祭祀(墓祭)とに大別される。家祭には忌祭祀(忌祭)と茶礼があり、忌祭は4代祖までの祖先の命日に行う祭祀であり、茶礼は、元旦や秋夕(旧暦8月15日)などの名節の朝、忌祭の全先祖に対し行われる。一方、墓祭(時祭)は5代祖以上の先祖に対して墓地で行われる。
- (3) 諡号とは、功臣、忠臣などの生前の功績を称え、死後与えられる称号、オクリナである。
- (4) 大宗家(デソング)は支派または堂内の長男家を宗家というのに対して始祖(派祖)から代々長男(嫡男)家、日本の総本家に照応する。
- (5) 親族研究史については、李光奎 1990『韓国家族と宗族』に詳しいので参照されたい。
- (6) 両班(ヤンバン)は、朝鮮時代において官僚を出すことができた最上級身分の支配階級である。元来の意味は、国家の公的な会合における2列の並びのことであり、東班(文官)と西班(武官)を意味する。1894年の甲午改革によって両班制度は廃止される。しかし観念的な両班意識はいまだに根強く残っている。なお両班に関しては、宮嶋博『両班』(1995)に詳しいので、参照されたい。
- (7) 賜牌地の賜牌とは国から功臣などに奴婢、山林、田畑などを授けることで、忠壮公は大湖芝面(現在41村)と隣接する貞美面(現在79村)の半分に相当する土地を授けた。記念館に保管されている登記簿謄本である賜牌節目(1856)によると、13の村が含まれている。

- (8) 堂上官とは、李朝の高位高官を指す。文官は正3品通政大夫以上、武官は正3品折衝將軍以上の職位を指す官階である。
- (9) 不遷位とは、永代にわたって宗孫が父母のように祭祀(忌祭)を行うことが定められた先祖のことである。
- (10) 三貫は別族に分化したが、慣習的に同じ族であるという観念から相互に通婚しない。
- (11) 1995年度の決算報告によると約3千万ウォンであり、その概要をみると94年度の繰越金、運営委員会費、宗会費、郡からの補助金、寄付金、利子などである。
- (12) 元来、堂内は高祖(現当主から遡って4代上の祖先)を頂点とするその子孫の集団であるが、チバンと堂内集団とは必ずしもその範囲が一致しない。しかし、忠壯公派門中ではほぼ一致している。また、チバンは門中内の個人の位階関係を表す呼称を加えて、宅号(屋号)としても用いる。宅号の付け方はいくつかのタイプ、つまり①門中内の位置を表すもの、②集落内の小地名を表すもの、③先祖の官職を表すもの、④開拓地名を表すもの、とに分けることができる。当地における宅号の特徴は、一般的に当主妻の実家の地名を用い、チバンの宗家宅に関しては一代限りで消滅する他集落のものとは異なり、多くの場合、代々継承するということである。
- (13) 四派とは仁壽(宜寧 20 世)の子供四兄弟を指す。興味深いのは、長男を除き三兄弟はすべて養子に出る。彼ら四兄弟の子孫たちが四派宗会を結成したのである。
- (14) 1991年の臨時措置法によって、門中の共同財産は宗会名義の土地所有が可能になり、多くの宗会・門中が宗会規約を作るなど公式化した。
- (15) 宜安君益華は宜寧南氏の中始祖南君甫の17世であり、忠壯公・南以興の4世である。
- (16) 宜寧南氏大宗会結成の直接的なきっかけは、「三貫南氏宗会」が1957年と1979年に刊行した「略称三貫大同譜」の記載内容をめぐって、間違った記事を正すことであった。
- (17) 忠壯公派の場合、大宗家の当主(宗孫)には

名前の他に特別に「号(雅名)」をもっており、上位の世代だからといってむやみに宗孫の名前を呼ぶことを禁じている。

- (18) 儒教的血縁秩序の樹立は、例えば官職に就いていても親が亡くなった場合に官職を辞めてまで喪に服するという「孝」として表現され、儒教的血縁秩序の樹立は各個人の名前に門中内の世代ごとに決められた文字を使うという「行列字(輩行字)」に現れている。輩行字には、門中内の個人の位置づけや全国に散居する成員間の確認にも使われる。忠壯公派では10世代分以上が用意されている。また、子弟教育に関しては、門中の社会的評価と直結する有名な人物の輩出のために相当な力を入れてきた。忠壯公派門中では子弟の教育のために村に設けた私立教育機関である宗塾や講堂があつて他所から著名な先生を招き子弟の教育に熱心であった。

引用・参考文献

- 韓国語
- 金斗憲 1969『韓国家族制度研究(再版)』ソウル大学出版部
- 金宅圭 1979『氏族部落の構造研究』一潮閣
1981「韓日両国のいわゆる同族部落に関する比較試」『韓日関係研究所紀要』10と11
- 金弼東 1998「宗族マウルの形成と展開」『宗族マウルの伝統と変化』白山書堂
- 呂重哲 1974「同族集団の諸機能」『韓国文化人類学6』
- 李光奎 1977『韓国家族の史的研究』一志社
1990『韓国の家族と宗族』民音社
- 李昌基 1977「同族集団の機能変化に関する研究」『韓国社会学11』
1980「同族組織の変化に関する研究」『韓国社会学21』
- 李効再 1971『都市人の親族関係』韓国研究院
- 崔吉城 1993『韓国の祖上崇拜』礼典社
- 崔在錫 1960「同族集団の結合範囲」『梨大文化論

叢 1』

1964「韓・中・日東洋三国の同族比較」『韓国社会学 1』

1975『韓国農村社会研究』一志社

1983『韓国の家族制度史研究』一志社

日本語

伊藤重人 1987「韓国の親族組織における『集団』と『非集団』」『現代社会人類学 1』東京大学出版会

柿崎京一・林在圭他 1997「韓国忠清南道の両班桃李里における文化と社会（その 1）」『人

間科学研究第 10 巻第 1 号』早稲田大学人間科学部

金宅圭 1981「韓日両国のいわゆる同族部落に関する比較試巧」『韓国両班同族制の研究』第 1 書房

嶋陸奥彦 1987「氏族制度と門中組織」『現代社会人類学 1』東京大学出版会

1978「韓国の門中と地縁性に関する試論」『民族学研究 43-1』日本民族学会

鈴木榮太郎 1973『鈴木榮太郎著作集 V』未来社

善生永助 1943『朝鮮の姓氏と同族部落』刀江書院

総 括

第 12 章 移動と定住社会の構造
—日・中・韓国の比較研究—

第 13 章 自然神・社縁・自然村

第12章 移動と定住社会の構造 —日・中・韓国の比較研究—

柿崎 京一

A Study on the Social Structure of the Migratory and Sedentary Societies — a comparative study of kinship and other structures in Japan, China and Korea —

Kyoichi Kakizaki

Abstract

The migration of the rural labor force accompanying the progress of industrialization is a common phenomenon in industrialized societies. But the quantity and forms of the migration differ according to race.

The object of this report is to clarify the characteristics of the migration of rural labor forces in Japan, China and Korea through a comparative study of kinship and other structures.

はじめに

工業の発展を基軸とする経済社会の進展は、人口現象にもさまざまなインパクトを及ぼすことになる。人口の都市集中化、つまり人口の向都離村の社会移動による人口の都市化は、こうした影響の端的な現象の一つであろう。

表1は、先進・発展途上地域別の都市・農村人口の構成比の推移を示したものである。この表からも工業化の進んでいる、いわゆる先進地域における人口の都市化現象は明瞭である。この趨勢を前提にして30年後の2025年次を推定すると、先進国の都市人口は総人口の85%に達することになる。

限られた都市地域にこのように大量の人口の集住することの結果として、都市地域に過密化をも

たらすと共に、農村地域に過疎化現象を随伴し、現実にそれが社会環境の悪化を促して種々の社会問題の派生に連動していることは、しばしば指摘されているところである。

人口移動に関する人口学・社会学・人類学等の研究では、大別すれば三つの潮流にわけることができる。その一つは、人口移動の量的な考察である。多くは政府機関等の資料にもとづくマクロ的統計分析がここでの特徴であり、統計的考察といわれる性格のものである。

第二は、移動現象は、経済不均衡による労働力移動の問題であり、都市のpull要因を前提とした都市社会への適応過程として捉える視点である。従来の研究では、こうした視点が支配的であった。かつて高度経済成長期以前の日本の人口移動研究

表1 先進・発展途上地域別、都市・農村部別人口構成比及び増加率の推移
(単位 %))

地 域	地 域 別 構 成 比				年 平 均 人 口 増 加 率			
	1950年	1980年	2000年	2025年	1950～ 55年	1980～ 85年	2000～ 05年	2020～ 25年
世 界 全 域								
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	1.8	1.7	1.4	0.9
都 市	29.4	39.9	48.2	62.5	3.1	2.5	2.5	1.9
農 村	70.6	60.1	51.8	37.5	1.3	1.1	0.3	-0.5
先 進 地 域								
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	1.3	0.6	0.5	0.3
都 市	53.6	70.6	77.8	85.4	2.4	1.1	0.9	0.6
農 村	46.4	29.4	22.2	14.6	-0.1	-0.6	-1.2	-1.4
発 展 途 上 地 域								
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	2.1	2.0	1.6	1.1
都 市	17.3	29.4	40.4	57.7	4.2	3.6	3.2	2.3
農 村	82.7	70.6	59.6	42.3	1.7	1.3	0.5	-0.5

(注) 国連, *World Population Prospects as Assessed in 1982*. 人口問題審議会編『日本の人口・日本の社会』1984, P.123より引用。

においては、都市の pull 要因と共に、農村の push 要因の問題もそこでは注目されていた。特に挙家離村の場合には、しばしば村落からの落伍者とか逸脱といった評価を伴いがちであった。このような日本に代表される視点に顕著にみられるように、それが自覚的であるかどうかは別として、総じて定住者の側に立つ視点を特徴としているといえよう。

第三の視点は、定住者の視点とは対蹠的に、移動者の視線からの移動研究である。この立場は、比較的新しい潮流であり、とりわけ国家間の移動(移民)研究において積極的に見られる。ここでの視点のポイントは、既存の社会的枠組を超えた新たな紐帯と統合への可能性を孕む行為として人口移動を位置づけていることである。

人口移動の量的、統計的考察を別とすれば、移動現象の研究の視点には、定住者と移動者の立場からのアプローチという、おおよそ二極がある。勿論、現実にはその中間的アプローチの多様に存在していることは言うまでもない。

ところで、こうした人口移動の研究、とくに第二・三の視点に立つ場合には、その程度はともかくとして移動主体の置かれている経済・社会・文

化的条件を前提としていることは言うまでもない。つまり、移動主体の諸属性に関する検証である。さらに同じ地域や国内においても、他の条件が比較的共通しているにもかかわらず、特定の地域に移動がより顕著である事実についても、しばしば注目されている。

とくに、この後者の事実について別の観点からみると、地域や国(民族社会)によって、移動の比較的容易な社会と、移動に対して社会的規制の作用する社会の存在がみられるということである。これを概括的に捉えると、移動を常態とする社会と、定住を常態とする社会ということになろう。勿論、こうした分類はあくまで相対的なものに過ぎず、現実には多様であることはくり返すまでもない。

移動を常態とする社会においては、移動に際して社会的規制や軋轢があったとしても微弱であり、移動の容易な社会である。これに対して定住社会にあっては、移動に規制が作用し、社会的制裁を伴うなど、移動にたいして選別的統制が加わり、チェック機能をもつ社会である。換言すれば、前者にあっては移動を組み込んだ社会システムが形成されており、後者においては定住を前提とした

社会システムを構造化しているということであろう。

以上の前提から、特定の地域や国（民族社会）の社会構造の特質の相対的な理解の方法の一つとして、人口移動の差異をメルクマールとして考察することが可能であるように思われる。つまり、人口移動現象をキーワードとして、相対的に移動を常態とする社会と、定住本位の社会の比較研究を通じて、それぞれの社会構造上の特質を理解するという視点である。

本稿では、以上の方法論を前提として、相対的に定住を前提としている日本に対して、むしろ移動を常態としていると思われる中国・韓国との比較を通じて、三国の民族社会の構造の特徴の一端を明らかにすることを当面の課題としたい。なお、ここで対象とする人口移動は、住居の変更をとまなう地域間移動を視野に入れているが、移動形態を厳密に規定した考察でないことを予めことわっておきたい。

1 人口移動の量的推定

住居の変更をとまなう地域間移動といっても、移動者の家族における地位、単身か家族ぐるみというような移動者の単位、移動期間や移動の理由、さらに地域間という場合の地域の規定など、厳密には多くの検証すべき問題を内包している。したがって、こうした指標の一つ一つを識別して人口移動の総量を把握することが必要であるが、現時点ではこうした作業は困難である。

加えて、国際間の比較となると、国や民族によって移動主体の人口の社会的性格の差異は勿論のこと、統計資料そのものの調査基礎に違いがある。特に中国においては、後に述べるように1958年以降、農民の都市への移住が原則として禁止されている。したがって農民の向都離村の人口移動は、国の政策上抑止されており、全国的な移動統計は極めて制限つきのものか、推計値に過ぎないといった制約がある。

このようにみただけでも、三国間の人口移動の量的比較は勿論のこと、日本に限ってもその全容を捉えることは困難である。以下では、若干の資料にもとづいて間接的にはあるが三国間の人口

移動の動向、その特徴について概観してみたい。

[日本の場合]

戦前期の日本では、農家戸数550万戸、農家人口3500万人とほぼ一定していた。この傾向は敗戦後の異常な一時期を除くと、1960年頃までは大きな変化がみられない。つまり、嫡系成員を確保し、非嫡系成員を排出（移動）させるという、家の存

表2 総世帯数・農家世帯数の年次別推移（日本）
（単位、万）

	実 数		1960を100.0とした指数	
	総世帯数	農家世帯	総世帯数	農家世帯
1955	1740	604	88.9	99.8
60	1957	606	100.0	100.0
65	2329	567	119.0	93.5
70	2707	534	138.3	88.2
75	3127	495	159.8	81.8
80	3411	466	174.3	77.0
85	3648	438	186.4	72.2
90	3919	384	200.3	63.4

（注）総世帯数は国勢調査、農家世帯は農林業センサスによる。

続を前提とした定住本位の社会を持続していたのである。

しかし、それ以降になると減少傾向が年々強まる。まず、表2から農家世帯数の動向をみると、ほぼ1970年頃までは、戦前からの550万戸であった。しかし、それ以後、年々減少傾向を辿り、90年には、60年当時の63.3%にまで低下している。この場合、厳密には統計調査における農家の規定や、農家の非農家化なども考慮に入れ、実際に挙家離村の戸数を検証する必要があるとしても、概括的にみて、かつて定住かつ固定的な社会と見做されてきた日本の村落社会において、高度経済成長期の展開以降、農家戸数の減少が急速に現われていることが注目される。

つぎに、農家人口について同様に見ると、表3のようである。戦前におけるほぼ3500万のコンスタントな農家人口は、これまた農家戸数同様に減少し、1960年以降の30年間に半減している。この人口減少は、過去に経験したことのない異常な変化である。

表3 総人口・農家人口の年次別推移（日本）
（単位、万）

	実 数		1960を100.0とした指数	
	総人口	農家人口	総人口	農家人口
1945	7200	3414 ¹⁾	76.4	99.2
50	8412	3767	89.2	109.5
55	9008	3635	95.5	105.6
60	9430	3441	100.0	100.0
65	9921	3008	105.2	87.4
70	10467	2628	111.0	76.4
75	11197	2320	118.7	67.4
80	11706	2137	124.1	62.1
85	12105	1984	128.4	57.7
90	12361	1730	131.1	50.3

（注）表2の脚注に同じ。

1)は1946年のデータである。

表4 総人口・農村人口及び農村人口構成比の年次別推移（日本）
（単位、万）

	実 数		指 数		(B)/(A)
	総人口(A)	農村人口(B)	(A)	(B)	
1950	8412	5275	89.2	98.7	62.8
55	9008	3955	95.5	74.0	43.9
60	9430	5347	100.0	100.0	56.7
65	9921	5195	105.2	97.2	52.4
70	10467	4868	111.0	91.0	46.5
75	11194	4815	118.7	90.1	43.0
80	11706	4712	124.1	88.1	40.3
85	12105	4771	128.4	89.2	39.4
90	12361	4546	131.1	85.0	36.8

（注）総理府統計局「国勢調査」各年度より作成。
1960年以降は、総人口－人口集中地区人口＝
農村人口として算出した。

さらに、農村人口の近年における推移を、表4によってみると、農家戸数、農家人口同様に1960年を境いに減少していることが知られる（表4参照）。しかし、その減少傾向は農家人口のそれよりも緩慢である。

総じてみると、日本の農村における農家戸数および人口は、戦前期まではほぼコンスタントであり、定住社会の特徴を表象していたとみられるが、1960年以降の高度経済成長期以降、急激に減少傾向にある。とくにそれは農家人口において顕著である。いま、自然増加分を暫く置いて農村人口の減少を総人口と対比してみると、農家人口減少の主流は、都市部への移動であると推察される。い

ずれにしても、農村に生起しつつある近年の戸数、人口の急激な変動は、かつて経験したことがなく、農村、都市の社会秩序に混乱を派生させていることは、後に述べるとおりである。

[韓国の場合]

つぎに韓国について同様にみてみよう。韓国においても、日本と若干のタイムラグをもちつつ

表5 総家口数・農家数の年次別推移（韓国）
（単位、千）

	実 数		1960を100とした指数	
	総家口数	農家数	総家口数	農家数
1950		2261		96.2
55		2218		94.4
60	4361	2350	100.0	100.0
65	5192*	2507	119.1	106.7
70	5576	2483	127.9	105.7
75	6648	2379	152.4	101.2
80	7969	2155	182.7	91.7
85	9582	1926	219.7	82.0
90	11361	1767	260.5	75.2

（注）総家口数は経済企画院「人口及び住宅センサス報告書」各年度、農家数は農林部「農林統計年譜」各年度（1980年以前）及び農林水産部「農林水産統計年譜」各年度（1980年以降）。
*は1966年統計（1966年度人口センサス）による。

も1960年後半から70年代に入って以降、急速に経済成長期に入る。国内総生産の実質成長率においても、80年代以降日本を凌駕し、一貫して高水準を持続している。こうした経済変動に伴い、韓国農村もまた日本と同様に社会変動の渦中におかれている。

まず、農家数の動向を表5によってみると、1965年にピークを迎え、以後減少傾向を辿る。60年を100とする指数によってみると、100以下に転ずるのは80年以降である。90年当時には75%まで減少している。この点では同年次の日本の63%よりなお高い水準を維持している。しかし、日本の場合に農家戸数が減少するのは65年以降であり、約30年間に37%減少であるのに対して韓国では僅か10年間に25%の減少という急激な変化である。単純に計算すると年平均の減少率は、日本の2倍の高さを示している。なお、この統計には表われてい

表6 農家人口流出の推移

(単位: 1,000人)

	総人口	農家人口	農家人口 比率(%)	総人口増 加率(%)	予想農家 人口	期間農家 流出人口	年平均農家 流出人口
1960	24,989	14,559	58.3				
1966	29,193	15,781	54.1	16.8	17,008	1,227	205
1970	31,466	14,422	45.8	7.8	17,010	2,588	647
1975	34,707	13,244	38.2	10.3	15,907	2,663	533
1980	37,436	10,827	28.9	7.9	14,285	3,458	695
1985	40,448	8,521	21.1	8.0	11,702	3,181	636
1990	43,520	6,661	15.3	7.6	9,168	2,507	501

(注) 経済企画院『韓国統計年鑑』各年版。

倉持和雄『現代韓国農業構造の変動』1994, 御茶の水書房, P.57より引用。韓国統計年鑑と照合し1980年農家人口等一部補正。

表7 農村人口流出の推移

(単位: 1,000人)

	総人口	農村人口	農村人口 比率(%)	総人口増 加率(%)	予想農村 人口	期間農村 流出人口	年平均農村 流出人口
1960	24,989	17,992	72.0				
1966	29,193	19,388	66.4	16.8	21,019	1,631	272
1970	31,466	18,513	58.8	7.8	20,898	2,385	596
1975	34,707	17,914	51.6	10.3	20,420	2,506	501
1980	37,436	16,002	42.7	7.9	19,323	3,321	664
1985	40,448	14,005	34.6	8.0	17,289	3,284	657
1990	43,520	11,123	25.6	7.6	15,069	3,946	789

(注) 経済企画院『韓国統計年鑑』各年版。前出, 倉持, P.56より引用。

ないが、1950年から55年当時の朝鮮動乱時に、大量の小作農家の離村現象が発生しており、一事例によれば、一村落で約30%の減少が確認されている²⁾。この時期は韓国農村における激動期であった。

つぎに農家人口の推移を表6によってみると、この人口の減少は60年代後半から著しく、年平均の農家人口の流出は50万乃至60万人と算定される。60年以降の30年間に農家人口は46%弱と半数以下となっている。また、90年次の総人口に占める農家人口の比率15.3%は、前掲表5の農家数について同様に算出した比率15.6%とほぼ同じであり、両者は相対的に同一水準の減少傾向にあることが知られる。

さらに表7によって、農村人口(郡部人口)の動向をみると、全般的には農家人口と同様の減少傾向がみられるものの、総人口に占める割合は、農家人口より高い。しかし、その減少率について

みると、1960年当時における総人口に占める割合は72%であったが、80年には43%と半数以下となり、さらにその10年後の90年には26%へと低下している。

このような農村人口の絶対数は勿論のこと、相対的にも急激な減少傾向は、反面、都市人口の急膨張を予想させる。事実、1990年の首都ソウル特別市の人口は総人口の25%弱に当たる1,061万に達し、これに仁川広域市および京畿道の首都衛星都市人口を加えると、首都圏人口の増加抑制策をとっているにもかかわらず、総人口の3分の1以上がこの首都圏に集中している。

さらに韓国の農家人口の特徴の一つに、世帯流出の移動の比重の高いことが注目される。表8は襄震漢の推定による、1960~75年の移動形態別の移動人口である。この時期の移動形態では、世帯流出形態の移動が全体の68%強と圧倒的である。しかもこの移動形態は、経営耕地規模1町未満、

表8 流出形態別・階層別構成(1960~75年)の推定 (単位:1,000人)

	0.5町未満	0.5~1.0町	1.0~2.0町	2.0町以上	計	
世帯流出	2,610 (55.8)	1,557 (33.3)	513 (10.9)	—	4,680 (100.0)	(68.2)
単身流出	606 (27.8)	705 (32.3)	681 (31.2)	190 (8.7)	2,182 (100.0)	(31.2)
計	3,216 (46.9)	2,262 (33.0)	1,194 (17.4)	190 (2.7)	6,862 (100.0)	(100.0)

(注) 裴震漢『農村労働力 労働市場』(ソウル大学校社会科学大学経済学科博士論文, 1977年)前出, 倉持, P.61より引用。

とくに0.5町未満層が全移動の56%を占めている。倉持和雄によると, 世帯流出が主流を占めたのは60年代までの特徴であり, 70年代以降には次第に単身流出の比重が大きくなる。しかし単身流出の増大が, 一定のタイムラグをもって世帯流出を引き起こしていると推定している³⁾。

このようにみえてくると, 韓国の人口移動は, 日本よりも向都離村の移動が顕著であり, しかも世帯単位の流出の比重の高いことが注目される。

[中国の場合]

新中国成立後の農村人口は, 土地解放, 合作社・人民公社, 大躍進期, 文化大革命, 責任生産制・

経済改革開放等の重要政策の中で大きく変動することになり農村から都市への流動, いわゆる盲流の防止については新政府の最大の課題の一つであった。1958年の「戸口登記条例」の公布は, 人口の都市戸籍と農村戸籍に分別固定させ, 原則的に農村戸籍人口の都市への流入を禁止することにした。しかし, その後も, 盲流は継続的に現われており, ことに経済改革開放以後のいわゆる民工潮といわれる農民の都市流入は加速されている現実である。表9の全国的な人口統計によって, 農村(郷村)人口, 農業労働者数の推移を検討してみよう。

それによると, 年によって若干特異な現象がみ

表9 1949-1991中国城々人口結構之变迁

年份	人口 (万人)	农村总人口所占 比重(%)	市镇总人口所占 比重(%)	社会労働者总数 (万人)	農業労働者总数 (万人)	農業労働者所占 比重(%)	非農業労働者所占 比重(%)
1949	54167	89.36	10.64	18082	16549	91.5	8.4
1952	57482	87.54	12.46	20729	17317	83.5	16.5
1957	64653	84.31	15.39	23771	19310	81.2	18.8
1958	65994	83.75	16.25	26600	15492	58.2	41.8
1960	66207	80.25	19.75	25880	17019	65.8	34.2
1962	67295	82.67	17.33	25910	21278	82.1	17.9
1965	72538	82.02	17.98	28670	23398	81.6	18.4
1970	82992	82.62	17.38	34432	27814	80.8	19.2
1972	87177	82.87	17.13	35854	28286	78.9	21.1
1978	96259	82.08	17.92	39856	29426	73.8	26.2
1980	98705	80.61	19.39	41896	30211	72.1	27.9
1982	101654	78.87	21.13	45295	30917	68.2	31.8
1985	105851	76.29	23.71	49873	31187	62.5	37.5
1988	111026	74.19	25.81	54334	32308	59.5	40.5
1990	114333	73.59	26.41	56740	34177	60.2	39.8
1991	115823	73.63	26.37	58360	35016	60.0	40.0

(注) 根据中国統計年金等資料計算。李強『当代中国社会分層と流動』1993, 中国経済出版社, P.91より引用。

られるものの、新中国成立後の農村人口は相対的にほぼ一貫して減少傾向を示し、1949年の89%強から90年には74%弱へと低下している。他方、都市（市鎮）人口は、11%弱から26%強へと増加し、表には示さなかったが、前年比増加都市人口分も79年頃から毎年ほぼ1000万前後の増加を示している。さらに社会労働者人口の変化をみると、農業労働者の占有率は、49年の92%弱から、90年の60%と、前述の農村人口のそれよりも更に顕著な低下を示している。その分だけ非農業労働者の比率が高まることになるが、このことは、都市へ流入する者の主力が労働者であることを暗示している。

中国では都市へ向う農村人口の移動を、出稼ぎと呼んでいることが多い。出稼ぎ移動という場合は、本拠を農村におき、ある一定期間出稼ぎ先で就労し、その後帰村するという移動形態である。確かに文字通りの出稼ぎ移動もみられるが、海外への移動はともかくとしても、国内移動においても近年、例えば北京市のような大都市近郊に定着して浙江村とか安徽村、新疆村などを形成しているケースもみられる⁴⁾。出稼ぎ移動を繰り返しているうちに、定住の条件さえ整えば、帰村せず移動先で生活の基盤を作り定着する。したがって移住を前提とした移動が強く制限されている中国の現状では、不安定な出稼ぎ移動が頻繁に行なわれており、年間に大量の人口移動を現出することになる。そのため、全国的規模におけるこうした移動人口の把握は困難であり、さまざまな推計が試みられている。

例えば1993年末に全国26の省・市・自治区で実施した抽出調査の結果にもとづいて、推計出稼ぎ労働力数を、総人口の5.84%に相当する4924.2万人と『1993年中国農村経済発展年度報告・兼析1994年発展趨勢』で推計している⁵⁾。

また、1988年の農村剰余労働力は、農村労働力総人口35,368万人の30.2%に相当する10,683万人と推計している孟昕等の説⁶⁾や、1991年の統計を根拠にして、当時の農村剰余労働力を1億人、今世紀末には5億人前後になるだろうという予測を新華社が報道している。その全部が移動するわけではないにしても、中国農村では大量の出稼ぎ労働移動の予備軍を貯留しており、それが年々膨張

しているというのである。

かつて「大躍進」（1958年）時代に、大量の農村人口が都市に流入し、5年間に3,124万人という大規模な人口の遷移を現出させ、人類の歴史上に例のない人口移動として注目された⁷⁾。しかし、経済改革開放以後は、これを上廻る移動が恒常化しているのである。

以上、日・韓・中国の近年における農村人口の移動の実態を概観してみた。資料の不備もあって移動人口の量的考察は、今後の課題とし、とりあえずここでは三国間の移動についての特徴の粗描を試みた。その結果、日本に較べて韓国・中国の農村・農家人口の向都離村の移動割合が高く、移動の不断に繰り返されている民族社会としての性格の一端をうかがうことができたように思う。

2 移動社会生成の史的背景

中国において繰り返し発生している自然災害は、同時に農民移住の歴史でもあった。また、打ち続く戦乱から逃避する農民の移動の歴史も周知のとおりである。

中国を移住民社会と規定する山田賢は、こうした自然災害による飢餓や戦乱などによる移動要因を除けば、明末から清代にみる国内移動の激増を誘引する最も強い動機は、商業化の進展であったという。この指摘は示唆的である⁸⁾。

16.7世紀以降における全国的規模の商業化を促した直接の契機は、国外からの大量の銀の流入と、国内における大規模な移動であった。江南デルタ地帯を中心とする桑・綿花栽培の商業的農業、養蚕・製糸や絹織物、陶磁器などの家内手工業が発達するに伴い、一方ではこれら手工業製品の対価として銀が流入する。他方、国内流通網の発展と市鎮といった市場町の形成が進展する。

また、こうした流通網の整備による商業活動の移動と共に、西南山岳地帯・東北寒冷地帯といった辺境地の開発の進展が、人口の急増と相即して人口の大量移動を促すことになった。後に述べる宗族や帮（帮会）組織、伙伴といった人間関係の伝統は、このような移動社会に適合的に機能する社会集団・関係として位置づけられるだろう。

つぎに韓国の歴史を概観すると、かつての朝鮮

半島は、北方と南方の異民族による侵攻の歴史と、それに連動する半島内の諸勢力の合従連衡・抗争の繰り返しであった。そうした混乱がしばしば大規模な移動を現出させていた。

15世紀を通じて朝鮮半島は、李氏朝鮮の建設の時代を迎えることになる。それに先立つ高麗時代に王国を頂点とする両班官僚制国家を組織するのであるが、李朝時代にこの両班官僚の集権支配体制は完成する。両班は国王から広大な土地を支給され、多数の奴婢を所有する地主でもあったが、科挙に合格して中央政界への進出を志向していた。後にこの土地制度は地主・佃戸制に展開することになるが、奴婢は勿論のこと佃戸の自立の基盤が弱く、両班に従属しつつ移動を繰り返すことになる。したがってそこでは耕作農家本位の自治村落成立の可能性が滅殺されることになった。

朝鮮半島における移住の歴史は、繰り返し国内外から引き起こされる戦乱と、貴族化した特権両班地主に従属する隷農の再生産によって形成・展開していたと思われる。こうした移住の恒常化と共に、地縁を潜在化させ、父系血族原理を優先させた宗族組織、とくに門中を中核として外縁に拡大するウリの社会関係のネットワークの展開は、

韓国の民族社会を特徴づけているものとして注目される。

3 農民の生活規範意識

つぎに、農民の村落生活における規範意識について吟味してみよう。ここで用いるデータは、表11の脚注に示したように、1991年から96年にかけて特定の一村落を対象にして実施した面接聴取調査によって得られたものである。調査の方法は、「今後この村に住み続けていく場合、もっとも大切に心がけなければならないと思っていること」を設問とし、予め設定した選択肢8項目の中から3項目を選び、その3項目に順位をつけてもらうという方式を採用した。

調査対象は、世帯主（戸主）を原則とし、世帯主不在の場合にはその配偶者を対象とした。三国の農村において、共通の設問文によるこの種の意識調査には多くの制約が伴う。ここでは、大雑把な傾向をみるため、設定した選択肢の文章表現をそれぞれの国の実情に即して変更する程度にとどめることにした。その結果、それぞれの国の調査に際して用いた選択肢は、表10のとおりである。

表11は、こうした手順を経て実施した調査結果

表10 生活規範意識調査の選択肢

	日 本	韓 国	中 国
1	田畑山林を手放さないこと	同じ	分配された耕地は自分で長く生産を続けること
2	収入を多くし経済的に安定すること	同じ	同じ
3	跡継ぎを確保すること	男の子供を産み一人前に育てること	子供を育てて老後に備えること
4	先祖供養を絶やさないこと	同じ	同じ
5	本・分家や親類付き合いを大切にすること	門中や親戚づきあいを大切にすること	一族や親戚づきあいを大切にすること
6	近所づきあいを大切にすること	同じ	同じ
7	共同作業に積極的に参加すること	村の共同集会や活動に参加すること	村の共同作業や学習にすすんで参加すること
8	人に迷惑をかけないようにすること	同じ	同じ

表11 生活規範意識

		1	2	3	4	5	6	7	8	計
日 本	A	4.7	8.6	10.0	15.9	8.1	30.1	4.2	18.4	100.0
	B	13.4	8.3	14.5	19.6	9.2	20.1	3.0	13.4	100.0
韓 国		14.6	10.8	17.5	10.5	13.7	17.8	5.0	9.9	100.0
中 国	A	3.1	36.3	3.8	2.3	9.6	18.4	17.7	9.2	100.0
	B	30.2	19.2	8.4	1.6	8.8	8.0	21.0	2.7	100.0

(注) 日本 A 都市近郊兼業村 (茨城県, 牛久市桂地区) 1995年 6 月調査
 B 過疎・高齢化山村 (山梨県芦川村上芦川地区) 1994年 6 月調査
 韓国 山間農業村 (忠清南道唐津郡桃李里地区) 1996年 7 月調査
 中国 A 都市近郊工業化村 (山東省萊蕪市孟花園村) 1992年 8 ~ 9 月調査
 B 山村村営企業化村 (山東省萊蕪市房干村) 1991年 8 月調査
 各選択肢の得点算法, 1 位 3 点・2 位 2 点・3 位 1 点を加算し集計した。

をとりまとめ、各選択肢の得点を100分比によって示したものである。まず、日本の2事例についてみると、1・3・6・8項に有意差が明らかである反面、2・5・7項、すなわち経済・親類関係・村共同生活に対する意識は共通して低い。有意差を示す選択肢の中でも、土地と近隣関係において顕著である。

同様に中国の二事例についてみると、2項の経済収入を別にすると、日本と同様に1・3・6・8項に有意差がみられる。この限りにおいて日・中両国の都市近郊村と山村間に同様の傾向が認められる⁹⁾。

このように、同一国内にあっても、村落の性格によって差異があり、この事例だけから直ちに一般化することはむづかしい。いわんやこの少数例から国際比較は、厳密には不可能なことは自明である。そうした制約のあることを前提とし、あえて三国の傾向を概観してみると、日本では、先祖供養・近隣関係および対人関係への意識が強く、反対に経済安定への意識が相対的に低い。

これに対して韓国においては、男子育成・門中や親戚関係に対するウエイトが高い。他方、中国については、社会体制の違いもあって、異質な傾向を示している。総じて経済安定と村共同生活に対する規範意識が異常に高く、反対に後継・先祖供養に対する意識が極端に低いことが目立つ。こうした特徴から概括してみると、日本では家および近隣・対人関係に、韓国では父系血族・門中(宗族)、中国では経済安定と村共同生活への規範意識が相対的に高い傾向を指摘できるようである。同時に、とくに日本の村落にみる近隣・対人関係の重視は、定住生活規範を表出する意識の高さとして注目される。

なお、補足的に韓国の農村住民の村落生活に対する満足度について触れてみよう。表12は金東一らの調査結果によって得られたデータである。それによると、農民の過半数が自分の住む村落の生活が不便であると感じており、しかも今後の展望に悲観的である人が67%に達している。その結果、自分の村から離れたと思うことがあるという人

表12 地域社会満足度

質 問 項 目	里 長	住 民	合 計
1. この村は暮らしに不便な点が多い	62%	52%	54%
2. この村がこれからますますよくなっていくことはない	70	66	67
3. 他 somewhere で暮らしてみたいと思うこともしばしばある	71	64	65
回 答 者 合 計	76名	464名	540名

(注) 金東一他『韓国農村住民の生と質』韓国農村経済研究院, 1982, P.171

が65%、里長にいたっては71%という高率である。もっともこの数字が直ちに離村に転じることを意味するわけではないにしても、将来、相当数の離村者の現出する可能性を潜在させていることがうかがわれる。

4 移住と定住社会の基礎構造

(1) 同族と宗族

かつて伝統的な日本（沖縄を除く、以下同じ）の村落社会は、家を構成単位とする家連合によって組織された地域集団にその典型があった。こうした日本村落の性格は、戦後の農地改革、とくに高度経済成長期以降の工業化・都市化の進展に伴い、急速に希薄となりつつある。しかし、希薄化しつつも現代の村落生活を規定する要因の一部をなしていることも事実である。

とくに日本の伝統的な家連合の中で、韓国や中国と対比して特徴的な形態は、同族団である。同族団は、同一の氏神（同族神）祭祀を中心とする父系譜的關係の家々の集団であり、そうした家々の日常生活上の共同によって存続する一種の生活集団である。ここでは家の原理に相即して、必ずしも血統に制約されない本家・分家という家の本末の系譜關係による結合を特徴としている。

第2の特徴は、日常生活上の共同集団であるという点である。日常生活における共同を可能にするためには、居住地の近接が条件となる。同族団は地縁關係を媒介して成立するとか、聚落的家連合の一形態と言われるのも、こうした点に注目してのことであった。

以上の特徴について、とくに中国や韓国における宗族と対比してみると、まず、同族団は同姓集団であることを通例としているが、家の本末の系譜關係による連続を優先し、血統や血族觀念が希薄である。そのことが同族団の家相互間の通婚を可能にする一因ともなっている。もう一つの特徴は、本末の系譜關係を有していても、離村によって日常的接触が不可能になると、同族關係は存続しても、同族団からの離脱を意味することになる。さらに同族關係も離村当時者の次世代か三世代になるとその実態が消滅し、せいぜい觀念として存続するだけとなる。

また、中国や韓国に共通してみられる男子の名前に付ける輩行字の慣行も日本には無い。したがって、家系図などを有する特別の旧家を除くと、自己が家系譜上の何代目に位置するか不明の者が大半である。村を離れて都市に数世代住み続けている場合には、同姓であっても相互に系譜上の關係を確認することは不可能であることが普通である。それ故、離村者の集住する日本の都市においては、系譜に基づく生活規範・秩序といったものの成立基盤を欠除している。

こうした日本の伝統的な同族団に対して、中国や韓国の宗族の構造は対照的である。ことに韓国の場合にその差異が明らかである。

韓国における宗族は、共同の先祖祭祀によって結ばれる父系血族（出自）の、相互扶助・親睦集団である。この宗族は世代交替などを契機として分節化の可能性をもつ。すなわち、原始祖（神話的始祖）を頂点とする花樹会（宗親会）、本貫祖（実質的始祖、中始祖ともいう）を頂点とする大門中（大宗中）、派祖を頂点とする門中、および現当主から4代遡った四代祖（高祖）を頂点とする堂内など、祭祀の対象となる共同先祖ごとに分節化し、祭祀集団は重層構造をもつことになる¹⁰⁾。

宗族は、族外婚の婚姻規制をもつ。その適用範囲は、父系血族原理によって出生と同時に父親の姓と本貫を継承する、同姓同本集団の大門中である。したがって同姓であっても本貫を異にする場合には対象外となる。

また、重層構造をもつ祭祀集団のうち、より身近な付き合い、互助關係等の日常生活上に実質的機能を有する集団は、門中、とりわけ高祖により分節した父系の子孫から成る堂内である。門中の分派の契機は、科挙合格などによって高い地位の官職に就いたり、国に顕著な功績をあげた人を派祖として分節化する場合にみられる。門中や堂内の先祖祭祀の司祭は、代々長男によって継承される宗孫家（日本の本家に近い）の当主が担う。

以上が韓国における宗族の構造の概要である。いま、日本の同族との対比において、そのきわだった違いをみると、まず、前述の族外婚の婚姻規制の存在である。つぎに、日常生活における居住地の遠近は問わない。分散居住していても、先祖

祭祀をはじめ成員統合の組織（宗契・宗会・門契など）が全国的規模にはりめぐらされている。さらに成員相互の認知の標識として、行列字（輩行字）と族譜がある。韓国ではいずれの門中にも属さないような人口は考えられない¹¹⁾、といわれるが、人々は何処に居住していても、自己の帰属する父系血族集団を容易に確認できるシステムが形成されている。この点は、地縁規制をもつ日本の同族団とは、きわめて対照的である。

この韓国における父系血族制は、中国のそれに近い性格のものである。つまり、中国における宗族の基本も、父系血族集団である。その構造を、山東省の農村を例にとってみると、韓国の門中に相当する集団は、通常、院と呼ばれる。同じく堂内に相当するものが一家子である。尚、中国で家族という呼称は日常用いることは少ないが、敢えて用いる場合には、分節した院（一院、二院等々）の全体、あるいは特定の院を指称していることが多いようである。

また、韓国と同様に、同姓同本集団内の婚姻はタブーとされているが、そこでの本貫や本貫祖は象徴的意味にしか過ぎず、族内婚タブーも韓国ほど厳格ではない。

さらに中国の場合、実際に機能をもつのは財産共有体としての経済的要因であり、祭祀共同体を根幹とする韓国との違い¹²⁾はあるものの、土地解放以前には、農地と共に壮大な墓地があり、寒食節と旧10月1日の年2回院一族の上墓（墓詣）が行われていた。また、一時中断していた旧正月の請送堂（先祖祭祀）行事も一家子単位に復活している。これらの祖先祭祀の司祭は、韓国にみるような宗孫家といった長男による継承はなく、輩行の高位にあたる人望のある当家人によって担われることを通例としている。

このように、比較的近似しているとみられる中・韓両国の宗族構造も、仔細にみると相違点が少なくないのであるが、村落を超えたネットワークの機能を持ち、自己の帰属的地位の確認システムの確立している点では共通している。

以上、沖縄を除く日本と韓国・中国の社会構造の民族的特質をなす同族と宗族について、とくにその差異について概観してみた。本稿の課題に即

して要約すれば、同族団は、地縁関係を前提とした生活集団であり、地縁規制にもとづく閉じたシステムを特徴とする。それに対して宗族集団は、共同祭祀（韓国）や共同財産（中国）を中核とする、外向的に拡大するシステムをもつものであり、地縁（本貫）は象徴的意味に過ぎない。こうした双方の社会の基礎構造にみる特徴は、定住と移動という人口現象にきわめて適合的な性格を有していることが明らかである。

(2) 幫・伙伴とウリ・ナム

訪中を繰り返すうちに、貴方とは三回会ったから私の古い友人（朋友）だ、と言って歓待されることをしばしば経験している。中国では「一回生、二回熟、三回是朋友」という。つまり、初めて会っただけではよく知らない（生）関係であり、二回目になると、よく知っている顔なじみ（熟人）の関係となる。しかし三回出会うと朋友という親密な関係となり、彼らの仲間の輪に入れてもらえることになる。

この言葉の意味するところは、明らかに移動社会における人間関係を表象している。日本でも朋友（ポンユウ）という言葉はあるが、中国における朋友には、人間関係の密度や質に独特の構造をもっている。この朋友を含む仲間とか同志を指す言葉に、伙（huo）とか、伙伴（huoban）がある。伙のつく術語は20種以上もあり、その多くが博徒・やくざ・義侠集団や非行グループをさしているが、伙伴という時には、通常の仲間・同僚、ないしその輪（関係の範囲）を指している。もっとも、この伙伴の輪といっても、それ自体は個人ごとの視野的構造をもち、固定的なものではない。さらに附言すれば、この伙伴の輪に濃淡があり、核心部から同心円状に外縁に拡大する構造を特徴とする。

この伙伴の核心をなすものの一つは、さきに述べた宗族、とくに一家子の集団である。もう一つは幫（bang）という集団である。この幫は、帮会（banghui）とか、自己人（zijiyan）とも呼ばれる。この幫を中国人理解の鍵概念と位置づける小室直樹によれば、幫は中国における「根元的人間関係とでもいうか、最も親しい朋友関係とでもい

うか、中国固有の人間関係」¹³⁾であるという。この幫は、移動を前提として形成される組織である。例えば、現在の北京市には、農村部に接する権力空域地域に、安徽村・新疆村とか浙江村といった各省からの移動者の集住する、通称の村が形成されている。この村は幫に相当する。大都市には、こうした同郷という地縁のほか、業縁・血縁・学縁などを紐帯とした各種の幫が組織されている。

幫の組織体である幫会は、その内部にリーダーを中心とした分属による強固な統制集団である。その機能は、生活全般に及ぶ互助・保護をはじめ就職・進学等多面的であり、ときに政治権力の基体となる。また、ここには二重規範があり、集団内規範の逸脱に対しては懲罰が伴うなど、強い統合機能をもつ共同体であるとみなされる。

中国における、離村向都移動を主流とする移動者は、直接か間接にこうした都市に形成されている多様な幫会に依存し、促進されていることが多い。小室によれば、「宗族と幫が経緯となって中国社会は組織される」¹⁴⁾という。つまり幫は、宗族と共に中国民族社会を解く基本的な鍵であるということになる。

この宗族や幫と、さきにあげた伙伴との関係については、おおよそ以下のように要約することができるだろう。まず、宗族や幫は、ヒエラルキーをもつ組織集団であるのに対して、伙伴は原理的には対等な仲間関係である。前者が組織群体であるのに対して後者は、自由群体という特徴をもつ。さきに伙伴を仲間関係の範囲としての輪にたとえてみたが、この輪の中枢部に宗族、とくに一家子と幫会が位置する。伙伴の関係はさらにその外縁に非定型的に拡大する。小室の理解するところの、幫→情誼 (qingyi) →関係 (guanxi) →知り合い (友人) という図式¹⁵⁾に近似している。

さらに別な視点からみると、宗族や幫は縦の結合が基本であるのに対し、伙伴は横の関係であり、かつ相対的である。宗族や幫はこの伙伴によって補強されると同時に、ときには宗族や幫相互間の連結機能を果すことにもなるとみられる。

以上、中国における幫(会)と伙伴の構造について概観してみたのであるが、これまで指摘してきたように、これらの集団や人間関係は、すぐれ

て移動社会を前提とし、移動に適合的なシステムとして展開している点に注目したい。こうした社会構造は、韓国のウリの概念にも共通しているように思われる。

韓国を旅行していて、日本人にとって見慣れない光景の一つに、大都市と言わず田舎町にも宗族の支部組織の事務所を表示する看板が目立つこと、および大学のキャンパス内の到るところに同郷・同窓(高校)のコンパの日時を告示した貼紙がやたらに多いことである。これは異郷に生活する人びとにとって、彼らの帰属する in-group の存在、つまりウリ(私たち)の実態を示している。

このウリの構造に関しては古田博司の解説が明解である。すなわち古田によると「韓国人の社会構造は、内側から堂内(チバン)、門中、宗族、同郷同学、知人へと同心円状にひろがるウリの細胞の集合体からなっている」¹⁶⁾。つまり、このウリの構造は、韓国の民族社会を解く鍵概念であるというのである。

また、鳥越皓之が班常会(地域自治会的一种)の基本的性格の理解に際して、ウリトンネに注目する。このウリ(私たちの)トンネ(自分たちが占居している地域空間)は鳥越の理解するところによると、「漢字にも表現できない韓国の伝統的なある意識的な地域空間である。それゆえ韓国人自体でもそのとらえ方に偏差がある」性格のものであり、「班常会は、このような地域空間意識を下敷にしてはじめて、成立している」¹⁷⁾という。この場合にはウリがトンネと結合した次元における意識構造の例である。

ウリの対語はナム(他者)である。そうしてみると、ウリは we-feeling の主体であると同時に、ナムとの境界をもつという意味において、意識の投影としての関係性を含意している概念であるようにも思われる。さきの古田の「ウリの細胞の集合体」といときのウリの細胞も、視野的構造の関係概念を援用することによって理解がより容易となるだろう。

事実、古田はウリの細胞の同心円状の広がり最外縁部、つまりナムに最も近いウリとして知人関係を位置づける¹⁸⁾。この知人関係は好意の交換、プマシ(相互扶助)・ブツタク(付託、願い事)に

よって、維持・再生産される。とくに社会が安定的で、豊かになればなるほどウリの同心円は拡大する。しかし、社会的危機に直面すると、外縁部から切り捨てて縮む。ウリが縮みきったときの堂内(近親の血縁集団)がウリの核である¹⁹⁾、というのが古田のウリ構造の分析である。

こうしたウリの機能は、さきの中国にみた帮や伙伴と同様に、移動者の生活全般におよぶ扶助機能をもつ。同時に、ここにも二重規範による統制があり、逸脱行為に制裁の伴うことになる。

韓国におけるこのウリの構造は、中国にみた帮や伙伴と同様に、基本的には移動の常態である社会における特徴であり、移動に適合的な韓国民族の人間関係のシステムであると解される。

以上のような中国や韓国にみる社会構造は、日本のような定住本位の社会においては、たとえ存在しているとしても、特殊な事例に過ぎず、総じて微弱であり、民族社会の構造を規定する基礎的要因として機能していない。

(3) 宗教(信仰)にみる組織と個人

さいごに移動と定住社会の差異を表出している例として、宗教(信仰)の問題について一瞥しておきたい。

外国、とくに欧米のキリスト教社会と対比して、日本人には宗教心が希薄であるとか、無宗教であると自他共に認める傾向がある。その場合の宗教とか信仰の定義はともかくとして、こうした認識については、一概に肯定できない。というのは、さきにあげた表11からも明らかなように、日本の村落では、都市人の予想する以上に、「先祖供養を絶さない」という生活規範意識が高い。村落ではそうした家の先祖供養のための組織(檀家組織)があり、年間を通して各種の行事を営んでいる。

また、村落には氏神をはじめ各種の小祠を祭祀しており、氏子組織などによって祭祀行事を主催している。さらに各種の年中行事などにも信仰と結びついているものが多い。

こうした宗教・信仰生活は、都市に古くから居住している地付の人々にも共通しているが、とりわけ大都市に圧倒的に多い新住民の間では希薄である。敢えて日本人の無宗教性という場合には、

この大都市に集住している新住民が対象となるのであろう。

つまり、日本人の宗教、信仰生活は、村落をはじめ田舎町や地方小都市のような、定住社会において伝統的に営まれている点に特徴がある。しかも、そこでは個人よりも集団としての宗教・信仰活動が支配的である。

他方、佛教については先進である中国や韓国の場合には、日本のような寺檀関係や組織は存在しない。存在しないばかりか、佛教そのものが他の宗教にとって代るというように、宗教そのものの消長・代替が繰り返される歴史をもっている。勿論、韓国を例にとってみると、先祖祭祀は儒教規範にもとづき盛大かつ頻度が高い。しかし、表11にみるように生活規範意識というよりは、宗族の統合の象徴的意味が優先しているように思われる。つまり、各地に分散している宗族の統合機能としての祭祀行事という性格が強く作用しているようである。韓国人の宗教生活は、現在総人口の6割以上に達しているといわれるキリスト教に象徴されるように、基本的には個人本位の宗教である。同時に、この宗教生活には、日本におけるような地域や地縁といった制約はなく、移動に適合的な体系を具有している点が注目される。

中国における主な宗教は、ふつう儒教・仏教・道教のいわゆる「三教」があげられる。このうち仏教はインド伝来の外来宗教であり、また儒教の主旨は倫理道徳を説く教学であって宗教の範疇から除かれる。したがって、道教が中国に発生した固有宗教というのが、一般的な見方である。

道教の根幹は神仙思想にある。そこでは不老長寿という永遠の生命を求めて仙人となることを冀う現実的宗教であるが、儒教や仏教の影響、時の皇帝権力による歪曲など、長い歴史の過程で、多彩な民間信仰を排出することになった。これらの民間信仰は、総じて個人本位であり、特定の地域に限られたものでないという点において、基本的には上述の韓国と同様の性格を有している。

おわりに

以上、日・中・韓国の民族社会の構造について、ここでは移動と定住という概念を指標として、基

礎的と思われる若干の要因に基づき相対的な特質の抽出を試みた。その結果、きわめて粗略な考察ではあるが、この概念が三国間、とりわけ日本と中国・韓国との間の質的差違を抽出するうえで有効であったように思われる。

つまり、日本の民族社会は定住構造としの特質をもつものに対して、中国や韓国では、移動に適合的なシステムを基本としているということである。その因果関係についての分析は今後の課題となるが、両者は相互規定的な関係の中で、より整合性を強めていったとしても、その端緒は、移動と定住が先行していたのではないかと、ここでは一応仮定しておきたい。

そうしてみると、移動と定住は、民族社会の比較研究にとって、有効なキイ概念の一つとして位置づけられるように思う。もっとも本稿では、移動と定住について暫定的な規定に終始している。この概念それ自体の厳密かつ多様性の検討も今後に残された課題である。

さらに日本の場合、1960年以降における顕著な移動現象は、かつての定住の社会構造をその根底から突き崩す勢いであることが注目された。この急激な移動現象に伴い、村落の伝統的秩序の崩壊、他方、人口の集中する都市地域の混乱の中で個人・集団のアイデンティティの喪失、不安と葛藤が増幅しつつある。この現状は、かつての定住の社会的枠組を超えた、新たな紐帯にもとづく秩序の形成、統合の可能性という試練に直面していることを意味している。その新たな萌芽を模索している段階である。民族の伝統文化を基盤として、国際化という環境のもとで新たに移動社会に適合的な秩序をいかに創造していくのであろうか。その方途を追求することが、大きな課題となる。

引用文献

- 1) 山田賢『移住民の秩序—清代四川地域社会史研究—』1995、名古屋大学出版会。
瀬川昌久『族譜—華南漢族の宗族・風水・移住—』1996、風響社。
- 2) 忠清南道唐津郡大湖芝面桃李里一区の1996年7月現在の現住総戸数は66戸であるが、朝鮮戦争終結直後に約30戸が離村したという。また、

1995年の住民票と照合してみると、この一年間に8戸転出している。そのうちソウル特別市へ4戸、他市1戸、入院1戸、不明2戸であった。

- 3) 倉持和雄『現代韓国農業構造の変動』1994年、御茶の水書房、61～64頁。
- 4) 例えば李天国『北京の新彊村—イスラム系コミュニティの生成過程—』1996、ハーベスト社。
- 5) 加藤弘之編『中国の農村発展と市場化』1995、世界思想社、176～7頁から引用。
- 6) 孟昕・白南生『結構変動：中国農村労働力転移』1989、浙江人民出版社、9頁。
- 7) 李強『当代中国社会分層与流動』1993、中国经济出版、106頁以下。
- 8) 山田、前出書、8頁以下。
- 9) 調査村落のうち、中国の概況については、拙稿「調査村落の選定と概況」「村の運営・財政及び生活規範意識」青井和夫代表『中国都市・農村の社会変動に関する実証的研究』(国際学術研究成果報告書)、1994。
韓国概況については、矢野敬生・林在圭・矢野晋吾・黄元淳・柿崎京一「韓国忠清南道の両班村桃李里における文化と社会(その1)」1997、人間科学研究第10巻第1号、を参照。
- 10) ここでの宗族の構成は、前出注(9)にあげた忠清南道の調査村落(両班村)の事例にもとづいている。
- 11) 中根千枝編『韓国農村の家族と祭儀』1973、東京大学出版会、序文V頁。
- 12) 拙稿「農民の生活誌—激動の農村を生きた—老指導者の生活史—」青井和夫編『中国の産業化と地域生活』1996、東京大学出版会、296～311頁。
- 13) 小室直樹『中国原論』1996、徳間書店、17頁。
- 14) 小室、前出書、25頁。
- 15) 小室、前出書、137頁。
- 16) 古田博司『朝鮮民族を読み解く—北と南に共通するもの—』1995、筑摩書房、123頁。
- 17) 鳥越皓之『地域自治会の研究』1994、ミネルヴァ書房、240～41頁。
- 18) 古田、前出書、127頁。
- 19) 古田、前出書、91頁。

第13章 自然神・社縁・自然村

柿崎京一

要約

近年、日本村落の研究において「村の解体」が論じられる一方で、「村づくり」「村の活性化」論が目立つ。そこで対象となる「村」の概念は、きわめて多様であり、統一された見解をみるまでにいたっていない。かつて鈴木栄太郎の自然村の理論は、日本の村の本質に関する問題提起を行なっていたのであるが、これまでの村落論においてこの鈴木理論を積極的に取り上げた例は必ずしも多くなかったように思われる。

本稿は、中国や韓国の地方行政機関で一般的な「自然村」「自然部落」の用語に触発されつつ、改めて鈴木自然村の理論、またこの理論を批判的に継受し村落の概念について論究した有賀説の再検討を通して、「村」の基本的性格についての一試論である。

その場合、鈴木と有賀理論の鍵概念となる、村の精神・社会意識（鈴木）、生活意識（民族的性格）・地縁関係（有賀）を中心に検討し、その延長上において両者の重視した村の氏神祭祀について考察する。その結果、村の氏神は、有賀が指摘しているように字義通りの氏神（血縁上の先祖祭祀）でなかった。本源的には、社の語源からして土地神（産土神）という自然神信仰であったように思われる。この自然神信仰を媒介して、つまり社縁によってとり結ばれた空間世界が自然村を規定する基本的要件の一つとして注目すべきことを、二、三の事例を通して考証した。

まえがき

かつて鈴木栄太郎が構築した「自然村」の理論⁽¹⁾は、村落の概念を明確にすべきことを示した重要な提言であった。その後、この理論をめぐるいくつかの検討はみられたものの、村落研究に際してこの理論を積極的に展開ないし検証した例は存外少なかったように思われる。しかし、近年において村の解体が論じられ、他方で村づくり論が頻繁に提唱されている現状からして、改めて「村」とは何か、という村落の

本質に関する問題が提起されている。この村落研究の現代的課題に直面して、自然村の理論の再検討からアプローチすることも、一つの方法であると思われる。

こうした問題関心を前提にしながら、日本村落の性格について相対的理解を得ることをねらいとして、数年前から中国や韓国農村の調査に従事している。その際に知ったことであるが、中国や韓国の地方行政機関の統計資料や行政区域の概況には、自然村とか自然部落という表記が一般的にみられる。この点、日本では学術用

語以外に用いられることのないのと対照的である。例えば、韓国忠清南道の瑞山郡（現在は瑞山市）の1992年1月現在の郡勢一覧によると、行政区域の項には、つぎのように記録されている。

行政区域（韓国忠清南道瑞山郡）			
行政里	法定里	自然部落	斑
257	125	560	902

注 瑞山郡役所資料、1992年1月1日現在。

上表の自然部落の部落の呼称は日帝時代の影響ともいわれるが、別に自然里とも呼ばれている。ここではこの自然里が行政里の2倍以上の数であることが知られる。

また中国について、山東省萊蕪市の例をみると、全市概況の行政区画として「30个乡镇（办事处）、1070个行政村、1282个自然村」⁽²⁾を挙げている。ここでも行政村とは別個に自然村の数が明示されている。

こうした韓国や中国における自然村の用語に接し、現代日本の村の状況と重ね合せ、改めて自然村の概念について再検討を思い立つにいたった。拙稿はこの問題に対する一つの試論である。

1. 自然村理論における「村の精神」

鈴木 of 自然村の理論については既にしばしば紹介されており、筆者もかつて論及したことがある⁽³⁾。ここでは本稿の文脈に即して直接に関連すると思われる点について要約してみることに止める。

アメリカ農村社会学の成果である集団累積体の理論を方法の基礎として出発した鈴木 of 日本農村研究が、自然村の理論という独創的な成果を結実したことは周知のとおりである。すなわち、日本農村における集団累積は、一般に地域的に厚薄の三重の重層構造をなしている。そのうち累積のもっとも濃密な地区より順次、第一社会地区、第二、第三社会地区と名づけた。こ

の三地区の中で比較的社会的統一のみられるのは、第二社会地区であることを確認した。この第二社会地区は、近世期の藩制村、近代の大字部落にほぼ一致していることが多いという。

鈴木によると、この「第二社会地区の上に存する社会的統一は、単に集団や社会関係の累積体と認むべきでなく、またその結束が堅いばかりではなく、むしろ一つの自律的存在者として認めることができる」。つまり、村に現住する「個人は、また個人などの意志は、遠き過去から計り知れぬ多くの村人につながっている個人等であり意志である。私達はそこに時代時代の個人たちを縦にも横にも貫いている一個の精神の存在を認めざるをえない。それは生活のあらゆる方面にわたる体系的な行動原理である」。

集団としての村は、「この行動原理を社会意識内容としてあるいは不文の憲法として、それに照して相互に相たすけ相いませしめ道義的自治の一王国をなすもの」であった。また、この行動原理は、「時代と共に変遷し成長していく」ものであり、あたかも生命の成長のように中断されることはない。若し、この「村の精神あるいは行動原理の中絶（した場合は）村の消滅を意味する」ことになるのだという。

かくして、鈴木によれば「村は発展し成長する一個の精神であり行動原理である。それは単なる集団または社会関係の累積体ではない。第二社会地区の上に存する社会的統一は実にかくの如き村であって、それを私は自然村と呼んでいる」⁽⁴⁾と結論づけることになる。つまり、自然村というのは、社会的統一を成立せしめる要素としての行動原理、一個の精神ないし「社会意識の独立した統一的作用」によって成立するものであり、「この要素こそ、日本の村を村たらしむるもっとも重要なもの」⁽⁵⁾として位置づけている。

鈴木 of 自然村理論の根底をなすのは、村の精神であり、村は一つの「精神体」であって、「生活原理の組織的体系を内容とする社会意識の自足的作用ということの意味しているもので

ある」。また、「個人を超越して個人をその意のままに指導している一個の精神こそ村そのものであり、そこでは精神の「自足的独立性」、「自律的作用」⁽⁶⁾が存在しているともいい、村の精神を強調している。

このように「社会意識内容の存する事によって、自然村は一つの社会的独立性を保証され、またあらゆる社会意識の作用が自然村内に自足的に営まれ」、「独立性を保証強化している」。この社会意識の内容の具体的標識として、とくにつぎのような慣行や制度をあげている。すなわち、氏神崇敬に関する制度、諸種の共同祈願及び村仕事の慣行、土地総有の制度、村と村との交誼の慣習、村ハチブの慣行⁽⁷⁾である。そのうえで、鈴木はこれらの慣行や制度の社会意識との関連について、個別・並列的に記述している⁽⁸⁾。

このなかで、特に当面の課題に即して氏神崇敬に関する制度について、鈴木の諸説に立ち入って吟味してみよう。鈴木によると、まず「氏神の神社は自然村の象徴」として位置づけられる。村人は、この氏神の氏子たる事の自覚によって「古き歴史をもちいまからも長き生命をもつべき村という超個人的存在者の一部分である事を、相互に明瞭に体認する」のである。換言すれば、「氏神をその象徴としている自然村は、個人をはなれたそれ自身の生命を氏神の神社に表現しているように思われる」⁽⁹⁾ということになる。ところで、この氏神の性格については縷縷述べているものの、その生成については殆ど触れられていない。「今日の自然村の氏神は本質的に産土神である」⁽¹⁰⁾という指摘は注目されるものの、それ以上の論究はみられない。

さらに、親村から枝村の独立の社会的承認の標識として、枝村における氏神の形成をあげているが、その場合の両村における氏神の関係を含め、その起源にまで考察は及んでいない。

ところで、この氏神の生成もさることながら、自然村の理論の根幹をなす村の精神の形成に関しても必ずしも明示的でない。上述の枝村の氏

神の形成の箇所で「枝村の氏神ができ、この氏神を中心としていろいろの祭事組織がその人々限りに形成されるに至らば、そこにはまたおのずから一個の独立した精神が成長して来るであろう」。そのためには「村人の間に一致協力の態度も成熟していなければなら」ないと指摘しているが、そのすぐあとでは「厳格にいうならば、神社ができたがために村の精神が生ずるのではない。村の精神ができた場合におのずから神社ができるのである」⁽¹¹⁾と明言しているのである。

このように鈴木 of 自然村の理論には、なお検証すべき問題点は少なくないのであるが、日本の村落の社会的性格を考えるうえで、いくつかの重要なヒントを提示しているように思われる。その具体的内容については後述にゆずり、つぎに鈴木 of 自然村理論の批判から出発して、村落の概念について論述している有賀喜左衛門の見解、とくに地縁関係、生活意識論を中心に若干考察してみたい。

2. 家連合理論における地縁関係・生活意識

有賀喜左衛門の膨大な著作の中心をなすものは、日本の家の問題であり、家々の連合、とくに同族団の解明にあったことは繰言するまでもない。

有賀は、1958年に鈴木 of 自然村の理論に対する批判から出発して、村落の概念に関する自説を発表している。この論文は、自然村理論に対する本格的な論考であると同時に、有賀の村落についての考え方を端的に示しているという点で注目される。

著作集の刊行に際して、同論文収録第10巻に新たに書き加えられた序文の中で、この論文は「日本における農村社会学の創設者鈴木栄太郎氏の有名な『自然村』の考え方に対する疑問を述べたものだ」と記述している。その疑問とするもっとも大きな点は、行動規範として個人を制約する精神が、「最初から自然村に与えられたものとして規定して、その生成については全

くふれていない」。この精神は「先験的に与えられて、動かすことのできないもののように見える」⁽¹²⁾という疑問の一点に集約することができるようである。

有賀によれば、「聚落とは浮草が川の瀬に漂い集まるような飄然として成立したものではない。人間の生活には自然発生などということは一つとしてあり得ない」⁽¹³⁾ということがそもそも発想の根底にあったから、鈴木の子の精神も「やはり創られたものでなければならぬ」。それは「最初から与えられたものでなく、自然村を構成する諸個人によって創られて、諸個人に規範として働きながら、歴史的変化を辿って来たものとして私は了解したい」。したがって規範が「個人を拘束する側面では規範は個人の行動の地盤であって、個人の創意はこれを媒介せずにはあり得ない」⁽¹⁴⁾というのが有賀の主張である。

有賀によれば、村の精神といえどもそれは創られたものであり、生活の各方面にわたる共同組織、ひいては諸個人の生活上の要求が形成の基本をなすものであった。人々の生業や生活の共同関係ということが、有賀理論を貫ぬく中心的な視点であったのである。そこで、有賀理論の中核をなす同族団の研究から、とくにこの視点について吟味し、当面の課題に即して重要と思われる概念を抽出してみることにはしたい。

有賀によって導き出された同族団の中心的命題は、本・分家といった「本支の系譜関係と地縁関係とに繋がる場所にその基本的性質があり、(中略)同一の氏神祭祀を中心として生活の共同関係を持つ社会関係として存在する」⁽¹⁵⁾という点に集約できるだろう。ここには有賀理論の鍵概念が凝縮されている。以下では、まず地縁関係に焦点をあて、有賀の理論を再構成してみることにはしたい。

ここでの地縁関係は、一般に用いられている血縁関係と対比された概念でもなく、いわんや自然関係にある一定の地籍に集住して存在するものでもない。「地縁関係の構成を媒介するも

のに生業や生活の関係がある」⁽¹⁶⁾というように、生業や生活上の日常的協同関係を、一定の地域的拡がりの中で可能ならしめている関係である。換言すれば、日常生活協同関係の地域的投影としてとらえ得る関係ということであるだろう。このことは、「同族団は血縁であるが故に成立したものではなく、生活集団として家の本来の系譜関係を持つ故に成立したものである」⁽¹⁷⁾とか、「同族団体すら地縁関係でないことはない」⁽¹⁸⁾というとき、有賀にとって生活関係・地縁関係が、いかに基礎的に重視されているかが明白であるだろう。家連合をのちに聚落的家連合と規定するのも、こうした文脈に即してのことであったことは言うまでもない。

さらに、この地縁関係は、有賀によれば同族団という民族的特質をもつ社会関係の展開にとって重要な機能を有していることになる。そのことは、「この地縁的村落に、なにゆえに同族団が発生し、成長したか。それは家を成立させた種々の生活条件によるものであり、そこには民族的性格が存在したからである。それゆえ、各戸間に表面的には同族関係が存在しなくとも、地縁関係をもつ各戸は同族結合の性格を潜在させている」⁽¹⁹⁾というのである。引用文の後段の部分について、有賀は別の論文で具体的に解説している。すなわち、もともと同族関係(家の本末関係)を持たない家々が集合し、土地開発を進めて新しい村落を成立させた場合、時代の進展と共に同族団の結成の方向に進むことがある。それは何故かといえば、開墾という共同労働を媒介とした生業や生活の連関にもとづく地縁関係の成立がみられる。その結果「各戸の間に同族関係が何ら存在しなくても、地縁関係をなす各々の家は、同族結合の性格を存在させて」おり、「それらの家が潜在的に持っていた社会関係における民族的性格が、各種の生活条件に作用したからである」⁽²⁰⁾ということになる。ここでの各種の生活条件には、さしずめ農地の貸借や労力の互助関係の例を想起すればよいだろう。

このようにみえてくると、有賀の地縁関係には、日本の家が潜在的に有している民族的性格の社会関係を顕在化させる契機を孕んでいるということになる。この点は、本稿の後の展開のうえで注目しておかねばならない。

ところで、有賀がしばしば述べている「民族的性格」とか「民族的特質」について、ここで吟味しておかなければならない。有賀は、初期の論文では、この民族的性格や特質に相当する概念として「生活意識」を用いている。その場合の生活意識というのは、「新しい生活条件を一定の基準に合わせて整序して考え」ていく際の「この基準として機能するのが『生活意識』」であった。また「生活意識というのは生活に存する心持とか考え方というほどの意味であります、生活意識はその社会が持つ組織や生活条件から滲み出てくるもの」⁽²¹⁾であるとも解説している。したがって、この生活意識は、特定の個人レベルの意識ではなく、複数の人々、歴史的・社会的条件に規定された特定の社会に共有する意識をさしていることはいうまでもない。

この社会意識の用語に代って、のちに民族的性格・特質が用いられることになる。この転換の解釈について鳥越皓之が簡潔にまとめている。それによると、「有賀にとって、変化のはじまる前、いわばゼロ・ポイントに設定された『原初的意識』の究明」が大きな関心事であった。「この原初的意識は、変化しつづける生活意識のいわば底流をなすものである。この原初的意識、つまり生活意識のうち変化の少ない部分は、民族のレベルで言うと民族的性格としてとらえなおせるものである」⁽²²⁾という。

つまり有賀の生活意識の概念には、継承しつつ変化をかさね、現実の生活を再編していく基準として機能する部分と、その底流にあって容易に変化しえない原初的意識から成り立っているということが含まれている。この原初的意識としての民族的性格の究明こそが、有賀にとって最大のモチーフの一つをなすものであった。

さらに、さきにあげた有賀の同族団の中心的命題の中で、氏神祭祀の問題が注目される。この点に関しては鈴木も「わが国の自然的地域社会のいわば客観的象徴として神社の重要性はきわめて大である」と認識し、自然村を捉える標識ないし社会意識の具体的表現として氏神を重視している。

また、氏神は村の守護神であり、「本質的に産土神であって、郷土の神、即ち村の神」⁽²³⁾であるとする鈴木に対して、有賀も「産土神を地縁神とすれば、村落の氏神は現実には産土神であるということもできる」と、条件つきながら産土神としての性格を認めている。

しかし、それから先になると氏神の解釈をめぐる両者の間には大きな隔りがみられる。すなわち、鈴木が氏神（血縁神）から産土神（地縁神）に変遷したものという説に対して、有賀は真向からこの見解に対して反論している⁽²⁴⁾。さらに、村の氏神を血縁神ととらえる見方に対しても否定することになる。すなわち、有賀によれば「村々のいかなる氏神を見ても血縁の祖神としてあるものはほとんどない」⁽²⁵⁾から、氏神を血縁神とみなすことも誤りだというのである。にもかかわらず血縁の祖神でもないのに、村落で氏神と呼称しているのは何故か、という疑問に答えるべく、この氏神の言葉の源流を追求し、それが村落の鎮守に転化していく経緯に論考が及ぶことになる。

その際、有賀の村の氏神に対する論旨は、きわめて明解である。要約すると、氏とは古代（大化前代）の主従関係の集団、すなわち古代の政治集団でもある。その頂点に位置する氏上^{ウジノカミ}は、彼の支配する政治的領域を持っており、被支配者である氏人^{ウジヒト}と部^ベはその領域内に居住し、氏上の祀る氏の守護神を共同祭祀していた。これが氏神のものの形であった。つまり、「近世村落の氏神鎮守の祭神が村落独自のものでなくて、ほとんどそのすべては、古代や中世に成立した豪族の氏神鎮守であった」。したがって村落の氏神は、各時代の政治構造の中で、領主と

いった上級支配者の氏神を本社とする末社としての意味を持ってきたことを示しているというのが有賀の氏神に対する基本的理解であった。

もっともそうは言うものの、「村落が氏神鎮守を設けたことは、その村落の守護神を持つ要求によったものであるから、単に他動的に設けられたものでない」⁽²⁶⁾と、氏神祭祀における村落の能動的側面を無視しているわけではなかった。しかし、村の氏神が上級の政治的権力と密接に結びついて存在している点を強調している背景には、自然村が強固な社会的統一体であり、独立した王国であるという鈴木説に対する批判を含意していたのである。

以上が、鈴木 of 自然村理論に対する批判を通じて披瀝された、村落に関する有賀の見解のあらましである。これまでの論述からして両者の見解にはいくつかの点で相違がみられたのであるが、そうした違いを前提としつつも有賀は、「村落を鈴木 of 命名した自然村に当るものと規定することを私は適当であると思っている」⁽²⁷⁾と評価し、長野県平出集落と岩手県石神集落の事例を通して、自説を検証している。

有賀が鈴木 of 命名した自然村の呼称を肯定していることは重要である。自然村と言えは村落が何か自然的な存在のように短絡的にとらえられがちであるが、鈴木はそこに特殊の意味を付与した概念として捉えていたのである。しかし、字面からうける誤解を招き易いこの自然村という言葉をあえて用いた理由は何であったのだろうか。そのことは、この自然村を特徴づける体系的行動原理の自律的作用、社会意識の自足的作用を「村の精神」と、形而上の用語によって表現していることにも通じる。さらに、この自然村における超個人的、超歴史的な存在としての精神の象徴として氏神の存在に注目している点もあわせて考えてみなければならない。

他方、鈴木 of 村の精神の意味するところは、有賀の生活意識の概念に近い側面をもっている。その際、鈴木によれば、社会意識を内実とする村の精神は、超歴史的に存続し、かつ時代と共に

に変遷し成長する、あたかも生命の成長していくもの、という認識であった。これに対して有賀の生活意識は、変化する部分と容易に変化しえない原初的意識から構成されている概念である。この点、鈴木が変化を基本にすえながらも、他方において超個人的・超時間的といい、先験的・固定的とも受けとれる言説がしばしばみられ、両者の関係があいまいであるのと対照的である。

有賀の原初的意識、その表出としての民族的性格は、社会関係を媒介して顕在化するというものであった。この地縁関係は、生業や生活上の日常的協同関係によって成立するというのが有賀の見解であるが、例えば、この意識が村の組織や生活条件から滲み出てくるとき、そこには単に生業や生活協同以上のものが地縁関係に内包しているように思われる。ここでは改めて民族的性格を表出する媒体としての地縁関係について考えてみる必要があるだろう。

鈴木と有賀に共通するもう一つの重点は、氏神祭祀にあった。鈴木 of 文脈に即して言えば村の氏神は、村人の一致協力の態度の成熟が、一個の独立した精神の成長を促し、自然村を形成し、その象徴として成立するものであった。村人は、この氏神の氏子たることの自覚によって超個人的な存在、つまり自然村、村の精神の連続を担う存在であることを相互に体認するのである。有賀もまた、生活の協同関係を持つ社会関係の中心に氏神祭祀を位置づけている。それは、地縁関係の統合的、象徴的存在としての機能を有しているものと解される。

そうしてみると、これまでの指摘した鈴木と有賀理論の中心概念を理解する鍵の一つは、氏神、ないし氏神祭祀にあるように思われる。

3. 社・やしろと自然神

現在、村で祀られている信仰の対象は、祭神一つとってみても実に多様である。また、その形式も、建造物の社殿をもつものから、石造物や自然石・樹木、さらには臨時の神域といった

ものなど多種に及んでいる。村では氏神とか産土神という、村の領域をカバーする守護神から、特定の機能神にいたるまで、多様な祭神を祀り、人間の問題を超自然的領域との関係ないし交流の中で解決しようとする信仰世界、一種の生活様式を形成している。

一般に祭神を祀るところを、やしろ・おみや・ほこらと呼んでいる。この呼称には漢字の社・宮・祠があてられている。このうち社の原義は、大地を主宰する神の意であり、古くは、下図にみるように「土」であった。土の象形は、土地の神を祀るために柱状に固めた「土」の形にかたどったものであり、つちの神を表していた。この「土」は、諸橋轍次『大漢和辞典』によれば、農耕集団が共同で祀る農耕地の神の意であったという。これがのちに「土」が今日の文字通りつちの意に用いられるようになって、「示」を加えて区別した。この示のものと表記は、下図のように変化している。この示字は、神にいけにえを捧げる台の象形で、祖先神の意を表しているという。漢字で社神といえは、土地の神・社鬼・社公を指す。また社人は、神社に使える人・村里の人・村人の意であるという。




このように見てくると、土地の神を祀ることが農耕集団にとって古い信仰形態でなかったか。それと同時に「示」にみる祖先神の信仰も古いかたちであったようである。

ところで、社をやしろと訓読したのは、どのような由来によるのだろうか。柳田国男によると、屋敷神にしばしばみるように、常設のお宮の無いこと、毎年祭に先だって新しい材料を以て小屋を作ること、是がヒモロギ（神籬）時代の一般の習いであり、社殿の建物を供えた神社よりも古い形式である。これがヤシロという語のものと意義であったという⁽²⁸⁾。

折口信夫によれば、「やしろ」は、「飽くまで『屋代』で、屋そのものではない」。それは例えば諏訪の御柱神事にみるように、「屋の代なる柱を建て（中略）一時的に神を迎える場所、仮りに神の在所と認めた場所」であり、「土地々々の精霊が、祭りの時に限って迎えらるる」場所が、「やしろ」であった⁽²⁹⁾。そうしてみるとおそらくこの屋代・やしろが社と同義に解されたのであろう。「土」「社」といい、日本の「屋代」「やしろ」は、土地神（精霊）と結びついた古い信仰形態ではなかったかと思われる。



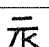
折口は、神社の成立に二つの違った要素のあることを考えている。「一つは、住宅における精霊の祀り場所から出たもの、今一つは、土地々々の精霊が、祭りの時に限って、迎えらるる郊外の場所である」。このうち、前者の家のうちの神社というのは、所謂「みや」なる語で表わされる。この「みや」は即ち、貴人の住み

「土」の解字

A	甲骨文字（殷、BC1500年頃）	
B	金石文字（周・春秋時代 BC1500～300年頃）	
C	篆文字（秦の李斯の作？ BC200年以前）	

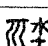
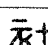
（注）諸橋轍次『大漢和辞典』参照。

「示」の解字

A	古文字	
B	甲骨文字	
C	篆文字	

（出典、前図脚注に同じ）

「社」の解字

A	古文字	
B	篆文字	

処ということで、「みや」そのものが神の在りとなる。「故に、宮殿に祀られる神は、古くは神主で、当然その資格として、顕神と考えられる人であった」。その後、この「みや」の一部に、「との」なる建築物を考へて来た。これは神主或いは顕神なる人が、臨時に来る神を迎え奉仕する場所であったが、後には家屋の精霊や、その各部分の小精霊が集まっていると考えるようになった。この「との」の建築様式からみて、とくに顕著な特徴をもつものが「ほこら」である。「これは元、家長の権力の源となるべき、穀物の精霊のいるところだ、と考えられて来た」。しかし、これにも観念の混雑があって、「ほこら」の性質上、高く築くところから、天にある神を招きよせる場所、と思われるようになったという。

他の一つは、さきあげた「やしろ」である。このやしろの神というのは、「山野の精霊或は、自然庶物の精霊の祭祀から出てくるものが多いので、その神社を基礎とした」ものである。

この二つの神社の成立要素を歴史的にみれば、原始的な神道は、後者の自然庶物の精霊祭祀に端を発している、という⁽³⁰⁾。

以上が、折口の神社の成立に関する見解のあらましである。ここではあくまで神社神道を前提にした論考であって、信仰の起源そのものを主題としたものでないことに留意しておく必要があるが、これまでの諸説から、二種の神の存在が、ほぼ推察できる。すなわち、その一つは自然の事象や精霊を神格化した自然神である。他は神主や顕神人、さらには氏族の長といった人間の事象や精霊（靈魂）を神格化した神、これを自然神と対照させて人間神と仮りに呼んでおきたい。この人間神の中には、人知の進歩に従い、一層高尚なもの、理想的な神に昇華したものも現われるようになる⁽³¹⁾。

この自然神と人間神の神道上の起源に関して W・G・Aston は「神道には自然神の信仰に較べて人間崇拜の方がむしろ僅少であって『古事記』『日本書紀』『延喜式』においてこの要素に

出逢うことは甚だ少なく、古い神道の神々の中で顕著な神には、ただの一柱も人間神とみるべきものがない⁽³²⁾」ことを指摘している。もっとも、この場合にも神道が前提となっており、必ずしも村落レベルの民間信仰を対象としたものでない。従って厳密には確かな判断はできないとしても、おおよそ自然神の信仰が村落において先駆的、ないし原初的な形態でなかったかと思われる。こうした観点からすれば、村落の守護神は、土地の守護神としての地縁神である産土神がより先駆をなしていたのであろう。

4. 韓・中国にみる自然神の事例

(1) 韓国の事例

韓国の農村における民間信仰は、朝鮮戦争による国内動乱、キリスト教の普及さらには工業を中軸とした高度経済成長、それに伴う都市化の進展などによって、1950～60年以降急速に衰退の方向を辿っている。

自然村の理論を根幹とする日本農村社会学を体系化した鈴木栄太郎は、再度、朝鮮農村調査を通じて、自説の検証を行うことになる。その成果が『朝鮮農村社会の研究』として公刊されている。この中で鈴木は、朝鮮における自然村の実態を記述している。それによると「朝鮮における自然村は、面でもなく里でもなく区でもなく昔の洞であるという事」は明白に言い得るとし、この結論の根拠として「山神堂を共同維持崇敬する祭祀体を組織している事」をあげ、それと共に「洞中契」、「共同奉仕作業」、「洞宴」、「ツレ」（共同労働組織）、「洞有財産」をあげている⁽³³⁾。その中で鈴木は、洞の祭祀に関して村山智順の「部落祭」の論文を引用し、自説を傍証している。村山によると、山神堂の「祭神を祭る部落民は、概して地縁に依ってその生活を共にする小集団であり、行政上の部落よりは一般に小さき群をなすものであって、つまりは部落の最小単位を構成する祭祀団体」が基本単位であるというのであった。

鈴木は、前出の著書とは別に「農村調査野帳

抜書」という論文⁽³⁴⁾を書いている。この論文は二部から構成されており、婚礼と其前後、部落神（府君堂とスサルナム）を取り上げている。鈴木によるとこの二項は、それぞれ家族研究、村落研究に対して重要事項であることを指摘している。このうち部落神として注目した府君堂、スサルナム（守邏木）は、主として現在の北朝鮮の黄海道の事例である。

府君堂という部落神は、山の神的性格のもので、大抵の場合、堂といった常設の建物はない。一般には小さな林で小高い山の頂上にある。その林の木がプクナム（府君木）である。露積洞では、ノガチと言われる常緑針葉樹の小さな林があり、この林の45坪ぐらゐの空き地に入ると正面の一本のノガチに布を巻き付けている。このノガチが府君堂の神体であり、これをタンナムという。9月9日に部落の人々が集まり、米の餅を供える。祭行事は祭官が司掌する。府君堂の神体はここではプクナムのノガチであるが、京城（現在のソウル市）近郊の部落では木と石である。また回敬洞のプクナムは赤松・楠と巨石であった。これらの事例から部落神としての府君洞では、いずれも自然神を信仰の対象としていることが注目される。

つぎにスサルナム（守邏木）についてみると、これは聚落のすぐ傍、または人家の間の路地に位置していることもあるが、多くは部落内を流れる小川の岸にある。祭日は府君堂と同日で、人々は雑穀の餅を供える。回敬洞のスサルナムは、楠の巨木である。人家のすぐ近くの小川の岸にあり、そのそばに湧泉がある。個人的祈願の祭物が多く供えられる。

また、われわれが調査中の忠清南道唐津郡下の村落や全羅南道和順郡の村落では、一般にタンサンナム（堂山木）といわれる櫟の巨木が、村落の入り口附近にあり、根元に供物用の台が設けられていることもある。現在は、信仰の対象というよりも茅亭の機能をもっている例もある。このほか、ミル（巨石）、ニンニ（龍王神）や山の神があるが、いずれも自然神を対象

とした信仰という点では、さきの鈴木の記事と一致している。

（2） 中国の事例

中国も韓国と同様に、日中戦争をはじめその後国内戦争、文化大革命などといった動乱の中で、民間の信仰は駆逐される運命を辿ることになる。殊に文化大革命は墓地をはじめ伝統的な民間信仰を一切否定し、破壊するという運動を強行した。その結果、中国西南奥地の山間僻地や少数民族の村落を除けば、かつての民間信仰の多くは衰退ないし消滅しつつある。

しかし、かつて中国では実に多種多様の信仰を創出しており、日本をはじめ近隣諸国へ伝播しているものも少なくない。相田洋は、中国の中世の村落における守護神である土地神と社神を対象として、その起源を考証している⁽³⁵⁾。それによると土地神は、土地の守護神であるが、対象となる土地の種類や規模によってその形態も多様である。相田は、守護の対象となる土地の種類によって、土地神をおよそ4種類に分別している。それによると、（1）個人の屋敷の守護神、（2）役所や官舎の守護神、（3）寺院や道観・廟の伽藍神、および（4）その他の地域神である。このうち、守護神の起源からすると、（1）の屋敷神がもっとも古いと思われる。この屋敷神は後漢時代（B.C. 2世紀～）に家・屋敷を造作した時に、土偶を作って祀る土神（土地の神、地神とも呼ばれる）が、この土地神の前身でなかったかと相田は推定する。他方、社神は、村の神である。この神の源流は原始時代までさかのぼる。社は村落の共同祭祀であり、その祭場も意味する。この社には、もともと人格神的な神は存在していなかった。社公と呼ばれる神格が登場するのは後漢から後のことであるという。

時代はずっと後になるが、清代の文献によると、土地神は「当時、都市と郷村とをとわず、一定の地域ごとに、土地神を祀る廟が置かれていた。都市では、諸官庁にもみなその祠があっ

て、この日、牲楽をそなえ香燭を奉じて官祭した。民間でも、ことに郷村では、家ごとに香燭供物を供えて神の福を祈り、また、土地廟に参詣した⁽³⁶⁾と、中村喬が紹介している。他方、社神については、「社は本来自然神を祀ったものであり」、「その起源については叢林崇拜説、土地神説、原始社会における社会中心としての聖所説など諸説があるが（中略）、すくなくとも漢の時代には、土地の神とする考えが行きわたっていた」という。またこの社神は「地域社会に対して社がもつ諸機能のうち、とくに田土のかかわりが抽出されて、田土の神ともみなされるようになる」。このことは、例えば「共に田頭に向けて社神を楽しみます」（唐の韓愈の「賽神」詩の一節）とあるように社神が田頭で祭られていた。また、北宋の高承によると、「今の人（神の賽りを）歳（ま）の十月に行なう。農功がおわると、里社に酒食を供えて田神に報い、また、相ともに飲樂する」（『事物紀原』八）とあるように、里社を田神と呼んでいる。これら田神の祭事は、日本の田ノ神の習俗とも形態的に共通していて興味深い。

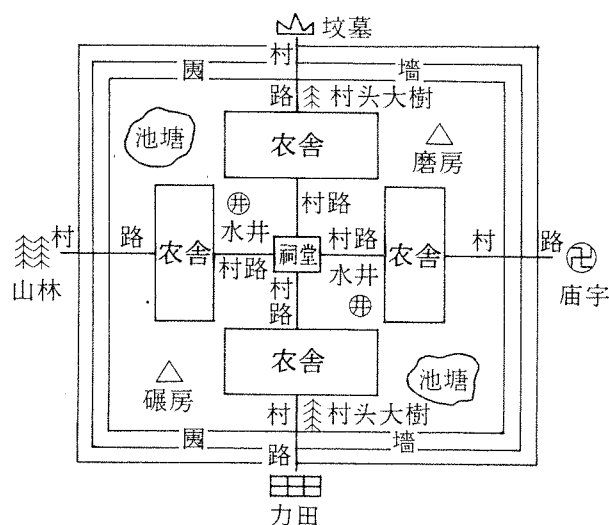
さきに相田が指摘した、社神が「社公とよばれる神格」説は、おそらく後漢の許慎らが「社神は一般の地祇（地の神）とことなり、上公の位に封じられた」という見解に依拠してのことと思われる。これに対して中村によれば社公は「俗神的呼称」であって、「上位の位をもつ貴神として呼ばれているもの」でなく、「民間に親しまれる俗神は、その形態も人間の社会に近づき、「対偶神となり、『社公』『社母』と呼ばれるようになった」と説く。そうしてみると、社神がこの時代に人格神に転じたものか、にわかに判断できない。いずれにしても、土地神や社神は、その初義において自然神であったことは確かのようなのである。

戦前の農村（郷）における廟宇といった常設の建物を有する民間信仰の対象となるものの数について安徽省定県東亭郷の事例についてみると、郷内の62か村、10,445戸の中に、廟宇の数

が62種、435座（台座）あったことが報告されている⁽³⁷⁾。平均すると24戸につき1座、一村について7座あることになる。

また、呉懷連によると、安徽・河南・江蘇省の伝統的農村には、廟宇が広く分布していることを指摘している。その種類として、五道廟・老母廟・関帝廟・真武廟・土地廟・龍王廟・虫王廟・葯王廟・八蟻廟・文廟等をあげているが⁽³⁸⁾、これにはもともと土俗の自然神の信仰から道教・儒教・佛教、さらにそれらの習合したと思われるものまでその神体は多様である。

このうち、われわれが調査継続中の山東省萊蕪市鹿野郷の山村についてみると、現在、関帝廟と土地廟、および龍王廟（黒龍潭）のあることが確認された。かつて雨乞いなどの際には、



「自然村」模式構成

これらの廟で村全体で祭を行っていたと言われるが、現在は、個人本位の信仰によってその命脈が保たれているに過ぎない。

また呉は、中国の「自然村の模式構成」を図示している⁽³⁹⁾。この自然村の模式図が、中国のどの地方・民族の、何時の時代を前提としているのか詳しい説明がないので突込んだ考察のできないことが惜しまれる。この図の中で、村の中央に祠堂がある。これが何を祭祀しているのか不明であるにしても、こうした信仰の対象が村の中央に配置されていることに加えて、村

の入り口に大樹のあることも興味をひく。

5. 地縁神と村落——日本の事例——

村落における古い信仰形態は、自然神を対象とした土地神（社）であったのであろう、ということ的前提にして、これまで韓国と中国の事例について若干検討してみた。

日本における村落祭祀の中心となるものは、通常氏神と呼ばれている。しかし、この氏神が文字通り村の祖先神を指すものでなかったことは、有賀によって明らかにされているところである。すなわち有賀の見解を再説すれば、近世村落の氏神の祭神が村落独自のものでなく、殆どそのすべては古代や中世に成立した上級支配者の氏神、その多くは人間神を祭神とするものであったが、そうした氏神を本社とするその末社としての地位を持ってきたものである。したがって、氏神とは言っても、その祭神が村落の住民の血縁上の祖先を意味するものでなかった。

このような村落氏神における本・末関係の再編統合は、上級の政治勢力との関係だけでなく、村落レベルの権力構造の中でもしばしばみられた。かつて筆者が考察した香川県土器川右岸の溜池連合村落における氏神の本・末関係の編成過程⁽⁴⁰⁾は、その一例である。ここでは、当初、各村落が独自に拠点溜池を有していたが、水田開発の進行と共に用水補給を求めて、より上流に位置する貯水量の多い溜池に依存するようになる。こうした用水供給、さらに親池への奉仕という結合を通して両村落間に親池・子池、さらには孫池といった関係を結ぶことになる。これを契機に親池村落の氏神を本社とし、子・孫池村落氏神を末社とする氏神の本・末関係が編成され、水利を基礎とした地域統合が確立することになる。これは水田村落の例であるが、山村では山の利用、漁村では漁場の利用をめぐる、また、親郷（親むら）と枝郷（子むら）の間にも同様の関係がしばしばみられる。

そのような場合、親池村落や親郷村落の本社は、さらに上級の政治勢力の氏神の末社として

位置していたから、氏神の本・末関係は、階層的な重層構造を現わしていることを典型としていたのである。現にみる村落の氏神は、基本的にはこのような性格のものであったとみてよいだろう。

村落の氏神は、長い歴史の過程でこうした変遷を辿っている。しかし、新たな祭神を勧請したからといって、もとの祭神を抹消するのではなく摂社として習合させていることを通例としていた。さらに、村民の生産・生活上の要求によって、特定の機能を持つ祭神を、摂社や境内末社として勧請することも多くみられる。したがって、氏神の主神はともかくとしても、氏神の祭神は複数であることが一般である。このようなこともあって村の人びとの中で、氏神の祭神の名前について具体的に知悉している人は皆無に等しいし、第一その祭神名を意識することすら無いのである。

村人たちにとって、氏神は、その村の境域に住む人々の鎮守神であり、守護神という観念で充分なのである。さらに、この氏神の祭神は、いま指摘したように複数からなっていることを通例としており、その中に自然神の習合していることも少なくない。また、自然神といわないまでも、森りをはじめ境内にある巨木・巨石・湧水池などが神聖なものとして信仰の対象となっていることにかつての自然神の片影や痕跡が認められる。

このようにみえてくると、村落の人びとにとって氏神は、その村の境域に住む人々の生活全般に及ぶ守護神であり、荒ぶる神の鎮守神として、基本的に地縁神としての産土神という性格を有していると見られる。それがたとえ上級支配者の氏神の末社と位置づけられたとしても、地縁神としての産土神の機能が強化されることはあっても、損なわれることはなかったと思われる。そこで自然神としての土地神（地縁神）の信仰を村落生活との関連から、若干の事例を通して考察してみることにしたい。

(1) 岡山市新池の「地神」祭祀の事例

新池部落は、昭和46年1月に岡山市へ編入する以前の吉備郡高松町に属する一小字集落である。新池を含む旧備中都宇郡は、慶長5年(1600)以後、徳川の旗本花房氏代々の知行地であった。花房氏は陣屋を原古才(高松)に置いて知行所領主として発足している。

貞享4年(1687)以降の花房氏の領邑は、新庄・加茂・原古才・和井元・簀島・刑部・津寺・中島の8か村であった。新池を含む新庄村は、のちに新庄上と新庄下の両村に分れる。その際、新池は、大山・山根・岩崎・中村などと共に新庄上村の小字集落の一つとして位置することになる。したがって新池部落は、慶長以後一貫して幕制村の小字集落であった。なお、新庄下村もまた、造山以下6小字集落から編成されていた。

明治元年(1868)、新庄上・下村は、倉敷・小田県を経て岡山県の管下に入る。明治22年の町村制施行を機に、新池の所属する新庄上村は、新庄下村をはじめ4か村と合併し都宇郡加茂村に統合されることになった。その後、都宇郡は明治33年に窪屋郡と合併して都窪郡に、また昭和30年に加茂村は、吉備郡の生石村・高松町と合併し、吉備郡高松町となるという行政上の変遷を辿っている。

新池部落は、近世期以降上部の支配・行政制度上の変遷過程にあって、常にその末端組織として、景観的にも他と隔地している単独の小集落である。この新池の成立の年代・過程については、断片的な古文書や古老から聴取した伝承などによる推論の域を出ていない。一説によれば、この部落の成立は、足守川(新庄上村の北端を西東に流れる)流域の低湿地帯の開発と密接な関係があったようである。1630年代の古地図には未だ部落の存在は認められず、元禄7年(1694)の地図上に大原の地名おおはらの記載があり、この位置が現在の新池にほぼ相当する。大原の当時、ここにどの程度の規模の集落が形成されていたかは明らかでない。現在は水田化され、

そこに御屋敷跡と呼ばれる土地や附近の山中には墓石も散在している。

他方、新池部落の草分けと言われる平松本家所蔵文書によれば、寛文10年(1670)に、「地頭花房公ヨリ土地高拾七石余御給」され、西郷にしごうり万寿庄(新庄村南端の日差山系の南側に隣接する庄村下庄)から移住し、大原地点に接続する西南部の三須丘陵斜面みすに新たに集落を開拓した、ということである⁽⁴¹⁾。

いずれにしても新池部落の開発は、それ程古いものでなかったことは確かのようにである。その後、岩佐家も来住し、明治5年の壬申戸籍によれば総戸数26戸から構成されており、この戸数はその後も殆んど変化なく、現在にいたっている。

新池部落の祭祀をとりあげる前提として、近世期の領主花房氏の宗教政策について触れておく必要がある。現在、旧花房領内の寺院は全部といってよいほど日蓮宗の寺院である。これは日蓮宗を篤信した花房氏が、その全家臣を同宗に改宗させるとともに、領内全寺院を強制的に同宗に転向せしめたことに由来している。当地方では今もって「花房法華」とか「無理法華」と呼んでいるほどである。こうした領主の宗教政策は、新池部落の信仰生活にも大きく影響していることは後述にみるとおりである。

1950年代前半期に確認された新池においてかつて単独で祭祀していたものに、地神・大覚さま・牛神・疫神がある。新池を超えた部落連合の祭祀組織をもつものとしては、旧藩制村単位の上加茂神社を本宮とする三社宮、すなわち上加茂神社・御崎神社(庚申さん)・造山荒神がある。このうち字岩崎地区にある上加茂神社は、旧新庄上村の氏神と認知されている。しかし新池にとって身近な信仰の対象となる神社は、水田地帯をはさんで部落の南側に接続する旧新庄下村の造山部落にある造山荒神である。

新池には氏子組織が結成されているが、この組織は三社宮を対象としたものである。この三社宮の祭祀行事に際しての対応を、新池部落の

側からみると、概略つぎのとおりである。上加茂神社の祭礼時（春秋2回）には平松本家の門前西側に幟を立てる。数年前までは燈籠も備え、夜間は燈火を灯していた。この時の蠟燭代は青年団が各戸から徴収して賄っていた。現在、岩崎部落の足守川対岸に位置するこの神社の祭の時に参詣に行く人は一部の高齢者だけである。同じく岩崎地内にある御崎神社、通称庚申さんは7年に一度の開扉祭でにぎわう神社である。この時、かつては青年団が藁人形を奉納していたというが、戦後に一度奉納しただけでその後は中絶している。現在もこの祭礼時には、部落からも多数参詣するが、特に部落単位の組織的な活動はみられない。

それに対して造山荒神は、新池にとってより身近な存在である。荒神は日本でも有数規模の前方後円墳、通称造山古墳の丘上に位置している。この荒神を対象とした「村祈祷」を部落単年で年3回実施している。この時には、部落で当番を決め、食事の準備に当らせ、参詣後に部落の公会堂で直会の会食を行う。また、元旦の初詣で、誕生や嫁入時の宮詣も、この荒神で行われており、より氏神祭祀としての実質を備えている。

以上は新池部落の外にある神社を対象とした祭祀である。これに対して部落内には、地神・大覚さま、牛神、疫神などがある。このうち後二者は、現在は個人ごとの信仰に変わり、部落としては直接に関与していない。部落で実施しているのは地神祭祀だけであり、この地神と並列して祀られている大覚さまについて特別の祭事はみられない。地神と大覚さまは、旧山陽道に通じる部落の西南端、旧山陽道から見れば、この街道から分岐して部落に通じる道の、いわば部落の入り口に位置している。

地神の形態は、巨大な自然石に地神と刻んだ露頭の石塔である。これと並列して大覚大僧正（日蓮宗の高僧）と南無妙法蓮華経と刻んだ石塔2基が設けられている。現在、この地神に隣接して公会堂が建てられているが、他部落では

常設の御堂の中に地神（石塔）を祀り、集会場を兼ねている例もみられる。新池では地神を対象とした村祈祷を春秋2回実施している。この時には各戸から費用を徴収し、当番の家で食事や茶菓子の用意をし、祈祷後に公会堂で直会を催す。この時に参集した子供たちには菓子が配られる。部落にはこのほかに「月並カンキ」と言って、毎月1回当番の家に集まり日蓮宗の祈祷を行う。これらの祈祷行事ではお題目を唱和する。また、祈祷後には部落の共同作業や行事などの日取りの取決め、各種の伝達や情報の交換を行なっている。

1956年10月から新池に入り、参与的観察調査を継続していた筆者は、翌年3月17日に催した地神祭に臨んで、興味深い光景を観察した。というのは、この祭りの時に31歳の国鉄勤務の兼業青年が、祈祷の最前列の古老達の間に入って熱心にお題目を唱えていたのである。青年がこのような位置に居るのは珍しいことだったので、後日、彼にその理由を尋ねたところ、つぎのような一件を答えてくれた。それによると、彼は祭日の1週間ばかり前の日曜日に、甘藷の苗床作りの準備をしていた。たまたま通りがかった部落の長老から「今日は鋤を使ってはならない日だ。苗の芽が出なくなるから、仕事を止めんなせエ」ときつく注意された。その日は部落一斉の農休日であることを忘れていた。この一件が気がかりになっていたので、苗の芽がでるように祈ったというのである。甘藷の発芽の有無はともかくとして、衆目の集まる最前列に位置したことは、部落の社会規範を逸脱したことに対する謝罪行為と解釈できる。既に彼が鋤を使ったことは周知のことであったから、部落の全戸が参加している面前での祈祷行為は、暗黙裡にこの逸脱に対して赦免を得ることを意味していたのである。

このように、地神は新池部落の社会規範・統制の象徴的機能を有するものであった。また、かつては雨乞いなどの自然災害から除難祈願の対象としても神聖視されていた。

(2) 岐阜県白川村島の「ソヨノカベ」祭祀の事例

近世の島村は、現在の古文書にみる限り、元禄7(1694)年から安永3(1774)年までは、九右衛門一軒の「一人百姓」の村であった。伝承によればこの九右衛門家の系譜につながる先祖の山下言綱は、もとは飛騨国葛河郷あたりを支配する土豪であった。その後裔は寛正の初め(1460年頃)に白川郷に進攻した内島為氏に迎え入れられ、言綱より八代目の氏頼の時に、内島氏の居城(帰雲城)の支城荻町城の初代城主となる。

この氏頼の嫡系曾孫に当る氏勝は、後に徳川家康に仕え、名古屋城の築城を献策し、城下の町造りに功労のあった尾張藩の大番頭として著名である。氏勝の弟に市右衛門なる者がいたが、この市右衛門はこの荻町城下で帰農した人物で、さきの島村の一人百姓九右衛門は、この市右衛門の後裔と伝えられている。

山下宗家の一統は、天正13年(1585)、越前大野城主金森長近の飛騨侵攻、同年の天正大地震による帰雲城の劇的な壊滅と共に白川郷を離れる。その際に帰農した市右衛門だけが白川郷

島村の土地保有構成

に止まることになる。

もしそうとすれば、この島村は、(山下)市右衛門によって開発された村である。もっとも、この土地はもともと荻町城の支配下にあった荻町村の一部であったとも考えられる。その点は、元禄7年の土地保有状況からもうかがうことができる。すなわち、当時の島村の名請百姓は6人であるが、九右衛門を除く他は、いずれも荻町からの入作百姓であったこと。また、安永3年になると、荻町村寺領百姓出作や荻町・島村入会の焼畑の記録がみられる。さらに表示しなかったが、山林にも二か村共有地があることからして、島村は、もともと枝村としての性格を有していたと思われる。

また、古くから荻町の氏神八幡社は、荻町のほかに島と牛首(戦後廃村)の旧三か村の氏子組織によって祭祀されていた。しかし、少なくとも内島氏支配時代は荻町城主山下氏の氏神であったことからして、島村の開発は、いわば特権的な背景のもとに成立したのであろう。安永年間までに、さらに土地開拓が進み、やがて、九右衛門の譜代と思われる九兵衛の分出をはじめ、幕末には6軒を数えるまでに戸数は増加し

名 請 人	元 禄 7 年 (1694) 検 地 帳					安永3年(1774)新田検地帳			文化11年(1814)新田検地帳
	田	畑	焼畑	計	屋敷	田	畑	焼畑	下々畑
1 九 右 エ 門	筆畝歩 ⑪ 24.06	筆畝歩 ⑬ 67.15	筆畝歩 ① 0.28	筆畝歩 ⑳ 92.19	筆畝歩 ① 2.15	筆畝歩 ⑳ 48.18	筆畝歩 ④ 77.24	筆畝歩 ① 0.27	筆畝歩 ⑦ 32.21
4 (荻町村) 孫右エ門	① 6.24			① 6.24					
3 (") 与 惣		① 0.28	① 2.20	② 3.18				① 2.21	
4 (") 与三兵衛		① 3.15		① 3.15					
5 (") 孫 作			① 2.15	① 2.15				② 2.15	
6 (") 小右エ門			① 1.20	① 1.20		① 1.00	② 2.15	① 1.21	
7 九 兵 衛						⑭ 14.17	⑭ 19.12		② 12.09
8 (荻町村) 与 助						④ 6.24		① 30.21	
9 (") 善 助						① 8.00			
10 (") 吉 四 郎							② 0.24		
11 村 抱						① 4.27	② 48.06		
12 荻町村寺領百姓出作								① 30.21	
13 荻町・島村入会								② 51.06	

(注) 溝口常俊「焼畑村落の展開過程に関する歴史地理学的研究」、人文地理 第38巻第2号所収より引用。

ている。

島村には、上述のように氏神荻町八幡社があったが、それとは別に「ソヨノカベ」信仰がある。その起源は不詳であるが、山の神信仰の一種かとも思われる。このソヨノカベのソヨは、飛騨や長野県上伊那地方でソヨゴと呼称される常緑樹であろう。この常緑樹は松本市附近ではサカキ、宮崎県の山村ではスヌチと呼ばれ、いずれも小枝は神事に用いられたり、神聖な地の境に植える木とみなされている。

このソヨの木の巨岩に簇生している場所が島村の山中にあり、そこをソヨノカベと呼び神聖なところとして信仰の対象としていた。このソヨノカベにはさまざまな伝承がある。その一つは、村内で死亡などの不幸が生ずる予兆として、このソヨノカベの巨岩が夜間に轟音をたて、あたかも大崩壊するように響くという。しかし、翌朝に行ってみると、巨岩の崩れた形跡は一切ない。そういう時には、村で祈禱を行なう。

また、村内で何か争論の生じた場合には、全員ソヨノカベの前に集合し、ここで話し合いを行なう。その結果、調停や和解が成立するとソヨノカベに報告し、以後は一切この結論に従うことを相互に誓約するというのである。そこでは、村の共同のきめごとは文字に記録されることはなく、ソヨノカベを媒介して共同に確約・記憶されることを意味している。つまり、絶対的な超自然力としての自然神が、ここでは村の守護神であり、統合の象徴として機能しているのである。

6. 自然村の原初的世界——結びにかえて——

以上、鈴木によって提示された自然村の理論を中心に、鈴木と有賀の諸説の検討を通して、当面の考察の対象となる事項について考証した。そこでいま一度この両者の要点とするところをまとめてみると、つぎのようである。鈴木説では、村人の共同生活の成熟が一個の独立した精神の成長を促し、自然村を形成する。その象徴として氏神が成立する、というのがおおよその

論旨であった。その場合、自然村の中心概念となる村の精神は、自律的な体系的行動原理、自足的な社会意識によって個人を拘束し、超歴史的に生命を持続し、成長するものであった。この個人をはなれたそれ自身の生命をもつ一個の精神は、氏神に表現される、というのである。

これに対して有賀説はやや複雑である。まず人々の生活の基盤として家が前提となる。この家々の生業や生活上の日常的共同関係を契機として生活意識が涵養され、同時に地縁関係が成立する。この地縁関係を媒介して家々のもつ原初的意識が顕在化し、個性的な生活集団（同族団など）が形成される。同時に人々の生活上の諸要求が氏神鎮守を創出することになるという。この氏神は生活集団の社会的統一の象徴であると同時に、単なる地縁神としての産土神である以上に政治構造と強く結合した守護神として特徴づけられるものであった。

鈴木の場合には、自然村の原型を明らかにすることに主たる関心があったため、ややもすると、自然村の自主性・自立性が強調され、その精神は先験的なものという印象が拭いきれなかった。この点が有賀の批判の焦点となったことは、すでに述べたとおりである。有賀の場合には、人々の生活を規定するその時代々々の政治・経済・社会・文化的諸条件の中における社会関係に基本的視点がかった。しかし、鈴木説に対するそうした批判はあるものの、有賀は、鈴木の場合の考え方が村落の概念を明確にすべきことを教えた点で重要な提言であったと評価し、村落を自然村と規定したことそれ自体については肯定的であったわけである。

この両者の所説を通じて、当面の課題に即していくつかの重要と思われる概念を抽出し、その再検討の余地のあることを指摘した。その要点は、先述2節目の終わりの部分にとりまとめているとおりのことである。その際に、とくに両者が重要視している一つとして、氏神とか氏神鎮守の問題がある。しかしこの氏神・氏神鎮守が、村落を規定する他の基本的概念、すなわち村の

精神（鈴木）、地縁関係・生活意識（とくに原初的意識）（有賀）等との関係については、なお検討の余地があると思われた。この点を明らかにするために、まずこの日本村落に一般的にみられる氏神の性格について、比較的共通の文化的水脈に位置する中国と韓国の村落における同様の信仰の検討を通じて、その基本的な理解を得ることとした。

その結果、自然の事象や精霊を神格化し、土地の神を祀ることが、農耕集団にとって古い信仰形態であった。この土地神は、自然神を先駆とするものであり、同時に、それは一定の領域に居住する人々を守護する地縁神としての性格を有するものであった。こうした前提に立ってみると、日本村落にみる氏神は、もともと自然神としての産土神の性格をもつものであったように思われる。それが現実に一方で氏神と呼ばれている理由については、すでに有賀が明確に論証しているところであった。

この自然神を対象とした産土神は、その後さまざまの人間神と習合し、氏神としての性格を強めることになる。しかし、氏神となっても、村人の意識や信仰形態には自然神の要素の認められることを通例としていた。このように現にみられる氏神は、もともと自然神を対象とし、一定の地域に居住し祭祀を共同する社人を守護する地縁神としての性格を有するものであった。

こうした信仰を創出したのは、本源的には人々の生業や生活の要求によるものであったことは繰り返し述べてきたところである。しかし、一旦創出されると、個々人の意識から離れ、超自然力の存在として人々を統制することになる。岡山市新池集落の地神・岐阜県白川村島集落のソヨノカベ祭祀はその一例でであった。そこでは、共同生活における逸脱や緊張関係、災難の予兆・不安等を、超自然力によって解消・超克する機能を有していた。また、生業や生活協同の全般にわたる歳事やきまり・規則等に関する協議や決定の場でもあったし、共同の娯楽や情報交換の場でもあった。

こうした村の共同生活におけるさまざまの事象は、自然神の面前で催されることが古い形であったのであろう。そこでは社人としての連帯感を前提として、諸事象が共有・刻印され、また、過去の事象を想起させる効力をもつことにもなる。事例にみるこのような共同の営為は、要約すれば人々が日常的な生活体験を通して獲得した生活知が、地縁神を媒介して共有・維持され、想起・自覚されることを意味する。そうしてみると地縁神は、人々の間に蓄積・継承されている生活知の共同想起や自覚化の装置（しかけ）とみなすこともできるだろう。

そこでの生活知は多様かつ個性的であるとしても、その核に結晶しているのは、鈴木のところの精神であり、また有賀の生活意識である。そうしてみると、鈴木が自然村における精神の社会的文化的自給自足作用ということの意味も、こうしたコンテクストに即してみるとき理解が容易となるであろう。また、有賀が重視した地縁関係、とくに家々が潜在的に有している生活意識を顕在化させ、民族的性格の社会関係を表出する契機を孕む地縁関係も、この地縁神の装置を媒介して機能するものとし理解される。そこでの地縁関係は、地縁神としての自然神の社縁によって取り結ばれた社人関係の空間的投影としての要素をもつことを意味する。

以上の前提に立ってみるならば、自然村は、個々の意志によって容易に動かし難い絶対的な力の存在として地縁の守護神である自然神・社を創出し、社縁を媒介して構成された共同の意味世界を基盤としているという要素をもつ。自然村の理解にあたっては、こうした要素を視野に入れてみるのが重要であるように思われる。

なお、ここでは自然村の原型ないし理念的局面に論考がかざられることになった。したがって歴史的現実における自然村の存在形態の実証は今後の課題となる。また冒頭に述べた村落研究の現代的課題である村の解体や村の再生論、さらには昨今しきりに唱導されている「自然との共生」といった生態論や環境論からの発言に

においても、以上みてきた自然村の要素を視野に入れて考究することが必要であるだろう。

注

- (1) 鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』1940、時潮社、[鈴木栄太郎著作集 I・II、1968、未来社]。
- (2) 山東省菜蕪年鑑編集委員会編『菜蕪年鑑』1995、齐鲁书社出版、39頁。
- (3) 柿崎京一『近代漁業村落の研究』1978、御茶の水書房、1～9頁。
- (4) 鈴木・著作集 I、106～7頁。
- (5) 鈴木・前出 II、419頁。
- (6) 鈴木・前出 III、450～52頁。
- (7) 鈴木・前出 II、400頁。
- (8) 柿崎・前出、2～3頁。
- (9) 鈴木・前出 II、422頁。
- (10) 鈴木・前出 I、332頁。
- (11) 鈴木・前出 II、423頁。
- (12) 有賀喜左衛門著作集 X、1971、未来社、159～160頁。
- (13) 有賀・前出 I、1966、251頁。
- (14) 有賀・前出 X、160～61頁。
- (15) 有賀・前出 I、112頁。
- (16) 有賀・前出 I、251頁。
- (17) 有賀・前出 V、1968、128頁。
- (18) 有賀・前出 I、250頁。
- (19) 有賀・前出 I、251頁。
- (20) 有賀・前出 X、107～8頁。
- (21) 有賀・前出、VIII、1976、360頁。
- (22) 鳥越皓之「有賀社会学にみる生活把握の方法」東京教育大学文学部社会学教室『現代社会の実証的研究』1977、93頁。
- (23) 鈴木・前出 I、330～32頁。
- (24) 有賀・前出 X、164頁。
- (25) 有賀・前出 V、128頁。
- (26) 有賀・前出 X、168頁。
- (27) 有賀・前出 X、170頁。
- (28) 柳田国男集第31巻、1970、筑摩書房、191頁。
- (29) 折口信夫全集20、1996、中央公論社、83～85頁。
- (30) 折口・前出20、83～86頁。
- (31) 原田敏明『日本古代宗教』1970、中央公論社、46～48頁。
- (32) W・G・Aston、SINTO；the Way of Gods、1905、P.36、原田・前出、199頁より引用。
- (33) 鈴木・前出 V、1973、113～14頁。
- (34) 鈴木栄太郎「農村調査野帳抜書」東京大学社会学会編『現代社会学の諸問題：戸田貞三博士還暦記念論文集』、1949、弘文堂。
- (35) 相田洋『中国中世の民衆文化』1994、中国書店、76～77頁。
- (36) 中村喬『続中国の年中行事』1990、平凡社、140頁。
- (37) 李景漢『定県社会概況調査』呉懷連『農村社会学』1991、安徽人民出版社より引用。
- (38) 呉・前出、84頁。
- (39) 呉・前出、85頁。
- (40) 柿崎京一「村落統合と水利組織」渡辺兵力編『農業集落論』1978、龍溪書舎、203～269頁。
- (41) 岡田譲・神田慶治編『日本農業機械化の分析』1960、創文社。

付 録

世帯調査票

Appendix 世帯調査票



忠清南道唐津郡大湖芝面桃李里 I 地区
生活総合調査

一 調 査 票 一

調査日 1996年 7月 日 世帯番号

世帯主名 男・女 本貫

調査対象者 班

〔調査不能の場合〕

理由：

属性	1. 専業農家	2. 兼業農家	3. その他 ()
----	---------	---------	-----------------------

調査員氏名

韓中日三国共同研究会

{
 ソウル大学、忠南大学、全北大学、韓国精神文化研究院、韓瑞大学
 中国社会科学院、北京大学
 早稲田大学、中央大学、千葉商科大学、淑徳大学

1. あなたの家族は何人ですか。→ () 人
 2. 家族のうち、普段いっしょに生活している人について。

連番	関係	年齢	性別	最終学校	現在の職業	職場の所在地
1			男・女			
2			男・女			

3. 家族員のうち現在、仕事や就学などの理由で一緒に暮らしていない方はいますか。
 → a. いる b. いない
 (1) a. いる 場合、その方について。

関係	年齢	性別	結婚の有無	最終学校	現在の職業	出た年	居住地
		男・女	既・未				

4. 世帯主の来歴について
 (世帯主が女性の場合は、夫を基準に教えてください)

- (1) あなたの本貫と出生地はどこですか。
 1) 本貫
 2) あなたで何代目ですか 始祖・本貫祖・派祖の _____ 代目
 3) 出生地 { a. 桃李里
 b. 他地 → _____ 道/市 _____ 市/郡

- (2) b. 他地 の場合。

- 1) 桃李里に来住したのはいつですか → 19 _____ 年
 2) どんな理由で桃李里に住むことになったのですか。
 3) 来住の時、桃李里内に親戚がありましたか。

- { a. あった →
 b. なかった

世帯番号	本人との関係	班

- (3) (世帯主の) 職業についておうかがいします。

- 1) 学校を終えたのは何年(又は何歳)でしたか。また、その時にどんな仕事につきましたか。

最終学校卒業年	仕事の種類	仕事の紹介者

- 2) その後、現在までに仕事を変えたことはありますか。

→ a. ある b. ない (はじめから現在の仕事)

- 3) a. ある 場合、仕事を変えた年(又は年齢)、仕事の種類などについて古い順にうかがいます。

年(歳)	仕事の種類	就職経緯	転職理由

- (4) 世帯主の兄弟姉妹関係について。

- 1) あなたの兄弟姉妹は何人いますか。

計	人	男	人	女	人
---	---	---	---	---	---

2) あなたの兄弟姉妹を年齢順に教えてください(世帯主も含む)。

連番	性別	生死	生年 年齢	出た 年	出た理由	既未 婚	現居住地※
1	男女	生死				既未	

(5) あなたの親の老後の扶養(世話)は、どなたが主にすることにしていますか。
(まだ、何も決めていない場合は、将来についての考えを聞く)

(6) 将来、あなたやあなたの配偶者の老後の扶養(世話)は、どなたが主にすることにしていますか(まだ具体的に決めていない場合は、予想または希望していることを聞く)。

(7) 親の財産の相続を行いましたか

a. 行った b. まだ行っていない c. 特にない

1) a. 行った場合には、その相続人と相続分量(面積・金額など)を教えてください。

親の財産	宅地 ()	家屋 ()	農地 ()	山林 ()	その他 ()
1					

*兄弟姉妹の番号は、上記質問 2) の番号を記入する。もし、兄弟姉妹以外の人に財産を分けた場合には、具体的に記入すること。

2) b. まだ行っていない の場合、将来どのように分配しますか。

--

5. 世帯主の配偶者について

(1) 現在、配偶者はいますか → a. いる b. いない → (c. 未婚 d. 死別 e. 離別)

(2) 結婚年はいつでしたか(再婚の場合は再婚年を記入して下さい)。
→ 19 年

(3) 上記の d. 死別 e. 離別 の場合、それは何年でしたか。
→ 19 年

(4) 配偶者の実家についてうかがいます。

結婚当時の実家の住所	道/市	市/郡
配偶者の本貫		
配偶者の父親の職業		
配偶者の兄弟姉妹	兄弟姉妹 _____ 人のうち _____ 番目	

6. 世帯主の父母の来歴を教えてください。

	出生 年	死亡 年	職業 (退職前・死亡前)	出生地	本貫	現 居住地
父						
母						

7. 世帯主の子供について

(1) あなたの子供は何人いますか。

計	人	男	人	女	人
---	---	---	---	---	---

(2) あなたの子供についておうかがいします。

連番	性別	出生年	生死	死亡年	出た年	家を離れた理由	既未婚	現居住地
1	男女		生死				既未	

8. 家族・親戚関係について

- (1) 世帯主は桃李里に住んでから何代目に当たりますか。→ (代目)
 (2) 桃李里内に、親戚はいますか (南氏の場合、姻戚のみ聞く)

a. ある →

世帯番号	関係

b. ない

9. お宅では、相談などはどなたにしますか。(関係と居住地)

関係	居住地	関係	居住地

10. 宅地・農地・山林

(1) 現在、お宅で所有している土地面積についてうかがいます。

a. ある →

宅地	水田	畑	山林・原野	他()	計

b. ない

(2) このうち、他人に貸している土地はありますか。

a. ある →

地目	面積	相手との関係

b. ない

(3) 現在、お宅で経営(使用)している土地面積についてうかがいます。

a. ある →

宅地	水田	畑	山林・原野	他()	計

b. ない

(4) この中に、他人から借りている土地は含まれていますか。

a. いる →

地目	面積	相手との関係

b. いない

(5) 現在、休耕している農地はありますか。

イ. ある →

地目	面積	理由

ロ. ない

1.1. 土地の増減

(1) 過去10年間に、お宅で所有していた農地・山林などの面積に変化（増加、減少）がありましたか。

a. ある b. ない

(2) a. の場合、

増減	地目	面積	変化年	理由(売買の場合は相手との関係)
増・減				

1.2. 作付作物、飼育家畜（過去1年間）

(1) 作物別の生産状況（販売しているものに限る）

作物名	米	唐辛子	タバコ	ニンニク	ショウガ	その他
作付面積						
販売先(出荷)先						

(2) 飼育家畜別生産状況

家畜	乳牛	肉牛	豚	
飼育頭羽数				
販売(出荷)先				

1.3. 農機具の所有状況

種類	耕耘機	トラクター	田植機	播種機	ハインダ	コンバイン	噴霧器	脱穀機
導入年								
所有形態	共・個	共・個	共・個	共・個	共・個	共・個	共・個	共・個
共同者との関係								
種類	揚水機	乾燥機	トラック					
導入年								
所有形態	共・個	共・個	共・個	共・個	共・個	共・個	共・個	共・個
共同者との関係								

※共同所有の場合、桃李里内ならば世帯番号を記入。

1.4. 団体活動について

(1) お宅では、つぎにあげる契をやっていきますか。

名称	現在	過去	内 容

(2) お宅では、次の団体に加入していますか。

団体名	参加者	役職	団体名	参加者	役職
農協			婦人会		
営農団					
青年団					

(3) プマシなどの共同作業をやっていきますか。

どんな時	相 手	備 考

15. 用水路の水利契に加入していますか。

名称	内容	名称	内容

16. 農業を継ぐ方がいますか、または継ぐ予定の方がいますか。

a. 決まっている b. 予定しているが確定していない c. いない

a. と b. の場合

関係	年齢	学歴	結婚 有・無	居住地	現在の職業	継承時期

17. 収入についてうかがいます。

(1) お宅の最近1年間の総収入額は、おおよそ次の分類表のどこに入りますか。

a. 1000万未満 b. 1000～1500万 c. 1500～2000万
d. 2500～3000万 e. 3000万以上

(2) また、この収入の割合を100とした場合、収入の源泉別の割合を教えてください

種別	農業収入		農外収入			その他 ()
	農業	畜産	通勤	仕送り	財産	
割合						

18. 耐久消費財等の導入状況についてうかがいます。

	最初導入年	台数		最初導入年	台数
テレビ			アイロン		
ビデオ			扇風機		
オーディオ			エアコン		
ピアノ			電話		
冷蔵庫			バイク		
電気釜			乗用車		
電子レンジ			日刊新聞		
洗濯機			月刊雑誌		
脱水機			その他 ()		

19. 負債について

(1) 現在、お宅の総負債額はどれくらいですか。

a. ない b. 100万未満 c. 100～300万
d. 300～500万 e. 500～1000万 f. 1000万以上

(2) 負債の主な原因は何ですか。

主な原因	借用先

20. この地方では、さまざまの歳事風俗を行っているようですが、つきにあげる歳事風俗をお宅では実施していますか。

月日	名称	実施	過去	備考
1/1	元旦			
14				
15				
16				
	立春			
2/	寒食			
3/3				
4/8				
5/5				
6/				

28. 部落会議（班常会）は主にどなたが参加しますか。→（ ）
29. お宅では、今後とも桃李里に住み続けていくつもりですか。それとも、ほかによいところがあれば移ってもよいと思っっていますか。
- (a) 今後とも桃李里に住み続ける（理由：_____）
- (b) 今後とも桃李里に住み続けたいが、年をとって子供がここから離れるというならば、移ることになるだろう。
- (c) 出来れば桃李里よりも、もっと便利なところに移りたい
（例えば具体的にどんな所へ：_____）
30. ここで生活していくうえで、大切と思われるものを8項目あげてみました。
- (1) この中で、あなたにとって特に大切にしたいと思っっているものを3つ選んで下さい。
- ____(a) 田・畑・山林を手放さないこと
- ____(b) 収入を多くして、経済的に安定すること
- ____(c) 男の子どもを生み、一人前に育てること
- ____(d) 祖先祭祀を大切にすること
- ____(e) 門中及び親戚づきあいを大切にすること
- ____(f) 近所づきあいを大切にすること
- ____(g) 積極的に村の共同集会や活動に参加すること
- ____(h) 人に迷惑をかけないようにすること
- (2) 選んだ3つの中で、最も大切と思っものから順番をつけて下さい
- 1順位 _____ 2順位 _____ 3順位 _____
31. 現在あなたは個人的に欲しいと思っっているもの、実現したいと思っっているものはありますか。

32. この村全体のためにして欲しいことがありますか。

(本調査票はハングルで作成したものを和訳した)